那覇市議会史

第２巻　資料編１

議会の法規･組織

題字　　茅 原 南 龍 氏

（1）戦前の例規

1936(昭和11)年発行の『那覇市例規集』

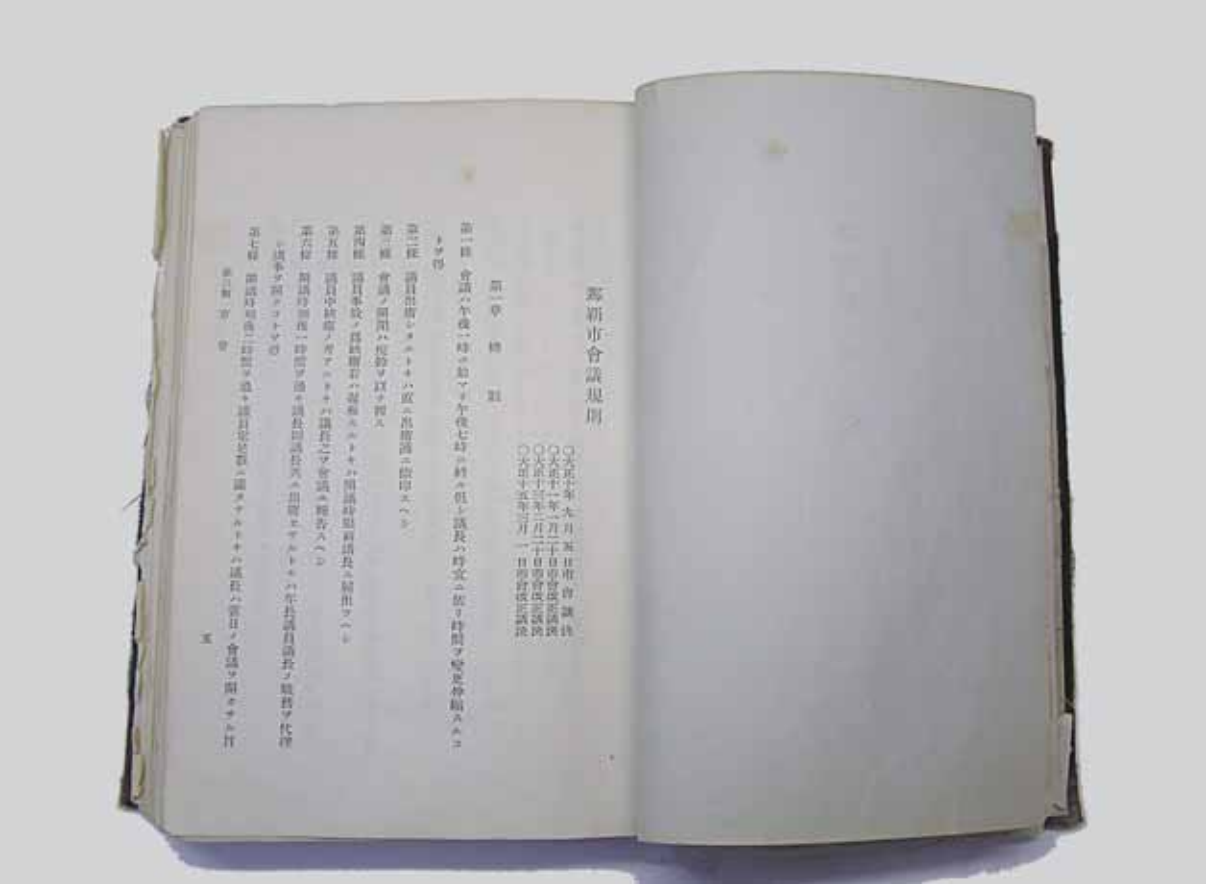
那覇市會議規則

第一章　總　則

第一條　會議ハ午後一時ニ始マリ午後七時ニ終ル但シ議長ハ時宜ニ依リ時間ヲ變更伸縮スルコトヲ得

第二條　議員出席シタルトキハ直ニ出席議ニ徴印スヘシ

第三條　會議ノ開閉ハ挨拶ヲ以テ報ス

第四條　議員事故ノ爲終席若ハ遲延スルトキハ開議時期前議長ニ屆出ツヘシ

第五條　議員中終席ノ者アルトキハ議長之ヲ會議ニ報告スヘシ

第六條　開議時間後一時間ヲ過キ議長即議長共ニ出席セサルトキハ年長議員議長ノ職務ヲ代理シ議事ヲ開クコトヲ得

第七條　開議時間後二時間ヲ過キ議員定數ニ滿タサルトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ開カサル旨

第二編　市　會

五

1926(大正15)年3月1日に改正議決された「那覇市会議規則」

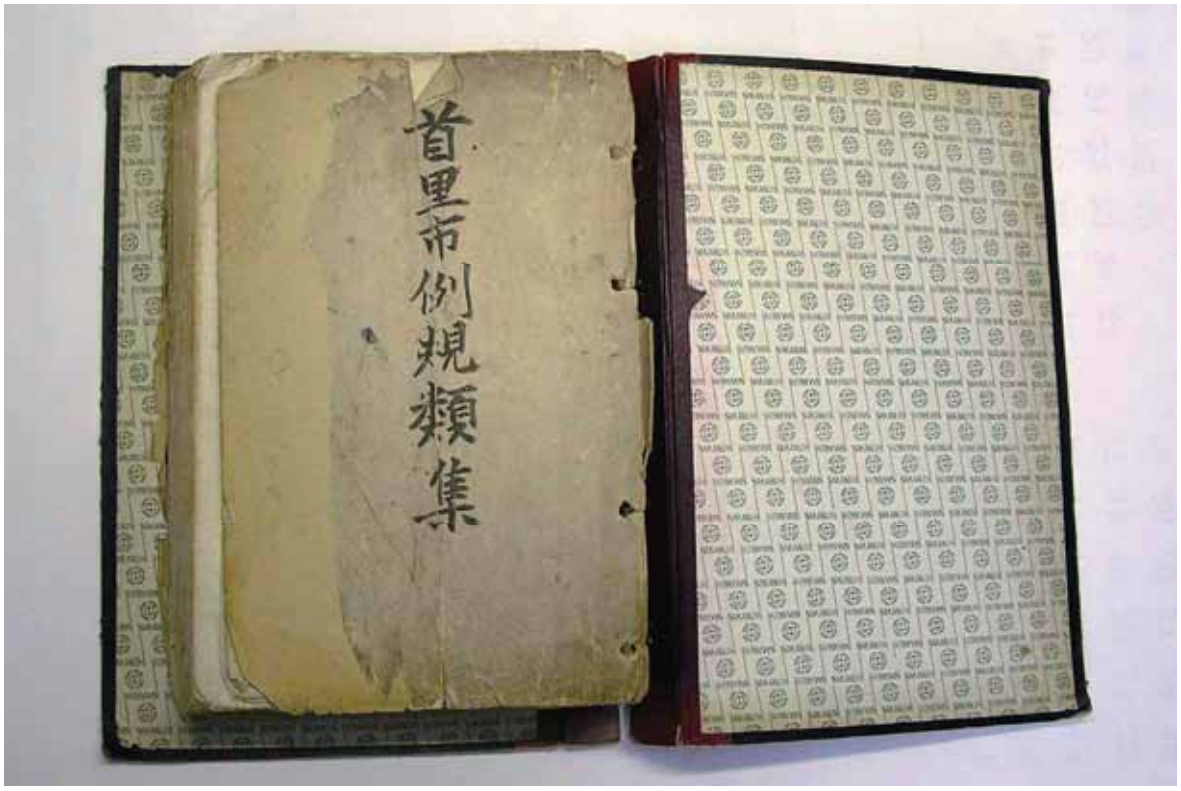

昭和初期発行の『首里市例規類集』

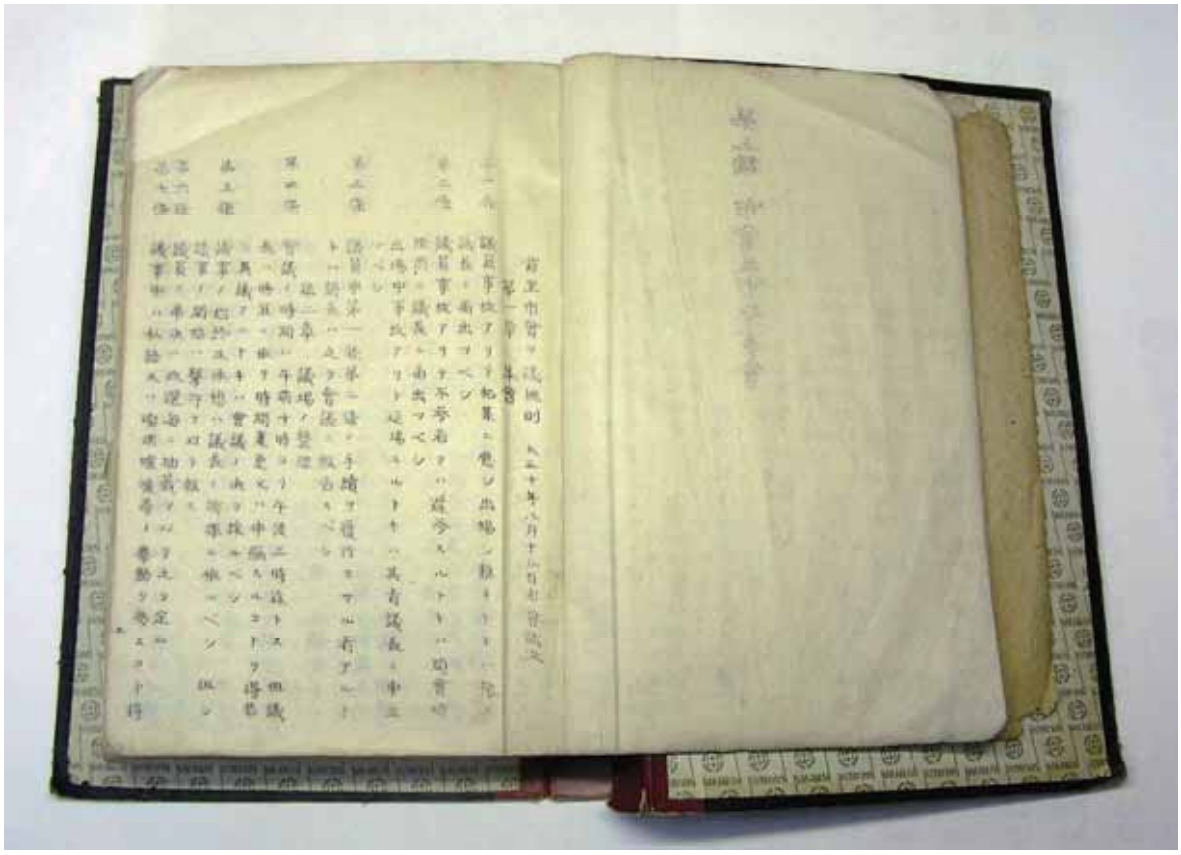

1921(大正10)年8月15日に議決された「首里市会々議規則」

（2）市・村庁舎、議会、議員集合写真

戦前

那覇

1917(大正6)年　上之蔵町に改築着工した
那覇区役所

1917(大正6)年　上之蔵町に新築着工した区公会堂
「沖縄県那覇市版　三州コロタイプ７月号」
（野々村孝男氏提供）

1934(昭和9)年6月に開催された那覇市議会（公会堂）
「沖縄県那覇市版　三州コロタイプ７月号」
（野々村孝男氏提供）

那覇市議会議員と照屋宏市長（前列中央）1931(昭和6)年から1935(昭和10)年8月頃
『沖縄県人物風景写真帖』

首里

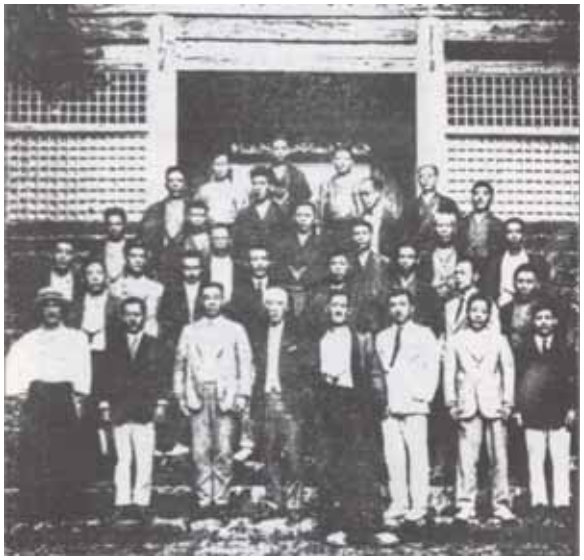

1931(昭和6)年頃の首里市会議員と市三役
『首里市制十周年記念誌』

真和志

1936(昭和11)年7月に当選した真和志村議会議員
(村役所玄関前)

戦後

那覇

1950(昭和25)年8月31日 那覇市議会議員と職員

1953(昭和28)年5月から1965(昭和40)年8月まで
那覇市役所庁舎として使用した天妃小学校

1960(昭和35)年頃の議会風景

1953(昭和28)年3月頃の那覇市議会議員(天妃市庁舎)

首里

首里市役所
　合併後は「首里支所」となる

1954(昭和29)年　合併直前の首里市議会議員(首里市役所玄関前)

小禄

小禄村役所
合併後は「小禄支所」となる

1954(昭和29)年8月合併直前の
小禄村議会議員と長嶺良松村長

真和志

真和志市役所
合併後は「真和志支所」となる

1955(昭和30)年頃の真和志市議会議員

那覇

那覇市役所(本庁)
1965(昭和40)年9月10日落成

2004(平成16)年2月議会

2005(平成17)年8月4日就任の議員

（３）議会の現場視察と決起大会

戦前

那覇市上水道水源地及水道調査する那覇市議会議員『沖縄県人物風景写真帖』

戦後

1967(昭和42)年9月20日　上間発電所設置予定地を現場視察する市議会議員

1976(昭和51)年1月26日 壺川の米軍油送パイプ油流出事故現場を視察する市議会議員

1981(昭和56)年6月 農連市場の移転問題で現場視察する経済民生委員会

1991(平成3)年1月 暴力団壊滅「松山地区総決起大会」に参加する市議会議員

発刊にあたって

那覇市議会議長　安慶田　光男

那覇市議会史編さん事業は、平成４年度に着手し、資料編を順次発刊してまいりましたが、このほど関係各位のご尽力により、『第２巻　資料編１　議会の法規・組織』を発刊する運びとなりました。

明治、大正、昭和、そして平成へと、時代の変遷とともに議会制度も大きな変革の歴史をたどってまいりましたが、本巻は、第１部で国・県・米軍政府関係の法令等から、本市議会の条例、規則、規程に至るまで、本市議会に関わる主要な法規を収録しております。また、第２部では、旧首里市、旧小禄村、旧真和志市（村）、旧みなと村を含めた那覇市に関係する議会の組織を紹介しています。

顧みますと、沖縄は去る大戦で忌まわしい戦災に見舞われ、本市においても貴重な文化遺産と多くの尊い人命が失われるなど筆舌に尽くし難い悲惨な犠牲を被りました。戦後廃墟と化した郷土の復興に向け、米軍統治下に於ける幾多の困難のなか、先人の不屈の精神とたゆまぬご努力により、今日の繁栄の礎を築き上げることができました。

そうした先人の偉業は、時代を超えて脈々と現在に受け継がれてきており、発刊を契機に議会の役割を再確認し、議会の一層の充実強化を図り、市政発展のために精魂を傾注してまいる所存であります。

また、本議会史を発刊するにあたり、公私ともご多忙のところ、資料提供にご協力下さいました多くの方々並びに関係者の皆様に対し、衷心より感謝を申し上げます。

願わくば、本巻をとおして多くの皆様方が議会活動に対するご理解を深められ、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、議会史発刊のご挨拶といたします。

平成 19 年（2007 年）10 月

凡　例

1　本巻は、『那覇市議会史　第2巻　資料編1　議会の法規・組織』とする。

2　本巻の収録する期間は、1888年(明治21年)の間切予算協議会から2005年(平成17年)12月までとする。

3　本巻は、現在の那覇市を構成する旧那覇市、旧首里市、旧小禄村、旧真和志市(村)、旧みなと村も含め、本市に係る議会関係資料を収録した。

4　本巻は、第1部「議会関係法規」、第2部「議会の組織」、「付録」で構成した。

5　編集にあたっては、次のとおりとした。

(1)　構成別内容編集について

第1部「議会関係法規」については、

①国・県・米軍政府関係法令等及び那覇・首里・小禄・真和志の議会関係例規は、議会に関係する法規を主に収録した。また、変遷が分かるようにその改正分も収録した。その他の規程と要綱等は平成17年12月現在のものを、議会運営先例は『議会運営先例集』(平成17年発行)から主なものを一部抜粋して収録した。

②国法令の見出しの〔　〕には、法令の制定日と法令番号を記した。

③条文を省略したものについては、見出しに(抄)を付した。また、省略した箇所には〔省略〕〔一部省略〕〔以下省略〕で表記した。

第2部「議会の組織」については、議員名簿、委員会名簿、会派、議会の組織図等を収録した。また、議員の名簿に顔写真を付けた。但し、顔写真が少ない区会の時期や那覇市以外の地域はそれぞれの末尾にまとめて収録した。

「付録」については、

①選挙執行一覧については、小禄、真和志の戦前の資料がなく、戦後のみの収録とした。

②議員表彰については、那覇市政功労、全国市議会議長会、沖縄県市議会議長会、沖縄市町村議会議長会、姉妹都市名誉市民の称号、沖縄県功労、叙勲・褒章を収録した(那覇市議員関係のみ抜粋)。

③附属機関・一部事務組合に選出された議員名簿については、戦前は当時の新聞や刊行物、戦後は会議録から作成した。但し、戦後の那覇市については平成11年9月現在の33の附属機関に限定し、会議録以外に関係部署資料と議会事務局保管資料で作成した。

④歴代三役については、区・市村長が議長を兼ねていた時期もあり、区長が民選になった時期の明治41年から収録した。

⑤市域・人口については、市域は国土地理院公表の面積と那覇市・豊見城市の按分した面積が異なるが、那覇市統計課が現在公表しているものを収録した。人口は大正9

年以前は沖縄県統計書を、大正 9 年以降は国勢調査の資料を基に収録した。

⑥議員名一覧については、議員名で当選年が調べられ、索引として活用できるように収録した。ただし、小禄、真和志の 1912 年、1920 年、1924 年、1928 年については資料がなく収録していない。また、同姓同名については、同一人物かどうか判断できない議員についてはそのまま個別に表記した。

⑦収録外の関係法令一覧については、収録できなかった関係法令名を一覧で紹介した。

(2)　紀年については、大きな見出し等では西暦の後に( )で元号を併記し、時代が分かるようにした。

(3)　名簿の配列は五十音順とした。ただし、配列の基準となる姓の読みは便宜的に現在の一般的な読みに従った。

例 ： 金城(カナグスク) → キンジョウ、城間(グスクマ) → シロマ

6　用字・用語等については、次のとおりとした。

(1)　旧漢字は、新漢字に改めた。ただし、人名等の固有名詞は原本のとおりとした。

(2)　例規において、旧仮名遣いは現代仮名遣いに改めた。

(3)　変体仮名、複合略字等は、平仮名、漢字に改めた。

(4)　繰り返し記号は、繰り返し文字に改めた。

(5)　漢数字は、読みやすくするため一部算用数字に改めた。

(6)　不鮮明で判読できない文字は、字数分だけ□で表示した。

(7)　収録にあたっては可能な限り原本に沿ったが、明らかに誤字、脱字と判断できる字句は訂正した。また、判断できない字句には(ママ)を付した。

解　　説

田里　　修

はじめに

本巻の構成

本巻は、第１部「議会関係法規」、第２部「議会の組織」で構成する。

「議会関係法規」とは議会に関する法規で、国の法律から議会の規則等に至るまでを指し、それらの主なものを収録してある。

「議会の組織」では、議会の構成員である正副議長及び議員と、委員会等の議会組織についての資料を収録してある。

第１部では、第１章に国や県そして復帰前についてはアメリカ軍関係の法律等を収録した。近代国家においては、基本的には法に基づいて地方の制度は組織される。従って、ここでは明治以降の那覇市地域の地方制度・議会制度に関する法律を収録した。第２章では那覇市と合併前の首里市、小禄村、真和志市(村)などの議会が制定した例規、今日の条例や規則などを収録した。これらの収録の仕方は、それぞれの章を、沖縄戦の前を「戦前期」、戦後を 1972 年の復帰の前後で「アメリカ統治期」と「復帰後」に分けることとした。この区分については本巻の小委員会でも議論の末に、沖縄の歴史はいくつかの変遷を経ていることから、このような統治機構の変遷にしたがって、この三つの時期区分に分けた構成とすることとした。

Ⅰ　第１部　議会関係法規

第１章　国・県・米軍政府関係法令等

第１部の議会関係法規では、その全てを収録することはページ数の関係で不可能なので、主なものの中から、一部を抜粋して載せておいた。さらに参考のために、条文を収録できなかった法令については、「収録外の関係法令一覧」として付録に載せておいた。第１部の第１章では、今後発刊を予定している本議会史の「通史編」と重ならない範囲で、収録された法規を中心に整理しておくこととしたい。本巻収録の法規名は『　』（二重カッコ）で表示し、収録していない法規と区別できるようにした。またこの解説では読みやすくするため、法規名及び法規本文のカタカナ書きはひらがな書きに改めた。

戦前期
旧慣温存時期〔1896（明治 29)年以前〕

1872（明治 5）年 9 月 14 日詔勅「琉球国王尚泰を藩王となし華族に陛列するの詔」が出され、琉球国最後の国王である尚泰が華族として公家に連ねられ、琉球藩が設置された。琉球藩を設置する、とはされていないが国王が藩王にされたのであるから、琉球国から琉球藩にされたのである。その後いわゆる「琉球処分」の結果、1879（明治 12）年 4 月 4 日太政官布告第 14 号が出され沖縄県が設置され、県庁は首里に置かれることとなったが、沖縄にどのような地方制度を置くのか明確ではなかった。そもそも、この時期沖縄の地位ははっきりしなかったといってよい。

王府時代の沖縄は一方では薩摩の支配の下で幕府（日本・本土）の下にあるとともに、他方では薩摩の下で中国・清朝との朝貢・冊封関係を維持していたため、後に「日支両属」といわれる位置にあったのであるが、こうした琉球・沖縄の地位は結局、日本、中国、沖縄の間で決まらないうちに日清戦争の結果、沖縄は日本となったといってよいのである。こうした不安定な位置にあったため沖縄県の諸制度の改革は先延ばしにされたといってよいが、諸制度とは県・市町村制度のような地方制度がその最たるものであり、その改革が日清戦争後のこととなったのはいわば必然でもあった。もちろん、その間も明治政府による行政制度そのものは行われたのであるが、地方制度とは今日のいわゆる自治の問題であり、それはほかならず地方議会制度の問題でもある。

本土では明治に入り国政や地方制度について明治初年から問題となり、いわゆる自由民権運動が起こったのであるが、そうした動きを経て 1889（明治 22）年 2 月 11 日いわゆる「帝国憲法」が公布され、この前後に国政を担うものとして帝国議会が開設され、衆議院議員選挙が行われた。その前後に地方制度として 1890(明治 23)年法律第 35 号「府県制」、1888(明治 21)年法律第 1 号「市制町村制」と、それぞれの議会が開設されていったのであるが、沖縄には先ほどの事情からこうした一連の制度は適用されず、こうした改革からは取り残されていったのである。

この時期を琉球・沖縄の歴史では「旧慣温存期」あるいは「旧慣存続期」というが、要するに王府時代の様々な制度がそのまま残されていた時代であり、それは沖縄社会が王府時代のままであったといってもよい時代でもある。議会に関していえば議会制度はまだなかった時代であった。

1888（明治 21）年 4 月 25 日法律第 1 号「市制町村制」が公布され、本土では市制ないし町村制が施行できるようになったが、この法律は沖縄県には適用されず、本土でも地域によっては実施が遅れた地域もあった。様々な理由があるが、要するに当時の沖縄は、例えば土地制度も王府時代の地割制度のままであったし、そうした諸制度の改革をどのように進めるのかについても明治政府は明確な方針があったとはいえなかったのである。そうした中で地方制度の改正も持ち越されることとなった。

旧慣温存期の沖縄県は王府時代の制度が続くこととなったが、王府時代の沖縄には「間切・島、村」制度といわれる本土にはない制度があった。間切とはいわゆる本土の村（むら・ムラ）よりは大きく当時の本土の市町村よりは小さいもので、島とは離島であるがいくつかの村から成り立っているもので、村とは現在の字・区などと呼ばれる部落のことを指す。王府時代の沖縄ではこの部落がムラと呼ばれ、もともと方言で「シマ」と呼ばれた地域であるが、本土ではこうした村をいくつもまとめて新しく町村を作ったのであり、沖縄にはそれ以前から間切があったのでこれをどうするのかが一つの課題だったと考えられる。

間切はほとんど今日の沖縄の市町村と重なるが、当時の本土の市町村と比べると小さく、いずれにしろ明治政府にとって、この間切をどうすべきかということが沖縄の地方制度の課題であったものと考えられる。結果として後に、この間切を市町村として活用していくこととなるが、それに先立って 1888（明治 21）年、この間切に「予算協議会」を設置し、とりあえず間切の予算について審議する機関を設けた。これについては法令の根拠がはっきりしないが、最初の『間切島村歳入歳出予算協議会総代選挙概則』には協議会の「間切島総代」を村ごとに 2 名、「村総代」を 3 名以上 5 名以内選出する（第 1 条）とあり、沖縄における「議会の始まり」といってよいだろう。

特別区制と特別町村制の時期〔1896(明治 29)年～1921(大正 9)年〕

こうした中でようやく明治政府は、1896（明治 29）年 3 月 5 日勅令第 19 号『沖縄県区制』を制定し、沖縄県に特別な区制を、翌 97(明治 30)年 4 月 1 日から施行(第 26 条)することとした。

勅令とは今日の政令にあたるものである。区制は北海道にも似たような特別区制が設けられたが、明治政府にとっては本土と違う歴史をたどった両地域にどのような制度がよいのか苦慮していたものと考えられる。これによって首里区と那覇区にはこの勅令が適用されることとなった。今日と大きく異なっているのは区会議員が「名誉職」（第 31 条）とされていることと、選挙人は直接国税の多寡によって 1 級から 3 級に分けられていることなどであろう。これに関連し同年 3 月 11 日に、内務省令第 3 号『沖縄県区会の会議及傍聴の紀律並取締に関する規則』と内務省令第 4 号『初めて沖縄県区制を施行するに付必要なる事項』が制定された。内務省は今日の内閣府あるいは国土交通省にあたるところで、省令とは各省庁が出す法令で、勅令の下位規程である。

ところで現在の那覇市は王府時代の大きな三つの地域を含んでいる。まず首里地域であるが、首里は王府のある首里城のあった場所として発展してきた地域である。次に那覇地域であるが、ここは港町として発展した所であり、その一部が久米村で、また那覇と同じ港町として泊地域があった。

この大きく首里、那覇地域とは別に現在の那覇市には真和志間切と小禄間切の二

つの間切地域が含まれていた。区制によって首里と那覇は「特別区」として独自の歴史を歩み始めるが、二つの間切については、1897（明治 30）年 3 月 29 日に勅令第 56 号『沖縄県間切島吏員規程』と、1898（明治 31）年 12 月 21 日勅令第 352 号『沖縄県間切島規程』が制定され、1899（明治 32）年 1 月 1 日より「間切島制度」が施行されることになった（附則）。

これを受けて 1899（明治 32）年 1 月 23 日に県は、沖縄県令第 3 号『間切島会に関する規程』を制定した。また、間切島吏員規程はそれまでの間切制度を手直ししたもの、と言ってよいが、例えば間切長以下の間切職員は沖縄県知事が任命する（第 4 条）となっている。本来、間切島規程が制定されて後に吏員規程が制定されるべきかと思われるが、王府時代以来の間切長であった地頭代（じとうだい）と新しい間切長とは区別、刷新する意味で、県知事に間切長の任命権を移して、その任命後に組織の事務分掌として「間切島規程」を制定したものであろう。

一方、間切島会の議員も名誉職（第 2 条）とされ、また議長は間切長とする（第 6 条）もので今日の市議会とは大きくかけ離れるものであった。

こうして那覇、首里には特別区制、小禄・真和志地域には間切島制度が行われることとなったが、間切島制度は王府時代の間切制度を新しくしたものに過ぎなかったためか、1907（明治 40）年 3 月 15 日に勅令第 45 号「沖縄県間切島並東京府伊豆七島及小笠原島に於ける名称及区域の変更等に関する件」と勅令第 46 号『沖縄県及島嶼町村制』（全 102 条、以下、島嶼町村制と略す）が制定され、その施行については県知事が具申し内務大臣が定む（附則）とされたが、10 月 12 日内務省令第 24 号、第 25 号によって 1908（明治 41）年 1 月 1 日から施行されることとなった。

勅令第 45 号によって間切は村(そん)になったが、島嶼町村制によって間切は町・村（ちょう・そん）として出発することとなり、町村会が設けられることとなった。しかし町村会議員は名誉職（第 30 条）であり、名誉職に当選し任命を拒否した場合は制裁規定を設けることができるものとされた（第 6 条）。また町村長は県知事がこれを任命するものとされ（第 8 条）、これらが特別町村制と呼ばれた島嶼町村制の一番大きな問題点で、後に県知事任命の町村長と住民との争いが「シルー・クルー」とよばれる政争の一因ともなった。

島嶼町村制施行に関連して同年 3 月 3 日に沖縄県令第 11 号『町村会議員の定数』、沖縄県令第 12 号『沖縄県町村会議員選挙規程』、沖縄県訓令甲第 4 号『町村会議規則』、沖縄県訓令甲第 5 号『町村会議事傍聴取締規則』が出された。県令とは今日の県条例にあたるものであるが、その下位規定が県訓令である。県令第 11 号は島嶼町村制第 26 条を受けて 8 人から 20 人の議員定数について定めたものであり、第 12 号は第 31 条を受けて議員選挙についての規程を定めたものである。訓令第 4 号と第 5 号は島嶼町村制第 50 条の規定を受けて県知事ではなく「島司群長の許可をうく」こととなっていた。

島嶼町村制は、沖縄県の区域と、その他の島嶼地域、要するに離島地域における特別な町村制という意味を持つ法令である。沖縄県は本土と歴史が違い王国であっ

たが廃藩置県も別であった。そうした歴史的事情のほか、沖縄県には本土と同じ町村制を実施するのにいくつかの問題があったと考えられるが、その一つの大きな問題は、今日に通ずる財政問題であったものと思われる。

そもそも沖縄県自体が特別県制であった。府県制は 1890（明治 23）年 5 月 17 日法律第 35 号「府県制」として公布されたが、その第 94 条には「此法律は郡制市制を施行したる各府県に施行する」とあり、また、同年同日の法律第 36 号「郡制」の第 89 条には「此法律は町村制を施行したる各府県に施行する」とあり、これらによって沖縄県にはこの府県制・郡制が結果として適用されなかったのである。これらの前提である 1888(明治 21)年 4 月 25 日法律第 1 号「市制町村制」は、町村制第 132 条で「此法律は北海道、沖縄県其他勅令を以て指定する島嶼に之を施行せす別に勅令を以て其制を定む」となっていて、沖縄県はそもそも特別だったのである。

これらもまた財政問題がその理由と考えられるのである。島嶼町村制は一般の町村制と何が違うのか。それは後にこの町村制が「特別町村制」とも呼ばれたように一般の町村制に比べ「自治」が弱かったのであるが、町村の長の任命権が県知事にあったことと、何よりも議会の権限も弱かったことにある。

ところで今年（2007 年）が島嶼町村制公布百年、来年が施行百年にあたる。1990 年に全国的に町村制施行 100 周年の事業が行われ、沖縄県からも参加者がいたが、本来、2007 年の今年が沖縄にとっての記念年にあたるのである。

島嶼町村制は勅令第 45 号にもあるように、その適用地域は沖縄県全域と伊豆、小笠原諸島地域そして奄美大島地域である。ちなみに後述するように沖縄県地域が一般町村制に移行して後も伊豆、小笠原諸島地域ではこの島嶼町村制が適用され、それは戦後まで続いたのであるが、島嶼町村制はこうした離島地域に対する町村制なのであった。

離島は今日でも同じ財政問題を抱えるが、例えば小さな島(部落や人口が少ない島)にとっては、大きな島と合併するのは大変大きな負担となりかねないので簡単に合併できないため、財政力がないにもかかわらず「独立」せざるを得ない、といった問題がある。1890(明治 23)年法律第 35 号「府県制」は、明治 32 年の改正を経て 1908（明治 41）年 2 月 27 日法律第 2 号によってさらに改正されたが、沖縄県については 1909(明治 42)年 3 月 12 日勅令第 20 号「沖縄県に関する府県制特例」による特例付きの府県制であった。また島嶼町村制の制定、府県制の改正に伴って 1908(明治 41)年 3 月 16 日勅令第 43 号によって『沖縄県区制』が制定され全文改正された。明治 29 年区制の全 98 箇条から改正後の区制では 136 箇条に増えた。

1920（大正 9）年 3 月 29 日勅令第 45 号が出されて、沖縄県にも一般の町村制が施行されることとなった。これに伴い 5 月 17 日勅令第 193 号が制定されて島嶼町村制が改正されることになったが、勅令第 193 号はきわめて簡単明瞭で、すなわち島嶼町村制から「沖縄県及」の 4 文字を全て削除するとするものである。先に述べたようにこれに伴って沖縄県地域は島嶼町村制地域ではなくなり、その他の伊豆、小笠原諸島地域にはそのまま島嶼町村制が施行されることとなったのである。

一般市制と町村制の時期〔1921(大正 10)年～1945（昭和 20）年終戦〕

1921（大正 10）年 5 月 20 日、内務省告示第 88 号『那覇市及首里市を置く』が出され、これによって同日から那覇及び首里には「市」を置くものとされた。つまり那覇と首里は区制から市制へと適用される法律が変わったのである。

これは 1911（明治 44）年 4 月 6 日制定の法律第 68 号『市制』が、1921(大正 10)年 4 月 9 日に改正されたのであるが、その附則条文に「沖縄県の区を廃止して市を置かむとするときは第 3 条の例による」とする規定があり、それを受けて内務大臣が両市の設置を定めた（告示第 88 号第 3 条）ものである。本巻ではこの大正 10 年時点での改正を含んだ条文を載せてある。ここでは余り論じることはできないが、那覇が特別区から一般の市に移行したこの時期は、言ってみれば、沖縄県の国政（衆議院議員選挙）制度・県制・市制・町村制などがすべて当時の言葉で「他府県並み」（戦後あるいは復帰後の「本土並み」と同じ意味で使われた）になったのである。

こうした中で町村については 1911(明治 44)年法律第 69 号『町村制』が沖縄県にも適用されることとなった。これも 1888(明治 21)年の「町村制」が全文改正されたものであるが、本巻には 1911(明治 44)年の法律に大正 10 年時点での一部改正を含んだ条文を収録してある。この結果、小禄と真和志には一般の「他府県並み」の町村制が行われることになったのである。

以後、『市制』については 1926（大正 15）年 6 月 24 日法律第 74 号による改正が行われたが、それまでの選挙人を 2 級に分けていた選挙制度を改めるなど大幅な改正がなされた。これはいわゆる「普通選挙」、女性を除く一般男性には納税額などで差別されない選挙権が実施されたことに伴うものである。1929（昭和 4）年 4 月 13 日法律第 56 号は欠員や選挙人名簿に関することなどが主な改正である。1935（昭和 10）年 7 月 2 日法律第 45 号による改正では「志願に依り兵籍に編入せられたる者」についての規定を追加した。1943（昭和 18）年 3 月 19 日法律第 80 号による改正では、第 2 条に「並従来法令又は慣例に依り及将来法律勅令に依り市に属する事務を処理す」とあったものから「及将来法律勅令に依り」を削除しているのが目に入る。こうした改正を経て太平洋戦争・沖縄戦にいたることとなった。

『町村制』についても、普通選挙実施に伴う 1926（大正 15）年 6 月 24 日法律第 75 号による改正、1929（昭和 4）年 4 月 13 日法律第 57 号による改正、1935（昭和 10）年 7 月 2 日法律第 46 号による改正、1943（昭和 18）年 3 月 19 日法律第 81 号改正など市制とほぼ同じ改正を経て戦後に至ったのである。

これらの改正はそれぞれが日本本土の地方制度、選挙制度あるいは戦局などの変遷に合わせて改正されていったわけであるが、それらの那覇市地域でのもつ意味については『第 1 巻　通史編』にゆずることとする。

その後、太平洋戦争の直前から最中にかけては 1941（昭和 16）年 2 月 22 日法律第 5 号『府県会議員、市町村会議員等の任期延長に関する法律』、1943（昭和 18）年 6 月 21 日法律第 90 号『道府県会議員等の任期延長に関する法律』、1944（昭和

19）年 3 月 25 日法律第 33 号『昭和 18 年法律第 90 号及東京都制中改正法律』などが制定されたが、これらはそれぞれ、県会議員、市町村会議員の戦時体制の下での任期延長に関する特別立法で、こうした改正を経て、終戦、そして戦後の改革を待つこととなった。

戦後
アメリカ統治期〔1945(昭和 20)年終戦～1972(昭和 47)年 5 月 14 日〕

アメリカ統治期には戦後の復帰前の議会に関する米軍の「布令」「布告」や琉球政府とともにつくられた立法院による「立法」などといった関係諸法令から抜き出して本巻には収録した。

1945（昭和 20）年 4 月 1 日沖縄本島に米軍が上陸し、沖縄戦が始まるとともに戦後の占領が始まった。その後の沖縄はアメリカの占領政策の下で、また幾多の変遷をたどったのであるが、復帰前については大きく 1952（昭和 27）年の琉球政府の設置前と設置後に分けて考えられるであろう。

戦後の混乱の中で米軍によって「村政」が始まったのであるが、それらに関するものとして、占領当初、1945（昭和 20）年 9 月 12 日米軍政府回状第 208 号『地方行政緊急措置要綱』は収容所時代の「市」（第 3 条）「市会議員」（第 7 条）などについて定めるもので、これは 1945（昭和 20）年 12 月 4 日米軍政府指令第 58 号『村政の組織』によって「再定住」（3 項）されることとなった。『地方行政緊急措置要綱』の第 5 条には単に「其の市に於ける年令 25 才以上の住民は選挙権及被選挙権を有す」とあって、これにより初めて女性も参政権をもつこととなった。これは本土よりも早い女性参政権をもたらしたといわれる。この間、1945（昭和 20）年 8 月 20 日に「沖縄諮詢会」が設置され、同年 9 月 25 日には本島 12 地区で市長選挙が行われたという。これらを受け、1946（昭和 21）年 1 月 12 日米海軍政府指令第 96 号『村政の統制』では「村政の統制は 1946 年 2 月 1 日以降、軍政本部総務部の直接の責務」とされたが、この年 4 月 11 日に沖縄民政府が発足し、4 月 22 日には沖縄中央政府が設立され、26 日には沖縄議会が発足した。5 月 4 日米海軍政府指令第 5 号『村会議員空席の補充』によって選挙執行まで空席議員の補充が許可され、5 月 9 日沖行第 5 号『市町村政委員会設置に関する件』によって「市町村長の諮詢機関又は協力者として市町村政委員会」が設置された。この年 4 月 4 日には当間重剛が那覇市長に任命されたが、真和志地区の住民を始め、那覇・首里・小禄等の住民が基地接収された地域を除く元の地域への移動許可をもらったのは 7 月 10 日だったという。

当時は、まだ住民の多くが収容所に入れられていた時代であり戦後のそうした混乱を象徴するものが、1947（昭和 22）年 5 月 1 日沖縄民政府告示第 18 号『みなと村を置く』である。那覇軍港労働者を中心に戦後の混乱の中で出来た、みなと村はその後 1950（昭和 25）年 8 月 1 日に那覇市に編入された。

1947（昭和 22）年 12 月 2 日米軍政府特別布告第 25 号『選挙（市町村長並に議員）』

が出され、この特別布告第1条を受けて1948（昭和23）年1月12日米軍政府指令第4号『沖縄群島に於ける市町村長及び市町村議会議員選挙』が出され同年2月1日に市町村長選挙が、2 月 8 日に市町村議会議員選挙が行われることになった。1月12日米軍政府指令第4号添付『沖縄群島市町村議会議員及市町村長選挙』は今日では常識である「沖縄人たる年令20年以上のもの」に選挙権を認め、年令25年以上のものに被選挙権を認めたのが画期的であろう。4月12日沖総第122号『市町村議会運営について』は、混乱を避けるため議会の議長を市町村長にしておいたもので、7月21日米軍政府指令第26号『市町村制』が制定されて戦後の地方制度が本格的に始まったといってよい。

1950（昭和25）年12月15日に米国海軍・陸軍による軍政府は米国民政府と替わったが、同年11月に四つの群島政府が設置された。

1950（昭和25）年7月7日米軍政府布令第17号『改正市町村議会議員及び市町村長選挙法』が出されて市町村長及び議会議員選挙の基本が改正されたが、これに関する選挙実施日についての一部改正が、8月7日米軍政本部布令第17号改正第1号『改正市町村議会議員及び市町村長選挙法』、1952（昭和27）年4月17日同第3号、7月23日同改正第4号『改正市町村議会議員及び市町村長選挙法』であり、議員定数についての一部改正が1950（昭和25）年8月31日沖縄軍政官府『市町村制の一部改正』である。

1952（昭和27）年4月1日に琉球政府とともに立法院も設立され、1953（昭和28）年1月12日には琉球政府立法第1号として『市町村自治法』が制定された。三権分立の建前から立法院がつくられてその第1号が市町村の自治に関するものであり、すでに本土では1947（昭和22）年に「地方自治法」が制定されており、その影響で「自治」の名が冠されたものであろう。アメリカ統治期の法規はこの自治法の改正と選挙法に関する改正を主に収録した。

1953（昭和28）年9月14日琉球政府立法第49号『市町村自治法の一部を改正する立法』は市町村合併に関するものが中心のようであり、1957（昭和32）年11月23日米軍政府布令第17号改正第7号『改正市町村議会議員及び市町村長選挙法』は「重罪に処せられ」た者等から被選挙権を剥奪するとするもので、同年11月23日高等弁務官布令第2号『市町村自治法（一部改正）』とあわせていわゆる「瀬長市長追放」に関連する布令であり、立法院の立法を米軍の布令が改正できるとするアメリカ統治下の沖縄を象徴する布令であろう。

1962（昭和37）年8月22日琉球政府立法第85号『市町村自治法の一部を改正する立法』は修正動議発議の手続きなどの改正などで、1967（昭和42）年8月28日琉球政府立法第98号『市町村自治法の一部を改正する立法』は市町村長と議会との意見の対立があった場合の異議申し立て等に関する改正である。

1968（昭和43）年7月15日琉球政府立法第74号『市町村議会議員及び市町村長選挙法』は全文改正であり、1950年布令第17号、1953年立法第1号の改正を含むもので復帰までの基本法であろう。

沖縄の日本復帰、返還が迫った 1971（昭和 46）年 12 月 31 日に法律第 129 号『沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律』が公布された。法律第 129 号によって沖縄は沖縄県として従来から続いたものとされ、それまでの沖縄の市町村は地方自治法における市町村とみなされ、当然 1947（昭和 22）年の法律第 67 号「地方自治法」が適用されることとなった。

復帰後〔1972(昭和 47)年 5 月 15 日～2005(平成 17)年 12 月〕

復帰後には当然、改正された地方自治法の中から議会に関する改正条文と、それに伴う「公職選挙法」（昭和 25 年法律第 100 号）とその後の改正された関連条文を抄録してある。法律名の後に（抄）とあるのは、抄録のことであるが、法律の収録の仕方にはいくつかの方法があり、今回はその時点での改正された条文を含めた法律を基に収録してある。

戦後、憲法改正に基づいて抜本的に改正された 1947(昭和 22)年法律第 67 号『地方自治法』は 1970(昭和 45)年に改正されたが、収録した法律はその改正後の法律の条文を基に収録してある。

次に、そうした新しい地方自治の精神に基づいた選挙についての 1950(昭和 25)年法律第 100 号『公職選挙法』を収録してあるが、これも沖縄の復帰直前の 1972（昭和 47）年 5 月 13 日に改正されているが、復帰時点における沖縄県に適用された時の条文を抄録してある。

また、住民運動が起きて議会と住民の多数意見とが相違した時に備えて議会が住民の意見を聞く機会として「解散」する場合に「地方自治法」の特例として制定された 1965（昭和 40）年 6 月 3 日法律第 118 号『地方公共団体の議会の解散に関する特例法』の三つが 1972（昭和 47）年 5 月 15 日復帰した沖縄県に適用された。

その後の主な「地方自治法の一部改正」については、まず 1991（平成 3）年 4 月 2 日法律第 24 号では、議会に関する事項として、地方議会が検査し、または監査委員に対して監査が求めることができる事務の範囲を機関委任事務まで拡大し、委員会活動での参考人制度の導入や、議会の円滑な運営を図るため条例で議会運営委員会の設置ができることになった。次に、2000（平成 12）年 5 月 31 日法律第 89 号では、地方議会からの意見書を国会にも提出でき、議会の会派又は議員に対しては条例に基づく政務調査費の交付が可能となった。さらに、2002（平成 14）年 3 月 30 日法律第 4 号では、議会が議案審査や当該地方公共団体の事務に関する調査、その他の議会での必要があると認めたときは、会議規則の定めに基づき議員を派遣することができる、いわゆる議員派遣制度が設けられた。

また、本巻には収録していないが、2003(平成 15)年には公の施設の管理に民間活力を導入促進のため、従来の管理委託に代えて指定管理者制度を導入し、その指定にあたっては当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないとした一部改正が行われた。さらに、2004(平成 16)年には、議会の定例会の開催回数の上限(4 回)

がなくなり、条例で開催回数を定める改正が行われた。

「公職選挙法」については、1975（昭和 50）年 7 月 15 日法律第 63 号『公職選挙法の一部を改正する法律』は選挙違反事件の統括主宰者の訴訟に関するもの、1992（平成 4）年 12 月 16 日法律第 98 号は収賄罪などの罪により執行猶予中の者などに関する改正、1994（平成 6）年 2 月 4 日法律第 2 号、1997（平成 9）年 6 月 20 日法律第 93 号、1999（平成 11）年 7 月 16 日法律第 122 号、2000（平成 12）年 5 月 17 日法律第 62 号など一部を改正する法律を抄録してある。

また、従来の国と地方公共団体の上下主従の関係から対等・協力の関係に転換し、地方分権を推進するため、475 本の関係法規を一括して改正する、1999(平成 11)年 7 月 16 日法律第 87 号『地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律』、通称、地方分権一括法が制定された。

これにより、市町村議会の議員の定数は地方自治法で定める人口別の上限内で条例で定めるものとし、本市の人口 30 万人の市では、議員定数の上限が 46 人となった。ちなみに、2002(平成 14)年 12 月 27 日条例第 68 号の条例改正により、議員定数は 44 人となった。

その他、地方分権の一括法の制定に伴い、議員による議案及び修正案の提出要件が、従来の議員定数の八分の一から十二分の一の賛成に緩和された。

第 2 章　議会関係例規

第 2 章は、こうした国・県・米軍政府関係法令等を受け議会が制定してきた条例・規則・規程等を収録したものであるが、残念ながら沖縄戦とその後の占領に伴う混乱で、戦前から戦後初期の資料については那覇市地域でも多くは残っていない。第 2 章は「戦前期」、「アメリカ統治期(合併前)」、アメリカ統治期(合併後)」及び「復帰後」の四つの時期に区分し、さらに那覇地域と首里・小禄・真和志の地域ごとに収録した。

那覇市

那覇地域についてみてみると、戦前期、僅かに残された資料は一般市制を受けての那覇の『那覇市会議規則』『那覇市会傍聴人取締規則』『那覇市参事会委任事項』『那覇市名誉職員費用弁償額並支給条例』などについての 4 本と首里についての同じ内容の 4 本が残されているだけで小禄、真和志の戦前の条例などについては現存しない。

『首里市会々議規則』は 1921（大正 10）年の 8 月 15 日に首里市会が、『那覇市会議規則』は 9 月 5 日に那覇市会が可決したものであるが、ともに同年 5 月 20 日に「市」となったことに伴い可決されたものである。那覇市会議規則は 5 年後の 1926（大正 15）年 3 月 1 日に改正議決されたことがわかるが、どの条文なのかは不明であり、

首里市会々議規則は改正されなかったようである。また『那覇市名誉職員費用弁償額並支給条例』は 1931（昭和 6）年 4 月 18 日に可決され 1935（昭和 10）年 5 月 14 日に改正されたとあるが、これは第 3 条、第 5 条などに「条例第 5 号」改正によるものとしているので改正点がわずかにわかる。

戦後については、アメリカ統治期（合併前）として那覇市に首里・小禄・真和志地域が合併するまでの 1948（昭和 23）年 9 月 2 日の『那覇市議会定例会開催条例』、『那覇市議会会議規則』、『那覇市議会傍聴人取締規則』、1950（昭和 25）年 6 月 6 日の『那覇市報酬及費用弁償支給方法条例』、1951（昭和 26）年 8 月 21 日の『那覇市報酬及費用弁償支給方法条例』、1953（昭和 28）年 3 月 3 日の『那覇市議会事務局設置条例』、1953（昭和 28）年 4 月 18 日の『那覇市議会会議規則を改正する規則』、4 月 18 日の『那覇市議会委員会条例』を収録している。

アメリカ統治期（合併後）については、1958（昭和 33）年 6 月 30 日の『那覇市報酬及び費用弁償条例』、『那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例』、1959（昭和 34）年 3 月 30 日『那覇市議会定例会に関する条例』、1962（昭和 37）年 12 月 25 日の『那覇市議会会議規則』、『那覇市議会委員会条例』、『那覇市議会運営委員会規程』を収録している。

1969（昭和 44）年 3 月 31 日可決の『那覇市議会会議規則』は 1963（昭和 38）年 1 月 11 日の規則第 1 号の「那覇市議会会議規則」を廃止するものであるが、これは本巻では 1962（昭和 37）年 12 月 25 日可決の『那覇市議会会議規則』である。また 1969 年（昭和 44）年 3 月 31 日可決の『那覇市議会委員会条例』があるが、この条例によって 1963 年条例第 11 号の「那覇市議会委員会条例」が廃止になった。

復帰に備えて 1972（昭和 47）年 4 月 25 日に『議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例』、29 日に『那覇市議会会議規則』、『那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例』、『証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例』、『那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例』などが可決されて 5 月 15 日の復帰の日から施行されるものとされた。

復帰後については 1972（昭和 47）年 5 月 15 日の復帰の日に『那覇市議会委員会条例』（全 24 条）と『那覇市議会事務局設置条例』（全 2 条）が可決された。前者は 1969(昭和 44)年の条例第 7 号『那覇市議会委員会条例』を全文改正するもので、地方自治法が沖縄に適用されることに伴い議会が設置するものあったのに対し、後者は第 1 条で地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 2 項の規定により、事務局を置くというものである。『那覇市議会定例会開催条例』は 1948（昭和 23）年 9 月 2 日に可決され、同日に那覇市条例第 3 号として施行されたが、ほぼ同様の内容で 1959(昭和 34)年 3 月 30 日可決の条例第 1 号『那覇市議会定例会に関する条例』として復帰前まで定例会の月が年 4 回指定されていた。1973（昭和 48）年 3 月 30 日可決の『那覇市議会定例会条例』では単に「毎年 4 回」とされた。

『那覇市議会会議規則』（全 35 条）は 1948（昭和 23）年 9 月 2 日に可決されて、

同日施行（附則）された。これは 1953（昭和 28）年 4 月 18 日に議会で可決された『那覇市議会会議規則を改正する規則』（全 75 条）によって廃止（附則 2）となったが 1948(昭和 23)年の規則は番号が振られていなかったようである（附則 2)。1953(昭和 28)年の規則はその後 5 月 27 日付で規則第 2 号として番号が振られ(1963 年議会規則第 1 号の附則)、1962(昭和 37)年 12 月 25 日に議会で可決された『那覇市議会会議規則』（全 117 条）は、1963(昭和 38)年 1 月 11 日付で「議会規則第 1 号」として公布され、同日施行（附則１）された。その後、1969（昭和 44）年 3 月 31 日に議会で可決され、5 月 7 日に施行された規則第 2 号『那覇市議会会議規則』（全 160 条）の附則によって廃止された。これはさらに復帰直前の 1972（昭和 47）年 4 月 29 日に議会で可決された『那覇市議会会議規則』（全 163 条）によって廃止となり、同規則は同年の 5 月 15 日つまり復帰・返還の日より施行された（附則)。その後の主な改正として、地方自治法の一部改正に伴い 2002(平成 14)年 6 月 24 日可決した会議規則では第 159 条(議員の派遣)が追加され、議員派遣ができるようになった。

『那覇市議会傍聴人取締規則』（全 7 条）は 1948（昭和 23）年 9 月 2 日に規則第 2 号として制定されたが、1963（昭和 38）年 2 月 11 日議会規則第 2 号『那覇市議会傍聴規則』（全 15 条）によって廃止され（附則の 2)、同規則は同日より施行されている。戦前の雰囲気を残した取り締まりの対象であった傍聴人から、市民参加が求められる今日の状況を考えると隔世の感がある。

『那覇市議会委員会条例』（全 29 条）は、1953（昭和 28）年 4 月 18 日に可決、同日施行（附則）されたが、1962（昭和 37）年 12 月 25 日に議会で可決されて、1963（昭和 38）年 1 月 11 日付で条例第 11 号『那覇市議会委員会条例』（全 28 条）として改正・公布された。さらに 1969（昭和 44）年 3 月 31 日可決され、5 月 7 日に条例第 7 号（全 23 条）で公布、施行され、復帰の日に全文 24 条に整理、改正された。その後の主な改正として、従来、任意の委員会であった議会運営委員会が、地方自治法の一部改正に伴い、1991(平成 3)年 7 月 24 日可決した委員会条例第 4 号(議会運営委員会の設置)が追加された。また、組織機構改正による部の統廃合等に伴い、それまでの所管事務の状況や各常任委員会のバランス等も考慮に入れた所管部署の見直しによる改正がその都度行われ、今日に至っている。

『那覇市議会事務局設置条例』は、1953（昭和 28）年 3 月 3 日に条例第 29 号として全文わずか 6 条であったが、1954(昭和 29)年 12 月 14 日(条例 66 号)、1957(昭和 32)年 12 月 17 日(条例第 30 号)、1958(昭和 33)年 6 月 30 日(条例第 9 号)、1962(昭和 37)年 6 月 13 日(条例第 5 号)、 1963(昭和 38)年 6 月 6 日(条例第 14 号) の一部改正を経て、その間組織の強化に伴い職員定数も増え、復帰の日に改正施行された。

公職選挙法の一部改正に伴い、議員提案された 3 本の条例が 1993(平成 5)年 3 月 26 日に可決され、4 月 1 日から施行された。

まず、それぞれ一定の要件下で一定額の範囲内において、選挙運動用自動車を公費で使用することができるための『那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選

挙運動用自動車の使用の公営に関する条例』と選挙運動用ポスターを公費で作成することができるための『那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例』である。次に、選挙の公営化として候補者ポスターの一斉掲示による選挙人への便宜供与と選挙運動費用の軽減化をはかり、公正・公平な選挙を確保するとともに快適な都市環境の整備にもつながるとして、公営のポスター掲示場を設置するための『那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例』である。

首里市

首里市の「戦前期」については、市制移行に伴うものと思われる四つの規則が残されている。1921（大正 10）年 8 月 15 日可決の『首里市会々議規則』（全 35 条）と同日可決の『首里市会傍聴規則』（全 5 条）がある。同年、10 月 13 日可決の『首里市参事会委任事項』（全 10 項）及び可決日不明の『首里市名誉職員費用弁償規程』（全 3 条）１日１円とする、が残っている。

「アメリカ統治期（合併前）」については 1948（昭和 23）年 9 月 29 日可決の『首里市定例会条例』と同日可決の『首里市議会傍聴人取締規則』がある。定例会は 3、6、9、12 月の定期に定められ、その後 1949（昭和 24）年 1 月 27 日可決の『首里市議会会議規則』があるが、これは 1953（昭和 28）年 9 月 30 日可決の『首里市議会会議規則』によって廃止されたと思われる。

那覇市の場合も首里市の場合も残された記録では可決年月日は記されているが、公布月日がはっきりしないものが少なくない。小禄村、真和志市(村)も同様である。「傍聴人取締規則」は小禄や真和志にも似たようなものが当時制定されたが、同様に明確ではない。その表題が戦前あるいは明治期風であるが、内容も「1 白痴者　2 酩酊者　3 (略)　4 他人の厭忌すべき疾病に罹りたる者」の傍聴は禁じられていた。今日では人権侵害問題となりそうである。厭忌の厭とはエン、あき・る、いや、の意味であるが、「伝染病」あるいは今日の感染症を意味することのようであるが、戦前の傍聴人取締規則やその後に改正された 1953 年の首里市の会議規則にはないことである。1953（昭和 28）年 9 月 30 日可決の『首里市議会会議規則』（全 68 条）は附則の 2 で「従前の首里市議会会議規則並びに首里市議会傍聴人取締規則は廃止する」とあって「従前の」とは、おそらく 1948 年の両規則のことでこれを一つにまとめたものと思われる。

小禄村

小禄村については戦前期の資料がなく、「アメリカ統治期（合併前）」の議会関係の例規を収録してある。

最初の 1948（昭和 23）年 12 月 16 日可決された『小禄村議会定例会』は、2・5・

8 月が 25 日に、12 月が 26 日と定例議会の開会期日が指定されていてめずらしい。また、「但し本年度に限り」、5 月と 8 月の定例会が 1 月と 3 月に「開会するものとす」とあって、これもかなり変則的なものとなっている。この 2 年後に『小禄村定例議会招集条例』（全 2 条）が 10 月 5 日に可決されたが、その第 1 条は「新たに成立せる議会毎に、その最初の議会に於いて」定例議会を定めるとあって、選挙後初めて開催された臨時議会に於いて、定例議会開催期日が定められたと思われる。『小禄村議会々議規則』（全 34 条）は、招集条例制定 1 ヵ月後の 11 月 9 日に可決され、その日で施行（附則）されている。また同じ日に『小禄村議会傍聴人取締規則』（全 7 条）も可決・施行されている。議員の報酬については 1949（昭和 24）年 5 月 9 日可決の『小禄村議会議員の費用弁償支給条例』で 1 日当たり 90 円であった。これが 1950(昭和 25)年 11 月 9 日可決の『小禄村給与条例』第 1 条で 1 日当たり 150 円、1951（昭和 26）年 5 月 29 日可決の『小禄村報酬及費用弁償支給条例一部改正』では同条例の 1 条別表に 150 円を 200 円、1953（昭和 28）年 7 月 6 日可決の『同条例一部改正』で 250 円となっている。

真和志市(村)

真和志地域については戦前期の資料はなく、戦後のアメリカ統治期(合併前)には村議会と市議会の時代があり、それぞれ議会関係の例規が残されている。

村議会については 1948（昭和 23）年 8 月 31 日に可決された『真和志村議会会議規則』（全 35 条）が残されているが、附則には同日に施行されるとともに「備考」が付されている。その 1 では「読会制度はこれを廃止し議長の運用に委ねたから議長は大体議案の趣旨説明議案に対する質疑討論採決の順で議事を進め」「その他議事の進行に運営上の注意を加えられたい」とあって、この「読会制度」を取り入れた会議規則があったことが分かる。また、この備考は戦後の新しい議会制度、アメリカ統治下での議会運営を考えるとき興味深い問題を含んでいると思われる。その後この規則は 1953（昭和 28）年 4 月 20 日に可決された『真和志村議会々議規則』（全 46 条）の附則によって廃止された。さらに市に移行した後の 1957（昭和 32）年 2 月 22 日には全部改正された『真和志市議会々議規則』（全 117 条）が可決されている。この規則は前文において 1953(昭和 28)年の村議会々議規則を全部改正する、としていて、首里や小禄には見られない形式の前文である。この規則は同年の 3 月 1 日から施行する（附則）としている。

1948（昭和 23）年 8 月 31 日に可決された『真和志村議会傍聴人取締規則』（全 7 条）には「一　白痴者　二　酩酊者　三（略）　四　他人の厭忌すべき疾病に罹りたる者」とあって、今日では人権侵害問題となりそうなものがある。これは 1953（昭和 28）年 4 月 20 日に『真和志村議会傍聴規則』（全 6 条）として可決された規則によって廃止された（同規則の附則）が、一と四は削除され傍聴できるようになった。一方、11 歳未満の入場は禁止されている。

『議会議員の費用弁償額並に旅費日当額宿泊料及其の支給条例』は 1949（昭和 24）年 5 月 7 日に可決、4 月 1 日より施行（附則）され、議員に日当金として 50 円（第 1 条）が支給（第 2 条）されることになったが、翌 1950（昭和 25）年 6 月 8 日、これを 150 円に改正し、11 月 9 日可決の条例ではこの時、日当払いから月払いに代わり月 600 円になった。1951（昭和 26）年 3 月 30 日可決の『議会議員の報酬並に旅費の日当額及宿泊料及其の支給条例』では、月 1500 円になっている。しかし、1 年後の 1952(昭和 27)年 4 月 3 日可決の条例では月 2500 円以内とされて、1953(昭和 28)年 6 月 27 日可決の条例では議長・副議長とその他議員とで報酬に差がある。この辺は当時の物価の状況と、社会が安定化へ向かっている時代を反映しているものと思われる。

事務局については、1953（昭和 28）年 10 月 2 日『真和志市議会事務局設置条例』（全 6 条）が可決されているが、事務局長以下わずか 3 名となっている。これは 3 年後の 1956（昭和 31）年 10 月 13 日に改正され 7 名に増員されている。当時の社会情勢の変化に伴う議会の機能強化を見て取ることができる。

1954（昭和 29）年 10 月 29 日可決の『真和志市議会委員会条例』（全 28 条）は、附則で「1953 年 4 月 18 日の条例はこれを廃止する」としているが、これは同年の 4 月 20 日に可決された『真和志村議会常任委員会及び特別委員会条例』（全 28 条）のことをさしている。その後、1957(昭和 32)年 2 月 22 日に可決された『真和志市議会委員会条例』（全 29 条）は 3 月 1 日より施行されたが、その後那覇市と合併して役割を終えた。

1953（昭和 28）年 6 月 27 日可決の『議会の議決に付すべき契約に関する条例』（全 3 条）と『議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産営造物に関する条例』（全 4 条）は、市町村自治法の規定に基づく議会の議決を要する「契約」や財産の取得処分に関する条例である。

その他の規程・要綱等

その他の規程・要綱等は、条例以外の議会訓令などを中心としたものである。1974(昭和 49)年 5 月 15 日議会訓令第 1 号「那覇市議会事務局庶務規程」のような事務局の組織、職制、職務権限、各課事務分掌、専決事項等、議会事務局の組織事務の処理などに関して必要な事項を定めた重要なものが少なくない。一方、1993(平成 5)年「那覇市議会ファクシミリ貸与に関する要綱」のように、それまでの事務局職員が議員の自宅へ直接招集通知等を届けていた方法や郵送による送付を改めて、当時普及し始めたファクシミリを利用するなど議会運営の効率化を図るために制定された、その時代を映し出したものなどもあり、今日では議会の運営には欠かせない規程がある。

議会運営先例

議会運営先例とは、議会運営のルールとして今日に受け継がれ定着しているものである。ご覧になれば分かるように大変ユニークなものが少なくない。例えば1994(平成 6)年には方言での発言は「格言の引用など、限られた範囲内で認められ」ることとなっていて那覇市議会ならではのルールであろう。また会議での服装として 1999(平成 11)年に「トロピカルウエア」を着用してもよいものとしたが、2001(平成 13)年にはこの名称を「かりゆしウエア」に変更しているが、これは今日クールビズ等として政府に先駆けるものであろうことなどもその例である。

また、1991（平成 3）年に決められた「議会運営委員会の申し合わせ事項」のような議会運営の根幹に関わるような重要なものも少なくない。一方、1999(平成 11)年 12 月からは携帯電話の持ち込み禁止や広報活動の一環として 2001(平成 13)年には会議録検索システムの稼動や 2003（平成 15）年にはホームページを開設することなど時代を反映したものも少なくない。現在でも運用されている、こうした先例については議会事務局で『議会運営先例集』があるので参照してほしい。

Ⅱ　第 2 部　議会の組織

第 2 部議会の組織では議会、議員の選挙とその結果としての議員名を中心に収録してある。那覇、首里ともに 1896（明治 29）年の第 1 回区会議員選挙から 1918(大正 7)年の第 8 回までを載せ、市会議員選挙は 1921(大正 10)年の第 1 回から 1942(昭和 17)年の第 6 回まで、議員名簿に顔写真を付けて載せておいた。顔写真は当選当時の写真を原則としたため、残念ながら本巻発刊までに収集できず収録できなかった議員の写真も少なくない。戦後については 2005(平成 17)年の第 17 回選挙までを収録とした。

関連資料として委員会名簿と 1963(昭和 38)年以降の「会派」の変遷図を付けた。市議会の会派には、政党名や独自の名称があり、議会運営に重要な役割を果たしている。

Ⅲ　付録

付録には選挙に関する資料として選挙の際の有権者数投票者数など現在確認できる資料を基に戦前から 2005（平成 17）年までを「選挙執行一覧」として表にまとめてある。明治期などは投票者数などが不明なものがある。議員表彰は那覇市政功労者表彰、叙勲など、議員にかかる表彰者についてまとめた。さらに、附属機関・一部事務組合に関する議員名簿についても載せた。議員に関しては、執行機関に関わる様々な委員会等の委員に選任されることが多いが資料のあるものを載せた。戦前の委員会などについては今日では珍しい委員会が多い。また参考として「歴代三役」と

「市域・人口」も載せた。これらに索引として活用できるように「議員名一覧」を作成した。最後に「収録外の関係法令一覧」を付けたが、これは法令としてよく知られているが、本巻では収録しなかった関係法令一覧である。

おわりに

那覇市議会史の編さん事業は、県内の他市町村に先駆け、1992(平成 4)年に着手した。明治以来の特殊な歴史と沖縄戦により資料が散逸したため、今回試行錯誤の結果本巻が出来上がった。百年に及ぶ市議会の歴史を資料を中心にまとめたのが本巻であるが、本巻が那覇市議会の歩みを知る歴史資料として多くの人に活用されることを願う次第である。

(那覇市議会史「第 2 巻」小委員会委員長)

那覇市議会史　第2巻　資料編１　議会の法規・組織

目　　次

口　絵
発刊にあたって　　那覇市議会議長　安慶田　光男
凡　例
解　説　……　田里　　修

第１部　議会関係法規
第１章　国・県・米軍政府関係法令等
戦前期
間切島村歳入歳出予算協議会総代選挙概則〔1888(明治21)年　沖縄県訓令〕……　3
沖縄県区制(抄)〔1896(明治29)年3月5日　勅令第19号〕……　3
沖縄県区会ノ会議及傍聴ノ紀律並取締ニ関スル規則〔1896(明治29)年3月11日　内務省令第3号〕……　11
初メテ沖縄県区制ヲ施行スルニ付必要ナル事項〔1896(明治29)年3月11日　内務省令第4号〕……　12
沖縄県間切島吏員規程(抄)〔1897(明治30)年3月29日　勅令第56号〕……　12
沖縄県間切島規程〔1898(明治31)年12月21日　勅令第352号〕……　13
間切島会ニ関スル規程〔1899(明治32)年1月23日　沖縄県令第3号〕……　15
沖縄県及島嶼町村制(抄)〔1907(明治40)年3月15日　勅令第46号〕……　16
町村会議員ノ定数〔1908(明治41)年3月3日　沖縄県令第11号〕……　22
沖縄県町村会議員選挙規程〔1908(明治41)年3月3日　沖縄県令第12号〕……　22
町村会議規則〔1908(明治41)年3月3日　沖縄県訓令甲第4号〕……　24
町村会議事傍聴取締規則〔1908(明治41)年3月3日　沖縄県訓令甲第5号〕……　25
沖縄県区制(改正)(抄)〔1908(明治41)年3月16日　勅令第43号〕……　25
那覇市及首里市ヲ置ク〔1921(大正10)年5月20日　内務省告示第88号〕……　36
市制(抄)〔1921(大正10)年5月20日　沖縄県に適用〕……　36
町村制(抄)〔1921(大正10)年5月20日　沖縄県に適用〕……　53
市制(改正)(抄)〔1926(大正15)年6月24日　法律第74号〕……　65
町村制(改正)(抄)〔1926(大正15)年6月24日　法律第75号〕……　72
市制(改正)(抄)〔1929(昭和4)年4月13日　法律第56号〕……　79
町村制(改正)(抄)〔1929(昭和4)年4月13日　法律第57号〕……　82
市制(改正)〔1935(昭和10)年7月2日　法律第45号〕……　84
町村制(改正)〔1935(昭和10)年7月2日　法律第46号〕……　87
府県会議員、市町村会議員等ノ任期延長ニ関スル法律〔1941(昭和16)年2月22日　法律第5号〕……　88
市制(改正)(抄)〔1943(昭和18)年3月19日　法律第80号〕……　89
町村制(改正)(抄)〔1943(昭和18)年3月19日　法律第81号〕……　95

道府県会議員等ノ任期延長ニ関スル法律〔1943(昭和18)年6月21日
法律第90号〕 101
昭和18年法律第90号及東京都制中改正法律(抄)〔1944(昭和19)年3月25日
法律第33号〕 101

アメリカ統治期

地方行政緊急措置要綱〔1945(昭和20)年9月12日 米軍政府回状第208号〕 101
村政の組織〔1945(昭和20)年12月4日 米海軍政府指令第58号〕 105
村政の統制〔1946(昭和21)年1月12日 米海軍政府指令第96号〕 106
村会議員空席の補充〔1946(昭和21)年5月4日 米海軍政府指令第5号〕 106
市町村政委員会設置ニ関スル件〔1946(昭和21)年5月9日 沖行第5号〕 106
みなと村ヲ置ク〔1947(昭和22)年5月1日　沖縄民政府告示第18号〕 107
選挙(市町村長並に議員)〔1947(昭和22)年12月2日 米軍政府特別
布告第25号〕 107
沖縄群島に於ける市町村長及市町村議会議員選挙〔1948(昭和23)年1月12日
米軍政府指令第4号〕 108
沖縄群島市町村議会議員及び市町村長選挙(抄)〔1948(昭和23)年1月12日
米軍政府指令第4号添付〕 109
市町村議会運営について〔1948(昭和23)年4月12日 沖総第122号〕 115
市町村制(抄)〔1948(昭和23)年7月21日 米軍政府指令第26号〕 115
改正市町村議会議員及び市町村長選挙法(抄)〔1950(昭和25)年7月7日
米軍政府布令第17号〕 125
改正市町村議会議員及び市町村長選挙法〔1950(昭和25)年8月7日
米軍政本部布令第17号改正第1号〕 132
市町村制の一部改正〔1950(昭和25)年8月31日〕 132
改正市町村議会議員及び市町村長選挙法〔1952(昭和27)年4月17日
米軍政府布令第17号改正第3号〕 133
改正市町村議会議員及び市町村長選挙法〔1952(昭和27)年7月23日
米軍政府布令第17号改正第4号〕 133
市町村自治法(抄)〔1953(昭和28)年1月12日 琉球政府立法第1号〕 134
市町村自治法の一部を改正する立法(抄)〔1953(昭和28)年9月14日 琉球政
府立法第49号〕 151
改正市町村議会議員及び市町村長選挙法〔1957(昭和32)年11月23日 米軍
政府布令第17号改正第7号〕 152
市町村自治法(一部改正)〔1957(昭和32)年11月23日 高等弁務官布令第2号〕 152
市町村自治法の一部を改正する立法(抄)〔1962(昭和37)年8月22日 琉球政
府立法第85号〕 153
市町村自治法の一部を改正する立法(抄)〔1967(昭和42)年8月28日 琉球政
府立法第98号〕 158
市町村議会議員及び市町村長選挙法(抄)〔1968(昭和43)年7月15日 琉球政
府立法第74号〕 159

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(抄)〔1971(昭和46)年12月31日
法律第129号〕…… 170

復帰後

地方自治法(抄)〔1972(昭和47)年5月15日　沖縄県に適用〕…… 172
公職選挙法(抄)〔1972(昭和47)年5月15日　沖縄県に適用〕…… 183
地方公共団体の議会の解散に関する特例法(抄)〔1972(昭和47)年5月15日
沖縄県に適用〕…… 192
公職選挙法の一部を改正する法律(抄)〔1975(昭和50)年7月15日 法律第63号〕…… 193
地方自治法の一部を改正する法律〔1977(昭和52)年5月27日 法律第46号〕…… 193
地方自治法の一部を改正する法律(抄)〔1991(平成3)年4月2日 法律第24号〕…… 194
公職選挙法の一部を改正する法律(抄)〔1992(平成4)年12月16日 法律第98号〕…… 195
公職選挙法の一部を改正する法律(抄)〔1994(平成6)年2月4日 法律第2号〕…… 195
地方自治法の一部を改正する法律(抄)〔1994(平成6)年6月29日 法律第48号〕…… 196
公職選挙法の一部を改正する法律(抄)〔1997(平成9)年6月20日 法律第93号〕…… 196
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(抄)
〔1999(平成11)年7月16日 法律第87号〕…… 198
公職選挙法の一部を改正する法律(抄)〔1999(平成11)年8月13日 法律第122号〕…… 201
公職選挙法の一部を改正する法律(抄)〔2000(平成12)年5月17日 法律第62号〕…… 201
地方自治法の一部を改正する法律〔2000(平成12)年5月31日 法律第89号〕…… 203
地方自治法等の一部を改正する法律(抄)〔2002(平成14)年3月30日 法律第4号〕…… 204

第2章　那覇・首里・小禄・真和志の議会関係例規

那覇市

戦前期

那覇市会議規則〔1921年〕…… 205
那覇市会傍聴人取締規則〔1921年〕…… 207
那覇市参事会委任事項〔1921年〕…… 207
那覇市名誉職員費用弁償額並支給条例〔1931年〕…… 208

アメリカ統治期(合併前)

那覇市議会定例会開催条例〔1948年〕…… 209
那覇市議会会議規則〔1948年〕…… 209
那覇市議会傍聴人取締規則〔1948年〕…… 211
那覇市報酬及費用弁償支給方法条例〔1950年〕…… 212
那覇市報酬及費用弁償支給方法条例〔1951年〕…… 212
那覇市議会事務局設置条例〔1953年〕…… 213
那覇市議会会議規則を改正する規則〔1953年〕…… 214
那覇市議会委員会条例〔1953年〕…… 218
那覇市議会会議規則の一部を改正する規則〔1953年〕…… 221
那覇市報酬及費用弁償支給方法条例の一部を改正する条例〔1953年〕…… 221

那覇市議会定例会開催条例の一部を改正する条例〔1953年〕…… 221
選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等
の費用弁償条例〔1954年〕…… 222
那覇市報酬及び費用弁償支給方法条例の一部を改正する条例〔1954年〕…… 222
那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1954年〕…… 222
議会の議決又は住民の投票に付すべき財産、営造物又は議会の議決に
付すべき契約に関する条例〔1955年〕…… 223
那覇市報酬及び費用弁償条例〔1955年〕…… 224
選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の
費用弁償条例の一部を改正する条例〔1955年〕…… 226
那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1956年〕…… 226
選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の
費用弁償条例の一部を改正する条例〔1957年〕…… 226
那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1957年〕…… 227

アメリカ統治期(合併後)

那覇市報酬及び費用弁償条例〔1958年〕…… 227
那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1958年〕…… 228
那覇市議会定例会に関する条例〔1959年〕…… 228
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1959年〕…… 229
那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1959年〕…… 229
那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1959年〕…… 229
那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1960年〕…… 229
那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1961年〕…… 230
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1961年〕…… 231
那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1962年〕…… 231
那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1962年〕…… 231
議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議
決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例〔1962年〕…… 232
那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1962年〕…… 233
那覇市議会会議規則〔1962年〕…… 233
那覇市議会委員会条例〔1962年〕…… 244
那覇市議会運営委員会規程〔1962年〕…… 248
那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1963年〕…… 249
那覇市議会会議規則の一部を改正する規則〔1966年〕…… 249
那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1966年〕…… 250
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1966年〕…… 251
議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議
決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例〔1967年〕…… 252
那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1967年〕…… 252

那覇市報酬および費用弁償条例の一部を改正する条例〔1967年〕…… 252
那覇市議会会議規則〔1969年〕…… 253
那覇市議会委員会条例〔1969年〕…… 269
議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議
　決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例〔1969年〕…… 271
証人等の実費弁償に関する条例〔1969年〕…… 272
那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1969年〕…… 273
那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1970年〕…… 273
議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例〔1971年〕…… 273
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1971年〕…… 274
那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1971年〕…… 274
議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例
　の一部を改正する条例〔1972年〕…… 275
那覇市議会会議規則〔1972年〕…… 275
那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1972年〕…… 292
証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例〔1972年〕…… 292
那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例〔1972年〕…… 293

復帰後

那覇市議会委員会条例〔1972年〕…… 299
那覇市議会事務局設置条例〔1972年〕…… 303
那覇市議会定例会条例〔1973年〕…… 303
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1973年〕…… 303
那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1973年〕…… 304
那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1974年〕…… 304
証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例〔1974年〕…… 305
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1974年〕…… 305
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1974年〕…… 306
那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1975年〕…… 306
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1975年〕…… 307
那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1976年〕…… 307
証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例〔1976年〕…… 308
那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1977年〕…… 308
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1977年〕…… 308
議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例
　の一部を改正する条例〔1977年〕…… 309
那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1977年〕…… 309
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1979年〕…… 310
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1979年〕…… 310
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1979年〕…… 311

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1979年〕…… 311
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1980年〕…… 311
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1981年〕…… 312
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1982年〕…… 312
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1983年〕…… 312
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1984年〕…… 313
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1985年〕…… 313
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1985年〕…… 314
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例〔1986年〕…… 314
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1986年〕…… 314
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1987年〕…… 314
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1988年〕…… 315
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1988年〕…… 315
那覇市議会議員の定数を減少する条例〔1989年〕…… 315
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1989年〕…… 316
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1990年〕…… 316
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1990年〕…… 316
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1991年〕…… 317
那覇市議会会議規則の一部を改正する規則〔1991年〕…… 317
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1991年〕…… 318
那覇市議会会議規則の一部を改正する規則〔1991年〕…… 321
証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例〔1991年〕…… 321
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1992年〕…… 321
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1992年〕…… 322
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例〔1993年〕…… 322
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例〔1993年〕…… 324
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例〔1993年〕…… 325
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例〔1993年〕…… 325
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1993年〕…… 326
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1993年〕…… 326
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1993年〕…… 326
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1994年〕…… 327
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1994年〕…… 327
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1995年〕…… 327

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例〔1995年〕…… 328
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例〔1995年〕…… 328
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1995年〕…… 329
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1996年〕…… 329
那覇市議会定例会規則の一部を改正する規則〔1998年〕…… 329
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1998年〕…… 329
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1998年〕…… 330
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1999年〕…… 331
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1999年〕…… 331
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔2000年〕…… 332
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔2000年〕…… 332
那覇市議会政務調査費の交付に関する条例〔2001年〕…… 332
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔2001年〕…… 334
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔2001年〕…… 334
那覇市議会会議規則の一部を改正する規則〔2002年〕…… 335
那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例〔2002年〕…… 335
那覇市議会議員定数条例〔2002年〕…… 336
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔2002年〕…… 336
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔2003年〕…… 337
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔2003年〕…… 337
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔2005年〕…… 337
那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔2005年〕…… 338
那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔2005年〕…… 338

首里市

戦前期

首里市会々議規則〔1921年〕…… 339
首里市会傍聴規則〔1921年〕…… 340
首里市参事会委任事項〔1921年〕…… 340
首里市名誉職員費用弁償規程〔可決日不明〕…… 341

アメリカ統治期(合併前)

首里市議会定例会条例〔1948年〕…… 341
首里市議会傍聴人取締規則〔1948年〕…… 341
首里市議会会議規則〔1949年〕…… 342
首里市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例〔1953年〕…… 344
首里市議会常任委員会及び特別委員会々則〔1953年〕…… 345
首里市議会会議規則〔1953年〕…… 347

小禄村

アメリカ統治期(合併前)

小禄村議会定例会〔1948年〕 353
小禄村議会議員の費用弁償支給条例〔1949年〕 353
小禄村定例議会招集条例〔1950年〕 353
小禄村議会々議規則〔1950年〕 353
小禄村議会傍聴人取締規則〔1950年〕 355
小禄村給与条例改正〔1950年〕 356
小禄村報酬及費用弁償支給条例一部改正〔1951年〕 356
小禄村議会委員会条例〔1953年〕 356
小禄村報酬及費用弁償支給条例一部改正〔1953年〕 358

真和志市(村)

アメリカ統治期(合併前)

真和志村議会々議規則〔1948年〕 359
真和志村議会傍聴人取締規則〔1948年〕 361
真和志村議会定例会に関する条例〔1948年〕 362
議会議員の費用弁償額並に旅費日当額宿泊料及其の支給条例〔1949年〕 362
議会議員の費用弁償額並に旅費日当額宿泊料及其の支給条例改正〔1950年〕 362
真和志村議会定例会に関する条例〔1950年〕 362
議会議員の費用弁償額並に旅費日当額及び宿泊料支給条例〔1950年〕 363
議会議員の報酬並に旅費日当額及宿泊料支給条例〔1951年〕 363
真和志村報酬及費用弁償支給条例〔1952年〕 363
真和志村議会々議規則〔1953年〕 364
真和志村議会常任委員会及び特別委員会条例〔1953年〕 367
真和志村議会傍聴規則〔1953年〕 369
真和志村報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例〔1953年〕 369
議会の議決に付すべき契約に関する条例〔1953年〕 370
議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産営造物に関する条例〔1953年〕 371
真和志市議会事務局設置条例〔1953年〕 371
真和志市議会定例会規則〔1954年〕 372
真和志市議会委員会条例〔1954年〕 372
真和志市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例〔1955年〕 374
真和志市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例〔1956年〕 374
真和志市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例〔1956年〕 375
真和志市議会の委員会が調査等を行う場合の委員の調査雑費に関する条例〔1956年〕 375

真和志市議会事務局設置条例(一部改正)〔1956年〕 376
真和志市議会々議規則〔1957年〕 376
真和志市議会委員会条例〔1957年〕 387
真和志市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例〔1957年〕 390
選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例〔1957年〕 390
真和志市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例〔1957年〕 390

その他の規程・要綱等

那覇市議会議員章規程 391
那覇市議会事務局処務規程 391
那覇市議会公印規程 396
那覇市議会政務調査費の交付に関する規程 398
那覇市議会事務局職員名札はい用規程 401
那覇市情報公開条例施行規程 401
那覇市個人情報保護条例施行規程 402
なは市議会だより発行規程 402
那覇市議会図書室規程 403
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程 405
政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程 406
那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程 406
那覇市議会ファクシミリ貸与に関する要綱 407
那覇市議会ファクシミリ貸与に関する運用基準 408
那覇市議会史編さん要綱 408
那覇市議会史編集委員会設置要綱 409

議会運営先例

議会の呼称 411
会議での服装 411
本会議開始合図の号鈴 411
議場への国旗「日の丸」掲揚 411
敬称の改正 412
議会での携帯電話の取り扱い 412
一般質問等に関する申し合わせ事項 413
議案等に含まれる個人情報の保護 414
発言の取消し 414
発言の訂正 414
方言(ウチナーグチ)又は外国語での発言 414

表決前の退場表明…… 414
議会運営委員会の申し合わせ事項…… 415
資料の提出要求等に関する先例…… 417
秘密会議事の部分公開…… 418
議会の情報公開…… 419
附属機関等の委員への就任制限…… 419
議会の広報…… 421
子ども議会(第1回模擬議会)の開催…… 422
市民議会(第2回模擬議会)の開催…… 422
議場への「サミット参加国の国旗」掲揚…… 422

第2部　議会の組織

那覇

那覇市議会歴代議長・副議長 …… 427

戦前

第1回選挙(区会)〔1896(明治29)年6月14日〕…… 431
議員名簿
第2回選挙(区会)〔1898(明治31)年4月1日〕…… 431
議員名簿
第3回選挙(区会)〔1901(明治34)年4月1日〕…… 432
議員名簿
第4回選挙(区会)〔1904(明治37)年4月1日〕…… 432
議員名簿
第5回選挙(区会)〔1907(明治40)年4月1日〕…… 433
議員名簿
第6回選挙(区会)〔1910(明治43)年4月1日〕…… 434
議員名簿
第7回選挙(区会)〔1914(大正3)年4月1日〕…… 434
議員名簿
第8回選挙(区会)〔1918(大正7)年4月21日〕…… 435
議員名簿
区会時代(1896年～1921年)の議員顔写真 …… 436
第1回選挙(市会)〔1921(大正10)年8月1日・2日〕…… 437
議員名簿
市参事会員
第2回選挙(市会)〔1925(大正14)年6月27日・29日〕…… 439
議員名簿
市参事会員

第3回選挙(市会)〔1929(昭和4)年6月27日〕…… 441
議員名簿
市参事会員
第4回選挙(市会)〔1933(昭和8)年6月27日〕…… 443
議員名簿
市参事会員
第5回選挙(市会)〔1937(昭和12)年6月27日〕…… 445
議員名簿
市参事会員
第6回選挙(市会)〔1942(昭和17)年6月5日〕…… 447
議員名簿
市参事会員
戦後
那覇市政委員〔1946(昭和21)年7月1日〕…… 449
市政委員名簿
第1回選挙〔1948(昭和23)年2月8日〕…… 450
議員名簿
第2回選挙〔1950(昭和25)年9月10日〕…… 452
議員名簿
補充選挙
委員会名簿
常任委員会
(牧志街道拡幅工事に伴う立退者の受入に要する市有地の売却処分について)特別委員会 / 軍使用地問題の処理に関する特別委員会 / (諮問第2号 泊港臨港地区内(南岸)の地域及地区制定について、諮問第3号 泊埋立地受入について)特別委員会
第3回選挙〔1954(昭和29)年9月12日〕…… 455
議員名簿
委員会名簿
常任委員会
軍使用地問題の処理に関する特別委員会 / 税制審議特別委員会 / 都市合併研究特別委員会
第4回選挙〔1955(昭和30)年10月16日〕…… 458
議員名簿
委員会名簿
常任委員会
税制審議特別委員会 / 都市合併研究特別委員会 / 軍用地問題の処理に関する特別委員会

第5回選挙〔1957(昭和32)年8月4日〕…… 460
議員名簿
増員選挙
委員会名簿
常任委員会
軍用地土地特別委員会 / 都市合併特別委員会 / 那覇市行政検査特別委員会 / 災害対策特別委員会 / 水飢饉緊急対策特別委員会 / 水道対策特別委員会 /水道特別委員会
第6回選挙〔1961(昭和36)年7月23日〕…… 465
議員名簿
委員会名簿
常任委員会
議会運営委員会
新庁舎建設特別委員会 / 牧志公設市場建設促進特別委員会
会派
第7回選挙〔1965(昭和40)年7月18日〕…… 468
議員名簿
委員会名簿
常任委員会
議会運営委員会
上間発電所問題対策特別委員会
会派
第8回選挙〔1969(昭和44)年7月20日〕…… 471
議員名簿
補欠選挙
委員会名簿
常任委員会
議会運営委員会
沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会 / 渡慶次道信君の発言に関す調査特別委員会
会派
第9回選挙〔1973(昭和48)年7月29日〕…… 476
議員名簿
補欠選挙
委員会名簿
常任委員会
議会運営委員会
決算特別委員会 / 浸水対策調査特別委員会 / 那覇市立病院建設調査特別委員会 / モノレール設置に関する調査特別委員会 / 懲罰特別委員会
会派

第10回選挙〔1977(昭和52)年7月24日〕…… 481
議員名簿
補欠選挙
委員会名簿
常任委員会
議会運営委員会
交通方法変更に関する対策特別委員会 / モノレール設置に関する調査特別委員会 / つぶれ地補償問題対策特別委員会 / 国民体育大会に関する対策特別委員会
会派
第11回選挙〔1981(昭和56)年7月19日〕…… 488
議員名簿
補欠選挙
委員会名簿
常任委員会
議会運営委員会
学校用地買上げ、つぶれ地補償等に関する対策特別委員会 / 軍用地跡地利用等に関する対策特別委員会 / 国民体育大会に関する対策特別委員会 / 市街地再開発事業に関する対策特別委員会
会派
第12回選挙〔1985(昭和60)年7月14日〕…… 494
議員名簿
補欠選挙
委員会名簿
常任委員会
議会運営委員会
学校用地買上げ、つぶれ地補償等に関する対策特別委員会 / 軍用地跡地利用等に関する対策特別委員会 / 国民体育大会に関する対策特別委員会 / 市街地再開発事業に関する対策特別委員会 / 懲罰特別委員会 / 議員定数に関する調査特別委員会 / 牧志第一地区住宅地区改良事業に関する調査特別委員会 / 広域都市圏問題に関する対策特別委員会 / 公共工事の発注に係る業者指名の問題に関する調査特別委員会
会派
第13回選挙〔1989(平成元)年7月9日〕…… 503
議員名簿
補欠選挙
委員会名簿
常任委員会

議会運営委員会
那覇市議会史編さん委員会
新庁舎建設問題対策特別委員会 / 都市交通問題対策特別委員会 /
都市再開発問題対策特別委員会 / 広域都市圏問題対策特別委員会
/ 暴力団対策特別委員会
会派
第14回選挙〔1993(平成5)年7月18日〕…… 513
議員名簿
補欠選挙
委員会名簿
常任委員会
議会運営委員会
那覇市議会史編さん委員会
新庁舎建設対策特別委員会 / 都市交通対策特別委員会 / 市街地再
開発対策特別委員会 / 葬斎場建設対策特別委員会 / 那覇市救急診
療所における管理運営の疑惑究明に関する調査特別委員会
会派
第15回選挙〔1997(平成9)年7月13日〕…… 523
議員名簿
補欠選挙
委員会名簿
常任委員会
議会運営委員会
議会史編さん委員会
懲罰特別委員会 / 行財政改革対策特別委員会
会派
第16回選挙〔2001(平成13)年7月8日〕…… 532
議員名簿
補欠選挙
委員会名簿
常任委員会
議会運営委員会
議会史編さん委員会
議員定数条例に関する特別委員会 / 行財政改革対策特別委員会
会派
第17回選挙〔2005(平成17)年7月10日〕…… 540
議員名簿
委員会名簿
常任委員会

議会運営委員会
那覇市議会史編さん委員会
議員定数に関する特別委員会
会派
議会の組織図 …… 544
首里
首里市議会歴代議長・副議長 …… 548
戦前
第1回選挙(区会)〔1896(明治29)年6月14日〕 …… 550
議員名簿
第2回選挙(区会)〔1898(明治31)年4月1日〕 …… 550
議員名簿
第3回選挙(区会)〔1901(明治34)年4月1日〕 …… 551
議員名簿
第4回選挙(区会)〔1904(明治37)年4月1日〕 …… 551
議員名簿
第5回選挙(区会)〔1907(明治40)年4月1日〕 …… 552
議員名簿
第6回選挙(区会)〔1910(明治43)年4月1日〕 …… 553
議員名簿
第7回選挙(区会)〔1914(大正3)年4月1日〕 …… 553
議員名簿
第8回選挙(区会)〔1918(大正7)年4月1日〕 …… 554
議員名簿
第1回選挙(市会)〔1921(大正10)年8月1日〕 …… 554
議員名簿
第2回選挙(市会)〔1925(大正14)年8月1日〕 …… 555
議員名簿
第3回選挙(市会)〔1929(昭和4)年8月1日〕 …… 555
議員名簿
市参事会員
第4回選挙(市会)〔1933(昭和8)年8月1日〕 …… 556
議員名簿
市参事会員
第5回選挙(市会)〔1937(昭和12)年8月1日〕 …… 556
議員名簿
補欠選挙
市参事会員

第6回選挙(市会)〔1942(昭和17)年6月5日〕 557
議員名簿
戦後
首里市政委員〔1946(昭和21)年7月1日〕 557
市政委員名簿
第1回選挙〔1948(昭和23)年2月8日〕 558
議員名簿
第2回選挙〔1950(昭和25)年9月10日〕 558
議員名簿
補充選挙
委員会名簿
常任委員会
首里バスの市営移管促進特別委員会
区会時代(1896)～合併(1954年)までの議員顔写真 560
小禄
小禄村議会歴代議長・副議長 562
戦前
第1回選挙〔1908(明治41)年6月14日 563
議員名簿
第2回選挙〔1912(明治45)年6月14日〕(当選議員不明)
第3回選挙〔1916(大正5)年6月14日〕 563
議員名簿
第4回選挙〔1920(大正9)年〕(当選議員不明)
第5回選挙〔1924(大正13)年〕(当選議員不明)
第6回選挙〔1928(昭和3)年7月1日〕(当選議員不明)
第7回選挙〔1932(昭和7)年7月1日〕 563
議員名簿
第8回選挙〔1936(昭和11)年7月1日〕 564
議員名簿
第9回選挙〔1940(昭和15)年7月1日〕 564
議員名簿
戦後
小禄村政委員〔1946(昭和21)年5月〕 564
村政委員名簿
第1回選挙〔1948(昭和23)年2月8日〕 565
議員名簿
第2回選挙〔1950(昭和25)年9月10日〕 565
議員名簿
補充選挙

委員会名簿
常任委員会
強制立退土地取上に対する特別委員会
戦前～合併(1954年)までの議員顔写真 …… 566
真和志
真和志市(村)議会歴代議長・副議長 …… 568
戦前
第1回選挙〔1908(明治41)年6月14日〕…… 569
議員名簿
第2回選挙〔1912(明治45)年6月14日〕(当選議員不明)
第3回選挙〔1916(大正5)年6月14日〕…… 569
議員名簿
第4回選挙〔1920(大正9)年〕(当選議員不明)
第5回選挙〔1924(大正13)年〕(当選議員不明)
第6回選挙〔1928(昭和3)年7月1日〕(当選議員不明)
第7回選挙〔1932(昭和7)年7月1日〕…… 569
議員名簿
第8回選挙〔1936(昭和11)年7月1日〕…… 570
議員名簿
第9回選挙〔1940(昭和15)年7月1日〕…… 570
議員名簿
戦後
真和志村政委員〔1946(昭和21)年6月〕…… 570
村政委員名簿
第1回選挙〔1948(昭和23)年2月8日〕…… 570
議員名簿
委員名簿
第2回選挙〔1950(昭和25)年9月10日〕…… 571
議員名簿
補充選挙
委員会名簿
常任委員会
特別委員会(銘苅安謝立退問題) / 特別委員会(不動産処分) / 特別委員会(沖縄諸島の即時完全祖国復帰決議案)
第3回選挙〔1954(昭和29)年9月12日〕…… 573
議員名簿
委員会名簿
常任委員会
議会運営委員会

都市合併促進特別委員会 / 特別委員会(1956年度真和志市上水道事業特別会計予算) / 特別委員会(1956年度真和志市歳入歳出予算) / 特別委員会(真地区配電工事補助の陳情処理) / 特別委員会(蔡温橋又吉道路間舗装工事による潰地補償陳情処理) / 特別委員会(議会事務局設置条例の一部を改正する条例　真和志市議会の委員会が調査を行う場合の委員の調査雑費に関する条例制定) / 固定資産税実態調査特別委員会 / 旧真和志市行政区域実態調査特別委員会

戦前～合併(1957年)までの議員顔写真 …… 576

議会の組織図 …… 578

みなと

みなと村議長・副議長 …… 579

みなと村政委員〔1947(昭和22)年5月〕 …… 580

第1回選挙〔1948(昭和23)年2月8日〕 …… 580

議員名簿

戦後(1947年)～合併(1950年)までの議員顔写真 …… 580

付録

選挙執行一覧 …… 583

那覇 / 首里 / 小禄 / 真和志 / みなと

議員表彰 …… 590

那覇市政功労者表彰 / 全国市議会議長会表彰 / 沖縄県市議会議長会表彰 / 沖縄市町村議会議長会表彰 / 姉妹都市名誉市民の称号 / 沖縄県功労者表彰 / 叙勲・褒章

附属機関・一部事務組合の委員(議員)に選出された議員名簿

那覇 …… 599

附属機関

戦前

水道調査委員 / 上水道調査委員 / 那覇区瓦斯事業調査委員 / 那覇市区改正委員 / 学務委員 / 土木委員 / 都市計画委員 / 臨時財政調査委員 / 衛生委員 / 青年学校学務委員

戦後

那覇市監査委員 / 那覇市都市計画審議会 / 那覇市財産評価委員会 / 那覇市町界町名整理審議会 / 那覇市史編集委員会 / 那覇市民生委員推薦会 / 那覇市公害対策審議会 / 那覇市国民健康保険運営協議会 / 那覇市土地開発公社理事会 / 那覇市水産業振興整備対策協議会 / 那覇市総合計画審議会 / 那覇市学校給食センター運営委員会 / 那覇市地方港湾審議会 / 那覇市農業委員会 / 那覇市軍用地跡地利用審議会 / 那覇市スポーツ振興審議会 / 那覇市青少年センター運営協議会 / 那覇市献血推進協議会 / 那覇市政功労者表彰審

査委員会 / 那覇市青少年問題協議会 / 那覇市個人情報保護運営審議会 / 那覇市都市景観審議会 / 那覇市情報公開制度運営審議会 / 那覇市新庁舎位置選定審議会 / 那覇市女性問題会議 / 那覇市民会館及びパレット市民劇場運営委員会 / 那覇市文化行政審議会 / 那覇市女性史編集委員会 / 那覇市伝統工芸館運営審議会 / 那覇市一般廃棄物推進対策審議会 / 那覇市生涯学習推進協議会 / 那覇市環境基本計画審議会 / 那覇市教育史編さん委員会

一部事務組合

南部広域市町村圏事務組合 / 那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合 / 那覇港管理組合

首里 …… 613

附属機関

戦前

伝染病予防委員 / 出納検査立会人 / 臨時建築委員 / 首里市制施行問題調査委員 / 学務委員 / 自動車委員 / 土木委員 / 新垣バス買収交渉委員

戦後

首里市臨時委員 / 監査委員 / 出納臨時検査立会人 / バス委員会 / 都市合併研究委員会 / 首里バス公営移管研究委員会 / 合併促進委員会

小禄 …… 615

附属機関

戦後

監査委員 / 道路委員 / 地方税賦課調査委員 / 小禄中等学校候補地選定委員 /家屋調査委員 / 小禄村合併研究委員 / 村民税調査委員 / 屠場敷地賃貸料調定及契約委員 / 諸税調査委員

真和志 …… 616

附属機関

戦後

監査委員 / 真和志都市計画委員会 / 土地評価委員会 / 臨時出納検査立会人 / 会計監査立会人 / 合併促進協議会準備委員会 / 都市計画審議会 / 合併促進協議会

歴代三役 …… 618

那覇 / 首里 / 小禄 / 真和志 / みなと

市域・人口 …… 624

議員名一覧 …… 631

収録外の関係法令一覧 …… 644

あとがき …… 647

那覇市議会史編さん委員会委員名簿 …… 648

那覇市議会史編集委員会委員名簿 …… 650

第１部　議会関係法規

参考文献

国・県・米軍政府関係法令等

・「官報」・『沖縄県史 14（雑纂 1）』・『沖縄県令達類纂』・『沖縄市町村三十年史』（下巻）・『沖縄戦後選挙史』第 1 巻（沖縄県町村会）

那覇・首里・小禄・真和志の議会関係例規

・『那覇市例規集』（昭和 11 年発行）・『首里市例規集』（昭和初期発行）・「那覇市議会会議録」・「首里市議会会議録」・「小禄村議会会議録」・「真和志市（村）議会会議録」・『議会運営先例集』（平成 17 年那覇市議会事務局）・『那覇市議会関係例規集』（平成 18 年那覇市議会事務局）

第１章　国・県・米軍政府関係法令等

戦前期

間切島村歳入歳出予算協議会総代選挙概則〔1888（明治 21）年　沖縄県訓令〕

第１条　間切島総代ノ毎村２名ヲ選出シ之ヲ以テ定員トシ村総代ハ３名以上５名以下ヲ選出スルモノトス

第２条　選挙権ヲ有スルモノハ年齢満 25 歳以上被選挙権ヲ有スルモノハ年齢満 30 歳以上ノ男戸主ニシテ其村ニ家屋宅地ヲ有シ満１ケ年以上住居シタルモノトス

但白痴瘋癲人及禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者並ニ身代限リノ処分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免カレサル者ハ選挙被選挙ノ権ヲ有セス

第３条　地頭代ハ其間切島村ノ選挙ヲ監督シ村掟ハ其村ノ選挙事務ヲ整理ス

第４条　選挙ノ期日ハ地頭代之レヲ定メ各村ニ通告ス

第５条　総代人定マリタルトキハ村掟ハ直チニ其姓名ヲ地頭代ニ通知シ地頭代ハ役所長ニ届出ヘシ

第６条　総代ノ任期ハ２ケ年トシ任期終リタル後仍選挙セラルルコトヲ得

沖縄県区制（抄）〔1896（明治 29）年３月５日　勅令第 19 号〕

目次

第１章　総則
　第１款　区及其ノ区域
　第２款　区住民及其ノ権利義務
　第３款　区条例及区規則
第２章　区行政
　第１款　区吏員ノ組織及選任
　第２款　区長区書記及区吏員ノ職務権限
　第３款　給料及給与
第３章　区会
　第１款　組織及選挙
　第２款　職務権限及処務規程
第４章　区ノ財務
　第１款　区有財産及区税
　第２款　区ノ歳入出予算及決算
第５章　区内一部ノ行政
第６章　区行政ノ監督
第７章　附則

第１章　総則

第１款　区及其ノ区域

第１条　此ノ勅令ハ沖縄県ニ於テ区ト為ス地ニ行フモノトス

第２条　区ハ郡ノ区域ニ属セス別ニ行政区画トス但シ法律命令ニ依リ特ニ区ノ区域ト符合セサル行政区画ヲ設クルコトヲ妨ケス

区ハ法人トシ法律命令ヲ以テ定メタル範囲内ニ於ケル公共事務並従来法律命令若クハ慣例ニ依リ又ハ将来法律命令ニ依リ区ニ属スル事務ハ官ノ監督ヲ受ケテ之ヲ処理スルモノトス

第３条　区ヲ変シテ郡内ノ間切ト為シ又ハ郡内ノ間切ヲ変シテ区ト為スコトヲ要スルトキハ内務大臣之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ郡ノ境界モ亦自ラ変更スルモノトス

区ノ境界ヲ変更シ又ハ郡内ノ間切ヲ区ニ合併シ又ハ区ノ区域ヲ分割スルコトヲ要スルトキハ内務大臣ノ許可ヲ得テ沖縄県知事之ヲ定ム此ノ場合ニ於テ郡ノ境界ニ渉ルモノアルトキハ郡ノ境界モ亦自ラ変更スルモノトス

本条ノ処分ニ付財産処分ヲ要スルトキハ関係アル会議ノ意見ヲ聞キ沖縄県知事之ヲ定ム

区ノ境界明ナラサルコトアルトキハ内務大臣ノ許可ヲ得テ沖縄県知事之ヲ定ム

第２款　区住民及其ノ権利義務

第４条　区内ニ住居ヲ占ムル者ハ総テ区住民トス

区住民タル者ハ此ノ勅令ニ従ヒ区有財産並区ノ営造物ヲ共用スル権利ヲ有シ及区ノ負担ヲ分任スル義務ヲ有スルモノトス但シ特ニ民法上ノ権利義務ヲ有スル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第５条　帝国臣民ニシテ公権ヲ有スル独立ノ男子２年以来（1）区ノ住民ト為リ（2）区ノ負担ヲ分任シ及（3）区内ニ於テ土地ヲ所有シ若クハ直接国税年額２円以上ヲ納ムル者ハ区公民トス但シ公費ヲ以テ貧民救助ヲ受ケタル後２年ヲ経サル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項２年ノ制限ハ場合ニ依リ区会ノ議決ヲ経テ沖縄県知事ノ許可ヲ受ケ之ヲ特免スルコトヲ得

此ノ勅令ニ於テ独立ト称スルハ満25歳以上ニシテ一戸ヲ構ヘ且治産ノ禁ヲ受ケサルモノヲ云フ

区公民ニシテ相当ノ理由ナクシテ名誉職ヲ拒辞シ又ハ任期中退職シ又ハ無任期ノ職務ヲ少クトモ３年間担当セス又ハ其ノ職務ヲ実際ニ執行セサル者ニ対スル処分ノ規則ハ内務大臣之ヲ定ム

其ノ規則ニハ区会ノ議決ニ依リ６年以内区公民タル権ヲ停止シ場合ニ依リ同年期間他ノ住民ノ負担スヘキ区税ノ率ニ比シ４分ノ１以下ヲ増加スル規程ヲ設クルコトヲ得

第６条　区公民タル者前条ニ掲載スル要件ノ１ヲ失フトキハ公民タル権ヲ失フモノトス

区公民タル者公権停止中若クハ租税滞納処分中ハ公民タル権ヲ停止ス家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ復権ノ決定アルマテ又公権剥奪若クハ停止ヲ附加スヘキ重罪軽罪ノ為公判ニ付セラレタルトキハ其ノ裁判ノ確定ニ至ルマテ亦同シ

陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ区ノ公務ニ参与セサルモノトス現役以外ノ兵役ニ在ル者ニシテ戦時若クハ事変ニ際シ召集セラレタルトキモ亦同シ

第３款　区条例及区規則

[第７条　省略]

第２章　区行政

第１款　区吏員ノ組織及選任

第８条　区ニ区長区書記ノ外必要ノ附属員ヲ置ク

附属員ハ有給吏員トシ区長之ヲ任免ス

第９条　区ニ収入役１名ヲ置キ区書記ノ中ニ就キ沖縄県知事之ヲ命ス

収入役ハ身元保証ノ為金円若クハ物件ヲ差出スヘシ

第10条　区ハ処務便宜ノ為区規則ヲ以テ区ノ区域ヲ数部ニ分チ毎部部長及其ノ代理者各1名ヲ置クコトヲ得

部長及其ノ代理者ハ名誉職トス

部長及其ノ代理者ハ選挙権ヲ有スル区公民ノ中ニ就キ区長之ヲ任免ス

第11条　区ハ区規則ヲ以テ臨時若クハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ名誉職トス

委員ハ区会議員若クハ区公民中選挙権ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充テ又ハ区会議員及区公民中選挙権ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツ其ノ合議体ニ組織シタル場合ニ於テハ区長若クハ其ノ委任ヲ受ケタル区書記ヲ以テ委員長トス

委員ハ区会ニ於テ之ヲ選挙ス

委員ノ組織任期等ニ関スル事項ハ第1項ノ規則ニ之ヲ規定スヘシ

委員ニ関シテハ第45条ノ例ヲ適用ス

委員ニシテ公権剥奪若クハ停止ヲ附加スヘキ重罪軽罪ノ為予審ニ付セラレタルトキハ沖縄県知事ハ其ノ職ヲ停止スルコトヲ得

第2款　区長区書記及区吏員ノ職務権限

第12条　区長ハ区ヲ統轄シ其ノ行政事務ヲ担任ス

区長ノ担任スル事務ノ概目左ノ如シ

一　区会ノ議事ヲ準備シ並其ノ議決ヲ承認シ及執行スル事

二　区有財産及区ノ営造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者アルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

三　区ノ権利ヲ保護スル事

四　区ノ歳入ヲ管理シ歳入出予算其ノ他区会ノ議決ニ依テ定マリタル収入支出ヲ命令シ会計及出納ヲ監視スル事

五　区吏員ヲ監督シ委員ヲ除ク外其ノ他ニ対シ懲戒処分ヲ行フ事其ノ懲戒処分ハ譴責及10円以下ノ過怠金トス

六　区ノ諸証書及公文書類ヲ保管スル事

七　外部ニ対シテ区ヲ代表シ及区ノ名義ヲ以テ他庁若クハ一個人ト交渉スル事

八　法律命令若クハ区会ノ議決ニ依リ使用料加入金手数料区税及夫役現品ヲ賦課徴収スル事

九　区条例及規則ヲ設定スル事

十　区営造物ノ管理方法ヲ定ムル事

十一　収入役及区吏員ノ身元保証ヲ徴シ並其ノ額ヲ定ムル事

十二　其ノ他法律命令若クハ上司ノ指令ニ依テ区長ニ委任シタル事務ヲ処理スル事

第13条　区長若クハ監督官庁ニ於テ区会ノ議決其ノ権限ヲ越エ又ハ法律命令ニ背クト認ムルトキハ区長ハ自己ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指令ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ若クハ取消スヘシ

前項再議ニ付スルモ仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ区長ヨリ沖縄県知事ニ申立テ其ノ決定ヲ請フヘシ又前項取消ニ不服アル区会ハ沖縄県知事ニ訴願スルコトヲ得

前項沖縄県知事ノ決定若クハ裁決ニ不服アル区会ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

区長若クハ監督官庁ニ於テ区会ノ議決公益ニ害アリト認ムルトキハ区長ハ自己ノ意見ニ依リ又

ハ監督官庁ノ指令ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ
前項再議ニ付スルモ仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ区長ヨリ沖縄県知事ニ申立テ其ノ決定ヲ請フヘシ其ノ沖縄県知事ノ決定ニ不服アル区会ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
本条ノ決定若クハ裁決ハ其ノ確定ニ至ルマテ執行ヲ停止ス但シ当該官庁ニ於テ停止ノ為ニ公益ニ害アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
第 14 条　区会ニ於テ必要ノ収支ニ関シ否決シタルトキ又ハ区長若クハ監督官庁ニ於テ区会ノ議決必要ノ収支ニ関シ不当ノ削減ヲ為スト認ムルトキハ区長ハ自己ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指令ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ沖縄県知事ニ具状シテ指揮ヲ請フヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付セスシテ直ニ沖縄県知事ノ指揮ヲ請フコトヲ得
前項沖縄県知事ノ処分ニ不服アル区会ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得
本条ノ処分ハ其ノ確定ニ至ルマテ執行ヲ停止ス但シ当該官庁ニ於テ停止ノ為ニ公益ニ害アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
第 15 条　区会招集ニ応セス若クハ成立セサルトキハ区長ハ沖縄県知事ニ具状シテ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ処分スルコトヲ得
区会ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セス若クハ議了セサルトキハ前項ノ例ニ依ル
第 1 項ノ処分ハ次回ノ会議ニ於テ之ヲ区会ニ報告スヘシ
第 16 条　第 52 条但書若クハ第 54 条第 2 項ノ場合ニ於テ全ク会議ヲ開クコト能ハサルトキハ前 条ノ例ニ依ル
第 17 条　区書記ハ区長ノ命令ヲ承ケ区ノ行政ニ係ル庶務ニ従事ス
区長故障アルトキハ上席区書記区ノ行政ニ付其ノ職務ヲ代理ス
区長ハ区書記ヲシテ区ノ行政事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
第 18 条　収入役ハ区ノ収入ヲ受領シ其ノ費用ノ支払ヲ為シ其ノ他会計事務ヲ掌ル
第 19 条　部長及其ノ代理者ハ区長ノ命令ヲ承ケ部内ニ関スル国ノ行政及区ノ行政ニ付区長ノ事務ヲ補助執行ス
第 20 条　委員ハ区長ノ監督ニ属シ区有財産若クハ区ノ営造物ヲ管理シ其ノ他区行政事務ノ一部ヲ分掌シ又ハ一時ノ委託ニ依リ事務ヲ処弁ス
委員ノ職務権限ニ関スル細則ハ区規則ヲ以テ之ヲ規定スヘシ
第 21 条　区役所ノ処務規程ハ沖縄県知事之ヲ定メ其ノ他区吏員ノ処務規程ハ沖縄県知事ノ許可ヲ得テ区長之ヲ定ム
区吏員ノ服務紀律ハ沖縄県知事之ヲ定ム
第 3 款　給料及給与
［第 22 条～第 25 条　省略］
第 3 章　区会
第 1 款　組織及選挙
第 26 条　区会議員ハ区ノ選挙人其ノ被選挙権アル者ヨリ之ヲ選挙ス其ノ定員ハ 30 人以下トシ内務大臣ノ許可ヲ得テ沖縄県知事之ヲ定ム
第 27 条　区公民ハ総テ選挙権ヲ有ス但シ公民権停止中ノ者及第 6 条第 3 項ノ場合ニ当ル者ハ此ノ限ニ在ラス
直接区税ヲ納ムル者其ノ額区公民ノ最多ク直接区税ヲ納ムル 3 名中ノ 1 名ヨリモ多キトキハ区住民ニ非サル者又ハ 2 年以来ノ区住民ニ非サル者ト雖第 5 条ニ掲載スル其ノ他ノ要件ヲ具備ス

ルトキハ選挙権ヲ有ス但シ第6条第2項ノ公民権停止ノ条件又ハ同条第3項ノ場合ニ当ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第28条　選挙人ハ分テ3級トス

選挙人中直接区税ノ納額最多キ者ヲ合セテ選挙人総員ノ納ムル総額ノ3分ノ1ニ当ルヘキ者ヲ1級トス

1級選挙人ヲ除ク外直接区税ノ納額多キ者ヲ合セテ選挙人総員ノ納ムル総額ノ3分ノ1ニ当ルヘキ者ヲ2級トシ爾余ノ選挙人ヲ3級トス

各級ノ間納税額両級ニ跨ル者アルトキハ上級ニ入ルヘシ又両級ノ間ニ同額ノ納税者2名以上アルトキハ区内ニ住居スル年数ノ多キ者ヲ以テ上級ニ入ル若住居ノ年数ニ依リ難キトキハ年長者ヲ以テシ年齢ニモ依リ難キトキハ区長自ラ抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

選挙人毎級各別ニ議員ノ3分ノ1ヲ選挙ス其ノ被選挙人ハ同級内ノ者ニ限ラサルモノトス

第29条　沖縄県知事ニ於テ必要卜認ムルトキハ内務大臣ノ許可ヲ得テ選挙区ヲ設クルコトヲ得

選挙区ノ数及其ノ区域並各選挙区ヨリ選挙スヘキ議員ノ員数ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ沖縄県知事之ヲ定ム

選挙人ハ住居ヲ占ムル地ニ依テ所属ノ選挙区ヲ定ム其ノ区内ニ住居ヲ占メサル者ハ直接区税ノ賦課ヲ受ケタル物件ノ所在ニ依テ之ヲ定ム若数選挙区ニ亘リ賦課ヲ受ケタル物件アルトキハ税額ノ最多キ物件ノ所在ニ依テ之ヲ定ム又直接区税ノ賦課ヲ受ケタル物件ナキトキハ住居ヲ構ヘ若クハ滞在スル地ニ依テ之ヲ定ムヘシ但シ本文ノ場合ニ於テ税額ノ相同キトキ又ハ数選挙区ニ亘リ住居ヲ構ヘ若クハ滞在スルトキハ本人ノ申出ニ依テ之ヲ定ムヘシ

選挙区ヲ設クルトキハ各選挙区ニ於テ選挙人ノ等級ヲ分ツヘシ

被選挙人ハ其ノ選挙区内ノ者ニ限ラサルモノトス

第30条　選挙権ヲ有スル区公民ハ総テ被選挙権ヲ有ス

左ニ掲クル者ハ被選挙権ヲ有セス

一　沖縄県ノ官吏

二　区長区書記及有給ノ区吏員

三　検事及警察官吏

四　神官僧侶其ノ他諸宗教師

五　小学校教員

其ノ他官吏ニシテ当選シ之ニ応セントスルトキハ所属長官ノ許可ヲ受クヘシ

父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ区会議員タルコトヲ得ス若同時ニ選挙セラレタルトキハ投票ノ数ニ依テ其ノ多キ者1人ヲ当選トシ同数ナレハ年長者ヲ当選トシ同年ナレハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム其ノ時ヲ異ニシテ選挙セラレタル者ハ後者議員タルコトヲ得ス

区長トノ間父子兄弟タル縁故アル者ハ之卜同時ニ区会議員タルコトヲ得ス若議員トノ間ニ其ノ縁故アル者区長ノ任命ヲ受ケタルトキハ其ノ縁故アル議員ハ其ノ職ヲ失フモノトス

第31条　区会議員ハ名誉職トス其ノ任期ハ6年トシ毎3年各級ニ於テ其ノ半数ヲ改選ス若各級ノ議員ニ分シ難キトキハ初回ニ於テ多数ノ一半ヲ退職セシム初回ニ於テ退職セシムヘキ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

前項議員ノ任期ハ総選挙ヲ行ヒタル日（選挙ノ数日ニ亘ル場合ハ其ノ初日）又ハ定期改選期日（選挙ノ数日ニ亘ル場合ハ其ノ初日）ヨリ起算シ暦ニ従フ但シ総選挙ノ場合ニ於テ一部ノ議員後レテ選挙セラレ又ハ定期改選ノ場合ニ於テ一部若クハ全部ノ議員其ノ期日後ニ選挙セラルル

コトアルモ先ニ総選挙ヲ行ヒタル日又ハ定期改選期日ヨリ起算ス

退職ノ議員ハ再選セラルルコトヲ得

議員ニ関シテハ第 22 条第 1 項第 3 項第 24 条第 25 条ノ例ヲ適用ス

第 32 条　区会議員中欠員アルトキハ毎 3 年定期改選ノ時ニ至リ同時ニ補欠選挙ヲ行フヘシ若定員 3 分ノ 1 以上欠員アルトキ又ハ区長若クハ区会ニ於テ臨時補欠ヲ必要ト認ムルトキハ定期前ト雖補欠選挙ヲ行フヘシ

補欠議員ハ前任者ノ残任期間在職スルモノトス

定期改選及補欠選挙ハ前任者ノ選挙セラレタル選挙等級及選挙区ニ従テ之カ選挙ヲ行フヘシ

第 33 条　区長ハ選挙ヲ行フ毎ニ其ノ選挙前 60 日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選挙人ノ資格ヲ記載セル選挙原簿ヲ調製シ此ノ原簿ニ依リ選挙人名簿ヲ調製スヘシ但シ選挙区ヲ設クルトキハ毎選挙区各別ニ原簿及名簿ヲ調製スヘシ

選挙人名簿ハ其ノ選挙前 50 日ヲ期トシ其ノ日ヨリ 7 日間区役所ニ於テ関係者ノ縦覧ニ供スヘシ若関係者ニ於テ異議アルトキハ縦覧期限内ニ之ヲ区長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ区長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ 7 日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項区長ノ決定ニ不服アル者ハ沖縄県知事ニ訴願シ其ノ沖縄県知事ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本条ノ異議訴願若クハ訴訟ノ為ニ処分決定若クハ裁決ノ執行ヲ停止セス

区長ハ第 2 項異議ノ決定又ハ第 3 項訴願ノ裁決若クハ訴訟ノ判決ニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ選挙ノ日ヨリ 5 日前ニ修正ヲ加ヘテ確定名簿ト為シ之ニ登録セラレサル者ハ何人タリトモ選挙ヲ行フコトヲ得ス

本条ニ依リ確定シタル名簿ハ其ノ確定シタル日ヨリ 1 年以内ニ於テ選挙ヲ行フトキモ亦之ヲ適用ス但シ名簿確定後訴願ノ裁決若クハ訴訟ノ判決ニ依リ修正ヲ要スルトキハ選挙ノ日ヨリ 5 日前ニ修正スヘキモノトス

選挙人名簿ヲ修正シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ公告スヘシ

第 34 条　選挙ヲ行フトキハ区長ハ選挙ノ日ヨリ少クトモ 7 日前ニ選挙ノ場所日時並毎選挙区及毎級ヨリ選挙スヘキ議員ノ員数ヲ公告スヘシ

各級ニ於テ選挙ヲ行フ順序ハ先ツ 3 級ノ選挙ヲ行ヒ次ニ 2 級ノ選挙ヲ行ヒ次ニ 1 級ノ選挙ヲ行フヘシ

第 35 条　選挙掛ハ名誉職トシ区長ニ於テ臨時ニ選挙人中ヨリ 2 名若クハ 4 名ヲ選任シ区長若クハ其ノ代理者ハ掛長ト為リ選挙会ヲ開閉シ会場ノ取締ニ任ス但シ選挙区ヲ設クルトキハ毎選挙区各別ニ選挙掛ヲ設クヘシ

第 36 条　選挙開会中ハ選挙人ヲ除ク外選挙会場ニ入ルコトヲ得ス選挙人ハ選挙会場ニ於テ協議若クハ勧誘ヲ為スコトヲ得ス

第 37 条　選挙ハ投票ヲ以テ之ヲ行フ投票ニハ被選挙人ノ氏名又ハ其ノ住所氏名ヲ記シ封緘ノ上選挙人自ラ之ヲ掛長ニ差出スヘシ但シ選挙人ノ氏名ハ投票ニ記入スルコトヲ得ス

区住民ニ非スシテ第 27 条第 2 項ニ依リ選挙権ヲ有スル者ハ代人ヲ以テ選挙ヲ行フコトヲ得

代人ハ帝国臣民ニシテ公権ヲ有シ且公権停止中ニ非サル独立ノ男子ニ限ル但シ 1 人ニシテ数人ノ代理ヲ為スコトヲ得ス又代人ハ委任状ヲ選挙掛ニ示スヘシ

選挙人投票ヲ差出ストキハ自己ノ氏名及住所ヲ掛長ニ申立テ掛長ハ選挙人名簿ニ照シテ之ヲ受ケ封緘ノ儘投票函ニ投入スヘシ但シ投票函ハ投票ヲ終ルマテ之ヲ開クコトヲ得ス

第38条　単名投票ニシテ左ノ各号ニ該当スルモノハ之ヲ無効トス連名投票ニシテ第一号第五号第六号ニ該当スルモノモ亦同シ又連名投票ニシテ第二号乃至第四号ニ該当スルモノハ其ノ部分ノミヲ無効トス

一　氏名ヲ記載セサルモノ

二　記載シタル氏名ノ読ミ難キモノ

三　被選挙人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

四　被選挙権ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五　被選挙人ノ住所氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ位階敬称ノ類ヲ記入スルハ此ノ限ニ在ラス

六　投票用紙ヲ一定シタル場合ニ於テ其ノ用紙ヲ用イサルモノ

投票ニ記載ノ人員其ノ選挙スヘキ定数ヲ過タルトキハ末尾ニ記載シタルモノヲ順次ニ棄却スヘシ

投票ノ受理並効力ニ関スル事項ハ選挙掛之ヲ議決ス可否同数ナルトキハ掛長之ヲ決ス

第39条　区会議員ノ選挙ハ有効投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選トス投票ノ数相同キトキハ年長者ヲ取リ同年ナルトキハ掛長自ラ抽籤シテ其ノ当選ヲ定ム

同時ニ補欠議員数名ヲ選挙スルトキハ投票数ノ多キ者ヲ以テ残任期ノ長キ前任者ノ補欠ト為シ投票ノ数相同キトキハ掛長自ラ抽籤シテ其ノ順序ヲ定ム

第40条　選挙掛ハ選挙録ヲ製シテ選挙ノ顛末ヲ記録シ選挙ヲ終リタル後之ヲ朗読シ選挙人名簿其ノ他関係書類ヲ合綴シテ選挙掛長選挙掛ノ1名若クハ数名ト共ニ之ニ署名捺印シ少クトモ6年間之ヲ保存スヘシ

投票ハ選挙ヲ終リタル後之ヲ取纏メ封緘ノ上選挙掛長選挙掛ノ1名若クハ数名ト共ニ之ニ捺印シ少クナクトモ6年間之ヲ保存スヘシ

第41条　選挙ヲ終リタルトキハ選挙掛長ハ直ニ当選者ニ当選ノ旨ヲ告知スヘシ其ノ当選ヲ辞セントスル者ハ当選ノ告知ヲ発シタル日ヨリ5日以内ニ之ヲ区長ニ申立ツヘシ

1人ニシテ数級若クハ数選挙区ノ選挙ニ当リタルトキハ当選ノ告知ヲ最終ニ発シタル日ヨリ5日以内ニ何レノ選挙ニ応スヘキコトヲ区長ニ申立ツヘシ其ノ期限内ニ之ヲ申立テサル者ハ総テ其ノ当選ヲ辞シタル者ト看做スヘシ

定期改選ト補欠選挙トヲ同時ニ行ヒタル場合ニ於テ1人ニシテ其ノ両選挙ニ当リタルトキモ亦前項ノ例ヲ適用ス

本条ニ依リ当選ヲ辞シタル者アルトキハ更ニ選挙ヲ行フヘシ

選挙ヲ終リ当選者定マリタルトキハ区長ハ直ニ其ノ住所氏名ヲ公告シ同時ニ選挙録ノ写ヲ添ヘ之ヲ沖縄県知事ニ報告スヘシ

第42条　選挙人選挙ノ効力ニ関シ異議アルトキハ選挙ノ日ヨリ7日以内ニ沖縄県知事ニ訴願シ其ノ沖縄県知事ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

沖縄県知事ニ於テ選挙ノ効力ニ関シ異議アルトキハ訴願ノ有無ニ拘ラス前条ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ21日以内ニ選挙ヲ取消スヘシ

前項沖縄県知事ノ処分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本条ノ訴願若クハ訴訟ノ為ニ処分ノ執行ヲ停止セス

第43条　選挙ノ規程ニ違背スルコトアルトキハ其ノ選挙ヲ無効トシ又当選者中其ノ資格ノ要件ヲ有セサル者アルトキハ其ノ当選ヲ無効トスヘキモノトス但シ選挙ノ規程ニ違背スル所アルモ

其ノ事ノ軽微ニシテ選挙ノ結果ニ異動ヲ生セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第44条　選挙若クハ当選無効ト確定シタルトキハ更ニ選挙ヲ行フヘシ

第45条　区会議員中其ノ資格ノ要件ヲ有セサル者アルトキハ其ノ職ヲ失フモノトス

区長若クハ区会ニ於テ前項ニ該当スル者アルコトヲ発見シタルトキハ沖縄県知事ニ申立ツヘシ

第1項資格要件ノ有無ハ沖縄県知事ニ於テ前項ノ申立ニ依リ又ハ其ノ職権ヲ以テ之ヲ決定ス

前項沖縄県知事ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本条ノ場合ニ於テ資格要件ヲ有セストスル決定ハ其ノ決定確定シ又ハ訴訟ノ判決アルマテ其ノ執行ヲ停止ス

第2款　職務権限及処務規程

第46条　区会ノ議決ヲ経ヘキ事件左ノ如シ

一　歳入出予算ヲ定ムル事

二　法律命令ニ定ムルモノヲ除ク外使用料加入金手数料区税及夫役現品ノ賦課徴収ノ法ヲ定ムル事

三　区有不動産ノ売買交換譲受譲渡並質入書入ヲ為ス事

四　基本財産及積立金穀等ノ処分ヲ為ス事

五　歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負担ヲ為シ及権利ノ棄却ヲ為ス事

六　区有財産ノ管理方法ヲ定ムル事

七　区ニ係ル訴訟及和解ニ関スル事

其ノ他区会ノ職権ハ法律命令ノ定ムル所ニ依ル

第47条　区会ハ区長ノ報告書ヲ請求シテ区有財産ノ管理並収入支出ノ正否ヲ検査スルコトヲ得

区会ハ前項ノ目的ノ為ニ5名以下ノ委員ヲ議員中ヨリ選挙シ区長又ハ其ノ指命シタル官吏若クハ吏員立会ノ上関係書類並金庫ヲ検閲セシムルコトヲ得

区会ハ区ノ公益ニ関スル事件ニ付意見書ヲ区長若クハ監督官庁ニ差出スコトヲ得

区会ハ区長若クハ官庁ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

第48条　議員タル者ハ選挙人ノ指示若クハ委嘱ヲ受クヘカラサルモノトス

第49条　区会ハ区長ヲ以テ議長トス若区長故障アルトキハ其ノ委任ヲ受ケタル区書記ヲ以テ之ニ充ツ

第50条　区長及其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ハ何時ニテモ会議ニ出席シ及発言スルコトヲ得但シ議員ノ演説ヲ中止スルコトヲ得ス

前項ノ出席者ハ議員ノ職ニ在ル者ヲ除ク外議決ニ加ハルコトヲ得ス

第51条　区会ハ会議ノ必要アル毎ニ区長会期ヲ定メテ之ヲ招集ス議員4分ノ1以上ヨリ請求アル場合ニ於テ相当ノ理由アリト認ムルトキモ亦同シ

招集並会議ノ事件ヲ告知スルハ急施ヲ要スル場合ヲ除ク外少クトモ会議ノ3日前タルヘシ

区会ハ区長之ヲ開閉ス

第52条　区会ハ議員定員ノ半数以上出席スルニ非サレハ会議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付集会再回ニ至ルモ議員仍半数ニ満タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第53条　区会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第54条　議長及議員ハ自己若クハ其ノ父母妻子兄弟姉妹ノ一身上ニ関スル事件ニ付テハ区会ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ其ノ議事ニ参与スルコトヲ得ス

前項除席ノ為ニ議員ノ数減少シテ会議ヲ開ク定数ニ満タサルトキモ仍会議ヲ開クコトヲ得

第55条　区会ノ会議ハ公開ス但シ議長ノ意見ヲ以テ傍聴ヲ禁スルコトヲ得
第56条　議長ハ会議ノ事ヲ総理シ会議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ会議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス
第57条　会議及傍聴ノ紀律並取締ニ関スル規則ハ内務大臣之ヲ定ム其ノ規則ニハ之ニ違背シタル議員ニ対シ区会ノ議決ニ依リ5日以内出席ヲ停止シ又ハ2円以下ノ過怠金ヲ科スル規程ヲ設クルコトヲ得
第58条　前条ニ依リ内務大臣ノ定ムル規則ノ外区会ハ沖縄県知事ノ許可ヲ得テ会議規則及傍聴規則ヲ設クヘシ其ノ会議規則ニハ之ニ違背シタル議員ニ対シ区会ノ議決ニ依リ5日以内出席ヲ停止シ又ハ2円以下ノ過怠金ヲ科スル規程ヲ設クルコトヲ得
区会ニ於テ行フ選挙ノ方法ハ会議規則ニ之ヲ規定スヘキモノトス
第59条　区会ノ書記ハ区書記及附属員ノ中ニ就キ区長之ヲ命ス
書記ハ議長ニ隷属シテ庶務ニ従事ス
議長ハ書記ヲシテ会議録ヲ製シテ会議ノ顛末並出席議員ノ氏名ヲ記録セシムヘシ
会議録ハ議長及議員2名以上之ニ署名捺印スヘキモノトス
議長ハ会議録ヲ添ヘ会議ノ結果ヲ区長ニ報告スヘシ
第4章　区ノ財務
第1款　区有財産及区税
［第60条～第77条　省略］
第2款　区ノ歳入出予算及決算
［第78条～第83条　省略］
第5章　区内一部ノ行政
［第84条・第85条　省略］
第6章　区行政ノ監督
第86条　区行政ハ第1次ニ於テ沖縄県知事之ヲ監督シ第2次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス
［第87条～第89条　省略］
第90条　区会ノ解散ハ内務大臣之ヲ命ス此ノ場合ニ於テハ3箇月以内ニ議員ヲ選挙スヘシ
沖縄県知事ハ10日以内ニ於テ区会ノ停会ヲ命スルコトヲ得
［第91条～第94条　省略］
第7章　附則
第95条　此ノ勅令施行ノ時期ハ内務大臣之ヲ定ム
第96条　此ノ勅令ヲ施行スル場合ニ於テ初メテ区ト為ス地ハ那覇首里ノ各区域トス
第97条　此ノ勅令ニ於テ直接税若クハ間接税トスヘキ類別ハ内務大臣及大蔵大臣之ヲ告示ス
第98条　此ノ附則ニ規定スルモノヲ除ク外此ノ勅令施行ニ付必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

沖縄県区会ノ会議及傍聴ノ紀律並取締ニ関スル規則

〔1896（明治29）年3月11日　内務省令第3号〕

第1条　議員ハ会議中無礼ノ語ヲ用イ又ハ他人ノ身上ニ渉リ言論スルコトヲ得ス
第2条　会議中法律命令若クハ会議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ル議員アルトキハ議長ハ之

ヲ警戒シ若クハ制止シ又ハ発言ヲ取消サシム命ニ従ハサルトキハ議長ハ当日ノ会議ヲ終ルマテ発言ヲ禁止シ若クハ議場外ニ退去セシメ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得

議場騒擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ当日ノ会議ヲ中止シ若クハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第３条　同一会期中ニ於テ秩序ヲ紊ルコト２回以上ニ及ヒ又ハ秩序ヲ紊ルコト甚シキ議員アルトキハ議長若クハ議員ノ発議ニ依リ区会ノ議決ヲ以テ５日以内出席ヲ停止シ又ハ２円以下ノ過怠金ヲ科スルコトヲ得

第４条　会議ノ傍聴人中公然可否ヲ表シ若クハ喧騒ニ渉リ其ノ他会議ノ妨害ヲ為ス者アルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ若クハ制止シ命ニ従ハサルトキハ之ヲ退去セシメ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得

傍聴席騒擾ナルトキハ議長ハ総テノ傍聴人ヲ退去セシメ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得

第５条　議場ノ秩序ヲ紊リ又ハ会議ノ妨害ヲ為ス者アルトキハ区長若クハ其ノ委任ヲ受ケテ会議ニ出席セル官吏吏員又ハ議員ハ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

初メテ沖縄県区制ヲ施行スルニ付必要ナル事項

〔1896（明治 29）年 3 月 11 日　内務省令第 4 号〕

第１条　区制ヲ行ヒタル後２年間ハ区ノ負担ヲ分任シタルコトナシト雖仍第５条ニ掲載スル其ノ他ノ要件ヲ具備スル者ハ区公民トス

第２条　区制ヲ行ヒタル後２年間ハ議員ノ選挙ニ等級ヲ分ツコトヲ要セス

前項ニ依リ選挙セラレタル議員ハ区制ヲ行ヒタル後２年間在職スルモノトス

第３条　地租改正ニ至ルマテノ間区制ニ関シ土地所有者ト看做スヘキ者ヲ定ムル方法ハ沖縄県知事之ヲ定ム

第４条　区制ノ実施ニ際シ初メテ区ノ広告式ニ関スル区規則ヲ広告スル方法ハ沖縄県知事之ヲ定ム

沖縄県間切島吏員規程（抄）〔1897（明治 30）年 3 月 29 日　勅令第 56 号〕

第１章　間切吏員ノ組織及任免

第１条　間切ニ間切長１名書記若干名ヲ置ク書記ノ定員ハ沖縄県知事之ヲ定ム

第２条　間切ニ収入役１名ヲ置ク但シ場合ニ依リ沖縄県知事ハ書記ヲシテ収入役ヲ兼務セシムルコトヲ得

郡長島司ハ収入役ヲシテ身元保証トシテ金円若クハ物件ヲ間切ニ差出サシムルコトヲ得

第３条　間切内ノ村ニ村頭１名ヲ置ク但シ沖縄県知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ数村ニ１名ノ村頭ヲ置キ又ハ村ニ村頭ヲ置カサルコトヲ得

第４条　間切長収入役書記村頭ハ沖縄県知事之ヲ任免ス

第５条　郡長島司ハ沖縄県知事ノ許可ヲ得テ間切又ハ間切内ノ村ニ必要ノ附属員ヲ置クコトヲ得

附属員ハ郡長島司之ヲ任免ス

第6条　郡長島司ニ於テ必要ト認ムルトキハ沖縄県知事ノ許可ヲ得テ間切ニ臨時若クハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ郡長島司之ヲ任免ス

第7条　沖縄県知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ内務大臣ノ許可ヲ得テ数間切ニ1名ノ間切長及其ノ他ノ間切吏員ヲ置クコトヲ得

第2章　間切吏員ノ職務権限

第8条　間切長ハ上司ノ指揮監督ヲ承ケ間切ヲ統轄シ法律命令若クハ慣例ニ依リ其ノ行政事務ヲ担任ス

間切長ノ担任スル事務ノ概目ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ沖縄県知事之ヲ定ム

第9条　書記ハ間切長ノ命令ヲ承ケ庶務ニ従事ス

間切長故障アルトキハ上席書記其ノ職務ヲ代理ス

間切長ハ書記ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第10条　収入役ハ間切ノ収入ヲ受領シ其ノ費用ノ支払ヲ為シ其ノ他会計事務ヲ掌ル

第11条　村頭ハ間切長ノ命令ヲ承ケ村内ニ関スル間切長ノ事務ヲ補助執行ス

間切長ハ郡長ノ許可ヲ得テ村内ニ関スル其ノ事務ノ一部ヲ村頭ニ委任スルコトヲ得

第12条　附属員ハ間切長又ハ村頭ニ属シ其ノ命令ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第13条　委員ハ間切長ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ事務ノ一部ヲ分掌シ又ハ一時ノ委託ニ依リ事務ヲ処弁ス

委員ノ職務権限ニ関スル細則ハ郡長島司之ヲ定ム

第14条　間切吏員ノ処務規程ハ沖縄県知事ノ許可ヲ得テ郡長島司之ヲ定ム

第15条　間切吏員ニハ官吏服務紀律及官吏懲戒令ヲ準用ス

間切長収入役書記村頭ノ懲戒処分ハ沖縄県知事之ヲ行ヒ其ノ他ノ吏員ノ懲戒処分ハ郡長島司之ヲ行フ

第3章　給料及給与

［第16条～第20条　省略］

第4章　島吏員

［第21条　省略］

第5章　宮古郡八重山郡ニ関スル特例

［第22条～第24条　省略］

附則

第25条　此ノ勅令ニ規程アルモノヲ除ク外間切島吏員ニ関シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第26条　此ノ勅令ハ明治30年4月1日ヨリ施行ス

沖縄県間切島規程〔1898（明治31）年12月21日　勅令第352号〕

第1条　間切島ハ法人トシ官ノ監督ヲ受ケ法律命令ノ範囲内ニ於テ其ノ公共事務並法律命令又ハ慣例ニ依リ間切島ニ属スル事務ヲ処理スルモノトス

第2条　間切島吏員ノ組織任免職務権限及処務規定等ニ付テハ別ニ定ムル所ニ依ル

第3条　間切島会ノ組織選挙職務権限処務規定及間切島長ト間切島会トノ権利義務ノ関係並間切島会ノ監督ニ関スル事項ハ内務大臣ノ許可ヲ経沖縄県知事之ヲ定ム

第4条　間切島有財産及営造物ノ管理ニ関スル事項ハ法律命令中別段ノ規定アルモノヲ除ク外内務大臣ノ許可ヲ経沖縄県知事之ヲ定ム

第5条　間切島ハ其ノ必要ナル費用及法律命令又ハ慣例ニ依リ間切島ノ負担ニ属スル費用ヲ支弁スル義務アリ

前項ノ費用ハ間切島税其ノ他間切島ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁スヘシ

第6条　従来賦課シタル間切島公費ハ間切島税夫役現品トシテ之ヲ存ス

間切島税ヲ新設シ若ハ廃止変更セムトスルトキハ間切島長ハ間切島会ノ議決ヲ経内務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第7条　間切島税夫役現品ノ賦課徴収ニ関シテハ従来ノ例ニ依ル

前項ノ賦課徴収方法ヲ変更シ若ハ新ニ賦課徴収ノ方法ヲ設ケ若ハ変更スルトキハ間切島長ハ間切島会ノ決議ヲ経沖縄県知事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

間切島税夫役現品ノ賦課徴収ニ関シ特ニ規定ヲ要スルモノアルトキハ沖縄県知事之ヲ定ム

第8条　間切島税夫役現品ニ代フル金円其ノ他間切島ノ収入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ間切島長ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ処分スヘシ

本条ニ記載スル徴収金ノ追徴、還付、期満免除及先取特権ニ付テハ国税ニ関スル例ニ依ル

第9条　間切島ハ負債ヲ起スコトヲ得

間切島ノ負債ニ関スル事項ハ内務大臣ノ許可ヲ経沖縄県知事之ヲ定ム

第10条　間切島ノ会計年度ハ政府ノ会計年度ニ同シ

間切島歳入出予算及決算ニ関スル事項ハ沖縄県知事之ヲ定ム

第11条　間切島内一部ノ財産又ハ営造物ニ関シテハ法律命令中別段ノ規定アルモノヲ除ク外間切島有財産又ハ間切島ノ営造物ニ関スル例ニ依リ間切島長之ヲ管理スヘシ但シ其ノ会計ハ之ヲ分別スヘシ

第12条　間切島内一部ノ財産又ハ営造物ニ関スル事務ノ為当該郡長島司ハ沖縄県知事ノ許可ヲ経特ニ村会ヲ設クルコトヲ得

第13条　村会ノ組織選挙職務権限処務規定及其ノ監督等ニ関スル事項ニ付テハ沖縄県知事ニ於テ別段ノ規定ヲ設クルモノヲ除ク外間切島会ニ関スル規定ヲ準用ス

第14条　数間切島ノ事務ヲ共同処弁スル為間切島組合ヲ設クルコトヲ得

間切島組合ニ関スル事項ハ内務大臣ノ許可ヲ経沖縄県知事之ヲ定ム

第15条　間切島行政ハ第1次ニ於テ郡長之ヲ監督シ第2次ニ於テ沖縄県知事之ヲ監督シ第3次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス

宮古郡八重山郡ニ於ケル間切行政ハ第1次ニ於テ沖縄県知事之ヲ監督シ第2次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス

第16条　監督官庁ハ間切島行政ヲ監督スル為メ必要ナル命令ヲ発シ処分ヲ為スノ権ヲ有ス

第17条　間切島長又ハ間切島収入役故障アル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ沖縄県知事ハ間切島ノ費用ヲ以テ官吏ヲ派遣シ間切島長又ハ間切島収入役ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得

第18条　此ノ勅令ニ規定スルモノヲ除ク外間切島ノ行政ニ関シ必要ナル事項ハ内務大臣ノ許可ヲ経沖縄県知事別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第19条　此ノ勅令ヲ施行スル為メ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

附則

第20条　此ノ勅令ハ明治32年1月1日ヨリ施行ス

間切島会ニ関スル規程〔1899（明治32）年1月23日　沖縄県令第3号〕

第1条　間切、島会議員ノ定員ハ左ノ割合ニ依ル

一　村人口千未満　　議員1人

一　村人口千以上　　議員2人

郡長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ知事ニ具状シテ指揮ヲ請ヒ前項ノ定員ヲ増減スルコトヲ得

第2条　議員ハ名誉職トシ其任期ハ2年トス但補欠議員ハ前任者ノ残任期間在職スルモノトス

退職議員ハ再選セラルルコトヲ得

第3条　議員ニハ旅費及手当ヲ給スルコトヲ得

前項ノ旅費及手当ヲ支給スルトキハ間切、島長ハ其額並支給方法ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クルヘシ

第4条　議員選挙ニ関スル事項ハ従前ノ例ニ依ル

第5条　間切島会ノ議決ヲ経ヘキ事件左ノ如シ

一　歳入出予算ヲ議定スルコト

一　間切、島、村有不動産ノ処分並譲受ニ関スルコト

一　間切、島、村有基本財産及積立金穀ノ処分ニ関スルコト

一　歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外間切、島、村ニ於テ新ニ義務ノ負担ヲ為シ及権利ノ抛棄ヲナスコト

右ノ法令ニ依リ間切、島会ノ決議ヲ経ヘキ事項

第6条　間切、島会ハ間切、島長ヲ以テ議長トス若シ間切、島長故障アルトキハ其委任ヲ受ケタル間切、島書記之ニ代ルヘシ

第7条　間切、島会ハ会議ノ必要アル毎ニ間切、島長之ヲ招集ス其招集並ニ会議ノ件名ヲ告知スルハ急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外少クトモ開会ノ3日前タルヘシ

第8条　間切、島会ノ議決ヲ経ヘキ事項ニシテ事ノ軽易ナルモノハ間切、島長ニ於テ議員各自ノ意見ヲ徴シテ之ヲ決シ別ニ間切、島会ヲ招集セサルコトヲ得

第9条　間切、島会ハ議員定員半数以上出席スルニ非レハ議決スルコトヲ得ス但シ同一ノ議事ニ付集会再回ニ至ルモ議員尚半数ニ満タサルトキハ此限ニアラス

第10条　間切、島会ノ議決ハ可否ノ多数ニ依リ之ヲ定ム可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第11条　議長ハ会議ノ事ヲ総理シ会議ノ順序ヲ定メ其日ノ会議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第12条　議長ハ間切、島吏員ヲシテ議事録ヲ製シ議事顛末並出席議員ノ氏名ヲ記録セシム議事録ハ議長及議員2名以上之ニ署名捺印スルモノトス

第13条　間切、島長ハ郡長ノ許可ヲ得テ会議規則ヲ設クヘシ

第14条　間切、島長ハ間切、島会ノ議事ヲ準備シ並ニ其議決ヲ承認シ及執行スルモノトス

第15条　間切、島会ニ於テ間切、島ノ収支ニ関シ不適当ノ議決ヲナシタルトキハ間切、島長ハ

自己ノ意見ニ依リ又ハ郡長ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ尚其議決ヲ改メサルトキハ郡長ニ具状シテ指揮ヲ請フヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付セスシテ直ニ郡長ノ指揮ヲ請フコトヲ得

間切、島会ノ議決其ノ権限ヲ超ヘ又ハ法律命令ニ背クト認ムルトキハ間切、島長ハ自己ノ意見ニ依リ又ハ郡長ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ直チニ其ノ議決ヲ取消シ又ハ再議ニ付シタル上尚其ノ議決ヲ改メサルトキハ之ヲ取消スヘシ

第16条　間切、島会ノ議決公益ニ害アリト認ムルトキハ間切、島長ハ自己ノ意見ニ依リ又ハ郡長ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ尚其ノ議決ヲ改メサルトキハ郡長ニ具状シテ指揮ヲ請フヘシ

第17条　臨時急施ヲ要スル事件ニシテ間切、島長ニ於テ間切、島会ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ若ハ間切、島会招集ニ応セス若ハ成立セサルトキハ間切、島長ハ郡長ノ指揮ニ依リ之ヲ処分スルコトヲ得

第18条　第8条ノ処分ハ直ニ郡長ニ報告シ且同条及第17条ノ処分ハ次期ノ間切、島会ニ報告スヘシ

第19条　宮古郡八重山郡ニ在テハ前各条ヲ準用ス但シ第3条第13条第15条第16条第17条ノ場合ハ島司之ヲ専決シ第18条前段ノ報告ハ別ニ之ヲ要セス

沖縄県及島嶼町村制（抄）〔1907（明治40）年3月15日　勅令第46号〕

目次

第1章　総則
第2章　町村吏員
　第1款　組織及任免
　第2款　職務権限及処務規程
　第3款　給料及給与
第3章　町村会
　第1款　組織及選挙
　第2款　職務権限及処務規程
第4章　町村ノ財務
　第1款　財産営造物及収入支出
　第2款　歳入出予算及決算
第5章　町村内一部ノ行政及町村組合
第6章　町村行政ノ監督
第7章　雑則

第1章　総則

第1条　本令ハ町村制ノ規定ニ依リ沖縄県及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ町村ニ之ヲ施行ス但シ勅令ヲ以テ別ニ其ノ制ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第2条　町村ハ法人トシ官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範囲内ニ於テ其ノ公共事務及法令又ハ慣例ニ依リ

町村ニ属スル事務ヲ処理ス

第3条　町村ノ廃置分合又ハ境界変更ヲ要スルトキハ府県知事内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ定ム所属未定地ヲ町村ノ区域ニ編入スルトキ亦同シ

本条ノ処分ニシテ郡ノ境界ニ渉ルモノアルトキハ郡ノ境界モ亦自ラ変更スルモノトス

本条ノ処分ニ付財産処分ヲ要スルトキハ関係アル町村会ノ意見ヲ徴シ府県知事之ヲ定ム

町村ノ境界判明ナラサル場合ニ於テハ島司郡長之ヲ定ム其ノ数郡ニ渉ル場合ニ於テハ府県知事之ヲ定ム

第4条　町村ノ名称ヲ変更シ又ハ村ヲ町卜為シ若ハ町ヲ村卜為スコトヲ要スルトキハ町村ノ申請ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ得テ府県知事之ヲ定ム

町村役場ノ位置ヲ定メ又ハ変更スルコトヲ要スルトキハ町村ハ府県知事ノ許可ヲ受クヘシ

第5条　町村内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ町村住民トス

町村住民ハ本令ニ従ヒ財産及営造物ヲ共用スル権利ヲ有シ町村ノ負担ヲ分任スル義務ヲ負フ

第6条　町村住民ニシテ町村名誉職ノ当選任命ヲ辞シ又ハ其ノ職ヲ退キ若ハ其ノ職務ヲ実際ニ執行セサル者ニ対スル制裁ニ付府県知事ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ必要ノ規程ヲ設クルコトヲ得

第7条　町村ハ町村住民ノ権利義務町村ノ事務又ハ町村ノ営造物ニ関シ町村規則ヲ設クルコトヲ得

町村規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第2章　町村吏員

第1款　組織及任免

第8条　町村ニ町村長収入役及書記ヲ置キ有給吏員トス

町村長収入役ハ町村ニ各1名トシ書記ノ定員ハ府県知事之ヲ定ム

町村長収入役ハ島司郡長ノ具申ニ依リ府県知事之ヲ任免ス

書記ハ島司郡長之ヲ任免ス

特別ノ事情アル町村ニ於テハ府県知事ハ町村長又ハ書記ヲシテ収入役ノ事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得

第9条　島司郡長ハ府県知事ノ許可ヲ得テ町村ノ処務便宜ノ為区ヲ劃シ区長1名ヲ置クコトヲ得

島司郡長ハ府県知事ノ許可ヲ得テ町村ニ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

区長及委員ハ名誉職トシ其ノ町村ニ於テ被選挙権ヲ有スル者ノ中ニ就キ島司郡長之ヲ任免ス

第2款　職務権限及処務規程

第10条　町村長ハ町村ヲ統轄シ町村ヲ代表シ其ノ行政事務ヲ担任ス

町村長ノ担任スル事務ノ概目左ノ如シ

一　町村会ノ議決ヲ経ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ発シ及其ノ議決ヲ執行スル事

二　財産及営造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者アルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

三　収入支出ヲ命令シ及会計ヲ監督スル事

四　証書及公文書類ヲ保管スル事

五　法令又ハ町村会ノ議決ニ依リ使用料手数料加入金町村税及夫役現品ヲ賦課徴収スル事

六　其ノ他法令ニ依リ町村長ノ職権ニ属スル事項

第11条　町村長ハ町村吏員ヲ指揮監督ス

第12条　町村会ノ議決其ノ権限ヲ越エ又ハ法令若ハ会議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議ニ付シ仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ之ヲ取消スヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付

セスシテ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

前項取消処分ニ不服アル町村会ハ島司郡長ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ府県知事ニ訴願スルコトヲ得

町村会ノ議決公益ヲ害シ又ハ其ノ議決町村ノ収支ニ関シ不適当ナリト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議ニ付シ仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ島司郡長ノ指揮ヲ請フヘシ

前項島司郡長ノ処分ニ不服アル町村会ハ府県知事ニ訴願スルコトヲ得

第13条　町村会成立セス又ハ第46条但書ノ場合ニ於テ仍会議ヲ開クコト能ハサルトキハ町村長ハ島司郡長ニ具状シテ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ処分スルコトヲ得第48条ノ規定ニ依リ出席議員ノ数減少シテ会議ヲ開クコト能ハサルトキ亦同シ

町村会ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル

町村会ノ権限ニ属スル事件ニ関シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ町村会成立セス又ハ町村長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ又ハ第48条ノ規定ニ依リ出席議員ノ数減少シテ会議ヲ開クコト能ハサルトキハ町村長ハ専決処分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ島司郡長ニ報告スヘシ

本条ノ処分ハ次回ノ会議ニ於テ之ヲ町村会ニ報告スヘシ

第14条　町村会ノ権限ニ属スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ町村長ヲシテ専決処分セシムルコトヲ得

第15条　町村長其ノ他町村吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ国及府県其ノ他公共団体ノ行政事務ヲ掌ル

本条ノ事務ヲ執行スル為要スル費用ハ町村ノ負担トス但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第16条　特別ノ事情アル町村ニ於テハ町村長ハ島司郡長ノ許可ヲ得テ其ノ事務ノ一部ヲ町村吏員ニ委任スルコトヲ得

第17条　町村長ハ町村吏員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第18条　書記ハ町村長ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

町村長故障アルトキハ上席書記其ノ職務ヲ代理ス

第19条　収入役ハ町村ノ出納其ノ他会計事務及第15条ニ関スル国府県其ノ他公共団体ノ出納其ノ他会計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第16条ノ規定ハ収入役ニ之ヲ準用ス

収入役故障アルトキハ町村長ハ書記ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第20条　区長ハ町村長ノ命ヲ承ケ町村長ノ事務ニシテ区内ニ関スルモノヲ補助執行ス

委員ハ町村長ノ指揮監督ヲ承ケ財産又ハ営造物ヲ管理シ其ノ他町村行政事務ノ一部ヲ調査シ又ハ一時ノ委託ニ依リ事務ヲ処弁ス

第53条ノ規定ハ区長及委員ニ之ヲ準用ス

第3款　給料及給与

［第21条～第25条　省略］

第3章　町村会

第1款　組織及選挙

第26条　町村会議員ハ其ノ被選挙権アル者ニ就キ選挙人之ヲ選挙ス

町村会議員ノ定数ハ沖縄県ニ於テハ 1 町村 8 名以上 20 名以下トシ其ノ他ニ於テハ 1 町村 4 名以上 12 名以下トシ府県知事之ヲ定ム

第 27 条　帝国臣民ニシテ公権ヲ有シ一戸ヲ構フル満 25 年以上ノ男子 2 箇年以来町村ノ住民ト為リ其ノ町村ノ負担ヲ分任シ及其ノ町村内ニ於テ直接国税ヲ納ムル者ハ町村会議員ノ選挙権ヲ有ス但シ公費ヲ以テ貧民救助ヲ受ケタル後 2 箇年ヲ経サル者及禁治産者準禁治産者ハ此ノ限ニ在ラス

町村ハ島司郡長ノ許可ヲ得テ前項 2 箇年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

家督相続ニ依リ財産ヲ取得シタル者ハ其ノ財産ニ付被相続人ノ為シタル納税ヲ以テ其ノ者ノ納税シタルモノト看做ス

第 1 項ニ定ムル要件中其ノ年限ニ関スルモノハ区町村ノ廃置分合又ハ境界変更ノ為中断セラルルコトナシ

町村税ヲ賦課セサル町村ニ在リテハ第 1 項ニ定ムル要件中町村ノ負担分任ニ関スル規定ヲ適用セス

第 28 条　選挙権ヲ有スル者公権停止中又ハ租税滞納処分中ハ選挙権ヲ停止ス家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復権ノ決定確定スル迄又禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定ニ至ル迄亦同シ

陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ選挙ニ参与スルコトヲ得ス現役以外ノ兵役ニ在ル者ニシテ戦時又ハ事変ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ

第 29 条　選挙権ヲ有スル者ハ被選挙権ヲ有ス

左ニ掲クル者ハ被選挙権ヲ有セス第一号乃至第五号ニ該当スル者ニシテ之ヲ罷メタル後 1 箇月ヲ経過セサルトキ亦同シ

一　所属府県郡島ノ官吏及有給吏員

二　其ノ町村ノ有給吏員

三　検事警察官吏及収税官吏

四　神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

五　小学校教員

六　前条ニ依リ選挙権停止中ノ者及選挙ニ参与スルコトヲ得サル者

前項ニ掲ケサル官吏ニシテ当選シ之ニ応セムトスルトキハ所属長官ノ許可ヲ受クヘシ

第 30 条　町村会議員ハ名誉職トシ其ノ任期ハ 4 箇年トス

町村会議員中欠員ヲ生シ其ノ欠員議員定数ノ 3 分ノ 1 以上ニ至リタルトキ又ハ島司郡長若ハ町村長町村会ニ於テ必要ト認ムルトキハ補欠選挙ヲ行フヘシ

補欠議員ハ其ノ前任者ノ残任期間在任ス

第 31 条　選挙ニ関シ必要ナル規程ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ府県知事之ヲ定ム

第 32 条　選挙ヲ終リタルトキハ町村長ハ直ニ選挙録ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ島司郡長ニ報告スヘシ

当選者其ノ当選ヲ辞セサルトキハ町村長ハ直ニ其ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ島司郡長ニ報告スヘシ

第 33 条　選挙人選挙又ハ当選ノ効力ニ関シ異議アルトキハ選挙ニ関シテハ選挙ノ日ヨリ当選ニ関シテハ前条告示ノ日ヨリ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得其ノ申立ノ期間ハ島司郡長ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ異議ハ町村長之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ島司郡長ニ訴願スルコトヲ得

島司郡長ニ於テ選挙又ハ当選ノ効力ニ関シ異議アルトキハ選挙ニ関シテハ前条第1項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ当選ニ関シテハ前条第2項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ20日以内ニ之ヲ処分スルコトヲ得

前項島司郡長ノ処分アリタルトキハ其ノ前後ニ為シタル異議ノ申立及町村長ノ決定ハ無効トス

本条島司郡長ノ処分又ハ裁決ニ不服アル者ハ府県知事ニ訴願スルコトヲ得

第34条　選挙ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選挙ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞アル場合ニ限リ其ノ選挙ノ全部又ハ一部ヲ無効トス

当選者ニシテ被選挙権ヲ有セサルトキハ其ノ当選ヲ無効トス

第35条　町村会議員ニシテ被選挙権ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選挙権ニ関スル異議ハ町村長之ヲ決定ス

前項町村長ノ決定ニ不服アル者ハ島司郡長ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ府県知事ニ訴願スルコトヲ得

町村会議員ハ其ノ被選挙権ヲ有セストスル決定又ハ裁決確定スル迄ハ会議ニ列席シ議事ニ参与スルノ権ヲ失ハス

第36条　第33条及前条ニ規定スル決定及裁決ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第37条　特別ノ事情アル町村ニ於テハ島司郡長ハ府県知事ノ許可ヲ得テ町村会ヲ設ケス選挙権ヲ有スル者ノ総会ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

町村総会ニ関シテハ町村会ニ関スル規定ヲ準用ス

第2款　職務権限及処務規程

第38条　町村会ハ町村ニ関スル事件及法令ニ依リ町村会ノ権限ニ属スル事件ヲ議決ス

第39条　町村会ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一　町村規則ヲ設ケ及改廃スル事

二　町村費ヲ以テ支弁スヘキ事業但シ第15条ノ事務其ノ他法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

三　歳入出予算ヲ定ムル事

四　決算報告ヲ認定スル事

五　法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料手数料加入金町村税及夫役現品ノ賦課徴収ニ関スル事

六　不動産ノ管理処分及取得ニ関スル事

七　基本財産及積立金穀等ノ設置管理及処分ニ関スル事

八　歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担ヲ為シ及権利ノ抛棄ヲ為ス事

九　財産及営造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法令中ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

十　町村ニ係ル訴願訴訟及和解ニ関スル事

第40条　町村会ハ町村ノ事務ニ関スル書類及計算書ヲ検閲シ町村長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理議決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得

町村会ハ議員中ヨリ委員ヲ選挙シ町村長又ハ其ノ指名シタル吏員立会ノ上実地ニ就キ前項町村会ノ権限ニ属スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第41条　町村会ハ町村ノ公益ニ関スル事件ニ付意見書ヲ監督官庁ニ呈出スルコトヲ得

第42条　町村会ハ行政庁ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

町村会ノ意見ヲ徴シテ処分ヲ為スヘキ場合ニ於テ町村会招集ニ応セス若ハ成立セス又ハ意見ヲ呈出セス又ハ町村会ヲ招集スルコト能ハサルトキハ当該行政庁ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ処

分ヲ為スコトヲ得
第43条　町村会ハ町村長ヲ以テ議長トス町村長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス
第44条　町村長及其ノ委任又ハ嘱託ヲ受ケタル者ハ会議ニ出席シ及発言スルコトヲ得
策45条　町村会ハ町村長之ヲ招集ス但シ軽易ノ事件ニ付テハ会議ヲ開カス書面ヲ以テ議員ノ意見ヲ聞キ其ノ3分ノ2以上ノ同意アルトキハ之ヲ議決卜看做スコトヲ得
町村長ハ必要アル場合ニ於テハ会期ヲ定メテ町村会ヲ招集スルコトヲ得
町村会ハ町村長之ヲ開閉ス
第46条　町村会ハ議員定数ノ半数以上出席スルニ非サレハ会議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍半数ニ満タサルトキ又ハ招集ニ応スルモ出席議員定数ヲ欠キ議長ニ於テ更ニ出席ヲ催告シ仍半数ニ満タサルトキハ此ノ限ニ在ラス
第47条　町村会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第48条　議長及議員ハ自己又ハ父母祖父母妻子孫兄弟姉妹ノ一身上ニ関スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ参与スルコトヲ得ス但シ町村会ノ同意ヲ得タルトキハ会議ニ出席シ発言スルコトヲ得
第49条　議長ハ会議ノ事ヲ総理シ会議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ会議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス
第50条　町村会ハ会議規則及傍聴人取締規則ヲ設ケ島司郡長ノ許可ヲ受クヘシ
会議規則ニハ之ニ違反シタル議員ニ対シ町村会ノ議決ニ依リ5日以内出席ヲ停止シ又ハ2円以下ノ過怠金ヲ科スルノ規定ヲ設クルコトヲ得
第51条　町村会ニ書記ヲ置キ議長ニ隷属シテ庶務ヲ処理セシム
書記ハ町村吏員中ニ就キ町村長之ヲ任免ス
第52条　議長ハ書記ヲシテ会議録ヲ製シ会議ノ顛末及出席議員ノ氏名ヲ記載セシムヘシ会議録ニハ議長及議員1名以上之ニ署名スルコトヲ要ス
第53条　町村会議員ハ職務ノ為要スル費用ノ弁償ヲ受クルコトヲ得
費用弁償額及其ノ支給方法ハ町村会ノ議決ヲ経島司郡長ノ許可ヲ得テ之ヲ定ム
費用ノ弁償ハ町村ノ負担トス
第4章　町村ノ財務
第1款　財産営造物及収入支出
［第54条～第74条　省略］
第2款　歳入出予算及決算
［第75条～第83条　省略］
第5章　町村内一部ノ行政及町村組合
［第84条～第89条　省略］
第6章　町村行政ノ監督
第90条　町村行政ハ第1次ニ於テ島司郡長之ヲ監督シ第2次ニ於テ府県知事之ヲ監督シ第3次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス
監督官庁ハ町村行政ノ監督上必要ナル命令ヲ発シ処分ヲ為スコトヲ得
上級監督官庁ハ下級監督官庁ノ町村行政ニ関シテ為シタル命令又ハ処分ヲ停止シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得
［第91条　省略］
第92条　監督官庁ハ必要アル場合ニ於テハ期間ヲ定メテ町村会ノ停会ヲ命スルコトヲ得
府県知事ハ町村会ノ解散ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ3箇月以内ニ議員ヲ選挙スヘシ

［第 93 条～第 99 条　省略］

第 7 章　雑則

［第 100 条　省略］

第 101 条　内務大臣ハ特別ノ事情アル町村ノ町村会議員選挙権被選挙権ニ関シ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

［第 102 条　省略］

附則

本令施行ノ地域及期日ハ府県知事ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

町村会議員ノ定数〔1908（明治 41）年 3 月 3 日　沖縄県令第 11 号〕

沖縄県及島嶼町村制第 26 条ニ依リ町村会議員ノ定数左ノ通定ム

町村人口　2 千未満　8 人
町村人口　4 千未満　10 人
町村人口　6 千未満　12 人
町村人口　8 千未満　14 人
町村人口　1 万未満　16 人
町村人口　1 万 5 千未満　18 人
町村人口　1 万 5 千以上　20 人

人口ノ増減ニ依リ議員定数ニ異動ヲ生スル場合ハ定期改選ニ於テ更正スヘシ

沖縄県町村会議員選挙規程〔1908（明治 41）年 3 月 3 日　沖縄県令第 12 号〕

沖縄県及島嶼町村制第 31 条ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ得町村会議員選挙規程左ノ通定ム

第 1 条　町村区域広闊ナルトキ又ハ交通不便ノ島嶼ニ在リテハ島司郡長ニ於テ選挙分会ヲ設クルコトヲ得

第 2 条　町村長ハ選挙期日前 60 日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選挙人ノ資格ヲ記載セル選挙人名簿ヲ調製スヘシ但シ選挙分会ヲ設クルトキハ名簿ニ依リ分会ノ区劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スヘシ

町村長ハ其ノ選挙期日前 50 日ヲ期トシ其ノ日ヨリ 7 日間毎日午前 8 時ヨリ午後 4 時迄町村役場ニ於テ選挙人名簿ヲ関係者ノ縦覧ニ供スヘシ若シ関係者ニ於テ異議アルトキハ縦覧期日内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ 7 日以内ニ之ヲ決定スヘシ但シ異議ノ申立ヲ採用スヘカラスト認ムルトキハ直ニ其ノ事由ヲ具シ島司郡長ノ指揮ヲ請ヒ其ノ指揮ヲ受ケタル日ヨリ 7 日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項異議ノ決定ニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ町村長ハ其ノ確定期日迄ニ修正ヲ加フヘシ選挙人名簿ハ選挙期日ノ前 3 日ヲ以テ確定ス

本条ニ依リ確定シタル名簿ハ其ノ確定シタル日ヨリ 1 年以内ニ於テ行フ選挙ニ之ヲ用ウ

選挙人名簿ヲ修正シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ告示スヘシ
確定名簿ニ登録セラレサル者ハ選挙ニ参与スルコトヲ得ス
確定名簿ニ登録セラレタル者選挙権ヲ有セサルトキハ選挙ニ参与スルコトヲ得ス但シ名簿ハ修正スルノ限ニ在ラス
異議ノ決定ニ依リ名簿無効ト為リタルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ其ノ名簿ノ調製縦覧修正及確定ニ関スル期日及期限等ハ島司郡長ノ定ムル所ニ依ル天災事変等ニ依リ名簿ノ喪失シタルトキ亦同シ
選挙人名簿調製後ニ於テ選挙期日ヲ変更スルコトアルモ其ノ名簿ヲ用イ縦覧修正及確定ニ関スル期日等ハ前選挙期日ニ依リ之ヲ算定ス
第3条　選挙ヲ行フトキハ町村長選挙ノ日ヨリ少クトモ7日前ニ選挙会場投票ノ日時及選挙スヘキ議員ノ員数ヲ告示スヘシ選挙分会ヲ設クル場合ニ於テハ併セテ其ノ区劃ヲ告示スヘシ
選挙分会ハ本会ト同日時ニ之ヲ開始スヘシ但シ島嶼其ノ他交通不便ノ地ニ於ケル選挙分会ニ付テハ町村長ハ島司郡長ノ許可ヲ得テ適宜選挙期日ヲ定ムルコトヲ得
投票時間内ニ選挙会場ニ入リタル選挙人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ為スコトヲ得
第4条　町村長ハ選挙管理者ト為リ選挙会ヲ開閉シ会場ノ取締ニ任ス
選挙分会ハ町村長ノ指名シタル吏員分会管理者ト為リ之ヲ開閉シ会場ノ取締ニ任ス
選挙管理者ハ臨時ニ選挙人中ヨリ2名乃至4名ノ選挙立会人ヲ選任スヘシ但シ選挙分会ヲ設ケタルトキハ分会管理者ハ別ニ選挙立会人ヲ設クヘシ
選挙立会人ハ名誉職トス
第5条　選挙人ノ外選挙会場ニ入ルヲ得ス但シ選挙会場ノ事務ニ従事スル者選挙会場ヲ監視スル職権ヲ有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ在ラス
選挙会場ニ於テ演説討論ヲ為シ若ハ喧擾ニ渉リ又ハ選挙ニ関シ協議若ハ勧誘ヲ為シ其ノ他選挙会場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ選挙管理者又ハ分会管理者ハ之ヲ制止シ命ニ従ハサルトキハ選挙会場外ニ退出セシムヘシ
選挙会場外ニ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ選挙ヲ為スコトヲ得但シ選挙会場閉鎖後ハ此ノ限ニ在ラス
第6条　選挙ハ投票ニ依リ之ヲ行フ
投票ハ1人1票ニ限ル
選挙人ハ選挙ノ当日自ラ選挙会場ニ到リ選挙人名簿又ハ其ノ抄本ノ対照ヲ経テ投票スヘシ
投票ニハ被選挙人1名ノ氏名ヲ記載スヘシ但シ選挙人ノ氏名ヲ記載スルヲ得ス
選挙分会ニ於テ為シタル投票ハ投票函ノ儘本会ニ送致スヘシ
第7条　左ノ投票ハ之ヲ無効トス
一　現ニ町村会議員ノ職ニ在ル者ノ住所氏名ヲ記載シタルモノ
二　投票中2人以上ノ被選挙人ヲ記載シタルモノ
三　被選挙人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
四　被選挙権ナキ者ノ住所氏名ヲ記載シタルモノ
五　被選挙人ノ住所氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分又ハ敬称屋号ノ類ヲ記入シタル者ハ此ノ限ニ在ラス
第8条　投票ノ拒否及効力ハ選挙立会人之ヲ議決ス可否同数ナルトキハ選挙管理者之ヲ決スヘシ
選挙分会ニ於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選挙立会人之ヲ議決ス可否同数ナルトキハ分会管理者之ヲ

決スヘシ

第9条　町村会議員ノ選挙ハ有効投票ノ最多数ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス

前項ニ依リ当選者ヲ定ムルニ当リ得票ノ数同シキトキハ年長者ヲ取リ年齢相同シキトキハ選挙管理者抽籤シテ之ヲ定ム

第10条　選挙管理者又ハ分会管理者ハ選挙録ヲ製シテ選挙又ハ投票ノ顛末ヲ記載シ選挙又ハ投票ヲ終リタル後之ヲ朗読シ選挙立会人2名以上ト共ニ之ニ署名スヘシ

選挙分会管理者ハ投票函ト同時ニ選挙録ヲ本会ニ送致スヘシ

選挙録ハ投票選挙人名簿其ノ他関係書類ト共ニ選挙及当選ノ効力確定スル迄之ヲ保存スヘシ

第11条　当選者定リタルトキハ町村長ハ直ニ当選者ニ当選ノ旨ヲ告示スヘシ

当選者ニシテ当選ヲ辞セムトスルトキハ当選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ5日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツヘシ但シ沖縄県及島嶼町村制第29条第3項ノ官吏ニシテ当選シタル者ハ当選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ5日以内ニ其ノ当選ニ応スルヤ否ヤヲ町村長ニ申立ツヘシ其ノ之ヲ申立サルトキハ当選ヲ辞シタル者ト看做ス

第12条　町村会議員ノ当選ヲ辞シタル者アルトキハ第9条ニ依リ之ヲ補フヘキ当選者ヲ定ム得票数ノ査定ニ錯誤アリタル為又ハ当選者被選挙権ヲ有セサル為其ノ他当選無効ト確定シタルトキ亦同シ

第13条　当選ニシテ無効ト確定シタルトキ又ハ第9条及前条ノ規定ニ依リ議員ノ定数ニ足ル当選者ヲ得ル能ハサルトキハ其ノ不足ノ員数ニ対シ更ニ選挙ヲ行フヘシ

町村会議規則〔1908（明治41）年3月3日　沖縄県訓令甲第4号〕

沖縄県及島嶼町村制第50条ニ依リ定ムヘキ町村会議規則準則左ノ通定ム

第1章　集会

第1条　議員不参若ハ遅参スルトキハ開会時限前ニ議長ニ届出ヘシ

参会シタル議員ニシテ開会前若ハ休憩時間中ニ退場セントスルトキハ其ノ旨議長ニ申立ツヘシ

第2条　議員ニシテ正当ノ事由ナク不参又ハ遅参スルモノアル時ハ町村会ノ議決ヲ経5日以内出席ヲ停止シ又ハ2円以下ノ過怠金ヲ科スヘシ

第3条　議員中欠席者アルトキハ議長ヨリ其ノ旨ヲ会議ニ報告スヘシ

第2章　議場ノ整理

第4条　議事ノ始終及休憩ハ議長ノ指揮ニ依ルヘシ

第5条　議員ノ席次ハ改選毎ニ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第6条　議事中ハ喫煙又ハ私語喧噪等ノ挙動ヲ為スコトヲ得ス

第7条　議員ハ会議中無礼ノ語ヲ用イ又ハ他人ノ身上ニ渉リ言論スルコトヲ得ス

第8条　議事中議員退席セントスルトキハ議長ノ許可ヲ受クヘシ

第9条　会議中ニ於テ秩序ヲ紊ル議員アルトキ議長之ヲ警告シ其ノ警告ニ応セサル者アルトキハ議長若ハ議員ノ発議ニ依リ町村会ノ議決ヲ以テ5日以内出席ヲ停止シ又ハ2円以下ノ過怠金ヲ科ス

第3章　議事

第10条　議事ヲ開クトキハ議長書記ヲシテ議案ヲ朗読セシム但シ時宜ニ依リ議長ノ意見ヲ以テ

議案ノ朗読ヲ省クコトヲ得
第11条　凡ソ発言セント欲スル者ハ先ツ起立シテ議長何番ト呼ヒ議長其ノ番号ヲ応呼スルヲ待テ発言スヘシ
第12条　発言者ハ議長ニ向ヒ演説スヘシ討論問答ト雖モ互ニ相応答スルコトヲ許サス
第13条　1議案ノ末夕議了セサルニ当リ他ノ事件ヲ発言シ或ハ質問スルコトヲ許サス
第14条　議長ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ理由ヲ示シテ議員ノ発言ヲ止メ又ハ議事ヲ中止スルコトヲ得
第15条　建議又ハ修正説ハ2名以上ノ賛成者ナキトキハ議題トナスコトヲ得ス
第16条　議長ハ論旨既ニ尽キタリト認ムルトキハ採決スルコトヲ得
第17条　可否ヲ決スルノ法ハ起立ニ依ルヘシ
第18条　決議ノ趣旨ヲ変更スルニ非スシテ前後ノ照応ニ渉リ字句ヲ修正スルハ議長ノ意見ニ任ス
第4章　委員
第19条　議長ノ意見若ハ議員3名以上ノ要求ニ依リ委員ヲ要スルトキハ会議ノ決ヲ採ルヘシ
第20条　委員ハ議長之ヲ指名ス其人員ハ奇数トス
第21条　委員会ノ決議ハ多数ヲ以テ決ス
第22条　委員会ヲ終リタルトキハ其結果ヲ議長ニ報告スヘシ

町村会議事傍聴取締規則〔1908（明治41）年3月3日　沖縄県訓令甲第5号〕

沖縄県及島嶼町村制第50条ニ依リ定ムヘキ町村会議事傍聴人取締規則準則左ノ通定ム
第1条　会議ヲ傍聴セント欲スル者ハ受付員ニ申出指揮ニ従ヒ入場スルモノトス
第2条　傍聴人ハ傍聴席ニ満員スルヲ以テ限度トス
第3条　傍聴人中公然可否ヲ表シ若ハ喧騒ニ渉リ其ノ他会議ノ妨害ヲ為ス者アルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ若ハ制止シ命ニ従ハサルトキハ之レヲ退去セシメ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得
傍聴席騒擾ナルトキハ議長ハ総テノ傍聴人ヲ退去セシメ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得
第4条　傍聴ヲ禁スル場合ハ門口ニ「傍聴ヲ禁ス」ノ札ヲ掲ケ入場セル傍聴人ハ議長ニ於テ直ニ退場セシムルモノトス

沖縄県区制（改正）（抄）〔1908（明治41）年3月16日　勅令第43号〕

目次
第1章　総則
第1款　区及其ノ区域
第2款　区住民及其ノ権利義務
第3款　区条例及区規則

第2章　区吏員
第1款　組織選挙及任免
第2款　職務権限及処務規程
第3款　給料及給与
第3章　区会
第1款　組織及選挙
第2款　職務権限及処務規程
第4章　区ノ財務
第1款　財産営造物及収入支出
第2款　歳入出予算及決算
第5章　区内一部ノ行政
第6章　区行政ノ監督
第7章　雑則

第1章　総則

第1款　区及其ノ区域

第1条　区ハ従来ノ区域ニ依ル

第2条　区ハ法人トシ官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範囲内ニ於テ其ノ公共事務及法令又ハ慣例ニ依リ区ニ属スル事務ヲ処理ス

第3条　町村ヲ区ト為シ区ヲ町村ト為スコトヲ要スルトキハ内務大臣之ヲ定ム

町村ヲ区ニ合併シ又ハ区ノ区域ヲ分割シ若ハ区ノ境界変更ヲ要スルトキハ内務大臣ノ許可ヲ得テ沖縄県知事之ヲ定ム所属未定地ヲ区ノ区域ニ編入スルトキ亦同シ

本条ノ処分ニ付財産処分ヲ要スルトキハ関係アル区町村会ノ意見ヲ徴シ沖縄県知事之ヲ定ム

区ノ境界判明ナラサル場合ニ於テハ内務大臣ノ許可ヲ得テ沖縄県知事之ヲ定ム

第4条　区ノ名称ヲ変更スルコトヲ要スルトキハ区ノ申請ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

区役所ノ位置ヲ定メ又ハ変更スルコトヲ要スルトキハ区ハ沖縄県知事ノ許可ヲ受クヘシ

第2款　区住民及其ノ権利義務

第5条　区内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ区住民トス

区住民ハ本令ニ従ヒ財産及営造物ヲ共用スル権利ヲ有シ区ノ負担ヲ分任スル義務ヲ負フ

第6条　帝国臣民ニシテ公権ヲ有シ一戸ヲ構フル満25年以上ノ男子2年以来区ノ住民ト為リ其ノ区ノ負担ヲ分任シ及其ノ区内ニ於テ直接国税ヲ納ムル者ハ其ノ区公民トス但シ公費ヲ以テ貧民救助ヲ受ケタル後2年ヲ経サル者及禁治産者準禁治産者ハ此ノ限ニ在ラス

区ハ沖縄県知事ノ許可ヲ得テ前項2年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

家督相続ニ依リ財産ヲ取得シタル者ハ其ノ財産ニ付被相続人ノ為シタル納税ヲ以テ其ノ者ノ納税シタルモノト看做ス

区公民ノ要件中其ノ年限ニ関スルモノハ区町村ノ廃置分合又ハ境界変更ノ為中断セラルルコトナシ

区税ヲ賦課セサル区ニ在リテハ第1項区公民ノ要件中区ノ負担分任ニ関スル規定ヲ適用セス

第7条　区公民ハ区ノ選挙ニ参与シ区ノ名誉職ニ選挙セラルル権利ヲ有シ区ノ名誉職ヲ担任スル義務ヲ負フ

名誉職ノ当選ヲ辞シ又ハ其ノ職ヲ退キ若ハ其ノ職務ヲ実際ニ執行セサル者ニ対スル制裁ニ付必要ナル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

第8条　区公民ニシテ第6条第1項ニ掲ケタル要件ノ1ヲ失フトキハ其ノ公民権ヲ失フ

区公民タル者公権停止中又ハ租税滞納処分中ハ其ノ公民権ヲ停止ス家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復権ノ決定確定スル迄又禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定ニ至ル迄亦同シ

陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ区ノ公務ニ参与スルコトヲ得ス現役以外ノ兵役ニ在ル者ニシテ戦時又ハ事変ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ

第3款　区条例及区規則

［第9条　省略］

第2章　区吏員

第1款　組織選挙及任免

第10条　区ニ区長及助役各1人ヲ置ク

第11条　区長ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ4年トス

内務大臣ハ区会ヲシテ区長候補者3人ヲ推薦セシメ上奏裁可ヲ請フヘシ

区長ハ内務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ス

第12条　助役ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ4年トス

助役ハ区会之ヲ選挙シ沖縄県知事ノ認可ヲ受クヘシ

助役ハ沖縄県知事ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ス

第13条　区公民ニ非スシテ区長又ハ助役タル者ハ在職ノ間其ノ区公民権ヲ取得ス

第14条　区長及助役ハ第45条第2項ニ掲クル職ト兼ヌルコトヲ得ス又其ノ区ニ対シ工事ノ請負物件労力其ノ他ノ供給契約ヲ為シ若ハ区ノ為金銭出納ノ取扱ヲ為スコトヲ得ス

父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ区長及助役タルコトヲ得ス縁故者助役ニ当選シタルトキハ其ノ当選ヲ無効トシ区長ニ推薦セラレ裁可アリタルトキハ縁故アル助役ハ其ノ職ヲ失フ

第15条　区長及助役ハ沖縄県知事ノ許可ヲ受クルニ非サレハ営業又ハ他ノ報償アル業務ニ従事スルコトヲ得ス

区長及助役ハ営利ヲ目的トスル法人ノ役員又ハ事務員タルコトヲ得ス

第16条　区ニ収入役1人ヲ置ク

区ハ区条例ヲ以テ副収入役1人ヲ置クコトヲ得

収入役及副収入役ハ区長ノ推薦ニ依リ区会之ヲ選定シ沖縄県知事ノ認可ヲ受クヘシ

収入役及副収入役ニ関シテハ第12条第1項及第13条乃至第15条ノ規定ヲ準用ス

区長又ハ助役トノ間ニ父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ収入役又ハ副収入役タルコトヲ得ス収入役又ハ副収入役トノ間ニ其ノ縁故アル者区長ニ推薦セラレ裁可アリタルトキ又ハ助役ニ選挙セラレ認可ヲ受ケタルトキハ縁故アル収入役又ハ副収入役ハ其ノ職ヲ失フ

第17条　区ハ区条例ヲ以テ処務便宜ノ為部ヲ劃シ部長及其ノ代理者各1人ヲ置クコトヲ得

部長及其ノ代理者ハ名誉職トシ其ノ部ニ於テ被選挙権ヲ有スル者ノ中ニ就キ区長之ヲ任免ス

第18条　区ハ区条例ヲ以テ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ名誉職トス

委員ノ組織選任任期等ニ関スル事項ハ第1項ノ区条例中ニ之ヲ規定スヘシ

第19条　区公民ニ限リテ担任スヘキ職務ニ在ル吏員ニシテ区公民権ヲ喪失シ若ハ停止セラレ又

ハ第8条第3項ニ当ルトキハ其ノ職ヲ失フ職ニ就キタルカ為公民権ヲ得ヘキ職務ニ在ル者ニシテ禁治産若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケ又ハ第8条第2項若ハ第3項ノ場合ニ当ルトキ亦同シ

前項ノ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ当ルヘキ罪ノ為予審又ハ公判ニ付セラレタルトキハ監督官庁ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止シ併セテ其ノ報酬又ハ給料ヲ支給セシメサルコトヲ得

第20条　前数条ニ定ムルモノノ外区ニ書記其ノ他必要ノ吏員ヲ置キ有給吏員トス

前項吏員ハ区長之ヲ任免シ其ノ定員ハ沖縄県知事之ヲ定ム

第2款　職務権限及処務規程

第21条　区長ハ区ヲ統轄シ区ヲ代表シ其ノ行政事務ヲ担任ス

区長ノ担任スル事務ノ概目左ノ如シ

一　区会ノ議決ヲ経ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ発シ及其ノ議決ヲ執行スル事

二　財産及営造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者アルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

三　収入支出ヲ命令シ及会計ヲ監督スル事

四　証書及公文書類ヲ保管スル事

五　法令又ハ区会ノ議決ニ依リ使用料手数料加入金区税及夫役現品ヲ賦課徴収スル事

六　其ノ他法令ニ依リ区長ノ職権ニ属スル事項

第22条　区長ハ区吏員ヲ指揮監督シ其ノ任命ニ係ル区吏員ニ対シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒処分ハ譴責及10円以下ノ過怠金トス

第23条　区会ノ議決若ハ選挙其ノ権限ヲ越エ又ハ法令若ハ会議規則ニ背クト認ムルトキハ区長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ執行ヲ停止シ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選挙ヲ行ハシメ仍議決ニ付テハ其ノ議決ヲ改メサルトキハ沖縄県知事ノ決定ヲ請フヘシ但シ場合ニ依リ再議ニ付セスシテ直ニ決定ヲ請フコトヲ得

前項ノ決定ニ不服アル区会ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

区会ノ議決公益ヲ害シ又ハ区ノ収支ニ関シ不適当ナリト認ムルトキハ区長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ執行ヲ停止シ之ヲ再議ニ付シ仍其ノ議決ヲ改メサルトキハ沖縄県知事ノ決定ヲ請フヘシ

前項決定ニ不服アル区会ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第24条　区会成立セス又ハ第74条但書ノ場合ニ於テ仍会議ヲ開クコト能ハサルトキハ区長ハ沖縄県知事ニ具状シテ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ処分スルコトヲ得

区会ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル

区会ノ権限ニ属スル事件ニ関シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ区会成立セス又ハ区長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ又ハ第76条ノ故障ニ依リ会議ヲ開クコト能ハサルトキハ区長ハ専決処分スルコトヲ得

本条ノ処分ハ次回ノ会議ニ於テ之ヲ区会ニ報告スヘシ

第25条　区会ノ権限ニ属スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ沖縄県知事ノ許可ヲ得区長ヲシテ専決処分セシムルコトヲ得

第26条　区長其ノ他区吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ国及府県其ノ他公共団体ノ行政事務ヲ掌ル

本条ノ事務ヲ執行スル為要スル費用ハ区ノ負担トス但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第27条　区長ハ沖縄県知事ノ許可ヲ得テ其ノ事務ノ一部ヲ助役又ハ部長ニ分掌セシムルコトヲ得但シ区行政事務ニ付テハ予メ区会ノ同意ヲ経ルコトヲ要ス

区長ハ区吏員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第 28 条　助役ハ区長ノ事務ヲ補助シ区長故障アルトキ之ヲ代理ス

第 29 条　収入役ハ区ノ出納其ノ他会計事務及第 26 条第 1 項ニ関スル国及府県其ノ他公共団体ノ出納其ノ他会計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

副収入役ハ収入役ノ事務ヲ補助ス

区長ハ沖縄県知事ノ許可ヲ得テ収入役ノ事務ノ一部ヲ副収入役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ区ノ出納其ノ他会計事務ニ付テハ予メ区会ノ同意ヲ経ルコトヲ要ス

副収入役ハ収入役故障アルトキ之ヲ代理ス

副収入役ヲ置カサル場合ニ於テハ区ハ収入役故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定メ沖縄県知事ノ認可ヲ受クヘシ

第 30 条　部長ハ区長ノ命ヲ承ケ区長ノ事務ニシテ部内ニ関スルモノヲ補助執行ス

部長代理者ハ部長ノ事務ヲ補助シ部長故障アルトキ之ヲ代理ス

第 31 条　委員ハ区長ノ指揮監督ヲ承ケ財産又ハ営造物ヲ管理シ其ノ他区行政事務ノ一部ヲ調査シ又ハ一時ノ委託ニ依リ事務ヲ処弁ス

第 32 条　第 20 条第 1 項ノ吏員ハ区長ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第 33 条　区長ハ処務規程ヲ定メ沖縄県知事ノ許可ヲ受クヘシ

第 3 款　給料及給与

［第 34 条～第 39 条　省略］

第 3 章　区会

第 1 款　組織及選挙

第 40 条　区会議員ハ其ノ被選挙権アル者ニ就キ選挙人之ヲ選挙ス

区会議員ノ定数ハ 30 人以下トシ内務大臣ノ許可ヲ得テ沖縄県知事之ヲ定ム

第 41 条　区公民ハ総テ選挙権ヲ有ス但シ公民権停止中ノ者又ハ第 8 条第 3 項ノ場合ニ当ル者ハ此ノ限ニ在ラス

帝国臣民ニシテ公権ヲ有シ直接区税ヲ納ムル者其ノ額区公民ノ最多ク納税スル者 3 人中ノ 1 人ヨリモ多キトキハ第 6 条第 1 項ノ要件ニ当ラスト雖選挙権ヲ有ス但シ第 8 条第 2 項ノ公民権停止ノ条件又ハ同条第 3 項ノ場合ニ当ル者ハ此ノ限ニ在ラス

帝国法律ニ依リ設立シタル法人ニシテ前項ノ場合ニ当ルトキ亦前項ニ同シ

直接区税ヲ賦課セサル区ニ在リテハ其ノ区内ニ於テ納ムル直接国税ニ依リ前 2 項ノ規定ヲ適用ス

本条ノ直接区税及直接国税ノ納額ハ選挙人名簿調製期日ノ属スル会計年度ノ前年度ノ賦課額ニ依ルヘシ

第 42 条　選挙人ハ分チテ 3 級ト為ス

選挙人中直接区税ノ納額多キ者ヲ合セテ選挙人全員ノ納ムル総額ノ 3 分ノ 1 ニ当ルヘキ者ヲ 1 級トス但シ 1 級選挙人ノ数 3 人ニ満タサルトキハ納額最多キ者 3 人ヲ以テ 1 級トス

1 級選挙人ヲ除クノ外直接区税ノ納額多キ者ヲ合セテ選挙人全員ノ納ムル直接区税ノ総額中 1 級選挙人ノ納ムル額ヲ除キ其ノ残額ノ半ニ当ルヘキ者ヲ 2 級トシ爾余ノ選挙人ヲ 3 級トス

各級ノ間納税額両級ニ跨ル者アルトキハ上級ニ入ルヘシ又両級ノ間ニ同額ノ納税者 2 人以上アルトキハ其ノ区内ニ住所ヲ有スル年数ノ多キ者ヲ以テ上級ニ入ル若住所ヲ有スル年数同シキトキハ年長者ヲ以テシ年齢同シキトキハ区長抽籤ヲ以テ定ムヘシ

選挙人毎級各別ニ議員ノ 3 分ノ 1 ヲ選挙ス但シ選挙区ヲ設ケタル場合ニ於テ議員ノ数 3 分シ難キトキハ其ノ配当方法ハ第 43 条第 1 項ノ区条例中ニ之ヲ規定スヘシ

被選挙人ハ同級内ノ者ニ限ラス各級ニ通シテ選挙セラルルコトヲ得

直接区税ヲ賦課セサル区ニ在リテハ本条ノ納税額ハ選挙人ノ区内ニ於テ納ムル直接国税額ニ依ルヘシ

本条ノ直接区税及直接国税ノ納額ニ関シテハ前条第 5 項ノ規定ヲ準用ス

第 43 条　区ハ区条例ヲ以テ選挙区ヲ設クルコトヲ得但シ特ニ 2 級又ハ 3 級選挙ノ為ノミニ之ヲ設クルモ妨ナシ

選挙区ノ数及其ノ区域並各選挙区ヨリ選出スル議員数ハ前項区条例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

選挙人ハ住所ニ依リ所属ノ選挙区ヲ定ム区内ニ住所ナキ者ハ直接区税又ハ直接国税ノ賦課ヲ受ケタル物件又ハ営業所ノ所在ニ依リ若物件又ハ営業所ニシテ数選挙区ニ在ル場合ニハ之ニ対スル課税ノ最多キ所ニ依リ其ノ之ニ依リ難キ場合ニハ本人ノ申出ニ依リ選挙区ヲ定ムヘシ

選挙区ヲ設クルトキハ前条ノ規定ニ準シ其ノ選挙区ニ於テ選挙人ノ等級ヲ分ツヘシ

被選挙人ハ其ノ選挙区内ノ者ニ限ラサルモノトス

第 44 条　特別ノ事情アルトキハ区ハ沖縄県知事ノ許可ヲ得区画ヲ定メテ選挙分会ヲ設クルコトヲ得但シ特ニ 2 級若ハ 3 級選挙ノ為ノミニ之ヲ設クルモ妨ナシ

第 45 条　選挙権ヲ有スル区公民ハ被選挙権ヲ有ス

左ニ掲クル者ハ被選挙権ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後 1 月ヲ経過セサル者亦同シ

一　沖縄県ノ官吏及有給吏員

二　其ノ区ノ有給吏員

三　検事警察官吏及収税官吏

四　神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

五　小学校教員

前項ニ掲ケサル官吏ニシテ当選シ之ニ応セムトスルトキハ所属長官ノ許可ヲ受クヘシ

区ニ対シ工事ノ請負物件労力其ノ他ノ供給契約ヲ為シ若ハ区ノ為金銭出納ノ取扱ヲ為ス者又ハ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ役員ハ其ノ区ニ於テ被選挙権ヲ有セス

父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ区会議員タルコトヲ得ス其ノ同時ニ選挙セラレタルトキハ得票ノ数ニ依リ其ノ多キ者 1 人ヲ当選トシ若同数ナルトキハ年長者ヲ当選トス其ノ時ヲ異ニシテ選挙セラレタルトキハ後ニ選挙セラレタル者議員タルコトヲ得ス

区長又ハ助役トノ間ニ父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ区会議員タルコトヲ得ス議員トノ間ニ其ノ縁故アル者区長ニ推薦セラレ裁可アリタルトキ又ハ助役ニ選挙セラレ認可ヲ受ケタルトキハ縁故アル議員ハ其ノ職ヲ失フ

第 46 条　区会議員ハ名誉職トシ其ノ任期ハ 4 年トス

区会議員中欠員ヲ生シ其ノ欠員議員定数ノ 3 分ノ 1 以上ニ至リタルトキ又ハ沖縄県知事若ハ区長区会ニ於テ必要ト認ムルトキハ補欠選挙ヲ行フヘシ

補欠議員ハ其ノ前任者ノ残任期間在任ス

補欠議員ハ前任者ノ選挙セラレタル選挙等級及選挙区ニ於テ之ヲ選挙スヘシ

第 47 条　区長ハ選挙期日前 60 日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選挙人ノ資格ヲ記載セル選挙人名簿ヲ調製スヘシ但シ選挙区ヲ設クルトキハ選挙区毎ニ名簿ヲ調製シ選挙分会ヲ設クルトキハ名簿ニ依リ分会ノ区画毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スヘシ

区長ハ其ノ選挙期日前 50 日ヲ期トシ其ノ日ヨリ 7 日間毎日午前 8 時ヨリ午後 4 時迄区役所又ハ其ノ他ノ場所ニ於テ選挙人名簿ヲ関係者ノ縦覧ニ供スヘシ若関係者ニ於テ異議アルトキハ縦覧期間内ニ之ヲ区長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ区長ハ 7 日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項区長ノ決定ニ不服アル者ハ沖縄県知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前 2 項ノ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ区長ハ其ノ確定期日迄ニ修正ヲ加フヘシ

選挙人名簿ハ選挙期日ノ前 3 日ヲ以テ確定ス

本条ニ依リ確定シタル名簿ハ其ノ確定シタル日ヨリ 1 年以内ニ於テ行フ選挙ニ之ヲ用ウ但シ名簿確定後訴願ノ裁決又ハ訴訟ノ判決ニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ選挙ヲ終リタル後ニ於テ次ノ選挙期日ノ前 3 日迄ニ修正スヘシ

選挙人名簿ヲ修正シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ告示スヘシ

確定名簿ニ登録セラレサル者ハ選挙ニ参与スルコトヲ得ス但シ選挙人名簿ニ登録セラルヘキ確定裁決書又ハ判決書ヲ所持シ選挙ノ当日選挙会場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ選挙人ハ等級ノ標準タル直接区税又ハ直接国税ニ依リ其ノ納税額選挙人名簿ニ登録セラレタル 1 級選挙人中ノ最少額ヨリ多キトキハ 1 級ニ於テ 2 級選挙人中ノ最少額ヨリ多キトキハ 2 級ニ於テ其ノ他ハ 3 級ニ於テ選挙ヲ行フヘシ

確定名簿ニ登録セラレタル者選挙権ヲ有セサルトキハ選挙ニ参与スルコトヲ得ス但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラス

異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定シ又ハ訴訟ノ判決アリタルニ依リ名簿無効ト為リタルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ其ノ名簿ノ調製縦覧修正及確定ニ関スル期日及期限等ハ沖縄県知事ノ定ムル所ニ依ル天災事変等ニ依リ名簿ノ喪失シタルトキ亦同シ

選挙人名簿調製後ニ於テ選挙ノ期日ヲ変更スルコトアルモ其ノ名簿ヲ用イ縦覧修正及確定ニ関スル期日等ハ前選挙期日ニ依リ之ヲ算定ス

第 48 条　選挙ヲ行フトキハ区長ハ選挙ノ日ヨリ少クトモ 7 日前ニ選挙会場投票ノ日時及各級ヨリ選挙スヘキ議員数ヲ告示スヘシ選挙区ヲ設クル場合ニ於テハ各級ヨリ選挙スヘキ議員数ヲ選挙区毎ニ分別シ選挙分会ヲ設クル場合ニ於テハ併セテ其ノ等級及区画ヲ告示スヘシ

投票時間内ニ選挙会場ニ入リタル選挙人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ為スコトヲ得

各選挙区ノ選挙ハ同日時ニ之ヲ行ヒ選挙分会ノ選挙ハ本会ト同日時ニ之ヲ行フヘシ

選挙ヲ行フ順序ハ先ツ 3 級ノ選挙ヲ行ヒ次ニ 2 級ノ選挙ヲ行ヒ次ニ 1 級ノ選挙ヲ行フヘシ

第 49 条　区長ハ選挙長ト為リ選挙会ヲ開閉シ会場ノ取締ニ任ス

各選挙区ニ於ケル選挙会ハ区長又ハ其ノ指名シタル吏員選挙長ト為リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス

選挙分会ハ区長ノ指名シタル吏員分会掛長ト為リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス

区長ハ臨時ニ選挙人中ヨリ 2 人乃至 4 人ノ選挙立会人ヲ選任スヘシ但シ選挙区又ハ選挙分会ヲ設ケタルトキハ各別ニ選挙立会人ヲ設クヘシ

選挙立会人ハ名誉職トス

第 50 条　選挙人ノ外選挙会場ニ入ルコトヲ得ス但シ選挙会場ノ事務ニ従事スル者選挙会場ヲ監視スル職権ヲ有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ在ラス

選挙会場ニ於テ演説討論ヲ為シ若ハ喧擾ニ渉リ又ハ投票ニ関シ協議若ハ勧誘ヲ為シ其ノ他選挙

会場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ選挙長又ハ分会掛長ハ之ヲ制止シ命ニ従ハサルトキハ之ヲ選挙会場外ニ退出セシムヘシ

前項ニ依リ選挙会場外ニ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ為スコトヲ得但シ選挙会場閉鎖後ハ此ノ限ニ在ラス

第51条　選挙ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ1人1票ニ限ル

選挙人ハ選挙ノ当日自ラ選挙会場ニ到リ選挙人名簿又ハ其ノ抄本ノ対照ヲ経テ投票スヘシ

投票ニハ被選挙人1人ノ氏名又ハ住所氏名ヲ記載スヘシ但シ確定名簿ニ登録セラレタル毎級選挙人ノ数其ノ選挙スヘキ議員数ノ3倍ヨリ少キ場合ニ於テハ連名投票ノ法ヲ用ウヘシ

投票ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

区長ハ投票ニ関シ一定ノ用紙ヲ定ムルコトヲ得

選挙区ヲ設ケタル場合ニ於テ選挙人名簿ノ調製後選挙人ノ所属ニ異動ヲ生スルコトアルモ其ノ選挙人ハ前所属ノ選挙区ニ於テ投票ヲ行フヘシ

選挙分会ニ於テ為シタル投票ハ投票函ノ儘本会ニ送致スヘシ

第52条　第41条第2項及第3項ニ依リ選挙権ヲ有スル者ハ代人ヲ出シテ選挙ヲ行フコトヲ得但シ満25年以上ノ男子ニ非サル者禁治産者及準禁治産者ハ必ス代人ヲ以テスヘシ

代人ハ帝国臣民ニシテ公権ヲ有シ且公権停止中ニ非サル満25年以上ノ男子ニ限ル

第6条第1項但書ニ当ル者公民権停止中ノ者及第8条第2項ノ公民権停止ノ条件又ハ同条第3項ノ場合ニ当ル者ハ代人タルコトヲ得ス又1人ニシテ数人ノ代理ヲ為スコトヲ得ス

代人ハ委任状其ノ他代理ヲ証スル書面ヲ選挙長又ハ分会掛長ニ示スヘシ

第53条　左ノ投票ハ之ヲ無効トス但シ連名投票ノ法ヲ用イタル場合ニ於テハ第一号又ハ第六号ニ該当スルモノ及其ノ記載ノ人員其ノ選挙スヘキ定数ニ過キタルモノハ之ヲ無効トシ第二号第四号又ハ第五号ニ該当スルモノハ其ノ部分ノミヲ無効トス

一　役票用紙ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ用紙ヲ用イサルモノ

二　現ニ区会議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三　1投票中2人以上ノ被選挙人ヲ記載シタルモノ

四　被選挙人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

五　被選挙権ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

六　被選挙人ノ氏名又ハ住所氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分又ハ敬称ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第54条　投票ノ拒否及効力ハ選挙立会人之ヲ議決ス可否同数ナルトキハ選挙長之ヲ決スヘシ

選挙分会ニ於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選挙立会人之ヲ議決ス可否同数ナルトキハ分会掛長之ヲ決スヘシ

第55条　区会議員ノ選挙ハ有効投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス但シ各級ニ於テ選挙スヘキ議員数ヲ以テ選挙人名簿ニ登録セラレタル其ノ級ノ人員数ヲ除シテ得タル数ノ5分ノ1以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ニ依リ当選者ヲ定ムルニ当リ得票ノ数同シキトキハ年長者ヲ取リ年齢同シキトキハ選挙長抽籤シテ之ヲ定ム

第56条　選挙長又ハ分会掛長ハ選挙録ヲ製シテ選挙又ハ投票ノ顛末ヲ記載シ選挙又ハ投票ヲ終リタル後之ヲ朗読シ選挙立会人2人以上ト共ニ之ニ署名スヘシ

各選挙区ノ選挙長ハ選挙録ヲ添ヘ当選者ノ住所氏名ヲ区長ニ報告スヘシ

選挙分会掛長ハ投票函ト同時ニ選挙録ヲ本会ニ送致スヘシ

選挙録ハ投票選挙人名簿其ノ他関係書類ト共ニ選挙及当選ノ効力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ

第57条　当選者定マリタルトキハ区長ハ直ニ当選者ニ当選ノ旨ヲ告知スヘシ

当選者ニシテ当選ヲ辞セムトスルトキハ当選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ5日以内ニ之ヲ区長ニ申立ツヘシ但シ第45条第3項ノ官吏ニシテ当選シタル者ハ当選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ20日以内ニ其ノ当選ニ応スルヤ否ヲ区長ニ申立ツヘシ其ノ期間内ニ之ヲ申立テサルトキハ其ノ当選ヲ辞シタルモノト看做ス

1人ニシテ数級又ハ数選挙区ニ於テ当選シタルトキハ最終ニ当選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ5日以内ニ何レノ選挙ニ応スヘキカヲ区長ニ申立ツヘシ其ノ期間内ニ之ヲ申立テサル者ハ総テ其ノ当選ヲ辞シタルモノト看做ス但シ第45条第3項ノ官吏ニシテ当選シタル者ニ関シテハ本項ニ定ムル期間ヲ20日トス

第58条　区会議員ノ当選ヲ辞シタル者アルトキハ第55条ノ例ニ依リ之ヲ補フヘキ当選者ヲ定ム

第59条　選挙ヲ終リタルトキハ区長ハ直ニ選挙録ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ沖縄県知事ニ報告スヘシ

当選者其ノ当選ヲ辞セサルトキハ区長ハ直ニ其ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ沖縄県知事ニ報告スヘシ

第60条　選挙其ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選挙ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞アル場合ニ限リ其ノ全部又ハ一部ヲ無効トス

当選者ニシテ被選挙権ヲ有セサルトキハ其ノ当選ヲ無効トス

第61条　選挙人選挙又ハ当選ノ効力ニ関シ異議アルトキハ選挙ニ関シテハ選挙ノ日ヨリ当選ニ関シテハ第59条ノ告示ノ日ヨリ7日以内ニ之ヲ区長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ区長ハ7日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項区長ノ決定ニ不服アル者ハ沖縄県知事ニ訴願スルコトヲ得

沖縄県知事ニ於テ選挙又ハ当選ノ効力ニ関シ異議アルトキハ選挙ニ関シテハ第59条第1項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ当選ニ関シテハ同条第2項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ20日以内ニ之ヲ処分スルコトヲ得

前項ノ処分アリタルトキハ其ノ前後ニ為シタル異議ノ申立及区長ノ決定ハ無効トス

本条沖縄県知事ノ処分又ハ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

区会議員ハ選挙又ハ当選ニ関スル異議ノ決定訴願ノ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ会議ニ列席シ議事ニ参与スルノ権ヲ失ハス

第62条　当選無効ト確定シタルトキハ第55条ノ例ニ依リ更ニ当選者ヲ定ム

選挙無効ト確定シタルトキ又ハ議員ノ定数ニ足ル当選者ヲ得ル能ハサルトキハ其ノ不足ノ員数ニ対シ更ニ選挙ヲ行フヘシ

第63条　区会議員ニシテ被選挙権ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選挙権ニ関スル異議ハ区長之ヲ決定ス

本条区長ノ決定ニ不服アル者ハ沖縄県知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第61条第6項ノ規定ハ本条ノ場合ニ之ヲ準用ス

第64条　本款ニ規定スル異議ノ決定及訴願ノ裁決ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第 2 款　職務権限及処務規程

第 65 条　区会ハ区ニ関スル事件及法令ニ依リ区会ノ権限ニ属スル事件ヲ議決ス

第 66 条　区会ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一　区条例及区規則ヲ設ケ及改廃スル事

二　区費ヲ以テ支弁スヘキ事業但シ第 26 条ノ事務其ノ他法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

三　歳入出予算ヲ定ムル事

四　決算報告ヲ認定スル事

五　法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料手数料加入金区税及夫役現品ノ賦課徴収ニ関スル事

六　不動産ノ管理処分及取得ニ関スル事

七　基本財産及積立金穀等ノ設置管理及処分ニ関スル事

八　歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担ヲ為シ及権利ノ抛棄ヲ為ス事

九　財産及営造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法令中ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

十　区吏員ノ身元保証ニ関スル事

十一　区ニ係ル訴願訴訟及和解ニ関スル事

第 67 条　区会ハ法令ニ依リ選挙ヲ行フヘシ

第 68 条　区会ハ区ノ事務ニ関スル書類及計算書ヲ検閲シ区長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理議決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得

区会ハ議員中ヨリ委員ヲ選挙シ区長又ハ其ノ指名シタル吏員立会ノ上実地ニ就キ前項区会ノ権限ニ属スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第 69 条　区会ハ区ノ公益ニ関スル事件ニ付意見書ヲ監督官庁ニ呈出スルコトヲ得

第 70 条　区会ハ行政庁ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

区会ノ意見ヲ徴シテ処分ヲ為スヘキ場合ニ於テ区会成立セス若ハ招集ニ応セス又ハ意見ヲ呈出セサルトキハ当該行政庁ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ処分ヲ為スコトヲ得

第 71 条　区会ハ区長ヲ以テ議長トス区長故障アルトキハ助役其ノ職務ヲ代理ス

区長及助役共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ仮議長ヲ選挙スヘシ

第 72 条　区長及其ノ委任又ハ嘱託ヲ受ケタル者ハ会議ニ於テ議事ニ付弁明ヲ為スコトヲ得

第 73 条　区会ハ区長之ヲ招集ス議員定数 3 分ノ 1 以上ノ請求アルトキハ区長ハ之ヲ招集スヘシ

区長ハ必要アル場合ニ於テハ会期ヲ定メテ区会ヲ招集スルコトヲ得

招集及会議ノ事件ハ開会ノ日ヨリ少クトモ 3 日前ニ告知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

区会開会中急施ヲ要スル事件アルトキハ区長ハ直ニ之ヲ其ノ会議ニ付スルコトヲ得

区会ハ区長之ヲ開閉ス

第 74 条　区会ハ議員定数ノ半数以上出席スルニ非サレハ会議ヲ開クコトヲ得ス但シ第 76 条除斥ノ為半数ニ満タサルトキ又ハ同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍半数ニ満タサルトキ若ハ招集ニ応スルモ出席議員定数ヲ欠キ議長ニ於テ更ニ出席ヲ催告シ仍半数ニ満タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第 75 条　区会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第 76 条　議長及議員ハ自己又ハ父母祖父母妻子孫兄弟姉妹ノ一身上ニ関スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ参与スルコトヲ得ス但シ区会ノ同意ヲ得タルトキハ会議ニ出席シ発言スルコトヲ得

第77条　法令ノ規定ニ依リ区会ニ於テ選挙ヲ行フトキハ1人毎ニ匿名投票ヲ為シ有効投票ノ過半数ヲ得タル者ヲ以テ当選トス若過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多数ヲ得タル者2人ヲ取リ之ニ就キ決選投票ヲ為サシム其ノ2人ヲ取ルニ当リ同数者アルトキハ年長者ヲ取リ年齢同シトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム此ノ決選投票ニ於テハ最多数ヲ得タル者ヲ以テ当選トス若同数ナルトキハ年長者ヲ取リ年齢同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム其ノ他ハ第51条及第53条ノ規定ヲ準用シ投票ノ効力ニ関シ異議アルトキハ区会之ヲ議決ス

前項ノ選挙ニ付テハ区会ハ其ノ議決ヲ以テ指名推選又ハ連名投票ノ法ヲ用ウルコトヲ得其ノ連名投票ノ法ヲ用ウル場合ニ於テハ前項ノ例ニ依ル

第78条　区会ノ会議ハ公開ス但シ議長ノ意見ヲ以テ傍聴ヲ禁スルコトヲ得

第79条　議長ハ会議ノ事ヲ総理シ会議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ会議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第80条　区会議員ハ選挙人ノ指示又ハ委嘱ヲ受クヘカラス

区会議員ハ会議中無礼ノ語ヲ用イ又ハ他人ノ身上ニ渉リ言論スルコトヲ得ス

第81条　会議中本令又ハ会議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ル議員アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ又ハ発言ヲ取消サシメ命ニ従ハサルトキハ当日ノ会議ヲ終ル迄発言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシメ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得

議場騒擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ当日ノ会議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第82条　傍聴人公然可否ヲ表シ又ハ喧騒ニ渉リ其ノ他会議ノ妨害ヲ為ストキハ議長ハ之ヲ制止シ命ニ従ハサルトキハ之ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得

傍聴席騒擾ナルトキハ議長ハ総テノ傍聴人ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得

第83条　区会ニ書記ヲ置キ議長ニ隷属シテ庶務ヲ処理セシム

書記ハ議長之ヲ任免ス

第84条　議長ハ書記ヲシテ会議録ヲ製シ会議ノ顛末及出席議員ノ氏名ヲ記載セシムヘシ会議録ハ議長及議員2人以上之ニ署名スヘシ

第85条　区会ハ会議規則及傍聴人取締規則ヲ設ケ沖縄県知事ノ許可ヲ受クヘシ

会議規則ニハ本令及会議規則ニ違反シタル議員ニ対シ区会ノ議決ニ依リ5日以内出席ヲ停止シ又ハ2円以下ノ過怠金ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第86条　第34条第1項第3項第38条及第39条ノ規定ハ区会議員ニ準用ス

第4章　区ノ財務

第1款　財産営造物及収入支出

[第87条～119条　省略]

第5章　区内一部の行政

［第120条・121条　省略］

第6章　区行政ノ監督

第122条　区行政ハ第1次ニ於テ沖縄県知事之ヲ監督シ第2次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス

監督官庁ハ区行政ノ監督上必要ナル命令ヲ発シ処分ヲ為スコトヲ得

内務大臣ハ沖縄県知事ノ区行政ニ関シテ為シタル命令又ハ処分ヲ停止シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得

［第123条・124条　省略］

第125条　内務大臣ハ区会ノ解散ヲ命スルコトヲ得

区会解散ノ場合ニ於テハ 3 月以内ニ議員ヲ選挙スヘシ
［第 126 条　省略］
第 127 条　区長助役収入役副収入役故障アルトキハ監督官庁ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得但シ官吏ヲ派遣シタル場合ニ於テハ其ノ旅費ハ区費ヲ以テ弁償セシムヘシ
臨時代理者ノ給料額旅費額等ハ監督官庁之ヲ定ム
［第 128 条～第 134 条　省略］
第 7 章　雑則
［第 135 条・第 136 条　省略］

附則
本令ハ明治 41 年 4 月 1 日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ区会議員ノ職ニ在ル者ハ本令施行後旧規定ノ定期改選期ニ於テ総テ其ノ職ヲ失フ

那覇市及首里市ヲ置ク〔1921（大正 10）年 5 月 20 日　内務省告示第 88 号〕

大正 10 年法律第 58 号市制中改正法律附則ニ依リ大正 10 年 5 月 20 日ヨリ沖縄県那覇区及首里区ヲ廃シ各其ノ区域ヲ以テ那覇市及首里市ヲ置ク

市制（抄）〔1921（大正 10）年 5 月 20 日　沖縄県に適用〕

明治 44 年 4 月 6 日　法律第 68 号
改正　大正 10 年 4 月 9 日　法律第 58 号

目次
第 1 章　総則
第 1 款　市及其ノ区域
第 2 款　市住民及其ノ権利義務
第 3 款　市条例及市規則
第 2 章　市会
第 1 款　組織及選挙
第 2 款　職務権限
第 3 章　市参事会
第 1 款　組織及選挙
第 2 款　職務権限
第 4 章　市吏員
第 1 款　組織選挙及任免
第 2 款　職務権限

第 5 章　給料及給与
第 6 章　市ノ財務
第 1 款　財産営造物及市税
第 2 款　歳入出予算及決算
第 7 章　市ノ一部ノ事務
第 8 章　市町村組合
第 9 章　市ノ監督
第 10 章　雑則

第 1 章　総則
第 1 款　市及其ノ区域
第 1 条　市ハ従来ノ区域ニ依ル
第 2 条　市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範囲内ニ於テ其ノ公共事務並従来法令又ハ慣例ニ依リ及将来法律勅令ニ依リ市ニ属スル事務ヲ処理ス
第 3 条　市ノ廃置分合ヲ為サムトスルトキハ関係アル市町村会及府県参事会ノ意見ヲ徴シテ内務大臣之ヲ定ム
前項ノ場合ニ於テ財産アルトキハ其ノ処分ハ関係アル市町村会ノ意見ヲ徴シ府県参事会ノ議決ヲ経内務大臣ノ許可ヲ得テ府県知事之ヲ定ム
第 4 条　市ノ境界変更ヲ為サムトスルトキハ府県知事ハ関係アル市町村会ノ意見ヲ徴シ府県参事会ノ議決ヲ経内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ定ム所属未定地ヲ市ノ区域ニ編入セムトスルトキ亦同シ
前項ノ場合ニ於テ財産アルトキ其ノ処分ニ関シテハ前項ノ例ニ依ル
第 5 条　市ノ境界ニ関スル争論ハ府県参事会之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル市町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
市ノ境界判明ナラサル場合ニ於テ前項ノ争論ナキトキハ府県知事ハ府県参事会ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル市町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第 1 項ノ裁定及前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ関係市町村ニ交付スヘシ
第 1 項ノ裁定及第 2 項ノ決定ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第 6 条　勅令ヲ以テ指定スル市ノ区ハ之ヲ法人トス其ノ財産及営造物ニ関スル事務其ノ他法令ニ依リ区ニ属する事務ヲ処理ス
区ノ廃置分合又ハ境界変更其ノ他区ノ境界ニ関シテハ前 2 条ノ規定ヲ準用ス但シ第 4 条ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ関係アル市会ノ意見ヲモ徴スヘシ
第 7 条　市ハ其ノ名称ヲ変更セムトスルトキハ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ
市役所ノ位置ヲ定メ又ハ之ヲ変更セムトスルトキハ市ハ府県知事ノ許可ヲ受クヘシ
前条ノ市カ其ノ区ノ名称ヲ変更シ又ハ区役所ノ位置ヲ定メ若ハ之ヲ変更セムトスルトキハ前項ノ例ニ依ル
第 2 款　市住民及其ノ権利義務
第 8 条　市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トス
市住民ハ本法ニ従ヒ市ノ財産及営造物ヲ共用スル権利ヲ有シ市ノ負担ヲ分任スル義務ヲ負フ
第 9 条　市住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ市公民トス但シ貧困ノ為公費ノ救助ヲ受ケタル後

2 年ヲ経サル者、禁治産者、準禁治産者及6年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　帝国臣民タル男子ニシテ年齢25年以上ノ者

二　独立ノ生計ヲ営ム者

三　2年以来其ノ市住民タル者

四　2年以来其ノ市ノ直接市税ヲ納ムル者

市ハ前項2年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

家督相続ニ依リ財産ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財産ニ付被相続人ノ為シタル納税ヲ以テ其ノ者ノ為シタル納税ト看做ス

市公民ノ要件中其ノ年限ニ関スルモノハ市町村ノ廃置分合又ハ境界変更ノ為中断セラルルコトナシ

第10条　市公民ハ市ノ選挙ニ参与シ市ノ名誉職ニ選挙セラルル権利ヲ有シ市ノ名誉職ヲ担任スル義務ヲ負フ

左ノ各号ノ一ニ該当セサル者ニシテ名誉職ノ当選ヲ辞シ又ハ其ノ職ヲ辞シ若ハ其ノ職務ヲ実際ニ執行セサルトキハ市ハ1年以上4年以下其ノ市公民権ヲ停止シ場合ニ依リ其ノ停止期間以内其ノ者ノ負担スヘキ市税ノ10分ノ1以上4分ノ1以下ヲ増課スルコトヲ得

一　疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者

二　業務ノ為常ニ市内ニ居ルコトヲ得サル者

三　年齢60年以上ノ者

四　官公職ノ為市ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者

五　4年以上名誉職市吏員、名誉職参事会員、市会議員又ハ区会議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ経過セサル者

六　其ノ他市会ノ議決ニ依リ正当ノ理由アリト認ムル者

前項ノ処分ヲ受ケクル者其ノ処分ニ不服アルトキハ府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第2項ノ処分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第3項ノ裁決ニ付テハ府県知事又ハ市民ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第11条　市公民第9条第1項ニ掲ケタル要件ノ1ヲ欠キ又ハ同項但書ニ当ルニ至リタルトキハ其ノ公民権ヲ失フ

市公民租税滞納処分中ハ其ノ公民権ヲ停止ス家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復権ノ決定確定スルニ至ル迄又ハ6年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄亦同シ

陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ市ノ公務ニ参与スルコトヲ得ス其ノ他ノ兵役ニ在ル者ニシテ戦時又ハ事変ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ

第3款　市条例及規則

［第12条　省略］

第2章　市会

第1款　組織及選挙

第13条　市会議員ハ其ノ被選挙権アル者ニ就キ選挙人之ヲ選挙ス

議員ノ定数左ノ如シ

一　人口 5 万未満ノ市　30 人
二　人口 5 万以上 15 万未満ノ市　36 人
三　人口 15 万以上 20 万未満ノ市　40 人
四　人口 20 万以上 30 万未満ノ市　44 人
五　人口 30 万以上ノ市　48 人

人口 30 万ヲ超ユル市ニ於テハ人口 10 万、人口 50 万ヲ超ユル市ニ於テハ人口 20 万ヲ加フル毎ニ議員 4 人ヲ増加ス

議員ノ定数ハ市条例ヲ以テ特ニ之ヲ増減スルコトヲ得

議員ノ定数ハ総選挙ヲ行フ場合ニ非サレハ之ヲ増減セス但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第 14 条　市公民ハ総テ選挙権ヲ有ス但シ公民権停止中ノ者又ハ第 11 条第 3 項ノ場合ニ当ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第 15 条　選挙人ハ分チテ 2 級トス

選挙人中選挙人ノ総数ヲ以テ選挙人ノ納ムル直接市税総額ヲ除シ其ノ平均額以上ヲ納ムル者ヲ 1 級トシ其ノ他ノ選挙人ヲ 2 級トス但シ 1 級選挙人ノ数議員定数ノ 2 分ノ 1 ヨリ少キトキハ納税額最多キ者議員定数ノ 2 分ノ 1 ト同数ヲ以テ 1 級トス両級ノ間ニ同額ノ納税者 2 人以上アルトキハ其ノ市内ニ住所ヲ有スル年数ノ多キ者ヲ以テ上級ニ入ル住所ヲ有スル年数同シキトキハ年長者ヲ以テシ年齢ニ依リ難キトキハ市長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

選挙人ハ毎級各別ニ議員定数ノ 2 分ノ 1 ヲ選挙ス但シ選挙区アル場合ニ於テ議員ノ数 2 分シ難キトキハ其ノ配当方法ハ第 16 条ノ市条例中ニ之ヲ規定スヘシ

被選挙人ハ各級ニ通シテ選挙セラルルコトヲ得

第 2 項ノ直接市税ノ納額ハ選挙人名簿調製期日ノ属スル会計年度ノ前年度ノ賦課額ニ依ルヘシ

第 16 条　市ハ市条例ヲ以テ選挙区ヲ設クルコトヲ得 2 級選挙ノ為ノミニ付亦同シ

選挙区ノ数及其ノ区域並各選挙区ヨリ選出スル議員数ハ前項ノ市条例中ニ之ヲ規定スヘシ

第 6 条ノ市ニ於テハ区ヲ以テ選挙区トス其ノ各選挙区ヨリ選出スル議員数ハ市条例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

選挙人ハ住所ニ依リ所属ノ選挙区ヲ定ム第 76 条又ハ第 79 条第 2 項ノ規定ニ依リ市公民タル者ニシテ市内ニ住所ヲ有セサル者ニ付テハ市長ハ本人ノ申出ニ依リ其ノ申出ナキトキハ職権ニ依リ其ノ選挙区ヲ定ムヘシ

選挙区ニ於テハ前条ノ規定ニ準シ選挙人ノ等級ヲ分ツヘシ但シ 1 級選挙人ノ数其ノ選出スヘキ議員配当数ヨリ少キトキハ納額最多キ者議員配当数ト同数ヲ以テ 1 級トス

被選挙人ハ各選挙区ニ通シテ選挙セラルルコトヲ得

第 17 条　特別ノ事情アルトキハ市ハ府県知事ノ許可ヲ得区劃ヲ定メテ選挙分会ヲ設クルコトヲ得 2 級選挙ノ為ノミニ付亦同シ

第 18 条　選挙権ヲ有スル市公民ハ被選挙権ヲ有ス

左ニ掲クル者ハ被選挙権ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後 1 月ヲ経過セサル者亦同シ

一　所属府県ノ官吏及有給吏員
二　其ノ市ノ有給吏員
三　検事警察官吏及収税官吏
四　神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

五　小学校教員

市ニ対シ請負ヲ為ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ無限責任社員、役員及支配人ハ被選挙権ヲ有セス

前項ノ役員トハ取締役、監査役及之ニ準スヘキ者並清算人ヲ謂フ

父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ市会議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選挙セラレタルトキハ同級ニ在リテハ得票ノ数ニ依リ其ノ多キ者1人ヲ当選者トシ同数ナルトキ又ハ等級若ハ選挙区ヲ異ニシテ選挙セラレタルトキハ年長者ヲ当選者トシ年齢同シキトキハ市長抽籤シテ当選者ヲ定ム其ノ時ヲ異ニシテ選挙セラレタルトキハ後ニ選挙セラレタル者議員タルコトヲ得ス

議員ト為リタル後前項ノ縁故ヲ生シタル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ年齢同シキトキハ市長抽籤シテ失職者ヲ定ム

市長市参与又ハ助役ト父子兄弟タル縁故アル者ハ市会議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス

第19条　市会議員ハ名誉職トス

議員ノ任期ハ4年トシ総選挙ノ第1日ヨリ之ヲ起算ス

議員ノ定数ニ異動ヲ生シタル為解任ヲ要スル者アルトキハ毎級各別ニ市長抽籤シテ之ヲ定ム選挙区アル場合ニ於テハ第16条ノ市条例中ニ其ノ解任ヲ要スル者ノ選挙区及等級ヲ規定シ市長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ但シ解任ヲ要スル選挙区及等級ニ欠員アルトキハ其ノ欠員ヲ以テ之ニ充ツヘシ

議員ノ定数ニ異動ヲ生シタル為新ニ選挙セラレタル議員ハ総選挙ニ依リ選挙セラレタル議員ノ任期満了ノ日迄在任ス

選挙区又ハ其ノ配当議員数ノ変更アリタル場合ニ於テ之ニ関シ必要ナル事項ハ第16条ノ市条例中ニ之ヲ規定スヘシ

第20条　市会議員中欠員ヲ生シ其ノ欠員議員定数ノ 3 分ノ 1 以上ニ至リタルトキ又ハ府県知事市長若ハ市会ニ於テ必要ト認ムルトキハ補欠選挙ヲ行フヘシ

議員欠員ト為リタルトキ其ノ議員カ第30条第2項ノ規定ノ適用ニ依リ当選者ト為リタル者ナル場合又ハ本条本項若ハ第33条ノ規定ニ依ル第30条第2項ノ規定ノ準用ニ依リ当選者ト為リタル者ナル場合ニ於テハ市長ハ直ニ第30条第2項ノ規定ノ適用又ハ準用ヲ受ケタル他ノ得票者ニ就キ当選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第30条第2項ノ規定ヲ準用ス

補欠議員ハ其ノ前任者ノ残任期間在任ス

補欠議員ハ前任者ノ選挙セラレタル等級及選挙区ニ於テ之ヲ選挙スヘシ

第21条　市長ハ選挙期日前 60 日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選挙人ノ資格ヲ記載セル選挙人名簿ヲ調製スヘシ但シ選挙区アルトキハ選挙区毎ニ名簿ヲ調製スヘシ

第6条ノ市ニ於テハ市長ハ区長ヲシテ前項ノ名簿ヲ調製セシムヘシ

市長ハ選挙期日前 40 日ヲ期トシ其ノ日ヨリ 7 日間毎日午前 8 時ヨリ午後 4 時迄市役所（第6条ノ市ニ於テハ区役所）又ハ告示シタル場所ニ於テ選挙人名簿ヲ関係者ノ縦覧ニ供スヘシ関係者ニ於テ異議アルトキハ縦覧期間内ニ之ヲ市長（第6条ノ市ニ於テハ区長ヲ経テ）ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ縦覧期間満了後3日以内ニ市会ノ決定ニ付スヘシ市会ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ 7 日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第5項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第3項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前2項ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前4項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ市長ハ其ノ確定期日前ニ修正ヲ加ヘ第6条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ修正セシムヘシ

選挙人名簿ハ選挙期日前3日ヲ以テ確定ス

確定名簿ハ第3条又ハ第4条ノ処分アリタル場合ニ於テ府県知事ノ指定スルモノヲ除クノ外其ノ確定シタル日ヨリ1年以内ニ於テ行フ選挙ニ之ヲ用ウ選挙区アル場合ニ於テハ各選挙区ニ渉リ同時ニ調製シタルモノハ確定シタル日ヨリ1年以内ニ於テ行フ選挙ニ之ヲ用イ一部ノ選挙区限リ調製シタルモノハ確定シタル日ヨリ1年以内ニ該選挙区ニ於テノミ行フ選挙ニ之ヲ用ウ但シ名簿確定後裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ選挙ヲ終リタル後ニ於テ次ノ選挙期日前4日迄ニ之ヲ修正スヘシ

選挙人名簿ヲ修正シタルトキハ市長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示シ第6条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ之ヲ告示セシムヘシ

選挙分会ヲ設クルトキハ市長ハ確定名簿ニ依リ分会ノ区劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スヘシ第6条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ之ヲ調製セシムヘシ

確定名簿ニ登録セラレサル者ハ選挙ニ参与スルコトヲ得ス但シ選挙人名簿ニ登録セラルヘキ確定裁決書又ハ判決書ヲ所持シ選挙ノ当日選挙会場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ但書ノ選挙人ハ等級ノ標準タル直接市税ニ依リ其ノ者ノ納額ニシテ名簿ニ登録セラレタル1級選挙人中ノ最少額ヨリ多キトキハ1級ニ於テ其ノ他ハ2級ニ於テ選挙ヲ行フヘシ

確定名簿ニ登録セラレタル者選挙権ヲ有セサルトキハ選挙ニ参与スルコトヲ得ス但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラス

第3項乃至第6項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿無効ト為リタルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ其ノ名簿ノ調製、縦覧、修正、確定及異議ノ決定ニ関スル期日、期限及期間ハ府県知事ノ定ムル所ニ依ル名簿ノ喪失シタルトキ亦同シ

選挙人名簿調製後ニ於テ選挙期日ヲ変更スルコトアルモ其ノ名簿ヲ用イ縦覧、修正、確定及異議ノ決定ニ関スル期日、期限及期間ハ前選挙期日ニ依リ之ヲ算定ス

第22条　市長ハ選挙期日前少クトモ7日間選挙会場、投票ノ日時及各級ヨリ選挙スヘキ議員数ヲ告示スヘシ選挙区アル場合ニ於テハ各級ヨリ選挙スヘキ議員数ヲ選挙区毎ニ分別シ選挙分会ヲ設クル場合ニ於テハ併セテ其ノ等級及区画ヲ告示スヘシ

各選挙区ノ選挙ハ同日時ニ之ヲ行ヒ選挙分会ノ選挙ハ本会ト同日時ニ之ヲ行フヘシ天災事変等ニ依リ同日時ニ選挙ヲ行フコト能ハサルトキハ市長ハ其ノ選挙ヲ終ラサル選挙会又ハ選挙分会ノミニ関シ更ニ選挙会場及投票ノ日時ヲ告示シ選挙ヲ行フヘシ

選挙ヲ行フ順序ハ先ツ2級ノ選挙ヲ行ヒ次ニ1級ノ選挙ヲ行フヘシ天災事変等ニ依リ選挙ヲ行フコト能ハサルニ至リタルトキハ市長ハ其ノ選挙ヲ終ラサル等級ノミニ関シ更ニ選挙会場及投票ノ日時ヲ告示シ選挙ヲ行フヘシ

第23条　市長ハ選挙長ト為リ選挙会ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス

各選挙区ノ選挙会ハ市長又ハ其ノ指名シタル吏員（第6条ノ市ニ於テハ区長）選挙長ト為リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス

選挙分会ハ市長ノ指名シタル吏員選挙分会長ト為リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス

市長（第6条ノ市ニ於テハ区長）ハ選挙人中ヨリ2人乃至4人ノ選挙立会人ヲ選任スヘシ但シ選挙区アルトキ又ハ選挙分会ヲ設ケタルトキハ各別ニ選挙立会人ヲ設クヘシ

選挙立会人ハ名誉職トス

第24条　選挙人ニ非サル者ハ選挙会場ニ入ルコトヲ得ス但シ選挙会場ノ事務ニ従事スル者、選挙会場ヲ監視スル職権ヲ有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ在ラス

選挙会場ニ於テ演説討論ヲ為シ若ハ喧擾ニ渉リ又ハ投票ニ関シ協議若ハ勧誘ヲ為シ其ノ他選挙会場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ選挙長又ハ分会長ハ之ヲ制止シ命ニ従ハサルトキハ之ヲ選挙会場外ニ退出セシムヘシ

前項ノ規定ニ依リ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ為スコトヲ得但シ選挙長又ハ分会長会場ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ為サシムルヲ妨ケス

第25条　選挙ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ1人1票ニ限ル

選挙人ハ選挙ノ当日投票時間内ニ自ラ選挙会場ニ到リ選挙人名簿又ハ其ノ抄本ノ対照ヲ経テ投票ヲ為スヘシ

投票時間内ニ選挙会場ニ人リタル選挙人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ為スコトヲ得

選挙人ハ選挙会場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選挙人1人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ但シ確定名簿ニ登録セラレタル毎級選挙人ノ数其ノ選挙スヘキ議員数ノ3倍ヨリ少キ場合ニ於テハ連名投票ノ法ヲ用ウヘシ

自ラ被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ為スコトヲ得ス

投票用紙ハ市長ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用ウヘシ

選挙区アル場合ニ於テ選挙人名簿ノ調製後選挙人ノ所属ニ異動ヲ生スルコトアルモ其ノ選挙人ハ前所属ノ選挙区ニ於テ投票ヲ為スヘシ

選挙分会ニ於テ為シタル投票ハ分会長少クトモ1人ノ選挙立会人卜共ニ投票函ノ儘之ヲ本会ニ送致スヘシ

第26条　第33条若ハ第37条ノ選挙、増員選挙又ハ補欠選挙ヲ同時ニ行フ場合ニ於テハ一ノ選挙ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ

第27条　削除

第28条　左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一　成規ノ用紙ヲ用イサルモノ

二　現ニ市会議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三　1投票中2人以上ノ被選挙人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四　被選挙人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ

五　被選挙権ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

六　被選挙人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分住所又ハ敬称ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

七　被選挙人ノ氏名ヲ自書セサルモノ

連名投票ノ法ヲ用イタル場合ニ於テハ前項第一号及第六号第七号ニ該当スルモノ並其ノ記載ノ人員選挙スヘキ定数ニ過キタルモノハ之ヲ無効トシ前項第二号第四号及第五号ニ該当スルモノハ其ノ部分ノミヲ無効トス

第29条　投票ノ拒否及効力ハ選挙立会人之ヲ決定ス可否同数ナルトキハ選挙長之ヲ決スヘシ

選挙分会ニ於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選挙立会人之ヲ決定ス可否同数ナルトキハ分会長之ヲ決スヘシ

第30条　市会議員ノ選挙ハ有効投票ノ最多数ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス但シ各級ニ於テ選挙スヘキ議員数ヲ以テ選挙人名簿ニ登録セラレタル各級ノ人員数ヲ除シテ得タル数ノ7分ノ1以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ当選者ヲ定ムルニ当リ得票ノ数同シキトキハ年長者ヲ取リ年齢同シキトキハ選挙長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

第31条　選挙長又ハ分会長ハ選挙録ヲ調製シテ選挙又ハ投票ノ顛末ヲ記載シ選挙又ハ投票ヲ終リタル後之ヲ朗読シ選挙立会人2人以上ト共ニ之ニ署名スヘシ

各選挙区ノ選挙長ハ選挙録（第6条ノ市ニ於テハ其ノ謄本）ヲ添ヘ当選者ノ住所氏名ヲ市長ニ報告スヘシ

選挙分会長ハ投票函ト同時ニ選挙録ヲ本会ニ送致スヘシ

選挙録ハ投票、選挙人名簿其ノ他ノ関係書類ト共ニ選挙及当選ノ効力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ

第32条　当選者定マリタルトキハ市長ハ直ニ当選者ニ当選ノ旨ヲ告知シ第6条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ之ヲ告知セシムヘシ

当選者当選ヲ辞セムトスルトキハ当選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ5日以内ニ之ヲ市長ニ申立ツヘシ

1人ニシテ数級又ハ数選挙区ニ於テ当選シタルトキハ最終ニ当選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ5日以内ニ何レノ当選ニ応スヘキカヲ市長ニ申立ツヘシ其ノ期間内ニ之ヲ申立テサルトキハ市長抽籤シテ之ヲ定ム

第18条第2項ニ掲ケサル官吏ニシテ当選シタル者ハ所属長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ニ応スルコトヲ得ス

前項ノ官吏ハ当選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ20日以内ニ之ニ応スヘキ旨ヲ市長ニ申立テサルトキハ其ノ当選ヲ辞シタルモノト看做ス第3項ノ場合ニ於テ何レノ当選ニ応スヘキカヲ申立テサルトキハ総テ之ヲ辞シタルモノト看做ス

第33条　当選者当選ヲ辞シタルトキ、数級若ハ数選挙区ニ於テ当選シタル場合ニ於テ前条第3項ノ規定ニ依リ一ノ級若ハ選挙区ノ当選ニ応シ若ハ抽籤ニ依リ一ノ級若ハ選挙区ノ当選者ト定マリタル為他ノ級若ハ選挙区ニ於テ当選者タラサルニ至リタルトキ、死亡者ナルトキ又ハ選挙ニ関スル犯罪ニ依リ刑ニ処セラレ其ノ当選無効ト為リタルトキハ更ニ選挙ヲ行フヘシ但シ其ノ当選者第30条第2項ノ規定ノ適用又ハ準用ニ依リ当選者ト為リタル者ナル場合ニ於テハ第20条第2項ノ例ニ依ル

当選者選挙ニ関スル犯罪ニ依リ刑ニ処セラレ其ノ当選無効ト為リタルトキ其ノ前ニ其ノ者ニ関スル補欠選挙若ハ前項ノ選挙ノ告示ヲ為シタル場合又ハ更ニ選挙ヲ行フコトナクシテ当選者ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用セス

第34条　選挙ヲ終リタルトキハ市長ハ直ニ選挙録ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ府県知事ニ報告スヘシ

第32条第2項ノ期間ヲ経過シタルトキ、同条第3項若ハ第5項ノ申立アリタルトキ又ハ同条第3項ノ規定ニ依リ抽籤ヲ為シタルトキハ市長ハ直ニ当選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ府県知事ニ報告スヘシ

第35条　選挙ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選挙ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞アル場合ニ限リ其ノ選挙ノ全部又ハ一部ヲ無効トス

第36条　選挙人選挙又ハ当選ノ効力ニ関シ異議アルトキハ選挙ニ関シテハ選挙ノ日ヨリ当選ニ

関シテハ第 34 条第 2 項ノ告示ノ日ヨリ 7 日以内ニ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ 7 日以内ニ市会ノ決定ニ付スヘシ市会ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ 14 日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願スルコトヲ得

府県知事ハ選挙又ハ当選ノ効力ニ関シ異議アルトキハ選挙ニ関シテハ第 34 条第 1 項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ当選ニ関シテハ同条第 2 項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ 20 日以内ニ之ヲ府県参事会ノ決定ニ付スルコトヲ得

前項ノ決定アリタルトキハ同一事件ニ付為シタル異議ノ申立及市会ノ決定ハ無効トス

第 2 項若ハ第 6 項ノ裁決又ハ第 3 項ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 1 項ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第 2 項若ハ前項ノ裁決又ハ第 3 項ノ決定ニ付テハ府県知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

市会議員ハ選挙又ハ当選ニ関スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ会議ニ列席シ議事ニ参与スルノ権ヲ失ハス

第 20 条、第 33 条又ハ第 37 条第 3 項ノ選挙ハ之ニ関係アル選挙又ハ当選ニ関スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定セサル間又ハ訴訟ノ繫属スル間之ヲ行フコトヲ得ス

第 37 条　当選無効ト確定シタルトキハ市長ハ直ニ第 30 条ノ例ニ依リ更ニ当選者ヲ定ムヘシ

当選無効ト確定シタルトキハ更ニ選挙ヲ行フヘシ

議員ノ定数ニ足ル当選者ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ不足ノ員数ニ付更ニ選挙ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ第 30 条第 1 項但書ノ規定ヲ適用セス

第 38 条　市会議員ニシテ被選挙権ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選挙権ノ有無ハ市会議員カ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ因リ被選挙権ヲ有セサル場合ヲ除クノ外市会之ヲ決定ス

一　禁治産者又ハ準禁治産者ト為リタルトキ

二　家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ宣告確定シタルトキ

三　禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ

四　選挙ニ関スル犯罪ニ依リ罰金ノ刑ニ処セラレタルトキ

市長ハ市会議員中被選挙権ヲ有セサル者アリト認ムルトキハ之ヲ市会ノ決定ニ付スヘシ市会ハ其ノ送付ヲ受ケルタル日ヨリ 14 日以内ニ之ヲ決定スヘシ

第 1 項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第 4 項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 1 項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前 2 項ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第 36 条第 9 項ノ規定ハ第 1 項及前 3 項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第 1 項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第 39 条　第 21 条及第 36 条ノ場合ニ於テ府県参事会ノ決定及裁決ハ府県知事、市会ノ決定ハ市長直ニ之ヲ告示スヘシ

第 40 条　本法又ハ本法ニ基キテ発スル勅令ニ依リ設置スル議会ノ議員ノ選挙ニ付テハ衆議院議員選挙ニ関スル罰則ヲ準用ス

第 2 款　職務権限

第 41 条　市会ハ市ニ関スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ権限ニ属スル事件ヲ議決ス

第42条　市会ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一　市条例及市規則ヲ設ケ又ハ改廃スル事

二　市費ヲ以テ支弁スヘキ事業ニ関スル事但シ第93条ノ事務及法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

三　歳入出予算ヲ定ムル事

四　決算報告ヲ認定スル事

五　法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、市税又ハ夫役現品ノ賦課徴収ニ関スル事

六　不動産ノ管理処分及取得ニ関スル事

七　基本財産及積立金穀等ノ設置管理及処分ニ関スル事

八　歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担ヲ為シ及権利ノ抛棄ヲ為ス事

九　財産及営造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

十　市吏員ノ身元保証ニ関スル事

十一　市ニ係ル訴願訴訟及和解ニ関スル事

第43条　市会ハ其ノ権限ニ属スル事項ノ一部ヲ市参事会ニ委任スルコトヲ得

第44条　市会ハ法律勅令ニ依リ其ノ権限ニ属スル選挙ヲ行フヘシ

第45条　市会ハ市ノ事務ニ関スル書類及計算書ヲ検閲シ市長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得

市会ハ議員中ヨリ委員ヲ選挙シ市長又ハ其ノ指名シタル吏員立会ノ上実地ニ就キ前項市会ノ権限ニ属スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第46条　市会ハ市ノ公益ニ関スル事件ニ付意見書ヲ市長又ハ監督官庁ニ提出スルコトヲ得

第47条　市会ハ行政庁ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

市会ノ意見ヲ徴シテ処分ヲ為スヘキ場合ニ於テ市会成立セス、招集ニ応セス若ハ意見ヲ提出セス又ハ市会ヲ招集スルコト能ハサルトキハ当該行政庁ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ処分ヲ為スコトヲ得

第48条　市会ハ議員中ヨリ議長及副議長1人ヲ選挙スヘシ

議長及副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第49条　議長故障アルトキハ副議長之ニ代ハリ議長及副議長共ニ故障アルトキハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第50条　市長及其ノ委任又ハ嘱託ヲ受ケタル者ハ会議ニ列席シテ議事ニ参与スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ス

前項ノ列席者発言ヲ求ムルトキハ議長ハ直ニ之ヲ許スヘシ但シ之カ為議員ノ演説ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第51条　市会ハ市長之ヲ招集ス議員定数3分ノ1以上ノ請求アルトキハ市長ハ之ヲ招集スヘシ

市長ハ必要アル場合ニ於テハ会期ヲ定メテ市会ヲ招集スルコトヲ得

招集及会議ノ事件ハ開会ノ日ヨリ少クトモ3日前ニ之ヲ告知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

市会開会中急施ヲ要スル事件アルトキハ市長ハ直ニ之ヲ其ノ会議ニ付スルコトヲ得3日前迄ニ告知ヲ為シタル事件ニ付亦同シ

市会ハ市長之ヲ開閉ス

第52条　市会ハ議員定数ノ半数以上出席スルニ非サレハ会議ヲ開クコトヲ得ス但シ第54条ノ除斥ノ為半数ニ満タサルトキ、同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍半数ニ満タサルトキ又ハ招集ニ応スルモ出席議員定数ヲ欠キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半数ニ満タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第53条　市会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第54条　議長及議員ハ自己又ハ父母、祖父母、妻、子孫、兄弟姉妹ノ一身上ニ関スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ参与スルコトヲ得ス但シ市会ノ同意ヲ得タルトキハ会議ニ出席シ発言スルコトヲ得

第55条　法律勅令ニ依リ市会ニ於テ選挙ヲ行フトキハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外 1人毎ニ無記名投票ヲ為シ有効投票ノ過半数ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多数ヲ得タル者2人ヲ取リ之ニ就キ決選投票ヲ為サシム其ノ2人ヲ取ルニ当リ同数者アルトキハ年長者ヲ取リ年齢同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム此ノ決選投票ニ於テハ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス同数ナルトキハ年長者ヲ取リ年齢同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テハ第25条及第28条ノ規定ヲ準用シ投票ノ効力ニ関シ異議アルトキハ市会之ヲ決定ス

第1項ノ選挙ニ付テハ市会ハ其ノ議決ヲ以テ指名推選又ハ連名投票ノ法ヲ用ウルコトヲ得其ノ連名投票ノ法ヲ用ウル場合ニ於テハ前2項ノ例ニ依ル

第56条　市会ノ会議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　市長ヨリ傍聴禁止ノ要求ヲ受ケタルトキ

二　議長又ハ議員3人以上ノ発議ニ依リ傍聴禁止ヲ可決シタルトキ

前項議長又ハ議員ノ発議ハ討論ヲ須イス其ノ可否ヲ決スヘシ

第57条　議長ハ会議ヲ総理シ会議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ会議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス

議員定数ノ半数以上ヨリ請求アルトキハ議長ハ其ノ日ノ会議ヲ開クコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議長仍会議ヲ開カサルトキハ第49条ノ例ニ依ル

前項議員ノ請求ニ依リ会議ヲ開キタルトキ又ハ議員中異議アルトキハ議長ハ会議ノ議決ニ依ルニ非サレハ其ノ日ノ会議ヲ閉チ又ハ中止スルコトヲ得ス

第58条　議員ハ選挙人ノ指示又ハ委嘱ヲ受クヘカラス

議員ハ会議中無礼ノ語ヲ用イ又ハ他人ノ身上ニ渉リ言論スルコトヲ得ス

第59条　会議中本法又ハ会議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ス議員アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ又ハ発言ヲ取消サシメ命ニ従ハサルトキハ当日ノ会議ヲ終ル迄発言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得

議場騒擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ当日ノ会議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第60条　傍聴人公然可否ヲ表シ又ハ喧騒ニ渉リ其ノ他会議ノ妨害ヲ為ストキハ議長ハ之ヲ制止シ命ニ従ハサルトキハ之ヲ退場セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得

傍聴席騒擾ナルトキハ議長ハ総テノ傍聴人ヲ退場セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得

第61条　市会ニ書記ヲ置キ議長ニ隷属シテ庶務ヲ処理セシム

書記ハ議長之ヲ任免ス

第62条　議長ハ書記ヲシテ会議録ヲ調製シ会議ノ顛末及出席議員ノ氏名ヲ記載セシムヘシ

会議録ハ議長及議員2人以上之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ議員ハ市会ニ於テ之ヲ定ムヘシ
議長ハ会議録ヲ添ヘ会議ノ結果ヲ市長ニ報告スヘシ
第63条　市会ハ会議規則及傍聴人取締規則ヲ設クヘシ
会議規則ニハ本法及会議規則ニ違反シタル議員ニ対シ市会ノ議決ニ依リ3日以内出席ヲ停止シ又ハ2円以下ノ過怠金ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得
第3章　市参事会
第1款　組織及選挙
第64条　市ニ市参事会ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス
一　市長
二　助役
三　名誉職参事会員
前項ノ外市参与ヲ置ク市ニ於テハ市参与ハ参事会員トシテ其ノ担任事業ニ関スル場合ニ限リ会議ニ列席シ議事ニ参与ス
第65条　名誉職参事会員ノ定数ハ6人トス但シ第6条ノ市ニ在リテハ市条例ヲ以テ12人迄之ヲ増加スルコトヲ得
名誉職参事会員ハ市会ニ於テ其ノ議員中ヨリ之ヲ選挙スヘシ其ノ選挙ニ関シテハ第25条第28条及第30条ノ規定ヲ準用シ投票ノ効力ニ関シ異議アルトキハ市会之ヲ決定ス
名誉職参事会員中欠員アルトキハ直ニ補欠選挙ヲ行フヘシ
名誉職参事会員ノ任期ハ市会議員ノ任期ニ依ル但シ市会議員ノ任期満了ノ場合ニ於テハ後任名誉職参事会員選挙ノ日迄在任ス
第66条　市参事会ハ市長ヲ以テ議長トス市長故障アルトキハ市長代理者之ヲ代理ス
第2款　職務権限
第67条　市参事会ノ職務権限左ノ如シ
一　市会ノ権限ニ属スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事
二　市長ヨリ市会ニ提出スル議案ニ付市長ニ対シ意見ヲ述フル事
三　其ノ他法令ニ依リ市参事会ノ権限ニ属スル事件
第68条　市参事会ハ市長之ヲ招集ス名誉職参事会員定数ノ半数以上ノ請求アルトキハ市長ハ之ヲ招集スヘシ
第69条　市参事会ノ会議ハ傍聴ヲ許サス
第70条　市参事会ハ議長又ハ其ノ代理者及名誉職参事会員定数ノ半数以上出席スルニ非サレハ会議ヲ開クコトヲ得ス但シ第2項ノ除斥ノ為名誉職参事会員其ノ半数ニ満タサルトキ、同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍名誉職参事会員其ノ半数ニ満タサルトキ又ハ招集ニ応スルモ出席名誉職参事会員定数ヲ欠キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半数ニ満タサルトキハ此ノ限ニ在ラス
議長及参事会員ハ自己又ハ父母、祖父母、妻、子孫、兄弟姉妹ノ一身上ニ関スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ参与スルコトヲ得ス但シ市参事会ノ同意ヲ得タルトキハ会議ニ出席シ発言スルコトヲ得
議長及其ノ代理者共ニ前項ノ場合ニ当ルトキハ年長ノ名誉職参事会員議長ノ職務ヲ代理ス
第71条　第46条第47条第50条第51条第2項及第5項第53条第55条第57条乃至第59条第61条並第62条第1項及第2項ノ規定ハ市参事会ニ之ヲ準用ス

第4章　市吏員

第1款　組織選挙及任免

第72条　市ニ市長及助役1人ヲ置ク但シ第6条ノ市ノ助役ノ定数ハ内務大臣之ヲ定ム

助役ノ定数ハ市条例ヲ以テ之ヲ増加スルコトヲ得

特別ノ必要アル市ニ於テハ市条例ヲ以テ市参与ヲ置クコトヲ得其ノ定数ハ其ノ市条例中ニ之ヲ規定スヘシ

第73条　市長ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ4年トス

内務大臣ハ市会ヲシテ市長候補者3人ヲ選挙推薦セシメ上奏裁可ヲ請フヘシ

市長ハ内務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ス

第74条　市参与ハ名誉職トス但シ定数ノ全部又ハ一部ヲ有給吏員ト為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第72条第3項ノ市条例中ニ之ヲ規定スヘシ

市参与ハ市会ニ於テ之ヲ選挙シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

名誉職市参与ハ市公民中選挙権ヲ有スル者ニ限ル

第75条　助役ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ4年トス

助役ハ市長ノ推薦ニ依リ市会之ヲ定メ市長職ニ在ラサルトキハ市会ニ於テ之ヲ選挙シ府県知事ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ府県知事ノ不認可ニ対シ市長又ハ市会ニ於テ不服アルトキハ内務大臣ニ具状シテ認可ヲ請フコトヲ得

助役ハ府県知事ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ス

第76条　市長有給市参与及助役ハ第9条第1項ノ規定ニ拘ラス在職ノ間其ノ市ノ公民トス

第77条　市長市参与及助役ハ第18条第2項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ得ス又其ノ市ニ対シ請負ヲ為シ及同一ノ行為ヲ為ス者ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ無限責任社員タルコトヲ得ス

市長ト父子兄弟タル縁故アル者ハ市参与又ハ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス

市参与ト父子兄弟タル縁故アル者ハ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス

父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ市参与又ハ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス第18条第6項ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

第78条　市長有給市参与及助役ハ府県知事ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ報償アル業務ニ従事スルコトヲ得ス

市長有給市参与及助役ハ会社ノ取締役監査役若ハ之ニ準スヘキ者、清算人又ハ支配人其ノ他ノ事務員タルコトヲ得ス

第79条　市ニ収入役1人ヲ置ク但シ市条例ヲ以テ副収入役ヲ置クコトヲ得

第75条第1項乃至第3項第77条第1項及第4項並前条ノ規定ハ収入役及副収入役ニ第76条ノ規定ハ収入役ニ之ヲ準用ス

市長市参与又ハ助役ト父子兄弟タル縁故アル者ハ収入役又ハ副収入役ノ職ニ在ルコトヲ得ス収入役ト父子兄弟タル縁故アル者ハ副収入役ノ職ニ在ルコトヲ得ス

第80条　第6条ノ市ノ区ニ区長1人ヲ置キ市有給吏員トシ市長之ヲ任免ス

第77条第1項及第78条ノ規定ハ区長ニ之ヲ準用ス

第81条　第6条ノ市ノ区ニ区収入役1人又ハ区収入役及区副収入役各1人ヲ置ク

区収入役及区副収入役ハ第86条ノ吏員中市長、助役、市収入役、市副収入役又ハ区長トノ間

及其ノ相互ノ間ニ父子兄弟タル縁故アラサル者ニ就キ市長之ヲ命ス
区収入役又ハ区副収入役ト為リタル後市長、助役、市収入役、市副収入役又ハ区長トノ間ニ父子兄弟タル縁故生シタルトキハ区収入役又ハ区副収入役ハソノ職ヲ失フ
前項ノ規定ハ区収入役及区副収入役相互ノ間ニ於テ区副収入役ニ之ヲ準用ス
第82条　第6条ノ市ヲ除キ其ノ他ノ市ハ処務便宜ノ為区ヲ劃シ区長及其ノ代理者1人ヲ置クコトヲ得
前項ノ区長及其ノ代理者ハ名誉職トス市会ニ於テ市公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ選挙ス
内務大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラス区長ヲ有給吏員ト為スヘキ市ヲ指定スルコトヲ得
前項ノ区ニ付テハ第80条第81条第94条第2項第97条第4項第98条及第99条ノ規定ヲ準用スルノ外必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第83条　市ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得
委員ハ名誉職トス市会ニ於テ市会議員、名誉職参事会員又ハ市公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ選挙ス但シ委員長ハ市長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル市参与若ハ助役ヲ以テ之ニ充ツ
常設委員ノ組織ニ関シテハ市条例ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
第84条　市公民ニ限リテ担任スヘキ職務ニ在ル吏員ニシテ市公民権ヲ喪失シ若ハ停止セラレタルトキ又ハ第11条第3項ノ場合ニ当ルトキハ其ノ職ヲ失フ職ニ就キタルカ為市公民タル者ニシテ禁治産若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ又ハ第11条第2項若ハ第3項ノ場合ニ当ルトキ亦同シ
前項ノ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ当ルヘキ罪ノ為予審又ハ公判ニ付セラレタルトキハ監督官庁ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス
第85条　前数条ニ定ムル者ノ外市ニ必要ノ有給吏員ヲ置キ市長之ヲ任免ス
前項吏員ノ定数ハ市会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム
第86条　前数条ニ定ムル者ノ外第6条及第82条第3項ノ市ノ区ニ必要ノ市有給吏員ヲ置キ区長ノ申請ニ依リ市長之ヲ任免ス
前項吏員ノ定数ハ市会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム
第2款　職務権限
第87条　市長ハ市ヲ統轄シ市ヲ代表ス
市長ノ担任スル事務ノ概目左ノ如シ
一　市会及市参事会ノ議決ヲ経ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ発シ及其ノ議決ヲ執行スル事
二　財産及営造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事
三　収入支出ヲ命令シ及会計ヲ監督スル事
四　証書及公文書類ヲ保管スル事
五　法令又ハ市会ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、市税又ハ夫役現品ヲ賦課徴収スル事
六　其ノ他法令ニ依リ市長ノ職権ニ属スル事項
第88条　市長ハ議案ヲ市会ニ提出スル前之ヲ市参事会ノ審査ニ付シ其ノ意見ヲ議案ニ添ヘ市会ニ提出スヘシ
前項ノ規定ニ依リ市参事会ノ審査ニ付シタル場合ニ於テ市参事会意見ヲ述ヘサルトキハ市長ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ議案ヲ市会ニ提出スルコトヲ得
第89条　市長ハ市吏員ヲ指揮監督シ之ニ対シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒処分ハ譴責及10円以

下ノ過怠金トス

第90条　市会又ハ市参事会ノ議決又ハ選挙其ノ権限ヲ越エ又ハ法令若ハ会議規則ニ背クト認ムルトキハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選挙ヲ行ハシムヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ市会又ハ市参事会其ノ議決ヲ改メサルトキハ市長ハ府県参事会ノ裁決ヲ請フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ再議ニ付セスシテ直ニ裁決ヲ請フコトヲ得

監督官庁ハ第1項ノ議決又ハ選挙ヲ取消スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第2項ノ裁決又ハ前項ノ処分ニ不服アル市長市会又ハ市参事会ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

市会又ハ市参事会ノ議決公益ヲ害シ又ハ市ノ収支ニ関シ不適当ナリト認ムルトキハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ市会又ハ市参事会其ノ議決ヲ改メサルトキハ市長ハ府県参事会ノ裁決ヲ請フヘシ

前項ノ裁決ニ不服アル市長市会又ハ市参事会ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第6項ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第2項ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第91条　市会成立セサルトキ、第52条但書ノ場合ニ於テ仍会議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ市長ニ於テ市会ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ市長ハ市会ノ権限ニ属スル事件ヲ市参事会ノ議決ニ付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市参事会ニ於テ議決ヲ為ストキハ市長市参与及助役ハ其ノ議決ニ加ハルコトヲ得ス

市参事会成立セサルトキ又ハ第70条第1項但書ノ場合ニ於テ仍会議ヲ開クコト能ハサルトキハ市長ハ其ノ議決スヘキ事件ニ付府県参事会ノ議決ヲ請フコトヲ得

市会又ハ市参事会ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル

市会又ハ市参事会ノ決定スヘキ事件ニ関シテハ前4項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル市参事会又ハ府県参事会ノ決定ニ関シテハ各本条ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第1項及前3項ノ規定ニ依ル処置ニ付テハ次回ノ会議ニ於テ之ヲ市会又ハ市参事会ニ報告スヘシ

第92条　市参事会ニ於テ議決又ハ決定スヘキ事件ニ関シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ市参事会成立セサルトキ又ハ市長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ市長ハ之ヲ専決シ次回ノ会議ニ於テ之ヲ市参事会ニ報告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ市長ノ為シタル処分ニ関シテハ各本条ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第93条　市長其ノ他市吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ国府県其ノ他公共団体ノ事務ヲ掌ル

前項ノ事務ヲ執行スル為要スル費用ハ市ノ負担トス但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第94条　市長ハ府県知事ノ許可ヲ得テ其ノ事務ノ一部ヲ助役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ市ノ事務ニ付テハ予メ市会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第 6 条ノ市ノ市長ハ前項ノ例ニ依リ其ノ事務ノ一部ヲ区長ニ分掌セシムルコトヲ得
市長ハ市吏員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
第 95 条　市参与ハ市長ノ指揮監督ヲ承ケ市ノ経営ニ属スル特別ノ事業ヲ担任ス
第 96 条　助役ハ市長ノ事務ヲ補助ス
助役ハ市長故障アルトキ之ヲ代理ス助役数人アルトキハ予メ市長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス
第 97 条　収入役ハ市ノ出納其ノ他ノ会計事務及第 93 条ノ事務ニ関スル国府県其ノ他公共団体ノ出納其ノ他ノ会計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
副収入役ハ収入役ノ事務ヲ補助シ収入役故障アルトキ之ヲ代理ス副収入役数人アルトキハ予メ市長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス
市長ハ府県知事ノ許可ヲ得テ収入役ノ事務ノ一部ヲ副収入役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ市ノ出納其ノ他ノ会計事務ニ付テハ予メ市会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
第 6 条ノ市ノ市長ハ前項ノ例ニ依リ収入役ノ事務ノ一部ヲ区収入役ニ分掌セシムルコトヲ得
副収入役ヲ置カサル場合ニ於テハ市ハ収入役故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定メ府県知事ノ認可ヲ受クヘシ
第 98 条　第 6 条ノ市ノ区長ハ市長ノ命ヲ承ケ又ハ法令ノ定ムル所ニ依リ区内ニ関スル市ノ事務及区ノ事務ヲ掌ル
区長其ノ他区所属ノ吏員ハ市長ノ命ヲ承ケ又ハ法令ノ定ムル所ニ依リ国府県其ノ他公共団体ノ事務ヲ掌ル
区長故障アルトキハ区収入役及副収入役ニ非サル区所属ノ吏員中上席者ヨリ順次之ヲ代理ス
第 1 項及第 2 項ノ事務ヲ執行スル為要スル費用ハ市ノ負担トス但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
第 99 条　第 6 条ノ市ノ区収入役ハ市収入役ノ命ヲ承ケ又ハ法令ノ定ムル所ニ依リ市及区ノ出納其ノ他ノ会計事務並国府県其ノ他公共団体ノ出納其ノ他ノ会計事務ヲ掌ル
区長ハ市長ノ許可ヲ得テ区収入役ノ事務ノ一部ヲ区副収入役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ区ノ出納其ノ他ノ会計事務ニ付テハ予メ区会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
市長ハ市ノ出納其ノ他ノ会計事務ニ付前項ノ許可ヲ為ス場合ニ於テハ予メ市会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
区副収入役ヲ置カサル場合ニ於テハ市長ハ区収入役故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定ムヘシ
区収入役及区副収入役ノ職務権限ニ関シテハ前 4 項ニ規定スルモノノ外市収入役及市副収入役ニ関スル規定ヲ準用ス
第 100 条　名誉職区長ハ市長ノ命ヲ承ケ市長ノ事務ニシテ区内ニ関スルモノヲ補助ス
名誉職区長代理者ハ区長ノ事務ヲ補助シ区長故障アルトキ之ヲ代理ス
第 101 条　委員ハ市長ノ指揮監督ヲ承ケ財産又ハ営造物ヲ管理シ其ノ他委託ヲ受ケタル市ノ事務ヲ調査シ又ハ之ヲ処弁ス
第 102 条　第 85 条ノ吏員ハ市長ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス
第 103 条　第 86 条ノ吏員ハ区長ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス
区長ハ前項ノ吏員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
第 5 章　給料及給与

［第 104 条～第 108 条　省略］

第 6 章　市ノ財務

第 1 款　財産営造物及市税

［第 109 条～第 132 条　省略］

第 2 款　歳入出予算及決算

［第 133 条～第 143 条　省略］

第 7 章　市ノ一部ノ事務

［第 144 条～第 148 条　省略］

第 8 章　市町村組合

［第 149 条～第 156 条　省略］

第 9 章　市ノ監督

第 157 条　市ハ第 1 次ニ於テ府県知事之ヲ監督シ第 2 次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス

［第 158 条～第 161 条　省略］

第 162 条　内務大臣ハ市会ノ解散ヲ命スルコトヲ得

市会解散ノ場合ニ於テハ 3 月以内ニ議員ヲ選挙スヘシ

［第 163 条　省略］

第 164 条　市長、助役、収入役又ハ副収入役ニ故障アルトキハ監督官庁ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得但シ官吏ヲ派遣シタル場合ニ於テハ其ノ旅費ハ市費ヲ以テ弁償セシムヘシ

臨時代理者ハ有給ノ市吏員トシ其ノ給料額旅費額等ハ監督官庁之ヲ定ム

［第 165 条～第 171 条　省略］

第 10 章　雑則

［第 172 条～第 176 条　省略］

第 177 条　本法ハ町村制第 157 条ノ地域ニ之ヲ施行セス

附則

第 178 条　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 179 条　本法施行ノ際現ニ市会議員又ハ区会議員ノ職ニ在ル者ハ従前ノ規定ニ依ル最近ノ定期改選期ニ於テ総テ其ノ職ヲ失フ

本法施行ノ際現ニ市長助役又ハ収入役ノ職ニ在ル者ハ従前ノ規定ニ依ル任期満了ノ日ニ於テ其ノ職ヲ失フ

［第 180 条・第 181 条　省略］

［この法令は大正 10 年の改正時で構成した。なお、改正法律の附則は次のとおり］

附則

本法中公民権及選挙ニ関スル規定ハ次ノ総選挙ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

沖縄県ノ区ヲ廃シテ市ヲ置カムトスルトキハ第 3 条ノ例ニ依ル

町村制（抄）〔1921（大正 10）年 5 月 20 日　沖縄県に適用〕

明治 44 年 4 月 6 日　法律第 69 号
改正　大正 10 年 4 月 9 日　法律第 59 号

目次

第 1 章　総則
第 1 款　町村及其ノ区域
第 2 款　町村住民及其ノ権利義務
第 3 款　町村条例及町村規則
第 2 章　町村会
第 1 款　組織及選挙
第 2 款　職務権限
第 3 章　町村吏員
第 1 款　組織選挙及任免
第 2 款　職務権限
第 4 章　給料及給与
第 5 章　町村ノ財務
第 1 款　財産営造物及町村税
第 2 款　歳入出予算及決算
第 6 章　町村ノ一部ノ事務
第 7 章　町村組合
第 8 章　町村ノ監督
第 9 章　雑則

第 1 章　総則

第 1 款　町村及其ノ区域

第 1 条　町村ハ従来ノ区域ニ依ル

第 2 条　町村ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範囲内ニ於テ其ノ公共事務並従来法令又ハ慣例ニ依リ及将来法律勅令ニ依リ町村ニ属スル事務ヲ処理ス

第 3 条　町村ノ廃置分合又ハ境界変更ヲ為サムトスルトキハ府県知事ハ関係アル市町村会ノ意見ヲ徴シ府県参事会ノ議決ヲ経内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ定ム所属未定地ヲ町村ノ区域ニ編入セムトスルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ財産アルトキハ其ノ処分ニ関シテハ前項ノ例ニヨル

第 1 項ノ場合ニ於テ市ノ廃置分合ヲ伴フトキハ市制第 3 条ノ規定ニ依ル

第 4 条　町村ノ境界ニ関スル争論ハ府県参事会之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

町村ノ境界判明ナラサル場合ニ於テ前項ノ争論ナキトキハ府県知事ハ府県参事会ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 1 項ノ裁定及前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ関係町村ニ交付スヘシ

第 1 項ノ裁定及第 2 項ノ決定ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第5条　町村ノ名称ヲ変更シ又ハ村ヲ町ト為シ若ハ町ヲ村ト為サムトスルトキハ町村ハ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

町村役場ノ位置ヲ定メ又ハ之ヲ変更セムトスルトキハ町村ハ府県知事ノ許可ヲ受クヘシ

第2款　町村住民及其ノ権利義務

第6条　町村内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ町村住民トス

町村住民ハ本法ニ従ヒ町村ノ財産及営造物ヲ共用スル権利ヲ有シ町村ノ負担ヲ分任スル義務ヲ負フ

第7条　町村住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ町村公民トス但シ貧困ノ為公費ノ救助ヲ受ケタル後2年ヲ経サル者、禁治産者、準禁治産者及6年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　帝国臣民タル男子ニシテ年齢25年以上ノ者

二　独立ノ生計ヲ営ム者

三　2年以来其ノ町村住民タル者

四　2年以来其ノ町村ノ直接町村税ヲ納ムル者

町村ハ前項2年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

家督相続ニ依リ財産ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財産ニ付被相続人ノ為シタル納税ヲ以テ其ノ者ノ為シタル納税ト看做ス

町村公民ノ要件中其ノ年限ニ関スルモノハ市町村ノ廃置分合又ハ境界変更ノ為中断セラルルコトナシ

直接町村税ヲ賦課セサル町村ニ於テハ町村公民ノ要件中税ニ関スル規定ヲ適用セス

第8条　町村公民ハ町村ノ選挙ニ参与シ町村ノ名誉職ニ選挙セラルル権利ヲ有シ町村ノ名誉職ヲ担任スル義務ヲ負フ

左ノ各号ノ一ニ該当セサル者ニシテ名誉職ノ当選ヲ辞シ又ハ其ノ職ヲ辞シ若ハ其ノ職務ヲ実際ニ執行セサルトキハ町村ハ1年以上4年以下其ノ町村公民権ヲ停止シ場合ニ依リ其ノ停止期間以内其ノ者ノ負担スヘキ町村税ノ10分ノ1以上4分ノ1以下ヲ増課スルコトヲ得

一　疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者

二　業務ノ為常ニ町村内ニ居ルコトヲ得サル者

三　年齢60年以上ノ者

四　官公職ノ為町村ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者

五　4年以上名誉職町村吏員、町村会議員又ハ区会議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ経過セサル者

六　其ノ他町村会ノ議決ニ依リ正当ノ理由アリト認ムル者

前項ノ処分ヲ受ケタル者其ノ処分ニ不服アルトキハ府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第2項ノ処分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第3項ノ裁決ニ付テハ府県知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第9条　町村公民第7条第1項ニ掲ケタル要件ノ1ヲ欠キ又ハ同項但書ニ当ルニ至リタルトキハ其ノ公民権ヲ失フ

町村公民租税滞納処分中ハ其ノ公民権ヲ停止ス家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復権ノ決定確定スルニ至ル迄又ハ6年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキヨ

リ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄亦同シ

陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ町村ノ公務ニ参与スルコトヲ得ス其ノ他ノ兵役ニ在ル者ニシテ戦時又ハ事変ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ

第 3 款　町村条例及町村規則

［第 10 条　省略］

第 2 章　町村会

第 1 款　組織及選挙

第 11 条　町村会議員ハ其ノ被選挙権アル者ニ就キ選挙人之ヲ選挙ス

議員ノ定数左ノ如シ

一　人口千 5 百未満ノ町村　8 人

二　人口千 5 百以上 5 千未満ノ町村　12 人

三　人口 5 千以上 1 万未満ノ町村　18 人

四　人口 1 万以上 2 万未満ノ町村　24 人

五　人口 2 万以上ノ町村　30 人

議員ノ定数ハ町村条例ヲ以テ特ニ之ヲ増減スルコトヲ得

議員ノ定数ハ総選挙ヲ行フ場合ニ非サレハ之ヲ増減セス但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第 12 条　町村公民ハ総テ選挙権ヲ有ス但シ公民権停止中ノ者又ハ第 9 条第 3 項ノ場合ニ当ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第 13 条　町村ハ町村条例ヲ以テ選挙人ヲ分チテ 2 級ト為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市制ノ例ニ依ル

第 14 条　特別ノ事情アルトキハ町村ハ郡長ノ許可ヲ得区劃ヲ定メテ選挙分会ヲ設クルコトヲ得

第 15 条　選挙権ヲ有スル町村公民ハ被選挙権ヲ有ス

左ニ掲クル者ハ被選挙権ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後 1 月ヲ経過セサル者亦同シ

一　所属府県郡ノ官吏及有給吏員

二　其ノ町村ノ有給吏員

三　検事警察官吏及収税官吏

四　神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

五　小学校教員

町村ニ対シ請負ヲ為ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ無限責任社員、役員及支配人ハ被選挙権ヲ有セス

前項ノ役員トハ取締役、監査役及之ニ準スヘキ者並清算人ヲ謂フ

父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ町村会議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選挙セラレタルトキハ得票ノ数ニ依リ其ノ多キ者 1 人ヲ当選者トシ同数ナルトキハ年長者ヲ当選者トシ年齢同シキトキハ町村長抽籤シテ当選者ヲ定ム其ノ時ヲ異ニシテ選挙セラレタルトキハ後ニ選挙セラレタル者議員タルコトヲ得ス

議員ト為リタル後前項ノ縁故ヲ生シタル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ年齢同シキトキハ町村長抽籤シテ失職者ヲ定ム

第 16 条　町村会議員ハ名誉職トス

議員ノ任期ハ 4 年トシ総選挙ノ日ヨリ之ヲ起算ス

議員ノ定数ニ異動ヲ生シタル為解任ヲ要スル者アルトキハ町村長抽籤シテ之ヲ定ム但シ欠員アルトキハ其ノ欠員ヲ以テ之ニ充ツヘシ

議員ノ定数ニ異動ヲ生シタル為新ニ選挙セラレタル議員ハ総選挙ニ依リ選挙セラレタル議員ノ任期満了ノ日迄在任ス

第17条　町村会議員中欠員ヲ生シ其ノ欠員議員定数ノ 3 分ノ 1 以上ニ至リタルトキ又ハ郡長町村長若ハ町村会ニ於テ必要ト認ムルトキハ補欠選挙ヲ行フヘシ

議員欠員ト為リタルトキ其ノ議員カ第 27 条第 2 項ノ規定ノ適用ニ依リ当選者ト為リタル者ナル場合又ハ本条本項若ハ第 30 条ノ規定ニ依ル第 27 条第 2 項ノ規定ノ準用ニ依リ当選者ト為リタル者ナル場合ニ於テハ町村長ハ直ニ第 27 条第 2 項ノ規定ノ適用又ハ準用ヲ受ケタル他ノ得票者ニ就キ当選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第 27 条第 2 項ノ規定ヲ準用ス

補欠議員ハ其ノ前任者ノ残任期間在任ス

第18条　町村長ハ選挙期日前 60 日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選挙人ノ資格ヲ記載セル選挙人名簿ヲ調製スヘシ

町村長ハ選挙期日前 40 日ヲ期トシ其ノ日ヨリ 7 日間毎日午前 8 時ヨリ午後 4 時迄町村役場又ハ告示シタル場所ニ於テ選挙人名簿ヲ関係者ノ縦覧ニ供スヘシ関係者ニ於テ異議アルトキハ縦覧期間内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ縦覧期間満了後 3 日以内ニ町村会ノ決定ニ付スヘシ町村会ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ 7 日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第 4 項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 2 項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前 2 項ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前 4 項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ町村長ハ其ノ確定期日前ニ修正ヲ加フヘシ

選挙人名簿ハ選挙期日前 3 日ヲ以テ確定ス

確定名簿ハ第 3 条ノ処分アリタル場合ニ於テ府県知事ノ指定スルモノヲ除クノ外其ノ確定シタル日ヨリ 1 年以内ニ於テ行フ選挙ニ之ヲ用ウ但シ名簿確定後裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ選挙ヲ終リタル後ニ於テ次ノ選挙期日前 4 日迄ニ之ヲ修正スヘシ

選挙人名簿ヲ修正シタルトキハ町村長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示スヘシ

選挙分会ヲ設クルトキハ町村長ハ確定名簿ニ依リ分会ノ区劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スヘシ

確定名簿ニ登録セラレサル者ハ選挙ニ参与スルコトヲ得ス但シ選挙人名簿ニ登録セラルヘキ確定裁決書又ハ判決書ヲ所持シ選挙ノ当日選挙会場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラス

確定名簿ニ登録セラレタル者選挙権ヲ有セサルトキハ選挙ニ参与スルコトヲ得ス但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラス

第 2 項乃至第 5 項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿無効ト為リタルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ其ノ名簿ノ調製、縦覧、修正、確定及異議ノ決定ニ関スル期日、期限及期間ハ郡長ノ定ムル所ニ依ル名簿ノ喪失シタルトキ亦同シ

選挙人名簿調製後ニ於テ選挙期日ヲ変更スルコトアルモ其ノ名簿ヲ用イ縦覧、修正、確定及異議ノ決定ニ関スル期日、期限及期間ハ前選挙期日ニ依リ之ヲ算定ス

第19条　町村長ハ選挙期日前少クトモ 7 日間選挙会場、投票ノ日時及選挙スヘキ議員数ヲ告示スヘシ選挙分会ヲ設クル場合ニ於テハ併セテ其ノ区劃ヲ告示スヘシ

選挙分会ノ選挙ハ本会ト同日時ニ之ヲ行フヘシ

天災事変等ニ依リ選挙ヲ行フコト能ハサルニ至リタルトキハ町村長ハ其ノ選挙ヲ終ラサル選挙会又ハ選挙分会ノミニ関シ更ニ選挙会場及投票ノ日時ヲ告示シ選挙ヲ行フヘシ

第20条　町村長ハ選挙長ト為リ選挙会ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス

選挙分会ハ町村長ノ指名シタル吏員選挙分会長ト為リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス

町村長ハ選挙人中ヨリ2人乃至4人ノ選挙立会人ヲ選任スヘシ但シ選挙分会ヲ設ケタルトキハ各別ニ選挙立会人ヲ設クヘシ

選挙立会人ハ名誉職トス

第21条　選挙人ニ非サル者ハ選挙会場ニ入ルコトヲ得ス但シ選挙会場ノ事務ニ従事スル者、選挙会場ヲ監視スル職権ヲ有スル者又ハ警察官吏ハ此ニ限ニ在ラス

選挙会場ニ於テ演説討論ヲ為シ若ハ喧擾ニ渉リ又ハ投票ニ関シ協議若ハ勧誘ヲ為シ其ノ他選挙会場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ選挙長又ハ分会長ハ之ヲ制止シ命ニ従ハサルトキハ之ヲ選挙会場外ニ退出セシムヘシ

前項ノ規定ニ依リ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ為スコトヲ得但シ選挙長又ハ分会長会場ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ為サシムルヲ妨ケス

第22条　選挙ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ1人1票ニ限ル

選挙人ハ選挙ノ当日投票時間内ニ自ラ選挙会場ニ到リ選挙人名簿又ハ其ノ抄本ノ対照ヲ経テ投票ヲ為スヘシ

投票時間内ニ選挙会場ニ人リタル選挙人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ為スコトヲ得

選挙人ハ選挙会場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選挙人1人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

自ラ被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ為スコトヲ得ス

投票用紙ハ町村長ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用ウヘシ

選挙分会ニ於テ為シタル投票ハ分会長少クトモ1人ノ選挙立会人ト共ニ投票函ノ儘之ヲ本会ニ送致スヘシ

第23条　第30条若ハ第34条ノ選挙、増員選挙又ハ補欠選挙ヲ同時ニ行フ場合ニ於テハ一ノ選挙ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ

第24条　削除

第25条　左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一　成規ノ用紙ヲ用イサルモノ

二　現ニ町村会議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三　1投票中2人以上ノ被選挙人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四　被選挙人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ

五　被選挙権ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

六　被選挙人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分住所又ハ敬称ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

七　被選挙人ノ氏名ヲ自書セサルモノ

第26条　投票ノ拒否及効力ハ選挙立会人之ヲ決定ス可否同数ナルトキハ選挙長之ヲ決スヘシ

選挙分会ニ於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選挙立会人之ヲ決定ス可否同数ナルトキハ分会長之ヲ決スヘシ

第27条　町村会議員ノ選挙ハ有効投票ノ最多数ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス但シ選挙スヘキ議員数ヲ以テ選挙人名簿ニ登録セラレタル人員数ヲ除シテ得タル数ノ7分ノ1以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ当選者ヲ定ムルニ当リ得票ノ数同シキトキハ年長者ヲ取リ年齢同シキトキハ選挙長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

第28条　選挙長又ハ分会長ハ選挙録ヲ調製シテ選挙又ハ投票ノ顛末ヲ記載シ選挙又ハ投票ヲ終リタル後之ヲ朗読シ選挙立会人2人以上ト共ニ之ニ署名スヘシ

選挙分会長ハ投票函ト同時ニ選挙録ヲ本会ニ送致スヘシ

選挙録ハ投票、選挙人名簿其ノ他ノ関係書類ト共ニ選挙及当選ノ効力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ

第29条　当選者定マリタルトキハ町村長ハ直ニ当選者ニ当選ノ旨ヲ告知スヘシ

当選者当選ヲ辞セムトスルトキハ当選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ5日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツヘシ

1人ニシテ両級ニ於テ当選シタルトキハ最終ニ当選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ5日以内ニ何レノ当選ニ応スヘキカヲ町村長ニ申立ツヘシ其ノ期間内ニ之ヲ申立テサルトキハ町村長抽籤シテ之ヲ定ム

第15条第2項ニ掲ケサル官吏ニシテ当選シタル者ハ所属長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ニ応スルコトヲ得ス

前項ノ官吏ハ当選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ20日以内ニ之ニ応スヘキ旨ヲ町村長ニ申立テサルトキハ其ノ当選ヲ辞シタルモノト看做ス

第30条　当選者当選ヲ辞シタルトキ、死亡者ナルトキ又ハ選挙ニ関スル犯罪ニ依リ刑ニ処セラレ其ノ当選無効ト為リタルトキハ更ニ選挙ヲ行フヘシ但シ其ノ当選者第27条第2項ノ規定ノ適用又ハ準用ニ依リ当選者ト為リタル者ナル場合ニ於テハ第17条第2項ノ例ニ依ル

当選者選挙ニ関スル犯罪ニ依リ刑ニ処セラレ其ノ当選無効ト為リタルトキ其ノ前ニ其ノ者ニ関スル補欠選挙若ハ前項ノ選挙ノ告示ヲ為シタル場合又ハ更ニ選挙ヲ行フコトナクシテ当選者ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用セス

第31条　選挙ヲ終リタルトキハ町村長ハ直ニ選挙録ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ郡長ニ報告スヘシ

第29条第2項ノ期間ヲ経過シタルトキ又ハ同条第4項ノ申立アリタルトキハ町村長ハ直ニ当選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ郡長ニ報告スヘシ

第32条　選挙ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選挙ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞アル場合ニ限リ其ノ選挙ノ全部又ハ一部ヲ無効トス

第33条　選挙人選挙又ハ当選ノ効力ニ関シ異議アルトキハ選挙ニ関シテハ選挙ノ日ヨリ当選ニ関シテハ第31条第2項ノ告示ノ日ヨリ7日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ7日以内ニ町村会ノ決定ニ付スヘシ町村会ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ14日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願スルコトヲ得

郡長ハ選挙又ハ当選ノ効力ニ関シ異議アルトキハ府県知事ノ指揮ヲ受ケ選挙ニ関シテハ第31条第1項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ当選ニ関シテハ同条第2項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ20日以内ニ之ヲ処分スルコトヲ得

前項ノ処分アリタルトキハ同一事件ニ付為シタル異議ノ申立及町村会ノ決定ハ無効トス

第 3 項ノ処分ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第 2 項若ハ第 6 項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 1 項ノ決定及第 2 項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第 2 項第 5 項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第 17 条、第 30 条又ハ第 34 条第 3 項ノ選挙ハ之ニ関係アル選挙又ハ当選ニ関スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定セサル間又ハ訴訟ノ繫属スル間之ヲ行フコトヲ得ス

町村会議員ハ選挙又ハ当選ニ関スル処分、決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ会議ニ列席シ議事ニ参与スルノ権ヲ失ハス

第 34 条　当選無効ト確定シタルトキハ町村長ハ直ニ第 27 条ノ例ニ依リ更ニ当選者ヲ定ムヘシ

選挙無効ト確定シタルトキハ更ニ選挙ヲ行フヘシ

議員ノ定数ニ足ル当選者ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ不足ノ員数ニ付更ニ選挙ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ第 27 条第 1 項但書ノ規定ヲ適用セス

第 35 条　町村会議員ニシテ被選挙権ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選挙権ノ有無ハ町村会議員カ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ因リ被選挙権ヲ有セサル場合ヲ除クノ外町村会之ヲ決定ス

一　禁治産者又ハ準禁治産者ト為リタルトキ

二　家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ宣告確定シタルトキ

三　禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ

四　選挙ニ関スル犯罪ニ依リ罰金ノ刑ニ処セラレタルトキ

町村長ハ町村会議員中被選挙権ヲ有セサル者アリト認ムルトキハ之ヲ町村会ノ決定ニ付スヘシ

町村会ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ 14 日以内ニ之ヲ決定スヘシ

第 1 項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第 4 項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 1 項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前 2 項ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第 33 条第 9 項ノ規定ハ第 1 項及前 3 項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第 1 項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ為シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第 36 条　第 18 条及第 33 条ノ場合ニ於テ府県参事会ノ決定及裁決ハ府県知事、郡長ノ処分ハ郡長、町村会ノ決定ハ町村長直ニ之ヲ告示スヘシ

第 37 条　本法又ハ本法ニ基キテ発スル勅令ニ依リ設置スル議会ノ議員ノ選挙ニ付テハ衆議院議員選挙ニ関スル罰則ヲ準用ス

第 38 条　特別ノ事情アル町村ニ於テハ郡長ハ府県知事ノ許可ヲ得テ其ノ町村ヲシテ町村会ヲ設ケス選挙権ヲ有スル町村公民ノ総会ヲ以テ之ニ充テシムルコトヲ得

町村総会ニ関シテハ町村会ニ関スル規定ヲ準用ス

第 2 款　職務権限

第 39 条　町村会ハ町村ニ関スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ権限ニ属スル事件ヲ議決ス

第 40 条　町村会ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一　町村条例及町村規則ヲ設ケ又ハ改廃スル事

二　町村費ヲ以テ支弁スヘキ事業ニ関スル事但シ第 77 条ノ事務及法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

三　歳入出予算ヲ定ムル事

四　決算報告ヲ認定スル事
五　法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、町村税又ハ夫役現品ノ賦課徴収ニ関スル事
六　不動産ノ管理処分及取得ニ関スル事
七　基本財産及積立金穀等ノ設置管理及処分ニ関スル事
八　歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担ヲ為シ及権利ノ抛棄ヲ為ス事
九　財産及営造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
十　町村吏員ノ身元保証ニ関スル事
十一　町村ニ係ル訴願訴訟及和解ニ関スル事

第41条　町村会ハ法律勅令ニ依リ其ノ権限ニ属スル選挙ヲ行フヘシ

第42条　町村会ハ町村ノ事務ニ関スル書類及計算書ヲ検閲シ町村長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得

町村会ハ議員中ヨリ委員ヲ選挙シ町村長又ハ其ノ指名シタル吏員立会ノ上実地ニ就キ前項町村会ノ権限ニ属スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第43条　町村会ハ町村ノ公益ニ関スル事件ニ付意見書ヲ町村長又ハ監督官庁ニ提出スルコトヲ得

第44条　町村会ハ行政庁ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

町村会ノ意見ヲ徴シテ処分ヲ為スヘキ場合ニ於テ町村会成立セス、招集ニ応セス若ハ意見ヲ提出セス又ハ町村会ヲ招集スルコト能ハサルトキハ当該行政庁ハ共ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ処分ヲ為スコトヲ得

第45条　町村会ハ町村長ヲ以テ議長トス町村長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス町村長及其ノ代理者共ニ故障アルトキハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第46条　町村長及其ノ委任又ハ嘱託ヲ受ケタル者ハ会議ニ列席シテ議事ニ参与スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ス

前項ノ列席者発言ヲ求ムルトキハ議長ハ直ニ之ヲ許スヘシ但シ之カ為議員ノ演説ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第47条　町村会ハ町村長之ヲ招集ス議員定数3分ノ1以上ノ請求アルトキハ町村長ハ之ヲ招集スヘシ

町村長ハ必要アル場合ニ於テハ会期ヲ定メテ町村会ヲ招集スルコトヲ得

招集及会議ノ事件ハ開会ノ日ヨリ少クトモ3日前ニ之ヲ告知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

町村会開会中急施ヲ要スル事件アルトキハ町村長ハ直ニ之ヲ其ノ会議ニ付スルコトヲ得3日前迄ニ告知ヲ為シタル事件ニ付亦同シ

町村会ハ町村長之ヲ開閉ス

第48条　町村会ハ議員定数ノ半数以上出席スルニ非サレハ会議ヲ開クコトヲ得ス但シ第50条ノ除斥ノ為半数ニ満タサルトキ、同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍半数ニ満タサルトキ又ハ招集ニ応スルモ出席議員定数ヲ欠キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半数ニ満タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第49条　町村会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第50条　議長及議員ハ自己又ハ父母、祖父母、妻、子孫、兄弟姉妹ノ一身上ニ関スル事件ニ付テ

ハ其ノ議事ニ参与スルコトヲ得ス但シ町村会ノ同意ヲ得タルトキハ会議ニ出席シ発言スルコトヲ得

第51条　法律勅令ニ依リ町村会ニ於テ選挙ヲ行フトキハ 1 人毎ニ無記名投票ヲ為シ有効投票ノ過半数ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多数ヲ得タル者 2 人ヲ取リ之ニ就キ決選投票ヲ為サシム其ノ 2 人ヲ取ルニ当リ同数者アルトキハ年長者ヲ取リ年齢同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム此ノ決選投票ニ於テハ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス同数ナルトキハ年長者ヲ取リ年齢同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テハ第 22 条及第 25 条ノ規定ヲ準用シ投票ノ効力ニ関シ異議アルトキハ町村会之ヲ決定ス

第 1 項ノ選挙ニ付テハ町村会ハ其ノ議決ヲ以テ指名推薦又ハ連名投票ノ法ヲ用ウルコトヲ得其ノ連名投票ノ法ヲ用ウル場合ニ於テハ前 2 項ノ例ニ依ル

連名投票ノ法ヲ用ウル場合ニ於テ其ノ投票ニシテ第 25 条第一号、第六号及第七号ニ該当スルモノ並其ノ記載ノ人員選挙スヘキ定数ニ過キタルモノハ之ヲ無効トシ同条第二号、第四号及第五号ニ該当スルモノハ其ノ部分ノミヲ無効トス

第52条　町村会ノ会議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　議長ノ意見ヲ以テ傍聴ヲ禁止シタルトキ

二　議員 2 人以上ノ発議ニ依リ傍聴禁止ヲ可決シタルトキ

前項議員ノ発議ハ討論ヲ須イス其ノ可否ヲ決スヘシ

第53条　議長ハ会議ヲ総理シ会議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ会議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス

議員定数ノ半数以上ヨリ請求アルトキハ議長ハ其ノ日ノ会議ヲ開クコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議長仍会議ヲ開カサルトキハ第 45 条ノ例ニ依ル

前項議員ノ請求ニ依リ会議ヲ開キタルトキ又ハ議員中異議アルトキハ議長ハ会議ノ議決ニ依ルニ非サレハ其ノ日ノ会議ヲ閉チ又ハ中止スルコトヲ得ス

第54条　議員ハ選挙人ノ指示又ハ委嘱ヲ受クヘカラス

議員ハ会議中無礼ノ語ヲ用イ又ハ他人ノ身上ニ渉リ言論スルコトヲ得ス

第55条　会議中本法又ハ会議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ス議員アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ又ハ発言ヲ取消サシメ命ニ従ハサルトキハ当日ノ会議ヲ終ル迄発言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得

議場騒擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ当日ノ会議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第56条　傍聴人公然可否ヲ表シ又ハ喧騒ニ渉リ其ノ他会議ノ妨害ヲ為ストキハ議長ハ之ヲ制止シ命ニ従ハサルトキハ之ヲ退場セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得

傍聴席騒擾ナルトキハ議長ハ総テノ傍聴人ヲ退場セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルコトヲ得

第57条　町村会ニ書記ヲ置キ議長ニ隷属シテ庶務ヲ処理セシム

書記ハ議長之ヲ任免ス

第58条　議長ハ書記ヲシテ会議録ヲ調製シ会議ノ顛末及出席議員ノ氏名ヲ記載セシムヘシ

会議録ハ議長及議員 2 人以上之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ議員ハ町村会ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第59条　町村会ハ会議規則及傍聴人取締規則ヲ設クヘシ

会議規則ニハ本法及会議規則ニ違反シタル議員ニ対シ町村会ノ議決ニ依リ 3 日以内出席ヲ停止シ又ハ 2 円以下ノ過怠金ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第3章　町村吏員

第1款　組織選挙及任免

第60条　町村ニ町村長及助役1人ヲ置ク但シ町村条例ヲ以テ助役ノ定数ヲ増加スルコトヲ得

第61条　町村長及助役ハ名誉職トス

町村ハ町村条例ヲ以テ町村長又ハ助役ヲ有給ト為スコトヲ得

第62条　町村長及助役ノ任期ハ4年トス

第63条　町村長ハ町村会ニ於テ之ヲ選挙ス

助役ハ町村長ノ推薦ニ依リ町村会之ヲ定ム町村長職ニ在ラサルトキハ前項ノ例ニ依ル

名誉職町村長及名誉職助役ハ其ノ町村公民中選挙権ヲ有スル者ニ限ル

有給町村長及有給助役ハ第7条第1項ノ規定ニ拘ラス在職ノ間其ノ町村ノ公民トス

第64条　町村長ヲ選挙シ又ハ助役ヲ定メ若ハ選挙シタルトキハ府県知事ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ府県知事ノ不認可ニ対シ町村長又ハ町村会ニ於テ不服アルトキハ内務大臣ニ具状シテ認可ヲ請フコトヲ得

有給町村長及有給助役ハ3月前ニ申立ツルトキハ任意退職スルコトヲ得

第65条　町村長及助役ハ第15条第2項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ得ス又其ノ町村ニ対シ請負ヲ為シ及同一ノ行為ヲ為ス者ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ無限責任社員、取締役監査役若ハ之ニ準スヘキ者、清算人若ハ支配人タルコトヲ得ス

町村長ト父子兄弟タル縁故アル者ハ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス

父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス第15条第6項ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

第66条　有給町村長及有給助役ハ郡長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ報償アル業務ニ従事スルコトヲ得ス

有給町村長及有給助役ハ会社ノ取締役監査役若ハ之ニ準スヘキ者、清算人又ハ支配人其ノ他ノ事務員タルコトヲ得ス

第67条　町村ニ収入役1人ヲ置ク但シ特別ノ事情アル町村ニ於テハ町村条例ヲ以テ副収入役1人ヲ置クコトヲ得

収入役及副収入役ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ4年トス

収入役及副収入役ハ町村長ノ推薦ニ依リ町村会之ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ郡長ノ不認可ニ対シ町村長又ハ町村会ニ於テ不服アルトキハ府県知事ニ具状シテ認可ヲ請フコトヲ得

第63条第4項ノ規定ハ収入役ニ第65条第1項及前条ノ規定ハ収入役及副収入役ニ之ヲ準用ス

町村長又ハ助役ト父子兄弟タル縁故アル者ハ収入役又ハ副収入役ノ職ニ在ルコトヲ得ス収入役ト父子兄弟タル縁故アル者ハ副収入役ノ職ニ在ルコトヲ得ス

特別ノ事情アル町村ニ於テハ郡長ノ許可ヲ得テ町村長又ハ助役ヲシテ収入役ノ事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得

第68条　町村ハ処務便宜ノ為区ヲ劃シ区長及其ノ代理者1人ヲ置クコトヲ得

区長及其ノ代理者ハ名誉職トス町村会ニ於テ町村公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ選挙ス

第69条　町村ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ名誉職トス町村会ニ於テ町村会議員又ハ町村公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ選挙ス但シ委員長ハ町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル助役ヲ以テ之ニ充ツ

常設委員ノ組織ニ関シテハ町村条例ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第70条　名誉職町村長及名誉職助役其ノ他町村公民ニ限リテ担任スヘキ職務ニ在ル吏員ニシテ町村公民権ヲ喪失シ若ハ停止セラレタルトキ又ハ第9条第3項ノ場合ニ当ルトキハ其ノ職ヲ失フ職ニ就キタルカ為町村公民タル者ニシテ禁治産若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ又ハ第9条第2項若ハ第3項ノ場合ニ当ルトキ亦同シ

前項ノ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ当ルヘキ罪ノ為予審又ハ公判ニ付セラレタルトキハ監督官庁ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス

第71条　前数条ニ定ムル者ノ外町村ニ必要ノ有給吏員ヲ置キ町村長之ヲ任免ス

前項吏員ノ定数ハ町村会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

第2款　職務権限

第72条　町村長ハ町村ヲ統轄シ町村ヲ代表ス

町村長ノ担任スル事務ノ概目左ノ如シ

一　町村会ノ議決ヲ経ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ発シ及其ノ議決ヲ執行スル事

二　財産及営造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

三　収入支出ヲ命令シ及会計ヲ監督スル事

四　証書及公文書類ヲ保管スル事

五　法令又ハ町村会ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、町村税又ハ夫役現品ヲ賦課徴収スル事

六　其ノ他法令ニ依リ町村長ノ職権ニ属スル事項

第73条　町村長ハ町村吏員ヲ指導監督シ之ニ対シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒処分ハ譴責及5円以下ノ過怠金トス

第74条　町村会ノ議決又ハ選挙其ノ権限ヲ越エ又ハ法令若ハ会議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選挙ヲ行ハシムヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ町村会其ノ議決ヲ改メサルトキハ町村長ハ府県参事会ノ裁決ヲ請フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ再議ニ付セスシテ直ニ裁決ヲ請フコトヲ得

監督官庁ハ第1項ノ議決又ハ選挙ヲ取消スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル郡長ノ処分ニ不服アル町村長又ハ町村会ハ府県参事会ニ訴願スルコトヲ得其ノ裁決、第2項ノ裁決又ハ前項ノ規定ニ依ル府県知事ノ処分ニ不服アル町村長又ハ町村会ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

町村会ノ議決公益ヲ害シ又ハ町村ノ収支ニ関シ不適当ナリト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ町村会其ノ議決ヲ改メサルトキハ町村長ハ郡長ノ処分ヲ請フヘシ

前項ノ処分ニ不服アル町村長又ハ町村会ハ府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

前項府県参事会ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第2項及第4項ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第75条　町村会成立セサルトキ又ハ第48条但書ノ場合ニ於テ仍会議ヲ開クコト能ハサルトキハ町村長ハ郡長ニ具状シテ指揮ヲ請ヒ町村会ノ議決スヘキ事件ヲ処置スルコトヲ得

町村会ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル

町村会ノ決定スヘキ事件ニ関シテハ前2項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル町村長ノ処置ニ関シテハ各本条ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前3項ノ規定ニ依ル処置ニ付テハ次回ノ会議ニ於テ之ヲ町村会ニ報告スヘシ

第76条　町村会ニ於テ議決又ハ決定スヘキ事件ニ関シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ町村会成立セサルトキ又ハ町村長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ町村長ハ之ヲ専決シ次回ノ会議ニ於テ之ヲ町村会ニ報告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ町村長ノ為シタル処分ニ関シテハ各本条ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第77条　町村長其ノ他町村吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ国府県其ノ他公共団体ノ事務ヲ掌ル

前項ノ事務ヲ執行スル為要スル費用ハ町村ノ負担トス但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第78条　町村長ハ郡長ノ許可ヲ得テ其ノ事務ノ一部ヲ助役又ハ区長ニ分掌セシムルコトヲ得但シ町村ノ事務ニ付テハ予メ町村会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

町村長ハ町村吏員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第79条　助役ハ町村長ノ事務ヲ補助ス

助役ハ町村長故障アルトキ之ヲ代理ス助役数人アルトキハ予メ町村長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス

第80条　収入役ハ町村ノ出納其ノ他ノ会計事務及第77条ノ事務ニ関スル国府県其ノ他公共団体ノ出納其ノ他ノ会計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

町村ハ収入役故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ但シ副収入役ヲ置キタル町村ハ此ノ限ニ在ラス

副収入役ハ収入役ノ事務ヲ補助シ収入役故障アルトキ之ヲ代理ス

町村長ハ郡長ノ許可ヲ得テ収入役ノ事務ノ一部ヲ副収入役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ町村ノ出納其ノ他ノ会計事務ニ付テハ予メ町村会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第81条　区長ハ町村長ノ命ヲ承ケ町村長ノ事務ニシテ区内ニ関スルモノヲ補助ス

区長代理者ハ区長ノ事務ヲ補助シ区長故障アルトキ之ヲ代理ス

第82条　委員ハ町村長ノ指揮監督ヲ承ケ財産又ハ営造物ヲ管理シ其ノ他委託ヲ受ケタル町村ノ事務ヲ調査シ又ハ之ヲ処弁ス

第83条　第71条ノ吏員ハ町村長ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第4章　給料及給与

［第84条～第88条　省略］

第5章　町村ノ財務

第1款　財産営造物及町村税

［第89条～第112条　省略］

第2款　歳入出予算及決算

［第113条～第123条　省略］

第6章　町村ノ一部ノ事務

［第 124 条～第 128 条　省略］

第 7 章　町村組合

［第 129 条～第 136 条　省略］

第 8 章　町村ノ監督

第 137 条　町村ハ第 1 次ニ於テ郡長之ヲ監督シ第 2 次ニ於テ府県知事之ヲ監督シ第 3 次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス

［第 138 条～第 141 条　省略］

第 142 条　内務大臣ハ町村会ノ解散ヲ命スルコトヲ得

町村会解散ノ場合ニ於テハ 3 月以内ニ議員ヲ選挙スヘシ

［第 143 条～第 151 条　省略］

第 9 章　雑則

［第 152 条～第 157 条　省略］

附則

第 158 条　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 159 条　本法施行ノ際現ニ町村会議員、区会議員又ハ全部事務ノ為ニ設クル町村組合会議員ノ職ニ在ル者ハ従前ノ規定ニ依ル最近ノ定期改選期ニ於テ総テ其ノ職ヲ失フ

［この法令は大正 10 年の改正時で構成した。なお、改正法律の附則は次のとおり］

附則

本法中公民権及選挙ニ関スル規定ハ次ノ総選挙ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

市制（改正）（抄）〔1926（大正 15）年 6 月 24 日　法律第 74 号〕

市制中左ノ通改正ス

第 3 条第 2 項中「内務大臣ノ許可ヲ得」ヲ削ル

第 4 条第 2 項中「前項ノ例」ヲ「前条第 2 項ノ例」ニ改ム

第 7 条第 2 項及第 3 項ヲ削ル

第 9 条　帝国臣民タル年齢 25 年以上ノ男子ニシテ 2 年以来市住民タル者ハ其ノ市公民トス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　禁治産者及準禁治産者

二　破産者ニシテ復権ヲ得サル者

三　貧困ニ因リ生活ノ為公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者

四　一定ノ住居ヲ有セサル者

五　6 年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

六　刑法第 2 編第 1 章、第 3 章、第 9 章、第 16 章乃至第 21 章、第 25 章又ハ第 36 章乃至第 39 章ニ掲クル罪ヲ犯シ 6 年未満ノ懲役ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ 2 倍ニ相当スル期間ヲ経過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間 5 年ヨ

リ短キトキハ5年トス

七　6年未満ノ禁錮ノ刑ニ処セラレ又ハ前号ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ6年未満ノ懲役ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

市ハ前項2年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

第1項2年ノ期間ハ市町村ノ廃置分合又ハ境界変更ノ為中断セラルルコトナシ

第10条第2項中「市ハ1年以上4年以下其ノ市公民権ヲ停止シ場合ニ依リ其ノ停止期間以内其ノ者ノ負担スヘキ市税ノ10分ノ1以上4分ノ1以下ヲ増課スルコトヲ得」ヲ「市ハ1年以上4年以下其ノ市公民権ヲ停止スルコトヲ得」ニ改ム

第11条　陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者（未タ人営セサル者及帰休下士官兵ヲ除ク）及戦時若ハ事変ニ際シ召集中ノ者ハ市ノ公務ニ参与スルコトヲ得ス兵籍ニ編入セラレタル学生生徒（勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク）及志願ニ依リ国民軍ニ編入セラレタル者亦同シ

第14条中「第11条第3項ノ場合ニ当ル者」ヲ「第11条ノ規定ニ該当スル者」ニ改ム

第15条　削除

第16条第1項中「2級選挙ノ為ノミニ付亦同シ」及同条第5項ヲ削ル

第17条　特別ノ事情アルトキハ市ハ区劃ヲ定メテ投票分会ヲ設クルコトヲ得

第18条　選挙権ヲ有スル市公民ハ被選挙権ヲ有ス

在職ノ検事、警察官吏及収税官吏ハ被選挙権ヲ有セス

選挙事務ニ関係アル官吏及市ノ有給吏員ハ其ノ関係区域内ニ於テ被選挙権ヲ有セス

市ノ有給ノ吏員教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ者ハ其ノ市ノ市会議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第19条第2項中「総選挙ノ第1日」ヲ「総選挙ノ日」ニ、同条第3項ヲ左ノ如ク改ム

議員ノ定数ニ異動ヲ生シタル為解任ヲ要スル者アルトキハ市長抽籤シテ之ヲ定ム但シ欠員アルトキハ其ノ欠員ヲ以テ之ニ充ツヘシ

前項但書ノ場合ニ於テ欠員ノ数解任ヲ要スル者ノ数ニ満チサルトキハ其ノ不足ノ員数ニ付市長抽籤シテ解任スヘキ者ヲ定メ欠員ノ数解任ヲ要スル者ノ数ヲ超ユルトキハ解任ヲ要スル者ニ充ツヘキ欠員ハ最モ先ニ欠員ト為リタル者ヨリ順次之ニ充テ欠員ト為リタル時同シキトキハ市長抽籤シテ之ヲ定ム

議員ノ定数ニ異動ヲ生シタル為解任ヲ要スル者アル場合ニ於テ選挙区アルトキハ第16条ノ市条例中ニ其ノ解任ヲ要スル者ノ選挙区ヲ規定シ市長抽籤シテ之ヲ定ム但シ解任ヲ要スル者ノ選挙区ニ欠員アリタルトキハ其ノ欠員ヲ以テ之ニ充ツヘシ此ノ場合ニ於テハ前項ノ例ニ依ル

第20条　市会議員中欠員ヲ生シタルトキハ3月以内ニ補欠選挙ヲ行フヘシ但シ第30条第2項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ当選者ト為ラサリシ者アルトキハ直ニ選挙会ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ当選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第33条第3項及第4項ノ規定ヲ準用ス

第33条第5項及第6項ノ規定ハ補欠選挙ニ之ヲ準用ス

補欠議員ハ其ノ前任者ノ残任期間在任ス

選挙区アル場合ニ於テハ補欠議員ハ前任者ノ選挙セラレタル選挙区ニ於テ之ヲ選挙スヘシ

第21条　市長ハ毎年9月15日ノ現在ニ依リ選挙人名簿ヲ調製スヘシ但シ選挙区アルトキハ選挙区毎ニ之ヲ調整スヘシ

第6条ノ市ニ於テハ市長ハ区長ヲシテ前項ノ例ニ依リ選挙人名簿ヲ調製セシムヘシ

選挙人名簿ニハ選挙人ノ氏名、住所及生年月日等ヲ記載スヘシ

第21条ノ2　市長ハ11月5日ヨリ15日間市役所（第6条ノ市ニ於テハ区役所）又ハ其ノ指定シ

タル場所ニ於テ選挙人名簿ヲ関係者ノ縦覧ニ供スヘシ

市長ハ縦覧開始ノ日前 3 日目迄ニ縦覧ノ場所ヲ告示スヘシ

第 21 条ノ 3　選挙人名簿ニ関シ関係者ニ於テ異議アルトキハ縦覧期間内ニ之ヲ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長ヲ経テ）ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ縦覧期間満了後 3 日以内ニ之ヲ市会ノ決定ニ付スヘシ市会ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ 10 日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第 3 項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 1 項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前 2 項ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第 21 条ノ 4　選挙人名簿ハ 12 月 25 日ヲ以テ確定ス

選挙人名簿ハ次年ノ 12 月 24 日迄之ヲ据置クヘシ

前条ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ市長ハ直ニ之ヲ修正シ第 6 条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ之ヲ修正セシムヘシ

選挙人名簿ヲ修正シタルトキハ市長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示シ第 6 条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ之ヲ告示セシムヘシ

投票分会ヲ設クルトキハ市長ハ確定名簿ニ依リ分会ノ区劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スヘシ第 6 条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ之ヲ調製セシムヘシ

第 21 条ノ 5　第 21 条ノ 3 ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ選挙人名簿無効ト為リタルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ

天災事変等ノ為必要アルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ

前 2 項ノ規定ニ依ル名簿ノ調製、縦覧、確定及異議申立ニ対スル市会ノ決定ニ関スル期日及期間ハ府県知事ノ定ムル所ニ依ル

市ノ廃置分合又ハ境界変更アリタル場合ニ於テ名簿ニ関シ其ノ分合其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第 22 条　市長ハ選挙ノ期日前 7 日目（第 39 条ノ 2 ノ市ニ於テハ 20 日目）迄ニ選挙会場（投票分会場ヲ含ム以下之ニ同シ）、投票ノ日時及選挙スヘキ議員数（選挙区アル場合ニ於テハ各選挙区ニ於テ選挙スヘキ議員数）ヲ告示スヘシ投票分会ヲ設クル場合ニ於テハ併セテ其ノ区劃ヲ告示スヘシ

総選挙ニ於ケル各選挙区ノ投票ハ同日時ニ之ヲ行フ

投票分会ノ投票ハ選挙会ト同日時ニ之ヲ行フ

天災事変等ノ為投票ヲ行フコト能ハサルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ市長ハ其ノ投票ヲ行フヘキ選挙会又ハ投票分会ノミニ付更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムヘシ此ノ場合ニ於テ選挙会場及投票ノ日時ハ選挙ノ期日前 5 日目迄ニ之ヲ告示スヘシ

第 23 条第 3 項及至第 5 項ヲ左ノ如ク改ム

市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ選挙人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ 2 人乃至 4 人ノ選挙立会人ヲ選任スヘシ但シ選挙区アルトキハ各別ニ選挙立会人ヲ設クヘシ

投票分会ハ市長ノ指名シタル吏員投票分会長ト為リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス

市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ分会ノ区劃内ニ於ケル選挙人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ 2 人乃至 4 人ノ投票立会人ヲ選任スヘシ

選挙立会人及投票立会人ハ名誉職トス

第 24 条中「分会長」ヲ「投票分会長」ニ改ム
第 25 条第 5 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加ヘ同項但書ヲ削ル
投票ニ関スル記載ニ付テハ勅令ヲ以テ定ムル点字ハ之ヲ文字ト看做ス
同条第 9 項ヲ左ノ如ク改ム
投票分会ニ於テ為シタル投票ハ投票分会長少クトモ 1 人ノ投票立会人ト共ニ投票函ノ儘之ヲ選挙長ニ送致スヘシ
第 25 条ノ 2　確定名簿ニ登録セラレサル者ハ投票ヲ為スコトヲ得ス但シ選挙人名簿ニ登録セラルヘキ確定裁決書又ハ判決書ヲ所持シ選挙ノ当日選挙会場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラス
確定名簿ニ登録セラレタル者選挙人名簿ニ登録セラルルコトヲ得サル者ナルトキハ投票ヲ為スコトヲ得ス選挙ノ当日選挙権ヲ有セサル者ナルトキ亦同シ
第 25 条ノ 3　投票ノ拒否ハ選挙立会人又ハ投票立会人之ヲ決定ス可否同数ナルトキハ選挙長又ハ投票分会長之ヲ決スヘシ
投票分会ニ於テ投票拒否ノ決定ヲ受ケタル選挙人不服アルトキハ投票分会長ハ仮ニ投票ヲ為サシムヘシ
前項ノ投票ハ選挙人ヲシテ之ヲ封筒ニ入レ封緘シ表面ニ自ラ其ノ氏名ヲ記載シ投函セシムヘシ
投票分会長ハ投票立会人ニ於テ異議アル選挙人ニ対シテモ亦前 2 項ニ同シ
第 27 条　市長ハ予メ開票ノ日時ヲ告示スヘシ
第 27 条ノ 2　選挙長ハ投票ノ日又ハ其ノ翌日（投票分会ヲ設ケタルトキハ総テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日）選挙立会人立会ノ上投票函ヲ開キ投票ノ総数ト投票人ノ総数トヲ計算スヘシ
前項ノ計算終リタルトキハ選挙長ハ先ツ第 25 条ノ 3 第 2 項及第 4 項ノ投票ヲ調査スヘシ其ノ投票ノ受理如何ハ選挙立会人之ヲ決定ス可否同数ナルトキハ選挙長之ヲ決スヘシ
選挙長ハ選挙立会人ト共ニ投票ヲ点検スヘシ
天災事変等ノ為開票ヲ行フコト能ハサルトキハ市長ハ更ニ開票ノ期日ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テ選挙会場ノ変更ヲ要スルトキハ予メ更ニ其ノ場所ヲ告示スヘシ
第 27 条ノ 3　選挙人ハ其ノ選挙会ノ参観ヲ求ムルコトヲ得但シ開票開始前ハ此ノ限ニ在ラス
第 27 条ノ 4　特別ノ事情アルトキハ市ハ府県知事ノ許可ヲ得区劃ヲ定メテ開票分会ヲ設クルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ開票分会ヲ設クル場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第 28 条第 2 項ヲ削ル
第 29 条第 1 項中「投票ノ拒否及効力」ヲ「投票ノ効力」ニ改メ同条第 2 項ヲ削ル
第 30 条第 1 項但書ヲ左ノ如ク改ム
但シ議員ノ定数（選挙区アル場合ニ於テハ其ノ選挙区ノ配当議員数）ヲ以テ有効投票ノ総数ヲ除シテ得タル数ノ 6 分ノ 1 以上ノ得票アルコトヲ要ス
第 30 条ノ 2　当選者選挙ノ期日後ニ於テ被選挙権ヲ有セサルニ至リタルトキハ当選ヲ失フ
第 31 条　選挙長ハ選挙録ヲ作リ選挙会ニ関スル顛末ヲ記載シ之ヲ朗読シ 2 人以上ノ選挙立会人ト共ニ之ニ署名スヘシ
各選挙区ノ選挙長ハ選挙録（第 6 条ノ市ニ於テハ其ノ写）ヲ添ヘ当選者ノ住所氏名ヲ市長ニ報告スヘシ
投票分会長ハ投票録ヲ作リ投票ニ関スル顛末ヲ記載シ之ヲ朗読シ 2 人以上ノ投票立会人ト共ニ

之ニ署名スヘシ

投票分会長ハ投票函ト同時ニ選挙録ヲ選挙長ニ送致スヘシ

選挙録及投票録ハ投票、選挙人名簿其ノ他ノ関係書類ト共ニ議員ノ任期間市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ニ於テ之ヲ保存スヘシ

第 32 条第 1 項ヲ左ノ如ク改メ第 3 項中「数級又ハ」ヲ削リ同条第 4 項中「第 18 条第 2 項ニ掲ケサル官吏」ヲ「官吏」ニ改ム

当選者定マリタルトキハ市長ハ直ニ当選者ニ当選ノ旨ヲ告知シ（第 6 条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ之ヲ告知セシメ）同時ニ当選者ノ住所氏名ヲ告示シ且選挙録ノ写（投票録アルトキハ併セテ投票録ノ写）ヲ添ヘ之ヲ府県知事ニ報告スヘシ当選者ナキトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且選挙録ノ写（投票録アルトキハ併セテ投票録ノ写）ヲ添ヘ之ヲ府県知事ニ報告スヘシ

同条ニ左ノ 2 項ヲ加フ

市ニ対シ請負ヲ為シ又ハ市ニ於テ費用ヲ負担スル事業ニ付市長若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ対シ請負ヲ為ス者若ハ其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ無限責任社員、役員若ハ支配人ニシテ当選シタル者ハ其ノ請負ヲ罷メ又ハ請負ヲ為ス者ノ支配人若ハ主トシテ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ無限責任社員、役員若ハ支配人タルコトナキニ至ルニ非サレハ当選ニ応スルコトヲ得ス第 2 項又ハ第 3 項ノ期限前ニ其ノ旨ヲ市長ニ申立テサルトキハ其ノ当選ヲ辞シタルモノト看做ス

前項ノ役員トハ取締役、監査役及之ニ準スヘキ者並清算人ヲ謂フ

第 33 条　当選者左ニ掲クル事由ノ一ニ該当スルトキハ 3 月以内ニ更ニ選挙ヲ行フヘシ但シ第 2 項ノ規定ニ依リ更ニ選挙ヲ行フコトナクシテ当選者ヲ定メ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　当選ヲ辞シタルトキ

二　数選挙区ニ於テ当選シタル場合ニ於テ前条第 3 項ノ規定ニ依リ一ノ選挙区ノ当選ニ応シ又ハ抽籤ニ依リ一ノ選挙区ノ当選者ト定マリタル為他ノ選挙区ニ於テ当選者タラサルニ至リタルトキ

三　第 30 条ノ 2 ノ規定ニ依リ当選ヲ失ヒタルトキ

四　死亡者ナルトキ

五　選挙ニ関スル犯罪ニ依リ刑ニ処セラレ其ノ当選無効ト為リタルトキ但シ同一人ニ関シ前各号ノ事由ニ依ル選挙又ハ補欠選挙ノ告示ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ事由前条第 2 項、第 3 項若ハ第 5 項ノ規定ニ依ル期限前ニ生シタル場合ニ於テ第 30 条第 1 項但書ノ得票者ニシテ当選者ト為ラサリシ者アルトキ又ハ其ノ期限経過後ニ生シタル場合ニ於テ第 30 条第 2 項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ当選者ト為ラサリシ者アルトキハ直ニ選挙会ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ当選者ヲ定ムヘシ

前項ノ場合ニ於テ第 30 条第 1 項但書ノ得票者ニシテ当選者ト為ラサリシ者選挙ノ期日後ニ於テ被選挙権ヲ有セサルニ至リタルトキハ之ヲ当選者ト定ムルコトヲ得ス

第 2 項ノ場合ニ於テハ市長ハ予メ選挙会ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第 1 項ノ期間ハ第 36 条第 8 項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ選挙ヲ行フコトヲ得サル事由已ミタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第 1 項ノ事由議員ノ任期満了前 6 月以内ニ生シタルトキハ第 1 項ノ選挙ハ之ヲ行ハス但シ議員ノ数其ノ定数ノ 3 分ノ 2 ニ満チサルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第 34 条第 1 項ヲ削リ同条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

当選者ナキニ至リタルトキ又ハ当選者其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定数ニ達セサルニ至リタルトキハ市長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ府県知事ニ報告スヘシ

第 35 条ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ当選ニ異動ヲ生スルノ虞ナキ者ヲ区分シ得ルトキハ其ノ者ニ限リ当選ヲ失フコトナシ

第 36 条第 1 項中「第 34 条第 2 項」ヲ「第 32 条第 1 項又ハ第 34 条第 2 項」ニ、同条第 3 項中「第 34 条第 1 項」ヲ「第 32 条第 1 項」ニ、「同条第 2 項」ヲ「第 32 条第 1 項又ハ第 34 条第 2 項」ニ、同条第 8 項中「第 37 条第 3 項」ヲ「第 37 条第 1 項若ハ第 3 項」ニ改ム

第 37 条　選挙無効ト確定シタルトキハ 3 月以内ニ更ニ選挙ヲ行フヘシ

当選無効ト確定シタルトキハ直ニ選挙会ヲ開キ更ニ当選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第 33 条第 3 項及第 4 項ノ規定ヲ準用ス

当選者ナキトキ、当選者ナキニ至リタルトキ又ハ当選者其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定数ニ達セサルトキ若ハ定数ニ達セサルニ至リタルトキハ 3 月以内ニ更ニ選挙ヲ行フヘシ

第 33 条第 5 項及第 6 項ノ規定ハ第 1 項及前項ノ選挙ニ之ヲ準用ス

第 38 条第 1 項ヲ左ノ如ク改メ第 2 項中「被選挙権ヲ有セサル者」ノ下ニ「又ハ第 32 条第 6 項ニ掲クル者」ヲ加フ

市会議員被選挙権ヲ有セサル者ナルトキ又ハ第 32 条第 6 項ニ掲クル者ナルトキハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選挙権ノ有無又ハ第 32 条第 6 項ニ掲クル者ニ該当スルヤ否ハ市会議員カ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ因リ被選挙権ヲ有セサル場合ヲ除クノ外市会之ヲ決定ス

一　禁治産者又ハ準禁治産者ト為リタルトキ

二　破産者ト為リタルトキ

三　禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ

四　選挙ニ関スル犯罪ニ依リ罰金ノ刑ニ処セラレタルトキ

第 39 条中「第 21 条」ヲ「第 21 条ノ 3」ニ改ム

第 39 条ノ 2　勅令ヲ以テ指定スル市（第 6 条ノ市ノ区ヲ含ム）ノ市会議員（又ハ区会議員）ノ選挙ニ付テハ府県制第 13 条ノ 2、第 13 条ノ 3、第 29 条ノ 3 及第 34 条ノ 2 ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ第 23 条第 3 項及第 5 項、第 25 条第 5 項及第 7 項、第 25 条ノ 3、第 28 条、第 29 条、第 33 条第 1 項並第 36 条第 1 項ノ規定ニ拘ラス勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第 39 条ノ 3　前条ノ規定ニ依ル選挙ニ付テハ衆議院議員選挙法第 10 章及第 11 章並第 140 条第 2 項及第 142 条ノ規定ヲ準用ス但シ議員候補者 1 人ニ付定ムヘキ選挙事務所ノ数、選挙委員及選挙事務員ノ数並選挙運動ノ費用ノ額ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

前条ノ規定ニ依ル選挙ヲ除クノ外市会議員（又ハ第 6 条ノ市ノ区ノ区会議員）ノ選挙ニ付テハ衆議院議員選挙法第 91 条、第 92 条、第 98 条、第 99 条第 2 項、第 100 条及第 142 条ノ規定ヲ準用ス

第 49 条中「年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム」ヲ「臨時ニ議員中ヨリ仮議長ヲ選挙スヘシ」ニ改メ同条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

前項仮議長ノ選挙ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第 51 条第 3 項中「開会ノ日ヨリ少クトモ 3 日前」ヲ「開会ノ日前 3 日目迄」ニ、同条第 4 項中「3 日前迄」ヲ「会議ニ付スル日前 3 日目迄」ニ改ム

第 53 条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

議長ハ其ノ職務ヲ行フ場合ニ於テモ之カ為議員トシテ議決ニ加ハルノ権ヲ失ハス

第 55 条ニ左ノ 2 項ヲ加フ

連名投票ノ法ヲ用ウル場合ニ於テ其ノ投票ニシテ第 28 条第一号、第六号及第七号ニ該当スルモノ並其ノ記載ノ人員選挙スヘキ定数ニ過キタルモノハ之ヲ無効トシ同条第二号、第四号及第五号ニ該当スルモノハ其ノ部分ノミヲ無効トス

連名投票ノ法ヲ用ウル場合ニ於テ過半数ノ投票ヲ得タル者選挙スヘキ定数ヲ超ユルトキハ最多数ヲ得タル者ヨリ順次選挙スヘキ定数ニ至ル迄ノ者ヲ以テ当選者トシ同数者アルトキハ年長者ヲ取リ年齢同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム

第 63 条第 2 項中「3 日以内出席ヲ停止シ又ハ 2 円以下ノ過怠金ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得」ヲ「5 日以内出席ヲ停止スル規定ヲ設クルコトヲ得」ニ改ム

第 65 条第 4 項ヲ左ノ如ク改ム

名誉職参事会員ハ隔年之ヲ選挙スヘシ

名誉職参事会員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス市会議員ノ任期満了シタルトキ亦同シ

同条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

名誉職参事会員ハ其ノ選挙ニ関シ第 90 条ノ処分確定シ又ハ判決アル迄ハ会議ニ列席シ議事ニ参与スルノ権ヲ失ハス

第 67 条中左ノ如ク改ム

2　削除

第 73 条第 2 項及第 3 項ヲ左ノ如ク改ム

市長ハ市会ニ於テ之ヲ選挙ス

市長ハ其ノ退職セムトスル日前 30 日目迄ニ申立ツルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ス但シ市会ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第 74 条第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

市参与ハ市長ノ推薦ニ依リ市会之ヲ定ム

第 75 条第 2 項中「選挙シ府県知事ノ認可ヲ受クヘシ」ヲ「選挙ス」ニ改メ同条第 3 項ヲ削リ第 4 項ヲ左ノ如ク改ム

第 73 条第 3 項ノ規定ハ助役ニ之ヲ準用ス

第 77 条　市長市参与及助役ハ第 18 条第 2 項又ハ第 4 項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ得ス又其ノ市ニ対シ請負ヲ為シ又ハ其ノ市ニ於テ費用ヲ負担スル事業ニ付市長若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ対シ請負ヲ為ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ無限責任社員、取締役監査役若ハ之ニ準スヘキ者、清算人及支配人タルコトヲ得ス

第 78 条第 1 項中「有給市参与及助役」ヲ削ル

第 79 条第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

第 75 条第 1 項及第 2 項、第 76 条、第 77 条並前条第 2 項ノ規定ハ収入役及副収入役ニ之ヲ準用ス

第 80 条第 2 項中「第 78 条」ヲ「第 78 条第 2 項」ニ改ム

第 82 条第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ区長及其ノ代理者ハ名誉職トス市公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ市長ノ推薦ニ依リ市会之ヲ定ム

第 83 条第 2 項中「市会ニ於テ市会議員、名誉職参事会員又ハ市公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ

選挙ス」ヲ「市会議員、名誉職参事会員又ハ市公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ市長ノ推薦ニ依リ市会之ヲ定ム」ニ改メ同条第3項中「常設」ヲ削ル

第84条第1項ヲ左ノ如ク改ム

市公民ニ限リテ担任スヘキ職務ニ在ル吏員又ハ職ニ就キタルカ為市公民タル者選挙権ヲ有セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第88条　削除

第92条ノ2　市参事会ノ権限ニ属スル事項ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ市長ニ於テ専決処分スルコトヲ得

第94条第1項中「府県知事ノ許可ヲ得テ」ヲ削ル

第97条第3項中「府県知事ノ許可ヲ得テ」ヲ削リ同条第5項ヲ左ノ如ク改ム

副収入役ヲ置カサル場合ニ於テハ市会ハ市長ノ推薦ニ依リ収入役故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定ムヘシ

［一部省略］

第177条ノ2　本法中官吏ニ関スル規定ハ待遇官吏ニ之ヲ準用ス

附則

本法中公民権及議員選挙ニ関スル規定ハ次ノ総選挙ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依リ初テ議員ヲ選挙スル場合ニ於テ必要ナル選挙人名簿ニ関シ第21条乃至第21条ノ5ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ命令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選挙人名簿ハ次ノ選挙人名簿確定迄其ノ効力ヲ有ス

町村制（改正）（抄）〔1926（大正15）年6月24日　法律第75号〕

町村制中左ノ通改正ス

第3条第2項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ場合ニ於テ財産アルトキハ其ノ処分ハ関係アル市町村会ノ意見ヲ徴シ府県参事会ノ議決ヲ経テ府県知事之ヲ定ム

第5条　町村ノ名称ヲ変更セムトスルトキ、村ヲ町ト為シ若ハ町ヲ村ト為サムトスルトキ又ハ町村役場ノ位置ヲ定メ若ハ之ヲ変更セムトスルトキハ町村ハ府県知事ノ許可ヲ受クヘシ

第7条　帝国臣民タル年齢25年以上ノ男子ニシテ2年以来町村住民タル者ハ其ノ町村公民トス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　禁治産者及準禁治産者

二　破産者ニシテ復権ヲ得サル者

三　貧困ニ因リ生活ノ為公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者

四　一定ノ住居ヲ有セサル者

五　6年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

六　刑法第2編第1章、第3章、第9章、第16章乃至第21章、第25章又ハ第36章乃至第39章ニ掲クル罪ヲ犯シ6年未満ノ懲役ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナ

キニ至リタル後其ノ刑期ノ 2 倍ニ相当スル期間ヲ経過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間 5 年ヨリ短キトキハ 5 年トス

七　6 年未満ノ禁錮ノ刑ニ処セラレ又ハ前号ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ 6 年未満ノ懲役ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

町村ハ前項 2 年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

第 1 項 2 年ノ期間ハ市町村ノ廃置分合又ハ境界変更ノ為中断セラルルコトナシ

第 8 条第 2 項中「町村ハ 1 年以上 4 年以下其ノ町村公民権ヲ停止シ場合ニ依リ其ノ停止期間以内其ノ者ノ負担スヘキ町村税ノ 10 分ノ 1 以上 4 分ノ 1 以下ヲ増課スルコトヲ得」ヲ「町村ハ 1 年以上 4 年以下其ノ町村公民権ヲ停止スルコトヲ得」ニ改ム

第 9 条　陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者（未タ人営セサル者及帰休下士官兵ヲ除ク）及戦時若ハ事変ニ際シ召集中ノ者ハ町村ノ公務ニ参与スルコトヲ得ス兵籍ニ編入セラレタル学生生徒（勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク）及志願ニ依リ国民軍ニ編入セラレタル者亦同シ

第 11 条第 2 項中左ノ如ク改ム

一　削除

二　人口 5 千未満ノ町村　　12 人

同条第 4 項中「内務大臣」ヲ「府県知事」ニ改ム

第 12 条中「第 9 条第 3 項ノ場合ニ当ル者」ヲ「第 9 条ノ規定ニ該当スル者」ニ改ム

第 13 条　削除

第 14 条　特別ノ事情アルトキハ町村ハ区劃ヲ定メテ投票分会ヲ設クルコトヲ得

第 15 条　選挙権ヲ有スル町村公民ハ被選挙権ヲ有ス

在職ノ検事、警察官吏及収税官吏ハ被選挙権ヲ有セス

選挙事務ニ関係アル官吏及町村ノ有給吏員ハ其ノ関係区域内ニ於テ被選挙権ヲ有セス

町村ノ有給ノ吏員教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ者ハ其ノ町村ノ町村会議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第 16 条第 3 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ

前項但書ノ場合ニ於テ欠員ノ数解任ヲ要スル者ノ数ニ満チサルトキハ其ノ不足ノ員数ニ付町村長抽籤シテ解任スヘキ者ヲ定メ欠員ノ数解任ヲ要スル者ノ数ヲ超ユルトキハ解任ヲ要スル者ニ充ツヘキ欠員ハ最モ先ニ欠員ト為リタル者ヨリ順次之ニ充テ欠員ト為リタル時同シキトキハ町村長抽籤シテ之ヲ定ム

第 17 条　町村会議員中欠員ヲ生シタルトキハ 3 月以内ニ補欠選挙ヲ行フヘシ但シ第 27 条第 2 項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ当選者ト為ラサリシ者アルトキハ直ニ選挙会ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ当選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第 30 条第 3 項及第 4 項ノ規定ヲ準用ス

第 30 条第 5 項及第 6 項ノ規定ハ補欠選挙ニ之ヲ準用ス

補欠議員ハ其ノ前任者ノ残任期間在任ス

第 18 条　町村長ハ毎年 9 月 15 日ノ現在ニ依リ選挙人名簿ヲ調製スヘシ

選挙人名簿ニハ選挙人ノ氏名、住所及生年月日等ヲ記載スヘシ

第 18 条ノ 2　町村長ハ 11 月 5 日ヨリ 15 日間町村役場又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テ選挙人名簿ヲ関係者ノ縦覧ニ供スヘシ

町村長ハ縦覧開始ノ日前 3 日目迄ニ縦覧ノ場所ヲ告示スヘシ

第 18 条ノ 3　選挙人名簿ニ関シ関係者ニ於テ異議アルトキハ縦覧期間内ニ之ヲ町村長ニ申立ツル

コトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ縦覧期間満了後 3 日以内ニ之ヲ町村会ノ決定ニ付スヘシ町村会ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ 10 日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第 3 項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 1 項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前 2 項ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第 18 条ノ 4　選挙人名簿ハ 12 月 25 日ヲ以テ確定ス

選挙人名簿ハ次年ノ 12 月 24 日迄之ヲ据置クヘシ

前条ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ町村長ハ直ニ之ヲ修正スヘシ

選挙人名簿ヲ修正シタルトキハ町村長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示スヘシ

投票分会ヲ設クルトキハ町村長ハ確定名簿ニ依リ分会ノ区劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スヘシ

第 18 条ノ 5　第 18 条ノ 3 ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ選挙人名簿無効ト為リタルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ

天災事変等ノ為必要アルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ

前 2 項ノ規定ニ依ル名簿ノ調製、縦覧、確定及異議申立ニ対スル町村会ノ決定ニ関スル期日及期間ハ府県知事ノ定ムル所ニ依ル

町村ノ廃置分合又ハ境界変更アリタル場合ニ於テ名簿ニ関シ其ノ分合其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第 19 条　町村長ハ選挙ノ期日前 7 日目迄ニ選挙会場（投票分会場ヲ含ム以下之ニ同シ）、投票ノ日時及選挙スヘキ議員数ヲ告示スヘシ投票分会ヲ設クル場合ニ於テハ併セテ其ノ区劃ヲ告示スヘシ

投票分会ノ投票ハ選挙会ト同日時ニ之ヲ行フ

天災事変等ノ為投票ヲ行フコト能ハサルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ町村長ハ其ノ投票ヲ行フヘキ選挙会又ハ投票分会ノミニ付更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムヘシ此ノ場合ニ於テ選挙会場及投票ノ日時ハ選挙ノ期日前 5 日目迄ニ之ヲ告示スヘシ

第 20 条第 2 項乃至第 4 項ヲ左ノ如ク改ム

町村長ハ選挙人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ 2 人乃至 4 人ノ選挙立会人ヲ選任スヘシ

投票分会ハ町村長ノ指名シタル吏員投票分会長ト為リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス

町村長ハ分会ノ区劃内ニ於ケル選挙人名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ 2 人乃至 4 人ノ投票立会人ヲ選任スヘシ

選挙立会人及投票立会人ハ名誉職トス

第 21 条中「分会長」ヲ「投票分会長」ニ改ム

第 22 条第 5 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ

投票ニ関スル記載ニ付テハ勅令ヲ以テ定ムル点字ハ之ヲ文字ト看做ス

同条第 8 項ヲ左ノ如ク改ム

投票分会ニ於テ為シタル投票ハ投票分会長少クトモ 1 人ノ投票立会人ト共ニ投票函ノ儘之ヲ選挙長ニ送致スヘシ

第 22 条ノ 2　確定名簿ニ登録セラレサル者ハ投票ヲ為スコトヲ得ス但シ選挙人名簿ニ登録セラルヘキ確定裁決書又ハ判決書ヲ所持シ選挙ノ当日選挙会場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラス

確定名簿ニ登録セラレタル者選挙人名簿ニ登録セラルルコトヲ得サル者ナルトキハ投票ヲ為スコトヲ得ス選挙ノ当日選挙権ヲ有セサル者ナルトキ亦同シ

第22条ノ3　投票ノ拒否ハ選挙立会人又ハ投票立会人之ヲ決定ス可否同数ナルトキハ選挙長又ハ投票分会長之ヲ決スヘシ

投票分会ニ於テ投票拒否ノ決定ヲ受ケタル選挙人不服アルトキハ投票分会長ハ仮ニ投票ヲ為サシムヘシ

前項ノ投票ハ選挙人ヲシテ之ヲ封筒ニ入レ封緘シ表面ニ自ラ其ノ氏名ヲ記載シ投函セシムヘシ

投票分会長ハ投票立会人ニ於テ異議アル選挙人ニ対シテモ亦前2項ニ同シ

第24条　町村長ハ予メ開票ノ日時ヲ告示スヘシ

第24条ノ2　選挙長ハ投票ノ日又ハ其ノ翌日（投票分会ヲ設ケタルトキハ総テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日）選挙立会人立会ノ上投票函ヲ開キ投票ノ総数ト投票人ノ総数トヲ計算スヘシ

前項ノ計算終リタルトキハ選挙長ハ先ツ第22条ノ3第2項及第4項ノ投票ヲ調査スヘシ其ノ投票ノ受理如何ハ選挙立会人之ヲ決定ス可否同数ナルトキハ選挙長之ヲ決スヘシ

選挙長ハ選挙立会人ト共ニ投票ヲ点検スヘシ

天災事変等ノ為開票ヲ行フコト能ハサルトキハ町村長ハ更ニ開票ノ期日ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テ選挙会場ノ変更ヲ要スルトキハ予メ更ニ其ノ場所ヲ告示スヘシ

第24条ノ3　選挙人ハ其ノ選挙会ノ参観ヲ求ムルコトヲ得但シ開票開始前ハ此ノ限ニ在ラス

第24条ノ4　特別ノ事情アルトキハ町村ハ府県知事ノ許可ヲ得区劃ヲ定メテ開票分会ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ開票分会ヲ設クル場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第26条第1項中「投票ノ拒否及効力」ヲ「投票ノ効力」ニ改メ同条第2項ヲ削ル

第27条第1項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ議員ノ定数ヲ以テ有効投票ノ総数ヲ除シテ得タル数ノ6分ノ1以上ノ得票アルコトヲ要ス

第27条ノ2　当選者選挙ノ期日後ニ於テ被選挙権ヲ有セサルニ至リタルトキハ当選ヲ失フ

第28条　選挙長ハ選挙録ヲ作リ選挙会ニ関スル顛末ヲ記載シ之ヲ朗読シ2人以上ノ選挙立会人ト共ニ之ニ署名スヘシ

投票分会長ハ投票録ヲ作リ投票ニ関スル顛末ヲ記載シ之ヲ朗読シ2人以上ノ投票立会人ト共ニ之ニ署名スヘシ

投票分会長ハ投票函ト同時ニ投票録ヲ選挙長ニ送致スヘシ

選挙録及投票録ハ投票、選挙人名簿其ノ他ノ関係書類ト共ニ議員ノ任期間町村長ニ於テ之ヲ保存スヘシ

第29条第1項ヲ左ノ如ク、第3項中「第15条第2項ニ掲ケサル官吏」ヲ「官吏」ニ改ム

当選者定マリタルトキハ町村長ハ直ニ当選者ニ当選ノ旨ヲ告知シ同時ニ当選者ノ住所氏名ヲ告示シ且選挙録ノ写（投票録アルトキハ併セテ投票録ノ写）ヲ添ヘ之ヲ府県知事ニ報告スヘシ当選者ナキトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且選挙録ノ写（投票録アルトキハ併セテ投票録ノ写）ヲ添ヘ之ヲ府県知事ニ報告スヘシ

同条ニ左ノ2項ヲ加フ

町村ニ対シ請負ヲ為シ又ハ町村ニ於テ費用ヲ負担スル事業ニ付町村長若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ対シ請負ヲ為ス者若ハ其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ無限責任社員、役

員若ハ支配人ニシテ当選シタル者ハ其ノ請負ヲ罷メ又ハ請負ヲ為ス者ノ支配人若ハ主トシテ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ無限責任社員、役員若ハ支配人タルコトナキニ至ルニ非サレハ当選ニ応スルコトヲ得ス第 2 項ノ期限前ニ其ノ旨ヲ町村長ニ申立テサルトキハ其ノ当選ヲ辞シタルモノト看做ス

前項ノ役員トハ取締役、監査役及之ニ準スヘキ者並清算人ヲ謂フ

第 30 条　当選者左ニ掲クル事由ノ一ニ該当スルトキハ 3 月以内ニ更ニ選挙ヲ行フヘシ但シ第 2 項ノ規定ニ依リ更ニ選挙ヲ行フコトナクシテ当選者ヲ定メ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　当選ヲ辞シタルトキ

二　第 27 条ノ 2 ノ規定ニ依リ当選ヲ失ヒタルトキ

三　死亡者ナルトキ

四　選挙ニ関スル犯罪ニ依リ刑ニ処セラレ其ノ当選無効ト為リタルトキ但シ同一人ニ関シ前各号ノ事由ニ依ル選挙又ハ補欠選挙ノ告示ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ事由前条第 2 項若ハ第 4 項ノ規定ニ依ル期限前ニ生シタル場合ニ於テ第 27 条第 1 項但書ノ得票者ニシテ当選者ト為ラサリシ者アルトキ又ハ其ノ期限経過後ニ生シタル場合ニ於テ第 27 条第 2 項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ当選者ト為ラサリシ者アルトキハ直ニ選挙会ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ当選者ヲ定ムヘシ

前項ノ場合ニ於テ第 27 条第 1 項但書ノ得票者ニシテ当選者ト為ラサリシ者選挙ノ期日後ニ於テ被選挙権ヲ有セサルニ至リタルトキハ之ヲ当選者ト定ムルコトヲ得ス

第 2 項ノ場合ニ於テハ町村長ハ予メ選挙会ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第 1 項ノ期間ハ第 33 条第 8 項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ選挙ヲ行フコトヲ得サル事由已ミタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第 1 項ノ事由議員ノ任期満了前 6 月以内ニ生シタルトキハ第 1 項ノ選挙ハ之ヲ行ハス但シ議員ノ数其ノ定数ノ 3 分ノ 2 ニ満チサルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第 31 条第 1 項ヲ削リ第 2 項中「郡長」ヲ「府県知事」ニ改メ同条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

当選者ナキニ至リタルトキ又ハ当選者其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定数ニ達セサルニ至リタルトキハ町村長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ府県知事ニ報告スヘシ

第 32 条ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ当選ニ異動ヲ生スルノ虞ナキ者ヲ区分シ得ルトキハ其ノ者ニ限リ当選ヲ失フコトナシ

第 33 条第 1 項中「第 31 条第 2 項」ヲ「第 29 条第 1 項又ハ第 31 条第 2 項」ニ、同条第 3 項ヲ左ノ如ク改ム

府県知事ハ選挙又ハ当選ノ効力ニ関シ異議アルトキハ選挙ニ関シテハ第 29 条第 1 項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ、当選ニ関シテハ第 29 条第 1 項又ハ第 31 条第 2 項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ 20 日以内ニ之ヲ府県参事会ノ決定ニ付スルコトヲ得

同条第 4 項中「処分」ヲ「決定」ニ、同条第 5 項乃至第 7 項ヲ左ノ如ク、第 8 項中「第 34 条第 3 項」ヲ「第 34 条第 1 項若ハ第 3 項」ニ改メ同条第 9 項中「処分、」ヲ削ル

第 2 項若ハ第 6 項ノ裁決又ハ第 3 項ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 1 項ノ決定ニ付テハ町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第 2 項若ハ前項ノ裁決又ハ第 3 項ノ決定ニ付テハ府県知事又ハ町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第 34 条　選挙無効ト確定シタルトキハ 3 月以内ニ更ニ選挙ヲ行フヘシ

当選無効ト確定シタルトキハ直ニ選挙会ヲ開キ更ニ当選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第 30 条第 3 項及第 4 項ノ規定ヲ準用ス

当選者ナキトキ、当選者ナキニ至リタルトキ又ハ当選者其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定数ニ達セサルトキ若ハ定数ニ達セサルニ至リタルトキハ 3 月以内ニ更ニ選挙ヲ行フヘシ

第 30 条第 5 項及第 6 項ノ規定ハ第 1 項及前項ノ選挙ニ之ヲ準用ス

第 35 条第 1 項ヲ左ノ如ク改メ第 2 項中「被選挙権ヲ有セサル者」ノ下ニ「又ハ第 29 条第 5 項ニ掲クル者」ヲ加フ

町村会議員被選挙権ヲ有セサル者ナルトキ又ハ第 29 条第 5 項ニ掲クル者ナルトキハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選挙権ノ有無又ハ第 29 条第 5 項ニ掲クル者ニ該当スルヤ否ハ町村会議員カ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ因リ被選挙権ヲ有セサル場合ヲ除クノ外町村会之ヲ決定ス

一　禁治産者又ハ準禁治産者ト為リタルトキ

二　破産者ト為リタルトキ

三　禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ

四　選挙ニ関スル犯罪ニ依リ罰金ノ刑ニ処セラレタルトキ

第 36 条中「第 18 条」ヲ「第 18 条ノ 3」ニ改メ「郡長ノ処分ハ郡長、」ヲ削ル

第 36 条ノ 2　町村会議員ノ選挙ニ付テハ衆議院議員選挙法第 91 条、第 92 条、第 98 条、第 99 条第 2 項、第 100 条及第 142 条ノ規定ヲ準用ス

第 38 条第 1 項中「郡長ハ府県知事ノ許可ヲ得テ」ヲ「府県知事」ニ改ム

第 45 条中「年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム」ヲ「臨時ニ議員中ヨリ仮議長ヲ選挙スヘシ」ニ改メ同条ニ左ノ 2 項ヲ加フ

前項仮議長ノ選挙ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

特別ノ事情アル町村ニ於テハ第 1 項ノ規定ニ拘ラス町村条例ヲ以テ町村会ノ選挙ニ依ル議長及其ノ代理者 1 人ヲ置クコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市制第 48 条及第 49 条ノ規定ヲ準用ス

第 47 条第 3 項中「開会ノ日ヨリ少クトモ 3 日前」ヲ「開会ノ日前 3 日目迄」ニ、同条第 4 項中「3 日前迄」ヲ「議会ニ付スル日前 3 日目迄」ニ改ム

第 49 条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

議長ハ其ノ職務ヲ行フ場合ニ於テモ之カ為議員トシテ議決ニ加ハルノ権ヲ失ハス

第 51 条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

連名投票ノ法ヲ用ウル場合ニ於テ過半数ノ投票ヲ得タル者選挙スヘキ定数ヲ超ユルトキハ最多数ヲ得タル者ヨリ順次選挙スヘキ定数ニ至ル迄ノ者ヲ以テ当選者トシ同数者アルトキハ年長者ヲ取リ年齢同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム

第 52 条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

第 45 条第 3 項ノ町村ニ於ケル町村会ノ会議ニ付テハ前 2 項ノ規定ニ拘ラス市制第 56 条ノ規定ヲ準用ス

第 58 条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

第 45 条第 3 項ノ町村ニ於ケル町村会ノ会議ニ付テハ市制第 62 条第 3 項ノ規定ヲ準用ス

第 59 条第 2 項中「3 日以内出席ヲ停止シ又ハ 2 円以下ノ過怠金ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得」ヲ「5 日以内出席ヲ停止スル規定ヲ設クルコトヲ得」ニ改ム

第 64 条　有給町村長及有給助役は其ノ退職セムトスル日前 30 日目迄ニ申立ツルニ非サレハ任期

中退職スルコトヲ得ス但シ町村会ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第 65 条　町村長及助役ハ第 15 条第 2 項又ハ第 4 項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ得ス又其ノ町村ニ対シ請負ヲ為シ又ハ其ノ町村ニ於テ費用ヲ負担スル事業ニ付町村長若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ対シ請負ヲ為ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行為ヲ為ス法人ノ無限責任社員、取締役監査役若ハ之ニ準スヘキ者、清算人及支配人タルコトヲ得ス

第 66 条第 1 項中「及有給助役」ヲ削リ「郡長」ヲ「府県知事」ニ改ム

第 67 条第 3 項及第 4 項ヲ削リ第 5 項ヲ左ノ如ク、第 7 項中「郡長」ヲ「府県知事」ニ改ム

第 63 条第 2 項及第 4 項、第 65 条並前条第 2 項ノ規定ハ収入役及副収入役ニ之ヲ準用ス

第 68 条第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

区長及其ノ代理者ハ名誉職トス町村公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ町村長ノ推薦ニ依リ町村会之ヲ定ム

第 69 条第 2 項中「町村会ニ於テ町村会議員又ハ町村公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ選挙ス」ヲ「町村会議員又ハ町村公民中選挙権ヲ有スル者ヨリ町村長ノ推薦ニ依リ町村会之ヲ定ム」ニ改メ同条第 3 項中「常設」ヲ削ル

第 70 条第 1 項ヲ左ノ如ク改ム

町村公民ニ限リテ担任スヘキ職務ニ在ル吏員又ハ職ニ就キタルカ為町村公民タル者選挙権ヲ有セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第 74 条第 4 項ヲ左ノ如ク、第 6 項中「郡長」ヲ「府県知事」ニ改メ同条第 7 項中「府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ」ヲ、同条第 8 項ヲ及第 9 項中「及第 4 項」ヲ削ル

第 2 項ノ裁決又ハ前項ノ処分ニ不服アル町村長又ハ町村会ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 75 条第 1 項中「郡長」ヲ「府県知事」ニ改ム

第 78 条第 1 項中「郡長ノ許可ヲ得テ」ヲ削ル

第 80 条第 2 項中「町村ハ収入役故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ」ヲ「町村会ハ町村長ノ推薦ニ依リ収入役故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定ムヘシ」ニ改メ同条第 4 項中「郡長ノ許可ヲ得テ」ヲ削ル

〔一部省略〕

第 137 条　町村ハ第 1 次ニ於テ府県知事之ヲ監督シ第 2 次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス

〔一部省略〕

附則

本法中公民権及議員選挙ニ関スル規定ハ次ノ総選挙ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 38 条ノ規定ニ依リ町村会ヲ設ケサル町村ニ付テハ本法ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

次ノ総選挙ニ至ル迄ノ間従前ノ第 14 条、第 17 条、第 18 条、第 31 条、第 33 条及第 36 条ノ規定ニ依リ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

本法ニ依リ初テ議員ヲ選挙スル場合ニ於テ必要ナル選挙人名簿ニ関シ第 18 条乃至第 18 条ノ 5 ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ命令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選挙人名簿ハ次ノ選挙人名簿確定迄其ノ効力ヲ有ス

本法施行ノ際大正 14 年法律第 47 号衆議院議員選挙法未タ施行セラレサル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付テハ同法ハ既ニ施行セラレタルモノト看做ス

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

市制（改正）（抄）〔1929（昭和 4）年 4 月 13 日　法律第 56 号〕

市制中左ノ通改正ス

第 20 条第 1 項ヲ左ノ如ク改ム

市会議員中欠員ヲ生ジタル場合ニ於テ第 30 条第 2 項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ当選者ト為ラザリシ者アルトキハ直ニ選挙会ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ当選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第 33 条第 3 項及第 4 項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナク若ハ前項ノ規定ノ適用ニ依リ当選者ヲ定ムルモ仍其ノ欠員ガ議員定数ノ 6 分ノ 1 ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ市長若ハ市会ニ於テ必要ト認ムルトキハ補欠選挙ヲ行フベシ

第 21 条ノ 3　選挙人名簿ニ関シ関係者ニ於テ異議アルトキハ縦覧期間内ニ之ヲ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長ヲ経テ）ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ 14 日以内ニ之ヲ決定シ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修正シ第 6 条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ之ヲ修正セシムベシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府県知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第 1 項ノ規定ニ依リ決定ヲ為シタルトキハ市長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示シ第 6 条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ之ヲ告示セシムベシ同項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキ亦同ジ

第 21 条ノ 4 第 3 項乃至第 5 項ヲ左ノ如ク改ム

前条第 2 項又ハ第 3 項ノ場合ニ於テ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ市長ハ直ニ之ヲ修正シ第 6 条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ之ヲ修正セシムヘシ

前項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキハ市長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示シ第 6 条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ之ヲ告示セシムベシ

投票分会ヲ設クル場合ニ於テ必要アルトキハ市長ハ確定名簿ニ依リ分会ノ区劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製シ第 6 条ノ市ニ於テハ区長ヲシテ之ヲ調製セシムベシ

第 21 条ノ 5 第 3 項中「異議申立ニ対スル市会ノ決定」ヲ「異議ノ決定」ニ改ム

第 39 条ノ 2 中「第 25 条ノ 3、」ノ下ニ「第 27 条ノ 2 第 2 項、」ヲ加フ

第 46 条中「市長又ハ監督官庁」ヲ「関係行政庁」ニ改ム

第 51 条第 1 項中「議員定数 3 分ノ 1 以上ノ請求アルトキハ」ヲ「議員定数ノ 3 分ノ 1 以上ヨリ会議ニ付スベキ事件ヲ示シテ市会招集ノ請求アルトキハ」ニ、同条第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

市長ハ会期ヲ定メテ市会ヲ招集スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ市長ハ更ニ期限ヲ定メ市会ノ会期ヲ延長スルコトヲ得

第 55 条　法律勅令ニ依リ市会ニ於テ行フ選挙ニ付テハ第 25 条、第 28 条及第 30 条ノ規定ヲ準用ス其ノ投票ノ効力ニ関シ異議アルトキハ市会之ヲ決定ス

市会ハ議員中異議ナキトキハ前項ノ選挙ニ付指名推選ノ法ヲ用フルコトヲ得

指名推選ノ法ヲ用フル場合ニ於テハ被指名者ヲ以テ当選者ト定ムベキヤ否ヲ会議ニ付シ議員全

員ノ同意ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス

一ノ選挙ヲ以テ 2 人以上ヲ選挙スル場合ニ於テハ被指名者ヲ区分シテ前項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得ズ

第 57 条ノ 2　市会議員ハ市会ノ議決スベキ事件ニ付市会ニ議案ヲ発スルコトヲ得但シ歳入出予算ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル発案ハ議員 3 人以上ヨリ文書ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第 64 条　市ニ市参事会ヲ置キ議長及名誉職参事会員ヲ以テ之ヲ組織ス

第 65 条第 1 項及第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

名誉職参事会員ノ定数ハ 10 人トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ市条例ヲ以テ 15 人迄之ヲ増加スルコトヲ得

名誉職参事会員ハ市会ニ於テ其ノ議員中ヨリ之ヲ選挙スベシ

第 67 条第二号ヲ左ノ如ク改ム

二　市会成立セザルトキ、第 52 条但書ノ場合ニ於テ仍会議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ市長ニ於テ市会ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ市会ノ権限ニ属スル事件ヲ市会ニ代ハリテ議決スルコト

第 68 条中「名誉職参事会員定数ノ半数以上ノ請求アルトキハ」ヲ「名誉職参事会員定数ノ半数以上ヨリ会議ニ付スベキ事件ヲ示シテ市参事会招集ノ請求アルトキハ」ニ改ム

第 72 条第 1 項但書ヲ削ル

第 73 条　市長ハ有給吏員トス但シ市条例ヲ以テ名誉職ト為スコトヲ得

市長ノ任期ハ 4 年トス

市長ハ市会ニ於テ之ヲ選挙ス

市長ノ在職中ニ於テ行フ後任市長ノ選挙ハ現任市長ノ任期満了ノ日前 20 日以内又ハ現任市長ノ退職ノ申立アリタル場合ニ於テ其ノ退職スベキ日前 20 日以内ニ非ザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ

第 3 項ノ選挙ニ於テ当選者定マリタルトキハ直ニ当選者ニ当選ノ旨ヲ告知スベシ

市長ニ当選シタル者当選ノ告知ヲ受ケタルトキハ其ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ 20 日以内ニ其ノ当選ニ応ズルヤ否ヲ申立ツベシ其ノ期間内ニ当選ニ応ズル旨ノ申立ヲ為サザルトキハ当選ヲ辞シタルモノト看做ス

第 32 条第 4 項ノ規定ハ市長ニ当選シタル者ニ之ヲ準用ス

名誉職市長ハ市公民中選挙権ヲ有スル者ニ限ル

有給市長ハ其ノ退職セントスル日前 30 日目迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ市会ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第 74 条第 2 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ

前条第 4 項乃至第 7 項ノ規定ハ市参与ニ之ヲ準用ス

第 75 条第 3 項中「第 73 条第 3 項」ヲ「第 73 条第 4 項乃至第 7 項及第 9 項」ニ改ム

第 76 条中「市長」ヲ「有給市長」ニ改ム

第 78 条中「市長」ヲ「有給市長」ニ改ム

第 79 条第 2 項中「第 75 条」ノ上ニ「第 73 条第 4 項乃至第 7 項」ヲ加フ

第 82 条第 2 項中「市会之ヲ定ム」ノ下ニ「此ノ場合ニ於テハ第 73 条第 4 項乃至第 7 項ノ規定ヲ準用ス」ヲ加フ

第 83 条第 2 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ

第 73 条第 4 項乃至第 7 項ノ規定ハ委員ニ之ヲ準用ス

第 90 条　市会又ハ市参事会ノ議決又ハ選挙其ノ権限ヲ超エ又ハ法令若ハ会議規則ニ背クト認ムルトキハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選挙ヲ行ハシムベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ市長ハ議決ニ付テハ之ヲ再議ニ付セズシテ直ニ府県参事会ノ裁決ヲ請フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ為シタル市会又ハ市参事会ノ議決仍其ノ権限ヲ超エ又ハ法令若ハ会議規則ニ背クト認ムルトキハ市長ハ府県参事会ノ裁決ヲ請フベシ

監督官庁ハ前 2 項ノ議決又ハ選挙ヲ取消スコトヲ得

第 1 項若ハ第 2 項ノ裁決又ハ前項ノ処分ニ不服アル市長、市会又ハ市参事会ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 1 項又ハ第 2 項ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第 90 条ノ 2　市会又ハ市参事会ノ議決明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ市長ハ之ヲ再議ニ付セズシテ直ニ府県知事ノ指揮ヲ請フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ為シタル市会又ハ市参事会ノ議決仍明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ市長ハ府県知事ノ指揮ヲ請フベシ

市会又ハ市参事会ノ議決収支ニ関シ執行スルコト能ハザルモノアリト認ムルトキハ前 2 項ノ例ニ依ル左ニ掲グル費用ヲ削除シ又ハ減額シタル場合ニ於テ其ノ費用及之ニ伴フ収入ニ付亦同ジ

一　法令ニ依リ負担スル費用、当該官庁ノ職権ニ依リ命ズル費用其ノ他ノ市ノ義務ニ属スル費用

二　非常ノ災害ニ因ル応急又ハ復旧ノ施設ノ為ニ要スル費用、伝染病予防ノ為ニ要スル費用其ノ他ノ緊急避クベカラザル費用

前 3 項ノ規定ニ依ル府県知事ノ処分ニ不服アル市長、市会又ハ市参事会ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第 91 条第 3 項中「其ノ議決スベキ事件ニ付府県参事会ノ議決ヲ請フコトヲ得」ヲ「府県知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事件ヲ処分スルコトヲ得」ニ、同条第 5 項中「前 4 項」ヲ「前 3 項」ニ、「市参事会又ハ府県参事会ノ決定」ヲ「市参事会ノ決定又ハ市長ノ処分」ニ、同条第 6 項中「第 1 項及前 3 項」ヲ「前 4 項」ニ改メ同条第 2 項ヲ削ル

第 92 条ノ 2 中「市参事会」ノ上ニ「市会及」ヲ加フ

第 93 条第 1 項中「法令」ヲ「従来法令又ハ将来法律勅令」ニ改ム

第 98 条第 2 項中「法令」ヲ「従来法令若ハ将来法律勅令」ニ改ム

第 99 条第 1 項中「市及区ノ出納其ノ他ノ会計事務並」ヲ「市及区ノ出納其ノ他ノ会計事務ヲ掌リ市収入役ノ命ヲ承ケ又ハ従来法令若ハ将来法律勅令ノ定ムル所ニ依リ」ニ改ム

［一部省略］

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

町村制（改正）（抄）〔1929（昭和 4）年 4 月 13 日　法律第 57 号）

町村制中左ノ通改正ス

第 17 条第 1 項ヲ左ノ如ク改ム

町村会議員中欠員ヲ生ジタル場合ニ於テ第 27 条第 2 項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ当選者ト為ラザリシ者アルトキハ直ニ選挙会ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ当選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第 30 条第 3 項及第 4 項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナク若ハ前項ノ規定ノ適用ニ依リ当選者ヲ定ムルモ仍其ノ欠員ガ議員定数ノ 6 分ノ 1 ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ町村長若ハ町村会ニ於テ必要ト認ムルトキハ補欠選挙ヲ行フベシ

第 18 条ノ 3　選挙人名簿ニ関シ関係者ニ於テ異議アルトキハ縦覧期間内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ 14 日以内ニ之ヲ決定シ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修正スベシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府県知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第 1 項ノ規定ニ依リ決定ヲ為シタルトキハ町村長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示スベシ同項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキ亦同ジ

第 18 条ノ 4 第 3 項乃至第 5 項ヲ左ノ如ク改ム

前条第 2 項又ハ第 3 項ノ場合ニ於テ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ町村長ハ直ニ之ヲ修正スベシ

前項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキハ町村長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示スベシ

投票分会ヲ設クル場合ニ於テ必要アルトキハ町村長ハ確定名簿ニ依リ分会ノ区劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スベシ

第 18 条ノ 5 第 3 項中「異議申立ニ対スル町村会ノ決定」ヲ「異議ノ決定」ニ改ム

第 43 条中「町村長又ハ監督官庁」ヲ「関係行政庁」ニ改ム

第 47 条第 1 項中「議員定数 3 分ノ 1 以上ノ請求アルトキハ」ヲ「議員定数ノ 3 分ノ 1 以上ヨリ会議ニ付スベキ事件ヲ示シテ町村会招集ノ請求アルトキハ」ニ、同条第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

町村長ハ会期ヲ定メテ町村会ヲ招集スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ町村長ハ更ニ期限ヲ定メ町村会ノ会期ヲ延長スルコトヲ得

第 51 条　法律勅令ニ依リ町村会ニ於テ行フ選挙ニ付テハ第 22 条、第 25 条及第 27 条ノ規定ヲ準用ス其ノ投票ノ効力ニ関シ異議アルトキハ町村会之ヲ決定ス

町村会ハ議員中異議ナキトキハ前項ノ選挙ニ付指名推選ノ法ヲ用フルコトヲ得

指名推選ノ法ヲ用フル場合ニ於テハ被指名者ヲ以テ当選者ト定ムベキヤ否ヲ会議ニ付シ議員全員ノ同意ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス

1 ノ選挙ヲ以テ 2 人以上ヲ選挙スル場合ニ於テハ被指名者ヲ区分シテ前項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得ズ

第 53 条ノ 2　町村会議員ハ町村会ノ議決スベキ事件ニ付町村会ニ議案ヲ発スルコトヲ得但シ歳入出予算ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル発案ハ議員 3 人以上ヨリ文書ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第 63 条第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

町村長ノ在職中ニ於テ行フ後任町村長ノ選挙ハ現任町村長ノ任期満了ノ日前 20 日以内又ハ現任町村長ノ退職ノ申立アリタル場合ニ於テ其ノ退職スベキ日前 20 日以内ニ非ザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ

第 1 項ノ選挙ニ於テ当選者定マリタルトキハ直ニ当選者ニ当選ノ旨ヲ告知スベシ

町村長ニ当選シタル者当選ノ告知ヲ受ケタルトキハ其ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ 20 日以内ニ其ノ当選ニ応ズルヤ否ヲ申立ツベシ其ノ期間内ニ当選ニ応ズル旨ノ申立ヲ為サザルトキハ当選ヲ辞シタルモノト看做ス

第 29 条第 3 項ノ規定ハ町村長ニ当選シタル者ニ之ヲ準用ス

助役ハ町村長ノ推薦ニ依リ町村会之ヲ定ム町村長職ニ在ラザルトキハ第 1 項ノ例ニ依ル

第 2 項乃至第 5 項ノ規定ハ助役ニ之ヲ準用ス

第 67 条第 3 項中「第 63 条第 2 項及第 4 項」ヲ「第 63 条第 2 項乃至第 6 項及第 9 項」ニ改ム

第 68 条第 2 項中「町村会之ヲ定ム」ノ下ニ「此ノ場合ニ於テハ第 63 条第 2 項乃至第 5 項ノ規定ヲ準用ス」ヲ加フ

第 69 条第 2 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ

第 63 条第 2 項乃至第 5 項ノ規定ハ委員ニ之ヲ準用ス

第 74 条　町村会ノ議決又ハ選挙其ノ権限ヲ超エ又ハ法令若ハ会議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選挙ヲ行ハシムベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ町村長ハ議決ニ付テハ之ヲ再議ニ付セズシテ直ニ府県参事会ノ裁決ヲ請フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ為シタル町村会ノ議決仍其ノ権限ヲ超エ又ハ法令若ハ会議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ府県参事会ノ裁決ヲ請フベシ

監督官庁ハ前 2 項ノ議決又ハ選挙ヲ取消スコトヲ得

第 1 項若ハ第 2 項ノ裁決又ハ前項ノ処分ニ不服アル町村長又ハ町村会ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 1 項又ハ第 2 項ノ裁決ニ付テハ府県知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第 74 条ノ 2　町村会ノ議決明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ町村長ハ之ヲ再議ニ付セズシテ直ニ府県知事ノ指揮ヲ請フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ為シタル町村会ノ議決仍明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ町村長ハ府県知事ノ指揮ヲ請フベシ

町村会ノ議決収支ニ関シ執行スルコト能ハザルモノアリト認ムルトキハ前 2 項ノ例ニ依ル左ニ掲グル費用ヲ削除シ又ハ減額シタル場合ニ於テ其ノ費用及之ニ伴フ収入ニ付亦同ジ

一　法令ニ依リ負担スル費用、当該官庁ノ職権ニ依リ命ズル費用其ノ他ノ町村ノ義務ニ属スル費用

二　非常ノ災害ニ因ル応急又ハ復旧ノ施設ノ為ニ要スル費用、伝染病予防ノ為ニ要スル費用其ノ他ノ緊急避クベカラザル費用

前 3 項ノ規定ニ依ル府県知事ノ処分ニ不服アル町村長又ハ町村会ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第 76 条ノ 2　町村会ノ権限ニ関スル事項ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ町村長ニ於テ専決処分スルコト

ヲ得
第 77 条第 1 項中「法令」ヲ「従来法令又ハ将来法律勅令」ニ改ム
〔一部省略〕

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

市制（改正）〔1935（昭和 10）年 7 月 2 日　法律第 45 号〕

市制中左ノ通改正ス
第 10 条ニ左ノ 1 項ヲ加フ
市公民租税滞納処分中ハ市ノ名誉職ニ就クコトヲ得ズ
第 11 条中「戦時若ハ事変ニ際シ」ノ下ニ「又ハ兵役法第 55 条第 2 項ノ規定（志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該当スル勅令ノ規定ヲ含ム）ニ依リ」ヲ加フ
第 17 条中「特別ノ事情」ヲ「必要」ニ改ム
第 20 条第 1 項中「欠員ヲ生ジタル場合ニ於テ」ヲ「欠員ヲ生ジタルトキハ其ノ欠員ト為リタル議員ガ選挙ノ期日ヨリ 1 年以内ニ欠員ト為リタル者ナル場合ニ於テ第 30 条第 1 項但書ノ得票者ニシテ当選者ト為ラザリシ者アルトキ又ハ選挙ノ期日ヨリ 1 年経過後ニ於テ欠員ト為リタル者ナル場合ニ於テ」ニ、「第 33 条第 3 項及第 4 項」ヲ「第 33 条第 4 項及第 5 項」ニ、同条第 3 項中「第 33 条第 5 項及第 6 項」ヲ「第 33 条第 7 項」ニ改ム
第 21 条第 2 項中「前項」ヲ「前 2 項」ニ改メ同条第 1 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ
選挙人ノ年齢ハ選挙人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス
第 22 条第 1 項中「選挙ノ期日前 7 日目（第 39 条ノ 2 ノ市ニ於テハ 20 日目）迄」ヲ「選挙ノ期日前 20 日目迄」ニ改ム
第 22 条ノ 2　議員候補者タラントスル者ハ選挙ノ期日ノ告示アリタル日ヨリ選挙ノ期日前 7 日目迄ニ其ノ旨ヲ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ニ届出ヅベシ
選挙人名簿ニ登録セラレタル者他人ヲ議員候補者ト為サントスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ為スコトヲ得
前 2 項ノ期間内ニ届出アリタル議員候補者其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定数ヲ超ユル場合ニ於テ其ノ期間ヲ経過シタル後議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辞シタルトキハ前 2 項ノ例ニ依リ選挙ノ期日前 2 日目迄議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ為スコトヲ得
議員候補者ハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ニ届出ヲ為スニ非ザレバ議員候補者タルコトヲ辞スルコトヲ得ズ
前 4 項ノ届出アリタルトキ又ハ議員候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ
第 22 条ノ 3　議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ為サントスル者ハ議員候補者 1 人ニ付 200 円又ハ之ニ相当スル額面ノ国債証書ヲ供託スルコトヲ要ス
議員候補者ノ得票数議員ノ定数（選挙区アル場合ニ於テハ其ノ選挙区ノ配当議員数）ヲ以テ有

効投票ノ総数ヲ除シテ得タル数ノ 10 分ノ一ニ達セザルトキハ前項ノ供託物ハ市ニ帰属ス

議員候補者選挙ノ期日前 10 日以内ニ議員候補者タルコトヲ辞シタルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス但シ被選挙権ヲ有セザルニ至リタル為議員候補者タルコトヲ辞シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第 23 条第 3 項、第 5 項及第 6 項ヲ削ル

第 23 条ノ 2　議員候補者ハ選挙人名簿（選挙区アル場合ニ於テハ其ノ選挙区ノ選挙人名簿）ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ選挙立会人タルベキ者 1 人ヲ定メ選挙ノ期日前 2 日目迄ニ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ニ届出ヅルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ届出アリタル者（議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辞シタルトキハ其ノ届出ニ係ル者ヲ除ク）10 人ヲ超エザルトキハ直ニ其ノ者ヲ以テ選挙立会人トシ 10 人ヲ超ユルトキハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ其ノ者ノ中ニ就キ抽籤ニ依リ選挙立会人 10 人ヲ定ムベシ

前項ノ抽籤ハ選挙ノ期日ノ前日之ヲ行フ

第 1 項ノ届出ヲ為シタル議員候補者ハ之ニ立会フコトヲ得

前項ノ抽籤ヲ行フベキ場所及日時ハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ニ於テ予メ之ヲ告示スベシ

第 2 項ノ規定ニ依リ選挙立会人定マリタルトキハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ直ニ之ヲ本人ニ通知シ選挙ニ立会ハシムベシ

議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辞シタルトキハ其ノ届出ニ係ル選挙立会人ハ其ノ職ヲ失フ

第 2 項ノ規定ニ依ル選挙立会人 3 人ニ達セザルトキ若ハ 3 人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ選挙立会人ニシテ参会スル者選挙会ヲ開クベキ時刻ニ至リ 3 人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後 3 人ニ達セザルニ至リタルトキハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ選挙人名簿（選挙区アルトキハ其ノ選挙区ノ選挙人名簿）ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ 3 人ニ達スル迄ノ選挙立会人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ選挙ニ立会ハシムベシ

選挙立会人ハ名誉職トス

前 8 項ノ規定ハ投票立会人ニ之ヲ準用ス但シ選挙人名簿ニ登録セラレタル者トアルハ投票分会ノ区劃内ニ於ケル選挙人名簿ニ登録セラレタル者トス

第 25 条第 5 項及第 7 項中「被選挙人」ヲ「議員候補者」ニ改ム

第 25 条ノ 3 第 1 項ヲ左ノ如ク改メ同条第 4 項中「投票分会長又ハ」ヲ削ル

投票ノ拒否ハ選挙立会人又ハ投票立会人ノ意見ヲ聴キ選挙長又ハ投票分会長之ヲ決定スベシ

第 25 条ノ 4　選挙人ニシテ勅令ノ定ムル事由ニ因リ選挙ノ当日投票時間内ニ自ラ選挙会場ニ到リ投票ヲ為シ能ハザルベキコトヲ証スル者ノ投票ニ関シテハ第 25 条第 3 項及第 5 項、第 25 条ノ 2 第 1 項但書並ニ前条ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第 27 条ノ 2 第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ計算終リタルトキハ選挙長ハ先ヅ第 25 条ノ 3 第 2 項及第 4 項ノ投票ヲ調査シ選挙立会人ノ意見ヲ聴キ其ノ受理如何ヲ決定スベシ

第 28 条　左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一　成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ

二　議員候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三　1 投票中 2 人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四　被選挙権ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
五　議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ爵位、職業、身分、住所又ハ敬称ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
六　議員候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノ
七　議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ
八　市会議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

第 29 条　投票ノ効力ハ選挙立会人ノ意見ヲ聴キ選挙長之ヲ決定スベシ

第 30 条ノ 3　第 22 条ノ 2 第 1 項乃至第 3 項ノ規定ニ依ル届出アリタル議員候補者其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定数ヲ超エザルトキハ投票ヲ行ハズ選挙区アル場合其ノ選挙区ニ付亦同ジ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第 1 項ノ場合ニ於テハ選挙長ハ選挙ノ期日ヨリ 5 日以内ニ選挙会ヲ開キ議員候補者ヲ以テ当選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ議員候補者ノ被選挙権ノ有無ハ選挙立会人ノ意見ヲ聴キ選挙長之ヲ決定スベシ

第 3 項ノ場合ニ於テハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ予メ選挙会ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第 33 条第 1 項但書中「第 2 項」ヲ「第 2 項又ハ第 3 項」ニ改メ同項ニ左ノ 1 号ヲ加フ

六　第 36 条ノ 2 ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果当選無効ト為リタルトキ

同条第 3 項中「前項」ヲ「前 2 項」ニ、同条第 4 項中「第 2 項」ヲ「第 2 項及第 3 項」ニ改メ同条第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

前項第一号乃至第四号ノ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ第 30 条第 1 項但書ノ得票者ニシテ当選者ト為ラザリシ者アルトキハ直ニ選挙会ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ当選者ヲ定ムベシ

第 1 項第五号又ハ第六号ノ事由ヲ生ジタルトキハ其ノ選挙ノ期日ヨリ 1 年以内ナル場合ニ於テ第 30 条第 1 項但書ノ得票者ニシテ当選者ト為ラザリシ者アルトキ又ハ其ノ選挙ノ期日ヨリ 1 年経過後ナル場合ニ於テ第 30 条第 2 項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ当選者ト為ラザリシ者アルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

第 36 条第 1 項中「選挙人」ノ下ニ「又ハ議員候補者」ヲ加フ

第 36 条ノ 2　衆議院議員選挙法第 110 条ノ規定ノ準用ニ依リ当選ヲ無効ナリト認ムルトキハ選挙人又ハ議員候補者ハ当選者ヲ被告トシ第 32 条第 1 項告示ノ日ヨリ 30 日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得

前項控訴院ノ判決ニ不服アル者ハ大審院ニ上告スルコトヲ得

検事ハ衆議院議員選挙法第 112 条乃至第 113 条ノ規定ノ準用ニ依ル罪ニ該ル事件ノ被告人ガ選挙事務長又ハ選挙事務長ニ非ズシテ事実上選挙運動ヲ総括主宰シタル者ナルニ因リ同法第 136 条ノ規定ノ準用ニ依リ当選ヲ無効ナリト認ムルトキハ公訴ニ附帯シ当選者ヲ被告トシテ訴訟ヲ提起スルコトヲ要ス

衆議院議員選挙法第 85 条、第 87 条、第 141 条及第 141 条ノ 3 ノ規定ハ第 1 項又ハ第 2 項ノ規定ニ依ル訴訟ニ、同法第 141 条ノ 2 及第 141 条ノ 3 ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル訴訟ニ之ヲ準用ス

前条第 9 項ノ規定ハ第 1 項乃至第 3 項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第 37 条第 2 項中「第 33 条第 3 項及第 4 項」ヲ「第 33 条第 4 項及第 5 項」ニ、同条第 4 項中「第

33 条第 5 項及第 6 項」ヲ「第 33 条第 6 項及第 7 項」ニ改ム
第 39 条ノ 2　市会議員（第 6 条ノ市ノ区ノ区会議員ヲ含ム）ノ選挙ニ付テハ衆議院議員選挙法第 10 章及第 11 章並ニ第 140 条第 2 項、第 142 条及第 147 条ノ規定ヲ準用ス但シ議員候補者 1 人ニ付定ムベキ選挙委員ノ数、選挙運動ノ為使用スル労務者ノ数及選挙運動ノ費用ノ額ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
第 39 条ノ 3 ヲ削ル
第 52 条但書中「議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半数ニ満タサルトキ」ノ下ニ「若ハ半数ニ満ツルモ其ノ後半数ニ満タザルニ至リタルトキ」ヲ加フ
第 55 条第 1 項中「第 30 条」ヲ「第 30 条第 1 項」ニ、同条第 2 項中「前項」ヲ「第 1 項」ニ改メ同条第 1 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ
　前項ノ選挙ニ於テ当選者ヲ定ムルニ当リ得票ノ数同ジキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム
第 67 条中第二号ヲ第三号トシ第三号ヲ第四号トシ同条第一号ノ次ニ左ノ 1 号ヲ加フ
　二　市会閉会中市会ノ権限ニ属スル事件ニシテ軽易ナルモノヲ市会ニ代ハリテ議決スルコト
同条ニ左ノ 1 項ヲ加フ
　前項第二号ノ規定ニ依リ市参事会ニ於テ議決スベキ事件ハ市会ノ議決ヲ経テ市長之ヲ定ム
第 70 条第 1 項但書中「議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半数ニ満タサルトキ」ノ下ニ「若ハ半数ニ満ツルモ其ノ後半数ニ満タザルニ至リタルトキ」ヲ加フ

　附則
　本法中公民権及議員選挙ニ関スル規定ハ次ノ総選挙ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
　本法ニ依リ初テ議員ヲ選挙スル場合ニ於テ必要ナル選挙人名簿ニ関シテハ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得但シ其ノ選挙人名簿ハ次ノ選挙人名簿確定迄其ノ効力ヲ有ス
　昭和 9 年法律第 49 号ハ本法ノ適用ニ付テハ本法ノ施行ト同時ニ施行セラレタルモノト看做ス
［以下省略］

町村制（改正）〔1935（昭和 10）年 7 月 2 日　法律第 46 号）

町村制中左ノ通改正ス
第 8 条ニ左ノ 1 項ヲ加フ
　町村公民租税滞納処分中ハ町村ノ名誉職ニ就クコトヲ得ズ
第 9 条中「戦時若ハ事変ニ際シ」ノ下ニ「又ハ兵役法第 55 条第 2 項ノ規定（志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該当スル勅令ノ規定ヲ含ム）ニ依リ」ヲ加フ
第 14 条中「特別ノ事情」ヲ「必要」ニ改ム
第 17 条第 1 項中「欠員ヲ生ジタル場合ニ於テ」ヲ「欠員ヲ生ジタルトキハ其ノ欠員ト為リタル議員ガ選挙ノ期日ヨリ 1 年以内ニ欠員ト為リタル者ナル場合ニ於テ第 27 条第 1 項但書ノ得票者ニシテ当選者ト為ラザリシ者アルトキ又ハ選挙ノ期日ヨリ 1 年経過後ニ於テ欠員ト為リタル者ナル場合ニ於テ」ニ、「第 30 条第 3 項及第 4 項」ヲ「第 30 条第 4 項及第 5 項」ニ、同条第 3 項中「第 30 条第 5 項及第 6 項」ヲ「第 30 条第 7 項」ニ改ム

第 18 条第 1 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ

選挙人ノ年齢ハ選挙人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

第 22 条ノ 4　選挙人ニシテ勅令ノ定ムル事由ニ因リ選挙ノ当日投票時間内ニ自ラ選挙会場ニ到リ投票ヲ為シ能ハザルベキコトヲ証スル者ノ投票ニ関シテハ第 22 条第 3 項及第 5 項、第 22 条ノ2第 1 項但書並ニ前条ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第 30 条第 1 項但書中「第 2 項」ヲ「第 2 項又ハ第 3 項」ニ、同条第 3 項中「前項」ヲ「前 2 項」ニ、同条第 4 項中「第 2 項」ヲ「第 2 項及第 3 項」ニ改メ同条第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

前項第 1 号乃至第 3 号ノ事由ヲ生ジタル場合ニ於テ第 27 条第 1 項但書ノ得票者ニシテ当選者ト為ラザリシ者アルトキハ直ニ選挙会ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ当選者ヲ定ムベシ

第 1 項第 4 号ノ事由ヲ生ジタルトキハ其ノ選挙ノ期日ヨリ 1 年以内ナル場合ニ於テ第 27 条第 1 項但書ノ得票者ニシテ当選者ト為ラザリシ者アルトキ又ハ其ノ選挙ノ期日ヨリ 1 年経過後ナル場合ニ於テ第 27 条第 2 項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ当選者ト為ラザリシ者アルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

第 34 条第 2 項中「第 30 条第 3 項及第 4 項」ヲ「第 30 条第 4 項及第 5 項」ニ、同条第 4 項中「第 30 条第 5 項及第 6 項」ヲ「第 30 条第 6 項及第 7 項」ニ改ム

第 36 条ノ 2 中「及第 142 条」ヲ「、第 100 条ノ 2、第 142 条及第 147 条」ニ改ム

第 48 条但書中「議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半数ニ満タサルトキ」ノ下ニ「若ハ半数ニ満ツルモ其ノ後半数ニ満タザルニ至リタルトキ」ヲ加フ

第 51 条第 1 項中「第 27 条」ヲ「第 27 条第 1 項」ニ、同条第 2 項中「前項」ヲ「第 1 項」ニ改メ同条第 1 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ

前項ノ選挙ニ於テ当選者ヲ定ムルニ当リ得票ノ数同ジキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム

附則

本法中公民権及議員選挙ニ関スル規定ハ次ノ総選挙ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 38 条ノ規定ニ依リ町村会ヲ設ケザル町村ニ付テハ本法ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依リ初テ議員ヲ選挙スル場合ニ於テ必要ナル選挙人名簿ニ関シテハ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得但シ其ノ選挙人名簿ハ次ノ選挙人名簿確定迄其ノ効力ヲ有ス

昭和 9 年法律第 49 号ハ本法ノ適用ニ付テハ本法ノ施行ト同時ニ施行セラレタルモノト看做ス

府県会議員、市町村会議員等ノ任期延長ニ関スル法律

〔1941（昭和 16）年 2 月 22 日　法律第 5 号〕

昭和 17 年 3 月 31 日迄ニ任期満了スベキ府県会議員又ハ市制第 6 条ノ市ノ区ノ区会議員ノ任期ハ昭和 17 年 4 月 1 日迄之ヲ延長ス

昭和 17 年 3 月 31 日迄ニ任期満了スベキ市町村会議員、全部事務ノ為ニ設クル町村組合ノ組合会議員又ハ町村制ニ基キテ発スル勅令ニ依リ設置スル町村会若ハ全部事務ノ為ニ設クル町村組合ノ組合会ノ議員ノ任期ハ昭和 17 年 5 月 20 日迄之ヲ延長ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ選挙ヲ行フベキ事由アルモ其ノ事由ガ議員ノ任期満了前6月以内ニ生ジタルニ因リ行ハザル選挙ヲ本法施行ニ因リ行フ場合ニ於テハ其ノ選挙ノ期間ハ本法施行ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

本法ハ本法施行前議員ノ総選挙ノ告示アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

市制（改正）（抄）〔1943（昭和18）年3月19日　法律第80号〕

市制中左ノ通改正ス

第2条中「並従来法令又ハ慣例ニ依リ及将来法律勅令ニ依リ」ヲ「及法令又ハ従来ノ慣例ニ依リ」ニ改ム

第3条第1項中「及府県参事会」ヲ削リ同条第2項中「府県参事会ノ議決ヲ経」ヲ削ル

第4条第1項中「府県参事会ノ議決ヲ経」ヲ削ル

第4条ノ2　府県ノ境界ニ渉リテ市ノ境界ノ変更ヲ為サントスルトキハ関係アル市町村会及府県参事会ノ意見ヲ徴シテ内務大臣之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ財産アルトキハ其ノ処分ハ関係アル市町村会ノ意見ヲ徴シテ内務大臣之ヲ定ム

第5条第1項中「府県参事会」ヲ「府県知事」ニ、「行政裁判所ニ出訴」ヲ「内務大臣ニ訴願」ニ、同条第2項中「府県知事ハ府県参事会ノ決定ニ付スヘシ」ヲ「府県知事之ヲ決定スベシ」ニ、「行政裁判所ニ出訴」ヲ「内務大臣ニ訴願」ニ、同条第3項中「第1項ノ裁定及前項ノ決定」ヲ「前3項ノ裁定及決定」ニ改メ同条第4項ヲ削リ同条第2項ノ次ニ左ノ1項ヲ加フ

府県ノ境界ニ渉リテ前2項ノ場合ヲ生ジタルトキハ関係アル府県知事ニ於テ協議ノ上之ヲ裁定又ハ決定スベシ協議調ハザルトキハ内務大臣之ヲ裁定又ハ決定ス

第6条第2項中「前2条」ヲ「第4条及前条」ニ改メ同条ニ左ノ1項ヲ加フ

本法ニ定ムルモノノ外第1項ノ区ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第7条中「名称ヲ変更セムトスルトキハ」ノ下ニ「市会ノ議決ヲ経テ」ヲ加ヘ同条ニ左ノ1項ヲ加フ

市役所ノ位置ヲ定メ又ハ之ヲ変更セントスルトキハ市ハ市会ノ議決ヲ経ベシ前条ノ市ガ其ノ区ノ名称ヲ変更シ又ハ区役所ノ位置ヲ定メ若ハ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

第9条第2項中「市ハ」ノ下ニ「市会ノ議決ヲ経テ」ヲ加フ

第10条第1項中「名誉職ニ選挙セラルル権利」ヲ「名誉職ニ就ク権利」ニ改メ同条第2項中「名誉職ノ当選」ヲ「名誉職ニ就クコト」ニ改メ「市ハ」ノ下ニ「市会ノ議決ヲ経テ」ヲ加ヘ同条第3項中「府県参事会」ヲ「府県知事」ニ改メ同条第5項ヲ削ル

第11条中「及志願ニ依リ国民軍ニ編入セラレタル者」ヲ削ル

〔一部省略〕

第13条第3項ヲ左ノ如ク改ム

人口30万ヲ超ユル市ニ於テハ人口15万、人口60万ヲ超ユル市ニ於テハ人口30万ヲ加フル毎ニ議員4人ヲ増加シ80人ヲ以テ定限トス

同条第 4 項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ前項ノ定限ヲ超ユルコトヲ得ズ

同条第 5 項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ著シク人口ノ増減アリタルトキハ市ハ市会ノ議決ヲ経内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ増減スルコトヲ得

第 16 条第 4 項中「第 2 項」ヲ「第 3 項」ニ改ム

第 19 条第 5 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ

当選者中第 33 条第 1 項ノ事由ニ該当スル者アルトキハ前 3 項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ議員ノ欠員ト看做ス

第 20 条第 2 項及第 3 項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナク若ハ前項ノ規定ノ適用ニ依リ当選者ヲ定ムルモ仍其ノ欠員ノ数ガ第 33 条第 1 項ニ謂フ当選者ノ不足数ト通ジテ議員定数ノ 6 分ノ 1 ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ市長若ハ市会ニ於テ必要ト認ムルトキハ補欠選挙ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ第 33 条第 6 項ノ規定ヲ準用ス

議員ノ欠員ノ数第 33 条第 1 項ニ謂フ当選者ノ不足数ト通ジテ議員定数ノ 6 分ノ 1 ヲ超ユルニ至ラザルモ第 37 条第 1 項又ハ第 3 項ノ選挙ノ行ハルル場合ニ於テハ其ノ選挙ト同時ニ補欠選挙ヲ行フベシ但シ第 37 条第 1 項又ハ第 3 項ノ選挙ノ告示アリタル後議員中欠員ヲ生ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第 33 条第 8 項ノ規定ハ前項ノ補欠選挙ニ之ヲ準用ス

第 20 条ノ 2　市会議員ノ選挙ハ其ノ市ニ於ケル衆議院議員選挙人名簿中其ノ名簿調製期日ニ於テ市会議員ノ選挙権ヲ有スル者ニ関スル部分（以下衆議院議員選挙人名簿中関係部分ト称ス）及補充選挙人名簿ニ依リ之ヲ行フ

市会議員ノ選挙権ヲ有スル者ノ年齢ハ前項ノ選挙人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

第 21 条第 1 項及第 2 項ヲ左ノ如ク改メ同条第 4 項中「選挙人名簿」ヲ「補充選挙人名簿」ニ改メ同条第 3 項ヲ削ル

市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ毎年 9 月 15 日ノ現在ニ依リ補充選挙人名簿ヲ調製スベシ但シ選挙区アルトキハ選挙区毎ニ之ヲ調製スベシ

補充選挙人名簿ニハ市会議員ノ選挙権ヲ有スル者ニシテ其ノ市ニ於ケル衆議院議員選挙人名簿ニ登録セラルルコトヲ得ザルモノヲ登録スベシ

第 21 条ノ 2 中「市長」ノ下ニ「（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）」ヲ加ヘ同条第 1 項中「選挙人名簿」ヲ「補充選挙人名簿」ニ改ム

第 21 条ノ 3　補充選挙人名簿ニ脱漏又ハ誤載アリト認ムルトキハ関係者ハ其ノ名簿ノ縦覧期間内ニ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得衆議院議員選挙人名簿中関係部分ニ脱漏又ハ誤載アリト認ムルトキ亦同ジ

前項ノ場合ニ於テハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ 20 日以内ニ之ヲ決定スベシ

前項ノ規定ニ依リ決定ヲ為シタル場合ニ於テ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ補充選挙人名簿ノ修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修正シ衆議院議員選挙人名簿中関係部分ニ脱漏アリトスルトキハ補充選挙人名簿ニ登録シ（其ノ名簿ナキトキハ其ノ者ニ関シ其ノ名簿ヲ作製シ）誤載アリトスルトキハ衆議院議員選挙人名簿中関係部分ニ其ノ旨ヲ表示スベシ

第 2 項ノ決定ニ不服アル者ハ決定アリタル日ヨリ 7 日以内ニ府県知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 2 項ノ規定ニ依リ決定ヲ為シタルトキハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ直ニ其ノ要領ヲ告示スベシ第 3 項ノ規定ニ依リ処置ヲ為シタルトキ亦同ジ

第 21 条ノ 4　補充選挙人名簿ハ 12 月 20 日ヲ以テ確定ス

補充選挙人名簿ハ次年ノ 12 月 19 日迄之ヲ据置クベシ

前条第 4 項ノ場合ニ於テ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ補充選挙人名簿ノ修正ヲ要スルトキハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ直ニ之ヲ修正シ衆議院議員選挙人名簿中関係部分ニ関シ処置ヲ要スルトキハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ直ニ前条第 3 項ノ規定ニ準ジ処置スベシ

前項ノ規定ニ依リ修正又ハ処置ヲ為シタルトキハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ直ニ其ノ要領ヲ告示スベシ

投票分会ヲ設クル場合ニ於テ必要アルトキハ市長（第 6 条ノ市ニ於テハ区長）ハ確定名簿ニ依リ分会ノ区劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スベシ

第 21 条ノ 5 第 3 項ヲ左ノ如ク改メ同条第 1 項ヲ削ル

前項ノ名簿ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第 27 条ノ 2 第 1 項ヲ左ノ如ク改メ同条第 2 項中「前項ノ計算終リタルトキハ選挙長ハ」ヲ「選挙長ハ選挙立会人立会ノ上投票函ヲ開キ」ニ改ム

開票ハ投票ノ日又ハ其ノ翌日（投票分会ヲ設ケタルトキハ総テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日）之ヲ行フ

第 31 条第 1 項及第 3 項中「之ヲ朗読シ」ヲ削ル

第 33 条第 1 項中「該当スルトキハ 3 月以内ニ更ニ選挙ヲ行フヘシ」ヲ「該当スル場合ニ於テ第 2 項若ハ第 3 項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナク又ハ第 2 項若ハ第 3 項ノ規定ノ適用ニ依リ当選者ヲ定ムルモ仍当選者ノ不足数ガ第 20 条第 2 項ニ謂フ議員ノ欠員ノ数ト通ジテ議員定数ノ 6 分ノ 1 ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ市長若ハ市会ニ於テ必要ト認ムルトキハ更ニ選挙ヲ行フベシ」ニ改メ但書ヲ削リ同条第 6 項ヲ削リ同条ニ左ノ 2 項ヲ加フ

当選者ノ不足数第 20 条第 2 項ニ謂フ議員ノ欠員ノ数ト通ジテ議員定数ノ 6 分ノ 1 ヲ超ユルニ至ラザルモ第 37 条第 1 項又ハ第 3 項ノ選挙ノ行ハルル場合ニ於テハ其ノ選挙ト同時ニ更ニ選挙ヲ行フベシ但シ第 37 条第 1 項又ハ第 3 項ノ選挙ノ告示アリタル後第 1 項ノ事由ヲ生ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ行フ選挙ノ期日ハ第 37 条第 1 項又ハ第 3 項ノ選挙ノ期日ニ依ル

第 36 条第 1 項中「市長ハ 7 日以内ニ市会ノ決定ニ付スヘシ市会ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ 14 日以内ニ之ヲ決定スヘシ」ヲ「市長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ 14 日以内ニ之ヲ決定スベシ」ニ、同条第 2 項中「府県参事会」ヲ「府県知事」ニ、同条第 3 項中「府県参事会ノ決定ニ付スルコトヲ得」ヲ「決定スルコトヲ得」ニ、同条第 4 項中「市会」ヲ「市長」ニ改メ同条第 5 項中「若ハ第 6 項」ヲ削リ同条第 8 項中「又ハ第 37 条第 1 項若ハ第 3 項」ヲ「、第 37 条第 1 項若ハ第 3 項又ハ第 37 条ノ 2」ニ改メ同条第 6 項及第 7 項ヲ削ル

第 36 条ノ 2 第 5 項中「第 9 項」ヲ「第 7 項」ニ改ム

第 37 条第 4 項中「及第 7 項」ヲ削リ同条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

第 1 項及第 3 項ノ期間ハ第 36 条第 6 項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ選挙ヲ行フコトヲ得ザル

事由已ミタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第 37 条ノ 2　左ニ掲グル事由アル場合ニ於テ議員又ハ当選者総テナキトキハ第 20 条、第 33 条又ハ前条第 1 項若ハ第 3 項ノ規定ニ拘ラズ総選挙ヲ行フ但シ左ニ掲グル事由ニ関シ此等ノ規定ニ依ル選挙ノ告示又ハ第 33 条第 5 項若ハ第 20 条第 1 項ノ規定ニ依ル告示ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　議員中欠員ヲ生ジタルトキ

二　当選者中第 33 条第 1 項ノ事由ニ該当スル者アルトキ

三　前条第 1 項又ハ第 3 項ノ規定ニ該当スル事由アルトキ

前項ノ選挙ハ其ノ事由ヲ生ジタル日ヨリ 3 月以内ニ之ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ前条第 5 項ノ規定ヲ準用ス

第 38 条第 3 項中「府県参事会」ヲ「府県知事」ニ改メ同条第 4 項中「及前項ノ裁決」及「又ハ訴訟」ヲ削リ同条第 6 項中「第 9 項」ヲ「第 7 項」ニ、「前 3 項」ヲ「前 2 項」ニ改メ同条第 5 項ヲ削ル

第 39 条　第 21 条ノ 3 ノ場合ニ於テ府県知事裁決ヲ為シタルトキ又ハ第 36 条ノ場合ニ於テ市長決定ヲ為シ若ハ府県知事裁決若ハ決定ヲ為シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ告示スベシ

第 41 条　削除

第 42 条　市会ノ議決スベキ事件左ノ如シ

一　市条例ヲ設ケ又ハ改廃スルコト

二　歳入出予算ヲ定ムルコト

三　決算報告ヲ認定スルコト

四　法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、市税、分担金又ハ夫役現品ノ賦課徴収ニ関スルコト

五　財産ノ取得、管理及処分並ニ市費ヲ以テ支弁スベキ工事ノ執行ニ関スル市規則ヲ設ケ又ハ改廃スルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六　基本財産及積立金穀等ノ設置及処分ニ関スルコト

七　歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担ヲ為シ及権利ノ抛棄ヲ為スコト

八　財産及営造物ノ管理ニ関スル市規則ヲ設ケ又ハ改廃スルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九　其ノ他法令ニ依リ市会ノ権限ニ属スル事項

第 44 条中「法律勅令」ヲ「法令」ニ改ム

第 45 条第 2 項ヲ削ル

第 50 条ノ 2　市会ハ通常会及臨時会トス

通常会ハ毎年 1 回之ヲ開ク其ノ会期ハ 20 日（第 6 条及第 82 条第 3 項ノ市ニ於テハ 30 日）以内トス

臨時会ハ必要アル場合ニ於テ其ノ事件ニ限リ之ヲ開ク其ノ会期ハ 5 日以内トス但シ場合ニ依リ市長ハ 5 日以内ニ於テ別ニ会期ヲ定ムルコトヲ得

前項但書ノ規定ニ依リ会期ヲ定メタル場合ニ於テハ市長ハ第 51 条第 2 項ノ規定ニ依ル告知ト共ニ其ノ会期ヲ告知スベシ

臨時会ニ付スベキ事件ハ市長第 51 条第 2 項ノ規定ニ依ル告知ト共ニ之ヲ告知スベシ

臨時会開会中急施ヲ要スル事件アルトキハ第 3 項及前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ之ヲ其ノ会議ニ付

スルコトヲ得

市長必要アリト認ムルトキハ通ジテ 3 日以内ニ於テ市会ノ会期ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市会ノ会期ヲ延長シタルトキハ市長ハ直ニ之ヲ告知スベシ

第 51 条第 1 項中「市会招集ノ請求」ヲ「臨時会招集ノ請求」ニ改メ同条第 3 項中「3 日目迄」ヲ「7 日目迄」ニ改メ「及会議ノ事件」ヲ削リ同条第 2 項及第 4 項ヲ削ル

第 55 条第 1 項中「法律勅令」ヲ「法令」ニ改ム

第 57 条ノ 3　市会ハ歳入出予算ニ付増額シテ之ヲ議決スルコトヲ得ズ

第 61 条第 1 項中「議長ニ隷属シテ」ヲ「議長ノ指揮ヲ承ケ」ニ、同条第 2 項中「議長之ヲ任免ス」ヲ「第 85 条ノ吏員ノ中ニ就キ市長之ヲ命ズ」ニ改ム

第 65 条第 3 項ヲ左ノ如ク改メ同条第 4 項中「名誉職参事会員」ノ下ニ「及其ノ補充員」ヲ加フ

名誉職参事会員中欠員アルトキハ市長ハ補充員ノ中ニ就キ之ヲ補欠ス其ノ順序ハ選挙ノ時ヲ異ニスルトキハ選挙ノ前後ニ依リ選挙同時ナルトキハ得票数ニ依リ得票同数ナルトキハ年長者ヲ取リ年齢同ジキトキハ抽籤ニ依ル仍欠員アル場合ニ於テハ臨時補欠選挙ヲ行フベシ

同条第 2 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ

市会ハ名誉職参事会員ト同数ノ補充員ヲ選挙スベシ

第 67 条第 1 項第二号中「市会ノ権限ニ属スル事件ニシテ軽易ナルモノ」ヲ「重要事件ヲ除クノ外市会ノ権限ニ属スル事件」ニ改メ同項中第四号ヲ第六号トシ同項ニ第四号及第五号トシテ左ノ 2 号ヲ加フ

四　市吏員ノ身元保証ニ関スル事項ヲ議決スルコト

五　市ニ係ル訴願、訴訟及和解ニ関スル事項ヲ議決スルコト

同条第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

前項第二号ノ重要事件ハ市会ノ議決ヲ経テ市長之ヲ定ムベシ

第 68 条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

市参事会ノ会期ハ市長之ヲ定ム

第 70 条第 1 項但書中「第 2 項ノ除斥ノ為名誉職参事会員其ノ半数ニ満タサルトキ、」ヲ削リ同条第 2 項中「議長」ノ下ニ「、其ノ代理者」ヲ加ヘ同条第 1 項ノ次ニ左ノ 2 項ヲ加フ

第 4 項ノ規定ニ依リ名誉職参事会員ノ数減少シテ前項ノ数ヲ得ザルトキハ市長ハ補充員ニシテ其ノ事件ニ関係ナキモノヲ以テ第 65 条第 4 項ノ順序ニ依リ臨時之ニ充テ仍其ノ数ヲ得ザルトキハ市会議員ニシテ其ノ事件ニ関係ナキモノヲ臨時ニ指名シ其ノ欠員ヲ補充スベシ

市参事会ノ議事ハ名誉職参事会員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第 71 条中「第 51 条第 2 項及第 5 項」ヲ「第 51 条第 3 項」ニ、「第 53 条」ヲ「第 53 条第 2 項」ニ、「並第 62 条第 1 項及第 2 項」ヲ「第 62 条第 1 項及第 2 項並ニ第 63 条第 1 項」ニ改ム

第 72 条第 3 項ヲ削ル

第 73 条第 3 項及第 4 項ヲ左ノ如ク改メ同条第 9 項中「有給市長」ヲ「市長」ニ、「市会ノ承認」ヲ「内務大臣ノ認可」ニ改メ「30 日目迄ニ」ノ下ニ「内務大臣ニ」ヲ加ヘ同条第 5 項乃至第 7 項ヲ削ル

市長ハ内務大臣市会ヲシテ其ノ候補者ヲ推薦セシメ其ノ者ニ就キ勅裁ヲ経テ之ヲ選任ス

市会内務大臣ノ指定スル期日迄ニ前項ノ規定ニ依ル推薦ヲ為サザルトキハ内務大臣ニ於テ勅裁ヲ経テ市長ノ選任ヲ為スコトヲ得

第 74 条　削除

第 75 条第 2 項及第 3 項ヲ左ノ如ク改ム

助役ハ府県知事ノ認可ヲ得テ市長之ヲ選任ス

市長ハ助役ニ付著シク其ノ在職ヲ不適当トスル理由アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ府県知事ノ認可ヲ得テ之ヲ解職スルコトヲ得

市長ノ職務ヲ代理スル助役ハ其ノ退職セントスル日前 30 日目迄ニ府県知事ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ府県知事ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スルモノノ外助役ハ其ノ退職セントスル日前 30 日目迄ニ市長ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ市長ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第 75 条ノ 2　第 6 条及第 82 条第 3 項ノ市其ノ他内務大臣ノ指定スル市ニ考査役 1 人ヲ置ク

考査役ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ 4 年トス

考査役ハ市会ニ諮リテ市長之ヲ選任ス

第 1 項ノ市以外ノ市ニ於テハ市長ハ市会ニ諮リテ第 85 条ノ吏員ノ中ニ就キ考査役ノ職務ヲ行フ者ヲ定ムベシ

第 76 条中「有給市参与及助役」ヲ「、助役及考査役」ニ改ム

第 77 条中「市参与及助役」ヲ「、助役及考査役」ニ改ム

第 78 条第 2 項中「有給市参与及助役」ヲ「、助役及考査役」ニ改ム

第 79 条第 2 項ヲ左ノ如ク改メ同条第 3 項中「市参与又ハ助役」ヲ「、助役又ハ考査役」ニ改ム

収入役及副収入役ハ市会ノ同意ヲ得テ市長之ヲ選任ス

第 75 条第 1 項、第 76 条、第 77 条及前条第 2 項ノ規定ハ収入役及副収入役ニ之ヲ準用ス

同条ニ左ノ 2 項ヲ加フ

市ハ出納員ヲ置クコトヲ得

出納員ハ第 85 条ノ吏員ノ中ニ就キ市長之ヲ命ズ

第 80 条第 2 項中「第 77 条第 1 項」ヲ「第 77 条」ニ改ム

第 81 条第 2 項及第 3 項中「助役、」ノ下ニ「考査役、」ヲ加ヘ同条ニ左ノ 2 項ヲ加フ

第 6 条ノ市ノ区ニ区出納員ヲ置クコトヲ得

区出納員ハ第 86 条ノ吏員ノ中ニ就キ市長之ヲ命ズ

第 82 条第 1 項中「其ノ他ノ市ハ」ノ下ニ「市会ノ議決ヲ経テ」ヲ加ヘ同条第 2 項中「市会ノ推薦ニ依リ市会之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ第 73 条第 4 項乃至第 7 項ノ規定ヲ準用ス」ヲ「市長之ヲ選任ス」ニ改ム

第 82 条ノ 2　市ハ市条例ヲ以テ参与ヲ置クコトヲ得

参与ハ名誉職トス

参与ハ市公民中学識経験アル者ヨリ市長之ヲ選任ス

本法ニ規定スルモノノ外参与ニ関シ必要ナル事項ハ第 1 項ノ市条例ヲ以テ之ヲ定ム

第 83 条　市ハ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ名誉職トス

委員ハ学識経験アル者ノ中ヨリ市長之ヲ選任ス

第 88 条　市長ハ市内ニ於ケル各種施策ノ綜合的運営ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ市内ノ団体等ニ対シ必要ナル指示ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ指示ニ従ハザルトキハ市長ハ当該団体等ノ監督官庁ノ措置ヲ申請スルコトヲ得

第 88 条ノ 2　市長ハ町内会部落会及其ノ聯合会ノ財産及経費ノ管理並ニ区域ノ変更ニ関シ必要ナル措置ヲ講ズルコトヲ得

市長ノ許可ヲ得タル場合ニ於テハ町内会部落会及其ノ聯合会ハ自己ノ名ヲ以テ財産ヲ所有スルコトヲ得

第 89 条中「10 円以下」ヲ「20 円以下」ニ改ム

第 90 条第 1 項及第 2 項中「府県参事会」ヲ「府県知事」ニ改メ同条第 5 項ヲ削ル

第 91 条第 4 項中「又ハ市参事会」ヲ削ル

第 93 条第 1 項中「従来法令又ハ将来法律勅令」ヲ「法令」ニ改メ同条第 2 項ヲ削ル

第 94 条第 1 項但書ヲ削リ同条第 2 項中「前項ノ例ニ依リ」ヲ削リ同条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

市長ハ町内会部落会及其ノ聯合会ノ長ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ援助セシムルコトヲ得

第 95 条　削除

第 96 条ノ 2　考査役ハ市長ノ指揮監督ヲ承ケ市ノ経営ニ係ル事業ノ管理、市ノ出納其ノ他市吏員ノ掌理ニ属スル事務ノ執行ヲ考査ス

市長ハ監督官庁ノ命令アルトキハ考査役ヲシテ前項ノ職務ヲ行ハシメ其ノ結果ヲ報告スベシ

市長ハ市会ニ諮リテ考査役故障アルトキ之ヲ代理スベキ者ヲ第 85 条ノ吏員ノ中ニ就キ定ムベシ

第 97 条第 5 項中「市会ハ市長ノ推薦ニ依リ」ヲ「市長ハ市会ノ同意ヲ得テ」ニ改メ同条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

出納員ハ収入役ノ命ヲ承ケ出納事務ヲ掌ル

第 98 条第 2 項中「従来法令若ハ将来法律勅令」ヲ「法令」ニ改メ同条第 4 項ヲ削ル

第 99 条第 1 項中「従来法令若ハ将来法律勅令」ヲ「法令」ニ改メ同条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

区出納員ハ区収入役ノ命ヲ承ケ出納事務ヲ掌ル

第 100 条ノ 2　参与ハ市長ノ諮問ニ応ジ市内ニ於ケル各種施策ニ関スル重要事項ヲ審議ス

第 101 条　委員ハ市ノ事務及第 93 条ノ規定ニ依ル市長ノ事務ニ付委託ヲ受ケテ調査ス

〔一部省略〕

第 162 条ニ左ノ 2 項ヲ加フ

解散後初テ市会ヲ招集スルトキハ市長ハ第 50 条ノ 2 第 2 項及第 3 項ノ規定ニ拘ラズ別ニ会期ヲ定ムルコトヲ得

第 50 条ノ 2 第 4 項、第 7 項及第 8 項ノ規定ハ前項ノ市会ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 73 条、第 75 条又ハ第 79 条ノ改正規定施行ノ際現ニ在職スル市長、助役、収入役又ハ副収入役ハ此等ノ規定ニ依リ其ノ職ヲ失フコトナシ

町村制（改正）（抄）〔1943（昭和 18）年 3 月 19 日　法律第 81 号〕

町村制中左ノ通改正ス

第 2 条中「並従来法令又ハ慣例ニ依リ及将来法律勅令ニ依リ」ヲ「及法令又ハ従来ノ慣例ニ依リ」ニ改ム

第 3 条第 1 項及第 2 項中「府県参事会ノ議決ヲ経」ヲ削リ同条第 2 項ノ次ニ左ノ 2 項ヲ加フ

府県ノ境界ニ渉リテ町村ノ境界ノ変更ヲ為サントスルトキハ関係アル市町村会及府県参事会ノ意見ヲ徴シテ内務大臣之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ財産アルトキハ其ノ処分ハ関係アル市町村会ノ意見ヲ徴シテ内務大臣之ヲ定ム

第 4 条第 1 項中「府県参事会」ヲ「府県知事」ニ、「行政裁判所ニ出訴」ヲ「内務大臣ニ訴願」ニ、同条第 2 項中「府県知事ハ府県参事会ノ決定ニ付スヘシ」ヲ「府県知事之ヲ決定スベシ」ニ、「行政裁判所ニ出訴」ヲ「内務大臣ニ訴願」ニ、同条第 3 項中「第 1 項ノ裁定及前項ノ決定」ヲ「前 3 項ノ裁定及決定」ニ改メ同条第 4 項ヲ削リ同条第 2 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ

府県ノ境界ニ渉リテ前 2 項ノ場合ヲ生ジタルトキハ関係アル府県知事ニ於テ協議ノ上之ヲ裁定又ハ決定スベシ協議調ハザルトキハ内務大臣之ヲ裁定又ハ決定ス

第 5 条中「町村ハ」ノ下ニ「町村会ノ議決ヲ経テ」ヲ加フ

第 7 条第 2 項中「町村ハ」ノ下ニ「町村会ノ議決ヲ経テ」ヲ加フ

第 8 条第 1 項中「名誉職ニ選挙セラルル権利」ヲ「名誉職ニ就ク権利」ニ改メ同条第 2 項中「名誉職ノ当選」ヲ「名誉職ニ就クコト」ニ改メ「町村ハ」ノ下ニ「町村会ノ議決ヲ経テ」ヲ加ヘ同条第 3 項中「府県参事会」ヲ「府県知事」ニ改メ同条第 5 項ヲ削ル

第 9 条中「及志願ニ依リ国民軍ニ編入セラレタル者」ヲ削ル

〔一部省略〕

第 11 条第 4 項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ著シク人口ノ増減アリタルトキハ町村ハ町村会ノ議決ヲ経府県知事ノ許可ヲ得テ之ヲ増減スルコトヲ得

第 16 条第 4 項ノ次ニ左ノ 1 項ヲ加フ

当選者中第 30 条第 1 項ノ事由ニ該当スル者アルトキハ前 2 項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ議員ノ欠員ト看做ス

第 17 条第 2 項及第 3 項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナク若ハ前項ノ規定ノ適用ニ依リ当選者ヲ定ムルモ仍其ノ欠員ノ数ガ第 30 条第 1 項ニ謂フ当選者ノ不足数ト通ジテ議員定数ノ 6 分ノ 1 ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ町村長若ハ町村会ニ於テ必要ト認ムルトキハ補欠選挙ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ第 30 条第 6 項ノ規定ヲ準用ス

議員ノ欠員ノ数第 30 条第 1 項ニ謂フ当選者ノ不足数ト通ジテ議員定数ノ 6 分ノ 1 ヲ超ユルニ至ラザルモ第 34 条第 1 項又ハ第 3 項ノ選挙ノ行ハルル場合ニ於テハ其ノ選挙ト同時ニ補欠選挙ヲ行フベシ但シ第 34 条第 1 項又ハ第 3 項ノ選挙ノ告示アリタル後議員中欠員ヲ生ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第 30 条第 8 項ノ規定ハ前項ノ補欠選挙ニ之ヲ準用ス

第 17 条ノ 2　町村会議員ノ選挙ハ其ノ町村ニ於ケル衆議院議員選挙人名簿中其ノ名簿調製期日ニ於テ町村会議員ノ選挙権ヲ有スル者ニ関スル部分（以下衆議院議員選挙人名簿中関係部分ト称ス）及補充選挙人名簿ニ依リ之ヲ行フ

町村会議員ノ選挙権ヲ有スル者ノ年齢ハ前項ノ選挙人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

第 18 条第 1 項及第 3 項中「選挙人名簿」ヲ「補充選挙人名簿」ニ改メ同条第 2 項ヲ左ノ如ク改ム

補充選挙人名簿ニハ町村会議員ノ選挙権ヲ有スル者ニシテ其ノ町村ニ於ケル衆議院議員選挙人

名簿ニ登録セラルルコトヲ得ザルモノヲ登録スベシ

第 18 条ノ 2 第 1 項中「選挙人名簿」ヲ「補充選挙人名簿」ニ改ム

第 18 条ノ 3　補充選挙人名簿ニ脱漏又ハ誤載アリト認ムルトキハ関係者ハ其ノ名簿ノ縦覧期間内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得衆議院議員選挙人名簿中関係部分ニ脱漏又ハ誤載アリト認ムルトキ亦同ジ

前項ノ場合ニ於テハ町村長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ 20 日以内ニ之ヲ決定スベシ

前項ノ規定ニ依リ決定ヲ為シタル場合ニ於テ町村長ハ補充選挙人名簿ノ修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修正シ衆議院議員選挙人名簿中関係部分ニ脱漏アリトスルトキハ補充選挙人名簿ニ登録シ（其ノ名簿ナキトキハ其ノ者ニ関シ其ノ名簿ヲ作製シ）誤載アリトスルトキハ衆議院議員選挙人名簿中関係部分ニ其ノ旨ヲ表示スベシ

第 2 項ノ決定ニ不服アル者ハ決定アリタル日ヨリ 7 日以内ニ府県知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第 2 項ノ規定ニ依リ決定ヲ為シタルトキハ町村長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示スベシ第 3 項ノ規定ニ依リ処置ヲ為シタルトキ亦同ジ

第 18 条ノ 4　補充選挙人名簿ハ 12 月 20 日ヲ以テ確定ス

補充選挙人名簿ハ次年ノ 12 月 19 日迄之ヲ据置クベシ

前条第 4 項ノ場合ニ於テ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ補充選挙人名簿ノ修正ヲ要スルトキハ町村長ハ直ニ之ヲ修正シ衆議院議員選挙人名簿中関係部分ニ関シ処置ヲ要スルトキハ町村長ハ直ニ前条第 3 項ノ規定ニ準ジ処置スベシ

前項ノ規定ニ依リ修正又ハ処置ヲ為シタルトキハ町村長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示スベシ

投票分会ヲ設クル場合ニ於テ必要アルトキハ町村長ハ確定名簿ニ依リ分会ノ区劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スベシ

第 18 条ノ 5 第 3 項ヲ左ノ如ク改メ同条第 1 項ヲ削ル

前項ノ名簿ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第 19 条ノ 2　議員候補者タラントスル者ハ選挙ノ期日ノ告示アリタル日ヨリ選挙ノ期日前 2 日目迄ニ其ノ旨ヲ町村長ニ届出ヅベシ

選挙人名簿ニ登録セラレタル者他人ヲ議員候補者ト為サントスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ為スコトヲ得

議員候補者ハ町村長ニ届出ヲ為スニ非ザレバ議員候補者タルコトヲ辞スルコトヲ得ズ

前 3 項ノ届出アリタルトキ又ハ議員候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ町村長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第 22 条第 5 項及第 7 項中「被選挙人」ヲ「議員候補者」ニ改ム

第 24 条ノ 2 第 1 項ヲ左ノ如ク改メ同条第 2 項中「前項ノ計算終リタルトキハ選挙長ハ」ヲ「選挙長ハ選挙立会人立会ノ上投票函ヲ開キ」ニ改ム

開票ハ投票ノ日又ハ其ノ翌日（投票分会ヲ設ケタルトキハ総テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日）之ヲ行フ

第 25 条　左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一　成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ

二　議員候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三　1 投票中 2 人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四　被選挙権ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五　議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ爵位、職業、身分、住所又ハ敬称ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六　議員候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノ

七　議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ

八　町村会議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

第 27 条ノ 3　第 19 条ノ 2 第 1 項及第 2 項ノ規定ニ依ル届出アリタル議員候補者其ノ選挙ニ於ケル議員ノ定数ヲ超エザルトキハ投票ヲ行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ町村長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第 1 項ノ場合ニ於テハ選挙長ハ選挙ノ期日ヨリ 5 日以内ニ選挙会ヲ開キ議員候補者ヲ以テ当選者ト定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ議員候補者ノ被選挙権ノ有無ハ選挙立会人之ヲ決定ス可否同数ナルトキハ選挙長之ヲ決スベシ

第 3 項ノ場合ニ於テハ町村長ハ予メ選挙会ノ場所及日時ヲ告示スベシ

第 28 条第 1 項及第 2 項中「之ヲ朗読シ」ヲ削ル

第 30 条第 1 項中「該当スルトキハ 3 月以内ニ更ニ選挙ヲ行フヘシ」ヲ「該当スル場合ニ於テ第 2 項若ハ第 3 項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ナク又ハ第 2 項若ハ第 3 項ノ規定ノ適用ニ依リ当選者ヲ定ムルモ仍当選者ノ不足数ガ第 17 条第 2 項ニ謂フ議員ノ欠員ノ数ト通ジテ議員定数ノ 6 分ノ 1 ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ町村長若ハ町村会ニ於テ必要ト認ムルトキハ更ニ選挙ヲ行フベシ」ニ改メ但書ヲ削リ同条第 6 項ヲ削リ同条ニ左ノ 2 項ヲ加フ

当選者ノ不足数第 17 条第 2 項ニ謂フ議員ノ欠員ノ数ト通ジテ議員定数ノ 6 分ノ 1 ヲ超ユルニ至ラザルモ第 34 条第 1 項又ハ第 3 項ノ選挙ノ行ハルル場合ニ於テハ其ノ選挙ト同時ニ更ニ選挙ヲ行フベシ但シ第 34 条第 1 項又ハ第 3 項ノ選挙ノ告示アリタル後第 1 項ノ事由ヲ生ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ行フ選挙ノ期日ハ第 34 条第 1 項又ハ第 3 項ノ選挙ノ期日ニ依ル

第 33 条第 1 項中「選挙人」ノ下ニ「又ハ議員候補者」ヲ加ヘ「町村長ハ 7 日以内ニ町村会ノ決定ニ付スヘシ町村会ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ 14 日以内ニ之ヲ決定スヘシ」ヲ「町村長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ 14 日以内ニ之ヲ決定スベシ」ニ改メ同条第 2 項中「府県参事会」ヲ「府県知事」ニ、同条第 3 項中「府県参事会ノ決定ニ付スルコトヲ得」ヲ「決定スルコトヲ得」ニ、同条第 4 項中「町村会」ヲ「町村長」ニ改メ同条第 5 項中「若ハ第 6 項」ヲ削リ同条第 8 項中「又ハ第 34 条第 1 項若ハ第 3 項」ヲ「、第 34 条第 1 項若ハ第 3 項又ハ第 34 条ノ 2」ニ改メ同条第 6 項及第 7 項ヲ削ル

第 34 条第 4 項中「及第 7 項」ヲ削リ同条ニ左ノ 1 項ヲ加フ

第 1 項及第 3 項ノ期間ハ前条第 6 項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ選挙ヲ行フコトヲ得ザル事由已ミタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第 34 条ノ 2　左ニ掲グル事由アル場合ニ於テ議員又ハ当選者総テナキトキハ第 17 条、第 30 条又ハ前条第 1 項若ハ第 3 項ノ規定ニ拘ラズ総選挙ヲ行フ但シ左ニ掲グル事由ニ関シ此等ノ規定ニ依ル選挙ノ告示又ハ第 30 条第 5 項若ハ第 17 条第 1 項ノ規定ニ依ル告示ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　議員中欠員ヲ生ジタルトキ

二　当選者中第30条第1項ノ事由ニ該当スル者アルトキ
三　前条第1項又ハ第3項ノ規定ニ該当スル事由アルトキ
前項ノ選挙ハ其ノ事由ヲ生ジタル日ヨリ3月以内ニ之ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ前条第5項ノ規定ヲ準用ス
第35条第3項中「府県参事会」ヲ「府県知事」ニ改メ同条第4項中「及前項ノ裁決」及「又ハ訴訟」ヲ削リ同条第6項中「第9項」ヲ「第7項」ニ、「前3項」ヲ「前2項」ニ改メ同条第5項ヲ削ル
第36条　第18条ノ3ノ場合ニ於テ府県知事裁決ヲ為シタルトキ又ハ第33条ノ場合ニ於テ町村長決定ヲ為シ若ハ府県知事裁決若ハ決定ヲ為シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ告示スベシ
第36条の2中「第92条、」ノ下ニ「第95条の2、」ヲ加フ
第39条　削除
第40条　町村会ノ議決スベキ事件左ノ如シ
一　町村条例ヲ設ケ又ハ改廃スルコト
二　歳入出予算ヲ定ムルコト
三　決算報告ヲ認定スルコト
四　法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、町村税、分担金又ハ夫役現品ノ賦課徴収ニ関スルコト
五　財産ノ取得、管理及処分並ニ町村費ヲ以テ支弁スベキ工事ノ執行ニ関スル町村規則ヲ設ケ又ハ改廃スルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ
六　基本財産及積立金穀等ノ設置及処分ニ関スルコト
七　歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担ヲ為シ及権利ノ抛棄ヲ為スコト
八　財産及営造物ノ管理ニ関スル町村規則ヲ設ケ又ハ改廃スルコト但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ
九　町村吏員ノ身元保証ニ関スルコト
十　町村ニ係ル訴願、訴訟及和解ニ関スルコト
十一　其ノ他法令ニ依リ町村会ノ権限ニ属スル事項
第41条中「法律勅令」ヲ「法令」ニ改ム
第42条第2項ヲ削ル
第51条第1項中「法律勅令」ヲ「法令」ニ改ム
第53条ノ3　町村会ハ歳入出予算ニ付増額シテ之ヲ議決スルコトヲ得ズ
第57条第1項中「議長ニ隷属シテ」ヲ「議長ノ指揮ヲ承ケ」ニ、同条第2項中「議長之ヲ任免ス」ヲ「第71条ノ吏員ノ中ニ就キ町村長之ヲ命ズ」ニ改ム
第63条第1項を左ノ如ク改ム
町村長ハ町村会ニ於テ之ヲ選挙シ府県知事ノ認可ヲ受クベシ
同条第6項及第7項ヲ左ノ如ク改ム
助役ハ府県知事ノ認可ヲ得テ町村長之ヲ選任ス
町村長ハ助役ニ付著シク其ノ在職ヲ不適当トスル事由アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ府県知事ノ認可ヲ得テ之ヲ解職スルコトヲ得
第64条　町村長ハ其ノ退職セントスル日前30日目迄ニ府県知事ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ府県知事ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

町村長ノ職務ヲ代理スル助役退職セントスルトキ亦前項ニ同ジ

前項ニ規定スルモノノ外助役ハ其ノ退職セントスル日前30日目迄ニ町村長ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職スルコトヲ得ズ但シ町村長ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第67条第3項ヲ左ノ如ク改ム

収入役及副収入役ハ町村会ノ同意ヲ得テ町村長之ヲ選任ス

第63条第9項、第65条及前条第2項ノ規定ハ収入役及副収入役ニ之ヲ準用ス

同条第5項ヲ左ノ如ク改ム

特別ノ事情アル町村ニ於テハ町村長ハ町村会ノ同意ヲ得府県知事ノ許可ヲ得テ収入役ノ事務ヲ兼掌シ又ハ助役ヲシテ之ヲ兼掌セシムルコトヲ得

第68条第1項中「町村ハ」ノ下ニ「町村会ノ議決ヲ経テ」ヲ加ヘ同条第2項中「町村長ノ推薦ニ依リ町村会之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ第63条第2項乃至第5項ノ規定ヲ準用ス」ヲ「町村長之ヲ選任ス」ニ改ム

第68条ノ2　町村ニ参与ヲ置ク

参与ハ名誉職トス

参与ハ町村条例ノ定ムル所ニ依リ町村会議員、町村内ノ団体ノ長其ノ他学識経験アル者ノ中ヨリ町村長之ヲ選任ス

本法ニ規定スルモノノ外参与ニ関シ必要ナル事項ハ前項ノ町村条例ヲ以テ之ヲ定ム

第69条　町村ハ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ名誉職トス

委員ハ町村公民其ノ他適当ナル者ノ中ヨリ町村長之ヲ選任ス

第72条ノ2　町村長ハ町村内ニ於ケル各種施策ノ綜合的運営ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ町村内ノ団体等ニ対シ必要ナル指示ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ指示ニ従ハザルトキハ町村長ハ当該団体等ノ監督官庁ノ措置ヲ申請スルコトヲ得

第72条ノ3　町村長ハ町内会部落会及其ノ聯合会ノ財産及経費ノ管理並ニ区域ノ変更ニ関シ必要ナル措置ヲ講ズルコトヲ得

町村長ノ許可ヲ得タル場合ニ於テハ町内会部落会及其ノ聯合会ハ自己ノ名ヲ以テ財産ヲ所有スルコトヲ得

第73条中「5円以下」ヲ「10円以下」ニ改ム

第74条第1項及第2項中「府県参事会」ヲ「府県知事」ニ改メ同条第5項ヲ削ル

第77条第1項中「従来法令又ハ将来法律勅令」ヲ「法令」ニ改メ同条第2項ヲ削ル

第78条第1項但書ヲ削リ同条ニ左ノ1項ヲ加フ

町村長ハ町内会部落会及其ノ聯合会ノ長ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ援助セシムルコトヲ得

第80条第2項中「町村会ハ町村長ノ推薦ニ依リ」ヲ「町村長ハ町村会ノ同意ヲ得テ」ニ改ム

第81条ノ2　参与ハ町村長ノ諮問ニ応ジ町村内ニ於ケル各種施策ニ関スル重要事項ヲ審議ス

第82条　委員ハ町村ノ事務及第77条ノ規定ニ依ル町村長ノ事務ニ付委託ヲ受ケテ調査シ又ハ町村長ヲ補助ス

〔一部省略〕

附則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 63 条又ハ第 67 条ノ改正規定施行ノ際現ニ在職スル町村長、助役、収入役又ハ副収入役ハ此等ノ規定ニ依リ其ノ職ヲ失フコトナシ
〔一部省略〕
本法施行ニ関シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

道府県会議員等ノ任期延長ニ関スル法律〔1943（昭和 18）年 6 月 21 日　法律第 90 号〕

昭和 19 年 8 月 30 日迄ニ任期満了スベキ道府県会議員ノ任期ハ昭和 19 年 8 月 31 日迄之ヲ延長ス
昭和 19 年 9 月 19 日迄ニ任期満了スベキ市町村会議員（全部事務ノ為ニ設クル町村組合ノ組合会議員ヲ含ム）ノ任期ハ昭和 19 年 9 月 20 日迄之ヲ延長ス

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法ハ本法施行前議員ノ総選挙ノ告示アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

昭和 18 年法律第 90 号及東京都制中改正法律（抄）〔1944（昭和 19）年 3 月 25 日　法律第 33 号〕

第 1 条　昭和 18 年法律第 90 号中左の通改正ス
「昭和 19 年」ヲ「昭和 20 年」ニ改ム
〔一部省略〕

附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

アメリカ統治期

地方行政緊急措置要綱〔1945（昭和 20）年 9 月 12 日　米軍政府回状第 208 号〕

第 1 章　総則
第 1 款　市及其の地区
第 1 条　市は軍政府の定むる地区に依り之を定め、将来其の配置分合、境界変更を要する時、所属未定地を市の地区に編入する時、又は団体移動した時は軍政府の定むる地区に依るものとす。
第 2 条　市は軍政府の監督を受け、其の公共事務の処理並に市民生活の福祉を期するを以て目的とす。
第 3 条　市を分ちて区とし区を分ちて班とす。但し、班の人口標準は百人内外とす。
第 2 款　市住民及其の権利義務

第4条　市内に住所を有するものは其の市の住民とす。市住民は本法に従い権利を有し、市の負担を分任する義務を負う。

第5条　其の市に於ける年令25才以上の住民は選挙権及被選挙権を有す。

第6条　選挙権を有するものは市の選挙に参 66 与し、市の名誉職に選挙せらるる権利を有し、市の名誉職を担任する義務を負う。

第2章　市会

第1款　組織及選挙

第7条　市会議員候補者は選挙権を有するもの30人以上の推薦届出により立候補し選挙人之を選挙す。議員定数左の如し。

(1)	人口1万未満の市	10人
(2)	人口1万以上2万未満の市	15人
(3)	人口2万以上3万5千未満の市	20人
(4)	人口3万5千以上5万未満の市	25人
(5)	人口5万以上の市	30人

第8条　市会議員選挙区は市一円とす。

第9条　必要あるときは、市は区画を定めて投票分会場を設けることを得。

第10条　市区並に班の役職員警察官その他選挙事務に関係ある役職員は被選挙権を有せず。

第11条　市会議員は名誉職とす。

議員の任期は1年とし選挙の日より之を起算す。

第12条　市会議員欠員を生じたるときは其の欠員となりたる議員が選挙の期日より60日以内に欠員となりたる場合に於て第 33 条の得票者にして当選者とならざりし者の内より直に選挙会を開き順次当選者を定むべし。

第13条　市長は軍政府の指定する期日現在を以て選挙人名簿を調製すべし。

第14条　選挙長は選挙の期日前5日までに選挙会場（投票分会場）、投票の日時及選挙すべき議員数を告示すべし。

第15条　天災地変等の為投票を行うこと能はざる時は選挙長は更に期日を定めて投票を行はしむべし。

第16条　市会議員候補者は自ら立候補することを得ず。

第17条　市会議員候補者届出は選挙期日告示の日より選挙期日の前3日目までに其の旨を選挙長に届出すべし。

第18条　選挙長及投票管理者は軍政府之を命ず。

選挙長は選挙会を開閉し其の取締に任ず。

投票管理者は投票に関する事務を担任す。

第19条　議員候補者推薦届出人は選挙人中より本人承諾を得て選挙立会人たるべきもの1人を定め選挙期日前2日目までに投票管理者に届出すべし。

第20条　投票管理者は前条の届出ありたる投票立会人中より各投票区毎に3人を配置立会はしむべし。

但し、届出ありたる投票立会人定数を越えたるときは抽籤により之を決定す。

第21条　開票立会人は各候補者より1人を届出しめ立会人多数なる時は選挙長適宜に之を整理することを得。

第22条　選挙人にあらざるものは選挙投票場に入ることを得ず。
但し、投票所の事務に従事する者、会場を監視する職権を有する者及警察官は此の限りにあらず。
第23条　投票所及選挙会場の秩序を乱す者ある時は投票管理者並に選挙長は之を制止し又は退場を命ずることを得。
第24条　選挙は単記無記名投票を以て之を行う。
第25条　投票文字は仮名、漢字、ローマ字、点字の中其の1つを選び認むべし。
第26条　投票用紙は軍政府の定むる所により一定の式を用うべし。
第27条　投票管理者は投票終了後直に投票立会人1人及警察官同伴投票函を投票録と共に選挙長に送致すべし。
第28条　選挙人名簿に登録せられざる者は投票を行うことを得ず。
第29条　選挙長は選挙立会人と共に投票を点検すべし。
第30条　天災地変等のため開票を行うこと能はざるときは選挙長は開票の期日を定むべし。
第31条　左の投票は之を無効とす。
一　成規の用紙を用ひざるもの。
二　議員候補者に非ざるものの氏名を記載したるもの。
三　1投票中2人以上の議員候補者の氏名を記載したるもの。
四　被選挙権なき議員候補者の氏名を記載したるもの。
五　議員候補者の氏名の外他事を記載したるもの。但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したるものは此の限りにあらず。
六　議員候補者の氏名を自書せざるもの。
七　議員候補者の何人を記載したるかを確認し難きもの。
第32条　投票の効力は選挙立会人の意見を聞き選挙長之を決定す。
第33条　市会議員の選挙は有効投票の最多数を得たるものより順次当選者とす。但し、得票数は30 票以上たることを要す。得票同数のときは年長者をとり、年令同じときは選挙長は抽籤により之を定む。
第34条　議員候補者の数議員定数を越えざるときは投票を行はずして選挙会を開き之を当選者とす。前項の場合に於ては選挙長は其の旨告示すべし。
第35条　本法の規定に背き又は選挙につき不正の行為ありたるものは従来の慣例に依り議員候補者については其の当選を無効とし、其の候補者並に選挙人については選挙権を停止又は1ケ月以内の拘留に処せらるべし。

第2款　職務権限

第36条　市会は市民の代表者として重要事項に就て審議し市会の議決すべき事件に就き議員3人以上より発案することを得。
第37条　市会は市の公益に関する事件に就き意見書を沖縄諮詢委員会を経て軍政府本部に提出することを得。
第38条　市会は議員中より議長及副議長各1人を選挙すべし。
議長及副議長の任期は議員の任期に依る。
第39条　議長、副議長共に故障あるときは臨時に議員中より仮議長を選挙すべし。
第40条　市会は市長之を招集す。

議員定数の 3 分の 1 以上より市の公益に関する重要問題につき市会招集の請求ありたるときは市長之を招集すべし。

第 41 条　市会は定期と臨時に分ち定期は毎月 1 回之を招集し、臨時は市長が必要と認める場合若くは前条を適用する時之を招集すべし。

第 42 条　市長は 3 日前に市会招集の通知をなすべし。

市会は議員定数の半数以上出席するにあらざれば会議を開くことを得ず。但し、再期日を通知するも出席せざるときは出席者のみにて会議を開くことを得。

第 43 条　市会の議事は過半数を以て決す。可否同数なるときは議長の採決に依る。

議長は其の職務を行う場合に於ても之が為議員としての議決権を失はず。

第 44 条　会議中議場の秩序維持は総て議長之を掌握す。

第 45 条　市会に書記を置き議長に隷属して庶務を処理せしむ。

書記は議長之を任免す。

第 46 条　市長は市会に参与員を出席せしむることを得。

第 3 章　市吏員

第 1 款　組織、選挙及任免

第 47 条　市に市長、助役を置き、課長、書記、技師、技手若干人を置く。

第 48 条　助役以下の市吏員は市長之を任免す。

第 49 条　区に区長を置き、書記若干人を置く、書記の任免は区長之を司る。

第 50 条　市長は市会に於て市長候補者 3 人を選挙し、其の中より更に選挙権を有するものの投票により之を決定し、軍政府の承認を経るものとす。得点同じときは第 33 条第 2 項を適用す。

第 51 条　区長は班長の選挙により市長の承認を経るものとす。

第 52 条　班長は各班に於ける有権者に依り之を選挙す。

第 53 条　市長、助役、区長、班長の任期は 1 ケ年とす。

但し再選を妨げず。

第 54 条　市には臨時又は常設の委員を置くことを得。

第 2 款　職務権限

第 55 条　市長は市を統轄し市を代表し、諮詢委員会の事業計画に関連し市全面に有機的活動を期すべし。

第 56 条　助役は市長の事務を補佐し、市長故障あるとき之を代理す。

区長は市長の命を承け区内に関する事務を処理し併せて班長の指導監督に任ず。

第 57 条　市長著しく不適任と認むるときは市会の議決を経て諮絢委員会に陳情し其の具申に依り軍政府之を処置す。

第 58 条　区長著しく不適任と認めるときは班長の過半数の採決により市長之を処置す。

第 59 条　班長著しく不適任と認めるときは班内有権者の過半数の採決により区長之を処置す。

第 60 条　市長、区長間に公務上の意見の確執を生じ事務処理上著しく支障ありと認むるときは申立により市会之を処置するものとす。

第 4 章　附則

第 61 条　本要綱に規定なき事項は従来の慣例に準拠して定むるものとす。

第 62 条　本要綱は次の総選挙より之を施行す。

村政の組織〔1945（昭和 20）年 12 月 4 日　米海軍政府指令第 58 号〕

参照(a)1945 年 9 月 12 日付軍政府回状第 208 号

1、参照(a)は、この指令の施行に必要な程度まで修正されるものとする。
2、沖縄における戦前の地方行政の単位は、市町村であった。現在の軍政府の諸地区は、石川地区と前原地区に分けられている美里村を除く全単位を包含している。以下に述べるように、地方行政の組織は、画一的に従前の村の機構を基礎にするが、軍政府の事情に合うように部分的に変更され得るものとする。
3、この指令の目的は、再定住という新しい流動的な期間中に民政を組織するうえで諸地区司令官を指導すると同時に地方行政の基礎単位という村の再建に備えることにある。
4、諸地区司令官は、村政の復興に向って、直ちに次の措置に着手するものとする。
(a)　適当に住民が移動し、再定着した村においては、次のいずれかの方法によって臨時に村政を布く。
1　元村吏の再任用又は
2　新しい村吏の任用
いずれの場合においても、これらの村吏は、この司令部によって新しい選挙が認められるまで在任する。
(b)　住民が少なすぎるため独立した組織作りを正当化し得ない村については、十分な移動者があるまでは、臨時措置として行政上これらの住民を隣接の組織化された村に付属させることができる。
(c)　上記(a)又は(b)以外の状況にあっては、諸地区司令官は、可及的速やかに確固たる村政を再建するという目的を心に留めて、必要とされるような地方行政管理のための実際的措置を継続し又は採用する。幾つかの村を抱えている地区においては、司令官は、幾つかの村の首長たちをうまく調整し対等にするために現在の地区全体にわたる民間組織を保存するか又は改変することを認められる。この組織の首長で、現在シチョーと呼ばれている民間人は、チホーチョー（地区のリーダー）に改称されるものとする。従って前原地区の民間人リーダーは、前原地方長と呼ばれる。定着した村がほんの少ししかなく地区司令官が直接各村長と交渉を持つことによって地区全体にわたる民間人の首長を全く、オミットした方が好ましいと考えたときはそうすることが許される。いずれの場合にも市長という官職名は最早適当でないので廃止されるものとする。当司令部のはっきりした認可がない限り、村その他のいかなる選挙も行なってはならない。今始まっている過渡期において、現在の市職員の多くが旧村に帰てくるとき、すべての地区又は村の民間人職員は、全く任用によって地区司令官及びその幕僚に任えているものと見なす。しかしながら任用にあたっては、共同社会において占められた旧又は現在の地位によって既に明示される社会的立場を十分に考慮すべきである。
5、1946 年 1 月 1 日後の或る時に一様に実施される地方組織について詳細に規定した別個の指令及びその施行手続令が後日一緒に公布される。次の村政要領は、暫定的組織の指針である。
(a)　村職員は村長、助役及び村の機能を管理するため、現在で必要とされる主任及び書記から成る。

(b)　各村は、できるだけ旧字の境界線に従った字に区分される。
各字には区長がいて、その下に現地の状況により必要とされる書記（通常 2 人又は 3 人）を置くものとする。
命により　　ロイヤル・ファーマン

村政の統制〔1946（昭和 21）年 1 月 12 日　米海軍政府指令第 96 号〕

1、村政の統制は 1946 年 2 月 1 日以降、軍政本部総務部の直接の責務となる。統制は次のとおり行う。
a　総務官（General Affairs Officers）はそれぞれの地域に割り当てられ、行政・移動・帰還・救済等の庶務機能を発揮することについて、総務部に責任を負うものとする。総務官はまたキャンプコマンダー（収容所長）が行政官（Executive Officer）に直接報告しなければならない職務を要求されることがある。
b　各キャンプコマンダーは庶務問題の処理を手伝ってもらうための沖縄人の地方総務（Okinawa General Affairs Official）1 名を選ぶものとする。情報のやりとりを目的とする沖縄諮詢会と地方総務との間の直接通信を認める。
c　指定地域内のすべての村長はその職務の遂行について地方総務に責任を負うものとする。
2、村職員の協力を必要とするすべての問題について軍政本部の部局は適当な訓令を作成し総務部から上記経路により村長あて送付させるものとする。
3、一般的な訓令、及び命令はすべて総務部が和英両文をもって発し、地方総務から村長に配付してもらうため現地の総務に送られるものとする。
命により　　ロイヤル・ファーマン

村会議員空席の補充〔1946（昭和 21）年 5 月 4 日　米海軍政府指令第 5 号〕

発　軍政府副長官
宛　沖縄知事
首題　村会議員補欠

沖縄知事は選挙執行まで村会議員の空席を補充する事を茲に許可し、且つ指令す。
依命通牒　　イー・ピー・ファーバー

市町村政委員会設置ニ関スル件〔1946（昭和 21）年 5 月 9 日　沖行第 5 号〕

発　沖縄総務部長
宛　各市町村長

今般市町村政ノ運用ヲ円滑ナラシムル為市町村長ノ諮詢機関又ハ協力者トシテ市町村政委員会設置スル様軍政府ヨリ指示ノ次第モ有之候ニ付テハ左記ニ依リ至急報告相成度此段及通牒候也。

記

1、市町村政委員ノ定数ハ原則トシテ戦前ノ市町村会議員及其ノ定数ヲ以テ組織ス。
　但シ市町村政委員ハ市町村有給吏員ト兼務スル事ヲ得ス。
2、右市町村会議員ニシテ死亡ニ依リ定数ニ欠員ヲ生ジタルトキハ左記方法ニ依リ選任スルコト。
　（イ）欠員ニ対スル補充選定方法ハ欠員アリタル出身字（部落）民中ヨリ市町村長ニ於テ適当ノ者ヨリ推薦委員 10 名ヲ選定シ其ノ推薦委員ニ依リ其ノ出身字民ヨリ推薦シ市町村長ニ報告セシメ市町村長ニ於テ適当ト認ムルモノニ付知事ニ申請スル事。
　（ロ）知事ハ市町村長ノ前号申請ノモノニ付適当ナルト認ムルトキハ之ヲ辞令ヲ交付ス。

みなと村ヲ置ク〔1947（昭和 22）年 5 月 1 日　沖縄民政府告示第 18 号〕

1947 年 5 月 1 日ヨリ当分ノ間左記区域ヲ以ッテみなと村ヲ置ク

1947 年 5 月 1 日

沖縄知事　志喜屋孝信

1　真和志村字楚辺原ノ一部　美武田原　長作原ノ一部　阿手川原　赤畑原
2　那覇市通堂町ノ一部　山下町

みなと村ハ 1947 年 5 月 1 日沖縄知事ニ依ッテ設置サレタ新シイ村デアリマス
沖縄復興事業中ノ最モ緊要ナル部門ノ 1 ツデアル那覇港作業ノ労務管理ヲ円滑ニシ琉球軍司令部ノ企図スル作業能率ヲ増進スルト共ニ併セテ沖縄復興ヘノ促進ヲ図ル為軍政府ノ絶大ナル御援助ノ下ニ誕生シタ特別ナル村デアリマス

選挙（市町村長並に議員）〔1947（昭和 22）年 12 月 2 日　米軍政府特別布告第 25 号〕

北緯三十度以南南西諸島並びに近海住民に告ぐ。
北緯三十度以南南西諸島並びに近海公務員を民主的選挙に基き民衆により選出する事は望ましい事であり又琉球住民よりなる委員会は市町村議員及び市町村長選挙法を起草し且つ軍政長官は之を民主的且つ実施可能な法律であると認可したから茲に余北緯三十度以南南西諸島並びに近海軍政府長官、米国陸軍准将フレデリック・エル・ヘイデンは左の如く布告す。
第 1 条　地方選挙
　琉球列島市町村長及び市町村議員の選挙を行わなければならない。軍政府副長官は選挙の日を定め且つ本布告前文に謂ふ認可済の選挙法を施行しなければならない。
第 2 条　其の他の公務員の選挙
　軍政府副長官に対し茲に琉球列島における其の他の公務員選挙を随時に行ふ権限を附与する。その選挙に当っては夫々の選挙法を施行しなければならない。該選挙法は上文に謂ふ法律と大

体同様で多少之に必要な修正を加へるか又は前記の法律と同一の方法で之を起草しなければならない。

第3条　命令作成権

軍政府副長官は本布告の目的達成のため必要な命令規則を追加作成する事ができる。

第4条　翻訳

本布告は本官の職種により発布されるその他の布告命令又は規則の英語原文とその翻訳文との間に矛盾又はあい昧な点が生じたときは英文を本体とする。

第5条　発効期日

本布令は1947年12月2日から発効する。

1947年12月2日

琉球列島軍政長官

米国陸軍准将　　フレデリック・エル・ヘイデン

所　管

軍政府副長官

歩兵大佐　　ウイリアム・エイチ・クレイグ

沖縄群島に於ける市町村長及市町村議会議員選挙

〔1948（昭和23）年1月12日　米軍政府指令第4号〕

発　琉球列島米国軍政本部

宛　沖縄民政府知事

1、特別布告第25号第1条の規程に依り沖縄群島に於ける市町村長選挙を1948年2月1日に同議会議員選挙を同年2月8日に施行すべき事を命ずる。同選挙は前記特別布告第25号第1条にいふ選挙法に従って施行する。茲に同法がその効力を発生することを宣する。同法の写を本指令書と共に添付しその一部とする。

2、各市町村の市長、町長、村長は1人たるべきこと。

3、選挙さるべき議員数は下記の如く定める。

イ、2千人未満の人口を有する市町村では12名。

ロ、2千人以上5千人未満の人口を有する市町村では16名。

ハ、5千人以上1万人未満の人口を有する市町村では22名。

ニ、1万人以上2万人未満の人口を有する市町村では26名。

ホ、2万人以上の人口を有する市町村では30名。

4、本選挙によって選挙された者は1948年3月1日に就任する。

5、本指令及び之に添付してその一部とせる選挙法の英語原文とその翻訳文との間に矛盾又は曖昧なる点が生じた場合は英語原文を以て本体とする。

軍政府副長官

歩兵大佐　　ウイリアム・エイチ・クレイグ

沖縄群島市町村議会議員及び市町村長選挙（抄）

〔1948（昭和 23）年 1 月 12 日　米軍政府指令第 4 号添付〕

第 1 章　通則

第 1 条　市町村の議会の議員及市町村長はその被選挙権を有する者について選挙人が投票によってこれを選挙する。

第 2 条　沖縄人たる年令 20 年以上の者で 1 ケ月以来市町村の区域内に住所を有する者はその属する市町村の議会の議員及市町村長の選挙権を有する但し左の各号の一に該当するものはこの限りでない。

一　1 ケ月を越ゆる刑に処せられたる者

二　罰金 5 百円を越ゆる刑に処せられたる者

三　刑の執行中たる者

四　刑の執行猶予中たる者

2　市町村は市町村に対し特別なる関係のある者の申請により前項の規定による住所の要件にかかわらず議会の議決を経てこれに議会の議員及び市町村長の選挙権を与えることができる。

3　前項の規定により住所を有する市町村以外の市町村において選挙権を与えられた者はその住所を有する市町村において第 1 項の規定にかかわらず市町村の議会の議員及び市町村長の選挙権を有しない。

4　第 1 項の 1 ケ月の期間は市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない

第 3 条　市町村の議会の議員の選挙権を有する者で年令 25 年以上の者はその属する市町村の議会の議員の被選挙権を有する。

2　沖縄人で年令 25 年以上の者は市町村長の被選挙権を有する但し第 2 条第 1 項但書の各号の一に該当するものはこの限りでない。

3　第 1 項及び第 2 項の被選挙権を有する者にして左の各号の一に該当するものは被選挙権を有しない。

一　在職の検事、警察官吏及び収税官吏

二　選挙管理委員、選挙管理委員会の書記及投票分会長、配給事務に従事する職員並に選挙事務に関係ある官吏及び吏員はその関係区域内においては被選挙権を有しない

4　第 1 項第 2 項の年令は選挙の期日によりこれを算定する。

第 4 条　市町村の選挙に関する事務及びこれに関係する事務は選挙管理委員会がこれを管理する。

第 5 条　市町村の議会の議員及び市町村長の選挙はこれを行うべき事由が生じたときは速に行わなければならない。

2　市町村の議会の議員又は市町村長の任期満了に因る選挙はその任期満了の日の 30 日前にこれを行うことができない。

3　選挙の期日は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が選挙の期日前 10 日までに告示しなければならないそのときは選挙会場（投票分会場を含む以下同じ）投票の日時及び議員にあっては選挙すべき議員数、投票分会を設くる場合においては併せてその区劃をも告示しなければならない。

4　投票分会の投票は選挙会と同日時にこれを行わなければならない。

5　天災その他避けることのできない事故により投票を行うことが出来ないとき又は更に投票を行

う必要があるときは委員会はその投票を行う選挙会又は投票分会のみにつき更に期日を定めて投票を行わなければならない。この場合の選挙会場及び投票の日時は選挙の期日前5日迄に告示しなければならない。

第2章　選挙管理委員会

〔第6条～第16条　省略〕

第3章　選挙人名簿

〔第17条～第18条の3　省略〕

第4章　選挙

〔第19条　省略〕

第20条　候補者は選挙人名簿に記載された者の中から本人の承諾を得て選挙立会人となるべき者1人を定め選挙の期日前3日までに選挙長に届出ることができる但し同一人を届出ることを妨げない。

2　前項の規定により届出のあった者が（候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときはその届出に係る者を除く以下同じ）が5人を超えないときは直にその者を以て選挙立会人とし5人を超えるときは選挙立会人5人を決定しなければならない。

3　前項の規定による決定は選挙長においてくじでこれを決定する。

4　前項のくじは選挙の期日の前日にこれを行う。

5　候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときはその届出に係る選挙立会人はその職を失う。

6　第2項の規定による選挙立会人が3人に達しないとき若しくは3人に達しなくなったとき又は選挙立会人で参会する者が選挙会場を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくは3人に達しなくなったときは選挙長はその選挙人名簿に記載された者の中から3人に達するまでの選挙立会人を選任し直ちにこれを本人に通知し選挙に立会わしめなければならない。

7　選挙立会人は正当の理由がなければその職を辞することはできない。

8　第1項乃至第2項の規定は投票立会人にこれを準用し選挙長とあるは投票分会長とす。

9　第6項の規定により選任する投票立会人はその投票分会の区域内における選挙人名簿に登録せられたる者をいう。

〔第21条～第23条　省略〕

第24条　投票に関する文字は漢字、片仮名、平仮名、ローマ字とする。

前項の規定にかかわらず別表第3号に定める点字はこれを文字と見做す。

第25条　選挙人名簿に登録せられない者は投票をなすことは出来ない選挙人名簿に登録せられたもので選挙人名簿に登録せらるることが出来ないもの又選挙の当日選挙権を有しなくなったものも亦同様である。

2　自ら議員候補者の氏名を書くことが出来ない者は投票をなすことはできない。

〔第26条　省略〕

第27条　選挙会場を閉づべき時刻に到ったときは選挙長はその旨を告げて選挙会場の入口を鎖し選挙会場にある選挙人の投票完了するを待って投票箱を閉鎖する。

2　投票箱閉鎖後は投票をなすことはできない。

第28条　選挙人で左に掲げる事由により選挙の当日自ら選挙会場に行き投票をなすことができない旨の証明あるものは選挙の期日の告示あった日から選挙の期日の前日までに自らその属する選挙長につき投票用紙及投票用封筒の交付を請求することが出来る。

一　軍施設において業務に従事中なるべきこと
二　公営に属する物資輸送船舶に乗務中なるべきこと
三　選挙事務選挙会場監視、選挙取締その他選挙に関係ある職務に従事する者その区域外において職務に従事中なるべきこと

〔第 29 条～第 35 条　省略〕

第 35 条の 2　島嶼その他の交通不便の地で選挙の期日に投票箱を送致することが出来ない情況にあると認めたときは選挙長は適宜にその投票の期日を定め開票の期日までにその投票箱投票録及び選挙人名簿を送致せしめることが出来る。

第 36 条　選挙長は予め開票の日時を告示せなければならない。

第 37 条　選挙長は投票の日又はその翌日（投票分会を設けたるときは総ての投票箱の送致を受けたる日又は翌日）選挙立会人立会の上投票箱を開き投票の総数と投票人の総数とを計算する。

2　前項の計算終ったときは選挙長は先づ第 26 条第 2 項及び第 4 項の投票を調査する。その投票の受理如何は選挙立会人これを決める可否が同数であった場合は選挙長がこれを決める。

3　選挙長は選挙立会人と共に投票を点検する。

4　天災その他避けることのできない事故により開票の日時を定め告示するこの場合に於て選挙会場を変更するときは予め更にその旨を告示する。

第 38 条　投票は候補者の何人たるかを確認し得れば有効である但し左に掲げる投票はこれを無効とする。

一　成規の用紙を用ひないもの
二　候補者の氏名の外他事を記載したもの但し職業身分住所又は敬称の類を記入したものはこの限りではない
三　候補者でない者の氏名を記載したもの
四　二人以上の候補者の氏名を記載したもの
五　被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの
六　候補者の氏名を自書しないもの

第 39 条　選挙人はその選挙会の参観を求むることができる。但し開票開始前はこの限りでない。

第 40 条　投票の効力は選挙立会人の意見を聴き選挙長これを決める。

第 41 条　選挙長は選挙録を作り選挙会に関する次第を記載し選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

2　投票分会長は投票録を作り投票に関する顛末を記載し投票立会人とともにこれに署名しなければならない。

3　投票分会長は投票箱と同時に投票録を選挙長に送致しなければならない。

4　選挙録及投票録は投票選挙人名簿その他の関係書類とともに議員及市町村長の任期間選挙管理委員会においてこれを保存する。

第 41 条の 2　選挙人及び選挙事務に従事する者の外選挙会場に入ってはいけない。但し選挙長又は投票分会長の許可又は申請があったときはこの限りでない。

第 5 章　候補者及び当選人

第 42 条　候補者となろうとする者は選挙の告示があった日から選挙の期日前 3 日までにその旨選挙長に届出なければならない。

2　市町村長の選挙において候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は選挙人 30 人の連署を

以てこれをしなければならない。

3　選挙人名簿に記載された者が他人を候補者としようとするときは本人の承諾を得て第1項の期間内にその推薦の届け出をすることができる。

4　候補者は選挙長に届け出をしなければ候補者たることを辞することができない。

5　第1項乃至第4項の届け出があったとき又は候補者が死亡したことを知ったときは選挙長は直ちにその旨を告示せなければならない。

第43条　有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする但し市町村の議会の議員の選挙にあってはその議員の定数を以て有効投票総数を除して得た数の4分の1市町村長の選挙にあっては有効投票の総数の8分の3以上の得票がなければならない。

2　当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは選挙会において選挙長がくじでこれを定める。

第44条　当選人が当選を辞したとき、死亡者たるとき又は当選の資格を失ったときは直に選挙管理委員会は前条に定めた得票者で当選しなかった者の得票の順に当選人を定めなければならない。

第45条　当選人は選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったときは当選を失う。

第46条　第42条第1項乃至第3項の規定による届け出があった候補者が市町村の議会の議員にあってはその議員の定数を超えないとき市町村長の選挙にあっては1人であるときは投票はこれを行はない。

2　前項の規定により投票を行はないこととなったときは選挙長は直ちにその旨を告示しなければならない。

3　第1項の場合において選挙長は選挙の期日から5日以内に選挙会を開き候補者を以て当選人と定めなければならない。

4　前項の場合において候補者の被選挙権の有無は選挙立会人の意見を聴き選挙長がこれを決定しなければならない。

第47条　当選人が定まったときは選挙長は直ちに当選人に当選の旨を通知し同時に当選人の住所氏名を告示し且つ当選人の住所氏名及得票数を知事、選挙管理委員長及び市町村長に報告しなければならない。

2　当選人がないとき又は市町村の議会の議員の選挙において当選人がその選挙に於ける議員の定数に達しないときは選挙長は直ちにその旨を告示し併せて知事、選挙管理委員長及び市町村長に報告しなければならない。

第48条　当選人は当選を辞しようとするときは当選の告知を受けた日から10日以内にその旨を選挙長に届出なければならない。

2　当選人が前項の期間内に当選を辞する旨の届け出をしないときは当選を承諾したものとみなす。

3　当選人で市町村の議会の議員にありては市町村長及び市町村有給吏員その他の職員市町村長にありては市町村の議会の議員及び市町村に対し請負をなし又は市町村において経費を負担する事業につき市町村長の委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員取締役の職を辞した旨の届出をしなければならない。第1項の期間内にその届出をしないときは当選を辞したものとみなす。

第49条　前条第1項の期間を経過したとき又は当選人が当選承諾をしたときは選挙管理委員会は直ちにこれに当選証書を付与してその住所氏名を告示しなければならない。

2　当選人がなくなったとき又は市町村の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議

員の定数に達しなくなったときは選挙管理委員会は直ちにその旨を告示しなければならない。

3　前 2 項の場合においては選挙管理委員会は左の区分によりその旨を報告しなければならない。

一　市町村長の選挙にあっては知事

二　市町村の議会の議員の選挙にあっては知事及び当該市町村長

第 6 章　特別選挙

第 50 条　市町村議会議員の選挙に於て当選人が不足した場合又は議員に欠員を生じた場合に不足の数と欠員の数とを通じて議員定数の 6 分の 1 を超えるとき及び市町村長の選挙に於て当選人がないとき又は市町村長が欠けたときは選挙管理委員会は選挙の日を定めて之を告示し特別選挙を行はせなければならない。

2　選挙管理委員会に異議申立の期間異議の決定又は訴訟が裁判にかかっている間は前項の選挙は之を行ふことが出来ない。

3　議員の数がその定数の 3 分の 2 に達しなくなった場合でなければ議員の任期の終る前 6 月以内には第 1 項の選挙は之を行ふことを得ない。

第 51 条　市町村の議会の議員で第 48 条第 1 項の期限前に欠員を生じたときは直ちに選挙を開き第 43 条第 1 項但書の得票者で当選人とならなかった者から順に欠員を補充しなければならない。

2　第 48 条第 1 項の期限後に欠員を生じた場合には第 43 条第 2 項の規定の適用を受けた者の中から欠員を補充しなければならない。

第 52 条　市町村議会の議員が総てなくなったときは総選挙を行わねばならない但し第 50 条の規定による特別選挙の告示があったときはこの限りでない。

2　第 50 条第 2 項の規定は前項の総選挙にこれを準用する。

3　当選人の不足による特別選挙と議員の欠員による特別選挙とを同時に行ふときは 1 の選挙を以て合併してこれを行ふ。

第 53 条　市町村長の選挙において第 43 条第 1 項但書の得票者がないときは第 50 条第 1 項の規定にかかわらず第 47 条第 2 項の規定による告示の日から 10 日以内に長の選挙を行はなければならない。この場合において第 42 条第 2 項の規定にかかわらずその選挙において有効投票の最多数を得た者 2 人を以て候補者とする。

2　前項の場合においては選挙管理委員会は選挙の期日前 5 日迄に選挙の期日を告示しなければならない。

3　第 1 項の規定に於て 2 人の候補者を定めるに当り得票数が同数であるため得票数によっては 2 人を定めることができないときは選挙管理委員会がくじでこれを定める。

4　第 1 項の選挙にあっては第 43 条第 1 項但書の規定にかかわらず有効投票の過半数を得た者を以て当選人とする。

5　第 1 項の選挙における候補者の得票数が同じであるときは前項の規定にかかわらず選挙長がくじで当選人を定めなければならない。

6　第 1 項の選挙において候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が 1 人となったときは投票はこれを行わない。

7　第 1 項の選挙における第 20 条第 6 項の規定中 3 人とあるは 2 人とする。

第 54 条　選挙人又は候補者は選挙又は当選の効力に関し異議があるときは選挙に関しては選挙の日、当選に関しては第 47 条第 1 項又は第 2 項の告示の日から 14 日以内に選挙管理委員会に対しこれを申し立てることが出来る。この場合に於ては選挙管理委員会は其の申立を受けた日か

ら 14 日以内に之を決定しなければならない。

2　前項の規定による選挙管理委員会の決定に不服がある者は決定書を受けた日から 20 日以内に地方裁判所に出訴することが出来る。

3　第 1 項の規定による決定は文書を以てこれをし理由を附けてこれを申立人に交付するとともにその要旨を告示せなければならない。

第 55 条　選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異同を及ぼす虞がある場合に限り選挙管理委員会又は裁判所はその選挙の全部又は一部の無効を決定し又は判決しなければならない。

第 55 条ノ 2　第 80 条の規定に依り当選を無効であると認める選挙人又は候補者は当選人を被告として第 47 条第 1 項の規定に依る告示の日から 20 日以内に地方裁判所に出訴することが出来る。

第 56 条　第 54 条の訴訟につき判決が確定し効力を生じたときは裁判所は関係のある市町村長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。

〔一部省略〕

第 8 章　選挙運動

第 57 条　候補者又は推薦届出者（推薦届出者数人あるときは其の代表者）でなければ選挙事務所は設置出来ない。

2　前項の選挙事務所を設置したときは直ちに其の旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。選挙事務所に異動あったときも亦同様とする。

第 58 条　選挙事務所は候補者 1 人について 3 箇所迄設置することが出来る。

第 59 条　選挙事務所は選挙会場（投票分会場を含む）を設けた場所の 1 町以内の区域に置くことは出来ない。

第 60 条　休憩所其他之に類似する設備は選挙運動の為に設けることは出来ない。

第 61 条　第 57 条第 1 項の規定に違反して選挙事務所の設置ありと認めたときは選挙管理委員会は直に其の選挙事務所の閉鎖を命ぜねばならない。第 58 条の規定に依る定数を超えて選挙事務所の設置ありと認めたときは其の超過した数の選挙事務所に付ても亦同様とする。

第 62 条　選挙運動は第 42 条第 1 項乃至第 3 項の届出をなした後でなければなすことは出来ない。

第 63 条　何人と雖も投票を得若は得しめ又は得しめない目的を以て戸別訪問を為すことはできない。

第 64 条　20 年未満の学校児童、生徒又は学生と特別に関係ある地位を利用して選挙運動をなすことは出来ない。

第 65 条　第 3 条第 3 項第一号及第二号に該当する者は選挙運動をなすことはできない。

第 9 章　選挙運動の費用

〔第 66 条～第 80 条　省略〕

第 10 章　罰則

〔第 81 条～第 110 条　省略〕

附則（抄）

1　本法は公布の日より之を施行する。但し民政府の指示により本法施行前に各市町村長が調製して選挙管理委員会に依り確定した選挙人名簿（補充選挙人名簿を含む）及設置せられた選挙管理委員会並に其の行為は有効と見做す。

2　本法施行の際現に市町村長及市町村政委員の職にある者は本法に依り選挙せられた市町村長及

び市町村の議会の議員の就任するまでは其の職を失はない。
3　本法に謂う市町村の区域は現在その市町村の行政を取っている区域である。
〔以下省略〕

市町村議会運営について〔1948（昭和 23）年 4 月 12 日　沖総第 122 号〕

発　沖縄総務部長
宛　各市町村長殿

標記の件に関しては各市町村共議会運営につき疑義を生じ居るものと思料せられますので新市町村制公布期日まで左記により運営相成様御考慮相成たい。
右通牒致します。

記

1　市町村議会の議長は当分の間（新市町村制公布実施により新議長選出するまで）市町村長を以て充つること。
2　市町村議会は当分の間（新市町村制公布実施により職務権限が判然とする間）従前の市町村政委員会と同様諮問機関として運営すること。

市町村制（抄）〔1948（昭和 23）年 7 月 21 日　米軍政府指令第 26 号〕

1　特別布告第 25 号第 3 条により、軍政府副長官は、琉球市町村長及び議会議員選挙を有効ならしめるに必要な命令、規則制定権があり、且つ、該選挙の適正なる実施のためには、その背景をなす民主主義の原理に基く市町村制の明示及び修正が必要であるから、茲に添付の市町村制を沖縄群島に公布し、本指令の有効日より施行することを命ずる。
2　南北琉球軍政官は、その管轄区域の実情に応ずる同種法規の制定権を有するが、その目的に対しては、本市町村制は単に参考資料に止まるものである。
3　本指令は、1948 年 8 月 15 日より有効とする。
4　本指令及びこれに添付してその一部をなす市町村制の英文と翻訳との間にあい昧又は矛盾があるときは英文を以て本体とする。

イーグルス少将の命により
参謀次長
歩兵中佐　　ロイ・イー・キーリング

目次

第 1 章　総則
第 2 章　市町村議会
第 3 章　執行機関
第 4 章　給与

第 5 章　財務
第 6 章　市町村組合及び財産区
第 7 章　市町村長の協議会
第 8 章　監督
第 9 章　地方自治委員会
附則

第 1 章　総則

第 1 節　市町村及びその区域

第 1 条　市町村の区域は従来の区域による。

第 2 条　市町村は法人とする。市町村はその公共事務及び法令により市町村に属する事務を処理する。

第 3 条　市町村の廃置分合又は境界変更は関係市町村議会の意見を徴して知事がこれを定める。

所属未定地を市町村の区域に編入しようとするときもまた同様とする。

本条の場合において財産処分を必要とするときは関係市町村が協議してこれを定める。その協議が調わないときは関係市町村議会の意見を徴して知事がこれを定める。

前項の協議は関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第 4 条　市町村の境界に関する争論は関係市町村議会の意見を徴して知事がこれを裁定する。

市町村の境界が判明でない場合に前項の争論がないときは知事はこれを定めることができる。

第 1 項の裁定及び第 1 項の決定は文書を以ってしその理由を附してこれを関係市町村に交付しなければならない。

第 5 条　市町村の名称を変更しようとするとき又は市町村役場の位置を定め若しくはこれを変更しようとするときは市町村は条例でこれを定めなければならない。

第 2 節　市町村住民及びその権利義務

第 6 条　市町村の区域内に住所を有する者はその市町村の住民とする。

市町村住民はその市町村の財産及び営造物を共用する権利を有し市町村の負担を分任する義務を負う。

第 7 条　市町村住民はその市町村の選挙に参与する権利を有する。

第 8 条　選挙権を有する市町村住民はその市町村の条例の制定又は改廃を申請する権利を有する。

選挙権を有する市町村住民はその市町村の事務の監査を申請する権利を有する。

第 9 条　選挙権を有する市町村住民はその市町村議会の解散を申請する権利を有する。

選挙権を有する市町村住民はその市町村議会議員又は市町村長の解職を申請する権利を有する。

第 10 条　前 3 条の選挙及び申請に関する事項は別に法律でこれを定める。

第 3 節　条例及規則

〔第 11 条～第 13 条　省略〕

第 2 章　組織

第 1 節　市町村議会

第 14 条　市町村に議会を置く。

第 15 条　市町村議会議員の定数は次の通りとする。

一　人口 2 千未満　　12 人

二　人口 2 千以上 5 千未満　　16 人
三　人口 5 千以上 1 万未満　　22 人
四　人口 1 万以上 2 万未満　　26 人
五　人口 2 万以上　　30 人

前項の人口は知事の行った最近の人口調査に依る。

議員の定数は総選挙を行う場合でなければこれを増減しない。但し著しく人口の増加があった場合に知事の許可を得たときはこの限りでない。

第 16 条　市町村議会議員の任期は本人の選挙後 15 日に始まり後任者の選挙後 15 日に終る。

市町村議会議員及び市町村選挙法による最初の議員の後任者の選挙は解散の場合を除く外 1950 年 9 月の第 2 日曜日に行う。

本法特定の場合を除く外議員の任期は 4 年とし後任者の選挙は議員在任第 4 年の 9 月の第 2 日曜日に行う。

補欠議員は前任者の残任期間在任する。

議員の定数に異動を生じたため新たに選挙された議員は総選挙により選挙された議員の任期満了の日まで在任する。

第 17 条　市町村議会議員は市町村の有給吏員と兼ねることができない。

第 2 節　権限

第 18 条　市町村議会は左に掲げる事件を議決しなければならない。

一　条例を設け又は改廃すること
二　歳入歳出予算を定めること
三　決算報告を認定すること
四　法令の範囲内において使用料、手数料、市町村税、分担金、加入金又は夫役現品賦課徴収に関すること
五　基本財産及び積立金穀等の設置処分に関すること
六　歳入歳出予算を以って定めるものを除く外あらたに義務の負担をなし及び権利を放棄すること
七　異議の申立、訴願訴訟及び和解に関すること
八　市町村内の公共的団体等の活動の綜合調整に関すること
九　その他法令により市町村議会の権限に属する事項

第 19 条　市町村議会は法令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

第 20 条　市町村議会はその市町村の事務に関する書類及び計算書を検閲し市町村長の報告を請求して事務の管理議決の執行及出納を検査することができる。

市町村議会は監査委員に対し市町村の事務に関する監査を求めその結果の報告を請求することができる。

第 21 条　市町村議会は法令により市町村長に委任された事務に関し市町村長の説明を求め又はこれに対し意見を述べることができる。

第 22 条　市町村議会は市町村の公益に関する事件につき意見書を知事に提出することができる。

市町村議会は知事の諮問に答申しなければならない。

第 23 条　市町村議会は市町村の事務に関する調査を行い関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

市町村議会が前項の規定による調査を行うため市町村の区域内の公共的団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは当該団体等はその求めに応じなければならない。

第 3 節　召集及び会期

第 24 条　市町村議会の臨時会は市町村長がこれを召集する。定例会も市町村長がその集会を告示しなければならない。

議員定数の 4 分の 1 以上の者から会議に付議すべき事件を示して臨時会の召集の請求があるときは市町村長は速かにこれを召集しなければならない。

集会は開会の日前 3 日までにこれを告示しなければならない。但し急施を要する場合はこの限りでない。

第 25 条　市町村議会は定例会及び臨時会とする。

定例会は条例の定める処により隔両月これを開く。

その集会の日はあらたに成立させる議会毎にその最初の会においてこれを定める。但しその後の会において変更することを妨げない。

臨時会は必要がある場合においてその事件に限りこれを召集する。

臨時会に付議すべき事件は市町村長が予めこれを告示しなければならない。

臨時会の開会中に急施を要する事件があるときは前 2 項の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。

市町村議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事件は市町村議会がこれを定める。

第 4 節　議長、副議長及び書記

第 26 条　市町村議会は議員の中から議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

議長及び副議長の任期は議員の任期による。

第 27 条　議長は議場の秩序を保持し議事を整理し議会を代表する。

第 28 条　議長に故障があるとき又は議長が欠けたときは副議長が議長の職務を行う。

議長副議長ともに故障があるときは仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。前項の場合及び第 26 条第 1 項の選挙を行う場合において議長の職務を行う者がないときは年長の議員が臨時に議長の職務を行う。年令が同じときは抽籤してこれを定める。

第 29 条　議長及び副議長は市町村議会の許可を得て辞職することができる。但し副議長は市町村議会の閉会中においては議長の許可を得て辞職することができる。

第 30 条　市町村議会に書記を置く。必要があるときは書記の外雇員を置くことができる。書記及び雇員は議長がこれを任命し議長又は議長に代る者の命を受け市町村議会の庶務を整理する。

第 5 節　会議

第 31 条　市町村議会議員は歳入歳出予算を除く外議会の議決すべき事件につき市町村議会に議案を提出することができる。但し原案歳入総額の範囲内において費目又はその額を変更する修正案の提出を妨げない。

前項の規定による議案の提出は文書を以てしなければならない。

第 32 条　市町村議会は議員定数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。但し第 36 条の規定により半数以上が除斥されたとき同一の事件につき再度召集してもなお過半数に達しないとき又は召集に応じても出席議員が定数を欠き議長が出席を催告してもなお定数に達しないときはこの限りでない。

第 33 条　議長が所定の時処において会議を開かない場合に市町村議会議員の定数の過半数の者か

ら請求があるときは議長はその日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは第 28 条第 1 項又は第 2 項の例による。

前項の規定により会議を開いたとき又は議員中に異議があるときは議長は会議の決議によらない限りその日の会議を閉じ又は中止することができない。

第 34 条　市町村議会の会議はこれを公開する。但し議長又は議員 3 人以上の発議により出席議員の 3 分の 2 の多数で議決したときは秘密会を開くことができる。

前項但書の議長又は議員の発議は討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第 35 条　本法に特別の定めがある場合を除く外市町村議会の議事は出席議員の過半数でこれを決し可否同数のときは議長の決する処による。

可否同数のとき裁決する外議長は表決に加わる権利を有しない。

第 36 条　市町村議会の議長及議員は自己又は父母祖父祖母配偶者若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件についてはその議事に参与することができない。但し会議の同意を得て会議に出席し発言することができる。

第 37 条　法令により市町村議会の行う選挙については市町村議会議員及び市町村長選挙法第 23 条第 38 条及び第 43 条（市町村長選挙に関する部分を除く）の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは市町村議会がこれを決する。

市町村議会は議員中に異議がないときは前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

指名推選の方法を用いる場合においては被指名人を以って当選人と定めるべきかどうかを議会に諮り議員全員の同意を得た者を当選人とする。

1 の選挙を以て 2 人以上を選挙する場合においては被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

第 38 条　会期中に議決に至らなかった事件は後会に継続しない。

第 39 条　市町村議会は会議規則を設けなければならない。

第 40 条　市町村長及びその委任又は嘱託を受けた者は会議に列席して議事に参加することができる。但し議決に加わることはできない。

第 41 条　市町村長は市町村議会に予算に関する説明書その他市町村の事務に関する説明書を提出することができる。

第 42 条　議長は書記をして会議録を調製し会議の次第及び出席議員の氏名を記載させなければならない。会議録には議長及び市町村議会の定めた 2 人以上の議員が署名しなければならない。

議長は会議録の写を添えて会議の結果を市町村長及び知事に報告しなければならない。

第 6 節　請願

第 43 条　市町村議会に請願しようとする者は議員の紹介により又は議長若しくは議会の書記を経て請願書を提出しなければならない。

第 44 条　市町村議会はその採択した請願で市町村長選挙管理委員会又は監査委員において措置することが適当と認めるものはこれらの者にこれを送付し且つその請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第 7 節　議員の辞職及び資格の決定

第 45 条　市町村議会議員は議会の許可を得て辞職することができる。

但し閉会中においては議長の許可を得て辞職することができる。

第46条　市町村議会議員の被選挙権を有しない者であるときはその職を失う。その被選挙権の有無は市町村議会議員及び市町村長選挙法第2条第1項の各号の一に該当するため又は選挙に関する犯罪により罰金の刑に処せられたために被選挙権を有しない場合を除く外市町村議会がこれを決定する。この場合においては出席議員の3分の2以上の多数によりこれを決定しなければならない。

前項の場合においては議員は第37条の規則に拘らずその議会に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが表決に加わることはできない。

第1項の規定による市町村議会の決定に異議のある議員は議会を被告として上級裁判所に出訴することができる。

第1項の判定による決定は文書を以てしその理由を附してこれを本人に交付しなければならない。

第47条　市町村議会議員の当選証明書のある者は市町村議会議員及び市町村長選挙法第54条第55条の2又は前条の規定による決定又は判決が確定するまではその職を失わない。

第8節　紀律

第48条　市町村議会の会議中本法又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは議長はこれを制止し又は発言を取消させその命令に従わないときはその日の会議が終るまで発言を禁止し又は議場の外に退出させることができる。議長は議場が騒然として整理することが困難であると認めるときはその日の会議を閉じ又は中止することができる。

第49条　傍聴人が公然と可否を表明し又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは議長はこれを制止しその命令に従わないときはこれを退場させる必要があれば警察官に引渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは議長は総ての傍聴人を退場させることができる。

前2項に定めるものを除く外市町村議会は傍聴人の取締に関し必要なる規則を設けなければならない。

第50条　議場の秩序を乱し又は会議を妨害する者があるときは議員は議長の注意を喚起することができる。

第51条　市町村議会においては議員は無礼の言葉を使用し又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第52条　市町村議会において侮辱を受けた議員はこれを議会に訴えて処分を求めることができる。

第9節　懲罰

第53条　市町村議会は本法及び議会規則に違反した議員に対し議決により懲罰を科することができる。

懲罰に関し必要な事項は会議規則中にこれを定めなければならない。

第54条　懲罰は左の通りとする。

一　公開議場における戒告

二　公開議場における陳謝

三　3日以内の出席停止

四　除名

前項第四号の除名については市町村議会議員の3分の2以上の者が出席しその4分の3以上の者の同意がなければならない。

第55条　市町村議会は除名された議員で再び当選した者を同一理由で拒むことができない。

第56条　市町村議会議員が正当な理由なく招集に応じないため又は正当な理由なく会議に出席しないため議長が特に招状を発してもなお故なく出席しない者は議長において市町村議会の決議を経てこれに懲罰を科することができる。

第3章　執行機関

第1節　市町村長

第1款　地位及び権限

第57条　市町村に市町村長を置く。

第58条　市町村長の任期は本人の選挙後15日に始まり後任者の選挙後15日に終る。

市町村議会議員及び市町村長選挙法による最初の市町村長の後任者の選挙は不信任議決の場合の外1950年9月の第1日曜日に行う。

前項の場合を除く外市町村長の任期は4年としその後任者の選挙は在任第4年の9月の第1日曜日に行う。

第59条　市町村長は市町村議会議員と兼ねることが出来ない。

第60条　市町村長は市町村に対し請負をなし又は市町村において経費を負担する事業につきその市町村長若しくは市町村長の委嘱を受けた者に対し請負をなす者及びその支配人は主として同一の行為をなす法人の役員となることができない。

第61条　市町村長はその被選挙権を有しなくなったときその職を失う。その被選挙権の有無は市町村議会議員及び市町村長選挙法第2条第1項の各号の一に該当するため又は選挙に関する犯罪により罰金の刑に処せられたため被選挙権を有しないものである場合の外選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

第46条第3項及び第4項の規定は前項の場合にこれを準用する。

第62条　市町村長は市町村議会議員及び市町村長選挙法第54条第55条の2は前条の規定による法定又は判決が確定するまではその職を失わない。

第63条　市町村長は退職しようとするときはその退職しようとする日前20日までに市町村議会議長に申出なければならない。但し議会の同意を得たときはその期日前に退職することができる。

第64条　知事は市町村長が著しく不適任であると認めるときは第160条の規定により地方自治委員会の承認を得てこれを罷免することができる。

第65条　市町村長は市町村を統轄しこれを代表する。

第66条　市町村長は当該市町村の事務並びに法令によりその権限に属する事務を管理し及びこれを執行する。

第67条　市町村長は左に掲げる事務を担任する。

一　市町村の経費を以って支弁すべき事件を執行すること

二　市町村議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること

三　財産及び営造物を管理すること

四　収入及び支出を命令し並びに会計を監督すること

五　証書及び公文書類を保管すること

六　法令又は市町村議会の議決により使用料手数料市町村税分担金加入金又は夫役現品を賦課徴収すること

七　その他の法令によりその権限に属する事項

八　前各号に定めるものを除く外市町村の事務を執行すること

第68条　軍政府の政策又は軍政府の政策に基づく民政府の政策による事務については市町村長は知事の指揮監督を受ける。

前項の場合において市町村長の処分が成規に違反し又は権限を超えると認めるときは知事は市町村長の処分を取消し又は停止することができる。

第69条　市町村長に故障あるときは助役がその職務を代理する。

助役にも故障があるとき又は助役を置かない市町村において市町村長に故障があるときは市町村長の指定する吏員が代理する。

第70条　市町村長はその権限に属する事務の一部を当該市町村の吏員に委任し又はこれをして臨時に代理させることができる。

第71条　市町村長は市町村吏員を指揮監督し法令によるその任免分限給与服務懲戒等に関する事項を掌る。

第72条　市町村長は当該市町村の区域内の公共的団体等の綜合調整を図るためこれを指揮監督することができる。

前項の場合において必要があるときは市町村長は該公共団体等をして事務の報告をさせ書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

市町村長は第1項の監督上必要な処分をし又は知事の措置を申請することができる。

知事は市町村長の処分を取消すことができる。

第73条　市町村長はその権限に属する事務を分掌させる条例で必要な部課を設けることができる。

第74条　市町村長の事務引継に関する事項は民政府令でこれを定める。

第75条　非常災害のため必要があるときは市町村長は他人の土地を一時使用し又はその土石竹木その他の物品を使用し若しくは収用することができる非常災害による危険防止のため必要があるときは市町村長又は警察官吏は市町村の住民をして防禦に従事させることができる。

第2款　補助機関

第76条　市町村に助役を1人置く。但し市町村は条例でこれを置かないことができる。

第77条　助役は市町村議会の同意を得てこれを選任する。

第78条　助役の任期は4年とする。但し市町村長は任期中においてもこれを解職させることができる。

第79条　市町村議会議員及び市町村長選挙法第2条第1項の各号の一に該当する者は助役となることができない。

助役は市町村議会議員及び市町村長選挙法第2条第1項の各号の一に該当するに至ったときはその職を失う。

第80条　助役はその退職しようとする日前20日までに市町村長に申出なければならない。但し市町村長の承認を得たときはその期日前に退職することができる。

第81条　第59条第60条及び第74条の規定は助役にこれを準用する。

第82条　助役は市町村長を補佐し吏員の担任する事務を監督し別に定むる処により市町村長の職務を代理する。

第83条　市町村に収入役を1人置く。但し市町村は条例で収入役を置かず市町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

第59条第60条第74条第77条第78条本文及び第79条の規定は収入役にこれを準用する。

第84条　市町村長助役又は監査委員と親子夫婦兄弟姉妹の関係にある者は収入役となることができない。

収入役は前項に規定する関係を生じたときその職を失う。

第85条　収入役は市町村の出納その他の会計事務並びに法令により市町村長その他の吏員及び選挙管理委員会の権限に属する事務に関する出納その他の会計事務を掌る。但し法令に特別の規定のあるものはその限りではない。

市町村長は市町村議会の同意を得て収入役に故障があるときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。

第86条　市町村は処務便宜のため条例で区を劃し区長を置くことができる。

第83条第2項の規定は区長にこれを準用する。但し区長の任期は2年とし市町村長は任期中でもこれを解職することができる。

第87条　前10条に定める者を除く外市町村に必要な吏員を置く。前項の吏員は市町村長がこれを任免する。

第1項の吏員の定数は条例でこれを定める。

第88条　市町村は常設又は臨時の専門委員を置くことができる。専門委員は専門の学識経験を有する者の中から市町村長がこれを選任する。

専門委員は市町村長の委託を受けその権限に属する事務につき必要な事項を調査する。

第3款　議会との関係

第89条　市町村議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは市町村長は理由を示してこれを再議に附し又は再選挙を行わしめなければならない。

前項の規定による市町村議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは市町村長は知事の裁決を請うことができる。

第90条　市町村議会の議決が収入又は支出に関し執行することができないものがあると認めるときは市町村長は理由を示してこれを再議に付さなければならない。

議会において左に掲ぐる経費を削除し又は減額する議決をしたときはその経費及びこれに伴う収入についても同様とする。

一　法令により負担する経費及びその他の市町村の義務に属する経費

二　非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は伝染病予防のため必要な経費前項第1号の場合において市町村議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは市町村長はその経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

第2項第二号の場合において市町村議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは市町村長はその議決を不信任の議決とみなすことができる。

第91条　市町村議会において市町村長の不信任の議決をしたときは市町村長は10日以内に市町村議会を解散することができる。

市町村議会において市町村長の不信任の議決をした場合において本条により市町村議会を解散しないとき又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決をしたときは市町村長は退職しなければならない。

本条の不信任の議決については議員数の3分の2以上の者が出席しその4分の3以上の者の同意がなければならない。

第92条　市町村議会が成立しないとき第32条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき緊急な事件で議会を招集する暇がないとき又は市町村議会がその義務に属する事件を議決又は決定しないときは市町村長はその議決すべき事件または決定すべき事件を処置することができる。

前項の規定による処置については市町村長は次の会議においてこれを議会に報告しその承認を求めなければならない。

第93条　市町村議会の権限に属する軽易な事項で条例で特に指定したものは市町村長において専決処分することができる。

本条により専決処分をしたときは市町村長はこれを市町村議会に報告しなければならない。

第2節　監査委員

〔第94条～第100条　省略〕

第4章　給与

〔第101条・第102条　省略〕

第5章　財務

〔第103条～第136条　省略〕

第6章　市町村組合及び財産区

〔第137条～第149条　省略〕

第7章　市町村長の協議会

第150条　市町村長は市町村の事務又は軍政府の政策若しくは軍政府の政策に基く民政府の政策による事務の連絡調整を図るためその協議により規約を定め市町村長の協議会を設けなければならない。

第151条　市町村長の協議会に会長及び副会長1人を置き市町村長がこれを互選する。

会長は協議会に関する事務を総理し協議会を代表する。

副会長は会長を補佐し会長に故障があるときはその職務を代理する。

第152条　市町村長の協議会は必要があると認めるときはその会議に民政府の部長の参加を求めることができる。

第153条　市町村長の協議会に要する費用は市町村がこれを負担しなければならない。

第8章　監督

〔第154条～第156条　省略〕

第9章　地方自治委員会

〔第157条～第163条　省略〕

附則

第1条　本法公布前1948年3月1日後に知事の指示により市町村長のなした行為は本法による市町村又は市町村長の行為とみなす。

第2条　本法公布の日に存する市町村行政に関する民政府の指令通牒は本法及び本法に基く命令の範囲内においてその効力を有する。

第3条　本法公布の日に市町村役所の現にある位置は第5条の条例によりこれを定めたものとみなす。

第4条　本法公布の日に存する市町村の区は第86条の条例でこれを定めたものとみなし現に職に

ある区長は本法に基き更迭するまでその職を失わないものとする。

第5条　本法公布後最初の会計年度の市町村予算に関しては本法の規定にかかわらず民政府の従来の例による。

第6条　本法施行のため必要な規定は民政府令でこれを定める。

改正市町村議会議員及び市町村長選挙法（抄）

〔1950（昭和25）年7月7日　米軍政府布令第17号〕

第1章　通則

第1条

1　市町村長及び市町村議会議員はその被選挙権を有する者より総選挙若しくは特別選挙において選挙人が選挙する。

2　市町村長の総選挙は4年に1回9月第1日曜日に行ふ。
議会議員の総選挙4年に1回9月第2日曜日行ふ。
特別選挙は本令第42条に依り必要な場合に行ふ。

第2条

1　年令20才以上にして引続き6ケ月間或る市町村の区域内に住所を有するものはその市町村議会議員及び市町村長の選挙に選挙権を有する。

2　或る市町村に引続き6ケ月間住所を有して居た者で天災地変等に依り止むなく住所を移した為その属する市町村の議会議員の選挙権を有する事が出来なくなった者及び海外帰還後市町村に住所を有するに至ったがその期間が未だ6ケ月に達しない者は、選挙管理委員会にその旨申出をする事に依り前項の規定による住所の要件にかかわらず選挙権を取得する事が出来る。

3　前項の規定により選挙権を取得した者は前住所の市町村における選挙権を有しない。
本条の第1項に言ふ6ケ月の期間は市町村廃置分合亦は境界の変更の為中断されることがない。

第3条

1　年令25才以上にして選挙権を有する者はその属する市町村の市町村長及び議会議員の被選挙権を有する。

2　本条第1項に言ふ年令は総選挙選挙人名簿及特別選挙選挙人名簿の確定日現在で算定する。

3　禁治産者、準禁治産者、受刑中の者及び執行猶予中の者は選挙権も被選挙権も有しない。

4　選挙管理委員、選挙管理委員会の書記投票分会官吏、選挙長及び現在選挙事務に任する有給官吏及び吏員はその関係区域内においては被選挙権を有しない。

5　在職の検事警察官、収税官吏は被選挙権を有しない。

第4条

市町村選挙に関する事務は選挙管理委員会が之を管理す。

第5条

1　市町村の議会議員及市町村の選挙は之を行ふべき事由が生じた時は速やかに行はなければならぬ。

2　市町村の議会議員及び市町村長の任期満了による選挙はその任期満了の日前 30 日前に行ふ事は出来ない。

3　総選挙、若しくは特別選挙と決められた日より 45 日前に選挙管理委員会は選挙期日を告示し且つあらゆる手段に依り一般の周知を図らねばならぬ。

その一般告示と選挙日との間の 45 日間は適法な選挙運動期間を成す。

4　選挙管理委員会は選挙の期日前 10 日若しくはそれ以前に選挙会場（投票分会場を含む以下同じ）選挙の日時及び議会議員の選挙の場合は選挙すべき議会議員数を告示しなければならない。

5　投票分会場が設置された場合は更に該分会場の所轄区域を告示しなければならない。

6　投票分会場における投票は選挙会場と同日同一時間内に於いて行はなければならぬ。

7　天災其の他避ける事の出来ない事故により投票を行ふ事が出来ないか又は更に投票を行ふ必要があるときは委員会は更に期日を定め投票を行はなければならない。此の場合に選挙会場の位置及び選挙日時を選挙期日前 5 日若くはそれ以前に告示しなければならない。

第 2 章　選挙管理委員会

〔第 6 条～第 16 条　省略〕

第 3 章　選挙人名簿－総及補充

〔第 17 条・第 18 条　省略〕

第 4 章　選挙

〔第 19 条　省略〕

第 20 条

1　候補者は選挙人名簿に記載された者の内から本人の承諾を得て選挙立会人となるべき者 1 人を定める事が出来此の場合には選挙の期日前 3 日迄に選挙長にその旨届け出なければならない。但し同一人を届け出ることは妨げない。

2　前項の規定により届出のあった者（候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときはその届出に係る者を除く、以下同じ）が 5 人を超えない時は直ちにその者を以って選挙立会人とし 5 人を超えるときは選挙立会人 5 人を選挙長は決定しなければならない。

3　前項の規定による決定は選挙長において籤で之を決定する。籤は選挙の期日の前日之を行ふ。

4　候補者が死亡し亦は候補者たることを辞したときはその届出に係る選挙立会人はその職を失ふ。

5　第 2 項の規定による選挙立会人が 3 人に達していないとき若しくは 3 人に達しなくなったとき又は選挙会場を開く時刻に参会すべき立会人が 3 人に達しないとき若しくは其の後 3 人に達しなくなったときは選挙長は選挙人名簿に記載されている者の内から 3 人に達する迄の選挙立会人を選任し直ちに之を本人に通知し選挙に立会はしめなければならない。

6　選挙立会人は正当な理由がなければその職を辞することが出来ない。

7　第 1、第 2 及第 6 項の規定は必要なる変更の上投票分会長にも準用される。此の場合選挙立会人はそれぞれの投票区域における選挙人名簿に記載されている選挙人の内から選ぶ。

〔第 21 条～第 23 条　省略〕

第 24 条

投票に使ふ文字は漢字、片仮名、平仮名及びローマ字とする。別表 D に規定する点字も亦使用

してよい。

第 25 条

1　総選挙選挙人名簿若しくは特別選挙人名簿に登録されていない者は投票をなすことは出来ない。

名簿に登録されているが登録される資格のない者若しくは選挙の当日に選挙権を有しなくなった者は投票出来ない。

2　自ら候補者の氏名を書くことが出来ない者は投票をなすことは出来ない。

〔第 26 条　省略〕

第 27 条

1　選挙当日は投票場は朝の 7 時から引続き晩の 6 時迄開場しなければならない。

2　投票場を閉づべき時刻に至った時は選挙長はその旨を告げて投票場の入口を閉ざし投票場内の選挙人の投票終了を待って投票函を閉鎖する。投票函閉鎖後は投票をなすことは出来ない。

第 28 条

1　病気、負傷、妊娠、跛行、出産のため選挙会場に行くことが出来ないと云ふ証明書を有する選挙人は選挙期日が告示されてから選挙の前日迄に何時でも当該選挙長から投票用紙と封筒を請求出来る。

これを不在投票用紙とする。

2　前項の不在投票用紙の発行を妥当とする事実を述べる証明書は医者、歯医者、産婆のみが作製出来る。

3　猶不在投票用紙は左の場合においても発行しなければならない。

a　軍施設において業務に従事することになっている者。

b　公営に属する船舶に勤務することになっている者。（又は海上にて漁業に従事することになっている者）

c　自己の住所より離れて選挙事務に従事することになっている者。

4　第 3 項の場合投票人は左記のものからの証明書を提出せねばならない。

選挙人が前項の a 号若しくは b 号に該当するならば船長若しくは雇傭者からの証明書若し前項の c 号に該当するならば所属官公署の長からの証明書。

〔第 29 条～第 31 条　省略〕

第 32 条

島嶼若しくは交通の不便の地で選挙の期日に投票箱を送致する事が出来ない情況にあると認めた時は選挙長は其の投票の期日を繰り上げて定めかつ其の分会長に命じ開票の期日迄に其の投票箱投票録選挙人名簿を送致させる事が出来る。

第 33 条

選挙長は予め開票の日時を告示しなければならない。

第 34 条

1　選挙長は投票の日又は其の翌日選挙立会人立会の上投票箱を開き投票総数と投票人総数を計算する。

2　前項の計算を終ったときは選挙長は先づ第 26 条第 2 項及び第 4 項の投票を調査するその投票の受理如何は選挙立会人これを決める。選挙長は選挙立会人と共に投票を点検する。可否

が同数であった場合は選挙長が之を決める。

3　天災その他避ける事の出来ない事故により開票を行ふことが出来ない場合は選挙長は更に開票日を定め告示する。この場合に於いて選挙会場を変更するときは更にその旨も告示する。

第 35 条

投票は候補者の何人たるかを確認し得れば有効である。但し左に掲げる投票はこれを無効とする。

1　成規の用紙を用ひていないもの。

2　候補者の氏名の外他事を記載したもの但し職業身分住所又は敬称の類を記入したものはこの限りでない。

3　候補者でないものの氏名を記載したもの。

4　2 人以上の候補者の氏名を記載したもの。

5　被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの。

6　候補者の氏名を自書しないもの。

第 36 条

選挙人は開票中の選挙会場を参観出来る。

第 37 条

投票の効力は選挙立会人の意見を聴き選挙長これを決める。

第 38 条

1　選挙長は選挙録を作り選挙会に関す次第を記載し選挙立会人と共にこれに署名しなければならぬ。

2　投票分会長は投票録を作り投票に関する顛末を記載し投票立会人とともにこれに署名しなければならない。投票分会長は投票箱と同時に選挙録を選挙長に送致しなければならない。選挙録及び投票録は議員及び市町村長の任期間選挙管理委員会においてこれを保存する。

3　選挙人選挙事務に従事するもの選挙立会人の外選挙会場に入ることは出来ない。但し選挙長又は投票分会長の許可又は申請があった時はこの限りでない。

第 5 章　候補者及び当選人

第 39 条

1　候補者とならうとするものは本命の第 5 条の規定に従ひ選挙の告示があった日から選挙期日 3 日前までにその旨選挙長に届け出なければならない。

2　総及び特別選挙人名簿に登録されたものが他人を候補者に立てんとするときは本人の承諾を得て前項に規定された期間内に同じくその推薦の届出をすることが出来る。

3　市町村長の選挙に於て候補者の届出で又は推薦届出をしやうとする者は選挙人 30 名の連署を以ってこれをしなければならぬ。

4　候補者は選挙長に届け出をしなければ候補者たることを辞することが出来ない。

5　前 4 項に規定された通りの届け出があったとき又は候補者が死亡したことを知ったときは選挙長は直ちにその旨を告示しなければならない。

6　議員が市町村長の候補者とならうとするとき又は市町村長が議員の候補者とならうとするときその職を辞めない限り初の 2 項に規定された届出をなすことは出来ない。

第 40 条

有効投票の最大多数を得た者を以って当選人とする。当選人を決定するに当り得票数が同じで

あるときは選挙会に於て選挙長が籤でこれを定める。

第 41 条

当選人が当選を辞したとき又は死亡したとき又は当選の資格を失ったときは選挙管理委員会を開き当選しなかったものの得票の順位で当選人を定めなければならない。

第 42 条

1　選挙管理委員会は左の理由ある場合は市町村長又は議員の欠員を当然宣言しなければならない。

a　市町村長又は議員が死亡若しくは辞職したとき

b　120 日以上の病気のためその職務を果たすことが出来ぬ場合

c　精神異状か精神的無能力者なる場合

d　懲役禁固を以って処罰出来る破廉恥罪につき有罪の判決あった場合

e　法律又は命令の規定に従って罷免された場合

f　不信任投票の結果議会解散の場合

g　不信任投票の結果、市町村長辞職の場合

2　前項に記載せる事件発生後 3 日以内に選挙管理委員会は市町村長又議員の欠員を宣言しそれから 45 日以内に特別選挙が施行されることを告示しなければならない。

第 43 条

1　候補者の数が市町村議会議員にあっては定員を超えないとき市町村長にあっては 1 人であるときは投票は行なはない。

2　前項の規定に依り投票を行なはない場合は選挙長は直ちにその旨を告知しなければならない。

3　第 1 項の場合に於いて選挙長は選挙の期日から 5 日以内に選挙会を開き候補者を以って当選人と定めなければならない。

第 44 条

1　当選人が定ったときは選挙長は直ちに当選人に当選の旨を通知し同時に当選人の住所氏名告示し且つ当選人の氏名得点数及選挙関係事項を政庁知事に報告しなければならない。

2　当選人がないとき又は市町村議会の議員の選挙において当選人がその選挙に於ける議員の定数に達しないときは選挙長は直ちにその旨を告示し併せて知事選挙管理委員長及び市町村長に報告しなければならない。

第 45 条

1　当選人はその当選を辞しやうとするときは当選の告知を受けた日から 10 日以内にその旨を選挙長に届け出なければならない。

2　当選人が前項の期間内に当選を辞する旨の届出をしないときは当選を承諾したものと見做す。

3　有給官公吏にして市町村長に当選したものはその職を辞する旨の届出をしなければならない。又同じく市町村長に当選した者にしてその市町村に対し請負をなし当該市町村で経費を負担する事業につき市町村長の委任を受けた者に対し請負をするものは自らその請負者たること又はその支配人、協同者は取締り役を辞した届出をしなければならない。第 1 項の期間内にその届出をしないときはその当選を辞したものと見做す。

第 46 条

1　前条第 1 項の期間を経過したとき又は当選人が当選を承諾したときは選挙管理委員会は直ちにこれに当選証書を付与しその住所氏名を告示しなければならない。

2　当選人のないとき又は、市町村議会の議員の選挙に於て当選人がその選挙に於ける議員の定数に達しないときは選挙管理委員会は直ちにその旨を告示しなければならぬ。

3　前項の場合に於いて選挙管理委員会は左の区分により直ちにその旨を報告しなければならない。

a　市町村長の場合にあっては知事に

b　市町村議会議員の選挙にあっては該当市町村長に

第 47 条

1　市町村議会議員の選挙に於いて当選人が不足した場合又は議員に欠員を生じた場合は不足の数と欠員の数とを通じて議員定数の 6 分の 1 を超えるとき及び市町村長選挙に於いて当選人がないとき又は市町村長が欠けたときは選挙管理委員会は選挙の日を定めて之を告示し特別選挙を行はなければならない。

2　選挙管理委員会の決定に対する異議の決定ある迄はそれに基く訴訟が裁判にかかっている間は特別選挙は之を行ふ事が出来ない。

3　議員の数がその定数の 3 分の 2 に達しなくなった場合でなければ議員の任期が終る前 6 ケ月以内は特別選挙は之を行ふ事が出来ない。

第 48 条

第 45 条第 1 項に定められた期限内に欠員を生じた場合は選挙管理委員会は選挙会を開き次点最高得票者を以って之を補充しなければならない。

第 49 条

1　市町村議会議員のすべてに欠員を生じた場合には総選挙を行はなければならない。但し第 47 条の規定による特別選挙の告示があったときはこの限りでない。

2　第 47 条の規定は前項の総選挙に之を準用する。

3　当選人の不足による特別選挙と議員の欠員による特別選挙とを同時に行ふときに 1 つの選挙に合併してこれを行ふ。

第 6 章　争訟

第 50 条

1　選挙人又は候補者は選挙又は当選の効力に関して異議があるときは選挙に関しては選挙の日から当選に関しては、第 44 条の告示の日から 14 日以内に選挙管理委員会に対して之を申し立てることが出来る。

2　此の場合選挙管理委員会はその申立てを受けた日から 14 日以内に之に対する決定と理由を附した文書を以って行い該申立人に付しなければならない。

3　前項の規定による選挙委員会の決定に不服ある者は巡回裁判所に上訴することが出来る。

第 51 条

選挙の規定に違反することがある場合選挙の結果に実際に異動を与える場合に限り選挙管理委員会又は裁判所はその選挙の全部又は一部の無効を決定し又は判決しなければならない。

第 52 条

第 50 条の規定により当選を無効であると認める選挙又は候補者は当選人を被告として第 44 条

の規定による告示の日から 20 日以内に巡回裁判所に出訴することが出来る。

第 53 条

第 51 条の上訴に付き判決が確定し効力を生じたときは巡回裁判所は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。

第 7 章　選挙運動

第 54 条

1　選挙運動は第 5 条第 3 項の規定に基く選挙管理委員会よりの選挙の告示の日より前に始めてはならない。

2　選挙事務所は候補者又は推薦届出者（推薦届出者数人ある時はその代表者）でなければ設置出来ない。

3　前項に述べた者が選挙事務所を設置又は変更する時はその旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

第 55 条

1　選挙事務所は候補者 1 人につき 3 ケ所設置することが出来る。

2　選挙事務所は投票場から 1 町又は約 120 ヤード以内に設置してはならない。

3　休憩場又は之に類似する設備を選挙運動の為に設置してはならない。

4　本条第 1 項の規定に反して選挙事務所の設置ありと認めたときは、又は第 1 項の規定に依る定数を超えて選挙事務所の設置ありと認めたときは、選挙管理委員会は直ちにかかる選挙事務所の閉鎖を命ぜねばならない。

第 56 条

選挙運動は第 39 条第 1 項又は第 3 項の規定に依り候補者の推薦届出又は立候補の届出がなされた後でなければ行ってはならない。

第 57 条

何人も投票を得、得しめない目的を以って戸別訪問を行ってはならない。

第 58 条

20 年未満の学校児童生徒又は学生と特別に関係ある地位を利用して選挙運動をなしてはならない。

第 59 条

第 3 条第 3 項及第 5 項に該当する者は選挙運動をなしてはならない。

第 8 章　選挙運動の費用

〔第 60 条～第 74 条　省略〕

第 9 章　罰則

〔第 75 条～第 101 条　省略〕

第 102 条

1　本法は、公布の日より之を施行する。但し、政庁の指示による各市町村の総及び補充選挙人名簿、選挙管理委員会並びにかかる委員の任命及び決定は、有効と見做す。

2　本法施行に必要なる補則は、本法に反しない限り、知事が、之を定める。

第 103 条　廃止

1　1948 年 1 月 12 日附軍政府指令第 4 号、市町村長及び議員選挙法に関する件は、之を廃止する。

2　1948 年 1 月 19 日附軍政府指令第 7 号、八重山、宮古、市町村長及び議員選挙に関する件は、之を廃止する。

3　1948 年 4 月 30 日附北部南西諸島軍政府指令第 1948－4 号市町村長及び議員選挙法に関する件及びその変更改正は、之を廃止する。

1948 年 2 月 16 日附南部南西諸島軍政府指令第 1 号、市町村長及び議員選挙法に関する件及びその変更は、之を廃止する。

改正市町村議会議員及び市町村長選挙法

〔1950（昭和 25）年 8 月 7 日　米軍政本部布令第 17 号改正第 1 号〕

1、「市町村議会議員及び市町村長選挙法」と題する軍政府布令第 17 号の第 1 章第 1 条第 2 項を左の通り改める。

第 2 項、市町村長の普通選挙は 4 年毎に 1 回とし 9 月の第 1 日曜日に之を行ふ。

市町村議員の普通選挙は 4 年毎に 1 回とし 9 月の第 2 日曜日に之を行ふ。右は竹富町を除く各市町村に適用する。

竹富町の町長及び議員の選挙期日は共に 9 月の第 2 日曜日とする。

臨時選挙は必要な時に本布令第 42 条の規定に依り之を行ふ。

軍政府の指示により

軍政副長官

米陸軍准将　　ジョン・エイチ・ハインズ

市町村制の一部改正〔1950（昭和 25）年 8 月 31 日〕

発　沖縄軍政官府

宛　沖縄知事

首題　1948 年 7月 21 日附改訂軍政府指令 26 号の一部改正

1　次の諸事項を広く発表して全市町村当局に周知徹底せしめられたい。

1948 年 7月 21 日附軍政府指令第 26 号首題〝市町村制〟の第 15 条を左の如く根本的に改正する。

A　人口 5,000 人未満の市町村においては議員 6 名を以て議会を構成する。

B　5,000 人以上 10,000 人未満の人口を有する市町村の議会は議員の定数を 8 名とする。

C　10,000 人以上 20,000 人未満の人口を有する市町村の場合は議員定数 10 名とし

D　人口 20,000 人以上の市町村においては市町村議会において 3/4 以上の議員の賛成投票があれば人口 7,000 人を増す毎に議員 1 名の割合で議席数を増すことができる。

2　本改正法は来週中に配布するが配布に先だち本通知書を以て右内報とする。

軍政官の指示に依り

副官大尉　　ルイヌ・ピー・オアー

改正市町村議会議員及び市町村長選挙法

〔1952（昭和 27）年 4 月 17 日　米軍政府布令第 17 号改正第 3 号〕

1、1950 年 8 月 7 日附改正第 1 号を以て改正せる 1950 年 7 月 7 日附軍政府布令第 17 号「改正市町村議会議員及び市町村長選挙法の第 1 章第 1 条 2 項を次の通り改める。

「2、市町村長総選挙は、4 年毎に 1 回 9 月の第 1 日曜日にこれを行う。市町村議会議員の総選挙は、4 年毎に 1 回 9 月の第 2 日曜日にこれを行う。但し、八重山群竹富町に於ては、右の両選挙を 9 月の第 2 日曜日に行う。特別選挙は、この布令の第 42 条及び第 47 条に依り、必要な場合に行う。市町村長及び市町村議会議員の任期は、本項の規定に拘らず後任者が選任される日までは、これを延長しなければならない。」

2、軍政府布令第 17 号第 5 章第 47 条 3 項を次の通り改める。

「3、A、市町村長の補欠選挙が行われる場合は、第 1 条 2 項の規定に拘らず当選者の市町村長としての任期は満 4 年とする。B、市町村議会議員の特別選挙は、その任期満了前 6 ケ月以内は欠員が総定員の 3 分の 1 を超えない限りこれを行わない。」

3、本布令は 1952 年 4 月 17 日からこれを施行する。

右民政副長官の命に依り発布する。

民政官

米国陸軍准将　　ゼイムス・エム・ルイス

改正市町村議会議員及び市町村長選挙法

〔1952（昭和 27）年 7 月 23 日　米軍政府布令第 17 号改正第 4 号〕

1、1950 年 7 月 7 日付軍政府布令第 17 号、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法の第 1 章第 2 条第 1 項の末部に左記の規定を加える。

市町村の職員であるため勤務の都合上その本来の住所の属する市町村以外の市町村に一時移転するに至った者の住所の要件は、その移転によって、影響されないものとする。

2、第 1 章第 5 条第 3 項の末文を除去し、左記の文を挿入する。

「選挙日を含みその日から前の 20 日間を適法な選挙運動期間とする」

3、第 5 章第 39 条第 1 項を左の通り改める。

「候補者となろうとする者は、20 日間の選挙運動期間中にその旨を選挙長に届出なければならない。但し如何なる事情があっても選挙の日から 3 日前までに届出をしなければならない」

4、第 7 章第 54 条第 1 項を左の通り改める。

「選挙運動は第 5 条第 3 項の規定による法的選挙運動期間より前にこれを始めてはならない」

5、第 9 章第 101 条を左の通り改める。

「第 1 章第 5 条第 3 項の規定による選挙運動期間より前に選挙運動を始めたる者は断罪の上 1 年以下の懲役又は 1 万円以下の罰金もしくは、その両刑に処する。

候補者にして、その挙に出た者は該選挙における、被選挙権を失うものとする」

6、本改正は 1952 年 7 月 23 日から施行する。

市町村自治法（抄）〔1953（昭和 28）年 1 月 12 日　琉球政府立法第 1 号〕

目次

第 1 章　総則
第 1 節　市町村及びその区域（第 1 条－第 6 条）
第 2 節　市町村住民及びその権利義務（第 7 条－第 10 条）
第 3 節　条例及び規則（第 11 条－第 13 条）
第 2 章　直接請求
第 1 節　条例の制定及び監査の請求（第 14 条－第 18 条）
第 2 節　解散及び解職の請求（第 19 条－第 31 条）
第 3 章　議会
第 1 節　組織（第 32 条－第 35 条）
第 2 節　権限（第 36 条－第 40 条）
第 3 節　招集及び会期（第 41 条・第 42 条）
第 4 節　議長及び副議長（第 43 条－第 48 条）
第 5 節　委員会（第 49 条－第 51 条）
第 6 節　会議（第 52 条－第 63 条）
第 7 節　請願（第 64 条・第 65 条）
第 8 節　議員の辞職及び資格の決定（第 66 条－第 68 条）
第 9 節　紀律（第 69 条－第 73 条）
第 10 節　懲罰（第 74 条－第 77 条）
第 11 節　議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員（第 78 条）
第 4 章　執行機関
第 1 節　市町村長
第 1 款　地位及び権限（第 79 条－第 97 条）
第 2 款　補助機関（第 98 条－第 110 条）
第 3 款　議会との関係（第 111 条－第 115 条）
第 2 節　選挙管理委員会（第 116 条－第 129 条）
第 3 節　監査委員（第 130 条－第 137 条）
第 5 章　給与（第 138 条－第 140 条）
第 6 章　財務
第 1 節　財産及び営造物（第 141 条－第 148 条）
第 2 節　収入（第 149 条－第 160 条）
第 3 節　支出（第 161 条－第 165 条）
第 4 節　予算（第 166 条－第 171 条）
第 5 節　出納及び決算（第 172 条－第 174 条）
第 6 節　雑則（第 175 条－第 180 条）
第 7 章　監督（第 181 条－第 186 条）
第 8 章　市町村組合及び財産区
第 1 節　市町村組合（第 187－第 195 条）

第２節　財産区（第 196 条－第 199 条）
附則（第１条－第 10 条）

第１章　総則
第１節　市町村及びその区域
（市町村の区域）
第１条　市町村の区域は、従来の区域による。
（市町村の法人格、事務）
第２条　市町村は、法人とする。
2　市町村は、その公共事務及び法令により市町村に属する事務を処理する。
（市町村の廃置分合及び境界変更）
第３条　市町村の廃置分合又は境界変更は、関係市町村の申請に基き、行政主席が立法院の議決を経てこれを定める。所属未定地を市町村の区域に編入しようとするときも、また、同様とする。
2　前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。その協議が調わないときは、関係市町村議会の意見を徴して、行政主席がこれを定める。
3　前２項の申請又は協議については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。
4　第１項の規定による決定をしたときは、行政主席は、直ちにその旨を告示しなければならない。
（市町村の名称変更等）
第４条　市町村の名称を変更しようとするとき、又は市町村役所の位置を定め、若しくはこれを変更しようとするときは、条例でこれを定め、行政主席の許可を得なければならない。
2　前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市町村の議会において出席議員の3分の２以上の者の同意がなければならない。
3　行政主席は、第１項の規定により、許可をしたときは直ちにその旨を告示しなければならない。
（市及び町の要件）
第５条　市となるべき町村は、左に掲げる要件を具えていなければならない。
一　人口３万以上を有すること。
二　当該町村の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の６割以上であること。
三　商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の６割以上であること。
2　町となるべき村は、人口２万以上を有し、前項第二号及び第三号の規定する要件を具えていなければならない。
（市町村境界の決定）
第６条　市町村の境界に関し争論があるときは、関係市町村は、裁判所にその確定の訴を提起することができる。
2　市町村の境界が判明でない場合において、その境界に関し争論がないときは、行政主席は、関係市町村の意見をきいて境界の決定をすることができる。
第２節　市町村住民及びその権利義務
（住民の意義、権利義務）

第7条　市町村の区域内に住所を有する者は、その市町村の住民とする。

2　住民は、この立法の定めるところにより、その属する市町村の財産及び営造物を共用する権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

（住民の選挙権）

第8条　市町村の住民は、この立法及び選挙法の定めるところにより、その属する市町村の選挙に参与する権利を有する。

（条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権）

第9条　選挙権を有する市町村の住民は、この立法の定めるところにより、その属する市町村の条例の制定改廃及び事務の監査を請求する権利を有する。

（議会の解散請求権、役員の解職請求権）

第10条　選挙権を有する市町村の住民は、この立法の定めるところにより、その属する市町村の議会の解散を請求する権利を有する。

2　選挙権を有する市町村の住民は、この立法の定めるところにより、その属する市町村の議会の議員、市町村長、助役、収入役、選挙管理委員、又は監査委員の解職を請求する権利を有する。

第3節　条例及び規則

〔第11条～第13条　省略〕

第2章　直接請求

第1節　条例の制定及び監査の請求

〔第14条～第18条　省略〕

第2節　解散及び解職の請求

（議会の解散の請求及びその処置）

第19条　選挙権を有する者は、規則の定めるところにより、その総数の3分の1以上の者の連署を以て、その代表者から、市町村の選挙管理委員会に対し、当該市町村の議会の解散の請求をすることができる。

2　前項の請求があったときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3　第1項の請求があったときは、委員会はこれを選挙人の投票に付さなければならない。

4　第14条第4項の規定は、第1項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数に、第15条から第17条までの規定は、同項の規定による請求者の署名にこれを準用する。

（解散の投票の結果とその処置）

第20条　解散の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを前条第1項の代表者及び当該市町村の議会の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、市町村長及び行政主席に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

（議会の解散）

第21条　市町村の議会は、第19条第3項の規定による解散の投票において過半数の同意があったときは、解散するものとする。

（解散請求の制限期間）

第22条　第19条第1項の規定による市町村の議会の解散の請求は、その議会の議員の一般選挙のあった日から1年間及び同条第3項の規定による解散の投票のあった日から1年間は、これをすることができない。

（議員の解散の請求及びその処置）

第23条　選挙権を有する者は、規則の定めるところにより、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署を以て、その代表者から、市町村の選挙管理委員会に対し、市町村の議会の議員の解職の請求をすることができる。

2　前項の請求があったときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3　第 1 項の請求があったときは、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。

4　第 14 条第 4 項の規定は、第 1 項の選挙権を有する者及びその総数の 3 分の 1 の数に、第 15 条から第 17 条までの規定は、同項の規定による請求の署名にこれを準用する。

（長の解職の請求及びその処置）

第24条　選挙権を有する者は、規則の定めるところにより、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署を以て、その代表者から、市町村の選挙管理委員会に対し、当該市町村長の解職の請求をすることができる。

2　第 14 条第 4 項の規定は、前項の選挙権を有する者及びその総数の 3 分の 1 の数に、第 15 条から第 17 条までの規定は、前項の規定による請求者の署名に、第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は前項の請求にこれを準用する。

（解職の投票の結果とその処置）

第25条　第 23 条第 3 項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにこれを同条第 1 項の代表者並びに当該市町村の議会の関係議員及び議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、市町村長及び行政主席に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

2　前条第 2 項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同条第 1 項の代表者並びに当該市町村長及び議会の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、行政主席に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

（議員又は長の失職）

第26条　市町村の議会の議員又は長は、第 23 条第 3 項又は第 24 条第 2 項の規定による解職の投票において過半数の同意があったときは、その職を失う。

（議員又は長の解職請求の制限期間）

第27条　第 23 条第 1 項又は第 24 条第 1 項の規定による市町村の議会の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から 1 年間及び第 23 条第 3 項又は第 24 条第 2 項の規定による解職の投票の日から 1 年間は、これをすることができない。但し、改正市町村議会議員及市町村長選挙法第 43 条第 3 項（無投票当選）の規定により当選人と定められた市町村の議会の議員又は長となった者に対する解職の請求は、その就職の日から 1 年以内においても、これをすることができる。

（解散及び解職投票の手続）

第28条　規則で特別の定をするものを除く外、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法の選挙に関する規定は、第 19 条第 3 項の規定による解散の投票並びに第 23 条第 3 項及び第 24 条第 2 項の規定による解職の投票にこれを準用する。

2　前項の投票は規則の定めるところにより、市町村の選挙と同時にこれを行うことができる。

〔第 29 条～第 31 条　省略〕

第 3 章　議会

第 1 節　組織

（議会の設置）

第32条　市町村に議会を置く。

（市町村議会の議員の定数）

第33条　市町村議会の議員の定数は、次のとおりとする。

一　人口2千未満　8人

二　人口2千以上5千未満　12人

三　人口5千以上1万未満　16人

四　人口1万以上2万未満　20人

五　人口 2 万以上の市町村にあっては、人口5千を増す毎に各々議員1人を増員する。但し、30人を超えることはできない。

2　前項の人口は、琉球政府行政主席統計局の公示する最近の人口による。

3　第1項の議員の定数は条例で特にこれを減少することができる。

4　第1項及び前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければこれを行うことができない。

5　第3条第1項の規定による処分により著しく人口の増減があった市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、条例で議員の定数を増減することができる。但し、新人口に基く第1項の議員の定数を超えて増加することができない。

6　前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

（兼職の禁止）

第34条　市町村の議会の議員は、立法院議員と兼ねることができない。

2　市町村の議会の議員は、市町村の常勤の職員と兼ねることができない。

（任期）

第35条　市町村の議会の議員の任期は、4年とする。

2　前項の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が市町村の議会の議員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは、前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなったときは、議員がすべてなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

3　在任期間は補欠議員については、前任者の残留期間、議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員については、一般選挙により選挙された議員の任期満了の日までとする。

第2節　権限

（議決事件）

第36条　市町村の議会は、左に掲げる事件を議決しなければならない。

一　条例を設け又は改廃すること。

二　才入才出予算を定めること。

三　決算報告を認定すること。

四　法令に規定するものを除く外、市町村税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴収に関すること。

五　法令に規定するものを除く外、違法に賦課又は徴収された市町村税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の払戻に関すること。
六　基本財産又は減債基金その他積立金穀等の設置、管理及び処分に関すること。
七　条例で定める財産の取得又は処分及び営造物の設置又は処分をすること。
八　才入才出予算を以て定めるものを除く外あらたに義務の負担をし、負担附寄附又は贈与を受け及び権利を放棄すること。
九　条例で定める契約を結ぶこと。
十　市町村がその当事者である異議の申立、訴願、訴訟、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。
十一　立法で定める義務に属する損害賠償の額を定めること。
十二　市町村の区域内の公共的団体等の活動の綜合調整に関すること。
十三　その他法令により議会の権限に属する事項。

2　前項に定めるものを除く外、市町村は、条例で市町村に関する事件につき議決すべきものを定めることができる。

（選挙、予算の増額修正）

第37条　市町村の議会は、法令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

2　議会は、才入才出予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、市町村長の才入才出予算の提出の権限を侵すことができない。

（検閲及び検査の請求）

第38条　市町村の議会は、市町村の事務に関する書類及び計算書を検閲し、市町村長、選挙管理委員会、監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2　議会は、監査委員に対し、市町村の事務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

（説明の請求及び意見の陳述、意見の提出）

第39条　議会は、市町村長、選挙管理委員会、監査委員、その他法令又は条例に基く委員会又は委員に委任された政府の事務に関し、市町村長の説明を求め又はこれに対し意見を述べることができる。

2　議会は、市町村の公益に関する事件につき意見書を政府に提出することができる。

（調査権、出頭証言及び記録の提出請求、刊行物の送付、図書室等）

第40条　市町村の議会は、市町村の事務に関する調査を行い、選挙人其の他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2　民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この立法に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会が市町村の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、勾引又は過料に関する規定は、この限りでない。

3　第1項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は2千円以下の罰金に処する。

4　議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、

当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。

5　議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

6　当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から20日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

7　第2項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣言した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁錮に処する。

8　前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

9　議会は、選挙人その他の関係人が、第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が議会の調査が修了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

10　議会が第1項の規定による調査を行うため市町村の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは当該団体等は、その求めに応じなければならない。

11　議会は、第1項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

12　政府は、市町村の議会に公報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

13　議会は、議員の調査研究に資するため図書室を附置し前項の規定により送付を受けた公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

14　前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

第3節　招集及び会期

（招集）

第41条　市町村の議会は、市町村長がこれを招集する。議会の定数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求があるときは、当該市町村長は、これを招集しなければならない。

2　招集は、開会の日前、3日までにこれを告示しなければならない。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

（定例会・臨時会・会期）

第42条　市町村の議会は定例会及び臨時会とする。

2　定例会は、毎年3回以上これを招集しなければならない。

3　臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

4　臨時会に付議すべき事件は、市町村長が予めこれを告示しなければならない。

5　臨時会の開会中に急施を要する事件があるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

6　市町村の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

第4節　議長及び副議長

（議長、副議長）

第43条　議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。
2　議長及び副議長の任期は、議員の任期による。
（議長の権限）
第44条　議長は、会議の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。
（同前）
第45条　議長は、委員会に出席し、発言することができる。
（議長の代理、仮議長）
第46条　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。
2　議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。
3　議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。
（臨時議長）
第47条　第43条第1項及び前条第2項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がない時は年長の議員が臨時に議長の職務を行う。年令が同じときは、くじでこれを定める。
（議長、副議長の辞職）
第48条　議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第5節　委員会

（常任委員会）
第49条　議会は、条例で常任委員会を置くことができる。
2　常任委員は、会期の始め議会において選任し、条例に特別の定がある場合を除く外、議員の任期中在任する。
3　常任委員会は、市町村の事務に関する部門ごとにこれを設けることができる。
4　常任委員会は、その部門に属する市町村の事務に関する調査を行い議案、陳情等を審査する。
5　常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。
6　常任委員会は、議会の議決により特に付議された事件については、閉会中も、なおこれを審査することができる。
（特別委員会）
第50条　議会は、条例で特別委員会を置くことができる。
2　特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
3　特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。但し、議会の議決により特に付議された事件については閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。
4　前条第5項の規定は、特別委員会にこれを準用する。
（条例への委任）
第51条　前2条に定めるものを除く外、常任委員会及び特別委員会に関し、必要な事項は条例でこれを定める。

第6節　会議

（議員の議案提出権）
第52条　議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。

但し、才入才出予算については、この限りでない。

2　前項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

（定足数）

第53条　議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第57条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき、若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなったときは、この限りでない。

（議員の請求による開議）

第54条　議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第46条第1項又は第2項の例による。

2　前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない。

（議事の公開の原則、秘密会）

第55条　議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2　前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

（表決）

第56条　この立法に特別の定がある場合を除く外、議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2　前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

（議長及び議員の除斥）

第57条　議会の議長及び議員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

（投票による選挙、指名推薦、投票の効力の異議）

第58条　法令により議会において行う選挙については、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法第23条（単記無記名投票）第35条（無効投票）及び第40条（当選人）の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

2　議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。

3　指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があった者を以て当選人とする。

4　1の選挙を以て2人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

5　第1項の規定による決定に不服がある者は、決定のあった日から21日以内に議会を被告として裁判所に出訴することができる。

6　第1項の規定による決定は文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

（会期不継続の原則）

第59条　会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。

（会議規則）

第60条　議会は、会議規則を設けなければならない。

（長その他役員等の出席義務）

第61条　市町村長、選挙管理委員会の委員長、監査委員その他法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

（長の説明書提出権）

第62条　市町村長は、議会に予算に関する説明書その他当該市町村の事務に関する説明書を提出することができる。

（会議録）

第63条　議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）をして会議録を調整し、会議の次第及び出席議員の氏名を記載させなければならない。

2　会議録には、議長及び議会において定めた2人以上の議員が署名しなければならない。

3　議長は、会議録の写を添えて議会の結果を市町村長及び行政主席に報告しなければならない。

第7節　請願

（請願書）

第64条　議会に請願しようとする者は、請願書を提出しなければならない。

（採択請願の送付及び報告の請求）

第65条　議会は、その採択した請願で当該市町村長、選挙管理委員会、監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、且つ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第8節　議員の辞職及び資格の決定

（辞職）

第66条　議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

（失職、資格決定）

第67条　議会の議員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、議員が改正市町村議会議員及び市町村長選挙法第3条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の3分の2以上の多数によりこれを決定しなければならない。

2　前項の場合においては、議員は、第57条の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。

3　第58条第5項及び第6項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

（失職の時期）

第68条　議会の議員は、改正市町村議会議員及び市町村選挙法第50条第1項並びに同条第3項の異議の申立並びに訴訟の提起に対する決定又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第9節　紀律

（議場の秩序維持）

第69条　議会の会議中この立法又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、

議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退出させることができる。

2　議長は議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

（傍聴人の取締）

第70条　傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2　傍聴席が騒がしいときは、議長はすべての傍聴人を退場させることができる。

3　前2項に定めるものを除く外、議長は、傍聴人の取締に関し必要な規則を設けなければならない。

（議長の注意の喚起）

第71条　議場の秩序を乱し又は会議を妨害する者があるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

（言論の品位）

第72条　議会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

（侮辱に対する処置）

第73条　議会の会議又は委員会において侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

第10節　懲罰

（懲罰理由等）

第74条　議会は、この立法及び会議規則に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

2　懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

（懲罰の種類、除名の手続）

第75条　懲罰は、左のとおりとする。

一　公開の議場における戒告

二　公開の議場における陳謝

三　一定期間の出席停止

四　除名

2　前項第四号の除名については、議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。

（除名議員の再当選）

第76条　議会は、除名された議員で再び当選した議員を拒むことができない。

（除席議員の懲罰）

第77条　議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これを懲罰を科することができる。

第11節　議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員

（事務局、事務局長、書記長、書記、その他の職員）

第78条　市の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
2　事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
3　事務局を置かない市及び町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。但し、町村においては、書記長を置かないことができる。
4　事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
5　事務局長、書記長、書記その他の職員の定数は条例でこれを定める。
6　事務局長及び書記長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理する。
7　書記その他の職員は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する。

第4章　執行機関

第1節　市町村長

第1款　地位及び権限

（市町村長）
第79条　市町村に市町村長を置く。
（任期）
第80条　市町村長の任期は4年とする。
2　前項の任期は、選挙の日から起算する。但し、任期満了による選挙が市町村長の任期満了の日前に行われた場合において、前任の長が任期満了の日まで在任したときは、前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の長が欠けたときは、その欠けた日の翌日からそれぞれ起算する。
（兼職の禁止）
第81条　市町村長は、立法院議員を兼ねることができない。
2　市町村長は、市町村の議会の議員及び常勤の職員と兼ねることができない。
（関係私企業からの隔離）
第82条　市町村長は、当該市町村に対し請負をし、又は当該市町村が経費を負担する事業につきその市町村長若しくはその市町村長の委任を受けた者に対し、請負する者及びその支配人、又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
（失職）
第83条　市町村長が、被選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、市町村長が改正市町村議会議員及び市町村長選挙法第3条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、当該市町村の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。
2　第58条第5項及び第6項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
（失職の時期）
第84条　市町村長は、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法第50条第1項の異議の申立並びに同条第3項訴訟の提起に対する決定又は判決が確定するまでは、その職を失わない。
（退職）
第85条　市町村長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前20日までに当該市町村の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。
（政府の機関としての長に対する職務執行命令）

第86条　政府の機関としての市町村長の権限に属する政府の事務の管理若しくは執行が立法又は規則に違反するものがあると認めるとき又はその政府の事務の管理若しくは執行を怠るものがあるときは、行政主席は、文書を以て、当該市町村長に対し、その旨を指摘し、期限を定めて、その行うべき事項を命令することができる。

（市町村の統轄及び代表）

第87条　市町村長は、市町村を統轄し、これを代表する。

（事務の管理及び執行）

第88条　市町村長は、当該市町村の事務及び法令によりその権限に属する事務を管理し及びこれを執行する。

（担任事務）

第89条　市町村長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

一　市町村の経費を以て支弁すべき事件を執行すること。

二　議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

三　財産及び営造物を管理すること。

四　収入及び支出を命令し並びに会計を監督すること。

五　証書及び公文書類を保管すること。

六　法令又は議会の議決により使用料、手数料、市町村税、分担金、加入金又は夫役現品を賦課徴収すること。

七　前各号に定めるものを除く外、市町村の事務を執行すること。

八　その他法令によりその権限に属する事項。

（長が処理する政府事務の指揮監督、所轄庁の処分の取消及び停止）

第90条　市町村長が政府の機関として処理する行政事務については、市町村長は、行政主席の指揮監督を受ける。

2　行政主席は、前項の事務につき、市町村長の処分が成規に違反し又は権限を超えると認めるときは、その処分を取り消し又は停止することができる。

（長の職務の代理）

第91条　市町村長に事故があるとき、又は市町村長が欠けたときは、助役がその職務を代理する。この場合において助役が2人以上あるときは、予め当該市町村長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年令の多少により、年令が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

2　助役に事故があるとき若しくは助役を置かない町村において町村長に事故があるとき若しくは町村長が欠けたときは、当該市町村長の指定する吏員がその職務を代理する。

（事務の委任、補助執行、臨時代理）

第92条　行政主席は、その権限に属する事務の一部を市町村長に委任することができる。

2　行政主席は、その権限に属する事務の一部を市町村の吏員をして補助執行させることができる。

3　市町村長は、その権限に属する事務の一部を当該市町村の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

（職員の指揮監督）

第93条　市町村長は、その補助機関たる職員を指揮監督する。

（公共的団体等の監督）

第 94 条　市町村長は、当該市町村の区域内の公共的団体等の綜合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2　前項の場合において必要があるときは、市町村長は、当該市町村の区域内の公共的団体をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実施について事務を視察することができる。

3　市町村長は、第 1 項の監督上必要な処分をし又は行政主席の措置を申請することができる。

4　行政主席は、市町村長の処分を取り消すことができる。

（市町村の部課及び出張所）

第 95 条　市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課及び出張所を設けることができる。

（事務引継）

第 96 条　市町村長の事務引継に関する規定は規則でこれを定める。

2　前項の規則には、正当の理由がなくて事務の引継を拒んだ者に対し、千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

（非常災害時の使用、収用、夫役）

第 97 条　非常災害のため必要があるときは、市町村長は、他人の土地を一時使用し又はその土石、竹木その他の物品を使用し若しくは使用することができる。この場合においては、市町村は、時価によりその損失の全額を補償しなければならない。

2　非常災害による危険防止のため必要があるときは、市町村長は、市町村の区域内の住民をして防禦に従事させることができる。

第 2 款　補助機関

（助役の設置及び定数）

第 98 条　市町村に助役 1 人を置く。但し、町村は、条例でこれを置かないことができる。

2　助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

（助役の選任）

第 99 条　助役は、市町村長が議会の同意を得てこれを選任する。

（助役の任期）

第 100 条　助役の任期は、4 年とする。但し、市町村長は任期中においてもこれを解職することができる。

（助役の欠格事由）

第 101 条　改正市町村議会議員及市町村長選挙法第 3 条に該当する者は、助役となることができない。

2　助役は、改正市町村議会議員及市町村長選挙法第 3 条の規定に該当するに至ったときは、その職を失う。

（助役の退職）

第 102 条　市町村長の職務を代理する助役は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前 20 日までに、当該市町村の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

2　前項に規定する場合を除く外助役は、その退職しようとする日前 20 日までに市町村長に申し出なければならない。但し、市町村長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

（助役の兼職禁止、事務の引継）
第 103 条　第 81 条、第 82 条及び第 96 条の規定は、助役にこれを準用する。
（助役の職務）
第 104 条　助役は、市町村長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、市町村長の職務を代理する。
（収入役及び副収入役）
第 105 条　市町村に収入役 1 人を置く。但し町村は条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。
2　市町村は、条例で副収入役を置くことができる。
3　副収入役の定数は、条例でこれを定める。
4　第 81 条、第 82 条、第 96 条、第 99 条、第 100 条本文及び第 101 条の規定は、収入役及び副収入役にこれを準用する。
（親族の就職禁止）
第 106 条　市町村長、助役又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、収入役若しくは副収入役となることができない。
2　収入役若しくは副収入役は、前項に規定する関係を生じたときは、その職を失う。
3　収入役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、副収入役となることはできない。
4　副収入役に、前項に規定する関係を生じたときは、その職を失う。
（収入役等の職務権限）
第 107 条　収入役は、市町村の出納その他の会計事務並びに法令により市町村長その他の吏員及び選挙管理委員会の権限に属する事務に関する出納その他の会計事務を掌る。但し、法令に特別の規定があるものは、この限りでない。
2　副収入役は、収入役の事務を補助し、収入役に事故があるとき又は収入役が欠けたときは、その職務を代理する。
3　副収入役を置かない市町村にあっては、市町村長は、議会の同意を得て、収入役に事故があるとき、又は収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。
（吏員）
第 108 条　前 10 条に定める者を除く外、市町村に必要な吏員その他の職員を置く。
2　前項の職員は、市町村長がこれを任免する。
3　第 1 項の吏員の定数は、条例でこれを定める。
（区長）
第 109 条　市町村は、事務処理の便宜のため条例で区を画し、区長を置くことができる。
2　区長の任期は 2 年とし、市町村長は、任期中でもこれを解職することができる。
（専門委員）
第 110 条　市町村は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から市町村長がこれを選任する。
3　専門委員は、市町村長の委託を受け、その権限に関する事務につき必要な事項を調査する。

第 3 款　議会との関係

（議会の瑕疵ある議決又は選挙に対する長の処置）
第 111 条　議会における条例の制定若しくは改廃又は才入才出予算に関する議決について異議が

あるときは、市町村長は、この立法に特別の定があるものを除く外、その送付を受けた日から10日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

2　前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は確定する。

3　前項の規定による議会の議決については、出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

4　議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、市町村長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

5　前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、市町村長は、議会を被告として裁判所に出訴することができる。

（収入又は支出に関する議決に対する長の処置）

第112条　議会の議決が収入又は支出に関し執行することができないものがあると認めるときは、市町村長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

2　議会において左に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入についてもまた、同様とする。

一　法令により負担する経費、立法の規定に基き行政主席の職権により命ずる経費その他の市町村の義務に属する経費。

二　非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は伝染病予防のため必要な経費。

3　前項第一号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、市町村長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

4　第2項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、市町村長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

（議会の不信任議決と長の処置）

第113条　議会において、市町村長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を市町村長に通知しなければならない。この場合において市町村長は、その通知を受けた日から10日以内に議会を解散することができる。

2　議会において市町村長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から市町村長に対し、その旨の通知があったときは、市町村長は同項の期間が経過した日又は議長から通知があった日においてその職を失う。

3　前2項の規定による不信任の議決については、議員数の3分の2以上の者が出席し、第1項の場合においては、その4分の3以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

（長の専決処分）

第114条　議会が成立しないとき、第53条但書の場合においてなお会議を開くことのできないとき緊急な事件で議会を招集する暇がないとき又は議会において議決又は決定すべき事件を議決又は決定しないときは、市町村長は、その議決すべき事件又は決定すべき事件を処分することができる。

2　前項の規定による処置については、市町村長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その

承認を求めなければならない。

（議会の委任による専決処分）

第115条　議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、市町村長においてこれを専決処分にすることができる。

2　前項の規定により専決処分をしたときは、市町村長は、これを議会に報告しなければならない。

第2節　選挙管理委員会

〔第116条～第129条　省略〕

第3節　監査委員

〔第130条～第137条　省略〕

第5章　給与

〔第138条～第140条　省略〕

第6章　財務

〔第141条～第180条　省略〕

第7章　監督

〔第181条～第186条　省略〕

第8章　市町村組合及び財産区

〔第187条～第199条　省略〕

附則

第1条　この立法は、公布の日から、これを施行する。

第2条　市町村制（1949年10月1日臨時北部南西諸島政庁令第21号）は、これを廃止する。

第3条　琉球列島米国民政府により認可された市及び町又は従来の法令により市又は町となった市、町は第5条の規定にかかわらず、なお、従前の通りとする。

第4条　この立法施行の際現に市町村長及び市町村長に準ずる者若しくは市町村会議員及び市町村会議員に準ずる者又は市町村及びこれに準ずるものの他の職に在る者は、この立法又は他の法令で別に定める者を除く外、この立法により選挙又は選任された市町村及びこれに準ずるものの長若しくは議会の議員又は市町村及びこれに準ずるものの他の相当する職に在る者とみなし、任期があるものについては、その任期は従前の規定による。

第5条　第33条第1項の規定により、議員の定数を増加すべき市町村においては、議員の補充のためこの立法施行の日から1953年3月31日までに特別選挙を行わなければならない。この選挙の期日については、行政主席がこれを定め、予め告示しなければならない。

第6条　従前の市町村制による市町村会議員の定数が第33条第1項に掲げる議員の定数よりも多い市町村においては、現在議員の任期中に限り、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときはこれに応じて、その定数は、同条第1項の定数に至るまで減少するものとする。

第7条　従前の市町村制又はこれに基いて発する行政主席の規則によってした手続その他の行為は、これをこの立法又はこれに基いて発する行政主席の規則の中の相当する規定によってした手続その他の行為とみなす。

第8条　他の法令中に市町村制の規定を掲げている場合において、この立法中これらの規定に相当する規定があるときは、行政主席の規則で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この立法中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとする。

第9条　市町村選挙管理委員会に関するこの立法の規定で、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法の規定と異なるものがある場合は、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法が廃止されるまではその規定による。

第10条　この立法の施行に関し必要な規定は、行政主席が規則でこれを定める。

市町村自治法の一部を改正する立法（抄）

〔1953（昭和28）年9月14日　琉球政府立法第49号〕

市町村自治法（1953年立法第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「市及び町の要件」の下に「市町村相互間の変更」を加え、同条第2項の次に次の1項を加える。

3　町村を市として市を町村とする処分又は村を町とし若しくは町を村とする処分は、第3条第1項、第3項及び第4項及び第4項の例により、これを行うものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（市町村の廃置分合　境界変更の勧告）

第5条の2　行政主席は、市町村がその規模の適正化を図るのを援助するため、市町村の廃置分合又は市町村の境界変更の計画を定め、これを関係市町村に勧告することができる。

2　前項の計画を定め又はこれを変更しようとするときは、行政主席は、関係市町村、立法院、市町村の議会又は長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験を有する者等の意見を聴かなければならない。

3　前項の関係市町村の意見については、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

4　行政主席は、第1項の規定により勧告をしたときは、直ちにその旨を公表しなければならない。

第6条の次に次の1条を加える。

（市町村区域内の町又は字の区域）

第6条の2　規則で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、行政主席に届け出なければならない。

2　前項の届出を受理したときは、行政主席は、直ちにこれを告示しなければならない。

第15条第1項中「これに署名し」の下に「印をおし」を加える。

第28条第1項中「選挙に関する」を削る。

第33条第2項中「行政主席統計局」を「統計部」に改める。

第39条第1項を次のように改める。

議会は、市町村長、選挙管理委員会、監査委員、その他法令又は条例に基く委員会又は委員に委任された政府の事務に関し、当該市町村の長、選挙管理委員会、監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員の説明を求め、又はこれに対し意見を述べることができる。

第67条第1項、第83条第1項並びに第101条第1項及び第2項中「改正市町村議会議員及市町村長選挙法第3条」の下に「第3項から第5項」を加える。

第86条、第146条第1項、第175条第1項及び第178条中「立法又は規則」を「法令」に改める。

第 91 条第 2 項中「助役に事故があるとき若しくは助役が欠けたとき」を「助役にも事故があるとき若しくは助役も欠けたとき」に改める。
第 95 条中「条例で必要な部課及び」の下に「支所又は」を加える。
第 107 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。
3　市町村長は、収入役をしてその事務の一部を副収入役に委任させることができる。この場合においては、市町村長は、直ちにその旨を告示しなければならない。
第 108 条及び第 109 条を次のように改める。
（区長）
第 108 条　市町村は、事務処理の便宜のため条例で区を画し、区長を置くことができる。
2　区長の任期は 1 年とし、区民の推薦により市町村長がこれを任命する。但し、市町村長は、任期中でもこれを解職することができる。
（吏員その他の職員）
第 109 条　前 11 条に定める者を除く外、市町村に必要な吏員その他の職員を置く。
2　前項の職員は、市町村長がこれを任免する。
3　第 1 項の吏員の定数は、条例でこれを定める。
第 112 条第 2 項中「その経費及びこれに伴う収入についても、また」の下に「前項と」を加える。
〔以下省略〕

附則
1　この立法は、公布の日から施行する。
2　この立法施行の際現にその職にある区長は、第 108 条第 2 項本文の規定改正にかかわらず、その任期中に限りなお、在職するものとする。

改正市町村議会議員及び市町村長選挙法
〔1957（昭和 32）年 11 月 23 日　米軍政府布令第 17 号改正第 7 号〕

1、1950 年 7 月 7 日付軍政府布令第 17 号は、さらに第 1 章第 3 条に次の 1 項を加える。
6、何人も重罪に処せられ、又は破廉恥に係る罪に処せられた者で、その特赦を受けていない者は、市町村長又は市町村議員の被選挙権を有しない。
2、この改正は、1957 年 11 月 23 日から効力を有する。
高等弁務官に代って公布する。
首席民政官
米国陸軍准将　　ヴォンナ・F・バージャー

市町村自治法（一部改正）〔1957（昭和 32）年 11 月 23 日　高等弁務官布令第 2 号〕

一　1957 年 6 月 5 日行政命令第 10713 号、第 2 項により高等弁務官に附与された権限により改正された市町村自治法、1953 年の立法第 49 号及び 1957 年の立法第 94 号はこれを次のように改正

する。

二　第113条第3項は、これを削除し、第2項の次に、左の2項を加える。

3　第1項の規定による不信任の議決については、議員総数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。第2項の規定による不信任の議決については、議員総数の過半数が出席して同意しなければならない。

4　市町村議会は、本条による不信任の議決のため市町村長がその職を失い及び当該市町村に助役が欠けた場合には、第91条及び第184条の規定にもかかわらず、市町村長がその職を失った後、24時間以内にその議員の中から、又は市町村の被選挙権を有する者で当該市町村の区域内に住所を有するものの中から市町村長代理者をその過半数により選任し、市町村長が選挙され就任する時まで、当該市町村長の職務を行わせる。この場合には、第34条第2項及び第81条第1項は適用しない。新たに選ばれた市町村長が就任したときは、市町村長代理者は、当該市町村議会の議員であったときは、その職に復する。

三　第111条第5項は、これを削除し、次の規定に改める。

5　市町村長及びその市町村議会の間に争いがあり、第181条の4によりその争いが解決されていないときは、事件は、行政主席に提出され、行政主席は、その争いを決定し、告示しなければならない。その決定の告示があってから14日以内に市町村長又はその議会は、その決定を巡回裁判所に出訴することができる。

四　この布令は、1957年11月23日から発効する。

高等弁務官に代って公布する。

首席民政官

米国陸軍准将　　ヴォンナ・F・バージャー

市町村自治法の一部を改正する立法（抄）

〔1962（昭和37）年8月22日　琉球政府立法第85号〕

市町村自治法（1953年立法第1号）の一部を次のように改正する。

目次中第4章を次のように改める。

第4章　執行機関

第1節　通則（第78条の2－第78条の4）

第2節　市町村長

第1款　地位及び権限（第79条－第97条）

第2款　補助機関（第98条－第110条の2）

第3款　議会との関係（第111条－第115条）

第4款　他の執行機関との関係（第115条の2－第115条の4）

第3節　委員会及び委員

第1款　通則（第115条の5－第115条の7）

第2款　選挙管理委員会（第116条－第129条）

第3款　監査委員（第130条－第137条）

〔一部省略〕

第 33 条第 2 項を削り、第 3 項以下を 1 項ずつ繰り上げる。

第 34 条の次に次の 1 条を加える。

（請負人等となることの禁止）

第 34 条の 2　市町村の議会の議員は、当該市町村に対し請負をし、若しくは当該市町村において経費を負担する事業につきその市町村長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第 39 条第 2 項中「政府」を「関係行政庁」に改める。

第 49 条第 2 項中「常任委員は」の上に「議員は、それぞれ 1 箇の常任委員となるものとし、」を加える。

第 52 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2　前項の規定により議案を提出するに当っては、賛成者がなければならない。

第 55 条の次に次の 1 条を加える。

（修正動議発議の手続）

第 55 条の 2　市町村の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当っては、賛成者がなければならない。

第 58 条第 5 項を次のように改める。

5　第 1 項の規定による決定に不服がある者は、行政主席に訴願し、その裁決に不服がある者は、裁決のあった日から 21 日以内に裁判所に出訴することができる。

第 58 条第 6 項中「第 1 項の規定による決定」の下に「又は前項の規定による裁決」を加える。

第 64 条中「請願しようとする者は、」の下に「議員の紹介により」を加える。

第 75 条の見出しを「（懲戒の種類及びその手続）」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2　懲罰の動議を議題とするに当っては、賛成者がなければならない。

第 78 条第 5 項中「職員」を「常勤の職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、臨時の職については、この限りでない。

第 4 章中「第 1 節」を「第 2 節」に改め、同章に第 1 節として次の 1 節を加える。

第 1 節　通則

（執行機関の義務）

第 78 条の 2　市町村の執行機関は、当該市町村の条例、才入才出予算その他の議会の議決に基く事務並びに法令、規則その他の規程に基く当該市町村及び政府、他の市町村その他公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

（執行機関の組織原則）

第 78 条の 3　市町村の執行機関の組織は、市町村長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2　市町村の執行機関は、市町村長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3　市町村長は、当該市町村の執行機関相互の間にその権限につき疑義を生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

（委員会、委員及び附属機関の設置）

第78条の4　市町村にその執行機関として市町村長の外、立法の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2　市町村の委員会は、立法の定めるところにより、法令又は市町村の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3　市町村は、立法又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審査会、審議会、調査会その他の審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

第88条中「その権限に属する」の下に「政府、他の市町村その他公共団体の」を加え、同条に次の1項を加える。

2　前項の規定により市町村長の権限に属する政府、他の市町村その他公共団体の事務の中で法令の定めるところにより市町村長が管理し及び執行しなければならないものは、この立法又はこれに基く規則に規定のあるものの外別表第2のとおりである。

第95条に次の3項を加える。

2　支所又は出張所の位置、名称及び所管区域は、条例で定めなければならない。

3　第1項の部課を設ける場合においては、第2条第7項及び第8項の趣旨に適合し、且つ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

4　第4条第3項の規定は、第2項の支所又は出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第101条中「から第5項」を削る。

第105条第4項中「及び副収入役」を削り、同項を同条第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4　副収入役は、事務吏員の中から、市町村長が命ずる。

第107条第4項中「議会の同意を得て、」を削り、第1項及び第2項を次のように改める。

収入役は、当該市町村の現金又は物品の出納その他の会計事務並びに当該市町村長その他の吏員並びに選挙管理委員会及び監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員の権限に属する政府、他の市町村その他公共団体の事務に関する現金又は物品の出納その他の会計事務を掌る。但し、法令に特別の規定があるものは、この限りでない。

2　副収入役は、収入役の事務を補助し、収入役に事故があるとき、又は収入役が欠けたときは、その職務を代理する。副収入役が2人以上あるときは、あらかじめ当該市町村長が定めた順序、又はその定がないときは席次の順序、又はその定がないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは、年令の多少により年令が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職を代理する。

第107条の2の見出し、第1項、第2項及び第4項中「出納員」を「出納員及び分任出納員」に改め、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4　分任出納員は、出納員の命を受けてその出納事務の一部を分任する。

第108条を次のように改める。

第108条　削除

第109条第1項中「前12条」を「第98条から第107条の2」に改める。

第110条に次の1項を加える。

4　専門委員は、非常勤とする。

第1節中第115条の次に次の1款を加える。

第 4 款　他の執行機関との関係

（市町村長の事務の委任及び補助執行）

第 115 条の 2　市町村長は、その権限に属する事務の一部を、当該市町村の委員会、又は委員と協議して市町村の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員をして補助執行させることができる。

（吏員等の他の執行機関の職員の兼職、充当等）

第 115 条の 3　市町村長は、当該市町村の委員会又は委員と協議して、吏員その他の職員を、当該執行機関の事務を補助する職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

（組織等に関する綜合調整権）

第 115 条の 4　市町村長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該市町村の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織事務局等の職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2　市町村の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中規則で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村長に協議しなければならない。

「第 2 節　選挙管理委員会」を「第 3 節　委員会及び委員」に改め、第 2 節中第 116 条の前に次の 1 款及び款名を加える。

第 1 款　通則

（委員会及び委員の設置、委員の請負人等となることの禁止）

第 115 条の 5　執行機関として立法の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。

一　選挙管理委員会

2　前項の委員会の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で立法により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当っては、当該市町村長が、第 95 条の規定により設ける部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

3　市町村の委員会の委員又は委員は、立法に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。

4　市町村の委員会の委員又は委員は、当該市町村に対しその職務に関し請負をし、若しくは当該市町村において経費を負担する事業につきその市町村長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

（委員会及び委員の権限に属しない事項）

第 115 条の 6　市町村の委員会又は委員は左に掲げる権限を有しない。但し、立法に特別の定があるものは、この限りでない。

一　市町村の才入才出予算を調製すること。

二　市町村の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

三　収入及び支出を命令すること。

四　市町村税、分担金、加入金若しくは夫役現品を賦課徴収し、又は過料を科すること。

五　市町村の決算及び証書類を議会の認定に付すること。

（委員会等の事務の委任、補助執行、委託等）

第115条の7　市町村の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を当該市町村長と協議して、市町村長の補助機関たる職員若しくはその管理に属する支所若しくは出張所の職員若しくはその他の行政機関の長に委任し、若しくは市町村長の補助機関たる職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。

〔一部省略〕

附則

1　この立法は、公布の日から施行する。

（議員、委員会の委員又は委員の請負人等となることの禁止に関する経過措置）

2　この立法施行の際現に市町村の議会の議員、選挙管理委員会の委員又は監査委員の職にある者については、改正後の市町村自治法第34条の2及び第115条の5第4項の規定（これらの規定を適用し、又は準用する場合を含む。）にかかわらず、この立法施行後6月（この立法施行の際現に締結されている請負契約でこれらの規定に該当することとなるものの履行がこの立法の施行後6月以上にわたる場合にあっては、当該請負契約が履行されるまでの間）に限り、なお、従前の例による。

（区長の身分の経過措置）

3　この立法施行の際現に区長の職にある者については、改正後の市町村自治法第108条の規定にかかわらず、その任期中は、なお、従前の例により在職するものとする。

（契約の方法に関する経過措置）

4　改正後の市町村自治法第175条第1項ただし書の規定による条例が施行されるまでの間は、同条同項に規定する契約の方法については、なお、従前の例による。

（争訟に関する経過措置）

5　この立法施行の際現に提起されている市町村又はその機関の行為に係る争訟については、改正後の市町村自治法の争訟に関する規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　改正市町村議会議員及び市町村長選挙法（1950年米国軍政府布令第17号）が効力を失う際現に同布令の規定により設置され若しくは選挙され、又は任命された市町村の選挙管理委員会若しくはその委員及び補充員又は職員は、市町村自治法の規定により設置され若しくは選挙され、又は任命されたものとみなす。

7　前項の委員及び補充員は、改正市町村議会議員及び市町村長選挙法の規定による任期間その職に在るものとする。

8　改正市町村議会議員及び市町村長選挙法が効力を失う際市町村自治法中に引用され、又は準用されている同布令の規定は、それぞれ公職選挙法（1962年立法第号）中の相当規定に置き換えて引用され、又は、準用されるものとする。

市町村自治法の一部を改正する立法（抄）

〔1967（昭和 42）年 8 月 28 日　琉球政府立法第 98 号〕

市町村自治法（1953 年立法第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 111 条を次のように改める。

（議会の瑕疵ある議決又は選挙に対する長の処置）

第 111 条　議会における条例の制定若しくは改廃又は才入才出予算に関する議決について異議があるときは、市町村長は、この立法に特別の定めがあるものを除く外、その送付を受けた日から 10 日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

2　前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は確定する。

3　前項の規定による議会の議決については、出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

4　議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、市町村長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

5　前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、市町村長は、行政主席に対し、当該議決又は選挙があった日から 21 日以内に、審査を申し立てることができる。

6　前項の規定による申立があった場合において、行政主席は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。

7　前項の裁定に不服があるときは、市町村の議会又は長は、裁定のあった日から 60 日以内に、裁判所に出訴することができる。

第 113 条を次のように改める。

（議会の不信任議決と長の処置）

第 113 条　議会において、市町村長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を市町村長に通知しなければならない。この場合においては、市町村長は、その通知を受けた日から 10 日以内に議会を解散することができる。

2　議会において市町村長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から市町村長に対し、その旨の通知があったときは、市町村長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があった日においてその職を失う。

3　前 2 項の規定による不信任の議決については、議員数の 3 分の 2 以上の者が出席し、第 1 項の場合においてはその 4 分の 3 以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

〔一部省略〕

附則

1　この立法は、公布の日から施行する。

2　この立法施行の際現に提起されている市町村の機関相互の間の行為に係る争訟については、改

正後の市町村自治法の争訟に関する規定にかかわらず、なお従前の例による。

市町村議会議員及び市町村長選挙法（抄）

〔1968（昭和 43）年 7 月 15 日　琉球政府立法第 74 号〕

目次

第 1 章　総則（第 1 条－第 5 条）
第 2 章　選挙権及び被選挙権（第 6 条－第 8 条）
第 3 章　選挙に関する区域（第 9 条－第 11 条）
第 4 章　選挙人名簿（第 12 条－第 22 条）
第 5 章　選挙期日（第 23 条－第 24 条）
第 6 章　投票（第 25 条－第 49 条）
第 7 章　開票（第 50 条－第 64 条）
第 8 章　選挙会（第 65 条－第 74 条）
第 9 章　候補者（第 75 条－第 80 条）
第 10 章　当選人（第 81 条－第 94 条）
第 11 章　特別選挙（第 95 条－第 103 条）
第 12 章　選挙運動（第 104 条－第 134 条）
第 13 章　選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（第 135 条－第 154 条）
第 14 章　争訟（第 155 条－第 167 条）
第 15 章　罰則（第 168 条－第 207 条）
第 16 章　補則（第 208 条－第 211 条）
附則

第 1 章　総則

（この立法の目的）

第 1 条

この立法は、市町村の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行なわれることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

（選挙事務の管理）

第 2 条

市町村の議会の議員及び長の選挙に関する事務は、市町村の選挙管理委員会が管理する。

（選挙に関する啓発、周知等）

第 3 条

市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行なわれるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

2　選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な

時間を与えるよう措置されなければならない。

〔第4条・第5条　省略〕

第2章　選挙権及び被選挙権

（選挙権）

第6条

日本国民である年齢20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する。

2　引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有していた者で天災事変等によりやむなく他の市町村の区域内に住所を移したものは、その市町村において住所を有する期間がまだ3箇月に達しなくても、当該市町村の選挙管理委員会にその旨の申出をすることにより、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該市町村の議会の議員及び長の選挙権を取得することができる。

3　第1項の3箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

（被選挙権）

第7条

前条の選挙権を有する年齢25年以上の者は、その市町村の議会の議員及び長の被選挙権を有する。

2　市町村の区域内に5年以上本籍を有する年齢25年以上の者は、その市町村の長の被選挙権を有する。

3　前2項の年齢は、選挙の期日により算定する。

（選挙権及び被選挙権を有しない者）

第8条

次の各号に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一、禁治産者

二、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

三、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（立法の定めるところにより行なわれる選挙及び投票に関する犯罪以外の犯罪による刑の執行猶予中の者を除く。）

2　この立法の定める選挙に関する犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者については、第203条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の定めるところによる。

3　立法院議員、行政主席又は教育区の教育委員会の委員の選挙に関する犯罪により、それぞれの選挙の選挙権及び被選挙権を有しない者は、この立法の規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

4　市町村の長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するものについて、第1項又は第203条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第3章　選挙に関する区域

（選挙の単位）

第9条

市町村の議会の議員及び長は、当該市町村の区域において、選挙する。

（投票区）

第 10 条

投票区は、市町村の区域による。

2　市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

3　前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

（開票区）

第 11 条

開票区は、市町村の区域による。

2　市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、前項の区域を分けて数開票区を設けることができる。

3　前項の規定により開票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

第 4 章　選挙人名簿

〔第 12 条～第 22 条　省略〕

第 5 章　選挙期日

（一般選挙、長の任期満了による選挙及び設置選挙）

第 23 条

市町村の議会の議員の任期満了による一般選挙又は長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前 30 日以内に行なう。

2　市町村の議会の解散による一般選挙は、解散の日から 40 日以内に行なう。

3　市町村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、市町村自治法（1953 年立法第 1 号）第 3 条第 4 項（市町村の設置の告示）の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行なう。

4　市町村の議会の議員の任期満了による一般選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該市町村の議会の議員がすべてなくなったとき、又は市町村の長の任期満了による選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該市町村の長が欠け、若しくは退職を申し出たときは、更にこれらの事由による選挙の告示は、行なわない。ただし、任期満了による選挙の期日前に当該市町村の議会が解散されたとき、又は長が解職され、若しくは不信任の議決によりその職を失ったときは、任期満了による選挙の告示は、その効力を失う。

5　第 1 項から第 3 項までの選挙の期日は、少なくとも 15 日前に告示しなければならない。

（その他の選挙）

第 24 条

市町村の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙（第 100 条（市町村の長が欠けた場合及び退職の申立てがあった場合）の選挙を含む。）又は増員選挙若しくは第 102 条（議員又は当選人がすべてない場合）の規定による一般選挙は、これを行なうべき事由が生じた日から 50 日以内に行なう。

2　前項に掲げる選挙のうち、第 95 条（再選挙）又は第 99 条（補欠選挙及び増員選挙）の規定に

よる市町村の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙は、これを行なうべき事由が当該議員の任期が終わる前6箇月以内に生じたときは、行なわない。ただし、市町村の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙について、議員の数がその定数の3分の2に達しなくなったときは、この限りでない。

3　第1項に掲げる選挙は、その選挙を必要とするに至った選挙についての第155条（選挙の効力に関する異議の申立て）、第156条（選挙の効力に関する訴訟）、第158条（当選の効力に関する異議の申立て）又は第159条（当選の効力に関する訴訟）の規定による異議の申立期間若しくは訴訟の出訴期間又は異議の申立てに対する決定が確定しない間若しくは訴訟が裁判所に係属している間は、行なうことはできない。

4　第1項の期間は、市町村の選挙管理委員会が、その選挙を必要とするに至った選挙につき第156条又は第159条の規定による訴訟の提起があった場合においては、第167条第1項（選挙関係訴訟についての通知）の規定により訴訟が係属しなくなった旨の通知を受けた日から、第96条第五号に掲げる事由による再選挙については第167条第2項の規定による通知を受けた日から、第96条第六号に掲げる事由による再選挙については第206条（当選人等の処刑の通知）の規定による通知を受けた日から、起算する。

5　第1項の期間は、同項の補欠選挙又は増員選挙については、前項の規定の適用がある場合を除くほか、市町村の選挙管理委員会が最後に第97条第1項又は第3項（議員又は長の欠けた場合等の通知）の規定による通知を受けた日から起算する。

6　第1項の選挙の期日は、少なくとも10日前に告示しなければならない。

第6章　投票

〔第25条～第49条　省略〕

第7章　開票

〔第50条～第64条　省略〕

第8章　選挙会

〔第65条～第74条　省略〕

第9章　候補者

（候補者の立候補の届出等）

第75条

候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の告示があった日から、選挙の期日前5日までに、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。

2　選挙人名簿に登録された者が他人を候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、文書でその推薦の届出をすることができる。

3　市町村の議会の議員の選挙については、前2項の期間内に届出のあった候補者が、その選挙における議員の定数をこえる場合において、その期間を経過した後当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、前2項の例により、その選挙の期日前3日までに、当該選挙における候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

4　市町村の長の選挙については、第1項及び第2項の期間内に届出のあった候補者が2人以上ある場合において、その期間を経過した後当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、第1項及び第2項の例により、その選挙の期日前3日までに、当該選挙における候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

5　候補者は、第1項又は第2項の規定により届出のあった候補者にあっては選挙の期日前6日までに、第3項又は前項の規定により届出のあった候補者にあっては選挙の期日前3日までに、選挙長に文書で届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。

6　第1項から第4項までの規定により届出があったとき又は候補者が死亡し若しくは第80条（公務員となったため立候補の辞退とみなされる場合）の規定に該当するに至ったことを知ったときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、市町村の選挙管理委員会に報告しなければならない。

（重複立候補の禁止）

第76条

1の選挙において候補者となった者は、同時に、他の選挙における候補者となることができない。

（選挙事務関係者の立候補制限）

第77条

次の各号に掲げる者は、在職中、その関係区域内において当該選挙の候補者となることができない。

一、投票管理者

二、開票管理者

三、選挙長

（公務員の立候補制限）

第78条

琉球政府（以下「政府」という。）及び市町村の公務員、教育区の教育委員会の委員並びに公立学校の長及び教員は、在職中、候補者となることができない。

2　市町村の議会の議員及び長の任期満了による選挙が行なわれる場合においては、市町村の議会の議員及び長は、前項の規定にかかわらず、在職中、その選挙における候補者となることができる。

〔第79条・第80条　省略〕

第10章　当選人

（当選人）

第81条

各選挙において、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならない。

一、市町村の議会の議員の選挙　当該市町村の議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票

二、市町村の長の選挙　有効投票の総数の4分の1以上の得票

2　当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

（当選人の更正決定）

第82条

第158条（当選の効力に関する異議の申立て）又は第159条（当選の効力に関する訴訟）第1項の規定による異議の申立て又は訴訟の結果、再選挙を行なわないで当選人を定めることができる場合においては、直ちに選挙会を開き、当選人を定めなければならない。

（当選人の繰上補充）

第 83 条

当選人が死亡者であるとき又は第 85 条（被選挙権の喪失）、第 89 条（当選人が兼職禁示の職にある場合等の特例）第 2 項及び第 4 項若しくは第 90 条（議員又は長の当選人が請負等をやめない場合）の規定により当選を失ったときは、直ちに選挙会を開き、第 81 条第 1 項ただし書（法定得票数）の規定による得票者で当選人とならなかったものの中から当選人を定めなければならない。

2　市町村の議会の議員の選挙について、第 96 条（再選挙）第五号若しくは第六号の事由がその選挙の期日から 3 箇月以内に生じた場合において第 81 条第 1 項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかったものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から 3 箇月経過後に生じた場合において第 81 条第 2 項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

3　市町村の長の選挙について、第 96 条第五号又は第六号の事由が生じた場合において、第 81 条第 2 項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

（被選挙権の喪失と当選人の決定）

第 84 条

前 2 条の場合において、第 81 条第 1 項ただし書（法定得票数）の規定による得票者又は第 81 条第 2 項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがその選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったときは、これを当選人と定めることができない。

（被選挙権の喪失による当選人の失格）

第 85 条

当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったときは、当選を失う。

（無投票当選）

第 86 条

市町村の議会の議員の選挙において第 75 条（候補者の立候補の届出等）第 1 項から第 3 項までの規定による届出のあった候補者がその選挙における議員定数をこえないとき若しくはこえなくなったとき又は市町村の長の選挙において同条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項の規定による届出のあった候補者が 1 人であるとき若しくは 1 人となったときは、投票は行なわない。

2　前項の規定により投票を行なわないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙の各投票管理者に通知し、あわせてこれを告示し、かつ、市町村の選挙管理委員会に報告しなければならない。

3　投票管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

4　第 1 項の場合においては、選挙長は、その選挙の期日から 5 日以内に選挙会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

5　前項の場合において、当該候補者の被選挙権の有無は、選挙立会人の意見を聞き、選挙長が決定しなければならない。

（当選人決定の場合の報告、告知及び告示）

第 87 条

当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙におけ

る各候補者の得票総数その他選挙の次第を、市町村の選挙管理委員会に報告しなければならない。

2　前項の報告があったときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示し、あわせて行政主席に報告しなければならない。

（当選の効力の発生）

第 88 条

当選人の当選の効力は、前条第 2 項の規定による当選人の告示のあった日から、生ずるものとする。

〔第 89 条・第 90 条　省略〕

（当選証書の附与及び告示）

第 91 条

第 89 条（当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例）第 2 項及び第 4 項並びに前条に規定する場合を除くほか、市町村の選挙管理委員会は、第 88 条（当選の効力の発生）の規定により当選人の当選の効力が生じたときは、直ちに当該当選人に当選証書を附与しなければならない。

2　第 89 条第 2 項及び第 4 項並びに前条の規定により当選を失わなかった当選人については、市町村の選挙管理委員会は、第 89 条第 2 項及び第 4 項並びに前条に規定する届出があったときは、直ちに当該当選人に当選証書を附与しなければならない。

3　前 2 項の規定により当選証書を附与したときは、市町村の選挙管理委員会は、その旨並びに当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

〔第 92 条　省略〕

（選挙及び当選の無効の場合の告示）

第 93 条

第 14 章（争訟）の規定による争訟の結果選挙若しくは当選が無効となったとき又は当選人が第 201 条（当選人の選挙犯罪による当選無効）の規定により当選が無効となったときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

〔第 94 条　省略〕

第 11 章　特別選挙

（市町村の議会の議員の再選挙）

第 95 条

市町村の議会の議員の選挙について、次条各号に掲げる事由の 1 が生じた場合又は当選人がその選挙における議員の定数に達しない場合において、第 82 条（当選人の更正決定）、第 83 条（当選人の繰上補充）及び第 84 条（被選挙権の喪失と当選人の決定）の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、当該選挙の当選人の不足数が第 99 条第 1 項（補欠選挙）にいうその議員の欠員の数を通じてその市町村の議会の議員の定数の 6 分の 1 をこえるに至ったときは、市町村の選挙管理委員会は、次条の例により、再選挙を行なわせなければならない。

2　市町村の議会の議員の選挙について、第 155 条（選挙の効力に関する異議の申立て）、第 156 条（選挙の効力に関する訴訟）又は第 160 条（当選の効力に関する争訟における選挙の無効の決定又は判決）の規定による異議の申立て又は訴訟の結果当選人がなくなり又は当選人がその選挙における議員の定数に達しなくなったときは、前項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、次条の例により、再選挙を行なわせなければならない。

3　市町村の議会の議員の選挙におけるその当選人の不足数が第1項に該当しなくても、当該市町村において第99条第2項（増員選挙）の規定による増員選挙が行なわれるときは、同項の規定にかかわらず、その選挙と同時に再選挙を行なう。ただし、第1項に規定する事由が増員選挙の期日の告示があった後に生じたものであるときは、この限りでない。

4　前項の再選挙の期日は、第99条第2項の規定により行なわれる選挙の期日による。

（市町村の長の再選挙）

第96条

市町村の長の選挙について次の各号に掲げる事由の1が生じた場合においては、第82条（当選人の更正決定）、第83条（当選人の繰上補充）及び第84条（被選挙権の喪失と当選人の決定）の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、再選挙を行なわせなければならない。ただし、同一人に関し、次に掲げるその他の事由により又は第100条（市町村の長が欠けた場合及び退職の申立てがあった場合の選挙）の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一、当選人がないとき。

二、当選人が死亡者であるとき。

三、当選人が第85条（被選挙権の喪失の場合）、第89条（当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例）第2項及び第4項又は第90条（長の当選人が請負等をやめない場合）の規定により当選を失ったとき。

四、第155条（選挙の効力に関する異議の申立て）、第156条（選挙の効力に関する訴訟）、第158条（当選の効力に関する異議の申立て）又は第159条（当選の効力に関する訴訟）の規定による異議の申立て又は訴訟の結果当選人がなくなったとき。

五、第162条（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪の場合）の規定による訴訟の結果、当選が無効となったとき。

六、第201条（当選人の選挙犯罪による当選無効）の規定により当選人の当選が無効となったとき。

（議員又は長の欠けた場合等の通知）

第97条

市町村の議会の議員に欠員を生じた場合又は市町村の長が欠け若しくはその退職の申立てがあった場合においては、次の区分により、その旨を通知しなければならない。

一、市町村の議会の議員については、その欠員を生じた日から5日以内に、その市町村の議会の議長から当該市町村の選挙管理委員会に

二、市町村の長については、その欠けた場合には欠けた日から5日以内にその職務を代理する者から、その退職の申立てがあった場合には申立ての日から5日以内に市町村の議会の議長から、当該市町村の選挙管理委員会に

2　前項の通知を受けた選挙管理委員会は、次条の規定の適用があると認めるときは、議員が欠員となった旨又は市町村の長が欠け若しくはその退職の申立てがあった旨を、直ちに当該選挙長に通知しなければならない。

3　市町村自治法第33条第4項（議員の定数の増加）の規定により市町村の議会の議員の定数を増加した場合においては、当該条例施行の日から5日以内にその市町村の議会の議長から当該市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

（議員又は長の欠けた場合等の繰上補充）

第 98 条

市町村の議会の議員の欠員が、当該議員の選挙の期日から 3 箇月以内に生じた場合において第 81 条第 1 項ただし書（法定得票数）の規定による得票者で当選人とならなかった者があるとき又は当該議員の選挙の期日から 3 箇月経過後に生じた場合において第 81 条第 2 項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

2　市町村の長が欠け又はその退職の申立てがあった場合において、第 81 条第 2 項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

3　第 84 条（被選挙権の喪失と当選人の決定）の規定は、前 2 項の場合に、準用する。

4　選挙長は、前条第 2 項の通知を受けた日から 20 日以内に、選挙会を開き、当選人を定めなければならない。

（補欠選挙及び増員選挙）

第 99 条

市町村の議会の議員の欠員につき、第 97 条（議員の欠員の場合の通知）第 1 項第一号の規定による通知を受けた場合において、前条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、当選人を定めることができるときを除くほか、その議員の欠員の数が第 95 条（再選挙）第 1 項にいうその当選人の不足数と通じて議員の定数の 6 分の 1 をこえるに至ったときは、市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、補欠選挙を行なわせなければならない。ただし、同一人に関し、第 95 条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

2　第 97 条第 3 項（定員増加の通知）の規定による通知を受けた場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、増員選挙を行なわせなければならない。

3　市町村の議会の議員の欠員の数が第 1 項本文の規定に該当しなくても、当該市町村において前項の規定による増員選挙が行なわれるときは、第 1 項本文の規定にかかわらず、その選挙と同時に補欠選挙を行なう。ただし、増員選挙の期日の告示があった後に市町村の選挙管理委員会が第 97 条第 1 項第一号の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

4　前項の補欠選挙の期日は、第 2 項の規定により行なわれる選挙の期日による。

（市町村の長が欠けた場合及び退職の申立てがあった場合の選挙）

第 100 条

市町村の長が欠けるに至り又はその退職の申立てがあったことにつき、第 97 条（長が欠けた場合等の通知）第 1 項第二号の規定による通知を受けた場合において、第 98 条（長が欠けた場合等の繰上補充）第 2 項から第 4 項までの規定により当選人を定めることができるときを除くほか、市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、選挙を行なわせなければならない。ただし、同一人に関し、第 96 条（再選挙）の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

〔第 101 条～第 103 条　省略〕

第 12 章　選挙運動

〔第 104 条～第 134 条　省略〕

第 13 章　選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

〔第 135 条～第 154 条　省略〕

第 14 章　争訟

〔第 155 条～第 167 条　省略〕

第 15 章　罰則

〔第 168 条～第 207 条　省略〕

第 16 章　補則

（選挙管理費用の市町村負担）

第 208 条

市町村の議会の議員及び長の選挙に関する費用は、市町村の負担とする。

（選挙に関する届出等の時間）

第 209 条

この立法又はこの立法に基づく規則の規定によって市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にしなければならない。

〔第 210 条　省略〕

（施行に関する規則）

第 211 条

この立法の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（抄）

（施行期日）

第 1 条

この立法は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条（選挙権）の規定及び附則第 9 条（市町村自治法の一部改正）の規定により市町村自治法の一部を改正する規定中第 1 章第 3 節の次に 1 節を加える改正規定（第 13 条の 3（選挙権）を加える部分に限る。）は、1968 年 7 月 15 日から適用する。

（選挙期日が告示されている選挙に関する経過措置）

第 2 条

この立法施行の際すでに選挙の期日を告示してある選挙に関しては、なお従前の例による。

（従前の選挙人名簿の効力）

第 3 条

この立法施行の際現に効力を有する改正市町村議会議員及市町村長選挙法（1950 年米国軍政府布令第 17 号。以下「布令」という。）の規定により作製し、確定した選挙人名簿は、この立法の相当規定により調製確定した選挙人名簿とみなし、1968 年 8 月 30 日まで効力を有するものとする。

（総選挙人名簿の調製・確定）

第 4 条

1968 年に調製し、確定すべき総選挙人名簿の調製確定については、なお従前の例による。

2　前項の総選挙人名簿は、この立法の相当規定により調製し、確定した総選挙人名簿とみなし、1969 年 8 月 30 日までに効力を有するものとする。

（争訟に関する経過措置）
第 5 条
布令の規定による選挙に関する異議の申立て及び訴訟については、なお従前の例による。
（選挙権及び被選挙権の停止に関する経過措置）
第 6 条
この立法施行前にした選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第 7 条
この立法施行前に行なわれた選挙及び附則第 2 条の選挙に関してした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（在職の議員及び長の地位）
第 8 条
この立法施行の際現に在職する市町村議会議員及び市町村の長は、この立法によって選挙されたものとみなし、その任期は、なお従前の例による。
（市町村自治法の一部改正）
第 9 条
市町村自治法（1953 年立法第 1 号）の一部を次のように改正する。
目次中「第 3 節　条例及び規則（第 11 条－第 13 条）」を「第 3 節　条例及び規則（第 11 条－第 13 条）、第 4 節　選挙（第 13 条の 2－第 13 条の 4）」に改める。
第 8 条中「市町村の住民」の上に「日本国民である」を加え、「及び選挙法」を削る。
第 1 章第 3 節の次に次の 1 節を加える。
第 4 節　選挙
（議員及び長の選挙）
第 13 条の 2
市町村の議会の議員及び長は、別に立法の定めるところにより、選挙人が投票により選挙する。
（選挙権）
第 13 条の 3
日本国民である年齢 20 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、別に立法の定めるところにより、その市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する。
（被選挙権）
第 13 条の 4
前条の選挙権を有する年齢 25 年以上の者は、別に立法の定めるところにより、その市町村の議会の議員及び長の被選挙権を有する。
2　市町村の区域内に 5 年以上本籍を有する年齢 25 年以上の者は、別に立法の定めるところにより、その市町村の長の被選挙権を有する。
第 27 条ただし書中「改正市町村議会議員及市町村長選挙法第 43 条第 3 項（無投票当選）」を「市町村議会議員及び市町村長選挙法（1968 年立法第 74 号）第 86 条第 4 項（無投票当選）」に改める。
第 28 条中「改正市町村議会議員及市町村長選挙法」を「市町村議会議員及び市町村長選挙法」

に改める。

第58条第1項中「改正市町村議会議員及市町村長選挙法第23条（単記無記名投票）、第35条（無効投票）及び第40条（当選人）」を「市町村議会議員及び市町村長選挙法第36条（投票の記載事項及び投函）、第57条（無効投票）及び市町村の議会の議員の選挙に関する第81条（当選人）」に改める。

第67条第1項中「被選挙権を有しない者であるとき」の下に「又は第34条の2の規定に該当するとき」を加え、「その被選挙権の有無」の下に「又は同条の規定に該当するかどうか」を加え、「改正市町村議会議員及市町村長選挙法第3条第3項から第5項の規定」を「市町村議会議員及市町村長選挙法第8条（選挙権及び被選挙権を有しない者）又は同法第203条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定」に改める。

第68条を次のように改める。

（失職の時期）

第68条

議会の議員は、市町村議会議員及び市町村長選挙法第155条（選挙の効力に関する異議の申立）若しくは第158条（当選の効力に関する異議の申立）の規定による異議の申立て又は第156条（選挙の効力に関する訴訟）、第159条（当選の効力に関する訴訟）若しくは第162条（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪による当選無効の訴訟）の訴訟の提起に対する判決が確定するまでは、その職を失わない。

第83条中「被選挙権を有しなくなったとき」の下に「又は前条の規定に該当するとき」を加え、「その被選挙権の有無」の下に「又は同条の規定に該当するかどうか」を加え、「改正市町村議会議員及市町村長選挙法第3条第3項から第5項までの規定」を「市町村議会議員及び市町村長選挙法第8条（選挙権及び被選挙権を有しない者）又は同法第203条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定」に改める。

第84条を次のように改める。

（失職の時期）

第84条

市町村長は、市町村議会議員及び市町村長選挙法第155条（選挙の効力に関する異議の申立て）若しくは第158条（当選の効力に関する異議の申立て）の規定による異議の申立て又は第156条（選挙の効力に関する訴訟）、第159条（当選の効力に関する訴訟）若しくは第162条（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪による当選無効の訴訟）の訴訟の提起に対する決定又は判定が確定するまでは、その職を失わない。

第101条中「改正市町村議会議員及市町村長選挙法第3条第3項」を「市町村議会議員及び市町村長選挙法第8条（選挙権及び被選挙権を有しない者）第1項」に改める。

〔以下省略〕

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（抄）

〔1971（昭和46）年12月31日　法律第129号〕

第1章　総則

（趣旨）

第１条　この法律は、沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図るために必要な特別措置を定めるものとする。

（定義）

第２条　この法律において「沖縄」とは、硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯27度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。

2　この法律において「本土」とは、沖縄以外の本邦の地域をいう。

3　この法律において「沖縄法令」とは、この法律の施行の際沖縄に適用されていた法令をいう。

4　この法律において「本土法令」とは、この法律の施行の際本土に適用されていた法令をいう。

第２章　沖縄県

（沖縄県の地位）

第３条　従前の沖縄県は、当然に、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める県として存続するものとする。

（沖縄県の条例等に関する暫定措置）

第４条　沖縄法令のうち、法律又はこれに基づく政令により沖縄県又はその機関に属させられることとなる事務に相当する事務について規定している沖縄法令で本邦の法令に抵触しないものは、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して３月を経過する日までの間、地方自治法の規定による沖縄県の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

〔第５条・第６条　省略〕

第３章　沖縄県の市町村

（市町村の地位）

第７条　沖縄の市町村は、地方自治法の規定による市町村となるものとする。

（市町村の条例等に関する経過措置）

第８条　沖縄の市町村の条例、規則その他の規程で、本邦の法令及び沖縄県の条例、規則その他の規程に抵触しないものは、地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

（市町村の機関に関する経過措置）

第９条　この法律の施行の際沖縄の市町村の議会の議員、長、委員会の委員（委員に欠員があるときに補充される地位にある者を含む。以下この項において同じ。）又は委員その他の職員として在職する者は、その市町村の議会の議員、長、委員会の委員又は委員その他の相当の職員となるものとする。この場合において、これらの職員のうち、沖縄法令の規定により任期が定められているもので、地方自治法の規定によっても任期の定めのあるものの任期は、同法の規定によるものとし、沖縄法令の規定によりこれらの者が選挙され、又は選任された日から起算するものとする。

2　この法律の施行の際教育区の教育委員会の委員の職にある者は、昭和48年３月31日までの間、当該教育区と区域を１にする市町村の教育委員会の委員の職にある者とみなす。

〔以下省略〕

附則

（施行期日）

1　この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第 68 条第 1 項及び次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

2　内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

復帰後

地方自治法（抄）〔1972（昭和 47）年 5 月 15 日　沖縄県に適用〕

昭和 22 年 4 月 17 日　法律第 67 号
改正　昭和 45 年 12 月 25 日　法律第 141 号

第 1 編　総則

（この法律の目的）

第 1 条　この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして効率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

〔第 1 条の 2　省略〕

第 2 編　普通地方公共団体

〔第 1 章～第 3 章　省略〕

第 4 章　選挙

（議員及び長の選挙）

第 17 条　普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。

（選挙権）

第 18 条　日本国民たる年齢満 20 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

（被選挙権）

第 19 条　普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満 25 年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。

2　日本国民で年齢満 30 年以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。

3　日本国民で年齢満 25 年以上のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。

第 20 条乃至第 73 条　削除

第 5 章　直接請求

〔第 1 節　省略〕

第2節　解散及び解職の請求

（議会の解散の請求とその処置）

第76条　選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

2　前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3　第1項の請求があつたとき、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。

4　第74条第4項の規定は、第1項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数に、第74条第5項及び第74条の2乃至第74条の4の規定は、第1項の規定による請求者の署名にこれを準用する。

（解散の投票の結果とその処置）

第77条　解散の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを前条第1項の代表者及び当該普通地方公共団体の議会の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事及び自治大臣、市町村にあつては市町村長及び都道府県知事に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

（議会の解散）

第78条　普通地方公共団体の議会は、第76条第3項の規定による解散の投票において過半数の同意があつたときは、解散するものとする。

（解散請求の制限期間）

第79条　第76条第1項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求は、その議会の議員の一般選挙のあつた日から1年間及び同条第3項の規定による解散の投票のあつた日から1年間は、これをすることができない。

（議員の解職の請求とその処置）

第80条　選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の3分の1以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の3分の1以上の者の連署を以て、議員の解職の請求をすることができる。

2　前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。

3　第1項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならない。この場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付さなければならない。

4　第74条第4項の規定は、第1項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数に、第74条第5項及び第74条の2乃至第74条の4の規定は、第1項の規定による請求者の署名にこれを準用する。

（長の解職の請求とその処置）

第81条　選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

2　第74条第4項の規定は、前項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数に、第74条第

5 項及び第 74 条の 2 乃至第 74 条の 4 の規定は、前項の規定による請求者の署名に、第 76 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の請求にこれを準用する。

（解職の投票の結果とその処置）

第 82 条　第 80 条第 3 項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、普通地方公共団体の選挙管理委員会は、直ちにこれを同条第 1 項の代表者並びに当該普通地方公共団体の議会の関係議員及び議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事及び自治大臣、市町村にあつては市町村長及び都道府県知事に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

2　前条第 2 項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同条第 1 項の代表者並びに当該普通地方公共団体の長及び議会の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府県及び市にあつては自治大臣、町村にあつては都道府県知事に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

（議員又は長の失職）

第 83 条　普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第 80 条第 3 項又は第 81 条第 2 項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

（議員又は長の解職請求の制限期間）

第 84 条　第 80 条第 1 項又は第 81 条第 1 項の規定による普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から 1 年間及び第 80 条第 3 項又は第 81 条第 2 項の規定による解職の投票の日から 1 年間は、これをすることができない。但し、公職選挙法第 100 条第 4 項の規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から 1 年以内においても、これをすることができる。

（解散及び解職投票の手続）

第 85 条　政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第 76 条第 3 項の規定による解散の投票並びに第 80 条第 3 項及び第 81 条第 2 項の規定による解職の投票にこれを準用する。

2　前項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

〔第 86 条～第 88 条　省略〕

第 6 章　議会

第 1 節　組織

（議会の設置）

第 89 条　普通地方公共団体に議会を置く。

〔第 90 条　省略〕

（市町村議会の議員の定数）

第 91 条　市町村の議会の議員の定数は、左の通りとし、人口 30 万以上 50 万未満の市にあつては人口 10 万、人口 50 万以上の市にあつては人口 20 万を加えるごとに各々議員 4 人を増し、100 人を以て定限とする。

一　人口 2 千未満の町村	12 人
二　人口 2 千以上 5 千未満の町村	16 人
三　人口 5 千以上 1 万未満の町村	22 人

四　人口1万以上2万未満の町村　26人
五　人口5万未満の市及び人口2万以上の町村　30人
六　人口5万以上15万未満の市　36人
七　人口15万以上20万未満の市　40人
八　人口20万以上30万未満の市　44人
九　人口30万以上の市　48人

2　前項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる。

3　前2項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

4　第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、条例で、議員の定数を増減することができる。但し、新人口に基く第1項の議員の定数を超えて増加することはできない。

5　前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

（議員の兼職の禁止）

第92条　普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2　普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員及び常勤の職員と兼ねることができない。

（議員の就職の制限）

第92条の2　普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

（議員の任期）

第93条　普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2　前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

〔第94条・第95条　省略〕

第2節　権限

（議決事件）

第96条　普通地方公共団体の議会は、左に掲げる事件を議決しなければならない。

一　条例を設け又は改廃すること。
二　予算を定めること。
三　決算を認定すること。
四　法律又はこれに基く政令に規定するものを除く外、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
五　その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六　条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七　前号に定める場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

八　負担附きの寄附又は贈与を受けること。

九　法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十　条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十一　普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

十二　法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十三　普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の綜合調整に関すること。

十四　その他法律又はこれに基く政令により議会の権限に属する事項。

2　前項に定めるものを除く外、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

（選挙及び予算の増額修正）

第97条　普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基く政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

2　議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

（検閲及び検査、監査の請求）

第98条　普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2　議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

（説明の請求・意見の陳述及び意見書の提出）

第99条　普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員に委任された国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員の説明を求め、又はこれに対し意見を述べることができる。

2　議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出することができる。

（調査権・出頭証言及び記録の提出請求、政府の刊行物送付、図書室設置等）

第100条　普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2　民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定があるものを

除く外、前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

3　第1項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は5千円以下の罰金に処する。

4　議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。

5　議会が前項の規定による疎明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

6　当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から20日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

7　第2項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁錮に処する。

8　前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減軽し又は免除することができる。

9　議会は、選挙人その他の関係人が、第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

10　議会が第1項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

11　議会は、第1項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範軸内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

12　政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

13　都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。

14　議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

15　前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

第3節　招集及び会期

（招集）

第101条　普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。議員定数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求があるときは、当該普通地方公共団体の長は、これを招集しなければならない。

2　招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

（定例会・臨時会及び会期）

第 102 条　普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2　定例会は、毎年、4 回以内において条例で定める回数これを招集しなければならない。

3　臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

4　臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長が予めこれを告示しなければならない。

5　臨時会の開会中に急施を要する事件があるときは、前 2 項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

6　普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

第 4 節　議長及び副議長

（議長及び副議長）

第 103 条　普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2　議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

（議長の権限）

第 104 条　普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

（議長の委員会への出席発言権）

第 105 条　普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

（議長の代理及び仮議長）

第 106 条　普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2　議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

3　議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

（臨時議長）

第 107 条　第 103 条第 1 項及び前条第 2 項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

（議長及び副議長の辞職）

第 108 条　普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第 5 節　委員会

（常任委員会）

第 109 条　普通地方公共団体の議会は、条例で、都にあつては 12 以内、道及び人口 250 万以上の府県並びに人口 100 万以上の市にあつては 8 以内、人口 100 万以上 250 万未満の府県及び人口 30 万以上 100 万未満の市にあつては 6 以内、人口 100 万未満の府県及び人口 30 万未満の市並びに町村にあつては 4 以内の常任委員会を置くことができる。

2　議員は、それぞれ 1 箇の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定がある場合を除く外、議員の任期中在任する。

3　常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

4　常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

5　常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

（特別委員会）

第 110 条　普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。

2　特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

3　特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。但し、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

4　前条第 4 項の規定は、特別委員会にこれを準用する。

（条例への委任）

第 111 条　前 2 条に定めるものを除く外、委員会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。

第 6 節　会議

（議員の議案提出権）

第 112 条　普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2　前項の規定により議案を提出するに当つては、議員の定数の 8 分の 1 以上の者の賛成がなければならない。

3　第 1 項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

（定足数）

第 113 条　普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第 117 条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

（議員の請求による開議）

第 114 条　普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第 106 条第 1 項又は第 2 項の例による。

2　前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない。

（議事の公開原則及び秘密会）

第 115 条　普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2　前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

（修正の動議）

第 115 条の 2　普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当つては、議員の定数の 8 分の 1 以上の者の発議によらなければならない。

（表決）

第 116 条　この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

（議長及び議員の除斥）

第 117 条　普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議）

第 118 条　法律又はこれに基く政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第 46 条、第 48 条、第 68 条及び普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第 95 条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

2　議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

3　指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

4　1 の選挙を以て 2 人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

5　第 1 項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から 21 日以内に、都道府県にあつては自治大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から 21 日以内に裁判所に出訴することができる。

6　第 1 項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

（会期の不継続の原則）

第 119 条　会期中に議決に至らなかつた事件は、後会に継続しない。

（会議規則）

第 120 条　普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

（長及び委員の議場出席義務）

第 121 条　普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、地方労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

（長の説明書提出権）

第 122 条　普通地方公共団体の長は、議会に、第 211 条第 2 項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。

（会議録）

第 123 条　議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）をして会議録を調製し、会議の次第及び出席議員の氏名を記載させなければならない。

2　会議録には、議長及び議会において定めた 2 人以上の議員が署名しなければならない。

3　議長は、会議録の写を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

第 7 節　請願

（請願書の提出）

第 124 条　普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

（採択請願の送付及び請願処理報告の請求）

第 125 条　普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、且つ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第 8 節　議員の辞職及び資格の決定

（辞職）

第 126 条　普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

（失職及び資格決定）

第 127 条　普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第 92 条の 2 の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第 11 条又は同法第 252 条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の 3 分の 2 以上の多数によりこれを決定しなければならない。

2　都道府県の議会の議員は、住所を移したため被選挙権を失つても、その住所が同一都道府県の区域内に在るときは、そのためにその職を失うことはない。

3　第 1 項の場合においては、議員は、第 117 条の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。

4　第 118 条第 5 項及び第 6 項の規定は、第 1 項の場合にこれを準用する。

（失職の時期）

第 128 条　普通地方公共団体の議会の議員は、公職選挙法第 202 条第 1 項若しくは第 206 条第 1 項の規定による異議の申出、第 202 条第 2 項若しくは第 206 条第 2 項の規定による審査の申立て、第 203 条第 1 項、第 207 条第 1 項若しくは第 211 条の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第 9 節　紀律

（議場の秩序維持）

第 129 条　普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2　議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

（傍聴人の取締）

第 130 条　傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公

共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2　傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3　前2項に定めるものを除く外、議長は、傍聴人の取締に関し必要な規則を設けなければならない。

（議長の注意の喚起）

第131条　議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

（不当な言論の禁止）

第132条　普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無札の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

（侮辱に対する処置）

第133条　普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

第10節　懲罰

（懲罰原則）

第134条　普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

2　懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

（懲罰の種類及び懲罰動議、除名の決議）

第135条　懲罰は、左の通りとする。

一　公開の議場における戒告

二　公開の議場における陳謝

三　一定期間の出席停止

四　除名

2　懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の8分の1以上の者の発議によらなければならない。

3　第1項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。

（除名議員の再当選）

第136条　普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した議員を拒むことができない。

（不当欠席議員の懲罰）

第137条　普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

第11節　議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員

（事務局の設置及び議会の職員）

第138条　都道府県の議会に事務局を置く。

2　市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

3　事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
4　事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。但し、町村においては、書記長を置かないことができる。
5　事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
6　事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。
7　事務局長及び書記長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理する。
8　書記その他の職員は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する。
9　事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱に関しては、この法律に定めるものを除く外、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の定めるところによる。
〔以下省略〕

公職選挙法（抄）〔1972（昭和 47）年 5 月 15 日　沖縄県に適用〕

昭和 25 年 4 月 15 日　法律第 100 号
改正　昭和 47 年 5 月 13 日　法律第 31 号

第 1 章　総則
（この法律の目的）
第 1 条　この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共同体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを自的とする。
（この法律の適用範囲）
第 2 条　この法律は、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、適用する。
（公職の定義）
第 3 条　この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。
（議員の定数）
第 4 条　〔第 1 項・第 2 項　省略〕
3　地方公共団体の議会の議員の定数は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の定めるところによる。
（選挙事務の管理及び監督）
第 5 条　この法律において選挙に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選挙については中央選挙管理会が管理し、衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県の議会の議員及び都道府県知事の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員及び市町村長の選挙については市町村の選挙管理委員会が管理する。

〔第 2 項・第 3 項　省略〕
〔第 5 条の 2～第 8 条　省略〕
第 2 章　選挙権及び被選挙権
（選挙権）
第 9 条　〔第 1 項　省略〕
2　日本国民たる年齢満 20 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。
〔第 3 項　省略〕
4　第 2 項の 3 箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。
（被選挙権）
第 10 条　日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。
〔第一号～第四号　省略〕
五　市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満 25 年以上のもの
六　市町村長については年齢満 25 年以上の者
2　前項各号の年齢は、選挙の期日により算定する。
（選挙権及び被選挙権を有しない者）
第 11 条　左の各号に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。
一　禁治産者
二　禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者
三　禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
四　法律で定めるところにより行なわれる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
2　この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第 252 条（選挙犯罪に因る処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の定めるところによる。
3　市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するものについて、第 1 項又は第 252 条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。
第 3 章　選挙に関する区域
（選挙の単位）
第 12 条　〔第 1 項・第 2 項　省略〕
3　都道府県知事及び市町村長は、当該地方公共団体の区域において、選挙する。
4　市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあつては、各選挙区において、選挙区がない場合にあつてはその市町村の区域において、選挙する。
〔第 13 条～第 14 条　省略〕
（地方公共団体の議会の議員の選挙区）
第 15 条　〔第 1 項～第 4 項　省略〕
5　市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）に

ついては、区の区域をもつて選挙区とする。

〔第 6 項　省略〕

7　各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

8　前各項に定めるものの外、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

〔第 15 条 2・第 16 条　省略〕

（投票区）

第 17 条　投票区は、市町村の区域による。

2　市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

3　前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

（開票区）

第 18 条　開票区は、市町村の区域による。但し、第 15 条第 5 項（市町村の議会の議員の選挙区）の規定による選挙区があるときは、その区域による。

〔第 2 項・第 3 項　省略〕

第 4 章　選挙人名簿

〔第 19 条～第 30 条　省略〕

第 5 章　選挙期日

〔第 31 条・第 32 条　省略〕

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第 33 条　地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前 30 日以内に行う。

2　地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から 40 日以内に行う。

3　市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項（市町村の設置の告示）の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

4　地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の議会の議員がすべてなくなつたとき、又は地方公共団体の長の任期満了に因る選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の長が欠け、若しくは退職を申し出たときは、更にこれらの事由に因る選挙の告示は、行わない。但し、任期満了に因る選挙の期日前に当該地方公共団体の議会が解散されたとき、又は長が解職され、若しくは不信任の議決に因りその職を失つたときは、任期満了に因る選挙の告示は、その効力を失う。

5　第 1 項から第 3 項までの選挙の期日は、左の各号の区分により、告示しなければならない。

〔第一号～第三号　省略〕

四　指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少くとも 10 日前に

〔第五号　省略〕

（その他の選挙）

第34条　衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から40日以内に、地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙（第114条（長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合）の選挙を含む。）又は増員選挙若しくは第116条（議員又は当選人がすべてない場合）の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に、行う。

2　前項に掲げる選挙のうち、第109条（再選挙）、第110条（再選挙）又は第113条（補欠選挙及び増員選挙）の規定による衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙は、これを行うべき事由が当該議員の任期（参議院議員については在任期間を同じくするものの任期をいう。）が終る前6箇月以内に生じたときは、行わない。但し、地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙について、議員の数がその定数の3分の2に達しなくなつたときは、この限りでない。

3　第1項に掲げる選挙は、衆議院議員及び参議院議員の場合にあつては、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第204条（選挙の効力に関する訴訟）又は第208条（当選の効力に関する訴訟）の規定による訴訟の出訴期間又は訴訟が裁判所に係属している間、地方公共団体の議会の議員及び長の場合にあつては、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第202条（選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）、第203条（選挙の効力に関する訴訟）、第206条（当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）又は第207条（当選の効力に関する訴訟）の規定による異議の申出期間、審査の申立期間若しくは訴訟の出訴期間又は異議の申出に対する決定が確定しない間、審査の申立てに対する裁決が確定しない間苦しくは訴訟が裁判所に係属している間は、行うことかできない。

4　第1項の期間は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）が、その選挙を必要とするに至った選挙につき第203条、第204条、第207条又は第208条の規定による訴訟の提起があつた場合においては第220条第1項（選挙関係訴訟についての通知）の規定により訴訟が係属しなくなつた旨の通知を受けた日から、第109 条第五号に掲げる事由に因る再選挙については第220条第2項の規定による通知を受けた日から、第109条第六号に掲げる事由に因る再選挙については第254条（当選人等の処刑の通知）の規定による通知を受けた日から、起算する。

5　第1項の期間は、同項の補欠選挙又は増員選挙については、前項の規定の適用がある場合を除く外、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）が最後に第111条第1項又は第3項（議員又は長の欠けた場合等の通知）の規定による通知を受けた日から起算する。

6　第1項の選挙の期日は、特別の定がある場合を除く外、左の各号の区分により、告示しなければならない。

〔第一号～第四号　省略〕

五　指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少くとも10日前に

〔第六号　省略〕

第6章　投票

〔第35条～第60条　省略〕

第7章　開票

〔第61条～第74条　省略〕

第 8 章　選挙会及び選挙分会

〔第 75 条～第 85 条　省略〕

第 9 章　公職の候補者

（公職の候補者の立候補の届出等）

第 86 条　公職の候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から 2 日間に、郵便によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。

2　選挙人名簿に登録された者が他人を公職の候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、郵便によることなく、文書でその推薦の届出をすることができる。

3　前 2 項の文書には、公職の候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業及び所属する政党その他の政治団体の名称（2 以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか 1 の政党その他の政治団体の名称とし、次項に規定する証明書に係る政党その他の政治団体の名称をいうものとする。）並びに政令で定める事項を記載しなければならない。

4　第 1 項及び第 2 項の文書には、次条及び第 87 条（重複立候補の禁止）の規定により公職の候補者となることができない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書、所属する政党その他の政治団体の名称を記載する場合にあつては当該記載に関する当該政党その他の政治団体の証明書（衆議院議員及び参議院議員の候補者については、当該政党その他の政治団体の本部の総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者の証明書）並びに政令で定める文書を添えなければならない。

〔第 5 項～第 11 項　省略〕

（被選挙権のない者の立候補の禁止）

第 86 条の 2　第 11 条（選挙権及び被選挙権を有しない者）第 1 項及び第 252 条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定により被選挙権を有しない者は、公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。

（重複立候補の禁止）

第 87 条　1 の選挙において公職の候補者となつた者は、同時に、他の選挙における公職の候補者となることができない。

（選挙事務関係者の立候補制限）

第 88 条　左の各号に掲げる者は、在職中、その関係区域内において、当該選挙の公職の候補者となることができない。

一　投票管理者

二　開票管理者

三　選挙長及び選挙分会長

（公務員の立候補制限）

第 89 条　国又は地方公共団体の公務員は、在職中、公職の候補者となることができない。但し、左の各号に掲げる公務員は、この限りでない。

〔第一号～第五号　省略〕

〔第 2 項・第 3 項　省略〕

〔第 90 条～第 94 条　省略〕

第 10 章　当選人

（当選人）

第95条　各選挙において、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。但し、左の各号の区分による得票がなければならない。

〔第一号～第三号　省略〕

四　地方公共団体の議会の議員の選挙　　当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）をもつて有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票

〔第五号　省略〕

2　当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

（当選人の更正決定）

第96条　第206条（当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）、第207条（当選の効力に関する訴訟）第1項又は第208条（当選の効力に関する訴訟）の規定による異議の申出、審査の申立て又は訴訟の結果、再選挙を行わないで当選人を定めることができる場合においては、直ちに選挙会を開き、当選人を定めなければならない。

（当選人の繰上補充）

第97条　当選人が死亡者であるとき又は第99条（被選挙権の喪失）、第103条（当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例）第2項及び第4項若しくは第104条（地方公共団体の議会の議員又は長の当選人が請負等をやめない場合）の規定により当選を失つたときは、直ちに選挙会を開き、第95条第1項但書（法定得票数）の規定による得票者で当選人とならなかつたものの中から当選人を定めなければならない。

2　衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙について、第109条（再選挙）第五号若しくは第六号の事由がその選挙の期日から3箇月以内に生じた場合において第95条第1項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から3箇月経過後に生じた場合において第95条第2項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

〔第3項　省略〕

（被選挙権の喪失と当選人の決定）

第98条　前2条の場合において、第95条第1項但書（法定得票数）の規定による得票者又は第95条第2項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがその選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを当選人と定めることができない。

（被選挙権の喪失に因る当選人の失格）

第99条　当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

（無投票当選）

第100条　衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員の選挙において第86条（公職の候補者の立候補の届出等）第1項、第2項若しくは第5項の規定による届出のあつた候補者がその選挙における議員の定数を超えないとき若しくは超えなくなつたとき又は地方公共団体の長の選挙において同条第1項、第2項、第6項若しくは第8項の規定による届出のあつた候補者が1人であるとき若しくは1人となつたときは、投票は、行わない。

2　前項及び第127条（同時選挙の場合の無投票当選）の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙の各投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、且つ当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については

中央選挙管理会）に報告しなければならない。

3　第1項及び第127条の場合においては、選挙長は、その選挙の期日から5日以内に選挙会を開き、当該公職の候補者をもつて当選人と定めなければならない。

4　前項の場合において、当該公職の候補者の被選挙権の有無は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。

（当選人決定の場合の報告、告知及び告示）

第101条　当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙における各公職の候補者の得票総数その他選挙の次第を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）に報告しなければならない。

2　前項の報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、且つ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。市町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にも報告しなければならない。

（当選の効力の発生）

第102条　当選人の当選の効力は、前条第2項の規定による当選人の告示があつた日から、生ずるものとする。

〔第103条・第104条　省略〕

（当選証書の附与及び告示）

第105条　第103条（当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例）第2項及び第4項並びに前条に規定する場合を除く外、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）は、第102条（当選の効力の発生）の規定により当選人の当選の効力が生じたときは、直ちに当該当選人に当選証書を附与しなければならない。

〔第2項・第3項　省略〕

〔第106条　省略〕

（選挙及び当選の無効の場合の告示）

第107条　第15章（争訟）の規定による争訟の結果選挙若しくは当選が無効となつたとき又は当選人が第251条（当選人の選挙犯罪に因る当選無効）の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）は、直ちにその旨を告示しなければならない。

〔第108条　省略〕

第11章　特別選挙

〔第109条　省略〕

（参議院全国選出議員及び地方公共団体の議会の議員の再選挙）

策110条　参議院（全国選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の選挙について、前条各号に掲げる事由の1が生じた場合において、第96条（当選人の更正決定）、第97条（当選人の繰上補充）及び第98条（被選挙権の喪失と当選人の決定）の規定により当選人を定めることができるときを除く外、当該選挙の当選人の不足数が左の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）は、前条の例により、再選挙を行わせなければな

らない。

〔第一号・第二号　省略〕

三　市町村の議会の議員の場合には、第113条第1項にいうその議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の6分の1を超えるに至つたとき。

2　参議院（全国選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の選挙について、第202条（選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）、第203条（選挙の効力に関する訴訟）、第204条（選挙の効力に関する訴訟）又は第209条（当選の効力に関する争訟における選挙の無効の決定、裁決、判決）の規定による異議の申出、審査の申立て又は訴訟の結果当選人がなくなり又は当選人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）は、前条の例により、再選挙を行わせなければならない。

3　参議院（全国選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の選挙におけるその当選人の不足数が第1項各号に該当しなくても、左の各号の区分による選挙が行われるときは、同項の規定にかかわらず、その選挙と同時に再選挙を行う。但し、第1項に規定する事由が左の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に（市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前10日以内に）生じたものであるときは、この限りでない。

〔第一号　省略〕

二　地方公共団体の議会の議員の場合には、当該選挙区（選挙区がないときはその区域）において同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき。

4　前項の再選挙の期日は、同項各号の区分により行われる選挙の期日による。

〔第5項　省略〕

（議員又は長の欠けた場合等の通知）

第111条　衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合又は地方公共団体の長が欠け若しくはその退職の申立があつた場合においては、左の区分により、その旨を通知しなければならない。

〔第一号・第二号　省略〕

三　地方公共団体の議会の議員については、その欠員を生じた日から5日以内に、その地方公共団体の議会の議長から当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会に

〔第四号　省略〕

2　前項の通知を受けた選挙管理委員会又は中央選挙管理会は、第112条（議員又は長の欠けた場合の繰上補充）の規定適用があると認めるときは、議員が欠員となつた旨又は長が欠け若しくはその退職の申立があつた旨を、直ちに当該選挙長に通知しなければならない。

3　地方自治法第91条第4項（議員の定数の増加）の規定により市町村の議会の議員の定数を増加した場合においては、当該条例施行の日から5日以内にその市町村の議会の議長から当該市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

〔第112条　省略〕

（補欠選挙及び増員選挙）

第 113 条　衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第 111 条（議員の欠員の場合の通知）第 1 項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、前条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、当選人を定めることができるときを除く外、その議員の欠員の数が左の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）は、選挙の期日を定めてこれを告示し、補欠選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関し、第 109 条（再選挙）又は第 110 条（再選挙）の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

〔第一号～第四号　省略〕

五　市町村の議会の議員の場合には、第 110 条第 1 項にいうその当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の 6 分の 1 を超えるに至つたとき。

2　第 111 条 3 項（定数増加の通知）の規定による通知を受けた場会においては、当該市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、増員選挙を行わせなければならない。

3　衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員の数が第 1 項各号に該当しなくても、左の各号の区分による選挙が行われるときは、第 1 項本文の規定にかかわらず、その選挙と同時に補欠選挙を行う。但し、左の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に（市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前 10 日以内に）当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）が第 111 条第 1 項第一号から第三号までの規定による通知を受けたときは、この限りでない。

〔第一号～第三号　省略〕

四　地方公共団体の議会の議員の場合には、当該選挙区（選挙区がないときはその区域）において同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき。

4　前項の補欠選挙の期日は、同項各号の区分により行われる選挙の期日による。

5　第 110 条（再選挙）第 5 項の規定は、第 3 項第四号の規定による地方公共団体の議会の議員の補欠選挙について準用する。

〔第 114 条～第 118 条　省略〕

第 12 章　選挙を同時に行うための特例

〔第 119 条～第 128 条　省略〕

第 13 章　選挙運動

〔第 129 条～第 178 条の 2　省略〕

第 14 章　選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

〔第 179 条～第 201 条　省略〕

第 14 章の 2　衆議院及び参議院の選挙の特例

〔第 201 条の 2～4　省略〕

第 14 章の 3　政党その他の政治団体の選挙における政治活動

〔第 201 条の 5～14　省略〕

第 15 章　争訟

〔第 202 条～第 220 条　省略〕

第 16 章　罰則

〔第 221 条～第 255 条　省略〕

第 17 章　補則

〔第 256 条・第 257 条　省略〕

（地方公共団体の議会の議員の任期の起算）

第 258 条　地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなつたときは議員がすべてなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

〔第 259 条・第 259 条 2　省略〕

（補欠議員の任期）

第 260 条　衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員の補欠議員は、それぞれその前任者の残任期間在任する。

2　地方公共団体の議会の議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員は、一般選挙により選挙された議員の任期満了の日まで在任する。

〔第 261 条～第 263 条　省略〕

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙管理費用の地方公共団体負担）

第 264 条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する左に掲げる費用は、当該地方公共団体の負担とする。

〔第一号・第二号　省略〕

〔第 2 項　省略〕

3　第 144 条の 4（任意制ポスター掲示場）の規定による掲示場の設置に要する費用、第 160 条の2（任意制公営立会演説会）の規定により行う立会演説会の開催に要する費用及び第 172 条の2（任意制選挙公報の発行）の規定による選挙公報の発行に要する費用については、当該地方公共団体の負担とする。

4　都道府県の議会の議員及び都道府県知事の選挙と市町村の議会の議員及び市町村長の選挙を同時に行う場合の費用の負担区分については、関係地方公共団体が協議して定める。

（行政不服審査法による不服申立ての制限）

第 265 条　この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

〔以下省略〕

地方公共団体の議会の解散に関する特例法（抄）

〔1972（昭和 47）年 5 月 15 日　沖縄県に適用〕

昭和 40 年 6 月 3 日　法律第 118 号

（この法律の趣旨）

第 1 条　この法律は、地方公共団体の議会の解散の請求に関する世論の動向にかんがみ、当該議会が自らすすんでその解散による選挙によつてあらたに当該地方公共団体の住民の意思をきく

方途を講ずるため、地方公共団体の議会の解散について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67号）の特例を定めるものとする。

（議会の解散）

第 2 条　地方公共団体の議会は、当該議会の解散の議決をすることができる。

2　前項の規定による解散の議決については、議員数の 4 分の 3 以上の者が出席し、その 5 分の 4 以上の者の同意がなければならない。

3　第 1 項の議決があつたときは、当該地方公共団体の議会は、その時において解散するものとする。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　地方公共団体の議会の議決による解散に関する制度については、この法律の施行の日から起算して 1 年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律（抄）〔1975（昭和 50）年 7 月 15 日　法律第 63 号〕

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部を次のように改正する。

〔一部省略〕

第 34 条第 4 項中「因る」を「よる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 109 条第 5 号に掲げる事由のうち第 200 条（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟）の規定による訴訟が提起されなかつたことに係るものによる再選挙については、同条に規定する出訴期間が経過した日から起算する。

〔一部省略〕

第 107 条中「又は当選人が」を「若しくは第 210 条((総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟))の規定による訴訟が提起されなかつたこと、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したこと若しくは当該訴訟が取り下げられたことにより当選が無効となつたとき又は」に改める。

〔一部省略〕

附則（抄）

（施行期日）

第 1 条　この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第 2 項、第 7 項及び第 8 項の改正規定は、次の総選挙から施行する。

〔以下省略〕

地方自治法の一部を改正する法律〔1977（昭和 52）年 5 月 27 日　法律第 46 号〕

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 90 条第 2 項中「150 万人」を「100 万人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律（抄）〔1991（平成 3）年 4 月 2 日　法律第 24 号〕

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部を次のように改正する。

〔一部省略〕

第 98 条第 1 項中「当該普通地方公共団体の事務」の下に「又は当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会若しくは監査委員その他法令若しくは条例に基づく委員会若しくは委員会の権限に属する事務（政令で定めるものを除く。）」を加え、「基く」を「基づく」に、「事務の管理」を「、これらの事務の管理」に改め、同条第 2 項中「当該普通地方公共団体の事務」の下に「又は当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法令若しくは条例に基づく委員会若しくは委員の権限に属する事務（政令で定めるものを除く。）」を加え、「その結果の報告」を「監査の結果に関する報告」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合における監査の実施については、第 199 条第 2 項後段の規定を準用する。第 109 条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第 109 条の次に次の 1 条を加える。

第 109 条の 2　普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。

議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

一　議会の運営に関する事項

二　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三　議長の諮問に関する事項

前条第 4 項から第 6 項までの規定は、議会運営委員会について準用する。

第 110 条第 4 項を次のように改める。

第 109 条第 4 項及び第 5 項の規定は、特別委員会について準用する。

第 111 条中「前 2 条」を「前 3 条」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

〔一部省略〕

附則（抄）

（施行期日）

第 1 条　この法律は、公布の日から施行する。〔一部省略〕

〔以下省略〕

公職選挙法の一部を改正する法律（抄）〔1992（平成 4）年 12 月 16 日　法律第 98 号〕

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第 2 号中「終る」を「終わる」に改め、同項第四号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の 1 号を加える。

四　公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条（収賄及び事前収賄罪）、第 197 条ノ 2（第三者供賄罪）、第 197 条ノ 3（ 枉　法収賄及び事後収賄罪）又は第 197 条ノ 4（あつせん収賄罪）の罪により刑に処せられその刑の執行猶予中の者

〔一部省略〕

第 264 条第 1 項第一号中「第五号の 3」の下に「、第六号」を加え、同条第 2 項中「、第六号」を削り、同条第 3 項中「第 144 条の 2（ポスター掲示場）第 8 項」を「第 141 条第 6 項（任意制の選挙運動用自動車の使用の公営）の規定による選挙運動用自動車の使用に要する費用、第 143 条第 15 項（任意制のポスターの作成の公営）の規定によるポスターの作成に要する費用、第 144 条の 2（ポスター掲示場）第 8 項」に改める。

附則（抄）

（施行期日）

第 1 条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 143 条に 1 項を加える改正規定及び附則第 3 条の規定は、平成 5 年 3 月 1 日から施行する。

〔以下省略〕

公職選挙法の一部を改正する法律（抄）〔1994（平成 6）年 2 月 4 日　法律第 2 号〕

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部を次のように改正する。

〔一部省略〕

第 101 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人決定の場合の報告、告知及び告示）

第 101 条の 3　衆議院議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙において、当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所、氏名及び得票数、その選挙における各公職の候補者の得票総数その他選挙の次第を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。市町村の議会の議員又は長の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にも報告しなければならない。

〔一部省略〕

附則（抄）
（施行期日）
第1条　この法律は、この法律による改正後の公職選挙法第13条第1項に規定する法律の施行の日から施行する。〔一部省略〕
〔以下省略〕

地方自治法の一部を改正する法律（抄）〔1994（平成6）年6月29日　法律第48号〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部を次のように改正する。
〔一部省略〕
第100条第3項中「禁錮」を「禁　錮　」に、「5千円」を「10万円」に改める。
〔一部省略〕

附則（抄）
（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。〔一部省略〕
〔以下省略〕

公職選挙法の一部を改正する法律（抄）〔1997（平成9）年6月20日　法律第93号〕

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部を次のように改正する。
〔一部省略〕
第5章中第34条の次に次の1条を加える。
（地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例）
第34条の2　地方公共団体の議会の議員の任期満了の日が当該地方公共団体の長の任期満了の日前90日に当たる日から長の任期満了の日の前日までの間にある場合において当該地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙と長の任期満了による選挙を第119条（同時に行う選挙の範囲）第1項の規定により同時に行おうとするときは、第33条（一般選挙、長の任期満了による選挙及び設置選挙）第1項の規定にかかわらず、これらの選挙は、当該地方公共団体の長の任期満了の日前50日に当たる日又は当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前30日に当たる日のいずれか遅い日から当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日後50日に当たる日又は当該地方公共団体の長の任期満了の日のいずれか早い日までの間に行うことができる。
2　都道府県の選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選挙を行おうとする場合には、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前60日までにその旨を告示しなければならない。
3　第33条第1項及び第1項の規定にかかわらず、前項の規定による告示がなされた後当該地方公共団体の長の任期満了による選挙の期日の告示がなされるまでに当該地方公共団体の議会の

議員が任期満了以外の事由によりすべてなくなつた場合（当該地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙の期日の告示がなされている場合（第 33 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）を除く。）における当該地方公共団体の長の任期満了による選挙は、当該地方公共団体の長の任期満了の日前 50 日に当たる日又は当該地方公共団体の議会の議員の任期が満了することとされていた日前 30 日に当たる日のいずれか遅い日から当該地方公共団体の長の任期満了の日までの間に行い、前項の規定による告示がなされた後当該地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙の期日の告示がなされるまでに当該地方公共団体の長が欠け、又は退職を申し出た場合（当該地方公共団体の長の任期満了による選挙の期日の告示がなされている場合（第 33 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）を除く。）における当該地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙は、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前 30 日に当たる日から当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日後 50 日に当たる日又は当該地方公共団体の長の任期が満了することとされていた日のいずれか早い日までの間に行う。

4　前 3 項の規定は、地方公共団体の長の任期満了の日が当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前 90 日に当たる日から議員の任期満了の日の前日までにある場合について、準用する。この場合において、第 1 項中「長の任期満了の日前 50 日」とあるのは「議会の議員の任期満了の日前 50 日」と、「議会の議員の任期満了の日前 30 日」とあるのは「長の任期満了の日前 30 日」と、「議会の議員の任期満了の日後 50 日」とあるのは「長の任期満了の日後 50 日」と、「当該地方公共団体の長の任期満了の日の」とあるのは「当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日の」と、第 2 項中「前項」とあるのは「第 4 項において準用する前項」と、「議会の議員の任期満了の日」とあるのは「長の任期満了の日」と、前項中「第 1 項の」とあるのは「次項において準用する第 1 項の」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「長の任期満了による選挙」とあるのは「議会の議員の任期満了による一般選挙」と、「議会の議員が任期満了以外の事由によりすべてなくなつた」とあるのは「長が任期満了以外の事由により欠け、又は退職を申し出た」と、「議会の議員の任期満了による一般選挙」とあるのは「長の任期満了による選挙」と、「長の任期満了の日」とあるのは「議会の議員の任期満了の日」と、「議会の議員の任期が満了することとされていた日」とあるのは「長の任期が満了することとされていた日」と、「長が欠け、又は退職を申し出た」とあるのは「議会の議員がすべてなくなつた」と、「議会の議員の任期満了の日」とあるのは「長の任期満了の日」と、「長の任期が満了することとされていた日」とあるのは「議会の議員の任期が満了することとされていた日」と読み替えるものとする。

5　第 33 条第 5 項の規定は、第 1 項又は第 3 項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定により行われる選挙について、準用する。

第 46 条の 2 第 2 項及び第 86 条の 4 第 7 項中「第 33 条（長の選挙）第 5 項」の下に「（第 34 条の 2（地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例）第 5 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第 119 条第 2 項中「第 120 条第 1 項（市町村の選挙を行う場合の届出）の規定による届出」を「次条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出」に、「基き」を「基づき」に、「本章中以下同じ」を「以下この章において同じ」に改める。

第 120 条第 2 項中「前項の規定による届出」を「第 1 項若しくは前項の規定による届出」に改

め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2　市町村の選挙管理委員会は、第34条の2（地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例）第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

第121条中「前条第2項」を「前条第3項」に、「但し、同条第2項」を「ただし、同項」に改める。

第199条の5第4項第三号中「当たる日」の下に「（第34条の2（地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例）第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされた場合にあつては、任期満了の日前90日に当たる日又は当該告示がなされた日のいずれか早い日）」を加える。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例による。

3　地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了の日が施行日から起算して67日以内である場合における新法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第2項中「地方公共団体の議会の議員の任期の日前60日」とあるのは、「公職選挙法の一部を改正する法律（平成9年法律第93号）の施行の日の翌日から起算して7日を経過する日」とする。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（抄）

〔1999（平成11）年7月16日　法律第87号〕

第1章　共通関係

（地方自治法の一部改正）

第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部を次のように改正する。

〔一部省略〕

第77条中「且つ」を「かつ」に、「都道府県知事及び自治大臣」を「都道府県知事に」に、「市町村長及び都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第82条第1項中「且つ」を「かつ」に、「都道府県知事及び自治大臣」を「都道府県知事に」に、「市町村長及び都道府県知事」を「市町村長」に改め、同条第2項中「且つ」を「かつ」に改め、「するとともに、都道府県及び市にあつては自治大臣、町村にあつては都道府県知事に報告」を削る。

〔一部省略〕

第90条第1項中「人口70万未満の都道府県にあつては40人とし、人口70万以上100万未満の都道府県にあつては人口5万、人口100万以上の都道府県にあつては人口7万を加えるごとに

各々議員 1 人を増し、120 人を以て定限とする」を「条例で定める」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

都道府県の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数（都にあつては、特別区の存する区域の人口を 100 万人で除して得た数を当該各号に定める数に加えた数（その数が 130 人を超える場合にあつては、130 人））を超えない範囲内で定めなければならない。

一　人口 75 万未満の都道府県　40 人

二　人口 75 万以上 100 万未満の都道府県　人口 70 万を超える数が 5 万を増すごとに 1 人を 40 人に加えた数

三　人口 100 万以上の都道府県　人口 93 万を超える数が 7 万を増すごとに 1 人を 45 人に加えた数（その数が 120 人を超える場合にあつては、120 人）

第 1 項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた都道府県においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

第 90 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項」に改める。

第 91 条第 1 項中「左の通りとし、人口 30 万以上 50 万未満の市にあつては人口 10 万、人口 50 万以上の市にあつては人口 20 万を加えるごとに各々議員 4 人を増し、100 人を以て定限とする」を「条例で定める」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項を次のように改める。

市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一　人口 2 千未満の町村　12 人

二　人口 2 千以上 5 千未満の町村　14 人

三　人口 5 千以上 1 万未満の町村　18 人

四　人口 1 万以上 2 万未満の町村　22 人

五　人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村　26 人

六　人口 5 万以上 10 万未満の市　30 人

七　人口 10 万以上 20 万未満の市　34 人

八　人口 20 万以上 30 万未満の市　38 人

九　人口 30 万以上 50 万未満の市　46 人

十　人口 50 万以上 90 万未満の市　56 人

十一　人口 90 万以上の市　人口 50 万を超える数が 40 万を増すごとに 8 人を 56 人に加えた数（その数が 96 人を超える場合にあつては、96 人）

第 91 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項」に改め、同条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「、条例で」を削り、同項ただし書を削り、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

第 1 項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

第 91 条に次の 4 項を加える。

第 7 条第 1 項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が 2 以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が 1 のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第 1 項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

第 7 項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

〔一部省略〕

第 99 条第 2 項中「議会」を「普通地方公共団体の議会」に改め、同条第 1 項を削る。

第 100 条第 1 項中「事務」の下に「（自治事務にあつては地方労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）」を加える。

第 112 条第 2 項及び第 115 条の 2 中「当つては」を「当たつては」に、「8 分の 1 以上」を「12 分の 1 以上」に改める。

第 121 条中「法令又は条例に基く」を「法律に基づく」に改める。

第 125 条中「法令又は条例に基く」を「法律に基づく」に、「且つ」を「かつ」に改める。

〔一部省略〕

附則（抄）

（施行期日）

第 1 条　この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔第 2 条・第 3 条　省略〕

第 4 条　地方公共団体（次項に規定するものを除く。）の議会の議員の定数については、平成 15 年 1 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

2　平成 15 年 1 月 1 日前に新たに設置される市町村であつて同日以後に当該市町村の設置による議会の議員の一般選挙の期日が告示されるものの議会の議員の定数については、当該一般選挙の告示の日後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

3　新地方自治法第 91 条第 7 項の規定による平成 15 年 1 月 1 日以後に新たに設置される市町村の議会の議員の定数の決定については、同項に規定する設置関係市町村は、同日前においても同項の協議を行い、又は同項の議会の議決を経て、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定め、同条第 8 項の告示をすることができる。

〔以下省略〕

公職選挙法の一部を改正する法律（抄）〔1999（平成 11）年 8 月 13 日　法律第 122 号〕

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部を次のように改正する。

〔一部省略〕

第 2 章中第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（被選挙権を有しない者）

第 11 条の 2　公職にある間に犯した前条第 1 項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から 5 年を経過したものは、当該 5 年を経過した日から 5 年間、被選挙権を有しない。

第 49 条に次の 1 項を加える。

3　選挙人で船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして自治省令で定める船舶に乗つて本邦以外の区域を航海する船員（船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条（船員）に規定する船員をいう。）であるもののうち選挙の当日第 1 項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第 42 条第 1 項ただし書、第 44 条、第 45 条、第 46 条第 1 項から第 3 項まで、前条及び第 50 条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、自治省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを自治省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

第 86 条の 8 第 1 項中「第 11 条（選挙権及び被選挙権を有しない者）第 1 項」の下に「、第 11 条の 2（被選挙権を有しない者）」を加える。

〔一部省略〕

附則（抄）

（施行期日）

第 1 条　この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。〔一部省略〕

（適用区分）

第 2 条　この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）第 11 条の 2 及び第 86 条の 8 第 1 項の規定（他の法律において準用する場合を含む。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にした行為により刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により刑に処せられた者については、なお従前の例による。

〔以下省略〕

公職選挙法の一部を改正する法律（抄）〔2000（平成 12）年 5 月 17 日　法律第 62 号〕

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部を次のように改正する。

〔一部省略〕

第 34 条を次のように改める。

（地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等）

第34条　地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙（第114条の規定による選挙を含む。）又は増員選挙若しくは第116条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。

2　前項に掲げる選挙のうち、第109条、第110条又は第113条の規定による地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙は、当該議員の任期が終わる前6月以内にこれを行うべき事由が生じた場合は行わない。ただし、議員の数がその定数の3分の2に達しなくなつたときは、この限りでない。

3　第1項に掲げる選挙は、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第202条若しくは第206条の規定による異議の申出期間、第202条若しくは第206条の規定による異議の申出に対する決定若しくは審査の申立てに対する裁決が確定しない間又は第203条若しくは第207条の規定による訴訟が係属している間（次項及び第5項において「争訟係属等期間」と総称する。）は、行うことができない。

4　第1項に掲げる選挙のうち、次の各号に掲げる選挙についての同項の規定の適用については、同項中「これを行うべき事由が生じた日」とあるのは、当該各号に定める日（第二号から第六号までに定める日が争訟係属等期間にあるときは、第一号に定める日）に読み替えるものとする。

一　その選挙を必要とするに至つた選挙についての争訟係属等期間にこれを行うべき事由が生じた選挙　第202条若しくは第206条に規定する異議の申出期間の経過、第202条若しくは第206条に規定する異議の申出に対する決定若しくは審査の申立てに対する裁決の確定又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の第220条第1項後段の規定による通知の受領のうち最も遅い事由が生じた日

二　第109条第五号に掲げる事由による再選挙　当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が第220条第2項の規定による通知を受領した日（第210条第1項の規定による訴訟が提起されなかつたことに係るものによる再選挙にあつては、同項に規定する出訴期間が経過した日）

三　第109条第六号に掲げる事由による再選挙　当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が第254条の規定による通知を受領した日

四　補欠選挙又は増員選挙（前二号の規定の適用がある場合を除く。）　当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が最後に第111条第1項又は第3項の規定による通知を受領した日

五　第114条の規定による選挙　当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が第111条第1項第四号の規定による通知を受領した日

六　第116条の規定による一般選挙　第二号から第四号までに定める日のうち最も遅い日

5　地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙のうち、その選挙を必要とするに至つた選挙についての争訟係属等期間に第2項に規定する事由が生じた選挙についての同項の規定の適用については、同項中「これを行うべき事由が生じた場合」とあるのは、「第202条若しくは第206条に規定する異議の申出期間の経過、第202条若しくは第206条に規定する異議の申出に対する決定若しくは審査の申立てに対する裁決の確定又は第203条若しくは第207条の規定による訴訟が係属しなくなつたことのうち最も遅い事由が生じた場合」とする。

6　第1項の選挙の期日は、特別の定めがある場合を除くほか、次の各号の区分により、告示しな

ければならない。
〔一部省略〕
四　指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも 7 日前に
〔一部省略〕
第 110 条第 2 項中「第 209 条（当選の効力に関する争訟における選挙の無効の決定、裁決又は判決）」を「第 208 条」に改め、同条第 3 項中「又は第 209 条」を「、第 206 条又は第 207 条」に改め、「結果」の下に「その全部又は一部が無効となつたことにより」を加え、同条第 6 項中「「これを行うべき事由」とあるのは「当該地方公共団体の長の任期」と、「生じた」とあるのは「満了することとなる」」を「「これを行うべき事由が生じた場合」とあるのは、「当該地方公共団体の長の任期が満了することとなる場合」」に改める。
〔一部省略〕
第 113 条第 1 項及び第 2 項並びに第 114 条中「定めてこれを告示し」を「告示し」に改める。
〔一部省略〕

附則（抄）
（施行期日）
第 1 条　この法律は、公布の日から施行する。〔一部省略〕
〔以下省略〕

地方自治法の一部を改正する法律〔2000（平成 12）年 5 月 31 日　法律第 89 号〕

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部を次のように改正する。
第 99 条中「意見書を」の下に「国会又は」を加える。
第 100 条第 11 項の次に次の 2 項を加える。
普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
第 109 条第 1 項中「、都にあつては 12 以内、道及び人口 250 万以上の府県並びに人口 100 万以上の市にあつては 8 以内、人口 100 万以上 250 万未満の府県及び人口 30 万以上 100 万未満の市にあつては 6 以内、人口 100 万未満の府県及び人口 30 万未満の市並びに町村にあつては 4 以内の」を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 100 条第 11 項の次に 2 項を加える改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

地方自治法等の一部を改正する法律（抄）〔2002（平成 14）年 3 月 30 日　法律第 4 号〕

（地方自治法等の一部改正）

第 1 条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部を次のように改正する。

〔一部省略〕

第 76 条第 1 項中「3 分の 1」の下に「（その総数が 40 万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条第 4 項中「第 74 条第 4 項」を「第 74 条第 5 項」に改め、「3 分の 1 の数」の下に「（その総数が 40 万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「第 74 条第 5 項から第 7 項まで」を「同条第 6 項から第 8 項まで」に改める。

第 80 条第 1 項中「3 分の 1」の下に「（その総数が 40 万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条第 4 項中「第 74 条第 4 項」を「第 74 条第 5 項」に改め、「3 分の 1 の数」の下に「（その総数が 40 万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「第 74 条第 5 項から第 7 項まで」を「同条第 6 項から第 8 項まで」に改める。

〔一部省略〕

第 100 条第 11 項の次に次の 1 項を加える。

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

第 118 条第 1 項中「第 4 項」の下に「、第 47 条」を加える。

〔一部省略〕

附則（抄）

（施行期日）

第 1 条　この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔一部省略〕

2　第 1 条中地方自治法第 100 条、第 118 条第 1 項及び第 252 条の 23 第 2 号の改正規定　平成 14 年 4 月 1 日

〔以下省略〕

第 2 章　那覇・首里・小禄・真和志の議会関係例規

那覇市

戦前期

那覇市会議規則〔1921（大正 10）年 9 月 5 日可決〕

○大正 15 年 3 月 1 日市会改正議決

第 1 章　総則

第 1 条　会議ハ午後 1 時ニ始マリ午後 7 時ニ終ル但シ議長ハ時宜ニ依リ時間ヲ変更伸縮スルコトヲ得

第 2 条　議員出席シタルトキハ直ニ出席簿ニ捺印スヘシ

第 3 条　会議ノ開閉ハ振鈴ヲ以テ報ス

第 4 条　議員事故ノ為欠席若ハ遅参スルトキハ開議時限前議長ニ届出ツヘシ

第 5 条　議員中欠席ノ者アルトキハ議長之ヲ会議ニ報告スヘシ

第 6 条　開議時刻後 1 時間ヲ過キ議長副議長共ニ出席セサルトキハ年長議員議長ノ職務ヲ代理シ議事ヲ開クコトヲ得

第 7 条　開議時刻後 2 時間ヲ過キ議員定足数ニ満タサルトキハ議長ハ当日ノ会議ヲ開カサル旨ヲ宣告スヘシ但シ本条ノ場合ニ於テ議長副議長共ニ出席セサルトキハ各自退散ス

第 8 条　議事中議席ヲ離レムトスル者及遅参シタル議員ハ其旨ヲ議長ニ告クヘシ

第 9 条　議員ノ席次ハ改選後ノ初会ニ於テ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ一期間据置クモノトス抽籤ノ際欠員若ハ欠席者アルトキハ他ノ議員代テ抽籤ス補欠議員ハ前任者ノ席次ヲ襲フ若シ同一級ヨリ選出セラレタル 2 名以上ノ補欠議員アルトキハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

第 10 条　法律命令又ハ本則ニ依ルモノ、外議場ニ起リタル事項ハ議長之ヲ決ス本則ノ疑義ニ付亦同シ

前項ノ決定ニ対シ議員 3 名以上ノ異議アルトキハ討論ヲ用イス会議ノ決定スル所ニ依ル

第 2 章　議事

第 11 条　議事ハ議案ノ朗読ニ依テ始マル但シ議長ハ便宜其ノ朗読ヲ省略スルコトヲ得

第 12 条　議事ハ三読会ヲ経テ確定スルモノトス但シ議長ハ会議ニ諮ヒ次会ヲ省略スルコトヲ得

第 13 条　第一読会ニ於テ議案ニ対スル質問ヲ為シ第二読会ヲ開クヘキヤ否ヲ決ス否決シタルトキハ其ノ議案ヲ廃棄シタルモノトス

第 14 条　第二読会ニ於テハ議案ヲ逐条審議決定スヘシ

第 15 条　第三読会ニ於テハ第二読会ノ議決ヲ議案トシ全体ノ可否ヲ議決シテ之ヲ確定ス

第三読会ニ於テハ字句ノ修正ノ外委員付託又は修正ノ動議ヲ為スコトヲ得ス

第 3 章　提案及動議

第 16 条　議員ノ提案及動議ハ 3 名以上ノ賛成者アルニ非サレハ議題ト為スコトヲ得ス

第 17 条　議員ノ提案及動議ハ其ノ案ヲ具シ賛成者ト共ニ記名シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ但シ事簡易ナルモノハ議場ニ於テ之ヲ陳述スルコトヲ得

第 4 章　発言

第 18 条　凡ソ発言セムト欲スル者ハ先ツ起立シ議長何番ト呼ヒ議長其ノ番号ヲ応呼スルヲ待テ発言スヘシ

第 19 条　議長自ラ意見ヲ陳ヘムトスルトキハ副議長又ハ年長議員ヲシテ議長席ニ着カシメタル後議員席ニ着キ発言スヘシ此ノ場合ニ於テハ議長ハ其議題ノ議了ヲ俟チテ復席スヘシ

第 20 条　議案ヲ未タ議了セサルニ当リ他ノ事件ヲ発言シ或ハ質問スルコトヲ得ス

第 5 章　採決

第 21 条　議長ハ論旨既ニ尽キタルト認ムルトキハ採決スルコトヲ得

第 22 条　議席ニ在ル議員ハ可否ノ数ニ加ハルコトヲ要ス

議長席ニアル議員ハ表決ノ数ニ加ハラサルモノトス但シ選挙ニ関シテハ此ノ限ニ在ラス

第 23 条　同一ノ議題ニ対シ数個ノ修正案提出セラレタル場合ニ於テハ原案ノ趣旨ニ最モ遠キモノヨリ順次採決ス

第 24 条　採決法ハ起立、記名投票、若ハ匿名投票ノ 3 種トシ議長適宜之ヲ施行ス

第 25 条　投票終リタルトキハ議長ハ其ノ結果ヲ宣告スヘシ

第 26 条　議員ハ自己表決ノ更正ヲ求ムルコトヲ得ス

第 6 章　委員

第 27 条　議長ノ意見若ハ議員 3 名以上ノ請求ニ依リ委員ヲ要スルトキハ会議ノ決ヲ採ルヘシ

第 28 条　委員ハ議長市会ニ諮リ之ヲ指名シ又ハ議員ヲシテ互選セシム委員選挙ノ方法ハ連記無記名投票ニ依ル投票同数ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第 29 条　委員会ニ於テハ委員長 1 名ヲ互選スヘシ

第 30 条　委員会ヲ終リタルトキハ委員長其ノ経過及結果ヲ会議ニ報告スヘシ

第 31 条　委員ハ正当ノ理由ナクシテ其ノ任ヲ辞スルコトヲ得ス

第 32 条　委員ノ審査ハ会議ノ付託シタル事件外ニ互ルコトヲ得ス

第 33 条　委員会ハ委員半数以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ可否ノ多数ニ依リテ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ委員長之ヲ決ス

第 34 条　委員ニ付託シタル事件ノ発議者若ハ動議提出者ハ其ノ委員会ニ列シ説明スルコトヲ得但シ表決ニ加ハルコトヲ得ス

第 35 条　委員会ノ議事ハ場合ニ依リ委員会ノ議決ヲ以テ傍聴ヲ禁スルコトヲ得

第 7 章　会議録

第 36 条　会議録ニ記載スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

1　開会閉会ニ関スル事項及年月日
2　議席ニ参与シタル吏員氏名
3　開議ノ延会中止及散会ノ月日時
4　出席欠席議員氏名
5　会議ニ於テ行ヒタル選挙顛末
6　議長委員長ノ報告
7　会議ニ附シタル議案ノ題目
8　議題トナリタル発議動議及提出者氏名
9　決議ノ事件
10　採決及可否ノ数ヲ計算シタルトキハ其ノ数
11　其ノ他議長ニ於テ必要ト認メタル事項

第 37 条　会議録ニ署名スル議員ハ会議ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

第 8 章　議場ノ秩序

第 38 条　議事中ハ私語又喫煙喧噪等ノ挙動ヲ為スコトヲ得ス

第 9 章　罰則

第 39 条　議員市制並本則ニ違反シタルトキハ議長ノ意見又ハ議員 5 名以上ノ要求ニ依リ会議ノ議決ヲ以テ 3 日以内出席ヲ停止シ又ハ 2 円以下ノ過怠金ヲ科スコトアルヘシ

那覇市会傍聴人取締規則〔1921（大正 10）年 9 月 5 日可決〕

〇大正 10 年 9 月 5 日市会議決

第 1 条　会議ノ傍聴ヲ為サムト欲スル者ハ其ノ住所氏名ヲ受付係ニ通シ其ノ承認ヲ得テ入場スヘシ但シ年齢満 20 歳以上ノ者ニ限ル

第 2 条　左ニ記載シタル者ハ傍聴ヲ禁ス

1　瘋癲白痴者

2　酩酊者

3　兇器其他危険ト認ムル物品ヲ携帯スル者

4　他人ノ厭忌スヘキ疾病ニ罹ル者

第 3 条　傍聴人ハ静粛ヲ旨トシ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

1　帽子又ハ外套ノ類ヲ着用スヘカラス

2　獣類又ハ傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス

3　飲食又ハ喫煙ヲ為スヘカラス

4　会議ニ対シ言論ノ是非ヲ為スヘカラス

5　私語其他議事ノ妨ケトナルヘキ挙動アルヘカラス

僅少ノ物品ハ受付係ノ承認ヲ得テ携帯スルコトヲ得但シ受付係ニ於テ其ノ物品ノ検閲ヲ求ムルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第 4 条　傍聴席満員トナリタルトキハ之ヲ禁止シ傍聴人ヲ入場セシメサルコトアルヘシ

第 5 条　前各条ニ定ムルモノノ外総テ受付係ノ指揮ニ従フヘシ

那覇市参事会委任事項〔1921（大正 10）年 11 月 5 日可決〕

〇昭和 11 年 3 月 13 日市会改正議決

市制第 43 条ニ依り市会ハ左ノ事項ヲ市参事会ニ委任ス但シ市会開会中ハ此ノ限りニ在ラス

一　法律命令ノ結果ニ依リ市会ノ議定シタル事項ヲ追加更正スルコト

一　監督官庁ノ命令又ハ指示ニ依リ市会議決ノ要旨ヲ変更セサル範囲内ニ於テ更正スルコト

一　不動産譲受ニ関スルコト

一　価格 3 百円ニ達セサル不動産ヲ処分スルコト（昭和 9 年 3 月 9 日那覇市会改正議決）

一　特別ノ事情アル者ニ限リ市税ヲ減免スルコト

一　避クヘカラサル事故ニ依リ年度内ニ竣工セサル工事ヲ次年度ニ繰越ス為歳入歳出予算ヲ追加更正スルコト

一　継続費ニ属スル事業ノ繰越若ハ変更ニ伴フ其ノ継続支出方法及歳入歳出予算ヲ更正スルコ

ト

一　負担ヲ伴ハサル寄附又ハ補助ノ受否及之ニ関スル歳入歳出予算ヲ追加スルコト

一　財源ヲ課税又ハ市債ニ求メサル金額千円以内ノ歳入歳出予算ヲ追加更正スルコト

一　歳出予算ニ定メタル款内各項ノ金額ヲ流用スルコト

一　那覇市特別税戸数割随時賦課額ヲ議定スルコト

一　那覇市名誉職員費用弁償額並支給条例第５条ニ依リ市名誉職員ニ対シ臨時費用弁償額並支給方法ヲ定ムルコト及之ニ要スル費用当該年度ヲ通シ千円以内ノ歳入歳出予算ヲ追加更正スルコト

一　市有地、市有建物、賃貸料取立ニ関シ訟訴並和解ニ関スル事項

一　市会ノ議決ヲ経タル範囲内ニ於テ市債ノ借入額、利率、借入先ノ変更及高利債ノ借替、償還方法ノ改訂及之ニ伴フ歳入歳出更正予算ヲ定ムルコト（昭和９年３月９日那覇市会改正議決、昭和 11 年３月 13 日市会改正議決）

那覇市名誉職員費用弁償額並支給条例〔1931（昭和６）年４月 18 日可決〕

〇昭和 10 年５月 14 日市条例第５号改正

第１条　名誉職員ニハ職務ノ為要スル費用ノ弁償トシテ年額又ハ日額ヲ支給ス

第２条　年額ヲ定ムルコト左ノ如シ

名誉職参事会員　　年額　　金弐拾円

市　会　議　員　　年額　　金百弐拾円

第３条　日額ヲ定ムルコト左ノ如シ（昭和 10 年５月市条例第５号改正）

学務委員（教員ヨリ任命セラレタル者ヲ除ク）　１日　金弐円

市制第 83 条ニ依ル委員　　１日　金弐円

第４条　年額ハ会計年度ノ初メヨリ起算シ３ケ月ヲ１期トシ其ノ期ノ終リニ其ノ４分ノ１ヲ支給ス但シ自己ノ故障ニ依リ１期中全ク出席セサルトキハ其ノ期分ハ之ヲ支給セス

日額ハ出席ノ日数ニ応シ職務終了後之ヲ支給ス但シ同一ノ日ニ於テ資格ヲ異ニシ職務重複スルコトアルトキハ其ノ当日ハ１日分ノミヲ支給ス

第５条　名誉職員職務ノ為旅行スル場合ハ別表（第１号表）ニ依リ旅費ヲ支給ス

旅費ノ支給方法ハ那覇市旅費規程ニ依ル（昭和 10 年５月市条例第５号改正）

第６条　新任、退任、死亡ノ場合ハ年額ハ月割計算ニ依リ之ヲ支給ス

第７条　費用弁償ハ之ヲ辞スルコトヲ得

附則

本条例ハ昭和６年４月１日ヨリ之ヲ施行ス

本条例ニ抵触スル従来ノ規程ハ本条例施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

附則

本条例ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表第１号表

鉄道賃船賃	車馬賃１里ニ付	日当１日ニ付	宿泊料１夜ニ付
１等運賃	金四拾銭	金壱円八拾銭	金弐円七拾銭

アメリカ統治期（合併前）

那覇市議会定例会開催条例〔1948（昭和 23）年 9 月 2 日可決〕

市町村制第 25 条に依り那覇市議会定例会を毎年 3 月 6 月 9 月 12 月第一火曜日に之を開く但し時宜により変更することもある。

本条例は 1948 年 9 月 2 日之を施行する。

那覇市議会会議規則〔1948（昭和 23）年 9 月 2 日可決〕

第 1 章　総則

第 1 条　会議は午前 10 時に始め午後 3 時に終る。但し時宜により時間を伸縮することが出来る。

第 2 条　議員が病気又は公務、其の他已むを得ない事故により会議に出席することが出来ない時は、書面を以つて会議前議長に届出なければならない。

第 3 条　議員中欠席者あるときは議長より其の旨を会議に報告しなければならない。

第 4 条　議員は会議中濫りに議場を退出することが出来ない。但し已むを得ない事故あるときは議長の許可を得て退出することができる。

第 5 条　議員は会議の半ばにして着席するときは議長の許可を受けなければならない。

第 6 条　議事を始めるときは議長は書記をして議案を朗読せしめなければならない。但し時宜により議長の意見を以つて朗読を省略することが出来る。

第 7 条　議員席には番号を附ける。

第 8 条　議員の議席は改選後の初会に於て抽籤を以つてこれを定め一期間据置かなければならない。

抽籤の際欠員若しくは欠席者があるときは他の議員が代つて抽籤をなし、補欠議員は前任者の席次による。2 名以上の補欠議員があるときは抽籤によつてこれを定めなければならない。

第 9 条　議事中は氏名を唱えず議長は職名、議員は議席の番号を呼ぶものとする。

第 2 章　議事日程

第 10 条　議長は会議の終りに於いて次日の議事日程を議員に報告しなければならない。但し初日の会議に於いては議事を始める前にこれを報告しなければならない。

第 11 条　議員中緊急事件を議題とするため議事日程変更の動議を提出し議員 2 人以上の賛成あるときは議長はこれを議会に諮り可否を決定しなければならない。

議長は自ら緊急事件と認めるか市長又はその委任若しくは嘱託を受けた者の請求があるときは討論を用いないで議事日程を変更することができる。

第 12 条　議事日程を定めたるもその当日会議を開く事が出来ないで後日会議を開くときは前に報告した日程によらなければならない。

議事日程に定めた事件で当日議事に至らないときは議長は更にその日程を定め議員に報告しなければならない。

第 3 章　発言及討論

第 13 条　発言せんと欲する議員は先ず起立して「議長何番」と自己の番号を告げ議長の許可を

受けた後発言しなければならない。

第 14 条　動議は別に定むる場合を除く外議員 1 人以上の賛成を以つて議題としなければならない。

第 15 条　討論は必ず議長に伺つてこれを議員相互に問答することはできない。

討論は議題の外に渉ることができない。

第 16 条　議長はその論旨が既に尽きたと認めたときは議会に諮り討論を用いないで採決することができる。

第 17 条　議長は必要と認める場合に於ては理由を示して議員の発言を止め、又は議事を中止することができる。

第 18 条　1 議案が未だ議了しない間に他の事件について発言し又は質問することはできない。

第 19 条　議長に於て採決の宣告をした後議員はその議題につき発言することができない。

第 4 章　修正

第 20 条　同一の議題につき数個の修正動議ある場合においては原案の趣旨に最も遠いものから順次採決する。

第 21 条　修正案、原案いずれも過半数の賛成を得ない場合調査委員を定めこれに付託しその報告を俟つて可否を決めなければならない。

第 22 条　否決した修正の動議は同一会期内に再び提出することは出来ない。

第 23 条　議長は議決の趣旨を変更しない限度に於いて前後の照応により字句の修正をなすことができる。

第 5 章　委員及委員会

第 24 条　委員付託の必要があるときは選挙又は議長の指名により委員を設けなければならない。

委員の数は偶数としその員数は会議の決するところによる。

第 25 条　委員会は委員長 1 人を互選しなければならない。

第 26 条　委員会は委員長がこれを招集する。委員定数の 3 分の 1 以上の請求があるときは委員長は必ずこれを招集しなければならない。

第 27 条　委員長は委員会の議事を整理しその経過及び結果の報告を作り議会に報告しなければならない。

第 28 条　委員会は委員の半数以上出席しなければ議事を開く事は出来ない。その議事は過半数により決する。可否同数なるときは委員長がこれを決する。

可否同数なるとき裁決する外委員長は委員として表決に加わることは出来ない。

第 29 条　委員に付託した事件の発議者又は動議提出者はその委員会に列し説明することができる。但し表決に加わることは出来ない。

第 6 章　表決

第 30 条　出席の議員は可否の数に入らなければならない。但し表決の際議席に居らざる議員は表決に加わることは出来ない。

第 31 条　表決の方法は挙手、起立、投票の 3 とし議長は便宜その 1 を用いることができる。

第 7 章　会議録

第 32 条　会議録には左の事項を記載しなければならない。

1　会議始終の年月日及び時刻

2　出席議員の氏名

3　市町村制の規定により議員に非ずして議事に参与したる者の職氏名
4　書記の指名
5　会議に付したる事件の題目
6　議決の要旨
7　選挙の顛末及び当選者の氏名
8　法令若しくは会議規則に違い又は議場の秩序を紊し、若しくは妨害をなしたる者の処分に関する事項
9　再議又は再選挙に付せられたる事件の題目及びその顛末
10　その他必要と認むる事項

第 33 条　会議録署名議員は 2 名とし毎会期これを選挙する。

第 8 章　議場内の秩序

第 34 条　議場内に於ては異様な服装をなし又は議事に必要でない物件を携行してはいけない。

第 35 条　議事中賛声又は否声を発し若しくは喧噪して人の演説及び朗読を妨げてはならない。

附則

本規則は 1948 年 9 月 2 日からこれを施行する。

那覇市議会傍聴人取締規則〔1948（昭和 23）年 9 月 2 日可決〕

第 1 条　会議の傍聴を為さんと欲する者はその住所氏名を受付係に申出でその承認を得て入場する。

第 2 条　左に載げる者は傍聴を禁ずる。
1　白痴者
2　酩酊者
3　兇器その他危険と認める物品を携帯する者
4　他人の厭忌すべき疾病に罹りたる者

第 3 条　傍聴人は、静粛を旨とし左記事項を遵守すること。
1　獣類又は杖類を携行してはいけない
2　飲酒してはいけない
3　会議に対しては言論の是非を為してはいけない
4　私語その他議事を妨害するようなふるまいをしてはいけない
5　受付係において携帯物品の検閲を求めるときはこれを拒むことは出来ない

第 4 条　何等の事由があつても傍聴人は議席に入ることは出来ない。

第 5 条　議場内において議員に文書物品の類を差出さんとする者は受付係に差出して届方を請わなければならない。傍聴人自ら差出すことは出来ない。

2　議場内に於て議員に面会を求めんとする場合にも受付係に申出で指揮を受けなければならない。

第 6 条　傍聴を禁ずる場合は門口に「傍聴を禁ず」の札を掲げ議長は入場した傍聴人を直ちに退場せしめなければならない。

第 7 条　傍聴人は前各条の外総て受付係の指揮に従わなければならない。

附則

本規則は 1948 年 9 月 2 日からこれを施行する。

那覇市報酬及費用弁償支給方法条例〔1950（昭和 25）年 6 月 6 日可決〕

第 1 条　市議会議員、選挙管理委員、市議会議員から選任された監査委員、専門委員、選挙長、投票分会長、選挙立会人及び投票立会人の職務のために要する費用の報酬は別表第 1 号に依りこれを支給する。

第 2 条　報酬の年額に相当するものは 12 分し毎月 1 日より 5 日までにこれを支給する。

第 3 条　就職退職の場合に於ける報酬の年額は月数に応じこれを支給する。

第 4 条　市議会議員、選挙管理委員、市議会議員から選任された監査委員、専門委員、選挙長、投票分会長、選挙立会人及び投票立会人が職務のために旅行をなすときは別表第 2 号に依り旅費を支給する。

第 5 条　報酬及び旅費支給に関する方法は市吏員給与額、旅費額及びその支給方法条例を準用する。

附則

本条例は 1950 年 6 月 1 日から施行する。

別表（1）

（イ）市議会議員	年	9,600 円以内
（ロ）選挙管理委員	月	2,500 円以内
（ハ）市議会議員から選任された監査委員	月	1,000 円以内
（ニ）専門委員	月	1,000 円以内
（ホ）選挙長	1 日	100 円以内
（ヘ）投票分会長	1 日	100 円以内
（ト）選挙立会人	1 日	100 円以内
（チ）投票立会人	1 日	100 円以内

別表（2）

区分	汽車賃	船賃	バス賃	車馬賃	日当	宿泊料
金額	実費	実費	実費	実費	20 円	180 円

那覇市報酬及費用弁償支給方法条例〔1951（昭和 26）年 8 月 21 日可決〕

第 1 条　市議会議員、選挙管理委員、市議会議員から選任された監査委員、専門委員、選挙長、投票分会長、選挙立会人及び投票立会人の職務のために要する費用の報酬は別表第 1 号に依りこれを支給する。

第 2 条　報酬の年額に相当するものは 12 分し毎月 1 日より 5 日までにこれを支給する。
第 3 条　就職、退職の場合に於ける報酬の年額は月数に応じこれを支給する。
第 4 条　市議会議員、選挙管理委員、市議会委員から選任された監査委員、専門委員、選挙長、投票分会長、選挙立会人及び投票立会人が職務のために旅行をなすときは別表第 2 号に依り旅費を支給する。
第 5 条　報酬及び旅費支給に関する方法は市吏員給与額、旅費額及びその支給方法条例を準用する。

附則
本条例は 1951 年 8 月 1 日より施行する。
別表（1）

（イ）市議会議員	年	36,000 円以内
（ロ）選挙管理委員	月	4,000 円以内
（ハ）市議会議員から選任された監査委員	月	1,000 円以内
（ニ）専門委員	月	1,000 円以内
（ホ）選挙長	1 日	100 円以内
（ヘ）投票分会長	1 日	100 円以内
（ト）選挙立会人	1 日	100 円以内
（チ）投票立会人	1 日	100 円以内

別表（2）

区分	汽車賃	船賃	バス賃	車馬賃	日当	宿泊料
金額	実費	実費	実費	1 里ニ付 10 円	40 円	220 円

那覇市議会事務局設置条例〔1953（昭和 28）年 3 月 3 日可決〕

第 1 条　那覇市議会に事務局を置く。
第 2 条　事務局は、議会に関する一切の事務を処理する。
第 3 条　事務局に事務局長、書記その他必要な職員を置く。
2　前項の職員の定数は、左の通りとする。

事務局長	1 人
書記	3 人
その他の職員	2 人

第 4 条　事務局長は、議長の命を受け事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2　事務局長に事故があるときは、上席職員がその事務を代行する。
第 5 条　書記その他の職員は上司の指揮を受け事務を処理する。
第 6 条　事務局の処務上必要な事項は、議長が別にこれを定める。

附則
この条例は、1953 年 3 月 1 日から適用する。

那覇市議会会議規則を改正する規則〔1953（昭和 28）年 4 月 18 日可決〕

第 1 章　総則

第 1 条　議員は招集の当日、開会定刻前に議場に参集しなければならない。

2　議員が、病気その他の事故により、出席することができないときは、開議時刻前に議長その旨を届出なければならない。

第 2 条　議員の議席は改選毎の籤でこれを定める。

2　補欠選挙で議員となつた者の議席は、前任者の議席による。但し 2 人以上の場合は、籤でこれを定める。

第 3 条　議員席には番号標を付ける。

第 4 条　議会の会期は、毎議会の初めに、議長が議会に諮り、これを定めなければならない。

2　前項の規定により、会期が定つたときは、直ちに議員及び市長に通知しなければならない。

第 5 条　会期中に、議案の審議を終了することができないとき、その他特別の必要があるときは、会期を延長することができる。

第 6 条　第 4 条の規定は、会期の延長及び休会にこれを準用する。

第 7 条　議会は、議長がこれを開閉する。

2　会議事件を全部議了したときは、議長は、会期に拘わらず閉会することができる。

第 2 章　会議

第 1 節　開議、散会及延会

第 8 条　会議は午前 10 時に始め、午後 4 時に終る。但し、議会において特に議決したとき、又は議長が必要であると認めるときはこの限りでない。

第 9 条　開議の時刻になつたときは、議長は議長席に着き、諸般の事項を報告した後、会議を開くことを宣告する。

2　出席議員定足数に充たないときは、議長は延会を宣告する。

3　会議中定足数を欠ぐに至るおそれがあると認めたときは、議長は議員の在席を求め、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

第 10 条　日程の議事が終つたときは、議長は散会を宣告する。

2　午後 4 時に至り議事が終らないときは、議長は延会を宣告することができる。

第 11 条　議長が、開議を宣告する前並びに散会、延会及び休憩を宣告した後は何人も議事について発言することができない。

第 2 節　議事日程

第 12 条　議長は、議事日程を定め、会議の初めに、これを報告しなければならない。

第 13 条　議長が必要と認めたとき、又は議員から議事日程の変更又は追加の動議があつたときは、議長は討論を用いないで会議に諮り、これが順序を変更又は追加することができる。

第 14 条　議事日程に記載した事件について会議を開くことができなかつたとき、又は議事を終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

第 3 節　発案及び動議

第 15 条　議員が議案を提出しようとするときは、理由を付して、これを議長に提出しなければならない。

2　前項の規定により議案の提出があつたときは、議長は、之を印刷して、各議員に配付しなけ

ればならない。

第 16 条　動議は 2 人以上の賛成がなければ、これを議題とすることができない。

第 17 条　議題となつた議案又は、動議は、発議者において議会の同意を得なければ、これを撤回し又は変更することができない。

第 18 条　議案又は動議で否決されたものは、その会期中に再びこれを提出することができない。

第 19 条　緊急の動議及び議事の手続、討論の終結、議事の中止又は休憩、散会等の動議は、他の議題に先だち、これを採決しなければならない。

2　緊急及び先決の認定は、議長がこれを決する。但し、異議があるときは、議会に諮り、討論を用いないで、これを決する。

第 20 条　議長は、質疑又は討論が尽きたと認めるときは、その終結を宣告する。但し異議があるときは、議会に諮り、討論を用いないでこれを決する。

2　議員は、発言者が尽きないでも、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。この場合においては、議長は、議会に諮り討論を用いないでこれを決する。

第 4 節　議事

第 21 条　議事は、説明、質疑、委員会報告、修正案、説明、討論、表決の順序とする。但し時宜に応じ、この順序を簡略することができる。

第 22 条　議長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

第 23 条　議長は、必要と認めるときは、会議事件を一括して議題とすることができる。

第 24 条　議長は、書記をして議案を朗読させる。但し便宜、これを省略することができる。

第 25 条　会議において、議案が議題となつたときは、発議者又は、市町村自治法第 61 条の規定による出席者は、その趣旨を説明することができる。

第 26 条　説明、質疑応答が終つたときは、議長は、議案を適当の委員会に付託しなければならない。但し議長の意見又は、議会の議決により委員会の審査を省略することができる。

第 27 条　委員会が、付託された事件について、審査又は調査を終えたときは、委員長は、その旨を議長に報告しなければならない。

第 28 条　会議において、議長が、委員会の報告を求めたときは、委員長は、委員会の経過及び結果を報告しなければならない。

第 29 条　議会は、委員会の審査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

2　前項の中間報告があつた事件について議会が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を付することができる。

3　審査期間中に審査を終らなかつたときは、委員会は審査期間の延長を求めることができる。

第 30 条　議員は、委員長、少数意見者及び修正案説明者に対し、質疑することができる。

第 5 節　発言

第 31 条　会議において、議員が発言しようとするときは、議長と呼び、自己の番号を告げ、議長の呼応を待つて、議席又は演壇で発言しなければならない。

2　2 人以上発言を求めたときは、議長は、先に発言を求めたと認める者を指名して発言させる。

3　発言は簡明を旨とし、議題外に渉ることはできない。

4　議員は、同一事項についての発言 2 回を超えることはできない。但し議長の許可を受けたとき、又は質疑応答及び趣旨弁明の発言は、この限りでない。

第 32 条　議員は、1 議題が終らない内に、他の議題につき発言することはできない。但し、議事進行又は、議事の手続に関し、必要があるときは、いつでも発言を求めることができる。

2　前項但書の発言が、これらに該当しないと認められるときは、議長はその発言を制止することができる。

第 33 条　議長が討論しようとするときは、議席に着かなければならない。この場合においては、その議題の表決が終るまで議長席に復することができない。

第 34 条　議員が、議案に関係のない事項について、市長、その他の執行機関に質問しようとするときは、会議の前日までに簡明な主意書を作り、議長に提出しなければならない。

2　前項の主意書を受理したときは、議長は、その主意を当該執行機関に通知しなければならない。

第 35 条　議員は緊急を要する事項について質問しようとするときは、議会の同意を得て、口頭で質問することができる。

第 36 条　議案外の質問は、議事日程を終えた後でなければ、これをなすことはできない。但し、議会の同意を得たときは、この限りでない。

第 6 節　修正

第 37 条　議員は、議案に対する修正の動議を提出することができる。

2　前項による動議は、文書を具えて議長に提出しなければならない。但し軽易な事項については、この限りでない。

第 38 条　委員会の報告による修正案は、賛成者を待たないで、これを議題とする。

第 7 節　表決

第 39 条　議長は表決を採ろうとするときは、更にその問題を明示した後に、その旨を宣告しなければならない。

2　前項の宣告後は、何人も議題について発言することができない。

第 40 条　表決の際議場にある議員は、表決の数に加わらなければならない。現に議場にいない議員は表決に加わることができない。

2　議員は、自己の表決について更正を求め、又は条件を付することができない。

第 41 条　採決の順序は、修正案を先とし、原案を後とする。

2　数個の修正案があるときは、その趣旨の原案に最も遠いものから先にし、その区分の明らかでないときは、議長の決するところによる。

第 42 条　議長は議案につき異議の有無を議会に諮つて、異議がないと認めるときは、直ちに可決を宣告することができる。

第 43 条　議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手せしめ、挙手者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。

第 44 条　議長が、必要と認めたとき、又は出席議員の 5 分の 1 以上の要求があつたときは記名投票で表決をとる。

第 45 条　投票を行う場合は、問題を可とする議員は「可」と、問題を否とする議員は「否」と記載して投票する。

第 46 条　投票は、適宜、議長の定める投票用紙を用い、これを行う。

2　開票は、議長の指名した議員 2 人以上の立会で、これを行う。

3　開票の結果、投票の数と出席議員の数と合致しないときは、直ちに再投票を行うことができ

る。

第 47 条　投票が終つたときは、議長は、開票して、その結果を宣告する。

第 8 節　自由討議

第 48 条　議会は会期中、市政に関し、自由討議の会議を開くことができる。

第 49 条　議長は、自由討議の会議を開くときは、その日時を定め、予めこれを議会に報告しなければならない。

第 50 条　議長は議会に諮り、予め自由討議の問題を決定することができる。

2　自由討議の問題を決定したときは、その問題外に渉つて討議することはできない。但し、議会の同意を得たときは、この限りでない。

第 51 条　自由討議の会議において、議員は市町村自治法第 61 条の規定による出席者に対し、自己の意見を述べ、又は質問することができる。

第 52 条　自由討議における各発言者の発言時間は、議長が之を決定し、議会に報告しなければならない。議長が予め決定した発言時間を超えて発言する議員があるときは、議長はその者の発言を中止させることができる。

第 53 条　自由討議の発言に対し、議員が表決を求める動議を提出したときは、議長は、議会に諮り、これを決する。

第 3 章　会議録

第 54 条　会議録には、左の事項を記載するものとする。

1　開会、閉会、開議、休憩、散会、及び延会の年月日、時刻

2　出席議員の氏名

3　市町村自治法第 61 条の規定による出席者の職氏名

4　議席の指定及び変更

5　議長の報告

6　議事日程

7　議案の発議、提出、付託、送付、及び撤回に関する事項

8　会議に付された事件及びその内容

9　議事

10　選挙に関する事項

11　その他議会又は議長において必要と認めた事項

第 55 条　秘密会の議事及び議長が取消させた発言は、会議録に、これを記載しない。

第 56 条　会議録に署名すべき議員数は 2 人とし、毎会期これを選挙する。

第 4 章　請願及び陳情

第 57 条　請願書は、議長あてに、これを提出しなければならない。

第 58 条　請願書には、提出年月日、提出者の住所、又は居所、氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載し、紹介議員の署名及び捺印がなければならない。

第 59 条　請願書又は陳情書、その他これに類するものが提出されたときは、議長は、これを適当の委員会に付託しなければならない。

第 60 条　委員会は前条の規定に依る付託があつた場合は、その審査の結果に従い、左の区別をなし、議会に報告しなければならない。

1　採択すべきもの

2　不採択とすべきもの

2　前項第1号の採択すべきものの中、市町村自治法第65条の規定による措置を適当と認めるものについては、その旨を附記する。

第5章　議員の辞職

第61条　議員は辞職しようとするときは、議長あてに辞表を提出しなければならない。

第62条　議長は、前条の辞表を議会に諮り、討論を用いないで、その許否を決する。

第63条　議員が辞職したときは、議長は、その旨を議員、市長及び選挙管理委員長に通知しなければならない。

第6章　紀律及び懲罰

第64条　議員は会議中濫りに議席を離れてはならない。

第65条　議場に入る者は、帽子、襟巻、傘、杖の類を着用又は携帯してはならない。但し、病気、その他の理由で議長の許可を得たときは、この限りでない。

第66条　議員及び市町村自治法第61条の規定による出席者は会議中、議事を妨げる行為をしてはならない。

第67条　議長は、会議中議事の妨害となるような行為のある議員の言動に対しこれを制止し、又は発言を取消し、若しくは退場を命ずることができる。

第68条　懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ会議の議決を経て、これを宣告する。

第69条　常任委員会及び特別委員会において、懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に提訴しなければならない。

第70条　懲罰の動議は3人以上の賛成者がなければ、これを議題とすることができない。

2　懲罰の動議については、討論を用いないで議会の決をとり懲罰委員会に付する。

第71条　議員は、自己の懲罰事犯についての会議及び委員会に出席することはできない。但し議長又は委員長の許可を得て自ら弁明することができる。

第72条　懲罰の動議並びに提訴は事犯の当日又は、次の会議までに、これを提出しなければならない。

第7章　補則

第73条　この規則の疑義は、議長が議会に諮り、これを決する。

第74条　この規則によりがたい事件があるときは、議長が議会の議決によりこれを決する。

第75条　この規則の改正は、出席議員の3分の2以上の同意のあることを要する。

附則

1　この規則は議決の日からこれを施行する。

2　1948年9月2日に議決した那覇市議会会議規則はこれを廃止する。

那覇市議会委員会条例〔1953（昭和28）年4月18日可決〕

第1章　通則

第1条　那覇市議会は、その運営を活発にするため、常任委員会及び特別委員会を置く。

第 2 条　各委員会の委員の選任とその数は、議長が議会に諮ってこれを定める。

2　委員に選任された者は、正当の理由がなければその任を辞することができない。

3　委員がその任を辞そうとするときは、その理由を附し、委員長を経由して、議長の許可を受けなければならない。

第 3 条　委員会は委員長及び副委員長各 1 人を互選しなければならない。

第 4 条　委員会は委員長がこれを招集する。但し委員の半数以上の者から委員会招集の請求があるときは、委員長はこれを招集しなければならない。

2　委員長は委員会を招集するときは予め議長に通知しなければならない。

第 5 条　委員長は委員会の議事を整理しその秩序を保持し委員会を代表する。

2　委員長に事故があるときは副委員長が委員長の職務を行う。

3　委員長及び副委員長ともに事故があるときは仮委員長を互選し委員長の職務を行わせる。

4　前項の規定により仮委員長の互選を行う場合の職務は議長がこれを行う。

第 6 条　委員会は委員定数の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

第 7 条　委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2　前項の場合においては委員長は委員として議決に加わる権利を有しない。

第 8 条　委員長及び委員は自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは、兄弟姉妹の身上に関する事件については、その議事に参与することができない。但し委員会の同意があつたときは、その会議に出席し発言することができる。

第 9 条　委員会は議長を経由して、審査又は調査のための関係者、証人等の出席を求めることができる。

第 10 条　委員会に付託した事件の発議者又は、動議提出者は、その委員会に出席して説明することができる。

第 11 条　委員会はこれを公開する。但し委員長は議員の外傍聴を制限し又は委員会の議決により秘密会にすることができる。

2　傍聴人の取締に関しては、市議会傍聴人取締規則を準用する。

第 12 条　公聴会は委員会の議決により、これを開くことができる。

2　委員会において、公聴会を開こうとするときは、予め議長に連絡の後これを開かなければならない。

第 13 条　公聴会開催の場所及び日時は、公聴会の案件とともに、委員長において予めこれを公衆の見易い場所に告示し且つその周知に努めなければならない。

第 14 条　委員会は公聴会の案件につき真に利害関係を有し又は学識経験を有すると認める者等の中から公聴会に参加を求める者を定め、その者に対し予め公聴会の案件並びに公聴会を開くべき場所及び日時を通知して、その参加を求めなければならない。

第 15 条　公聴会に出席した者は、委員長の許可を得て、公聴会の案件につきその意見を述べることができる。

第 16 条　委員長は委員会の経過及び結果（公聴会の経過及び結果を含む）を議会に報告しなければならない。

2　公聴会を開いた案件に関する議会の審議の結果は、委員長においてこれを公表しなければならない。

第 17 条　委員会において否決された少数意見は、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議会に報告することができる。

第 18 条　議会の書記は議長の定めるところにより、委員長の指揮を受け委員会の事務に従事する。

第 19 条　委員長は書記をして会議録を調製せしめ、会議の次第及び出席者の氏名を記載させなければならない。

2　前項の規定による会議録は、市議会事務局長がこれを保管する。

第 20 条　委員の紀律懲罰に関しては、市議会々議規則第 6 章紀律及び懲罰並びに市町村自治法第 3 章第 9 節紀律第 10 節懲罰に関する規定を準用する。

第 2 章　常任委員会

第 21 条　各常任委員会の所管事項は、左の通りとする。但し議会の議決により、その所管事項を変更することができる。

1　総務財政委員会

市及び議会関係の条例並びに規則に関する事項

市の歳入歳出予算並びに会計経理に関する事項

税務に関する事項

戸籍に関する事項

消防に関する事項

商工に関する事項

土地所有権に関する事項

他の委員会の所管に属しない事項

2　文教厚生労務委員会

教育学芸に関する事項

社会福祉に関する事項

労務に関する事項

保健衛生に関する事項

3　建設委員会

都市計画事業に関する事項

交通、土木、建築、その他各種工事の計画施行に関する事項

港湾に関する事項

電気及び水道に関する事項

土地調査に関する事項

4　懲罰委員会

議員の懲罰に関する事項

第 22 条　常任委員の任期は 2 年とする。但し後任者が就任するときまで在任する。

第 23 条　委員に欠員を生じたときは、これを補充しなければならない。但し欠員があつても委員会の進行を妨げない。

第 24 条　常任委員は、他の常任委員を兼ねることができる。

第 25 条　2 個以上の常任委員会において、その所管事項について争いがあるときは、議長は議会に諮りこれを決する。

第 26 条　議会運営その他に関し必要ある場合は委員長会を開くことができる。
2　委員会は、議会との連絡その他に関し必要ある場合は、合同委員会を開くことができる。
3　前項の規定による委員長会又は合同委員会は、議長がこれを招集して、その会の議長となる。
第 3 章　特別委員会
第 27 条　特別委員会は、特に重要と認めた事件を審査させるために、臨時にこれを設ける。
第 28 条　特別委員会は、議会において、特に付託された議案、請願、陳情を審査し又は事件を調査する。
第 4 章　補則
第 29 条　この条例に定めるものの外必要な事項は、その都度議会の議決によりこれを定める。

附則
この条例は議決の日からこれを施行する。

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則〔1953（昭和 28）年 5 月 20 日可決〕

第 4 章第 59 条中「議長は」の次に「直ちにこれを議員に通告するとともに」を加える。

附則
この規則は議決の日からこれを施行する。

那覇市報酬及費用弁償支給方法条例の一部を改正する条例
〔1953（昭和 28）年 6 月 19 日可決〕

那覇市報酬及費用弁償支給方法条例の一部を次のように改正する。
第 1 条の別表第 1 号中市議会議員の報酬の額「36,000 円以内」を「48,000 円以内」に、選挙管理委員の報酬の額「4,000 円以内」を「5,000 円以内」に改める。

附則
この条例は 1953 年 7 月 1 日から施行する。

那覇市議会定例会開催条例の一部を改正する条例〔1953（昭和 28）年 9 月 8 日可決〕

那覇市定例会条例（条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
本文中「市町村制第 25 条に依り」を「市町村自治法第 42 条に依る」に改める。

附則
この条例は公布の日から施行する。

選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例

〔1954（昭和 29）年 6 月 22 日可決〕

第 1 条　市町村自治法第 16 条第 3 項又は第 40 条第 1 項の規定により、選挙管理委員会又は議会が選挙人、その他関係人の出頭を求めたとき並びに同法第 49 条第 5 項、第 50 条第 4 項及び第 150 条第 3 項の規定により常任委員会又は特別委員会が公聴会を開き、利害関係者又は学識経験者等から意見をきくため参加を求めたときの出頭又は参加した者に対する費用弁償は、この条例の定めるところによる。但し本市職制及び定員条例に依る職員がその職務の関係で出頭又は参加したときはこれを支給しない。

第 2 条　費用弁償の額は、那覇市吏員給与額旅費額及びその支給方法条例（1950 年条例第 10 号）別表に定める旅費相当額とする。

第 3 条　前条に定めるものの外費用弁償支給方法に関しては那覇市吏員給与額、旅費額及びその支給方法条例に依る。

附則

この条例は公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償支給方法条例の一部を改正する条例

〔1954（昭和 29）年 6 月 22 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償支給方法条例の一部を次のように改正する。

別表 1 中（ホ）以下を次のように改める

（ホ）	選挙長	1 日	200 円
（へ）	投票分会長	1 日	200 円
（ト）	選挙立会人	1 日	200 円
（チ）	投票立会人	1 日	200 円

別表 2 中次のように改める

日当「40 円」を「70 円」に、宿泊料「220 円」を「300 円」に改める。

附則

この条例は公布の日から施行する

那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1954（昭和 29）年 12 月 14 日可決〕

那覇市議会事務局設置条例（1953 年 3 月 3 日条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「書記 3 人」を「書記 7 人」に改める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

議会の議決又は住民の投票に付すべき財産、営造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例〔1955（昭和 30）年 3 月 28 日可決〕

第 1 条　議会の議決を経べき財産の取得及び処分、営造物の設置又は処分及び契約の締結並びに住民の投票に付すべき財産及び営造物の処分又は使用の許可に関しては法律その他別段の定めがあるものの外この条例の定めるところによる。

第 2 条　市町村自治法（以下「法」という。）第 36 条第 1 項第 7 号の規定による営造物の設置又は処分で議会の議決を経なければならないものは次のとおりとする。

1　公園（50 坪以上）
2　住宅（延 30 坪以上）
3　総合運動場
4　競輪場
5　物産陳列場
6　図書館
7　公会堂
8　市　場
9　塵芥処理場
10　屠　場
11　火葬場
12　墓　地
13　病　院
14　食　堂
15　質　舗
16　授産所
17　職業補導所
18　託児所
19　浴　場
20　プール
21　採石工場
22　自動車修理工場
23　自動車交通事業及び施設
24　水道事業施設
25　港湾事業施設

第 3 条　財産又は営造物の独占的な利益を与えるような処分又は 10 年を超える期間にわたる独占的な使用の許可で法第 146 条第 1 項及び第 2 項の規定により議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならないものは次のとおりとする。

1　公園（百坪以上）
2　総合運動場
3　競輪場
4　自動車交通事業及び施設

5　1件1000坪以上の土地

第4条　財産又は営造物の独占的利益を与えるような処分又は10年を超える期間にわたる独占的な使用の許可で法第146条第2項の規定により住民の投票によつて過半数の同意を得なければならないものは次のとおりとする。

1　水道事業施設

2　港湾事業施設

2　前項により住民投票に付す場合は予め議会の同意を得なければならない。

第5条　法第36条第1項第9号の規定により議会の議決を経なければならない契約は次のとおりとする。

1　予定価格1件500万円以上の工事その他の請負

2　予定価格1件100万円以上の物件労力その他の供給又は予定賃貸料年額若しくは総額50万円以上の財産の貸与

3　予定価格1件50万円以上の動産の売却

4　1件1000坪以上の土地の貸与

第6条　法第175条第2項の規定により議会に於て出席議員の3分の2以上の者の同意を経なければならない契約は次のとおりとする。

1　予定価格1件1000万円以上の工事その他請負

2　予定価格1件200万円以上の物件労力その他の供給又は予定賃貸料年額若しくは総額100万円以上の財産の貸与

3　予定価格1件300万円以上の不動産の売却又は予定価格100万円以上の動産の売却

4　1件1000坪以上の土地の売却

第7条　第5条及び第6条に掲げる契約を締結しようとするときは市長は議会の同意を得たときに当該契約が成立する旨を落札人又は相手方に告げ、且つその旨を記載した仮契約書をこれらの者に交付する。

第8条　第5条及び第6条に掲げる契約で緊急に施行を要するものであると認めるときは法第114条の規定により処分することができる場合の外、市長は前3条の規定にかかわらず議会の議決を経ないでこれを締結することができる。

前項の規定による処置については市長は次の議会においてこれを議会に報告しその承認を求めなければならない。

第9条　この条例施行について必要な事項は市長が規則で定める。

附則

1　この条例は公布の日から施行する。

2　この条例施行前になした契約、許可、その他の行為で現に効力のあるものはこの条例に定める各相当規定によつてしたものとみなす。

那覇市報酬及び費用弁償条例〔1955（昭和30）年6月28日可決〕

（目的）

第1条　この条例は市町村自治法第138条第3項の規定に基き市議会議員、選挙管理委員、市議

会議員の中から選任された監査委員、専門委員、固定資産評価員、選挙長、投票分会長、選挙立会人及び投票立会人の報酬及び費用弁償額並びにその支給に関する事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第 2 条　報酬は日額又は月額とし、その区分は別表による。

（月額報酬）

第 3 条　月額報酬は新たに就職した場合はその日から日割計算によつて支給し、任期満了、退職又は死亡した場合はその月分の全額を支給する。

2　任期満了又は退職の者がその月内に再びその職に就職した場合にはその月分の報酬は重複支給しない。

（日額報酬）

第 4 条　日額報酬は執務日数に応じて支給する。

（報酬の支給）

第 5 条　月額報酬はその月分を翌月 5 日までに、日額報酬は当該月の分を翌月 20 日までに支給する。但し月額報酬にあつてはその支給日が休日に当るとき又は特に必要があるときは繰上支給することができる。

（費用弁償）

第 6 条　第 1 条に定める者がその職務のため旅行する場合の費用弁償額は那覇市職員の旅費支給条例の別表に定める旅費額に準じその支給方法は同条例の規定を準用する。

付則

1　この条例は 1955 年 7 月 1 日から施行する。

2　1951 年 8 月条例第 9 号那覇市報酬及び費用弁償支給方法条例はこの条例施行の日から廃止する。

別表

職　種　別		支　給　額	
市議会議員	報酬	月額	4,000 円
	調査及び通信費	同	1,000 円
	委員会出席手当	日額	200 円
選挙管理委員	委員長	月額	6,000 円
	常勤委員	同	5,000 円
	非常勤委員	日額	300 円
市議会議員の中から選任された監査委員		月額	1,000 円
専門委員		同	1,000 円
固定資産評価員	常勤	同	7,000 円
	非常勤	同	1,000 円
出納検査立会人		日額	200 円
投票分会長（但し常勤の選挙管理委員を除く）		同	300 円
選挙立会人		同	200 円
投票立会人		同	200 円

選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例の一部を改正する条例〔1955（昭和 30）年 12 月 15 日可決〕

選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例（1954 年 7 月 1 日条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条　前条の費用弁償の額は、左の区分による。

1　旅費

鉄道賃 船　賃	バス賃	馬車賃 (1 ｷﾛﾒｰﾄﾙにつき)	日　当 （1 日につき）	宿泊料 (1 夜につき)
2 等実費	実費	5 円	120 円	300 円
但し、宿泊料については、宿泊を必要と認めるものに限り支給する				

2　出頭又は参加のため特に要した費用

第 3 条を次のように改める。

第 3 条　この条例に定めるものの外前条第 1 号の支給については那覇市職員の旅費支給条例に準ずる。

2　前条第 2 号の費用の弁償については、その費用の支出に関する証書又はその写を添付し請求書を市長に提出しなければならない。

附則

この条例は公布の日から施行し 1955 年 7 月 1 日から適用する。

那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1956（昭和 31）年 6 月 25 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償条例（1955 年 7 月 1 日条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中市議会議員の項の調査及び通信費月額 1,000 円とあるを月額 2,000 円に改める。

附則

この条例は 1956 年 7 月 1 日から施行する。

選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例の一部を改正する条例〔1957（昭和 32）年 9 月 27 日可決〕

選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例（1954 年 7 月 1 日条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条但書中「職制及び定員条例」とあるを「職員定数条例」に改める。

付則

この条例は 1957 年 7 月 1 日から施行する。

那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1957（昭和 32）年 12 月 17 日可決〕

那覇市議会事務局設置条例（1954 年 12 月 23 日条例第 66 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項中

「事務局長	1 人		「事務局長	1 人	
書記	7 人	とあるを	書記	12 人	に改める。
その他職員	2 人」		その他職員	4 人」	

附則
この条例は 1957 年 12 月 17 日から施行する。

アメリカ統治期（合併後）

那覇市報酬及び費用弁償条例〔1958（昭和 33）年 6 月 30 日可決〕

（目的）
第 1 条　この条例は市町村自治法第 138 条第 1 項の職員に対して同条第 3 項の規定に基き、報酬及び費用弁償額並びにその支給に関する事項を定めることを目的とする。
（報酬）
第 2 条　報酬は月額又は日額とし、その区分は別表による。
（月額報酬）
第 3 条　月額報酬は新たに就職した場合は、就職当日の属する月が満 1 ケ月に満たない場合に限りその月分は日割計算によって支給し、任期満了、退職又は死亡した場合はその月分の全額を支給する。但しいかなる事由にかかわらず重複支給しない。
（日額報酬）
第 4 条　日額報酬は執務日数に応じて支給する。
（報酬の支給）
第 5 条　月額報酬はその月分を翌月 5 日までに、日額報酬はその月分を翌月 20 日までに支給する。但し、月額報酬にあってはその支給日が休日に当るとき又は特に必要があるときは繰上げ支給することができる。
（費用弁償）
第 6 条　第 1 条に定める者が、その職務のため旅行する場合は、費用弁償として旅費を支給する。
2　前項に定める者の旅費支給方法は、那覇市職員旅費支給条例の規定を準用する。
3　前項の規定により支給する旅費の額は次のとおりとする。
　1　市議会議員　　市長に相当する額
　2　市議会議員を除くその他の者　　助役に相当する額
4　議会の議員が議会の委員長に、又は条例、規則による委員会に委嘱されて出席した場合及び出納検査立会人として出席した場合はその出席日数 1 日に付き日当 200 円を支給する。

5　第 4 項の者がその職務のため、引続き旅行する場合は旅費の中の日当は支給しない。

付則

1　この条例は 1958 年 7 月 1 日から施行する。

2　那覇市報酬及び費用弁償条例（1955 年 7 月 1 日条例第 12 号）はこの条例施行の日から廃止する。

別表

職　種　別		報　酬　額	
市議会議員		月額	9,000 円
選挙管理委員	委員長	同	6,000 円
	委員	同	5,000 円
	補充員	日額	300 円
学識経験を有する者の中から選任された監査委員（非常勤）		月額	2,000 円
市議会議員の中から選任された監査委員		同	1,000 円
専門委員		同	1,000 円
固定資産評価員	常勤	同	7,000 円
	非常勤	同	1,000 円
投票分会長（常勤の選挙管理委員を除く）		日額	300 円
選挙立会人		同	200 円
投票立会人		同	200 円
条例又は規則により委員会の委員に委嘱された学識経験者		同	200 円
その他非常勤の職員		月額	5,000 円以内

那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1958（昭和 33）年 6 月 30 日可決〕

那覇市議会事務局設置条例（1953 年 3 月 3 日条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「書記 12 人　その他の職員 4 人」を「書記 14 人　その他の職員 5 人」に改める。

附則

この条例は、1958 年 7 月 1 日から施行する

那覇市議会定例会に関する条例〔1959（昭和 34）年 3 月 30 日可決〕

那覇市議会の定例会は、毎年 4 回とし、招集の時期は 3 月、6 月、9 月、12 月とする。

附則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　那覇市議会定例会開催条例（1948 年 9 月 2 日那覇市条例第 3 号）は、この条例施行の日から廃止する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1959（昭和 34）年 9 月 29 日可決〕

那覇市議会委員会条例第 21 条を次のとおり改める。

第 21 条　常任委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

但し、議会の議決によりその所管事項を変更することができる。

1、総務委員会　　総務部、企画室、出納室、消防隊、議員の懲罰に関する事項及び他の委員会の所管に属しない事項

2、経済民生委員会　　経済民生部に関する事項

3、建設委員会　　建設部に関する事項

附則

この条例は、1959 年 10 月 1 日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1959（昭和 34）年 11 月 7 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償条例（1958 年 7 月 4 日那覇市条例第 4 号）の一部を次のとおり改正する。

別表中市議会議員の報酬月額「75 弗」とあるのを「50 弗」に改める。

附則

この条例は、1959 年 12 月 1 日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1959（昭和 34）年 12 月 28 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償条例（1958 年 7 月 4 日那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

〔一部省略〕

第 6 条第 4 項を次のように改める。

4　議会の議員が議会の委員会に又は条例・規則による委員会に委嘱されて出席した場合及び出納検査立会人として出席した場合並びに選挙管理委員会の委員が職務のため出席した場合は、その出席日数 1 日につき日当 1 弗 67 仙を支給する。

附則

この条例は公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1960（昭和 35）年 6 月 28 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償条例（1958 年 7 月 4 日那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正

する。

第 2 条別表を次のように改める。

別表

職　種　別		報　酬　額	
市議会議員		月額	50 弗
選挙管理委員	委員長	同	20 弗 83 仙
	委員	同	16 弗 67 仙
	補充員	日額	3 弗
監査委員	学識経験を有する者の中から選任された者	月額	16 弗 67 仙
	市議会議員の中から選任された者	月額	8 弗 33 仙
専門委員		同	8 弗 33 仙
固定資産評価員		同	8 弗 33 仙
投票分会長		日額	3 弗
開票分会長		同	3 弗
選挙立会人		同	2 弗
投票立会人		同	2 弗
開票立会人		同	2 弗
選挙事務従事者		同	2 弗
条例又は規則により委員会の委員に委嘱された学識経験者		同	2 弗
消防団正副分団長		月額	2 弗
その他非常勤の職員		同	50 弗以内

〔一部省略〕

附則

この条例は、1960 年 7 月 1 日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1961（昭和 36）年 9 月 29 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償条例（1958 年 7 月 4 日那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項を次のように改める。

3　第 1 項の規定により支給する旅費の額は那覇市職員の旅費支給条例の規定による 1 等級職員の旅費に相当する額とする。

〔一部省略〕

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1961（昭和 36）年 9 月 30 日可決〕

那覇市議会委員会条例（1953 年 4 月 18 日条例第 32 号）の一部を次のように改正する。
第 26 条第 1 項中「委員長会」とあるのを「正副委員長会」に改める。
第 26 条第 2 項中を第 3 項とし第 3 項を第 4 項とし第 1 項の次に次の 1 項を加える。
2　前項の正副委員長会の委員は議長、副議長および委員長、副委員長をもつて構成する。
第 4 項中「前 2 項の規定による委員会長」とあるのを「前 3 項の規定による正副委員長会」に改める。

付則
施行日不明

那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1962（昭和 37）年 6 月 13 日可決〕

那覇市議会事務局設置条例（1953 年 3 月 3 日那覇市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条本文中「議事に関する」とあるのを「議会に関する」に改める。
第 3 条の次に 1 項を加え、第 2 項を第 3 項に改める。
2　事務局の局務を分掌させるため次の 2 課を置く。
庶務課
議事課

付則
この条例は、1962 年 7 月 1 日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1962（昭和 37）年 6 月 26 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償条例（1958 年 7 月 4 日那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条本文中「任期満了退職」とあるのを「退職、失職、任期満了、辞職、除名」に改める。
第 6 条を次のように改める。
（費用弁償）
第 6 条　第 1 条に定める者がその職務のため旅行する場合は、費用弁償として旅費を支給する。
2　前項の旅費の額は別表のとおりとする。
3　前項の旅費の支給方法は、那覇市職員の旅費支給条例を準用する。
第 6 条の次に次の 1 条を加える。
第 6 条の 2　議会の議員が議会の委員会に出席したとき、出納検査立会人として出席したとき、監査委員として出席したとき、または選挙管理委員会の委員が職務のため出席したときは、

その出席日数1日につき日当1ドル67セントを支給する。ただし、引続き職務のため旅行したときは、旅費の中の日当は支給しない。

別表を次のように改める。

別表

職　種　別		報　酬　額		費　用　弁　償
市議会議員		月額	100ドル	那覇市職員の旅費支給条例第12条による（以下「条例による」という。）1等級職員の旅費に相当する額
選挙管理委員会	委員長	〃	30ドル	条例による1等級職員の旅費に相当する額
	委員	〃	20ドル	条例による1等級職員の旅費に相当する額
	補充員	日額	3ドル	条例による1等級職員の旅費に相当する額
監査委員	学識経験を有する者の中から選任された者	月額	20ドル	条例による1等級職員の旅費に相当する額
	市議会議員の中から選任された者	〃	10ドル	条例による1等級職員の旅費に相当する額
専門委員		〃	10ドル	条例による1等級職員の旅費に相当する額
固定資産評価員		〃	10ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
選挙長		日額	4ドル	条例による1等級職員の旅費に相当する額
投票分会長		〃	3ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
開票分会長		〃	3ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
選挙立会人		〃	2ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
投票立会人		〃	2ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
開票立会人		〃	2ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
選挙事務従事者		〃	2ドル	条例による3等級職員の旅費に相当する額
条例または規則により委員会の委員に委嘱された者		〃	2ドル	市長が定める額
消防隊正副分団長		月額	2ドル	条例による3等級職員の旅費に相当する額
その他非常勤の職員		〃	100ドル以内	市長が定める額

付則

1　この条例は、1962年7月1日から施行する。

2　この条例施行の際現に旅行中の者に対する旅費の支給につては、なお従前の例による。

議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例〔1962（昭和37）年9月29日可決〕

議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関

する条例（1955 年 3 月 31 日那覇市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 17 号を次のように改める。
（17）職業訓練所

付則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1962（昭和 37）年 9 月 29 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償条例（1958 年 7 月 4 日那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条の 2 を次のように改める。
第 6 条の 2　議員が、市長の招集に応じたとき、議会の委員会に出席したとき、出納検査立会人として出席したとき及び監査委員として出席したときは、その出席日数 1 日につき日当 1 ドル 67 セントを支給する。
2　選挙管理委員会の委員もしくは監査委員が職務のため出席したときは、その出席日数 1 日につき日当 1 ドル 67 セントを支給する。
3　前 2 項の場合において、その者が引続き職務のため旅行したときは、旅費の中の日当は支給しない。
〔一部省略〕

付則
この条例は、1962 年 10 月 1 日から施行する。

那覇市議会会議規則〔1962（昭和 37）年 12 月 25 日可決〕

第 1 章　総則
（参集）
第 1 条　議員は招集の当日開会定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。
（欠席の届出）
第 2 条　議員は、事故のため出席できないときはその理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
（宿所又は連絡所の届出）
第 3 条　議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない、これを変更したときもまた同様とする。
（議席）
第 4 条　議員の議席は、総選挙後最初の会議において、議長が会議にはかりこれを定める。

2　総選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
3　議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。
4　議席には番号及び氏名票をつける。
（会期）
第 5 条　会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。
2　会期は、招集された日から起算する。
（会期の延長）
第 6 条　会期は、議会の議決で延長することができる。
（会期中の閉会）
第 7 条　会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
（議会の開閉）
第 8 条　議会の開閉は、議長が宣告する。
（会議時間）
第 9 条　会議時間は午前 10 時から午后 4 時までとする。
2　議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。
3　会議の開始は、号鈴で報ずる。
（休会）
第 10 条　日曜日及び休日は、休会とする。
2　議事の都合、その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。
3　議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
4　市町村自治法（以下法という。）第 54 条第 1 項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。
（会議の開閉）
第 11 条　開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。
2　議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。
（定足数に関する措置）
第 12 条　開議時刻後相当時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は延会を宣告することができる。
2　会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
3　会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は休憩又は延会を宣告する。
（出席催告）
第 13 条　法第 53 条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員または議員の住所（別に宿所または連絡所の届出をした者については当該届出の宿所または連絡所）に、文書をもつて行う。

第 2 章　議案及び動議

（議案の提出）

第 14 条　議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第 52 条第 2 項の規定によるもの及びその他のものについては賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第 15 条　議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第 16 条　動議は、法またはこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第 17 条　修正の動議は、その案をそなえ、法第 55 条の 2 の規定によるもの及びその他のものについては賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（先決動議の表決順序）

第 18 条　他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第 19 条　会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2　議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第 3 章　議事日程

（日程の作成及び配布）

第 20 条　議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

（日程の順序変更及び追加）

第 21 条　議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（延会の場合の議事日程）

第 22 条　議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

（日程の終了及び延会）

第 23 条　議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は散会を宣告する。

2　議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。

第 4 章　選挙

（選挙の宣告）

第 24 条　議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

（不在議員）

第 25 条　選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口閉鎖）

第 26 条　投票による選挙を行うとき、議長は、第 24 条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第 27 条　投票を行うときは、議長は、職員をして議員の所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2　議長は職員をして投票箱を改めさせなければならない。

（投票）

第 28 条　議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

（投票の終了）

第 29 条　議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。

その宣告があつた後は投票することができない。

（開票及び投票の効力）

第 30 条　議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2　前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3　投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

（選挙結果の報告）

第 31 条　議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2　議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

（選挙関係書類の保存）

第 32 条　議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第 5 章　議事

（議題の宣告）

第 33 条　会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第 34 条　議長は、必要があると認めるときは 2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

（議案等の朗読）

第 35 条　議長は、必要があると認めるときは議題になつた事件を職員をして朗読させる。

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第 36 条　会議に付する事件は、第 87 条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会に付託し、又は議会の議決で特別委員会に付託する。

2　提出者の説明又は委員会の付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

（委員長及び少数意見者の報告）

第 37 条　委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、まず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者（第 72 条の留保者）が少数意見の報告をする。

2　少数意見が 2 個以上あるときは報告の順序は、議長が定める。

3　委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

（修正案の説明）

第 38 条　委員長の報告及び少数意見者の報告が終わつたとき又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

（委員長報告等に対する質疑）

第 39 条　議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

（討論及び表決）

第 40 条　議長は、前条の質疑が終つたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第 41 条　議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

（委員会の審査又は調査期限）

第 42 条　議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

（委員会の中間報告）

第 43 条　議会は、委員会審査又は調査中の事件について、特に必要がある認めるときは、中間報告を求めることができる。

（再付託）

第 44 条　委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

（議事の継続）

第 45 条　延会、中止または休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第 6 章　発言

（発言の許可等）

第 46 条　発言は、すべて議長の許可を得たのち、議席または演壇でしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2　議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

（発言の方法）

第 47 条　会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の番号を告げ議長の許可を求めなければならない。

2　2 人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者から指名して発言させる。

（討論の方法）

第 48 条　討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

（議長の発言討論）

第 49 条　議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が終つたあと議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

（発言内容の制限）

第 50 条　発言はすべて簡明にするものとし議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2　議長は発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3　議員は、質疑に当つては、自己の意見を述べることができない。

（質疑の回数）

第 51 条　質疑は、同一議員につき、同一議題について 2 回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

（発言時間の制限）

第 52 条　議長は、必要があると認めるときはあらかじめ発言時間を制限することができる。

2　議長の定めた時間の制限について、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議にはかつて決める。

（議事進行に関する発言）

第 53 条　議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2　議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第 54 条　延会、中止又は休憩のため発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑、討論の省略又は終結）

第 55 条　質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2　質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は、討論終結の動議を提出することができる。

3　議員は、特に必要があると認めるときは質疑又は討論省略の動議を提出することができる。

4　質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第 56 条　選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（一般質問）

第 57 条　議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2　質問者は、会議の前日までに、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

（緊急質問等）

第 58 条　質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず議会の同意を得て質問することができる。

2　前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。
3　第１項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。
（準用規定）
第 59 条　質問については、第 51 条（質疑の回数）及び第 55 条（質疑、討論の省略又は終結）の規定を準用する。
（発言の取消又は訂正）
第 60 条　発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。
（答弁書の配布）
第 61 条　市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただしやむを得ないときは朗読をもつて配布にかえることができる。

第７章　委員会

（議長への通知）
第 62 条　委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
（会議中の委員会の禁止）
第 63 条　委員会は、議会の会議中は、開くことができない。ただし、議長の許可を得たときはこの限りでない。
（委員の発言）
第 64 条　委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。
（委員外議員の発言）
第 65 条　委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明または意見を聞くことができる。
2　委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その発言を許可することができる。
（委員の議案修正）
第 66 条　委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。
（連合審査会）
第 67 条　委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。
（証人出頭又は記録提出の要求）
第 68 条　委員会は、法第 40 条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。
（所管事務の調査）
第 69 条　常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
（委員の派遣）

第 70 条　委員会は、審査または調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

（閉会中の継続審査）

第 71 条　委員会は、閉会中もなお審査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

（少数意見の留保）

第 72 条　委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2　前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

（委員会報告書）

第 73 条　委員会は、事件の審査又は調査を終つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

第 8 章　表決

（表決問題の宣告）

第 74 条　議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

（不在議員）

第 75 条　表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第 76 条　表決には、条件を付することができない。

（起立による表決）

第 77 条　議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

（投票による表決）

第 78 条　議長は必要があると認めるとき、又は出席議員 1/5 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2　同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名投票）

第 79 条　記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第 80 条　無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

（選挙規定の準用）

第 81 条　記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第 26 条（議場の出入口閉鎖）、第 27 条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第 28 条（投票）、第 29 条（投票の終了）、第 30 条（開票及び投票の効力）、第 31 条第 1 項（選挙結果の報告）及び第 32 条（選挙関係書類の保

存）の規定を準用する

（表決の訂正）

第 82 条　議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第 83 条　議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。

（表決の順序）

第 84 条　議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2　同一議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

3　修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 9 章　請願

（請願書の記載事項）

第 85 条　請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。

2　請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3　請願書の提出は、平穏になされなければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第 86 条　議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2　請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3　請願者数人連署の者はほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

（請願の委員会付託）

第 87 条　議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認める請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3　請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

第 88 条　委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

（請願の審査報告）

第 89 条　委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

1　採択すべきもの

2　不採択とすべきもの

2　採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるも

の並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等）

第 90 条　議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

第 91 条　議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第 10 章　秘密会

（指定者以外の退場）

第 92 条　秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定するもの以外の者を議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第 93 条　秘密会の議事の記録は、公表しない。

2　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他にもらしてはならない。

第 11 章　辞職及び資格の決定

（議長及び副議長の辞職）

第 94 条　議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2　前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決める。

3　閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第 95 条　議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2　前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について、準用する。

（資格決定の要求）

第 96 条　法第 67 条第 1 項の規定により、議員の被選挙権の有無について議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

（資格決定の審査）

第 97 条　前条の要求については、議会は、第 36 条第 2 項(議案等の説明、質疑及び委員会付託)の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

（決定書の交付）

第 98 条　被選挙権の有無を決定したときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第 12 章　規律

（品位の尊重）

第 99 条　議員は議会の品位を重んじなければならない。

（携帯品）

第 100 条　議場に入る者は、帽子、外套、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

（議事妨害の禁止）

第 101 条　何人も、会議中は、みだりに発言し騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第 102 条　議員は、会議中、みだりに議席を離れてはならない。

（禁煙）

第 103 条　何人も、議場において喫煙してはならない。

（新聞等の閲読禁止）

第 104 条　何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

（許可のない登壇の禁止）

第 105 条　何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

（議長の秩序保持権）

第 106 条　すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

第 13 章　懲罰

（懲罰動議の提出）

第 107 条　懲罰の動議は、文書をもつて 4 人以上の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2　前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 93 条第 2 項(秘密の保持)の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰動議の審査）

第 108 条　懲罰動議が提出されたときは、議長はすみやかに会議に付し、討論を用いないで会議にはかつて委員会に付託するかどうかを決めなければならない。

2　前項の規定により、委員会に付託しないと議決したときは、懲罰の動議は、否決されたものとみなす。

（戒告又は陳謝の方法）

第 109 条　戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

（出席停止の期間）

第 110 条　出席停止は、5 日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止されたものについてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの措置）

第 111 条　出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

（懲罰の宣告）

第 112 条　議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第 14 章　会議録

（会議録の記載事項）

第 113 条　会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

1　開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

2　開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

3　出席及び欠席議員の氏名

4　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

5　説明のため出席した者の職氏名

6　議事日程

7　議長の諸報告

8　議員の異動並びに議席の指定及び変更

9　委員会報告書及び少数意見報告書

10　会議に付した事件

11　議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

12　選挙の経過

13　議事の経過

14　記名投票における賛否の氏名

15　その他議長又は議会において必要と認めた事項

2　議事は、速記法によつて速記する。

（会議録の配布）

第 114 条　会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

（会議録に掲載しない事項）

第 115 条　前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第 60 条(発言の取消又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

（会議録署名議員）

第 116 条　会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議の始めに指名する。

第 15 章　補則

（会議規則の疑義に対する措置）

第 117 条　この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかつて決める。

付則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（規則の廃止）

2　那覇市議会会議規則（1953 年 5 月 27 日規則第 2 号）は廃止する。

那覇市議会委員会条例〔1962（昭和 37）年 12 月 25 日可決〕

第 1 章　通則

（常任委員会の設置）

第 1 条　議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第 2 条　常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

(1)　総務委員会　10 人

企画部、総務部、出納室、消防隊、議員の懲罰に関する事項及び他の委員会の所管に属しない事項

(2)　建設委員会　10 人

建設部、水道部に関する事項

(3)　経済民生委員会　10 人

経済民生部に関する事項

（常任委員の任期）

第 3 条　常任委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員会の設置）

第 4 条　特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2　特別委員の定数は、議会の議決で定める。

（委員の選任）

第 5 条　常任委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議にはかつて指名する。

2　議長は常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3　前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 2 項の例による。

（委員長及び副委員長）

第 6 条　常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3　委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第 7 条　委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。

2　前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長の職務権限）

第 8 条　委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第 9 条　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2　委員長及び副委員長がともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長及び副委員長の辞任）

第 10 条　委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

第 2 章　会議及び規律

（特別委員の辞任）

第 11 条　特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

（招集）

第 12 条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員の定数の半数以上の委員から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

（定足数）

第 13 条　委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 15 条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

第 14 条　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2　前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

（委員長及び委員の除斥）

第 15 条　委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席して、発言することができる。

（傍聴の取扱い）

第 16 条　委員長は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2　委員会は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（秘密会）

第 17 条　委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2　委員会を秘密会とする発議については、委員長は討論を用いないで委員会にはかつて決める。

（出席説明の要求）

第 18 条　委員会は、審査又は調査のため、市長、選挙管理委員会の委員長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

（議事妨害及び離席の禁止）

第 19 条　何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2　委員は、会議中、みだりに離席してはならない。

第 3 章　公聴会

（秩序保持に関する措置）

第 20 条　委員会において市町村自治法、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2　委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3　委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

（公聴会開催の手続）

第 21 条　委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2　前項の承認をしたとき、議長は、その日時、場所及び案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第 22 条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申出なければならない。

（公述人の決定）

第 23 条　公聴会に参加させようとする真の利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前項の規定によりあらかじめ申出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

（公述人の発言）

第 24 条　公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2　公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3　公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し、又は退席させることができる。

（委員と公述人の質疑）

第 25 条　委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2　公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第 26 条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（記録）

第 27 条　委員長は職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、これを署名又は押印しなければならない。

2　前項の記録は、議長が保管する。

（会議規則との関係）

第 28 条　この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

付則

（施行期日）

1　この条例は公布の日から施行する。

（関係条例の廃止）

2　那覇市議会委員会条例（1953 年 4 月 18 日条例第 33 号　以下「旧条例」という。）は廃止する。

（経過規定）

3　この条例施行の際現に旧条例の規定によつて在任する委員及び委員会の委員長、副委員長は、この条例の規定によつて選任されたものとみなす。

4　前項の委員中常任委員の任期は旧条例の規定によつて選任された日から起算する。

5　この条例施行の際現に委員会において審査中の事件はこの条例による当該委員会に付議されたものとみなす。

那覇市議会運営委員会規程〔1962（昭和 37）年 12 月 25 日決定〕

（設置）

第 1条　那覇市議会に、市議会運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2条　委員会は、各会派相互の緊密な連携を保ち、市議会の円満な運営を図るために協議し、議長の諮問に応ずる。

（協議及び諮問の範囲）

第 3条　委員会が協議し、諮問に応ずる範囲は、概ね次のとおりとする。

(1)　会期の決定

(2)　各派の連絡協調

(3)　議会と理事機関との連絡

(4)　会議の秩序保持

(5)　議会が主催する行事

(6)　議会費の見積

(7)　議会関係の争訟

(8)　意見書の提出等議会の対外的問題

(9)　議会関係、例規の制定、改廃

(10)　議会の行う選挙

(11)　その他必要と認めた事項

（組織）

第 4条　委員は、各常任委員会の委員長及び次の各号の区分によりそれぞれ各会派において選出した委員をもつて組織する。

(1)　所属議員 2 人から 5 人までの会派　　1 人

(2)　所属議員 6 人から 10 人までの会派　　2 人

(3)　所属議員 11 人から 15 人までの会派　　3 人

(4)　所属議員 16 人以上の会派　　4 人

（委員の任期）

第 5条　委員の任期は 2 年とする。但し後任者が選出されるまで在任する。

2　常任委員長である委員の任期は、前項の規定にかかわらず委員長の任期によるものとする。

（委員長及び副委員長）

第 6条　委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

（代理者の出席）

第 7条　委員に事故があるときは、その会派に属する者の中から代理者を出席させるものとする。

（関係者の出席及び発言）

第 8条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮り委員以外の議員又は理事者の出席及び発言を求めることができる。

（議長及び副議長の出席）

第 9 条　議長及び副議長は、委員会に出席しなければならない。
（議事）
第 10 条　委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（決定事項の遵守）
第 11 条　委員長で決定された事項については、各会派は、これを尊重するものとする。

付則
この規程は、1963 年 1 月 1 日から施行する。

那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1963（昭和 38）年 6 月 6 日可決〕

那覇市議会事務局設置条例（1953 年 3 月 3 日那覇市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項中「必要な」とあるを「の」に改める。
同条 2 項中書記「14 人」を「17 人」にその他の職員「5 人」を「3 人」に改める。

付則
この条例は、1963 年 7 月 1 日から施行する。

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則〔1966（昭和 41）年 6 月 27 日可決〕

那覇市議会会議規則（1963 年 1 月 11 日那覇市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 項中「会議にはかりこれを」を削る。
第 9 条第 2 項中に次のただし書を加える。
ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。
第 13 条中「文書」の次に「又は口頭」を加える。
第 36 条の次に次の 2 条を加える。
（委員会に付託した事件の審議順序）
第 36 条の 2　委員会に付託した事件は、その審査終了をまつて議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、第 39 条の規定による質疑、討論、表決の順序によつて審議する。
（委員会の審査を省略した事件の審議順序）
第 36 条の 3　委員会の審査を省略した事件の審議は、提出者の説明及び議員の質疑の後、修正案の説明、第 39 条後段の規定による質疑討論、表決の順序によつて行なう。
第 38 条及び第 40 条を次のように改める。
第 38 条　削除
第 40 条　削除
第 42 条に次の 1 項を加える。

2　前項の期限内に審査を終らなかつたときは、その事件は、第 36 条の 2（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

第 46 条を次のように改める。

（発言の許可等）

第 46 条　発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2　議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

第 65 条第 2 項中「発言を許可することができる。」を「許否を決める。」に改める。

第 81 条中「第 31 条第 1 項（選挙結果の報告）」を「第 31 条（選挙結果の報告）第 1 項」に改める。

第 83 条に次のただし書を加える。

ただし、議長の宣告に対して、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

第 97 条中「第 36 条第 2 項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）を「第 36 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 2 項」に改める。

第 98 条中「被選挙権の有無」の次に「又は法第 34 条の 2 の規定に該当するかどうか」を加える。

第 107 条第 1 項中「4 人以上」を「2 人以上」に、同条第 2 項中「第 93 条第 2 項（秘密の保持）」を「第 93 条（秘密の保持）第 2 項」に改める。

第 116 条の次に次の 1 条を加える。

（会議録の保存年限）

第 116 条の 2　会議録の保存年限は永年とする。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1966（昭和 41）年 6 月 27 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償条例（1958 年 7 月 4 日那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

職　種　別		報　酬　額		費　用　弁　償
市議会議員		月額	150ドル	那覇市職員の旅費支給条例第 12 条による（以下「条例による」という。）1 等級職員の旅費に相当する額
選挙管理委員会	委員長	月額	60ドル	条例による 1 等級職員の旅費に相当する額
	委員	月額	20ドル	条例による 1 等級職員の旅費に相当する額
	補充員	日額	4ドル	条例による 1 等級職員の旅費に相当する額

監査委員	学識経験を有する者の中から選任された者	月額	20ドル	条例による1等級職員の旅費に相当する額
	市議会議員の中から選任された者	月額	10ドル	条例による1等級職員の旅費に相当する額
専門委員		月額	10ドル	条例による1等級職員の旅費に相当する額
固定資産評価員		月額	10ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
選挙長		日額	5ドル	条例による1等級職員の旅費に相当する額
投票分会長または投票管理者		日額	5ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
開票分会長または開票管理者		日額	5ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
選挙立会人		日額	4ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
投票立会人		日額	4ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
開票立会人		日額	4ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
選挙事務従事者		日額	4ドル	条例による3等級職員の旅費に相当する額
条例、規則または規程により委員会の委員に委嘱された者		日額	2ドル	市長が定める額
消防団長		月額	5ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
消防副団長		月額	4ドル	条例による2等級職員の旅費に相当する額
消防団正副分団長		月額	2ドル	条例による3等級職員の旅費に相当する額
その他非常勤の職員		月額	100ドル以内	市長が定める額

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1966（昭和41）年6月28日可決〕

那覇市議会委員会条例（1963年1月11日那覇市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号、第2号及び第3号を次のように改める。

(1)　総務委員会　10人

市長公室、総務部、財政部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、議員の懲罰に関する事項及び他の委員会に所属しない事項

(2)　建設委員会　10人

建設部、土木部、水道部に関する事項

(3)　経済民生教育委員会　10人

経済民生部、那覇教育区に関する事項

付則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例〔1967（昭和 42）年 6 月 26 日可決〕

議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例（1955 年 3 月 31 日那覇市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」を「および」に、「並びに」を「ならびに」に改める。

第 2 条中「及び」を「および」に改める。

第 5 条第 1 号中「41,666 ドル 67 セント」を「84,000 ドル」に、同条第 2 号中「8,333 ドル 33 セント」を「17,000 ドル」に、「4,166 ドル 67 セント」を「9,000 ドル」に、同条第 3 号中「4,166 ドル 67 セント」を「9,000 ドル」に改める。

第 6 条第 1 号中「83,333 ドル 33 セント」を「167,000 ドル」に同条第 2 号中「16,666 ドル 67 セント」を「34,000 ドル」に、「8,333 ドル 33 セント」を「17,000 ドル」に、同条第 3 号中「25,000 ドル」を「50,000 ドル」に、「8,333 ドル 33 セント」を「17,000 ドル」に改める。

第 7 条中「及び」を「および」に、「市長」を「市長または水道事業管理者」に改める。

第 8 条中「及び」を「および」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例〔1967（昭和 42）年 6 月 27 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償条例（1958 年 7 月 4 日那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び」を「および」に改める。

第 1 条中「及び」を「および」に、「並びに」を「ならびに」に改める。

別表中市議会議員の項を次のように改める。

市議会議員	月額	200ﾄﾞﾙ	那覇市職員の旅費支給条例第 12 条による（以下「条例による」という。）1 等級職員の旅費に相当する額

付則

この条例は、公布の日から施行し、1967 年 7 月 1 日から適用する。

那覇市報酬および費用弁償条例の一部を改正する条例

〔1967（昭和 42）年 12 月 18 日可決〕

題名を次のように改める。

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例

第１条を次のように改める。

（目的）

第１条　この条例は、市町村自治法第 138 条第 5 項の規定にもとづき、非常勤の職員に対する報酬、費用弁償および期末手当の額ならびにその支給に関する事項を定めることを目的とする。

第７条の次に次の１条を加える。

（期末手当）

第８条　8 月 10 日および 12 月 10 日においてそれぞれ在職する議員に対しては、那覇市職員の期末手当の支給日にそれぞれ期末手当を支給する。

2　期末手当の額は､那覇市職員に対する期末手当支給条例（1959 年那覇市条例第 9 号）第 3 条の規定を準用する。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き市議会議員の職にあつたものとする。

付則

この条例は、公布の日から施行し、1967 年 12 月 10 日から適用する。

那覇市議会会議規則〔1969（昭和 44）年 3 月 31 日可決〕

第１章　会議

第１節　総則

（参集）

第１条　議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第２条　議員は、事故のため出席出来ないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（宿所又は連絡所の届出）

第３条　議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

（議席）

第４条　議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2　一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3　議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。

4　議席には、番号及び氏名標を附ける。

（会期）

第５条　会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2　会期は、招集された日から起算する。

（会期の延長）

第 6 条　会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第 7 条　会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第 8 条　議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第 9 条　会議時間は、午前 10 時から午後 4 時までとする。

2　議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

3　会議の開始は、号鈴で報ずる。

（休会）

第 10 条　日曜日及び休日は、休会とする。

2　議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3　議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4　市町村自治法（1953 年 1 月 12 日立法第 1 号。以下「法」という。）第 54 条第 1 項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉）

第 11 条　開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2　議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第 12 条　開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2　会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3　会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）

第 13 条　法第 53 条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもつて行なう。

第 2 節　議案及び動議

（議案の提出）

第 14 条　議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を附け、法第 52 条第 2 項の規定によるもの及びその他のものについては賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第 15 条　議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第 16 条　動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第 17 条　修正の動議は、その案をそなえ、法第 55 条の 2 の規定によるもの及びその他のものについては賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（先決動議の表決の順序）

第 18 条　他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第 19 条　会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2　議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第 3 節　議事日程

（日程の作成及び配布）

第 20 条　議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

（日程の順序変更及び追加）

第 21 条　議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（議事日程のない会議の通知）

第 22 条　議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2　前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

（延会の場合の議事日程）

第 23 条　議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

（日程の終了及び延会）

第 24 条　議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。

2　議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。

第 4 節　選挙

（選挙の宣告）

第 25 条　議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

（不在議員）

第 26 条　選挙を行なう際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口閉鎖）

第 27 条　投票による選挙を行なうときは、議長は、第 25 条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第 28 条　投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2　議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

（投票）

第 29 条　議員は、職員の点呼に応じて順次、投票を備え附けの投票箱に投入する。

（投票の終了）

第 30 条　議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

（開票及び投票の効力）

第 31 条　議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2　前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3　投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

（選挙結果の報告）

第 32 条　議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2　議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

（選挙関係書類の保存）

第 33 条　議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第 5 節　議事

（議題の宣告）

第 34 条　会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第 35 条　議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

（議案等の朗読）

第 36 条　議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第 37 条　会議に付する事件は、第 137 条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明をきき、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会に付託し、又は議会の議決で特別委員会に付託する。

2　提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

（委員会に付託した事件の審議順序）

第 38 条　委員会に付託した事件は、その審査終了をまつて議題とし、委員長及び少数意見者の

報告、修正案の説明、第 41 条（委員長報告等に対する質疑）の規定による質疑、討論、表決の順序によつて審議する。

（委員会の付託を省略した事件の審議順序）

第 39 条　委員会の付託を省略した事件の審議は、提出者の説明及び議員の質疑の後、修正案の説明及びこれに関する質疑討論、表決の順序によつて行なう。

（委員長及び少数意見者の報告）

第 40 条　委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、まず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2　少数意見が 2 個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3　委員長の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

4　委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

（委員長報告等に対する質疑）

第 41 条　議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第 42 条　議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

（委員会の審査又は調査期限）

第 43 条　議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2　前項の期限までに審査を終らなかつたときは、その事件は、第 38 条（委員会に付託した事件の審議順序）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

（委員会の中間報告）

第 44 条　議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2　委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

（再付託）

第 45 条　委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

（議事の継続）

第 46 条　延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第 6 節　秘密会

（指定者以外の者の退場）

第 47 条　秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第 48 条　秘密会の議事の記録は公表しない。

2　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 7 節　発言

（発言の許可等）

第 49 条　発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇しなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2　議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

（発言の方法）

第 50 条　会議において発言しようとする者は、起立して議長と呼び、自己の番号を告げ議長の許可を求めなければならない。

2　2 人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者から指名して発言させる。

（討論の方法）

第 51 条　討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

（議長の発言討論）

第 52 条　議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

（発言内容の制限）

第 53 条　発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2　議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3　議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。

（質疑の回数）

第 54 条　質疑は、同一議題について 3 回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

（発言時間の制限）

第 55 条　議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2　議長の定めた時間の制限について、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

（議事進行に関する発言）

第 56 条　議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2　議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第 57 条　延会、中止又は休憩のため発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第 58 条　質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2　質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3　質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第 59 条　選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（一般質問）

第 60 条　議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2　質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

（緊急質問等）

第 61 条　質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2　前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3　第 1 項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（準用規定）

第 62 条　質問については、第 54 条（質疑の回数）及び第 58 条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。

（発言の取消し又は訂正）

第 63 条　発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

（答弁書の配布）

第 64 条　市長その他関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布にかえることができる。

第 8 節　表決

（表決問題の宣告）

第 65 条　議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在議員）

第 66 条　表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第 67 条　表決には、条件を附けることができない。

（起立による表決）

第 68 条　議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2　議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第 69 条　議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名

又は無記名の投票で表決をとる。

2　同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名投票）

第 70 条　記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第 71 条　無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2　無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

（選挙規定の準用）

第 72 条　記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第 27 条（議場の出入口閉鎖）、第 28 条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第 29 条（投票）、第 30 条（投票の終了）、第 31 条（開票及び投票の効力）、第 32 条（選挙結果の報告）第 1 項及び第 33 条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する

（表決の訂正）

第 73 条　議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第 74 条　議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第 75 条　議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2　同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

3　修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 9 節　会議録

（会議録の記載事項）

第 76 条　会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)　開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

(2)　開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

(3)　出席及び欠席議員の氏名

(4)　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

(5)　説明のため出席した者の職氏名

(6)　議事日程

(7)　議長の諸報告

(8)　議員の異動並びに議席の指定及び変更

(9)　委員会報告書及び少数意見報告書

(10)　会議に付した事件
(11)　議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
(12)　選挙の経過
(13)　議事の経過
(14)　記名投票における賛否の氏名
(15)　その他議長又は議会において必要と認めた事項
2　議事は、速記法によつて速記する。
（会議録の配布）
第 77 条　会議録は印刷して、議員及び関係者に配布する。
（会議録に掲載しない事項）
第 78 条　前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 63 条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。
（会議録署名議員）
第 79 条　会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。
（会議録の保存年限）
第 80 条　会議録の保存年限は、永年とする。

第 2 章　委員会

第 1 節　総則

（議長への通知）
第 81 条　委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
（欠席の届出）
第 82 条　委員は、事故のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。
（会議中の委員会の禁止）
第 83 条　委員会は、議会の会議中は、開くことができない。
（会議の開閉）
第 84 条　開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。
2　委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。
（定足数に関する措置）
第 85 条　開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。
2　会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。
3　会議中定足数を欠くに至つたときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第 2 節　審査

（議題の宣告）
第 86 条　会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。
（一括議題）

第 87 条　委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

（議案等の朗読）

第 88 条　委員長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

（審査順序）

第 89 条　委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行なうを例とする。

（先決動議の表決順序）

第 90 条　他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

（動議の撤回）

第 91 条　提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

（委員の議案修正）

第 92 条　委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

（分科会又は小委員会）

第 93 条　委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

（連合審査会）

第 94 条　委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

（証人出頭又は記録提出の要求）

第 95 条　委員会は、法第 40 条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

（所管事務の調査）

第 96 条　常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

（委員の派遣）

第 97 条　委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

（議事の継続）

第 98 条　会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

（少数意見の保留）

第 99 条　委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、これを少数意見として保留することができる。

2　前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提

出しなければならない。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第 100 条　委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

（委員会報告書）

第 101 条　委員会は、事件の審査又は調査を終つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

（閉会中の継続審査）

第 102 条　委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を附け、委員長から議長に申し出なければならない。

第 3 節　秘密会

（指定者以外の者の退場）

第 103 条　秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第 104 条　秘密会の議事の記録は、公表しない。

2　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 4 節　発言

（発言の許可）

第 105 条　委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

（委員の発言）

第 106 条　委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

（発言内容の制限）

第 107 条　発言はすべて、簡明にするものにして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2　委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

（委員外議員の発言）

第 108 条　委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2　委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その可否を決める。

（委員長の発言）

第 109 条　委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終つた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

（発言時間の制限）

第 110 条　委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2　委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用

いないで会議にはかつて決める。

（議事進行に関する発言）

第 111 条　議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2　議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第 112 条　会議の中止又は休憩のため発言が終らなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第 113 条　質疑又は討論が終つたときは、委員長は、その終結を宣告する。

2　質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3　質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第 114 条　選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（発言の取消し又は訂正）

第 115 条　発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

第 5 節　委員長及び副委員長の互選

（互選の方法）

第 116 条　委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行なう。

2　有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときはくじで定める。

3　第 1 項の投票を行なう場合には、委員長の職務を行なつている者も、投票することができる。

4　委員会は、委員のうちに異議を有する者がないときは、第 1 項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

5　指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。

（選挙規定の準用）

第 117 条　前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第 1 章、第 4 節の規定を準用する。

第 6 節　表決

（表決問題の宣告）

第 118 条　委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在委員）

第 119 条　表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第 120 条　表決には、条件を附けることができない。

（起立による表決）

第 121 条　委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とするものを起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2　委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第 122 条　委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2　同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名投票）

第 123 条　記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第 124 条　無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2　無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

（選挙規定の準用）

第 125 条　記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第 28 条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第 29 条（投票）、第 30 条（投票の終了）、第 31 条（開票及び投票の効力）、及び第 32 条（選挙結果の報告）第 1 項の規定を準用する。

（表決の訂正）

第 126 条　委員は自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第 127 条　委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第 128 条　同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

2　修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 7 節　公聴会

（公述人の決定）

第 129 条　公聴会において意見をきこうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2　あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第 130 条　公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
2　公述人の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。
3　公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。
（委員と公述人の質疑）
第 131 条　委員は、公述人に対して質疑をすることができる。
2　公述人は、委員に対して質疑をすることができない。
（代理人又は文書による意見の陳述）
第 132 条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第 3 章　請願

（請願書の記載事項等）
第 133 条　請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。
2　請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
3　請願書の提出は、平穏になされなければならない。
（請願文書表の作成及び配布）
第 134 条　議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。
2　請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
3　請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。
（請願の委員会付託）
第 135 条　議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。
2　前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認める請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。
3　請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなす。
（紹介議員の委員会出席）
第 136 条　委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。
2　紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。
（請願の審査報告）
第 137 条　委員会は請願について審査の結果を次の区分により意見を附け、議長に報告しなければならない。
(1)　採択すべきもの
(2)　不採択とすべきもの
2　採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その

旨を附記しなければならない。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）

第 138 条　議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

第 139 条　議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第 4 章　辞職及び資格の決定

（議長及び副議長の辞職）

第 140 条　議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2　前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。

3　閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第 141 条　議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2　前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について、準用する。

（資格決定の要求）

第 142 条　法第 67 条第 1 項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第 34 条の 2 の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

（資格決定の審査）

第 143 条　前条の要求については、議会は、第 37 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 2 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

（決定書の交付）

第 144 条　議会が議員の被選挙権の有無又は法第 34 条の 2 の規定に該当するかどうかについての法第 67 条第 1 項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第 5 章　規律

（品位の尊重）

第 145 条　議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（携帯品）

第 146 条　議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

（議事妨害の禁止）

第 147 条　何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第 148 条　議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

（禁煙）

第 149 条　何人も、議場において喫煙してはならない。

（新聞紙等の閲読禁止）

第 150 条　何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

（資料等印刷物の配布許可）

第 151 条　議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

（許可のない登壇の禁止）

第 152 条　何人も、議長の許可がなければ演壇に登つてはならない。

（議長の秩序保持権）

第 153 条　すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて定める。

第 6 章　懲罰

（懲罰の動議の提出）

第 154 条　懲罰の動議は、文書をもつて発議者が賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

2　前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし第 48 条(秘密の保持)第 2 項又は第 104 条（秘密の保持）第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰動議の審査）

第 155 条　懲罰については、議会は、第 37 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 2 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

（戒告又は陳謝の方法）

第 156 条　戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行なうものとする。

（出席停止の期間）

第 157 条　出席停止は、5 日をこえることができない。

ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの処置）

第 158 条　出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

（懲罰の宣告）

第 159 条　議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第 7 章　補則

（会議規則の疑義に対する措置）

第 160 条　この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかつて決定する。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市議会会議規則（1963 年 1 月 11 日議会規則第 1 号）は廃止する。

那覇市議会委員会条例〔1969（昭和 44）年 3 月 31 日可決〕

（常任委員会の設置）

第 1 条　議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第 2 条　常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

(1)　総務委員会　10 人

市長公室、総務部、財政部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、議員の懲罰及び他の委員会に所属しない事項

(2)　建設委員会　10 人

建設部、土木部、水道局に関する事項

(3)　経済民生教育委員会　10 人

経済民生部、教育区に関する事項

（常任委員の任期）

第 3 条　常任委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員会の設置）

第 4 条　特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2　特別委員の定数は、議会の議決で定める。

（委員の選任）

第 5 条　常任委員および特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議にはかつて指名する。

2　議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3　前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条（常任委員の任期）第 2 項の例による。

（委員長及び副委員長）

第 6 条　常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3　委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第 7 条　委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。

2　前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。

（委員長の議事整理権、秩序保持権）
第 8 条　委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
（委員長の職務代行）
第 9 条　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。
2　委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。
（委員長、副委員長の辞任）
第 10 条　委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。
（特別委員の辞任）
第 11 条　特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。
（招集）
第 12 条　委員会は、委員長が招集する。
2　委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。
（定足数）
第 13 条　委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 15 条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のための半数に達しないときは、この限りでない。
（表決）
第 14 条　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
2　前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。
（委員長及び委員の除斥）
第 15 条　委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。
（傍聴の取扱）
第 16 条　委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
2　委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
（秘密会）
第 17 条　委員会は、その議決で秘密会とすることができる。
2　委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかつて決める。
（出席説明の要求）
第 18 条　委員会は、審査又は調査のため、市長、教育区教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。
（秩序保持に関する措置）

第 19 条　委員会において市町村自治法（1953 年 1 月 12 日立法第 1 号）会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2　委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3　委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

（公聴会開催の手続）

第 20 条　委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2　議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見をきこうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第 21 条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

（記録）

第 22 条　委員長は、職員をして議会の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2　前項の記録は、議長が保管する。

（会議規則への委任）

第 23 条　この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附則

（施行期日）

1　この条例は公布の日から施行する。

（関係条例の廃止）

2　那覇市議会委員会条例（1963 年 1 月 11 日条例第 11 号）は廃止する。

（経過規定）

3　この条例施行前に行なわれた手続きその他の行為は、この条例の規定により措置されたものとみなす。

議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例〔1969（昭和 44）年 3 月 31 日可決〕

議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例（1955 年 3 月 31 日那覇市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 25 号を第 26 号とし、第 24 号の次に次の 1 号を加える。

（25）　下水道事業施設

第 4 条第 1 項中第 2 号を 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2)　下水道事業施設

付則

この条例は、公布の日から施行する。

証人等の実費弁償に関する条例〔1969（昭和 44）年 6 月 26 日可決〕

（趣旨）

第 1条　この条例は、法令の規定による証人、参考人および関係人等（以下「証人等」という。）の実費弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実費弁償）

第 2条　次の各号に掲げる者に対しては、実費弁償として旅費を支給する。

ただし、本市職員がその職務に関係して証人等となつた場合には、支給しない。

（1）　市町村自治法（1953 年立法第 1 号）第 16 条第 3 項の規定により選挙管理委員会の求めに応じ出頭した者

（2）　市町村自治法第 40 条第 1 項の規定により議会の求めに応じ出頭した者

（3）　市町村自治法第 49 条第 5 項、第 50 条第 4 項および第 150 条第 3 項の規定による公聴会に参加した者

（4）　市町村自治法第 134 条第 7 項の規定により監査委員の求めに応じ出頭した者

（5）　前各号に掲げるものを除くほか、法令の規定にもとづき出頭した者で市長が支給の必要を認めた者

（額および支給方法）

第 3条　実費弁償の額は、別表のとおりとし、その支給方法については、那覇市職員の旅費支給条例（1961 年那覇市条例第 2 号）の規定に準用する。ただし、同条例第 16 条第 2 項、第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、日当の額は、日当定額とする。

2　前項に定めるもののほか、出頭または参加のため特に要した費用は、その実費を弁償することができる。

3　前項の実費の弁償については、その費用の支出に関する証拠書類またはその写を添えて請求書を市長に提出しなければならない。

付則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例（1954 年那覇市条例第 51 号）は、廃止する。

〔以下省略〕

別表

鉄道賃、船賃	航空賃	車賃	日当（1 日につき）	宿泊料（1 日につき）	
2 等実費	普通実費	実費	2 ドル	琉球内	7 ドル 50 セント
				琉球外	12 ドル

那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1969（昭和 44）年 6 月 28 日可決〕

那覇市議会事務局設置条例（1953 年 3 月 3 日那覇市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中その他の職員「3 人」を「5 人」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例〔1970（昭和 45）年 6 月 13 日可決〕

那覇市議会事務局設置条例（1953 年 3 月 3 日那覇市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中書記「17 人」を「19 人」に、その他の職員「5 人」を「3 人」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例
〔1971（昭和 46）年 6 月 28 日可決〕

（趣旨）

第 1 条　議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約）

第 2 条　市町村自治法（1953 年立法第 1 号）第 36 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 84,000 ドル以上の工事または製造の請負とする。

（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）

第 3 条　市町村自治法第 36 条第 1 項第 7 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格 56,000 ドル以上の不動産または動産の買入れまたは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

付則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例（1953 年那覇市条例第 46 号）および市有財産の取得管理および処分条例（1953 年那覇市条例第 47 号）は、廃止する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1971（昭和 46）年 7 月 30 日可決〕

那覇市議会委員会条例（1969 年 5 月 7 日条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「市長公室」を削り、「総務部」の次に「企画部」を加え、さらに同条第 3 号中「経済民生部」の次に「保健衛生部」を加える。

付則
この条例は公布の日から施行する。

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔1971（昭和 46）年 9 月 24 日可決〕

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例（1958 年 7 月 4 日那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項を次のように改める。
8 月 10 日および 12 月 10 日（以下これらの日を「基準日」という。）においてそれぞれ在職する議員に対しては、那覇市職員の期末手当の支給日にそれぞれ期末手当を支給する。これらの基準日前 30 日以内に、任期が満了し、辞職し、死亡し、除名され、または議会の解散により任期が終了した者についても、同様とする。
別表中　市議会議員の項を次のように改め、

市議会議員	議長	月額	360ドル	那覇市職員の旅費支給条例第 12 条による（以下「条例による」という。）1 等級職員の旅費に相当する額
	副議長	月額	320ドル	条例による 1 等級職員の旅費に相当する額
	議員	月額	280ドル	条例による 1 等級職員の旅費に相当する額

監査委員の項を次のように改め

監査委員	代表監査委員	月額	70ドル	条例による 1 等級職員の旅費に相当する額
	知識経験を有する者の中から選任された者	月額	60ドル	条例による 1 等級職員の旅費に相当する額
	市議会議員の中から選任された者	月額	30ドル	条例による 1 等級職員の旅費に相当する額

〔一部省略〕

付則
この条例は、1972 年 1 月 1 日から施行する。

議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例〔1972（昭和 47）年 4 月 25 日可決〕

議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（1971 年那覇市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市町村自治法（1953 年立法第 1 号）第 36 条第 1 項第 5 号」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号」に「84,000 ドル」を「5,000 万円」に改める。

第 3 条中「市町村自治法第 36 条第 1 項第 7 号」を「地方自治法第 96 条第 1 項第 7 号」に「56,000 ドル」を「3,000 万円」に改める。

付則

この条例は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

那覇市議会会議規則〔1972（昭和 47）年 4 月 29 日可決〕

目次

第 1 章　会議
第 1 節　総則（第 1 条－第 13 条）
第 2 節　議案及び動議（第 14 条－第 19 条）
第 3 節　議事日程（第 20 条－第 24 条）
第 4 節　選挙（第 25 条－第 33 条）
第 5 節　議事（第 34 条－第 47 条）
第 6 節　秘密会（第 48 条－第 49 条）
第 7 節　発言（第 50 条－第 66 条）
第 8 節　表決（第 67 条－第 77 条）
第 9 節　会議録（第 78 条－第 82 条）
第 2 章　委員会
第 1 節　総則（第 83 条－第 87 条）
第 2 節　審査（第 88 条－第 104 条）
第 3 節　秘密会（第 105 条－第 106 条）
第 4 節　発言（第 107 条－第 118 条）
第 5 節　委員長及び副委員長の互選（第 119 条－第 120 条）
第 6 節　表決（第 121 条－第 131 条）
第 7 節　公聴会（第 132 条－第 135 条）
第 3 章　請願（第 136 条－第 142 条）
第 4 章　辞職及び資格の決定（第 143 条－第 147 条）
第 5 章　規律（第 148 条－第 156 条）
第 6 章　懲罰（第 157 条－第 162 条）
第 7 章　補則（第 163 条）

附則

第１章　会議

第１節　総則

（参集）

第１条　議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第２条　議員は、事故のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（宿所又は連絡所の届出）

第３条　議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

（議席）

第４条　議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2　一般選挙後新たに選挙された議席は、議長が定める。

3　議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって議席を変更することができる。

4　議席には、番号及び氏名標を附ける。

（会期）

第５条　会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2　会期は、招集された日から起算する。

（会期の延長）

第６条　会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第７条　会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第８条　議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第９条　会議時間は、午前10時から午後４時までとする。

2　議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員３人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

3　会議の開始は、号鈴で報ずる。

（休会）

第10条　日曜日及び休日は、休会とする。

2　議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3　議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4　地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第１項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなけれ

ばならない。

（会議の開閉）

第 11 条　開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2　議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第 12 条　開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2　会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3　会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）

第 13 条　法第 113 条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行なう。

第 2 節　議案及び動議

（議案の提出）

第 14 条　議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を附け、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 3 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第 15 条　議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第 16 条　動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 2 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第 17 条　修正の動議は、その案をそなえ、法第 115 条の 2 の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては 3 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（先決動議の表決の順序）

第 18 条　他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第 19 条　会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2　議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第 3 節　議事日程

（日程の作成及び配布）

第 20 条　議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

（日程の順序変更及び追加）

第 21 条　議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（議事日程のない会議の通知）

第 22 条　議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2　前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

（延会の場合の議事日程）

第 23 条　議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

（日程の終了及び延会）

第 24 条　議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2　議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって延会することができる。

第 4 節　選挙

（選挙の宣告）

第 25 条　議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

（不在議員）

第 26 条　選挙を行なう際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口閉鎖）

第 27 条　投票による選挙を行なうときは、議長は、第 25 条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第 28 条　投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2　議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

（投票）

第 29 条　議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

（投票の終了）

第 30 条　議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

（開票及び投票の効力）

第 31 条　議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2　前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3　投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

（選挙結果の報告）

第 32 条　議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2　議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

（選挙関係書類の保存）

第 33 条　議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第 5 節　議事

（議題の宣告）

第 34 条　会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第 35 条　議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議あるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

（議案等の朗読）

第 36 条　議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第 37 条　会議に付する事件は、第 138 条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明をきき、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会に付託し、又は議会の議決で特別委員会に付託する。

2　提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

（付託事件を議題とする時期）

第 38 条　委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

（委員長の報告及び少数意見者の報告）

第 39 条　委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2　少数意見が 2 個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3　第 1 項の報告は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

4　委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

（修正案の説明）

第 40 条　委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

（委員長報告等に対する質疑）

第 41 条　議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

（討論及び表決）

第 42 条　議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第 43 条　議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議

長に委任することができる。

（委員会の審査又は調査期限）

第 44 条　議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2　前項の期限までに審査又は調査を終らなかったときは、その事件は、第 38 条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

（委員会の中間報告）

第 45 条　議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2　委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

（再付託）

第 46 条　委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

（議事の継続）

第 47 条　延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 6 節　秘密会

（指定者以外の者の退場）

第 48 条　秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第 49 条　秘密会の議事の記録は、公表しない。

2　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 7 節　発言

（発言の許可等）

第 50 条　発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2　議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

（発言の通告及び順序）

第 51 条　会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2　発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3　発言の順序は、議長が決める。

4　発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当っても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

（発言の通告をしない者の発言）

第 52 条　発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終った後でなければ発言を求め

ることができない。

2　発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3　2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

（討論の方法）

第53条　討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

（議長の発言討論）

第54条　議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

（発言内容の制限）

第55条　発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2　議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3　議員は、質疑に当っては、自己の意見を述べることができない。

（質疑の回数）

第56条　質疑は、同一議員につき、同一議題について3回をこえることができない。

ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

（発言時間の制限）

第57条　議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2　議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

（議事進行に関する発言）

第58条　議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2　議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第59条　延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第60条　質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

2　質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3　質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第61条　選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（一般質問）

第 62 条　議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2　質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

（緊急質問等）

第 63 条　質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2　前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3　第 1 項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（準用規定）

第 64 条　質問については、第 56 条（質疑の回数）及び第 60 条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。

（発言の取消し又は訂正）

第 65 条　発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

（答弁書の配布）

第 66 条　市長その他関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第 8 節　表決

（表決問題の宣告）

第 67 条　議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在議員）

第 68 条　表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第 69 条　表決には、条件を附けることができない。

（起立による表決）

第 70 条　議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2　議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第 71 条　議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2　同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名投票）

第 72 条　記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第 73 条　無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2　無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

（選挙規定の準用）

第 74 条　記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第 27 条（議場の出入口閉鎖）、第 28 条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第 29 条（投票）、第 30 条（投票の終了）、第 31 条（開票及び投票の効力）、第 32 条（選挙結果の報告）第 1 項及び第 33 条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

（表決の訂正）

第 75 条　議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第 76 条　議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第 77 条　議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2　同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

3　修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 9 節　会議録

（会議録の記載事項）

第 78 条　会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)　開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

(2)　開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

(3)　出席及び欠席議員の氏名

(4)　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

(5)　説明のため出席した者の職氏名

(6)　議事日程

(7)　議長の諸報告

(8)　議員の異動並びに議席の指定及び変更

(9)　委員会報告書及び少数意見報告書

(10)　会議に付した事件

(11)　議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(12)　選挙の経過

(13)　議事の経過

(14)　記名投票における賛否の氏名

(15)　その他議長又は議会において必要と認めた事項

2　議事は、速記法によって速記する。

（会議録の配布）
第 79 条　会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。
（会議録に掲載しない事項）
第 80 条　前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 65 条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。
（会議録署名議員）
第 81 条　会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。
（会議録の保存年限）
第 82 条　会議録の保存年限は、永年とする。

第 2 章　委員会

第 1 節　総則

（議長への通知）
第 83 条　委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
（欠席の届出）
第 84 条　委員は、事故のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。
（会議中の委員会の禁止）
第 85 条　委員会は、議会の会議中は、開くことができない。
（会議の開閉）
第 86 条　開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。
2　委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。
（定足数に関する措置）
第 87 条　開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。
2　会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。
3　会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第 2 節　審査

（議題の宣告）
第 88 条　会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。
（一括議題）
第 89 条　委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。
（議案等の朗読）
第 90 条　委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。
（審査順序）
第 91 条　委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行なうを例とする。

（先決動議の表決順序）

第 92 条　他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

（動議の撤回）

第 93 条　提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

（委員の議案修正）

第 94 条　委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

（分科会又は小委員会）

第 95 条　委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

（連合審査会）

第 96 条　委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

（証人出頭又は記録提出の要求）

第 97 条　委員会は、法第 100 条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

（所管事務の調査）

第 98 条　常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

（委員の派遣）

第 99 条　委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

（議事の継続）

第 100 条　会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

（少数意見の留保）

第 101 条　委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2　前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第 102 条　委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

（委員会報告書）

第 103 条　委員会は、事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

（閉会中の継続審査）

第 104 条　委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を附け、委員長から議長に申し出なければならない。

第 3 節　秘密会

（指定者以外の者の退場）

第 105 条　秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第 106 条　秘密会の議事の記録は、公表しない。

2　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 4 節　発言

（発言の許可）

第 107 条　委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

（委員の発言）

第 108 条　委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

（発言内容の制限）

第 109 条　発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2　委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

（委員外議員の発言）

第 110 条　委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2　委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

（委員長の発言）

第 111 条　委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終った後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

（発言時間の制限）

第 112 条　委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2　委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

（議事進行に関する発言）

第 113 条　議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2　議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第 114 条　会議の中止又は休憩のため発言が終らなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第 115 条　質疑又は討論が終ったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2　質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3　質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第 116 条　選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（発言の取消し又は訂正）

第 117 条　発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

（答弁書の朗読）

第 118 条　市長その他関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第 5 節　委員長及び副委員長の互選

（互選の方法）

第 119 条　委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行なう。

2　有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときはくじで定める。

3　前項の当選人は、有効投票の総数の 4 分の 1 以上の得票がなければならない。

4　第 1 項の投票を行なう場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することができる。

5　委員会は、委員のうちに異議を有する者がないときは、第 1 項の互選につき、指名推薦の方法を用いることができる。

6　指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

（選挙規定の準用）

第 120 条　前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第 1 章第 4 節の規定を準用する。

第 6 節　表決

（表決問題の宣告）

第 121 条　委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在委員）

第 122 条　表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第 123 条　表決には、条件を附けることができない。

（起立による表決）

第 124 条　委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2　委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議が

あるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第 125 条　委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2　同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名投票）

第 126 条　記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第 127 条　無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2　無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。

（選挙規定の準用）

第 128 条　記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第 28 条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第 29 条（投票）、第 30 条（投票の終了）、第 31 条（開票及び投票の効力）及び第 32 条（選挙結果の報告）第 1 項の規定を準用する。

（表決の訂正）

第 129 条　委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第 130 条　委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第 131 条　同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

2　修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 7 節　公聴会

（公述人の決定）

第 132 条　公聴会において意見をきこうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2　あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第 133 条　公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2　公述人の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。

3　公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言

を制止し、又は退席させることができる。

（委員と公述人の質疑）

第 134 条　委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2　公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第 135 条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第 3 章　請願

（請願書の記載事項等）

第 136 条　請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2　請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3　請願書の提出は、平穏になさなければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第 137 条　議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2　請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3　請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

（請願の委員会付託）

第 138 条　議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認める請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3　請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなす。

（紹介議員の委員会出席）

第 139 条　委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2　紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

（請願の審査報告）

第 140 条　委員会は請願について審査の結果を次の区分により意見を附け、議長に報告しなければならない。

(1)　採択すべきもの

(2)　不採択とすべきもの

2　採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を附記しなければならない。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）

第 141 条　議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならない

ものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

第 142 条　議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第 4 章　辞職及び資格の決定

（議長及び副議長の辞職）

第 143 条　議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2　前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかってその許否を決定する。

3　閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第 144 条　議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2　前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について、準用する。

（資格決定の要求）

第 145 条　法第 127 条第 1 項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

（資格決定の審査）

第 146 条　前条の要求については、議会は、第 37 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 2 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

（決定書の交付）

第 147 条　議会が議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについての法第 127 条第 1 項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第 5 章　規律

（品位の尊重）

第 148 条　議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（携帯品）

第 149 条　議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

（議事妨害の禁止）

第 150 条　何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第 151 条　議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

（禁煙）

第 152 条　何人も、議場において喫煙してはならない。

（新聞紙等の閲読禁止）

第 153 条　何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

（資料等印刷物の配布許可）

第 154 条　議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

（許可のない登壇の禁止）

第 155 条　何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

（議長の秩序保持権）

第 156 条　すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって定める。

第 6 章　懲罰

（懲罰動議の提出）

第 157 条　懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2　前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 49 条（秘密の保持）第 2 項又は第 106 条（秘密の保持）第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰動議の審査）

第 158 条　懲罰については、議会は、第 37 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 2 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

（戒告又は陳謝の方法）

第 159 条　戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行なうものとする。

（出席停止の期間）

第 160 条　出席停止は、5 日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの措置）

第 161 条　出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

（懲罰の宣告）

第 162 条　議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第 7 章　補則

（会議規則の疑義に対する措置）

第 163 条　この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかって決定する。

附則

1　この規則は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1972（昭和 47）年 4 月 29 日可決〕

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市町村自治法第 138 条第 5 項の規定にもとづき、非常勤の職員」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 5 項の規定にもとづき、特別職の非常勤職員」に改める。

第 6 条中「那覇市職員の旅費支給条例」を「那覇市職員等の旅費支給条例（昭和　年那覇市条例第　号）」に改める。

第 6 条の 2 第 1 項中「2 ドル」を「1,000 円」に改める。

第 6 条の 2 第 2 項を次のように改める。

2　選挙管理委員会、教育委員会もしくは公平委員会の委員または監査委員として出席したときは、その出席日数 1 日につき日当 1,000 円を支給する。

第 6 条の 2 第 3 項中「2 ドル」を「800 円」に改める。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし同条第 1 項中「8 月 10 日」を「6 月 10 日」に第 2 項中「那覇市職員に対する期末手当支給条例（1959 年条例第 9 号）」を「那覇市職員に対する期末手当支給条例（1969 年那覇市条例第 13 号）」に改める。

別表を次のように改める。

別表〔議員関係以外は省略〕

職種別		報酬額		費用弁償
市議会	議長	月額	129,600 円	那覇市職員等の旅費支給条例第 10 条による（以下「条例による」という。）1 等級職員の旅費に相当する額
	副議長	月額	115,200 円	
	議員	月額	100,800 円	
監査委員	市議会議員の中から選任された者	月額	10,800円	

付則

この条例は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。ただし別表中月額報酬の特別職の非常勤職員に対する報酬は昭和 47 年 5 月 1 日から適用する。

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例〔1972（昭和 47）年 4 月 29 日可決〕

証人等の実費弁償に関する条例（1969 年那覇市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号から第 4 号を次のように改める。

〔一部省略〕

（2）　地方自治法第 100 条第 1 項の規定により出頭した選挙人その他の関係人

（3）　地方自治法第 109 条第 4 項および第 110 条第 4 項の規定により公聴会に参加した者

（4）　地方自治法第 199 条第 7 項の規定により出頭した関係人

〔以下省略〕

付則

この条例は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例

〔1972（昭和 47）年 4 月 29 日可決〕

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この条例は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条および第 70 条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害（負傷、疾病、廃疾または死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度を定めるものとする。

（職員）

第 2 条　この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会および調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員および嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）第 1 条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

（1）　労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受ける者

（2）　船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）に基づく船員保険の被保険者（同法第 20 条の規定による被保険者を除く。）

（3）　沖縄県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和　年沖縄県条例第　号）の適用を受ける者

（4）　那覇市消防団員等公務災害補償条例（昭和 47 年那覇市条例第　号）の適用を受ける者

（実施機関）

第 3 条　次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

（1）　議会の議員　議長

（2）　執行機関たる委員会の非常勤の委員および非常勤の監査委員　市長

（3）　その他の職員　任命権者

2　実施機関は、職員について公務に基づくと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務上のものであるかどうかを認定し、公務上のものであると認定したときは、すみやかに補償をうけるべき者に通知しなければならない。

3　実施機関は前項の規定による災害が公務上のものであるかどうかを認定しようとするときは、公務災害補償認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見をきかなければならない。

（認定委員会）

第 4 条　本市に認定委員会を置く。

2　認定委員会は、委員 5 人をもって組織する。

3　委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
4　委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5　委員は、再任されることができる。
6　認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
7　委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。
8　前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（補償基礎額）

第5条　この条例で、「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
（1）　議会の議員　議会の議長が市長と協議して定める額
（2）　執行機関たる委員会の非常勤の委員および非常勤の監査委員市長が定める額
（3）　その他の職員　常勤の職員との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

第2章　補償および福祉施設

（補償の種類）

第6条　補償の種類は、次に掲げるものとする。
（1）　療養補償
（2）　休業補償
（3）　障害補償
　ア　障害補償年金
　イ　障害補償一時金
（4）　遺族補償
　ア　遺族補償年金
　イ　遺族補償一時金
（5）　葬祭補償

（療養補償）

第7条　職員が公務上負傷し、または疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行ない、または必要な療養の費用を支給する。

（休業補償）

第8条　職員が公務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間、1日につき補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。

（障害補償）

第9条　職員が公務上負傷し、または疾病にかかり、なおったとき、別表に定める第1級から第7級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から14級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同

表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

（休業補償および障害補償の制限）

第 10 条　実施機関は、故意の犯罪行為または重大な過失により公務上の負傷、疾病またはこれらの原因となった事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から 3 年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償または障害補償の金額からその金額の 100 分の 30 に相当する金額を減ずることができる。

2　実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病もしくは身体障害の程度を増進させ、またはその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病もしくは身体障害の程度を増進させまたはその回復を妨げた場合 1 回につき 10 日間（10 日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償を行なわないことができる。

（遺族補償）

第 11 条　職員が公務上死亡した場合においては、遺族補償としてその遺族に対して、遺族補償年金または遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第 12 条　遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者とする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第 3 項において同じ。）以外の者にあっては、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

（1）　夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）父母または祖父母については、55 歳以上であること。

（2）　子または孫については、18 歳未満であること。

（3）　兄弟姉妹については、18 歳未満または 55 歳以上であること。

（4）　前 3 号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹については、別表の第 7 級以上の等級の身体障害に該当する廃疾の状態または軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による廃疾の状態にあること。

2　遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族補償年金の額は、補償基礎額に 365 を乗じて得た額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族およびその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

（1）　1　人　100 分の 30（55 歳以上の妻または第 1 項第 4 号に定める廃疾の状態にある妻である場合には 100 分の 40、これらの妻以外の妻で 50 歳以上 55 歳未満のものである場合には 100 分の 35）

（2）　2　人　100 分の 45

（3）　3　人　100 分の 50

（4）　4　人　100 分の 55

（5）　5 人以上　100 分の 60

第 13 条　遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至ったときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

（1）　死亡したとき。

（2）　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

（3）　直系血族または直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。

（4）　離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

（5）　子、孫または兄弟姉妹については、18 歳に達したとき（職員の死亡の時から引き続き第 12 条第 1 項第 4 号の廃疾の状態にあるときを除く。）

（6）　第 12 条第 1 項第 4 号に定める廃疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母または祖父母については、職員の死亡の当時 55 歳以上であったとき、子または孫については 18 歳未満であるとき、兄弟姉妹については、18 歳未満であるかまたは職員の死亡の当時 55 歳以上であったときを除く。）

2　遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族補償一時金）

第 14 条　遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

（1）　職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がいないとき。

（2）　遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において他に当該補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

2　遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

（1）　配偶者

（2）　職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

（3）　前 2 号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していた者

（4）　第 2 号に該当しない子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

3　遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第 2 号および第 4 号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4　遺族補償一時金の額は、第 1 項第 1 号の場合にあっては、補償基礎額の 400 倍に相当する金額。同項第 2 号の場合にあっては、補償基礎額の 400 倍に相当する金額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

（葬祭補償）

第 15 条　職員が公務上死亡した場合においては、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、補償基礎額の 60 倍に相当する金額を支給する。

（規定外の事項）

第 16 条　この条例およびこの条例に基づく規則に定めるもののほか、補償については、地方公

務員災害補償法第 2 条第 1 項に規定する職員の例による。

（福祉施設）

第 17 条　実施機関は、公務上の災害を受けた職員の福祉に関して必要な次の施設をするように努めなければならない。

（1）　外科後処置に関する施設

（2）　休養または療養に関する施設

（3）　リハビリテーションに関する施設

（4）　義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する施設

（5）　その他必要と認める施設

第 3 章　審査

（審査）

第 18 条　実施機関の行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

2　前項の申立てがあったときは、審査会は、すみやかにこれを審査して裁定を行ない、これを本人およびその者に係る実施機関に通知しなければならない。

（審査会）

第 19 条　本市に審査会を置く。

2　審査会は委員 3 人をもって組織する。

3　委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4　委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう

8　前各号に定めるもののほか、審査会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章　雑則

（報告、出頭等）

第 20 条　実施機関または審査会は、補償の実施または審査のために必要があると認めるときは、補償を受けもしくは受けようとする者またはその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、または医師の診断もしくは検案を受けさせることができる。

（一時差止め）

第 21 条　補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて前条の規定による報告をせず、文書その他の物件も提出せず、出頭をせず、または医師の診断を拒んだときは、実施機関は、補償の支払いを一時差し止めることができる。

（期間の計算）

第 22 条　この条例またはこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

（規則への委任）

第 23 条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第 24 条　第 20 条の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず又は医師の診断を拒んだ者は、1 万円以下の罰金に処する。

付則

（施行期日）

第 1 条　この条例は、昭和 47 年 5 月 15 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第 2 条　この条例の施行日前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合（この条例の施行前の公務上の負傷または疾病によりこの条例の施行後に廃疾となり、または死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

（遺族補償の支給に関する暫定措置）

第 3 条　この条例の施行日から昭和 52 年 11 月 30 日以内に職員が公務上死亡した場合において、当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払いに先だって申し出たときは、補償基礎額の 400 倍に相当する額を一時金として支給する。

2　前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、次の各号に掲げる額の合計額が当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

（1）　一時金が支給された月の翌月から 1 年を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額

（2）　一時金が支給された月の翌月から 1 年を経過した月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100 分の 5 にその経過した年数（当該年数に 1 未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た数に 1 を加えた数で除して得た額の合計額

3　第 1 項の一時金は、この条例の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

第 4 条　遺族補償一時金の額は、当分の間、第 14 条第 4 項の規定にかかわらず補償基礎額の 400 倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする

（1）　第 14 条第 2 項第 3 号に該当する者（次号に掲げる者を除く。）　100 分の 100

（2）　第 14 条第 2 項第 3 号に該当する者のうち、職員の死亡の当時 18 歳未満もしくは 55 歳以上の 3 親等内の親族または第 12 条第 1 項第 4 号に定める廃疾の状態にある 3 親等内の親族　100 分の 175

（3）　第 14 条第 2 項第 1 号、第 2 号または第 4 号に掲げる者　100 分の 250

（他の法令による給付との調整）

第 5 条　障害補償年金または遺族補償年金の額は、これらの補償の事由となった身体障害または死亡について次の各号に定める年金が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年額から、当該年金の年額にそれぞれ次の各号に定める率を乗じて得た額を減じた額とする。

（1）　船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）または厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定による障害年金または遺族年金　2 分の 1

（2）　国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定による障害年金（障害福祉年金を除く。）、

母子年金（母子福祉年金を除く。）、（準母子年金を除く。）、遺児年金または寡婦年金
3分の1

2　補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法によってこの条例の規定による補償に相当する保険給付を受ける場合には、当分の間、この条例の規定による補償を行なわない。

別表

種　　別	等　級	倍数
障害補償年金	第1級	280
	第2級	248
	第3級	219
	第4級	191
	第5級	165
	第6級	140
	第7級	117
障害補償一時金	第8級	450
	第9級	350
	第10級	270
	第11級	200
	第12級	140
	第13級	90
	第14級	50

備考　この表に定める等級に応ずる身体障害に関しては、地方公務員災害補償法の別表の例による。

復帰後

那覇市議会委員会条例〔1972（昭和47）年5月15日可決〕

那覇市議会委員会条例（1969年5月7日条例第7号）の全部を改正する。

目次

第1条　（常任委員会の設置）
第2条　（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）
第3条　（常任委員の任期）
第4条　（特別委員会の設置）
第5条　（資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置）
第6条　（委員の選任）
第7条　（委員長及び副委員長）
第8条　（委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第 9 条　（委員長の議事整理権、秩序保持権）
第 10 条　（委員長の職務代行）
第 11 条　（委員長、副委員長の辞任）
第 12 条　（特別委員の辞任）
第 13 条　（招集）
第 14 条　（定足数）
第 15 条　（表決）
第 16 条　（委員長及び委員の除斥）
第 17 条　（傍聴の取扱）
第 18 条　（秘密会）
第 19 条　（出席説明の要求）
第 20 条　（秩序保持に関する措置）
第 21 条　（公聴会開催の手続）
第 22 条　（意見を述べようとする者の申出）
第 23 条　（記録）
第 24 条　（会議規則への委任）
付則

（常任委員会の設置）
第 1 条　議会に常任委員会を置く。
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）
第 2 条　常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。
(1)　総務委員会　10 人
総務部、企画部、財政部、会計課、消防本部及び消防署、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、他の委員会に所属しない事項
(2)　建設委員会　10 人
建設部、土木部、港湾部、水道局に関する事項
(3)　経済民生教育委員会　10 人
経済民生部、保健衛生部、福祉事務所、教育委員会に関する事項
（常任委員の任期）
第 3 条　常任委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（特別委員会の設置）
第 4 条　特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。
2　特別委員の定数は、議会の議決で定める。
（資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置）
第 5 条　議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第 1 項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。
2　資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第 2 項の規定にかかわらず、10 人とする。

（委員の選任）
第 6 条　常任委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議にはかって指名する。
2　議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかって当該委員の委員会の所属を変更することができる。
3　前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条（常任委員の任期）第 2 項の例による。
（委員長及び副委員長）
第 7 条　常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置く。
2　委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
3　委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
（委員長及び副委員長がともにないときの互選）
第 8 条　委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。
2　前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。
（委員長の議事整理権、秩序保持権）
第 9 条　委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
（委員長の職務代行）
第 10 条　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。
2　委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。
（委員長、副委員長の辞任）
第 11 条　委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。
（特別委員の辞任）
第 12 条　特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。
（招集）
第 13 条　委員会は、委員長が招集する。
2　委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。
（定足数）
第 14 条　委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 16 条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。
（表決）
第 15 条　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
2　前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。
（委員長及び委員の除斥）
第 16 条　委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件

については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

（傍聴の取扱）

第 17 条　委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2　委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（秘密会）

第 18 条　委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2　委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかって決める。

（出席説明の要求）

第 19 条　委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

（秩序保持に関する措置）

第 20 条　委員会において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2　委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3　委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

（公聴会開催の手続）

第 21 条　委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2　議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第 22 条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出しなければならない。

（記録）

第 23 条　委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2　前項の記録は、議長が保管する。

（会議規則への委任）

第 24 条　この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

付則

この条例は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

那覇市議会事務局設置条例〔1972（昭和 47）年 5 月 15 日可決〕

（設置）
第 1 条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 2 項の規定により、那覇市議会に事務局を置く。
（委任規定）
第 2 条　この条例の施行について必要な事項は、議長が定める

付則
この条例は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

那覇市議会定例会条例〔1973（昭和 48）年 3 月 30 日可決〕

那覇市議会の定例会は、毎年 4 回とする。

付則
1　この条例は、公布の日から施行する。
2　那覇市議会定例会に関する条例（1959 年那覇市条例第 1 号）は、廃止する。
3　この条例施行前の条例により招集された昭和 48 年の定例会は、この条例の規定による定例会とみなす。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1973（昭和 48）年 8 月 10 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条を次のように改める。
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）
第 2 条　常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。
（1）　総務委員会　　11 人
総務部、企画部、財政部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、他の委員会の所管に属しない事項
（2）　建設委員会　　11 人
建設部、土木部
（3）　経済民生委員会　　11 人
経済民生部、港湾部、福祉事務所、農業委員会
（4）　保健文教委員会　　11 人
保健衛生部、水道局、教育委員会

付則
この条例は、昭和 48 年 8 月 10 日から施行する。

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1973（昭和 48）年 10 月 3 日可決〕

（那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正）

第 1 条　那覇市報酬および費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、または死亡した議員にあっては、退職しまたは死亡した日現在）において議員が受けるべき報酬月額に 6 月 10 日に支給する場合においては 100 分の 160、12 月 10 日に支給する場合においては 100 分の 200 を乗じて得た額に、基準日以前 180 日以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き市議会議員の職にあったものとする。

（1）　在職期間が 180 日の場合　100 分の 100

（2）　在職期間が 150 日以上 180 日未満の場合　100 分の　80

（3）　在職期間が 90 日以上 150 日未満の場合　100 分の　60

（4）　在職期間が 90 日未満の場合　100 分の　30

別表中

「

市 議 会	議　　長	月額	129,600 円
	副 議 長	月額	115,200 円
	議　　員	月額	100,800 円

を

」

「

市 議 会	議　　長	月額	200,000 円
	副 議 長	月額	180,000 円
	議　　員	月額	155,000 円

に改める。

」

〔一部省略〕

付則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 9 月 1 日から適用する。

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1974（昭和 49）年 3 月 27 日可決〕

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように

改正する。

第 6 条の 2 第 1 項および第 2 項中「1,000 円」を「1,500 円」に改め、第 3 項中「800 円」を「1,200 円」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加え、

4　法または条例により委員会の委員等に委嘱された者が委員等として出席したときは、その出席日数 1 日につき日当 1,200 円を支給する。

同条第 4 項中「前 3 項」を「前 4 項」に改める。

〔以下省略〕

付則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

〔1974（昭和 49）年 3 月 27 日可決〕

証人等の実費弁償に関する条例（1969 年那覇市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

〔一部省略〕

別表中

「

日　　当 （1 日につき） 800 円	宿　泊　料 （1 夜につき） 3,000 円

を

」

「

日　　当 （1 日につき） 1,200 円	宿　泊　料 （1 夜につき） 5,400 円

に改める。

」

付則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1974（昭和 49）年 6 月 19 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年 5 月 15 日条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 3 項の前に次の 1 項を加える。

2　任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前 30 日以内に行うことができる。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（常任委員の任期の起算）

第 3 条の 2　常任委員の任期は選任の日から起算する。ただし任期満了による改選が任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

第 12 条中「議会」を「議長」に改める。

第 19 条中「公平委員会の委員長」の次に「農業委員会の会長」を加える。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1974（昭和 49）年 9 月 14 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号の「教育委員会」の次に「救急診療所」を加える。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔1975（昭和 50）年 3 月 29 日可決〕

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 1 項を次のように改める。

議員が市長の招集に応じたときおよび議会の委員会に出席したときは、その出席数 1 日につき日当 1,500 円を支給する。

第 7 条第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 190」に、「100 分の 200」を「100 分の 210」に改める。

別表中市議会の項中

「

議　長	月額	200,000 円
副議長	月額	180,000 円
議　員	月額	155,000 円

」

を

「

議　長	月額	270,000 円
副議長	月額	245,000 円
議　員	月額	225,000 円

」

に改め、

〔一部省略〕

付則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表市議会の項の改正規定は、昭和 50 年 10 月 1 日から適用する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1975（昭和 50）年 6 月 27 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年 5 月 15 日条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第 2 条　常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

（1）　総務委員会　　11 人

総務部、企画部、財政部、市民部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、他の委員会の所管に属しない事項

（2）　建設委員会　　11 人

建設部、土木部

（3）　経済民生委員会　　11 人

経済部、港湾部、福祉部、農業委員会

（4）　保健文教委員会　　11 人

保健衛生部、救急診療所、水道局、教育委員会

付則

この条例は、昭和 50 年 8 月 1 日から施行する。

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1976（昭和 51）年 3 月 26 日可決〕

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「号）」を「号。以下「旅費条例」という。）」に改める。

第 6 条の 2 第 1 項および第 2 項中「日当 1,500 円」を「旅費条例による 1 等級職員の日当」に改め、同条第 3 項および第 4 項中「日当 1,200 円」を「旅費条例による 2 等級職員の日当」に改め、同条第 5 項を次のように定める。

5　前 4 項の場合において、旅費条例第 15 条第 2 項、第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、日当の額は、日当定額とする。ただし、この場合において、その者が引き続き職務のため旅行したときは、旅費の中の日当は支給しないものとし、また、いかなる場合も日当の重複支給は、できないものとする。

〔一部省略〕

付則

この条例は、公布の日から施行する。

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例〔1976（昭和 51）年 3 月 26 日可決〕

証人等の実費弁償に関する条例（1969 年那覇市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「は、別表のとおりとし、その支給方法については、那覇市職員等の旅費支給条例（昭和 47 年那覇市条例第 44 号）の規定を準用する」を「および支給方法については、那覇市職員等の旅費支給条例（昭和 47 年那覇市条例第 44 号）の 2 等級職員の例による」に改める。

別表を削る。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔1977（昭和 52）年 3 月 28 日可決〕

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「月額または日額とし」を「月額、日額または時給とし」に改める。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条の 2 を第 8 条とし、第 5 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（時給報酬）

第 5 条　時給報酬は、時間数に応じて支給する。

〔一部省略〕

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1977（昭和 52）年 6 月 20 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

本則中「行なう」を「行う」に、「行なわ」を「行わ」に、「はかって」を「諮って」に改める。

第 2 条第 1 号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、議会事務局」を加え、同条第 2 号中「土木部」の次に「、モノレール建設準備室」を加え、同条第 4 号中「救急診療所」の次に「、市立病院建設準備室」を加える。

第 6 条第 3 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

第 17 条見出し中「取扱」を「取扱い」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例〔1977（昭和 52）年 9 月 26 日可決〕

議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（1971 年那覇市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第 1 条中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第 2 条中「5,000 万円」を「1 億円」に、「または」を「又は」に改める。

第 3 条（見出しを含む。）中「または」を「又は」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔1977（昭和 52）年 9 月 26 日可決〕

那覇市報酬および費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第 1 条中「もとづき」を「基づき」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第 2 条中「または」を「又は」に改める。

第 3 条中「1 カ月」を「1 か月」に、「または」を「又は」に改める。

第 6 条中「5 日までに」を「初日に」に改め、「日額報酬」の次に「及び時給報酬」を加え、「支給が」を「支給日が土曜日、日曜日若しくは」に、「あたる」を「当たる」に、「または」を「又は」に改める。

第 8 条第 1 項中「および」を「及び」に改め、同条第 2 項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第 4 項中「または」を「又は」に改め、同条第 5 項中「および」を「及び」に改める。

第 9 条第 1 項中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条第 2 項中「または」を「又は」に改める。

別表市議会の項中「270,000 円」を「360,000 円」に、「245,000 円」を「330,000 円」に、「225,000 円」を「300,000 円」に改め、同表中「または」を「又は」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表市議会の項の改正規定は、昭和 52 年 12 月 1 日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1979（昭和 54）年 3 月 26 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「財政部」を「税務部」に改め、第 3 号中「福祉部、」の次に「福祉事務所、」を加える。

付則

この条例は、昭和 54 年 5 月 1 日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔1979（昭和 54）年 3 月 26 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする。」を「ものとする。」に改める。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（報酬額）

第 2 条　報酬は、月額、日額又は時給により支給し、その区分及び額は、別表のとおりとする。ただし、常勤の職員が特別職の職を兼ねた場合の報酬は、支給しない。

（月額報酬）

第 3 条　月額報酬は、在職した月数に応じて支給する。

2　月額により報酬を受ける者が、月の中途においてその職に就き、又はその職を離れた場合は、その月の現日数を基礎にして日割り計算により支給する。ただし、死亡によるときは、その月額の全額を支給する。

第 7 条を次のように改める。

（費用弁償）

第 7 条　特別職の非常勤職員が公務のため旅行する場合は、費用弁償として旅費を支給し、その額は、別表のとおりとする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、費用弁償として日額旅費を支給し、その額は当該各号に定めるところによる。

（1）　議員が、市長の招集に応じたとき、又は議会の委員会に出席したとき。2,500 円

（2）　選挙管理委員会、教育委員会、公平委員会若しくは農業委員会の委員が委員会に出席したとき、又は監査委員が委員として出席したとき。那覇市職員等の旅費支給条例（昭和 47 年那覇市条例第 44 号。以下「旅費条例」という。）による 1 等級職員の日当に相当する額

（3）　法又は条例により委員会等の委員等に委嘱された者が委員等として出席したとき。旅費条例による 2 等級職員の日当に相当する額

（4）　職業訓練所の講師が所外訓練講師又は入所試験委員として勤務したとき。旅費条例による 2 等級職員の日当に相当する額

3　前項の場合において、旅費条例第 15 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、日当の額は、定額とする。ただし、その者が引き続き職務のため旅行したときは、旅費のうちの日当は支給しないものとし、また、いかなる場合も日当の重複支給は、できないものとする。
4　前 3 項の規定による旅費の支給方法は、旅費条例を準用する。
第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。
〔一部省略〕

付則
この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1979（昭和 54）年 12 月 24 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 4 号中「市立病院建設準備室」を「市立病院」に改める。

付則
この条例は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔1979（昭和 54）年 12 月 24 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条中「繰上げ」を「繰り上げて」に改める。
第 7 条第 2 項第 3 号中「法」を「法律」に改め、同条第 4 項中「を準用する」を「の例による」に改める。
別表職種別の項中「報酬額」を「報酬」に改め、同表市議会の項中「360,000 円」を「410,000 円」に、「330,000 円」を「365,000 円」に、「300,000 円」を「335,000 円」に改め、同表法又は条例により委員会等の委員等に委嘱された者の項中「法」を「法律」に改め、〔以下省略〕

付則
この条例は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1980（昭和 55）年 3 月 27 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「建設部、土木部、モノレール建設準備室」を「都市計画部、建設部、土木部」に改め、同条第 3 号中「、福祉事務所」を削る。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1981（昭和 56）年 11 月 9 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「、6 月 10 日に支給する場合においては 100 分の 190、12 月 10 日に支給する場合においては 100 分の 210」を「100 分の 190」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1982（昭和 57）年 3 月 27 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表市議会の項中「410,000 円」を「450,000 円」に、「365,000 円」を「400,000 円」に、「335,000 円」を「370,000 円」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1983（昭和 58）年 3 月 30 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「6 月 10 日及び 12 月 10 日」を「5 月 31 日」及び「11 月 30 日」に、「那覇市職員の期末手当の支給日」を「那覇市職員の給与に関する条例（昭和 58 年那覇市条例第 号）第 26 条に規定する支給日」に、「前 30 日以内」を「の属する月」に改め、同条第 2 項中「各号」を「表」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

在　職　期　間	割　　合
180 日	100 分の 100
120 日以上 180 日未満	100 分の 80
60 日以上 120 日未満	100 分の 50
60 日未満	100 分の 20

〔以下省略〕

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1984（昭和 59）年 3 月 28 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「企画部」の次に「、国体事務局」を加える。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1985（昭和 60）年 6 月 10 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第 2 条　常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。

（1）　総務委員会　　11 人

総務部、企画部、国体事務局、税務部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、議会事務局、他の委員会の所管に属しない事項

（2）　建設委員会　　11 人

都市計画部、建設部、土木部

（3）　教育福祉委員会　11 人

市民部、福祉部、教育委員会

（4）　厚生経済委員会　11 人

保健衛生部、市立病院、救急診療所、経済部、港湾部、農業委員会、水道局

付則

この条例は、昭和 60 年 8 月 4 日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔1985（昭和 60）年 12 月 23 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表市議会の項中「450,000 円」を「485,000 円」に、「400,000 円」を「430,000 円」に、「370,000 円」を「400,000 円」に改める。

付則
この条例は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例〔1986（昭和 61）年 12 月 22 日可決〕

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（1971 年那覇市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中「第 96 条第 1 項第 7 号」を「第 96 条第 1 項第 8 号」に改める。

付則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔1986（昭和 61）年 12 月 22 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表市議会の項中「485,000 円」を「505,000 円」に、「430,000 円」を「450,000 円」に、「400,000 円」を「420,000 円」に改める。

付則
この条例は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔1987（昭和 62）年 12 月 21 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

〔一部省略〕
別表市議会の項中「505,000 円」を「514,000 円」に、「450,000 円」を「458,000 円」に、「420,000 円」を「428,000 円」に改め、〔以下省略〕

付則
この条例は、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1988（昭和 63）年 3 月 25 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「、国体事務局」を削る。

付則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔1988（昭和 63）年 12 月 20 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表市議会の項中「514,000 円」を「539,000 円」に、「458,000 円」を「482,000 円」に、「428,000 円」を「452,000 円」に改める。

付則
この条例は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。

那覇市議会議員の定数を減少する条例〔1989（平成元年）年 3 月 17 日可決〕

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 2 項の規定に基づき、那覇市議会議員の定数を減少して 44 人とする。

付則
この条例は、次の一般選挙から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1989（平成元年）年 12 月 19 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 190」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 190、12 月に支給する場合においては 100 分の 200」に改める。

別表市議会の項中「539,000 円」を「577,000 円」に、「482,000 円」を「516,000 円」に、「452,000 円」を「484,000 円」に改める。

付則

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

2　改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条第 2 項の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

3　議員が改正前の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成元年 4 月 1 日以後の分として支給を受けた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1990（平成 2）年 9 月 21 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号中「2,500 円」を「3,400 円」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1990（平成 2）年 12 月 20 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項に次の 1 号を加える。

（4）　前 2 号に規定する委員又は委員等が、その職務に関し、議会の本会議又は委員会に出席したとき。それぞれ前 2 号に定める額

第 8 条第 2 項中「100 分の 190」を「100 分の 200」に、「100 分の 200」を「100 分の 215」に

改める。

別表市議会の項中「577,000 円」を「613,000 円」に、「516,000 円」を「548,000 円」に、「484,000 円」を「514,000 円」に改める。

付則

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条第 2 項及び別表の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

2　議員が改正前の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成 2 年 4 月 1 日以後の分として支給を受けた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払いとみなす。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1991（平成 3）年 3 月 26 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき報酬月額」を「期末手当基礎額」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3　前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき報酬月額と報酬月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額とする。

〔一部省略〕

付則

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

3　議員が改正前の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成 2 年 4 月 1 日以後の分として支給を受けた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則〔1991（平成 3）年 7 月 24 日可決〕

那覇市議会会議規則（昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

この条例中「附け、」を「付け、」に、「附ける」を「付ける」に、「はかって」を「諮って」に、「行なう」を「行う」に、「そなえ」を「備え」に、「事件及びその順序等」を「事件、

その順序等」に、「かえる」を「代える」に、「終らなかった」を「終わらなかった」に、「終った」を「終わった」に、「終らない」を「終わらない」に、「備え付け」を「備付け」に、「意見を聞いて」を「意見を聴いて」に、「説明をきき」を「説明を聴き」に、「まって」を「待って」に、「ついで」を「次いで」に、「字句及び数字等」を「字句、数字等」に、「終るまで」を「終わるまで」に、「当って」を「当たって」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に、「はからなければ」を「諮らなければ」に、「写」を「写し」に、「方法及び期間等」を「方法、期間等」に、「目的及び経費等」を「目的、経費等」に、「聞く」を「聴く」に、「発言の申し出」を「発言の申出」に、「行なって」を「行って」に、「はかる」を「諮る」に、「はかり」を「諮り」に、「附記」を「付記」に改める。

目次中「第 7 節　公聴会（第 132 条―第 135 条）」を削り、「第 136 条」を「第 132 条」に、「第 142 条」を「第 138 条」に、「第 143 条」を「第 139 条」に、「第 147 条」を「第 143 条」に、「第 148 条」を「第 144 条」に、「第 156 条」を「第 152 条」に、「第 157 条」を「第 153 条」に、「第 162 条」を「第 158 条」に、「第 163 条」を「第 159 条」に、「附則」を「付則」に改める。

第 37 条第 1 項中「第 138 条」を「第 134 条」に改め、「常任委員会」の次に「又は議会運営委員会」を加え、「付託し、又は」を「付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、」に、「付託する」を「付託することができる」に改める。

第 98 条の見出しを「（所管事務等の調査）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2　議会運営委員会が法第 109 条の 2 第 3 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第 2 章第 7 節を削る。

第 3 章中第 136 条を第 132 条とし、第 137 条を 133 条とする。

第 138 条第 1 項中「常任委員会」の次に「又は議会運営委員会」を加え、同条第 2 項中「必要があると認める」の次に「ときは、常任委員会に係る」を加え、同条を第 134 条とする。

第 139 条を第 135 条とし、第 140 条から第 142 条までを 4 条ずつ繰り上げ、第 4 章中第 143 条を第 139 条とし、第 144 条から第 147 条までを 4 条ずつ繰り上げ、第 5 章中第 148 条を第 144 条とし、第 149 条から第 156 条までを 4 条ずつ繰り上げ、第 6 章中第 157 条を第 153 条とし、第 158 条から第 162 条までを 4 条ずつ繰り上げ、第 7 章中第 163 条を第 159 条とする。

付則中「附則」を「付則」に改める。

付則

この規則は、公布の日から施行する

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1991（平成 3）年 7 月 24 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 条　（常任委員会の設置）

第 2 条　（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）
第 3 条　（常任委員の任期）
第 4 条　（議会運営委員会の設置）
第 5 条　（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）
第 6 条　（特別委員会の設置）
第 7 条　（資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置）
第 8 条　（委員の選任）
第 9 条　（委員長及び副委員長）
第 10 条　（委員長及び副委員長がともにないときの互選）
第 11 条　（委員長の議事整理権、秩序保持権）
第 12 条　（委員長の職務代行）
第 13 条　（委員長、副委員長の辞任）
第 14 条　（議会運営委員及び特別委員の辞任）
第 15 条　（招集）
第 16 条　（定足数）
第 17 条　（表決）
第 18 条　（委員長及び委員の除斥）
第 19 条　（傍聴の取扱い）
第 20 条　（秘密会）
第 21 条　（出席説明の要求）
第 22 条　（秩序保持に関する措置）
第 23 条　（公聴会開催の手続）
第 24 条　（意見を述べようとする者の申出）
第 25 条　（公述人の決定）
第 26 条　（公述人の発言）
第 27 条　（委員と公述人の質疑）
第 28 条　（代理人又は文書による意見の陳述）
第 29 条　（参考人）
第 30 条　（記録）
第 31 条　（会議規則への委任）

付則

第 24 条を第 31 条とし、第 23 条を第 30 条とし、第 22 条の次に次の 5 条を加える。

（公述人の決定）

第 25 条　公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者その他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2　あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第 26 条　公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2　公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
3　公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。
（委員と公述人の質疑）
第 27 条　委員は、公述人に対して質疑をすることができる。
2　公述人は、委員に対して質疑をすることができない。
（代理人又は文書による意見の陳述）
第 28 条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
（参考人）
第 29 条　委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。
2　前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
3　参考人については、第 26 条（公述人の発言）、第 27 条（委員と公述人の質疑）及び第 28 条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。
　第 22 条を第 24 条とする。
　第 21 条第 2 項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改め、同条を第 23 条とする。
　第 20 条第 1 項中「会議規則」を「那覇市議会会議規則（昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号）」に改め、同条第 2 項中「終る」を「終わる」に改め、同条を第 22 条とする。
　第 19 条を第 21 条とし、第 15 条から第 18 条までを 2 条ずつ繰り下げる。
　第 14 条ただし書中「第 16 条」を「第 18 条」に改め、同条を第 16 条とする。
　第 13 条を第 15 条とする。
　第 12 条（見出しを含む。）中「特別委員」の前に「議会運営委員及び」を加え、同条を第 14 条とする。
　第 11 条を第 13 条とし、第 8 条から第 10 条までを 2 条ずつ繰り下げる。
　第 7 条第 1 項中「常任委員会」の次に「、議会運営委員会」を加え、同条を第 9 条とする。
　第 6 条第 1 項中「常任委員」の次に「、議会運営委員」を加え、同条を第 8 条とする。
　第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とする。
　第 3 条の 2（見出しを含む。）中「常任委員」の次に「及び議会運営委員」を加え、同条を第 5 条とする。
　第 3 条の次に次の 1 条を加える。
（議会運営委員会の設置）
第 4 条　議会に議会運営委員会を置く。
2　議会運営委員会の委員の定数は、12 人とする。
3　前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

付則
　この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則〔1991（平成 3）年 9 月 20 日可決〕

那覇市議会会議規則（昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 10 条第 1 項中「日曜日及び」を「市の」に改める。

付則
この規則は、那覇市の休日を定める条例（平成 3 年那覇市条例第 33 号）の施行の日か施行する。

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例〔1991（平成 3）年 9 月 20 日可決〕

証人等の実費弁償に関する条例（1969 年那覇市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条中「および」を「及び」に、「、必要」を「必要」に改める。
第 2 条中「の各号」を削り、同条第 3 号中「および」を「、第 109 条の 2 第 4 項及び」に改め、同条第 9 号中「もの」を「者」に、「もとづき」を「基づき」に、「認めた者」を「認めたもの」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 8 号を同条 9 号とし、同条第 7 号中「出頭した者。」を「出頭した農地等の所有者、耕作者その他の関係人」に改め、同号ただし書を削り、同号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「出頭した証人」を「出席した関係者（審査を申し出た者を除く。）」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「規定により」を「規定による公平委員会の喚問に応じ」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「第 199 条第 7 項」を「第 199 条第 8 項」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。
(4)　地方自治法第 109 条第 5 項、第 109 条の 2 第 4 項及び第 110 条第 4 項の規定により出頭した参考人
第 3 条の見出しを「（額及び支給方法）」に改め、同条第 1 項中「および支給」を「及び支給」に、「第 15 条第 2 項、第 3 項および第 4 項」を「第 15 条第 2 項から第 4 項まで」に改め、同条第 2 項中「または」を「又は」に改め、同条第 3 項中「またはその写」を「又はその写し」に改める。

付則
この条例は、公布の日から施行し、改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定は、平成 3 年 9 月 1 日から適用する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔1992（平成 4）年 3 月 27 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 8 条第 2 項中「100 分の 215」を「100 分の 225」に改める、同条第 3 項中「100 分の 15」を

「100 分の 20」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1992（平成 4）年 12 月 21 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表市議会の項中「613,000 円」を「647,000 円」に、「548,000 円」を「578,000 円」に、「514,000 円」を「543,000 円」に改める。

付則

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

2　議員が改正前の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成 4 年 4 月 1 日以後の分として支給を受けた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例〔1993（平成 5）年 3 月 26 日可決〕

（趣旨）

第 1 条　この条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 141 条第 6 項の規定に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における同条第 1 項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用自動車の使用の公営）

第 2 条　那覇市議会議員及び那覇市長の選挙においては、候補者は、第 6 条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第 3 条　前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第 2 号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、

那覇市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（公費の支払）

第 4 条　本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1)　当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合　当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により 2 台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が 5 万 1,500 円を超える場合には、5 万 1,500 円）の合計金額

(2)　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア　当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合　当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が 1 万 3,390 円を超える場合には、1 万 3,390 円）の合計金額

イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,210 円に当該候補者につき法第 86 条第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ　当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合　当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が 1 万円を超える場合には、1 万円）の合計金額

（契約の指定）

第 5 条　前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第 1 号に定める契約と同条第 2 号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（公費負担の限度額）

第 6 条　第 2 条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者 1 人について、5 万 1,500 円に、その者につき法第 86 条第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

（委任）

第 7 条　この条例に規定するもののほか、選挙運動用自動車の使用の公営に関し必要な事項は、委員会が定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例〔1993（平成 5）年 3 月 26 日可決〕

（趣旨）

第 1 条　この条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 143 条第 15 項の規定に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における同条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用ポスターの作成の公営）

第 2 条　那覇市議会議員及び那覇市長の選挙においては、候補者は、第 5 条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出）

第 3 条　前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、那覇市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（公費の支払）

第 4 条　本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、462 円 88 銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 25 万 7,500 円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基

づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

第 5条　第 2条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者 1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。

（委任）

第 6条　この条例に規定するもののほか、選挙運動用ポスターの作成の公営に関し必要な事項は、委員会が定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例〔1993（平成 5）年 3 月 26 日可決〕

（趣旨）

第 1条　この条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 144 条の 2 第 8 項の規定に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における法第 143 条第 1 項第 5 号のポスターの掲示場（以下「掲示場」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（掲示場の設置）

第 2条　那覇市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙においては、掲示場を設けなければならない。

（掲示場の総数の減少）

第 3条　委員会は、特別の事情がある場合には、法第 144 条の 2 第 9 項本文の規定により算定した掲示場の総数を減ずることができる。

（委任）

第 4条　この条例に定めるもののほか、掲示場の設置に関し必要な事項は、委員会が定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例〔1993（平成 5）年 6 月 21 日可決〕

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（1971 年那覇市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1 億円」を「1 億 5,000 万円」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1993（平成 5）年 7 月 26 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「会計課」を「出納室」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1993（平成 5）年 8 月 11 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「12 人」を「13 人」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔1993（平成 5）年 12 月 20 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 225」を「100 分の 210」に改める。

別表市議会の項中「647,000 円」を「670,000 円」に、「578,000 円」を「599,000 円」に、「543,000 円」を「562,000 円」に改める。

付則

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

2　議員が改正前の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成 5 年 4 月 1 日以後の分として支給を受けた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1994（平成 6）年 11 月 4 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 210」を「100 分の 200」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1994（平成 6）年 12 月 19 日〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表市議会の項中「

670,000 円
599,000 円
562,000 円

」を「

692,000 円
619,000 円
580,000 円

」に改める。

付則

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

2　議員が改正前の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成 6 年 4 月 1 日以後の分として支給を受けた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1995（平成 7）年 3 月 30 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

〔一部省略〕

第 6 条を次のように改める。

（報酬の支給日）

第 6 条　月額報酬（次項に規定する月額報酬を除く。）は、その月分を翌月初日に支給する。ただし、その支給日が本市の休日に当たるとき、又は特に必要があるときは、繰り上げて支

給することができる。

2　日額報酬、時給報酬及び特定職員の月額報酬は、その月分を翌月 20 日までに支給する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（口座振替）

第 9 条　報酬及び期末手当は、特別職の非常勤職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

〔以下省略〕

付則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例〔1995（平成 7）年 9 月 26 日可決〕

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 141 条第 6 項」を「第 141 条第 9 項」に改める。

第 4 条第 1 号中「5 万 1,500 円」を「5 万 7,800 円」に改め、同条第 2 号ア中「1 万 3,390 円」を「1 万 5,000 円」に改め、同号イ中「第 86 条第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項」を「第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項」に改め、同号ウ中「1 万円」を「1 万 1,200 円」に改める。

第 6 条中「5 万 1,500 円」を「5 万 7,800 円」に、「第 86 条第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項」を「第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例〔1995（平成 7）年 9 月 26 日可決〕

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「462 円 88 銭」を「489 円 50 銭」に、「25 万 7,500 円」を「27 万 2,435 円」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1995（平成 7）年 12 月 19 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表市議会の項中「692,000 円」を「706,000 円」に、「619,000 円」を「636,000 円」に、「580,000 円」を「596,000 円」に改める。

付則

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

2　議員が改正前の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成 7 年 4 月 1 日以後の分として支給を受けた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1996（平成 8）年 12 月 20 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「翌月初日」を「その月 20 日」に改める。

付則

この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

那覇市議会定例会規則の一部を改正する規則〔1998（平成 10）年 3 月 16 日可決〕

那覇市議会定例会規則（昭和 48 年那覇市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

「3 月」を「2 月」に、「および」を「及び」に改める。

付則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1998（平成 10）年 3 月 30 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「建設部」を「建設港湾部」に改め、同条第 3 号中「市民部、福祉部」を「福

祉保健部」に改め、同条第 4 号中「保健衛生部、市立病院、救急診療所、経済部、港湾部」を「市民環境部、経済文化部、市立病院、救急診療所」に改める。

付則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（常任委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定）

2　この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第 2 条に規定する総務委員会、建設委員会、教育福祉委員会及び厚生経済委員会（以下「改正前の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の那覇市議会委員会条例第 2 条に規定する総務委員会、建設委員会、教育福祉委員会及び厚生経済委員会（以下「改正後の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員となるものとし、それぞれの改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、それぞれ改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。

（常任委員会の継続審査事件に関する経過規定）

3　この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成 10 年（1998 年）3 月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員会に付託されたものとみなす。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔1998（平成 10）年 12 月 18 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「5 月 31 日」を「2 月末日、5 月 31 日」に改め、同条第 2 項中「「期末手当基礎額」に、6 月に支給する場合においては 100 分の 200、12 月に支給する場合においては 100 分の 200」を「期末手当基礎額に、3 月に支給する場合においては 100 分の 50、6 月に支給する場合においては 100 分の 160、12 月に支給する場合においては 100 分の 190」に、「180 日以内」を「3 月以内（基準日が 11 月 30 日であるときは、6 月以内）」に改め、同項の表を次のように改める。

在　職　期　間		割　合
基準日が 2 月末日又は 5 月 31 日である場合	基準日が 11 月 30 日である場合	
3 月	6 月	100 分の 100
2 月以上 3 月未満	4 月以上 6 月未満	100 分の 80
1 月以上 2 月未満	2 月以上 4 月未満	100 分の 50
1 月未満	2 月未満	100 分の 20

付則
この条例は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔1999（平成 11）年 3 月 25 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 4 号中「、救急診療所」を削る。

付則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔1999（平成 11）年 12 月 20 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 8 条第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 145」に、「100 分の 190」を「100 分の 175」に改める。

付則
1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
2　平成 11 年度の期末手当については、改正後の条例第 8 条第 2 項中「100 分の 50」とあるのは「100 分の 45」と、「100 分の 145」とあるのは「100 分の 160」と、「100 分の 175」とあるのは「100 分の 165」と読み替えて支給するものとする。
3　平成 11 年 12 月に改正前の条例第 8 条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、前項の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、その差額を同項の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
4　前項の規定の適用を受けた者の平成 12 年 3 月における期末手当の額は、第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額（以下「第 2 項の額」という。）から前項の規定によりその者が第 2 項の規定に基づいて平成 11 年 12 月に支給されることとなる期末手当の額に加算することとされた額（当該加算することとされた額が第 2 項の額を超えるときは、第 2 項の額）を控除した額とする。
5　議員が改正前の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成 11 年 4 月 1 日以後の分として支給を受けた期末手当は、改正後の条例の規定によるものとみなす。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔2000（平成 12）年 3 月 24 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 3 号中「福祉保健部」を「健康福祉部」に改める。
第 21 条中「法令又は条例」を「法律」に改める。

付則
この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔2000（平成 12）年 11 月 17 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 8 条第 2 項中「100 分の 175」を「100 分の 160」に改める。

付則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例〔2001（平成 13）年 3 月 14 日可決〕

（趣旨）
第 1 条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 12 項及び第 13 項の規定に基づき、那覇市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
（交付対象）
第 2 条　政務調査費の交付対象は、各月 4 日（以下「基準日」という。）において次に掲げるものとする。
（1）那覇市議会の会派であって、会派として政務調査費の交付を受けるもの（以下「交付会派」という。）
（2）交付会派以外の会派に所属する議員又は会派に所属しない議員であって、議員として政務調査費の交付を受けるもの（以下「交付議員」という。）
2　前項の規定にかかわらず、基準日において交付会派にあっては交付会派の解散があったとき、交付議員にあっては交付議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、交付対象としない。
（政務調査費の額）
第 3 条　交付会派に対する政務調査費の額は、基準日における当該交付会派の所属議員の数に月額 5 万円を乗じて得た額とする。

2　交付議員に対する政務調査費の額は、基準日に在職する当該交付議員に対して、月額 5 万円とする。

（交付の方法等）

第 4条　政務調査費は、年度分を半期ごとに交付するものとし、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。

2　新たに交付会派若しくは交付議員になった場合又は交付会派の所属議員数が増えた場合は、前項の規定にかかわらず、交付会派若しくは交付議員になった月又は交付会派の所属議員数が増えた月の翌月に当該半期の該当月数分を交付する。ただし、一半期の途中において議員の任期が開始する場合は、当該半期の最初の基準日の属する月に当該半期の該当月数分を交付する。

3　一半期の途中において議員の任期が満了する場合は、第 1項の規定にかかわらず、当該任期満了までの間に含まれる基準日の数に応じた該当月数分の政務調査費を交付する。

4　政務調査費は、交付月の 5 日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が本市の休日に当たる場合は、その日後において最も近い本市の休日でない日とする。

5　前項の規定にかかわらず、交付会派又は交付議員について、交付日前において特別の事由があるときは、当該交付会派又は交付議員に対する政務調査費は交付日後における相当の期日において交付することができる。

6　次条又は第 6 条において政務調査費を返還すべき事由が生じたときは、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、当月）の 5 日までに当該政務調査費を返還しなければならない。

（交付の特例等）

第 5条　交付会派の所属議員数に異動が生じた場合は、既に交付した政務調査費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付された政務調査費の額が基準日の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を上回るときは当該交付会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2　交付会派が解散したときは、当該交付会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の既に交付された政務調査費を返還しなければならない。

3　交付議員が、当該交付議員でなくなったときは、当該交付議員は当該交付議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の既に交付された政務調査費を返還しなければならない。

（使途基準）

第 6条　交付会派又は交付議員は、政務調査費を議長が定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない。

（経理責任者）

第 7条　交付会派は、当該交付会派に所属する議員の中から政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第 8条　交付会派の経理責任者又は交付議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2　前項の収支報告書の提出期限は、当該年度に係る政務調査費について、翌年度の 4 月 30 日とする。

3　交付会派が解散し、又は交付議員が、辞職、失職、若しくは除名若しくは議会の解散により議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該交付会派の経理責任者であった者又は当該交付議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から 30 日以内に第 1 項の収支報告書を提出しなければならない。

（政務調査費の残余の返還）

第 9 条　市長は、交付会派又は交付議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から当該会派又は議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存）

第 10 条　議長は、第 8 条第 1 項の規定により提出された収支報告書を、当該収支報告の対象期間の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

（委任）

第 11 条　この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

付則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔2001（平成 13）年 3 月 23 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「総務部」を「経営管理局、総務部」に改め、同条第 4 号中「市民環境部、経済文化部」を「市民文化部、経済環境部」に改める。

付則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔2001（平成 13）年 12 月 20 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 155」に改める。

付則

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

2　平成 13 年 12 月に改正前の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 8 条の規定に基づいて支給された議員の期末手当の額が、改正後の条例第 8 条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第 8 条の規定にかかわらず、その差額を改正後の条例第 8 条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

3　前項の規定の適用を受けた者の平成 14 年 3 月における期末手当の額は、改正後の条例第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額（以下「改正後の額」という。）から前項の規定によりその者が改正後の条例第 8 条の規定に基づいて平成 13 年 12 月に支給されることとなる期末手当の額に加算することとされた額を控除した額とする。

4　議員が改正前の条例の規定に基づいて、平成 13 年 4 月 1 日以後の分として支給を受けた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定によるものとみなす。

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則〔2002（平成 14）年 6 月 24 日可決〕

那覇市議会会議規則（昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章　補則（第 159 条）」を

「第 7 章　議員の派遣（第 159 条）9

第 8 章　補則（第 160 条）」に改める。

第 159 条を第 160 条とする。

第 7 章を第 8 章とし、第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章　議員の派遣

（議員の派遣）

第 159 条　法第 100 条第 12 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2　前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例〔2002（平成 14）年 6 月 24 日可決〕

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年那覇市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 100 条第 12 項及び第 13 項」を「第 100 条第 13 項及び第 14 項」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市議会議員定数条例〔2002（平成 14）年 12 月 26 日可決〕

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、那覇市議会議員の定数は、44 人とする。

付則

1　この条例は、平成 15 年 1 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。ただし、付則第 2 項の規定は、同日から施行する。

2　那覇市議会議員の定数を減少する条例（平成元年那覇市条例第 11 号）は、廃止する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔2002（平成 14）年 12 月 26 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「2 月末日、」を削り、同条第 2 項中「、3 月に支給する場合においては 100 分の 50」を削り、「100 分の 145」を「100 分の 170」に、「100 分の 155」を「100 分の 180」に、「3 月以内（基準日が 11 月 30 日であるときは、6 月以内）」を「6 月以内」に、「に応じて次の表」を「の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

（1）　6 月　　100 分の 100

（2）　4 月以上 6 月未満　100 分の 80

（3）　2 月以上 4 月未満　100 分の 50

（4）　2 月未満　　100 分の 20

第 8 条第 3 項中「と報酬月額」を「とその額」に改める。

付則

1　この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する改正後の那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「6 月以内」とあるのは「3 月以内」と、同項第 1 号中「6 月」とあるのは「3 月」と、同項第 2 号中「4 月以上 6 月未満」とあるのは「2 月以上 3 月未満」と、同項第 3 号中「2 月以上 4 月未満」とあるのは「1 月以上 2 月未満」と、同項第 4 号中「2 月」とあるのは「1 月」とする。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔2003（平成 15）年 3 月 24 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「経営管理局、総務部、企画部、税務部」を「総務部、経営企画部、財務部」に改め、同条第 2 号中「建設港湾部、土木部」を「建設管理部」に改め、同条第 4 号中「経済環境部、市立病院、農業委員会、水道局」を「経済観光部、環境部、水道局、市立病院、農業委員会」に改める。

付則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔2003（平成 15）年 11 月 20 日可決〕

（那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第 1 条　那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 180」を「100 分の 160」に改める。

〔一部省略〕

第 2 条　那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 160」に、「100 分の 160」を「100 分の 170」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中別表の改正規定は平成 15 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
〔2005（平成 17）年 3 月 23 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表市議会の項中「706,000 円」を「696,000 円」に、「636,000 円」を「628,000 円」に、「596,000 円」を「588,000 円」に改める。

付則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例〔2005（平成 17）年 3 月 24 日可決〕

那覇市議会委員会条例（昭和 47 年那覇市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「水道局」を「上下水道局」に改める。

付則

（施行期日）

1　この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（厚生経済委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定）

2　この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第 2 条に規定する厚生経済委員会（以下「改正前の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の那覇市議会委員会条例第 2 条に規定する厚生経済委員会（以下「改正後の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員となるものとし、改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。

（厚生経済委員会の継続審査事件に関する経過規定）

3　この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成 17 年（2005 年）2 月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員会に付託されたものとみなす。

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例〔2005（平成 17）年 11 月 22 日可決〕

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958 年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

首里市

戦前期

首里市会々議規則〔1921（大正 10）年 8 月 15 日可決〕

第 1 章　集会

第 1 条　議員事故アリテ招集ニ応ジ出場シ難キトキハ予メ議長ニ届出ツベシ

第 2 条　議員事故アリテ不参若クハ遅参スルトキハ開会時限前ニ議長ニ届出ツベシ　出場中事故アリテ退場スルトキハ其旨議長ニ申立ツベシ

第 3 条　議員中第 1 条第 2 条ノ手続ヲ履行セサル者アルトキハ議長ハ之ヲ会議ニ報告スベシ

第 2 章　議場ノ整理

第 4 条　会議ノ時間ハ午前 10 時ヨリ午後 3 時迄トス　但議長ハ時宜ニ依リ時間変更又ハ伸縮スルコトヲ得若シ異議アルトキハ会議ノ決ヲ採ルベシ

第 5 条　議事ノ始終及休憩ハ議長ノ指揮ニ依ルベシ　但シ議事ノ開始ハ撃拆ヲ以テ報ス

第 6 条　議員ノ席次ハ改選毎ニ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第 7 条　議事中ハ私語又ハ喫烟喧噪等ノ挙動ヲ為スコト得ス

第 8 条　議事中議員出席シ若クハ退席セントスルトキハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第 3 章　議事

第 9 条　議案ハ議長之ヲ議員ニ頒付スベシ

第 10 条　議事ハ議案配付ノ月日ヨリ少クモ 1 日ヲ経テ之ヲ開クベシ　但シ至急ヲ要スルトキ若クハ市会の決議シタル場合ハ此ノ限リニアラズ

第 11 条　議事ヲ開クトキハ議長書記ヲシテ議案ヲ朗読セシム　但シ時宜ニ依リ議長ノ意見ヲ以テ議案ノ朗読ヲ省クコトヲ得

第 12 条　議案ハ 3 次会ヲ経テ之ヲ議決ス其ノ順序左ノ如シ　但シ議長ノ意見若クハ出席議員多数ノ請求ニ依リ 3 次会ノ順序ヲ省略シテ直ニ確定議ト為スコトヲ得

第 1 次会ニ於テハ議案ノ大体ヲ議シ第 2 次会ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ否決スルトキハ其ノ議案ヲ廃棄スルモノトス　第 2 次会ニ於テハ議案ヲ逐次ニ討論審議シ決議ノ後第 3 次会ニ於テ議案ノ全体ニ付キ可否ヲ議決シテ之ヲ確定ス

第 4 章　発言

第 13 条　凡ソ発言セント欲スル者ハ先ツ起立シテ「議長何番」ト呼ビ議長其ノ番号ヲ応呼スルヲ待テ発言スベシ

第 14 条　発言者ハ起立シテ議長ニ向ヒ演説スベシ討論問答ト離モ互ニ相応答スルコトヲ許サス　但シ議長ノ許可ヲ受ケタル者ハ着席ノ儘発言スルコトヲ得

第 15 条　1 議案ノ未ダ議了セザルニ当リ他ノ事件ヲ発言シ或ハ質問スルコトヲ許サズ

第 16 条　議長ハ其ノ必要ト認ムル場合ニ於テハ議員ノ発言ヲ止メ又ハ議事ヲ中止スルコトヲ得

第 5 章　修正

第 17 条　修正説ハ第 2 次会ニ於テ 2 名以上第 3 次会ニ於テハ 5 名以上ノ賛成者ナキトキハ議題ト為スコトヲ得ズ

第 18 条　第 3 次会ニ於テ修正ノ意見アルトキハ文章字句ヲ確定シテ之ヲ提出スベシ

第 19 条　決議の趣旨ヲ変更スルニアラズシテ前後ノ照応ニ依リ字句ヲ修正スルハ議長ノ意見ニ任ズ

第 6 章　委員

第 20 条　議長ノ意見若クハ議員 3 名以上ノ請求ニ依リ委員ヲ要スルトキハ会議ノ決ヲ採ルベシ

第 21 条　委員ハ議長之ヲ指名シ或ハ委員ヲシテ互選セシム其ノ人数ハ奇数トス

第 22 条　委員ハ正当ノ事由ナクシテ其ノ任ヲ辞スルコトヲ得ズ

第 23 条　修正説ヲ提出シタルモノハ委員会ニ列シ其ノ趣旨ヲ弁明スルコトヲ得

第 24 条　委員ノ審査ハ市会ノ付託シタル事件ノ外ニ渉ルコトヲ得ズ

第 25 条　委員会ノ決議ハ多数ヲ以テ決ス

第 26 条　委員会ヲ終リタル後審査ノ結果ヲ議長ニ報告スベシ

第 7 章　決議

第 27 条　列席ノ議員ハ可否ノ数ニ入ラザルヲ得ズ

第 28 条　議長ハ論旨ノ已ニ尽キタルト認ムルトキハ採決スルコトヲ得

第 29 条　修正案ハ原案ニ先チ可否ヲ決スベシ其ノ説数多カルトキハ最モ原案ニ異ナル者ヲ先ニス

第 30 条　可否ヲ決スルノ法ハ起立、記名投票、匿名投票の 3 種トシ議長適宜之ヲ施行ス

第 8 章　選挙方法

第 31 条　市会ニ於テ行フ選挙ハ匿名投票ヲ以テスベシ

第 32 条　議員ハ席次ノ順序ニ従ヒ議長席ノ前ニ設ケタル投票函ニ自ラ投票ヲ投入スベシ

第 33 条　議長ハ議員各自投票ヲ終リタル後之ヲ開票スベシ

第 34 条　選挙ハ有効投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選トス投票ノ数相同シキトキハ年長者ヲ取リ同年月ナルトキハ議長自ラ抽籤シテ之ヲ定ム其ノ他ハ市制第 55 条を適用ス

第 9 章　罰則

第 35 条　此ノ規則ニ違背シタル議員アルトキハ議長若クハ 5 名以上ノ賛成ヲ得タル議員ノ発議ニ依リ市会ノ議決ヲ以テ 5 日以内ニ席ヲ停止シ又ハ 2 円以下ノ過怠金ヲ科スルコトヲ得

首里市会傍聴規則〔1921（大正 10）年 8 月 15 日可決〕

第 1 条　会議ヲ傍聴セント欲スル者ハ受付員ニ住所氏名ヲ記シタル名刺ヲ通シ指揮ニ従ヒ入場スルモノトス

第 2 条　傍聴人ハ傍聴席ニ満員スルヲ以テ限度トス

第 3 条　傍聴中ハ静粛黙聴スルモノトス

第 4 条　談笑或ハ喫烟ヲ為シ又ハ猥リニ議場ヲ出入スルコトヲ許サズ若シ之ニ違背スルモノハ議場外ニ退去セシムルモノトス

第 5 条　傍聴ヲ禁ズル場合ハ門口ニ「傍聴ヲ禁ズ」ノ札ヲ掲ケ傍聴中ノ者ハ議長ノ告知ニ依リ直ニ退場スルモノトス

首里市参事会委任事項〔1921（大正 10）年 10 月 13 日可決〕

市制第 43 条ニ依リ市会ハ左記事項ヲ市参事会ニ委任ス

1　法律命令ノ結果ニ依ル歳入出予算ノ更正追加及予算外臨時ニ生シタル歳入予算追加ノ件
2　監督官庁ノ命令又ハ指示ニ依リ市会議決ノ要旨ヲ変更セザル範囲内ニ於テ市会決議事項ニ関スル字句ヲ修正スルコト
3　年度繰越事業ニ関スル歳入出予算追加更正ニ関スル件
4　負担ノ伴ハザル寄附又ハ補助ノ受否ヲ議定シ之ニ伴フ歳入出予算追加ニ関スルコト
5　特別ノ事情アル者ニ限リ市税ヲ減免スルコト
6　歳出予算各項流用ノ件
7　市有土地建物ノ賃借請求ニ関スル訴訟及和解ニ関スルコト
8　財源ヲ課税又ハ市債ニ求メザル金額3百円以内ノ歳入出予算ノ追加更正ニ関スル件
9　予算ニ計上シタル不動産ノ売却及買受ニ関スル件
10　首里市特別税戸数割随時賦課額ヲ議定スルコト

首里市名誉職員費用弁償規程〔可決日不明〕

第1条　市会議員、名誉職参事会員、常設委員、臨時委員ニ対スル費用弁償ハ別段ノ規程アルモノノ外総テ本規程ニ依ル
第2条　市会、市参事会、委員会ニ出務シタルトキノ費用弁償額ハ1日1円トシ毎会閉会ノ当日之ヲ支給ス
第3条　本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

アメリカ統治期（合併前）

首里市議会定例会条例〔1948（昭和23）年9月29日可決〕

本市議会の定例会は左の月に之を開くものとす
3月　6月　9月　12月

附則
本条例は1948年9月1日より之を適用する。

首里市議会傍聴人取締規則〔1948（昭和23）年9月29日可決〕

第1条　会議の傍聴を為さんと欲する者は、その住所氏名を受付係に申出で、その承認を得て入場する。
第2条　左に載げる者は、傍聴を禁ずる。
1　白痴者
2　酩酊者

3　兇器その他危険と認める物品を携帯する者
4　他人の厭忌すべき疾病に罹りたる者
第 3 条　傍聴人は、静粛を旨とし、左記事項を遵守すること。
1　獣類又は杖の類を携行してはいけない
2　飲酒してはいけない
3　会議に対しては、言論の是非を為してはいけない
4　私語その他議事を妨害するようなふるまいをしてはいけない
5　受付係において携帯物品の検閲を求めるときは、これを拒むことはできない
第 4 条　何等の事由があっても、傍聴人は、議席に入ることはできない。
第 5 条　議場内において議員に文書、物品の類を差出さんとするものは、受付係に差出して届方を請わなければならない。傍聴人自から差出すことはできない。議場内において議員に面会を求めんとする場合にも受付係に申出て指揮を受けなければならない。
第 6 条　傍聴を禁ずる場合は、門口に「傍聴を禁ず」の札を掲げ、議長は入場した傍聴人を直ちに退場せしめなければならない。
第 7 条　傍聴人は、前各条の外、総て受付係の指揮に従わなければならない。

附則
本規則は 1948 年 10 月 1 日からこれを施行する。

首里市議会会議規則〔1949（昭和 24）年 1 月 27 日可決〕

第 1 章　総則
第 1 条　会議は午前 10 時に始め午後 4 時に終る。但し時宜により時間を変更又は伸縮することができる。若し異議あるときは会議の議決を経なければならない。
第 2 条　議員が病気又は公務その他已むを得ない事故により会議に出席することができないときは書面又は口頭を以って開議前議長に届出てなければならない。
第 3 条　議員中欠席者あるときは議長より其の旨を会議に報告しなければならない。
第 4 条　議員は会議中濫りに議場を退出する事ができない。但し已むを得ない事故があるときは、議長にその旨を申出なければならない。
第 5 条　議員は会議の半ばにして着席するときは議長に申出なければならない。
第 6 条　議事を始めるときは議長は書記をして議案を朗読せしめなければならない。但し時宜により議長の意見を以って朗読を省略する事ができる。
第 7 条　議員席には番号を附ける。
第 8 条　議員の議席は改選後の初会において抽籤を以ってこれを定め一期間据置かなければならない。
抽籤の際欠員若しくは欠席者がある時は他の議員が代って抽籤をなし補欠議員は前任者の席次による 2 名以上の補欠議員があるときは抽籤によってこれを定めなければならない。
第 9 条　議事中は氏名を唱えず議長は職名議員は議席の番号参与員は其の番号を呼ぶものとする。
第 2 章　議事

第 10 条　議案は議長之を議員に配布せなければならない。

第 11 条　議事は議案配布の日より少くとも 1 日を経て之を開かなければならない。但し急を要するとき若くは議会の決議した場合は此の限りでない。

第 12 条　議長は議会の終りにおいて次日の議事日程を議員に報告しなければならない。但し初日の会議においては議事を始める前にこれを報告しなければならない。

第 13 条　議員中緊急事件を議題とするため議事日程変更の動議を提出し議員 2 人以上の賛成あるときは議長はこれを議会に諮り可否を決定しなければならない。議長は自ら緊急事件と認めるか市長又は其の委任若しくは嘱託を受けた者の請求があるときは討論を用いないで議事日程を変更する事ができる。

第 14 条　議事日程を定めたるもその当日会議を開く事ができないで後日会議を開くときは前に報告した日程によらなければならない。議事日程に定めた事件で当日議了に至らないときは議長は更にその日程を定め議員に報告しなければならない。

第 15 条　議案は 3 読会を経て之を議了す。

其順序は左の通りとす。但し議長の意見若くは出席議員半数以上の請求に依り 3 読会の順序を省略し直に確定議となすことが出来る。

第一読会に於ては議案に対する質問

第二読会は議案に対する意見討論

第三読会は決議とする

第 3 章　発言及討論

第 16 条　発言せんと欲する議員は先づ起立して「議長何番」と自己の番号を告げ議長の許可を受けた後発言しなければならない。

第 17 条　動議は別に定むる場合を除く外議員 1 人以上の賛成を以て議題としなければならない。

第 18 条　討論は必ず議長に向ってこれをなし議員相互に問答することはできない。討論は議題の外に渉ることができない。

第 19 条　議長はその論旨が既に尽きたと認めたときは議会に諮り採決する事ができる。

第 20 条　議長は必要と認める場合においては理由を示して議員の発言を止め又は議事を中止することができる。

第 21 条　1 議案が未だ議了しない間に他の事件について発言し又は質問することはできない。

第 22 条　議長において採決の宣告をした後議員はその議題につき発言することができない。

第 4 章　修正

第 23 条　同一の議題につき数個の修正動議ある場合においては原案の趣旨に最も遠いものから順次採決する。

第 24 条　修正案原案いづれも過半数の賛成を得ない場合は調査委員を定めこれに付託しその報告を俟って可否を決めなければならない。

第 25 条　否決した修正の動議は同一会期内に再び提出することはできない。

第 26 条　議長は議決の趣旨を変更しない限度において前後の照応により字句の修正をなすことができる。

第 5 章　委員及び委員会

第 27 条　委員付託の必要があるときは選挙又は議長の指名により委員を設けなければならない。委員の数は偶数としその員数は会議の決するところによる。

第 28 条　委員会は委員長 1 人を互選しなければならない。

第 29 条　委員会は委員長が之を招集する。委員数の 3 分の 1 以上の請求があるときは委員長は必ずこれを招集しなければならない。

第 30 条　委員長は委員会の議事を整理しその経過及び結果の報告を作り議会に報告しなければならない。

第 31 条　委員会は委員の半数以上出席しなければ議事を開くことはできない。その議事は過半数により決する。可否同数なるときは委員長がそれを決する。

可否同数のとき裁決する外委員長は委員として表決に加わることはできない。

第 32 条　委員に付託した事件の発議者又は動議提出者はその委員会に列し説明することができる。但し表決に加わることはできない。

第 6 章　表決

第 33 条　出席の議員は可否の数に入らなければならない。

但し表決の際議席に在らざる議員は表決に加わることはできない。

第 34 条　表決の方法は挙手、起立、投票の 3 とし議長は便宜その 1 を用いることができる。

第 7 章　会議録

第 35 条　会議録には左の事項を記載しなければならない。

1　会議始終の年月日及び時刻
2　出席議員の氏名
3　市町村制の規定により議員に非ずして議事に参与したる者の職氏名
4　書記の氏名
5　会議に付したる事件の題目
6　議決の要旨
7　選挙の顛末及び当選者の氏名
8　法令若しくは会議規則に違い又は議場の秩序を紊り若しくは妨害をなしたる者の処分に関する事項
9　再議又は再選挙に付せられたる事件の題目及びその顛末
10　その他必要と認むる事項

第 8 章　議場内の秩序

第 36 条　議事中賛声又は否声を発し若しくは喧噪して他人の演説及び朗読を妨げてはならない。

第 9 章　罰則

第 37 条　市町村制第 48 条第 1 項の規定に違背したる者及本則第 34 条及第 35 条の規定に違背したる者は会議の議決に依り市町村制第 54 条第 1 項規定の懲罰を科す。

附則

本規則は公布の日からこれを施行する。

首里市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例

〔1953（昭和 28）年 8 月 6 日可決〕

第 1 条　市議会の議員、市議会の議員の中より選任された監査委員、専門委員、選挙管理委員及

び選挙の実施に関する事務に従事する者に対して、次に定める報酬を支給する。

1	市議会議長	月額	1,500 円
2	市議会副議長	月額	1,300 円
3	その他の市議会議員	月額	1,200 円
4	市議会議員の中より選任された監査委員	月額	700 円
5	選挙管理委員長	月額	600 円
6	選挙管理委員会その他の委員	月額	550 円
7	専門委員	日額	100 円
8	選挙長	日額	150 円
9	投票分会長	日額	150 円
10	選挙立会人	日額	150 円
11	選挙の実施に関する事務に従事するその他の職員	日額	150 円

第 2 条　報酬は次の区分によって支給する。

1　前項第 1 号から第 6 号までの者は、市職員に対する給料支給の例による。

2　同条第 7 号以下の者は職務従事後日数に応じ支給する。

第 3 条　第1条に規定する者が職務のため旅行するときは、次に定める区分によって、その費用を弁償する。

1　市議会議長は日当 80 円

2　第 1 条第 2 号から第 7 号までの者は日当金 60 円

3　同条第 8 号から 11 号までの者は日当金 50 円

第 4 条　報酬及び費用弁償の支給方法についてはこの条例に定めるものの外、市職員の給料及び旅費の額並にその支給方法を定める条例を準用する。

附則

この条例は公布の日から施行し、1953 年 8 月 1 日から適用す。

首里市議会常任委員会及び特別委員会々則〔1953（昭和 28）年 9 月 21 日可決〕

第 1 条　首里市議会はその円滑なる運営を図るため、常任委員会及び特別委員会を置く。

第 2 条　各常任委員会委員は 8 人以内で之を組織しその部に属する事務に関し調査を行い議案、請願、陳情等を審査する。

第 3 条　各部委員会は市の機構に依る部課の分掌に属する事項を分担する。

一　総務委員会

1　議員の給与及身分に関する事項

2　庶務に関する事項

3　議会に関する事項

4　消防に関する事項

5　其他各委員会の分掌に属しない事項

二　財務委員会

1　財務に関する事項

三　産業委員会

1　産業に関する事項

2　地方振興に関する事項

四　厚生委員会

1　社会福祉に関する事項

2　保健衛生に関する事項

五　土木委員会

1　土木水道、都市計画及建築に関する事項

2　交通に関する事項

第 4 条　特別委員会は特定の事件を審査させるため必要がある場合において市議会の議決により之を置く。

第 5 条　特別委員会の委員数は議長が議会に諮って之を定める。

第 6 条　常任委員及び特別委員は議会で之を選任する。

第 7 条　議員は 2 個の常任委員会の委員となる。但し 2 個を超える常任委員会の委員となることはできない。

第 8 条　常任委員会及び特別委員会は互選に依り委員長及び副委員長各 1 人を置く。

委員長、副委員長、事故あるときは仮委員長を互選する。

第 9 条　委員会は委員長が之を招集する。但し所属委員 2 人以上から委員会招集の請求があるときは委員長は 10 日以内にこれを招集しなければならない。

委員長は委員会を招集するときは予めこれを議長に通知しなければならない。

第 10 条　委員長は委員会又は公聴会の議事を整理し秩序を保持し委員会を代表する。

第 11 条　委員会は委員の半数以上出席しなければ議事を開き議決することはできない。

但し市町村自治法第 57 条の規定に依る除斥のため半数に達しないとき又は同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときはこの限りでない。

第 12 条　委員会の議事は出席委員数の過半数で決し可否同数のときは委員長の決するところによる。

前項の場合に於て委員長は委員として議決に加わる権利がない。

第 13 条　委員長及委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者子孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件についてはその議事に参与することができない。

但し委員会の同意のあったときはその会議に出席し発言することができる。

第 14 条　委員長は議長を経て、市長、選挙管理委員会の委員長、監査委員、其の他市の委任又は嘱託を受けた者に対し説明のため出席を求める事ができる。

第 15 条　委員は議会の議決により特に付議された事件については閉会中もなお審査することができる。

第 16 条　委員会の会議は之を公開する。但し委員会の決議により秘密会とすることができる。委員長は秩序を保持するため必要があるときは傍聴人を制限し退場を命じることができる。

第 17 条　常任委員会は重要な案件につき、委員会の決議により公聴会を開くことができる。

第 18 条　委員長は公聴会の開催の場所及日時は公聴会の案件とともに公衆の見易い場所に告知して周知に努めなければならない。

第 19 条　常任委員会は公聴会開催の場合に於て真に利害関係を有する者又は学識経験を有するものから意見を求めるときは予めその案件並に公聴会を開くべき場所及日時を通知しなければならない。

第 20 条　公聴会に出席した者は委員長の許可を受け、公聴会の案件につき意見を述べる事ができる。

第 21 条　委員長は公聴会の傍聴人を制限することができる。

第 22 条　委員長は委員会又は公聴会の経過及結果を議会に報告しなければならない。

第 23 条　委員会において廃棄された少数意見は委員長並に少数意見者がこれを議会に報告することができる。

第 24 条　委員会の書記は議会書記がこれを兼ねて委員長の指揮を受ける。

第 25 条　各部常任委員会の連絡及総合審査をはかるため議長は各部委員長の連絡協議会を開くことができる。

第 26 条　委員長は書記に会議の次第及出席委員の氏名並に公聴会に於て参加を求めて出席した者の氏名を記載し会議録を調整させなければならない。

前項の記録は議長に提出し議長はこれを保管しなければならない。

第 27 条　前項に定めるものを除く外会議についての必要事項は委員会でこれを定める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

首里市議会会議規則〔1953（昭和 28）年 9 月 30 日可決〕

第 1 章　総則

第 1 条　議員の議席は、総選挙直後の議会において、くじでこれを定め、番号標を附する。

2　補欠議員は、前任者の議席に着く。但し同時に 2 人以上の補欠議員があるときはくじでこれを定める

第 2 条　議員は、招集の当日開議定刻前議会に参集し、出席簿に捺印しなければならない。

第 3 条　議員が欠席しようとするときは、当日の開議前その事由を議長に届け出なければならない。

第 4 条　議会の会期は、次のとおりとし、招集された日から起算する。

一　通常予算及び決算を審議する定例会は、20 日以内としその他の定例会は、10 日以内とする。

二　臨時会は 3 日以内とする。

第 5 条　前条の会期は、議長の意見又は議会の議決により、延長することができる。

2　会期の延長をしたときは、議長は、直ちにこれを議員及び市長に通知しなければならない。

第 6 条　議会は議長がこれを開閉する。

第 7 条　会議は、午前 10 時に開き、午後 5 時に閉じる。但し議長は、時宜によりこれを伸縮することができる。

2　前項の開閉時間につき異議あるときは、議長は、会議に諮り、討論を用いないでこれを決定する。

3　会議の開始は、振鈴で報ずる。

第 8 条　会議の事件を全部議了したときは、議会の議決を以って会期にかかわらず閉会することができる。

第 9 条　休日は、休会とする。但し、議長の意見又は議会の議決で特に開議することができる。

第 10 条　開議、散会及び延会は、議長がこれを宣告する。

2　議長が、開議を宣告する前及び散会又は延会を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。但し散会又は延会の宣告に対する異議の発言については、この限りでない。

第 11 条　開議時刻後相当の時間を経ても、なお、出席議員が定数に満たないとき又は会議中退席するものがあって、定数を欠いたときは、延会することができる。

第 2 章　議事日程

第 12 条　議長は、議事日程を作製し、議員及び市長に通知しなければならない。

2　議事日程には、会議の日時及び会議に付する事件の順序等を記載しなければならない。

第 13 条　議長が、必要があると認めるときは、議事日程の順序を変更することができる。

2　緊急事件につき議員から日程変更の動議が提出されたときは、会議に諮り討論を用いないでこれを定めなければならない。

3　市長から緊急議決の要求があった時は、議長は、直ちに議事日程を変更することができる。

第 14 条　議事日程に定めた日に、その記載事件の会議を開くことができなかったとき、又は会議が終結しなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。但し、同一日程を踏襲する場合は、この限りでない。

第 3 章　発案、発議及び動議

第 15 条　議員の発案は、その案を具え議長に提出することを要する。議長はこれを印刷して議員に配布しなければならない。

第 16 条 議案に対する修正の動議は、その案を具え、賛成者 1 人以上の連署を得て予めこれを議長に提出しなければならない。但し、その急施を要する場合は簡易なものは、会議で陳述することができる。

第 17 条　動議は、別に規定ある場合の外は、賛成者がなければ議題とされない。

2　緊急動議は、日程変更ののち議題としなければならない。

3　議事手続に関する動議は、直ちに議題としなければならない。

4　前 2 項の動議に関する裁決順序の問題は、議長がこれを認定する。但し、異議ある場合は、会議に諮り討論を用いないでこれを定めなければならない。

第 18 条　会議で議題となった議員の発案及び動議の撤回には、議会の承認を得なければならない。

第 19 条　議員の提出した議案で否決されたものは、その会期中は再び提出することができない。

第 4 章 議事

第 20 条　会議事件を議題とするときは、議長は、これを宣告しなければならない。

2　議長が審議上必要と認めたときは、数件を一括して議題とすることができる。

3　議長は、議題とした議案を書記長又は書記をして朗読させなければならない。但し、便宜上その朗読を省略することができる。

第 21 条　発案者は、議案朗読後、直ちにその理由を説明しなければならない。但し、議長は、会議に諮り、これを省略することができる。

第 22 条　議事は、総て議題に対して発言のないとき又は発言を終ったとき議長は、これを採決す

る。但し、議案につき必要があるときは、読会を用いることができる。

第 23 条　読会を用いる場合の議案審議方法は、次の通りとする。

一　議事は 3 読会を経て確定する。但し、議長は、会議に諮ってその一部を省略することができる。

二　第一読会では、議案の大体につき討論し、第二読会を開くかどうかを決めなければならない。第二読会を開かないと決めたときは、その議案は廃棄されたものとする。

三　第二読会では、議案を逐条審議する。議長は、逐条審議の順序を変更し又は条を分合して審議せしめることができる。但し、異議あるときは、これを会議に諮り討論を用いないで決めなければならない。

四　委員付託の動議は、第二読会で提出しなければならない。その動議が可決したときは、委員会の報告を受け第二読会の続きで議題とする。なお修正の動議は、第二読会で提出しなければならない。

五　第三読会においては、議案全体の可否を決する。この場合数字又は字句の更正をする外、修正の動議を提出することはできない。但し、議案中彼此抵触し又は法規に反する事項がある場合は、修正することができる。

第 24 条　議長は、委員会で審査した事件を議題としたときは、委員長に委員会の経過及び結果を報告させ、次に少数意見保留者にその意見の報告をさせる。

第 25 条　議会は、修正議決の条項及び字句の整理を議長に委任することができる。

第 5 章　発言

第 26 条　議事日程の記載された事件について発言しようとする者は、質問又は反対、賛成の別及びその要旨を記載して、開議前予めこれを議長に通告することができる。

2　前項の通告があったとき、議長は、質問者を先に発言させ、次に反対者と賛成者をなるべく交互に指名しなければならない。その指名を受けた者が発言しないときは、通告を取消したものとする。

第 27 条　通告しない議員は、通告した議員がすべて発言を終った後でなければ、発言することができない。但し、議事の手続、採決の方法又は議事進行等の動議は、この限りでない。

第 28 条　通告しないで発言しようとする者は、起立して議長と呼び、議席番号を告げてその許可を受けなければならない。

2　2 人以上起立して発言を求める場合は、議長は先順位者と認める者 1 人を指して発言を許可しなければならない。

3　議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言を終った後議長席に復さなければならない。

第 29 条　発言は、すべて議題外に渉り又はその範囲を超えてはならない。

2　議長は、その弁論が議題外に渉るか又はその範囲を超えていると認めたときは、これを制止しなければならない。

第 30 条　議員の発言は、同一議題について 2 回を超えることはできない。但し、特に議長の許可を得た場合及び質疑応答若しくは、趣旨弁明の場合は、この限りでない。

第 31 条　議長は、討論又は質問の終結を宣告する。

2　発言がまだ尽きないでも、議長は、討論又は質問終結の動議を提出することができる。この場合においては、議長は、会議に諮り、討論を用いないでこれを決めなければならない。

第 32 条　選挙投票中及び採決宣告後は、発言することができない。

第 33 条　議員が市の一般事務について、質問をしようとするときは、当日の議事に先き立ってしなければならない。

2　前項の質問については、簡明な質問趣意書を作り、会議の 2 日前までにこれを議長に提出しなければならない。但し、緊急を要するものは、議長の承認を得て、その手続を省略することができる。

3　議長は、前項の通告を受けたときは、直ちにこれを市長に通知しなければならない。

第 6 章　採決及選挙

第 34 条　議長は、採決しようとするときは議題を会議に宣告しなければならない。宣告した後は何人も議題について発言することはできない。

第 35 条　採決の際、議場に現在する議員は、表決の数に加わらなければならない。

2　議員は、自己の表決について更正を求めることができない。

第 36 条　採決の方法は、起立、記名及び無記名投票の 3 種とし議長が適宜に選用する。但し、3 人以上の異議があるときは、会議に諮り、討論を用いないで採決方法を決める。この場合の採決は、起立を用いる。

第 37 条　議長は、起立によって採決しようとするときは、議題を可とする者を起立させ、可否の結果を宣告しなければならない。

2　議長は、起立した者の数を認定することができないとき、又は前項の宣告について、4 人以上の異議があったときは、無記名投票で表決をさせなければならない。

第 38 条　採決する順序は、否決説を先とし、修正案を次とし、原案を後とする。但し、投票によって採決する場合は、同時にこれを行うことができる。

2　数個の修正案があるときは、議員の提出したもので原案に対し、その趣旨の最も遠いものから先にし、委員会の修正案を後とする。その区別が判然しない場合は、議長がこれを決めて採決する。

3　採決の順序について異議があるときは、会議に諮り、討論を用いないでこれを決めなければならない。

第 39 条　法令によらない選挙は、単記無記名投票又は会議の議決により、議長の指名とする。

2　前項の投票による選挙については、市町村自治法第 58 条第 1 項の例による。

第 40 条　議会で投票を行うときは、議長は、書記をして各議員に所定の投票用紙を配布させなければならない。

2　議員は、書記長又は書記の持廻る投票函に自ら投票しなければならない。

第 41 条　投票を終ったときは、議長は、投票を点検し、その結果を宣告しなければならない。

2　議長は、議員中から数名の立会人を指名して投票の点検に立会わしめることができる。

第 7 章　議事説明者

第 42 条　議長は、議会で説明させるため、市長、選挙管理委員会の委員長、監査委員その他法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並にその委任又は嘱託を受けた者に、予め出席を要求しておくことができる。

2　議会開会中、議員から前項の者の出席につき要求あるときは、議長は、その出席を求めなければならない。

第 8 章　請願

第 43 条　請願は、文書により、請願の要旨、提出年月日、請願者の住所、氏名、職業及び年齢を記し捺印の上、議長に提出することを要する。

2　法人の場合は、その代表者が署名捺印しなければならない。

第 44 条　議長は、請願書を受理した場合は、速かに担任に常任委員会に付託しなければならない。

2　議長は、前項の付託に審査期限を附けることができる。

第 45 条　請願は、常任委員会の審査報告をまって議会の会議に付されなければならない。

第 46 条　委員長は、請願を審査した結果について、委員会の意見を附け議長に報告しなければならない。

第 47 条　議長は、採択すべきものと決定したもので、関係機関に送付しなければならないものは、直ちにこれを送付すると共に、その処理顛末について報告を求めなければならない。不採択とすべきものと決定したものは、その理由を附け、請願者に通知しなければならない。

第 9 章　議員の辞職及び資格決定

第 48 条　議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2　議長は、前項の辞表を会議に諮り、その許否を定めなければならない。

3　議長は、議会閉会中に議員の辞職を許可した場合は、次の議会に報告し且つ、市長に通知しなければならない。

第 49 条　議長は、議員の被選挙権の有無を決定する場合には、特別委員会の審査を経て会議に付さなければならない。

第 10 章　紀律

第 50 条　議員が会議に列するときの服装は、礼を失するようなことがあってはならない。

第 51 条　議場に入る者は、帽子、外套、杖、傘の類を着用又は携帯してはならない。但し、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

第 52 条　議場にある者は、静粛を守り、私語、喫煙その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

第 11 章　会議録

第 53 条　会議録には、概ね左の事項を記載する。

一　開会、閉会に関する事項及び年月日時

二　開議、延会、中止及び散会の月日時

三　説明のため出席した職員及び委員の氏名

四　出席及び欠席議員の番号氏名

五　会議で行った選挙の顛末

六　議長及び委員長の報告

七　会議に付した議案の題目

八　議題となった発案、発議及び動議とその提出者の番号氏名

九　決議の要領

十　採決及び可否の数を計算したときはその数

十一　その他議長又は会議で必要と認める事項

第 54 条 発言者がその発言を取消し又は市町村自治法第 69 条によって議長が取消しを命じた発言は、会議録に記載することができない。

第 12 章　懲罰

第 55 条　会議において懲罰事犯があるときは、議長は、自己の意見又は動議により、特別委員会を設けてその審査に付さなければならない。懲罰の動議には、4 人以上の賛成者を要する。

2　委員会の懲罰事犯について、委員長から要求があったときは、議長は速かに会議に付さねばならない。

3　懲罰の提議は懲罰事実の発生した日から 3 日以内に文書をもって議会に提出しなければならない。

4　前項の提議を特別委員会に付するには議長は討論を用いないで決めなければならない。

第 56 条　議会は特別委員会の報告をまって懲罰事犯の議決をしなければならない。

2　前項の議決は議長がこれを宣言する。

第 57 条　公開の議場で陳謝させようとするときは、特別委員会でその文案を作り報告書とともに議長に提出しなければならない。

第 58 条　出席停止は 5 日以内とする。

第 59 条　特別委員会で除名すべきものと議決して報告した場合、議会において法定の出席議員数で議決することができなかったときは、議会は他の懲罰を科することができる。

第 13 章　傍聴

第 60 条　市議会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付に申し出て許可を受けなければならない。

第 61 条 傍聴の許可を受けた者が入場するときは、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

第 62 条　新聞記者の傍聴席は、別にこれを設ける。

第 63 条　傍聴の許可を受けた者であっても議長において必要があると認める場合及び満員の場合は、入場を拒絶することができる。

第 64 条　傍聴席にある者は左の事項を守らなければならない。

一　会議場内の言論に対し可否を表明しないこと

二　喧騒に亘り議事を妨害しないこと

三　帽子外套の類を着用しないこと

四　杖の類を携帯しないこと

五　如何なる事由があっても議場に入らないこと。

第 65 条　戎器その他危険のおそれのあるものを携帯した者及び酒気を帯びた者は、入場することができない。

第 66 条　傍聴人がこの規則に違背し又は議長の指示に従わず、議場の秩序を紊す虞れがあるときは、議長は傍聴の許可を取消し退場を命ずることができる。

第 67 条　秘密会議を開く決議があったときは、総ての傍聴人は退場しなければならない。

第 14 章　補則

第 68 条　この規則の疑義及び別に規定のない事項については議長がこれを決する。異議あるときは、会議に諮りこれを決める。

附則

1　この規則は議決の日から施行する。

2　従前の首里市議会会議規則並に首里市議会傍聴人取締規則は廃止する。

小禄村

アメリカ統治期（合併前）

小禄村議会定例会〔1948（昭和 23）年 12 月 16 日可決〕

村議会定例会ノ期日ヲ左ノ通リトス。
　2 月 25 日
　5 月 25 日
　8 月 25 日
　12 月 26 日
但シ本年度ニ限リ 5 月 25 日及 8 月 25 日ノ定例議会ハ 1 月 25 日及 3 月 25 日ニ開会スルモノトス。

小禄村議会議員の費用弁償支給条例〔1949（昭和 24）年 5 月 9 日可決〕

費用弁償議員 1 人 1 日金 90 円を支給す、但し、欠席議員には支給せず。

小禄村定例議会招集条例〔1950（昭和 25）年 10 月 5 日可決〕

第 1 条　本村定例議会は新たに成立せる議会毎に、その最初の議会に於いてこれを定める。
第 2 条　本村定例議会は隔両月これを開く。
　但し其の後の議会に於いて会期を変更することを得。

小禄村議会々議規則〔1950（昭和 25）年 11 月 9 日可決〕

第 1 章　総則
第 1 条　会議は午前 9 時に始め午後 4 時に終る。但し時宜により時間を伸縮する事が出来る。
第 2 条　議員が病気又は公務その他已むを得ない事故により会議に出席する事が出来ない場合は書面を以って開議前議長に届出なければならない。
第 3 条　議員中より欠席者ある時は議長より其の旨会議に報告しなければならない。
第 4 条　議員は会議中濫りに議場を退出する事が出来ない。
第 5 条　議員は会議半ばにして着席するときは議長の許可を受けなければならない。
第 6 条　議事を始める時は議長は書記をして議案を朗読せしめなければならない。
　但し時宜により議長の意見を以て朗読を省略する事が出来る。
第 7 条　議員席には番号を附ける。
第 8 条　議員の席は改選後の初会に於て抽籤に依り之を定め一期間据置かなければならない。抽

籤の際欠員若しくは欠席者がある時は他の議員が代って抽籤をなし補欠議員は前任者の席次による。2名以上の補欠議員がある時は抽籤によってこれを定めなければならない。

第 9条　議事中は氏名を唱えず議長は職名議員は議席の番号を呼ぶものとす。

第 2章　議事の日程

第 10条　議長は会議の終りに於いて次日の議事日程を議員に報告しなければならない。但し初日の会議に於いては議事を始める前にこれを報告しなければならない。

第 11条　議員中緊急事件を議題とするため議事日程変更の動議を提出し議員 2 人以上の賛成あるときは議長は、これを議会に諮り可否を決定しなければならない。

議長は村長又はその委任若しくは嘱託を受けた者の請求がある時は討論を用いないで議事日程を変更する事が出来る。

第 12条　議事日程を定めたるもその当日会議を開くことが出来ないで後日会議を開く時は前に報告した日程によらなければならない。

議事日程に定めた事件で当日議了に至らない時は議長は更にその日程を定め議員に報告しなければならない。

第 3章　発言及討論

第 13条　発言せんとする議員は先ず起立し「議長何番」と自己の番号を告げ議長の許可を受けた後発言しなければならない。

第 14条　動議は議員 2 人以上の賛成を以て議題としなければならない。

第 15条　討論は必ず議長に向って此れをなし議員相互に問答することはできない。

第 16条　議長はその論旨が既に尽きたと認めた時は議会に諮り討論を用いないで採決する事が出来る。

第 17条　議長は必要と認める場合に於いては理由を示して議員の発言を止め又は議事を中止する事が出来る。

第 18条　1 議員が未だ議了しない間に他の事件について発言し又は質問する事は出来ない。

第 19条　議長に於いて採決の宣告をした後議員はその議題につき発言する事は出来ない。

第 4章　修正

第 20条　修正案、原案いづれも過半数の賛成を得ない場合調査員を定めこれに付託しその報告を俟って可否を定めなければならない。

第 21条　否決した修正の動議は同一会期内に提出する事は出来ない。

第 22条　議長は議決の趣旨を変更しない限度に於いて前後の照応により字句の修正をなす事が出来る。

第 5章　委員及委員会

第 23条　委員付託の必要があるときは選挙又は議長の指名により委員を設けなければならない。委員の数は偶数としてその員数は会議の決するところによる。

第 24条　委員会は委員長 1 人を互選しなければならない。

第 25条　委員会は委員長がこれを招集する。委員定数の 3 分の 1 以上の請求があるときは必ずこれを招集する。

第 26条　委員長は委員会の議事を整理しその経過及結果報告を作り議会に報告しなければならない。

第 27条　委員会は委員の半数以上出席しなければ議事を開く事はできない。その議事は過半数に

より決する。可否同数なるときは委員長がこれを決する。

可否同数のとき裁決する外委員長は委員として表決に加わることは出来ない。

第 28 条　委員に付託した事件の発議者又は動議提出者はその委員会に列し説明することが出来る。但し表決に加わることは出来ない。

第 6 章　表決

第 29 条　議席の議員は可否の数に入らなければならない。

但し表決の際議席に在らざる議員は表決に加わることは出来ない。

第 30 条　表決の方法は挙手、起立、投票の 3 つとし議長は便宜上その 1 を用いる事が出来る。

第 7 章　会議録

第 31 条　会議録には左の事項を記載しなければならない。

一　会議の始終の年月日及時刻

二　出席議員の氏名

三　市町村制の規定により議員に非ずして議事に参与したる者の職氏名

四　書記の氏名

五　会議に付したる事件題目

六　議決の要旨

七　選挙の顛末及当選者の氏名

八　法令若しくは会議規則に違反し又は議場の秩序を紊り若しくは妨害をなした者の処分に関する事項

九　再議又は再選挙に付せられた事の題目及び顛末

十　其の他必要と認める事項

第 32 条　会議録署名議員は 2 名とし毎会期初日の議事を始める前に之を選挙する。

第 8 章　議場内の秩序

第 33 条　議場に於ては議事に必要でない物件を携行してはならない。

第 34 条　議事中賛声又は否声を発し若しくは喧噪して他人の演説及朗読を妨げてはならない。

附則

本規則は 1950 年 11 月 9 日からこれを施行する。

小禄村議会傍聴人取締規則〔1950（昭和 25）年 11 月 9 日可決〕

第 1 条　会議の傍聴を為さんと欲する者は其の住所氏名を議会書記に申出で議長の承認を得て入場する。

第 2 条　左に掲げる者は傍聴を禁ずる。

一　白痴者

二　酩酊者

三　兇器其の他危険と認める物品を携帯する者

四　他人の厭忌すべき疾病に罹りたる者

第 3 条　傍聴人は静粛を旨とした左記事項を遵守すること。

一　獣類又は杖の類を携行してはいけない
二　飲酒してはいけない
三　会議に対しては言論の是非を為してはいけない
四　私語その他議事を妨害する様な振舞をしてはいけない
五　議会受付係に於て携帯物品の検閲を求める時はこれを拒むことは出来ない
第 4 条　何等の事由があっても傍聴人は議席に入ることは出来ない。
第 5 条　議場内において議員に文書物品の類を差出さんとするものは議会書記に差出して届方を請わなければならない。傍聴人自から差出すことは出来ない。議場内に於て議員に面会を求めんとする場合も議会書記に申出て指揮を受けなければならない。
第 6 条　傍聴を禁ずる場合は門口に「傍聴を禁ず」の札を掲げ議長は入場した傍聴人を直に退場せしめなければならない。
第 7 条　傍聴人は前各条の外総て議長の指揮に従わなければならない。

附則
本規則は 1950 年 11 月 9 日から之を施行する。

小禄村給与条例改正〔1950（昭和 25）年 11 月 9 日可決〕

本村給与条例を左案の通り改正する。
第 1 条　本村議会議員の費用弁償は 1 人 1 日金壱 150 円支給す但し欠席議員には支給せず。
〔以下省略〕

附則
本条例は 1950 年 8 月 1 日より之を施行す。

小禄村報酬及費用弁償支給条例一部改正〔1951（昭和 26）年 5 月 29 日可決〕

本村報酬及費用弁償支給条例第 1 条中、別表の議会議員費用弁償 1 日 150 円とあるを 1 日 200 円に改正する。

小禄村議会委員会条例〔1953（昭和 28）年 5 月 3 日可決〕

第 1 章　通則
第 1 条　本村議会は其の円滑なる運営を計るため常任委員会及特別委員会を置く。
第 2 条　各委員会の委員の選任とその数は議長が議会に諮ってこれを定める。
2　委員に選任された者は正当の理由がなければその任を辞することが出来ない。
第 3 条　委員会に委員長及副委員長各 1 人を置く。

第 4 条　委員会は委員長及副委員長を互選しなければならない。

第 5 条　委員会は委員長がこれを招集する。但し委員会の半数以上の者から委員会招集の請求があるときは委員長は之を招集しなければならない。

第 6 条　委員長は委員会の議事を整理し、その秩序を保持し委員会を代表する。

2　委員長に事故あるときは副委員長が委員長の職務を行う。

3　委員長及び副委員長共に事故あるときは仮委員長を互選し委員長の職務を行わせる。

第 7 条　委員会は委員定数の半数以上出席しなければ議事を開くことが出来ない。

第 8 条　委員会の議事は出席委員の過半数で之を決し可否同数のときは委員長の決するところとする。

2　前項の場合に於いて委員長は委員として議決に加わる権利を有しない。

第 9 条　委員長及び委員は自己又は父母、祖父母、配偶者、子孫若しくは兄弟、姉妹の身上に関する事件に就いては、その議事に参与することができない。但し委員会の同意があったときはその会議に出席し発言することが出来る。

第 10 条　委員会は議長を経由して審査又は調査のため関係者、証人等の出席を求めることが出来る。

第 11 条　委員会は之を公開する。

但し委員長は議員の外傍聴を制限し委員会の議決に依り秘密会をすることが出来る。

2　但し傍聴人の取締に関しては村議会規則を準用する。

第 12 条　委員会は重要な事件に就いては委員会の議決により公聴会を開く事が出来る。

2　前項の場合は議長の許可を受けなければならない。

第 13 条　公聴会開催の場所及日時は公聴会の案件と共に委員長に於て予め之を告示し、且つ其の周知に努めなければならない。

第 14 条　委員長は委員会の経過及結果（公聴会の経過及結果を含む）を議会に報告しなければならない。

第 15 条　委員会の書記は議会書記が之を兼ね委員長の指揮を受け委員会の事務に従事する。

第 16 条　委員長は書記をして会議録を調製せしめ会議の次第及び出席者の氏名を記載させなければならない。

2　前項の会議録は議長に提出し議長は之を保管する。

第 17 条　委員の紀律懲罰に関しては村議会規則及市町村自治法を準用する。

第 2 章　常任委員会

第 18 条　本村議会の常任委員会は左の通りとする。

一　総務財政委員会

二　建設委員会

三　文教厚生委員会

第 19 条　各常任委員会の所管事項は左の通りとする。

但し議会の議決によりその所管事項を変更することが出来る。

一　総務財政委員会

1、村及議会関係の条例並に規則に関する事項

2、税務に関する事項

3、戸籍に関する事項

4、消防に関する事項
5、商工に関する事項
6、土地所有権に関する事項
7、他の委員会の所管に属しない事項
二　建設委員会
1、都市計画に関する事項
2、交通、土木、建築、その他各種工事の計画施行に関する事項
3、電気及水道に関する事項
4、土地調査に関する事項
三　文教厚生委員会
1、教育学芸に関する事項
2、社会福祉に関する事項
3、労務に関する事項
4、保健衛生に関する事項

第 20 条　常任委員会の任期は 2 年とする。但し後任者が就任するとき迄在任する。

第 21 条　委員会に欠員を生じたときは之を補充しなければならない。但し欠員があっても委員会の進行を妨げない。

第 22 条　常任委員は他の常任委員を兼ねることができる。

第 23 条　議会運営その他に関し必要ある場合は委員長会を開くことが出来る。

2　委員会は議会との連絡その他に関し必要ある場合は合同委員会を開く事が出来る。

3　前 2 項の規定による委員会又合同委員会は議長が之を招集してその会の議長となる。

第 3 章　特別委員会

第 24 条　特別委員会は特に重要と認めた事件を審査させる為に臨時に之を設ける。

第 25 条　特別委員会は議会に於て特に付託された議案、請願、陳情を審査し又は事件を調査する。

第 4 章　補則

第 26 条　此の条例に定めるものの外必要な事項はその都度議会の議決により之を定める。

附則

此の条例は議決の日から之を施行する。

小禄村報酬及費用弁償支給条例一部改正〔1953（昭和 28）年 7 月 6 日可決〕

本村報酬及費用弁償支給条例第 1 条中別表の議会議員費用弁償「1 日 200 円」とあるを「1 日 250 円」に改正する。

附則

此の条例は 1953 年 7 月 1 日より之を施行する。

真和志市（村）

アメリカ統治期（合併前）

真和志村議会々議規則〔1948（昭和 23）年 8 月 31 日可決〕

第 1 章　総則

第 1 条　会議は午前 10 時に始め午後 5 時に終る。但し時宜により時間を伸縮することができる。

第 2 条　議員が病気又は公務その他已むを得ない事故により会議に出席することができないときは書面を以って開議前議長に届出てなければならない。

第 3 条　議員中欠席者あるときは議長よりその旨を会議に報告しなければならない。

第 4 条　議員は会議中濫りに議場を退出することができない。但し已むを得ない事故があるときは議長の許可を得て退出することができる。

第 5 条　議員は会議の半ばにして着席するときは議長の許可を受けなければならない。

第 6 条　議事を始めるときは議長は書記をして議案を朗読せしめなければならない。但し時宜により議長の意見を以って朗読を省略することができる。

第 7 条　議員席には番号を附ける。

第 8 条　議員の議席は改選後の初会において抽籤を以ってこれを定め一期間据置かなければならない。抽籤の際欠員若しくは欠席者があるときは他の議員が代って抽籤をなし補欠議員は前任者の席次による。2 名以上の補欠議員があるときは抽籤によってこれを定めなければならない。

第 9 条　議事中は氏名を唱えず議長は職名議員は議席の番号を呼ぶものとす。

第 2 章　議事日程

第 10 条　議長は会議の終りにおいて次日の議事日程を議員に報告しなければならない。但し初日の会議においては議事を始める前にこれを報告しなければならない。

第 11 条　議員中緊急事件を議題とするため議事日程変更の動議を提出し議員 2 人以上の賛成あるときは議長はこれを議会に諮り可否を決定しなければならない。

議長は自ら緊急事件と認めるか市(町)(村)長又はその委任若しくは嘱託を受けた者の請求があるときは討論を用いないで議事日程を変更することができる。

第 12 条　議事日程で定めたるもその当日会議を開くことができないで後日会議を開くときは前に報告した日程によらなければならない。議事日程に定めた事件で当日議了に至らないときは議長は更にその日程を定め議員に報告しなければならない。

第 3 章　発言及び討論

第 13 条　発言せんと欲する議員は先づ起立して「議長何番」と自己の番号を告げ議長の許可を受けた後発言しなければならない。

第 14 条　動議は別に定むる場合を除く外議員 1 人以上の賛成を以って議題としなければならない。

第 15 条　討論は必ず議長に向ってこれをなし議員相互に問答することはできない。

討論は議題の外に渉ることができない。

第 16 条　議長はその論旨が既に尽きたと認めたときは議会に諮り討論を用いないで採決することができる。

第 17 条　議長は必要と認める場合においては理由を示して議員の発言を止め又は議事を中止する

ことができる。

第 18 条　1 議員が未だ議了しない間に他の事件について発言し又は質問することはできない。

第 19 条　議長において採決の宣告をした後議員はその議題につき発言することができない。

第 4 章　修正

第 20 条　同一の議題につき数個の修正動議ある場合においては原案の趣旨に最も遠いものから順次採決する。

第 21 条　修正案原案いづれも過半数の賛成を得ない場合調査委員を定めこれに付託しその報告を俟って可否を決めなければならない。

第 22 条　否決した修正の動議は同一会期内に再び提出することはできない。

第 23 条　議長は議決の趣旨を変更しない限度において前後の照応により字句の修正をなすことができる。

第 5 章　委員及び委員会

第 24 条　委員付託の必要があるときは選挙又は議長の指名により委員を設けなければならない。委員の数は偶数としその員数は会議の決するところによる。

第 25 条　委員会は委員長 1 人を互選しなければならない。

第 26 条　委員会は委員長がこれを招集する。委員定数の 3 分の 1 以上の請求があるときは必ずこれを招集しなければならない。

第 27 条　委員長は委員会の議事を整理しその経過及び結果の報告を作り議会に報告しなければならない。

第 28 条　委員会は委員の半数以上出席しなければ議事を開くことはできない。その議事は過半数により決する。可否同数なるときは委員長がこれを決する。可否同数のとき裁決する外委員長は委員として表決に加わることはできない。

第 29 条　委員に付託した事件の発議者又は動議提出者はその委員会に列し説明することができる。但し表決に加わることはできない。

第 6 章　表決

第 30 条　議席の議員は可否の数に入らなければならない。但し表決の際席に在らざる議員は表決に加わることはできない。

第 31 条　表決の方法は挙手、起立、投票の 3 とし議長は便宜その 1 を用いることができる。

第 7 章　会議録

第 32 条　会議録には左の事項を記載しなければならない。

一　会議始終の年月日及び時刻

二　出席議員の氏名

三　市町村制の規定により議員に非ずして議事に参与したる者の職氏名

四　書記の氏名

五　会議に付したる事件の題目

六　議決の要旨

七　選挙の顛末及び当選者の氏名

八　法令若しくは会議規則に違い又は議場の秩序を紊り若しくは妨害をなしたる者の処分に関する事項

九　再議又は再選挙に付せられたる事件の題目及びその顛末

十　其他必要と認むる事項

第 33 条　会議録署名議員は 2 名とし毎会期これを選挙する。

第 8 章　議場内の秩序

第 34 条　議場において異様の服装をなし又は議事に必要でない物件を携行してはならない。

第 35 条　議事中賛声又は否声を発し若しくは喧噪して他人の演説及び朗読を妨げてはならない。

附則

本規則は 1948 年 8 月 31 日からこれを施行する。

備考

1　読会制度はこれを廃止し議長の運用に委ねたから議長は大体議案の趣旨説明議案に対する質疑討論採決の順で議事を進め修正の動議は議案に対する総括的質疑を終った後提出せしめるようにしその他議事の進行に運営上の注意を加へられたい。

2　予算の修正議案は文書を以ってこれを提出しなければならない。

真和志村議会傍聴人取締規則〔1948（昭和 23）年 8 月 31 日可決〕

第 1 条　会議の傍聴を為さんと欲する者はその住所氏名を受付係に申出てその承認を得て入場する。

第 2 条　左に載げる者は傍聴を禁ずる。

一　白痴者

二　酩酊者

三　兇器その他危険と認める物品を携帯する者

四　他人の厭忌すべき疾病に罹りたる者

第 3 条　傍聴人は静粛を旨とし左記事項を遵守すること。

一　獣類又は杖の類を携行してはいけない

二　飲酒してはいけない

三　会議に対しては言論の是非を為してはいけない

四　私語その他議事を妨害するような振舞をしてはいけない

五　受付係において携帯物品の検閲を求めるときはこれを拒むことはできない

第 4 条　何等の事由があっても傍聴人は議席に入ることはできない。

第 5 条　議場内において議員に文書、物品の類を差出さんとするものは受付係に差出して届方を請わなければならない。傍聴人自から差出すことはできない。議場内において議員に面会を求めんとする場合も受付係に申出て指揮を受けなければならない。

第 6 条　傍聴を禁ずる場合は門口に「傍聴を禁ず」の札を掲げ議長は入場した傍聴人を直に退場せしめなければならない。

第 7 条　傍聴人は前各条の外総て受付係の指揮に従わなければならない。

附則

本規則は 1948 年 8 月 31 日からこれを施行する。

真和志村議会定例会に関する条例〔1948（昭和 23）年 12 月 8 日可決〕

第 1条　真和志村議会の定例会を左記の通り定む。
5 月、8 月、11 月、2 月
第 2条　其の集会の日は最初の議会に於てこれを定める。但しその後の議会に於て変更することを妨げない。集会の日はその月の第 1 土曜日とする。

議会議員の費用弁償額並に旅費日当額宿泊料及其の支給条例
〔1949（昭和 24）年 5 月 7 日可決〕

第 1条　議会議員の費用弁償額を左の通り定む。
一、日当金 50 円也
第 2条　前条の日当は村議会出席者に対し当日打切支給す。
但し村重要問題に関し議会議員全員協議会若しくは委員会を開く場合は村会議に準じ日当を支給す。
第 3条　議会議員公務により旅行若しくは出張する時は左記に依り旅費、日当、宿泊料を支給す。
旅費 1 哩 1 円也
日当 1 日金 30 円也
宿泊料 1 泊 1 人金 150 円也
第 4条　前条の旅費、日当、宿泊料は翌月 5 日之を支給す。
但し休日に当る時は順次繰下げとす。

附則
本条例は 1949 年 4 月 1 日より之を施行す。

議会議員の費用弁償額並に旅費日当額宿泊料及其の支給条例改正
〔1950（昭和 25）年 6 月 8 日可決〕

第 1条　議会議員の費用弁償額を左記の通り定む。
1 日当 50 円とあるを
1 日当 150 円と改む

附則
本条例は 1950 年 6 月 1 日より施行し 1949 年 4 月 1 日の施行条例は改廃す。

真和志村議会定例会に関する条例〔1950（昭和 25）年 10 月 2 日可決〕

第 1条　真和志村議会の定例会を左記の通り定む。

2月、5月、8月、11月

第 2条　其の集会の日は最初の議会に於て定める。但し其の後の会に於て変更することを妨げない。集会の日は其の月の第1土曜日とする。

議会議員の費用弁償額並に旅費日当額及び宿泊料支給条例

〔1950（昭和 25）年 11 月 9 日可決〕

第 1条　本村は議会議員に対し左の通り費用の弁償を為す。

1ヶ月金 600 円也

第 2条　本村は議会議員が公務に依り村外へ出張又は旅行をする時は旅費日当を支給す。

日当 1日金 200 円也

旅費実費（船車馬賃）

第 3条　公務に依り出張先に於て宿泊を要するときは1泊金 510 円也、宿泊料を支給す。

第 4条　第 1条の費用弁償は其の月の翌月 5日に為し前 2条の支払は理由を附したる書面を以て請求ある場合に限り之を支給す。

附則

本条例は 1950 年 11 月 9 日より之を施行し 1950 年 6 月 1 日施行の条例は之を廃止する。

議会議員の報酬並に旅費日当額及宿泊料支給条例〔1951（昭和 26）年 3 月 30 日可決〕

第 1条　本村議会議員に左の通り報酬を支給す。

1ヶ月金 1,500 円也

第 2条　本村は議会議員が公務に依り村外へ出張又は旅行をするときは旅費日当を支給す。

日当　1日金 200 円也

旅費　実費（船車馬賃）

第 3条　公務に依り出張先に於て宿泊を要するときは左の通り宿泊料を支給す。

1泊金 150 円也

第 4条　第 1条の報酬は翌月 5日之を支給す。

但し休日に当るときは順次繰下ぐるものとす。

第 2条、第 3条に就而は理由を附したる書面を以て請求ある場合に限り之を支給す。

附則

本条例は 1951 年 4 月 1 日より之を施行し 1950 年 11 月 1 日施行の条例は之を廃止する。

真和志村報酬及費用弁償支給条例〔1952（昭和 27）年 4 月 3 日可決〕

第 1条　村議会議員、選挙管理委員、選挙長、投票分会長、選挙立会人及投票立会人が職務のた

めに要する費用弁償並報酬は別表第 1 号に依り之を支給する。

第 2 条　村議会議員、選挙管理委員、選挙長、投票分会長、選挙立会人及投票立会人が職務のために旅行をなすときは別表第 2 号に依り之を支給する。

第 3 条　費用弁償、報酬及旅費支給に関する方法は村職員給料支給条例、村旅費日直宿直賄料及び其の他日当支給条例を準用する。

附則

この条例は 1952 年 4 月 1 日より之を施行し 1951 年 4 月 1 日施行の条例は之を廃止する。

別表 1

1　議会議員	月	2,500 円以内
2　選挙管理委員長	月	4,500 円以内
3　専任選挙管理委員	月	4,000 円以内
4　選挙管理委員	1 日	150 円以内
5　選挙長	1 日	150 円以内
6　投票分会長	1 日	150 円以内
7　選挙立会人	1 日	150 円以内
8　投票立会人	1 日	150 円以内

別表 2

区分	日当	宿泊料	汽車賃	船賃	車馬賃
金額	50 円	250 円	実費	実費	実費

真和志村議会々議規則〔1953（昭和 28）年 4 月 20 日可決〕

第 1 章　総則

第 1 条　真和志村議会の会議は市町村自治法に規定するものの外この規則に依る。

第 2 条　議員の議席は総選挙後始めの会議に於て抽籤でもってこれを定め番号標をつける。

2　補欠議員は前任者の議席に着く。2 人以上の補欠議員ある場合には抽籤でもってこれを定める。

3　補充選挙に依る議員の議席は抽籤に依りこれを定めて第 1 項によりて選出された議員の次席より順次議席を定める。

第 3 条　議員は招集の当日開議定刻前議場に参集して出席簿に捺印しなければならない。

第 4 条　議員が欠席しようとする時は当日の開議前その事由を議長に届けでなければならない。

第 5 条　議員中欠席者があるときは議長より其の旨を会議に報告しなければならない。

第 6 条　議員は会議中濫りに議場を退出することが出来ない。但し止むを得ない事故があるときは議長の許可を受けなければならない。

第 7 条　議員は会議の半ばで着席するときは議長の許可を受けなければならない。

第 8 条　議事を始めるときは議長は書記に議案の朗読をさせなければならない。但し時宜により

議長の意見で朗読を省略することが出来る。

第 9 条　議事中は氏名を唱えず議長は職名議員は議席番号を呼ぶものとす。

第 10 条　議会の会期は左の通りとし招集された日からこれを起算する。

一　通常予算及び決算を審議する定例会は 10 日以内その他の定例会は 3 日以内とする。

二　臨時会は 3 日以内とする。

第 11 条　前条の会期は議長の意見又は議会の議決により 10 日以内までこれを延長することができる。

会期の延長並に開閉に関し議決があった時は議長は直ちに村長に通知しなければならない。

第 12 条　会議は午前 10 時に始め午後 5 時に終る。但し時宜により時間を伸縮することができる。

第 13 条　開議の時刻が来たときは、議長は議席について諸般の事項を報告した後会議を開くことを宣言しなければならない。

第 14 条　開議時刻後 2 時間を経てもなお出席議員が定数に満たない時又は会議中退席する者があって定数を欠いたときは延会することができる。

第 2 章　議事日程

第 15 条　会議を開こうとするときは議長は予め議事日程を定めこれを議会に報告する。

第 16 条　議員中緊急事件を議題とするため議事日程変更の動議を提出して議員 2 人以上の賛成があるときは議長はこれを議会に諮り可否を決定しなければならない。

議長は自ら緊急事件と認めるか村長又はその委任若しくは嘱託を受けた者の請求があるときは討論を用いないで議事日程を変更することができる。

第 17 条　議事日程に記載した事件の議事を始めることが出来なかったとき又はその議事を終らなかったときは議長は更にその日程を定めなければならない。

第 3 章　発言及討論

第 18 条　会議で発言しようとする者は議長と呼んで自己の番号を告げ議長の許可を得た後発言することが出来る。2 人以上発言を求めたときは議長は先に発言を求めたと認めた者を指名して発言させる。

第 19 条　動議は別に定める場合を除く外議員 2 人以上の賛成を以て議題としなければならない。

第 20 条　討論は必ず議長についてこれをなし議員相互に問答することは出来ない。討論は議題外に渉ることは出来ない。

第 21 条　議長はその論旨が既に尽きたと認めた時は議会に諮って討論を用いないで採決することができる。

第 22 条　議長は必要と認めた場合には理由を示して議員の発言を止め又は議事を中止することができる。

第 23 条　1 議案が未だ議了しない間に他の事件について発言したり又は質問することはできない。

第 24 条　議長に於て採決の宣告をした後議員はその議題について発言することはできない。

第 4 章　修正

第 25 条　同一の議題について数個の修正案が提出された場合は議長が採決の順序を定める。その順序は原案に最も遠いものから採決する。

第 26 条　修正案原案いづれも過半数の賛成がない場合は調査委員を定めてこれに付託してその報告を俟って可否を決めなければならない。

第 27 条　否決した修正の動議は同一会期内に再び提出することはできない。

第 28 条　修正案が全部否決されたときは原案について採決しなければならない。

第 5 章　表決

第 29 条　表決の際議場に現在居る議員は表決の数に加わらなければならない。

議員は自己の表決について更正を求めることは出来ない。

第 30 条　議長が表決をとろうとするときは表決に付する問題を宣言しなければならない。

議長が表決の問題を宣言した後は何人も議題について発言することができない。

第 31 条　採決の方法は議席で挙手、起立、記名及び無記名投票の 4 種とし議長は適宜これを用いる。但し 5 人以上の異議があるときは会議に諮って討論を用いないで採決方法を決めることができる。

第 32 条　表決が投票によってなされた場合は議長は開票して結果を宣言しなければならない。

第 33 条　議長は必要があると認めたときは議員中から数名の立会人を指命して投票の点検に立会させることができる。

第 6 章　請願

第 34 条　請願を受理した議長又は議員は請願書の表紙にその氏名及び受理年月日を記載して議長に提出しなければならない。

第 35 条　議長は請願書の処理に対しては議会に諮り議会の会議に付するを要するものか要せないものかを決定し其の処置をなさねばならない。

第 7 章　会議録

第 36 条　会議録には左の事項を記載する。

一　開会、閉会、開議、休憩、散会及び延会の年月日、時刻

二　議事日程

三　出席議員の番号と氏名

四　説明のため出席した役所職員及び委員の職氏名

五　会議に付された事件

六　会議で行った選挙の顛末

七　議題となった発案、発議の動機及びその提出者の番号氏名

八　議決の要領

九　採決及び可否について

十　議長その他の報告

十一　その他議会に於て必要なる事項

第 37 条　議長は毎会期開会に当って会議録署名人を選挙しなければならない。

第 38 条　会議録には議長外 2 名の署名議員をして署名させなければならない。

第 8 章　紀律及び懲罰

第 39 条　議場に入る者は帽子、襟巻、傘、杖の類を着用又は携帯してはならない。

但し病気その他の理由で議長の許可を受けたときはこの限りでない。

第 40 条　議員及び市町村自治法第 61 条の規定による出席者は会議中私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

第 41 条　議長は会議中議事の妨害となるような行為のある議員の言動に対しこれを制止し又は発言を取消し若しくは退場を命ずることができる。

第 42 条　懲罰事犯があるときは議長は先ずこれを特別委員会に付し審査させて会議の議決を経て

これを宣告する。

第 43 条　常任委員会及び特別委員会において懲罰事犯があるときは委員長はこれを議長に提訴しなければならない。

第 44 条　懲罰の動議は 3 人以上の賛成者がなければこれを議題とすることができない。

2　懲罰の動議については討論を用いないで議会の決をとり特別委員会に付する。

第 45 条　議員は自己の懲罰事犯についての会議及び委員会に出席することはできない。但し議長又は委員長の許可を受け自ら弁明することができる。

第 46 条　懲罰の動議並びに提訴は事犯の当日又は次の会議までにこれを提出しなければならない。

附則

１、この規則は議決の日から施行し 1948 年 8 月 31 日に議決した議会規則は之を廃す。

真和志村議会常任委員会及び特別委員会条例〔1953（昭和 28）年 4 月 20 日可決〕

第 1 条　真和志村議会はその円滑な運営を図るため常任委員会及特別委員会を置く。

第 2 条　常任委員会は委員 6 人以内でこれを組織しその部に属する事務に関して調査を行い議案、請願、陳情等を審査する。

第 3 条　各部委員会は村の機構に依る部課の分掌に属する事項を分担する。

第 1 部委員会

庶務課、社会課（秘書課）に関する分掌事項

第 2 部委員会

税務課、会計課に関する分掌事項

第 3 部委員会

産業課、土地課に関する分掌事項

第 4 部委員会

土木課、建築課に関する分掌事項

第 4 条　特別委員会は特定の事件を審査させるため必要がある場合において村議会の議決によりこれを置くものとする。

第 5 条　特別委員会の委員の定数は議長が議会に諮ってこれを定める。

第 6 条　常任委員会及び特別委員会は議会でこれを選任する。

第 7 条　議員は 1 個の常任委員会の委員となる。但し 2 個を超える常任委員会の委員となることは出来ない。

第 8 条　常任委員会及び特別委員会は委員長副委員長各 1 人を置く。委員長副委員長事故あるときは仮委員長を互選する。

第 9 条　委員会は委員長がこれを招集する。但し 2 人以上から委員会招集の請求があるときは委員長はこれを招集しなければならない。

委員長は委員会を招集するときは予めこれを議長に通知しなければならない。

第 10 条　委員長は委員会（公聴会）に議事を整理し秩序を保持して委員会を代表する。

第 11 条　委員会は委員の半数以上出席しなければ議事を開き議決することが出来ない。但し、市

町村自治法第 57 条の規定に依る除斥のため半数に達しないとき又は同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときはこの限りでない。

第 12 条　委員会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは委員長の決するところによる。

前項の場合は委員長は委員として議決に加わる権利がない。

第 13 条　委員長及び委員は自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。但し委員会の同意があったときは其の会議に出席し発言することができる。

第 14 条　委員長は議長を経て村長、選挙管理委員会の委員長、監査委員、其の他村の委任又は嘱託を受けた者に対し説明のため出席を求めることができる。

第 15 条　委員は正当な事由がなければこれを辞すことができない。委員長は其の職を辞すときは議長の許可を得なければならない。

第 16 条　委員会は議会の議決により特に付議された事件については閉会中もなおこれを審査する事ができる。

第 17 条　委員会の会議はこれを公開する。但し委員会の決議によって秘密会とすることができる。

委員長は秩序を保持するため必要があるときは傍聴人を制限し又は退場を命ずることができる。

第 18 条　常任委員会は重要な案件につき、委員会の決議により公聴会を開くことができる。

第 19 条　委員長は公聴会開催の場所及び日時を公聴会の案件とともに公衆の見易い場所に告示して周知に努めなければならない。

第 20 条　常任委員会は公聴会開催の場合において真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者から意見を求めるときは予めその案件並びに公聴会を開くべき場所及び日時を通知しなければならない。

第 21 条　公聴会に出席した者は委員長の許可を受け公聴会の案件についてその意見を述べることができる。

第 22 条　委員長は公聴会の傍聴人を制限することができる。

第 23 条　委員長は委員会（公聴会を含む）の経過及び結果を議会に報告しなければならない。

第 24 条　委員会で廃棄された少数意見は委員長並に少数意見者がこれを議会に報告することができる。

第 25 条　委員会の書記は議会書記がこれを兼ねて委員長の指揮を受けるものとす。

第 26 条　各部常任委員会の連絡及び総合審査をはかるために議長は各部委員会の委員長の連絡協議会を開くことができる。

第 27 条　委員長は書記に会議の次第及び出席委員の氏名並に公聴会に参加を求められて出席した者の氏名を記載した会議録を調製させなければならない。

前項の記録は議長に提出し議長はこれを保管しなければならない。

第 28 条　前各条に定めるものを除く外会議について必要な事項は委員会でこれを定める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

真和志村議会傍聴規則〔1953（昭和 28）年 4 月 20 日可決〕

第 1条　村議会の会議を傍聴しようとする者は住所、氏名、職業を記載し申出でなければならない。

第 2条　傍聴人は如何なる事由があっても議場に入ることを許されない。

第 3条　兇器を持っている者、酩酊している者、11 歳未満の者その他議長において取締上必要があると認められる者は傍聴席に入場することを許さない。

第 4条　傍聴席に在る者は左の事項を守らなければならない。

一　会議場内の言論に対し可否を表明しないこと

二　喧噪に亘り議事を妨害しないこと

三　帽子、外套の類を着用しないこと

四　傘、杖、包物の類を携帯しないこと

五　飲食をしないこと

第 5条　傍聴人がこの規則に違背し又は議長の指示に従わず議場の秩序を紊す虞があるとき議長は傍聴許可を取消し退場を命ずることができる。

第 6条　秘密会議を開く決議があったときは総ての傍聴人は退場しなければならない。

附則

この規則は議決の日から施行し 1948 年 8 月 31 日に議決した規則はこれを廃する。

真和志村報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例
〔1953（昭和 28）年 6 月 27 日可決〕

第 1条　村議会の議員、村議会の議員の中より選任された常任委員、特別委員及び監査委員並びに専門委員、選挙管理委員及び選挙の実施に関する事務に従事する者に対しては次に定める報酬又は費用弁償を支給する。

一　村議会議長	月額	3,000 円
二　村議会副議長	月額	2,500 円
三　その他の村議会議員	月額	2,000 円
四　村議会の常任及び特別委員	日額	150 円
五　村議会議員の中より選任された監査委員	月額	1,000 円
六　専門委員	月額	5,000 円以上 7,000 円以内
	日額	200 円
七　選挙管理委員会の委員長	月額	5,000 円以上 6,000 円以内
八　選挙管理委員会常任委員	月額	3,000 円以上 5,000 円以内
九　選挙管理委員会その他の委員	日額	150 円

十　選挙長　日額　300 円
十一　投票分会長　日額　200 円
十二　選挙立会人　日額　150 円
十三　投票立会人　日額　150 円
十四　選挙の実施に関する事務に従事するその他の職員　日額　150 円以内

第 2 条　報酬及び費用弁償は次の区分によって支給する。
一　報酬は村職員に対する給料支給の例による。
二　費用弁償は職務従事後

第 3 条　第 1 条に規定する者が職務のため旅行するときは次に定める費用を弁償する。

区分	日当	宿泊料	汽車賃	船賃	車馬賃
金額	50 円	250 円	実費	実費	実費

第 4 条　報酬及び費用弁償の支給方法についてはこの条例に定めるものの外市職員の給料及び旅費の額並びにその支給方法を定める条例を準用する。

附則
本条例は 1953 年 7 月 1 日より之を施行し 1952 年 4 月 1 日施行の条例は之を廃止する。

議会の議決に付すべき契約に関する条例〔1953（昭和 28）年 6 月 27 日可決〕

第 1 条　市町村自治法第 36 条第 1 項第 9 号の規定により契約の締結で議会の議決を経なければならないものは左のとおりとする。
一　不動産の売却
二　予定価格 50 万円以上の動産の売却
不動産又は動産の購入譲渡賃貸借若しくは交換及び動産の売却工事の請負其他の契約で議会の議決を経る必要があると村長が認めるものについても又前項の例による

第 2 条　市町村自治法第 175 条第 2 項の規定による議会の議決において出席議員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない契約で市町村自治法第 175 条第 1 項の規定によるものは左のとおりとする。
一　予定価格 100 万円以上の不動産の購入売却若しくは譲渡
二　予定価格 100 万円以上の動産の購入売却若しくは譲渡

第 3 条　第 1 条及び第 2 条に掲げる契約で急施を要し議会の議決を経る前にこれを締結しようとするときは村長は議会の議決を経たときに当該契約が成立する旨を落札人又は相手方に告げその旨を記載した仮契約書を取りかわすものとする。村長は前項の規定による契約に関する事件については次の議会にこれを提案しなければならない。

附則
この条例は公布の日から施行する。

議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産営造物に関する条例

〔1953（昭和 28）年 6 月 27 日可決〕

第 1 条　議会の議決を要すべき財産の取得又は処分営造物の設置又は処分及び住民の一般投票に付すべき財産又は営造物の処分又は使用についてはこの条例の定めるところによる。

第 2 条　市町村自治法第 36 条第 1 項第 7 号の規定により財産の取得又は処分及び営造物の設置又は処分で議会の議決を経なければならないものは左の通りとする。

一　水道事業施設

二　消防事業施設

三　港湾施設

四　公園

五　市場

六　図書館

七　託児所

八　墓地

九　火葬場

十　塵芥処理場

十一　1 件 300 坪以上の土地

十二　1 件 5 万円以上の株券、社債、権利

十三　その他右各号に準ずべきもので村長が重要と認める財産又は営造物

第 3 条　財産又は営造物の独占的な利益を与えるような処分又は 10 年を超える期間にわたる独占的な使用の許可で市町村自治法第 146 条第 2 項の規定により選挙人の投票においてその過半数の同意を経なければならないものは左の通りとする。

一　水道事業施設

前項の処分又は使用の許可についてはあらかじめ議会の同意を得なければならない。

第 4 条　財産又は営造物の独占的な利益を与えるような処分又は 10 年を超える期間にわたる独占的な使用の許可で市町村自治法第 146 条第 2 項の規定により議会の議決において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を経なければならないものは左の通りである。

一　消防事業施設

二　港湾施設

三　公園

四　市場

附則

この条例は公布の日から施行する。

真和志市議会事務局設置条例〔1953（昭和 28）年 10 月 2 日可決〕

第 1 条　真和志市議会に事務局を置く。

第 2 条　事務局は議会に関する一切の事務を処理する。
第 3 条　事務局に次の職員を置く。
　事務局長　　1 名
　書記　　1 名
　その他の職員　1 名
第 4 条　事務局長は、議長の命を受け事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2　事務局長に事故があるときは、上席職員が事務を代行する。
第 5 条　書記其の他の職員は、上司の指揮を受け事務を処理する。
第 6 条　事務局の処務上必要な事項は、議長が別にこれを定める。

　附則
　この条例は公布の日から施行する。

真和志市議会定例会規則〔1954（昭和 29）年 8 月 5 日可決〕

第 1 条　真和志市議会の定例会は毎年 3 月、6 月、10 月、12 月これを開く。

　附則
　本則は 1954 年 8 月 6 日からこれを施行する。

真和志市議会委員会条例〔1954（昭和 29）年 10 月 29 日可決〕

第 1 条　真和志村議会はその円滑なる運営をはかるため常任委員会及び特別委員会を置く。
第 2 条　常任委員会は左の 4 部とし各部委員会は委員 7 人以内で組織する。
　第 1 部委員会
　第 2 部委員会
　第 3 部委員会
　第 4 部委員会
第 3 条　各部委員会は市の機構による課の分掌事項を左の通り分担する。
　第 1 部委員会
　　庶務課、社会課、戸籍課、消防に関する分掌事項
　第 2 部委員会
　　税務課、会計課、徴税課に関する分掌事項
　第 3 部委員会
　　産業課、土地課に関する分掌事項
　第 4 部委員会
　　建築課、衛生課に関する分掌事項
第 4 条　議員は 1 個の常任委員会の委員となる。但し 2 個を超える常任委員会の委員となること

はできない。

第 5 条　特別委員会は特定の事件を審査させるため必要ある場合に議会の議決によりこれを置く。

第 6 条　特別委員会の委員及び員数は議長が議会に諮ってこれを定める。

第 7 条　委員会は委員長及び副委員長各 1 人を置く。委員長及び副委員長は委員会で互選する。

2　委員長、副委員長がともに事故があるときは仮委員長を互選する。

第 8 条　委員会は委員長がこれを招集する。但し半数以上から委員会招集の請求があるときは委員長はこれを招集しなければならない。委員長は委員会を招集するときは予めこれを議長に通知しなければならない。

第 9 条　委員長は委員会（公聴会も含む）の議事を整理し秩序を保持して委員会を代表する。

2　委員長に事故があるときは副委員長が委員長の職務を行う。

3　委員長及び副委員長ともに事故あるときは仮委員長を互選し、委員長の職務を行う。

第 10 条　委員会は委員の半数以上出席しなければ議事を開くことができない。但し市町村自治法第 57 条の規定による除斥のためなお半数に達しないとき又は同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときはこの限りでない。

第 11 条　委員会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは委員長の決するところによる。

2　前項の場合は委員長は委員として議決に加わる権利がない。

第 12 条　委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件についてはその議事に参与することができない。但し委員会の同意があったときはその会議に出席し発言することができる。

第 13 条　委員会は市長、選挙管理委員会の委員長、監査委員、その他委任又は嘱託を受けた者に対し説明のため出席を求め又は審査に必要な報告及び文書の提出を求めることができる。

第 14 条　委員は正当な事由がなければこれを辞めることができない。委員長がその職を辞めるときは議長の許可を得なければならない。

第 15 条　委員会は議員の外委員長の許可を得てこれを傍聴することができる。但し委員会の議決によって秘密会とすることができる。

2　委員長は秩序を保持するため必要があるときは傍聴人の退場を命ずることができる。

第 16 条　公聴会は委員会の議決によりこれを開くことができる。

2　委員会に於て公聴会を開こうとするときは予め議長に連絡の後これを開かなければならない。

第 17 条　公聴会を開催するときは委員長は予め開催の場所及び日時を公聴会の案件とともに公衆の見易い場所の告示して周知に努めなければならない。

第 18 条　委員会は公聴会開催の場合において真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者から意見を求めるときは予めその案件並に公聴会を開くべき場所及び日時を通知しなければならない。

第 19 条　公聴会に出席した者は委員長の許可を受け公聴会の案件についてその意見を述べることができる。

第 20 条　委員長は委員会（公聴会を含む）の経過及び結果を議会に報告しなければならない。

2　公聴会を開いた案件に関する議会の審議の結果は委員長においてこれを公表しなければならない。

第 21 条　委員会で廃棄された少数意見は委員長並に少数意見者がこれを議会に報告することができる。

第 22 条　委員会の書記は議会書記がこれを兼ねて委員長の指揮を受けるものとする。
第 23 条　各部委員会の連絡及び総合の審査をはかるため議長は各部委員会の委員長の連絡協議会を開くことができる。
第 24 条　委員会は必要があれば他の委員会と連絡して合同委員会を開くことができる。
2　合同委員会は議長がこれを招集してその会の委員長となる。
第 25 条　委員会はその付託された事件に関し意見を有する議員があるときはその意見を聞くことができる。
第 26 条　委員長は審査又は調査のための関係者、証人等の出席を求めることができる。
第 27 条　委員長は書記をして会議録を調整し会議の次第及び出席委員の氏名並に公聴会に参加を求められて出席した者の氏名を記載させ 2 人以上の委員とともにこれに署名しなければならない。
2　前項の記録は議長に提出し議長はこれを保管しなければならない。
第 28 条　前各条に定めるものを除く外委員会の会議について必要な事項は議会においてこれを定める。

附則
この条例は公布の日から施行し 1953 年 4 月 18 日の条例はこれを廃する。

真和志市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例

〔1955（昭和 30）年 6 月 21 日可決〕

真和志市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を次のとおり改める。
第 1 条第 1 号中「月額 3,000 円」を「月額 3,000 円以上 5,000 円以内」に、第 2 号中「月額 2,500 円」を「月額 2,500 円以上 4,500 円以内」に、第 3 号中「月額 2,000 円」を「月額 2,000 円以上 4,000 円以内」に改める。

附則
この条例は公布の日から施行し 1955 年 7 月 1 日から適用する。

真和志市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例

〔1956（昭和 31）年 4 月 3 日可決〕

真和志市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を次のとおり改正する。
第 1 条第 2 項の左の各号を次のとおり改める。

四　市議会の常任及び特別委員	日額	100 円以上 150 円以内

〔一部省略〕
第 2 条を第 3 条とし、以下 1 条ずつ繰下げ、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条　前条の報酬は、その職員になった月の当月分から支給し、退職、失職又は死亡した月の当月分まで支給する。

2　任期満了によって退職した者が再び就職したときは、引続き在職したものとして支給する。

附則

この条例は公布の日から施行する。

真和志市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例

〔1956（昭和 31）年 10 月 13 日可決〕

第 1 条及び第 4 条を次のとおり改める。

第 1 条第 1 項第 14 号の次に次の 1 号を加える。

十五　議員の監査立会人　　日額　100 円以上
　　200 円以内

第 4 条　第 1 条に規定する者が職務のため旅行するときは、次に定める費用を弁償する。

区分	船賃	バス賃	車馬賃 (1 料につき)	日当	宿泊料
議会議長	1 等運賃	実費	5 円	120 円	350 円
議会議員 専門委員 選挙管理委員長	2 等運賃	〃	5 円	90 円	320 円
選挙管理委員及び 選挙事務従事者	3 等運賃	〃	5 円	80 円	310 円

附則

この条例は公布の日から施行する。

真和志市議会の委員会が調査等を行う場合の委員の調査雑費に関する条例

〔1956（昭和 31）年 10 月 13 日可決〕

真和志市議会の常任委員会及び特別委員会が事務の調査若しくは議会の議決で特に付託された事件について審査をしたときはその委員は月額 500 円の定額によって調査雑費を受ける。ただし真和志市議会の委員会に出席した議長も同様とする。

附則

この条例は 1956 年 7 月 1 日から適用する。

真和志市議会事務局設置条例（一部改正）〔1956（昭和 31）年 10 月 13 日可決〕

第 3 条を次のとおり改める。

第 3 条　事務局に次の職員を置く。

事務局長　　1 名
書記　　4 名
その他の職員　2 名

附則

この条例は公布の日から施行する。

真和志市議会々議規則〔1957（昭和 32）年 2 月 22 日可決〕

真和志市議会々議規則（1953 年 4 月 20 日施行）の全部を改正する。

第 1 章　総則

（参集）

第 1 条　議員は、招集の当日開会定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第 2 条　議員は事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。

（議席）

第 3 条　議員の議席は一般選挙後最初の会議において、籤で定める。

2　補欠選挙で議員になった者の議席は議長が定める。

3　議長は必要があると認めるときは、会議に諮り議席を変更することができる。

4　議席には番号標を付ける。

（会期）

第 4 条　会期は毎会期の初めに議会の議決で定める。

2　会期は招集された日から起算する。

（会期の延長）

第 5 条　会期は議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第 6 条　会議に付された事件をすべて議了したときは会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第 7 条　議会の開閉は議長が宣告する。

（会議時間）

第 8 条　会議時間は午前 10 時から午後 5 時までとする。

2　議長は必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。但し、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3　会議の開始は号鈴で報ずる。

（休会）

第 9 条　日曜日及び休日は、休会とする。

2　議事の都合その他必要があるときは､議会は議決で休会することができる。

3　議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4　市町村自治法（以下法という。）第 54 条第 1 項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉）

第 10 条　開議、散会、延会、又は休憩は議長が宣告する。

2　議長が開議を宣告する前又は散会、延会、休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第 11 条　開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2　会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3　会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）

第 12 条　法第 53 条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の居所に文書又は口頭を以って行う。

第 2 章　議案及び動議

（議案の提出）

第 13 条　議員が議案を提出しようとするときは、その案を具え、理由を付けて議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第 14 条　議会で議決された事件については同一会期中は再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第 15 条　動議はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 1 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正動議の提出方法）

第 16 条　修正動議はその案を具え、3 人以上の賛成者と共に連署してあらかじめ議長に提出しなければならない。但し簡単なるものについては、会議において口頭で陳述することが出来る。この場合においてもなお 3 人以上の賛成者を要する。

（先決動議の表決順序）

第 17 条　他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。但し、出席議員 4 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかり決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第 18 条　会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2　議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第 3 章　議事日程

（日程の作成及び配布）

第 19 条　議長は開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め開議日前 3 日目までに議員に配布する。但し、やむを得ないときは議長がこれを報告して配布にかえることができる。

（日程の順序変更及び追加）

第 20 条　議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いないで会議にはかり、議事日程を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（議事日程のない会議の通知）

第 21 条　議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2　前項の場合議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

（延会の場合の議事日程）

第 22 条　議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは議長は、更にその日程を定めなければならない。

（日程の終了及び延会）

第 23 条　議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2　議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかり延会することができる。

第 4 章　選挙

（選挙の宣告）

第 24 条　議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

（不在議員）

第 25 条　選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口閉鎖）

第 26 条　投票による選挙を行うときは、議長は第 24 条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第 27 条　投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2　議長は職員をして投票箱を改めさせなければならない。

（投票）

第 28 条　議員は、職員の点呼に応じて、順次投票を備え付けの投票箱に投入する。

（投票の終了）

第 29 条　議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有無を確め、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は投票することができない。

（開票及び投票の効力）
第 30 条　議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。
2　前項の立会人は、議長が議員の中から会議にはかって指名する。
3　投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。
（選挙結果の報告）
第 31 条　議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。
2　議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。
（選挙関係書類の保存）
第 32 条　議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類と併せてこれを保存しなければならない。

第 5 章　議事

（議題の宣告）
第 33 条　会議に付する事件を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。
（一括議題）
第 34 条　議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。但し、異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。
（議案等の朗読）
第 35 条　議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。
（議案等の説明、質疑及び委員会付託）
第 36 条　会議に付する事件は、第 87 条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明をきき、議員の質疑があったときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会に付託し、又は議会の議決で特別委員会に付託する。
2　提出者の説明又は委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
（付託事件を議題とする時期）
第 37 条　委員会に付託した事件は、その審査終了をまって議題とする。
（委員長及び少数意見者の報告）
第 38 条　委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、まづ委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。
2　少数意見が 2 個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。
3　第 1 項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会報告書若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。
4　委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。
（修正案の説明）
第 39 条　委員長の報告及び少数意見者の報告が終ったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は修正案の説明をさせる。
（委員長報告等に対する質疑）
第 40 条　議員は、委員長及び少数意見を報告したものに対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対してもまた同様とする。
（討論及び表決）
第 41 条　議長は、前条の質疑が終ったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第 42 条　議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

（委員会の審査又は調査期限）

第 43 条　議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限をつけることができる。

2　前項の期限内に審査又は調査を終ることができないときは、委員会は期限の延期を議会に求めることができる。

（委員会の中間報告）

第 44 条　議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

（再審査のための付託）

第 45 条　委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

（議事の継続）

第 46 条　延会又は休憩のため、事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 6 章　発言

（発言の場所）

第 47 条　発言は、すべて議長の許可を得た後、議席又は登壇してしなければならない。

2　議長は議席で発言する議員を登壇させることができる。

（発言の許可）

第 48 条　会議において発言しようとする者は「議長」と呼び、自己の番号を告げ議長の許可を得て発言しなければならない。

2　2 人以上発言を求めたときは、議長は先に発言を求めたと認めた者を指名して発言させる。

（発言の内容の制限）

第 49 条　発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2　議長は、発言が前項の規定に反すると認めたときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3　議員は、質疑に当っては、自己の意見を述べることができない。

（討論の方法）

第 50 条　討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者及反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

（議長の発言討論）

第 51 条　議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終った後、議長席に復さなければならない。但し、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは議長席に復することができない。

（質疑及び討論の回数）

第 52 条　質疑及び討論は同一議員につき同一議題について 2 回を超えることができない。但し議長の許可を得たときは、この限りでない。

（発言時間の制限）

第 53 条　議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2　議長の定めた時間の制限につき、出席議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

（議事進行に関する発言）

第 54 条　議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2　議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第 55 条　延会又は休憩のため発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めるときは、前の発言を続けることができる。

（質疑討論の省略又は終結）

第 56 条　質疑又は討論が終ったとき議長は、その終結を宣告する。

2　質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3　議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。

4　質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第 57 条　選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。但し、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（一般質問）

第 58 条　議員は、市の一般事務につき、議長の許可を得て質問することができる。

2　質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

（緊急質問等）

第 59 条　質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2　前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（準用規定）

第 60 条　質問については、第 47 条、第 48 条、第 53 条、第 55 条、第 56 条の規定を準用する。

（答弁書の配布）

第 61 条　市長その他関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読を以て配布にかえることができる。

第 7 章　委員会

（議長への通知）

第 62 条　委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を議長に通知しなければならない。

（会議中の委員会の禁止）

第 63 条　委員会は、議会の開議中は開くことができない。

（委員の発言）

第 64 条　委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

（委員外議員の発言）

第 65 条　委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2　委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

（委員の議案修正）

第 66 条　委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

（分科会又は小委員会）

第 67 条　委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

（連合審査会）

第 68 条　委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

（証人出頭又は記録提出の要求）

第 69 条　委員会は、法第 40 条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは議長に申出なければならない。

（所管事務等の調査）

第 70 条　常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等を議長に通知しなければならない。

（委員の派遣）

第 71 条　委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

（閉会中の継続審査）

第 72 条　委員会が閉会中もなお審査を継続する必要があると認めるときは、その理由をつけ、委員長から議長に申出なければならない。

（少数意見の留保）

第 73 条　委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2　前項の規定により少数意見を留保した者がこの意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。

（委員会報告書）

第 74 条　委員会が事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

第 8 章　表決

（表決問題の宣告）

第 75 条　議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

（不在議員）
第 76 条　表決宣言の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。
（条件の禁止）
第 77 条　表決には条件を付けることができない。
（起立又は挙手による表決）
第 78 条　議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、その多少を認定して可否の結果を宣告する。
2　議長が起立又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。
（投票による表決）
第 79 条　議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 4 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。
2　同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。
（記名又は無記名投票）
第 80 条　投票による表決を行う場合には、問題に賛成する者は可反対する者は否と、所定の投票用紙に記載し投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は議員の氏名番号を併記しなければならない。
（選挙規定の準用）
第 81 条　記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第30 条、第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定を準用する
（表決の訂正）
第 82 条　議員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。
（簡易表決）
第 83 条　議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。
2　異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。
（表決の順序）
第 84 条　議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決しなければならない。
2　同一議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。
3　修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 9 章　請願及び陳情

（請願書の記載事項）
第 85 条　請願書には邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載し押印しなければならない。
2　請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
3　請願書の提出は平穏になされなければならない。

（請願文書表）

第 86 条　議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2　請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3　請願者数人連署の者は、ほか何人と同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

（請願の委員会付託）

第 87 条　議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会に付託する。ただし、議長において委員会に付託する必要がないと認めるとき及び特別委員会に付託することが適当であると認めるときはこの限りでない。

2　請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

第 88 条　委員会は、必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

（請願の審査報告）

第 89 条　委員会は、請願について審査の結果を次の区分により「意見を付け」議会に報告しなければならない。

一　採択すべきもの

二　不採択とすべきもの

2　採択すべきものと決定した請願で、市長その他関係機関に送付することを適当と認めるもの、並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等）

第 90 条　議長は、議会の採択した請願で、市長その他関係機関に送付しなければならないものは、これを送付しその処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

第 91 条　議長は、陳情書その他のもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第 10 章　秘密会

（指定者以外の退場）

第 92 条　秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

2　委員会において、秘密会を開くときは前項の例による。

（秘密の保持）

第 93 条　秘密会の議事の記録は公表しない。

2　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

第 11 章　辞職及び資格の決定

（議長及び副議長の辞職）

第 94 条　議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞

表を提出しなければならない。

2　前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかりその許否を決める。

3　閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第 95 条　議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2　前条第 2 項及第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。

（資格決定の要求）

第 96 条　法第 67 条第 1 項の規定により議員の被選挙権の有無について議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類と共に、議長に提出しなければならない。

（資格決定の審査）

第 97 条　前条の要求については、議会は、第 36 条第 2 項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

（決定の通知）

第 98 条　被選挙権の有無を決定した時は、議長は、その結果を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に通知しなければならない。

第 12 章　規律

（品位の尊重）

第 99 条　議員は、議会の品位を重んぜなければならない。

（携行品）

第 100 条　議場に入る者は、帽子、外套、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

（議事妨害の禁止）

第 101 条　何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第 102 条　議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

（新聞等の閲読禁止）

第 103 条　何人も、会議中は、参考にするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

（許可のない登壇の禁止）

第 104 条　何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

（議長の秩序保持権）

第 105 条　すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議にはかり決める。

第 13 章　懲罰

（懲罰動議の提出）

第 106 条　懲罰の動議は、文書をもって 4 人以上の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2　前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、

第 93 条第 2 項（秘密の保持）の違反にかかるものについては、この限りでない。

（懲罰動議の審査）

第 107 条　懲罰の動議が提出されたときは、議長は、すみやかに会議に付し、討論を用いないで会議にはかり特別委員会に付託するかどうかを決めなければならない。

2　前項の規定により特別委員会に付託しないと議決したときは、懲罰の動議は否決されたものとみなす。

（戒告又は陳謝の案文）

第 108 条　戒告又は陳謝は議会の定める案文によって行うものとする。

（出席停止の期間）

第 109 条　出席停止は、5 日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの措置）

第 110 条　出席を停止された者が、その期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

（除名が成立しないときの措置）

第 111 条　除名について法第 75 条第 2 項の規定による同意が得られなかった場合は、議会が他の懲罰を科することができる。

（懲罰の宣告）

第 112 条　議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第 14 章　会議録

（会議録の記載事項）

第 113 条　会議録に記載する事項は、次の通りとする。

一　開会及び閉会に関する事項並にその年月日時

二　開議、散会、延会及び休憩の日時

三　出席及欠席議員の氏名

四　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

五　説明のため議場に出席した者の職氏名

六　議事日程

七　議長の諸報告

八　議員の異動並に議席の指定及び変更

九　委員会報告書及び少数意見報告書

十　会議に付した事件

十一　議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

十二　選挙の経過

十三　議事の経過

十四　記名投票における賛否の氏名

十五　その他、議長又は議会において必要と認めた事項

（会議録に掲載しない事項）

第 114 条　前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第 115 条（発言

の取消又は訂正）の規定により取消した発言は掲載しない。

（発言の取消又は訂正）

第 115 条　発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

（会議録署名者）

第 116 条　会議録に署名する議員は 2 人とし、議長が会議において指名する。

第 15 章　補則

（会議規則の疑義に対する措置）

第 117 条　この規則の疑義は議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかって決める。

附則

この規則は、1957 年 3 月 1 日から施行する。

真和志市議会委員会条例〔1957（昭和 32）年 2 月 22 日可決〕

真和志市議会委員会条例（1954 年 10 月 29 日施行）の全部を改正する。

（常任委員会の設置）

第 1 条　市議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第 2 条　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次の通りとする。

一　総務委員会　8 人（企画室、総務課、戸籍課、社会課、衛生課及び他の委員会の所管に属しない事項）

二　産業財政委員長　9 人（税務課、徴税課、会計課、勧業課、土地課に関する事項）

三　建設委員会　8 人（土木課、都計課に関する事項）

四　議会運営委員会　5 人

（常任委員の任期）

第 3 条　常任委員の任期は、2 年とする。

2　補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員の兼任）

第 4 条　議員は 1 個の常任委員会の委員となる。但し議会運営委員会はこの限りでない。

（特別委員会の設置）

第 5 条　特別委員会は必要がある場合において議会の議決で置く。

2　特別委員の定数は、議会の議決で定める。

（委員の選任）

第 6 条　常任委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。

2　議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3　前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 2 項（常任委員の任期）の例による。

（委員長及び副委員長）

第 7 条　常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3　委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第 8 条　委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。

2　前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長の職務権限）

第 9 条　委員長は委員会の議事を整理し、秩序を保持し委員会を代表す。

（委員長の職務代行）

第 10 条　委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2　委員長及び副委員長にともに事故あるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長、副委員長の辞任）

第 11 条　委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

（特別委員の辞任）

第 12 条　特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

（招集）

第 13 条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

（定足数）

第 14 条　委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。但し第 16 条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときはこの限りでない。

（表決）

第 15 条　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2　前項の場合においては、委員長は委員として議決に加わることができない。

（委員長及び委員の除斥）

第 16 条　委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

（傍聴の取扱）

第 17 条　委員会は、議員の外委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2　委員長は必要があると認めるときは傍聴人の退場を命ずることができる。

（秘密会）

第 18 条　委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

（出席説明の要求）

第 19 条　委員会は、審査又は調査のため関係者証人等の出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

（議事妨害及び離席の禁止）

第 20 条　何人も会議中はみだりに発言し又は騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2　委員は会議中みだりに離席してはならない。

（秩序保持に関する措置）

第 21 条　委員会において市町村自治法会議規則又はこの条例に違反しその他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し又は発言を取り消させることができる。

2　委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3　委員長は委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは委員会を閉じ又は中止することができる。

（公聴会開催の手続）

第 22 条　委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2　前項の承認をしたときは議長はその日時場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第 23 条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第 24 条　公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2　あらかじめ申出た者の中にその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第 25 条　公述人が発言しようとするときは委員長の許可を得なければならない。

2　前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3　公述人の発言がその範囲を超え又は公述人に不穏当な言動があるときは委員長は発言を制止し又は退席させることができる。

（委員と公述人の質疑）

第 26 条　委員は公述人に対し質疑をすることができる。

2　公述人は委員に対し質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第 27 条　公述人は代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし委員会が特に許可した場合はこの限りでない。

（記録）

第 28 条　委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調整

させこれに署名又は押印しなければならない。
2　前項の記録は議長が保管する。
（会議規則との関係）
第 29 条　この条例に定めるものの外委員会に関しては会議規則の定めるところによる。

附則
この条例は、昭和 1957 年 3 月 1 日から施行する

真和志市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例
〔1957（昭和 32）年 6 月 29 日可決〕

第 1 条第 5 項市議会議員の中より選任された監査委員　月額 1,000 円を「500 円」に改める。

附則
この条例は、公布の日から施行す。

選挙関係人の出頭、議会の行う調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例
〔1957（昭和 32）年 6 月 29 日可決〕

第 1 条　市町村自治法第 16 条第 3 項又は同法 40 条第 1 項の規定により選挙管理委員会又は議会が選挙人その他関係人の出頭を求めたとき並びに同法第 49 条第 5 項同法第 50 条第 4 項及び第 150 条第 3 項の規定に依り、常任委員会又は特別委員会が公聴会を開き利害関係者又は学識経験者等から意見を聞くため参加を求めたときの出頭又は参加した者に対する費用弁償はこの条例の定めるところによる。但し本市職員がその職務の関係で出頭又は参加したときはこれを支給しない。
第 2 条　費用弁償の額は日当、車馬賃で 120 円とする。
第 3 条　費用弁償は出頭した日にこれを支給する。

附則
本条例は公布の日から施行する。

真和志市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例
〔1957（昭和 32）年 10 月 26 日可決〕

第 1 条第 5 項市議会議員の中より選任された監査委員　月額「500 円」とあるを「1,000 円」に改める。

附則
この条例は、1957 年 10 月 1 日より施行する。

その他の規程・要綱等

那覇市議会議員章規程〔1974（昭和 49）年 5 月 15 日　議会訓令第 5 号〕

那覇市議会議員章規程（1967 年 7 月 15 日議会訓令第 1 号）の全部を改正する。

第 1 条　本市議会議員章は、次のとおり全国市議会議長会制定の議員章とする。

表　銀製金張菊 10 弁捻り模様（直径 11 ミリ）中央に「市」の字（直径 3.7 ミリ）を突出し紅紫色ビロード台上に配す

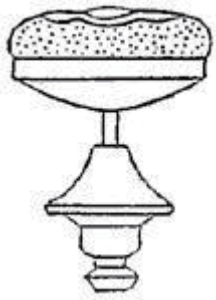

裏　黄銅製金メッキ「市議会議員章」の文字を表示し、止金を付ける。

第 2 条　議員章は洋服のときは左えり見返しボタン穴に、和服のときは左胸の個所に着つけるものとする。

第 3 条　議員章は、任期中 1 個を支給する。

付則

この規程は、昭和 49 年 5 月 15 日から施行する。

那覇市議会事務局処務規程〔1974（昭和 49）年 5 月 15 日　議会訓令第 1 号〕

那覇市議会事務局処務規程（1969 年 5 月 7 日議会訓令第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条　この規程は、那覇市議会事務局設置条例（昭和 47 年 5 月 15 日条例第 84 号）第 2 条の規定により那覇市議会事務局（以下「事務局」という。）の組織事務の処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条　事務局に次の課及び係を置く。

庶務課

庶務係

議事課

議事係

調査課

調査係

（職制）

第３条　事務局に事務局長及び次長、課に課長、係に係長、主事及びその他必要な職員を置く。

2　必要があるときは、課に主幹及び主査を置くことができる。

（職務権限）

第４条　事務局長（以下「局長」という。）は、議長の命を受け、議会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2　次長は、局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

3　課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

4　係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5　主幹及び主査は、課の事務のうち特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

（職務代理）

第５条　局長に事故があるとき、又は欠けたときは次長が、局長及び次長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、主務の課長がその職務を代理する。

2　課長に事故があるときは、主務の係長（主幹を置く課にあっては主幹）がその職務を代理する。

（事務分掌）

第６条　各課の分掌事務は、概ね次のとおりとする。

庶務課

（1）　文書及び公印に関すること。

（2）　予算、決算及び経理に関すること。

（3）　議員の身分及び報酬、費用弁償、共済等に関すること。

（4）　職員の人事、服務及び給与に関すること。

（5）　儀式、ほう賞、交際及び渉外に関すること。

（6）　議事堂の管理に関すること。

（7）　物品の出納保管に関すること。

（8）　自動車の運行管理に関すること。

（9）　議長会及び局長会に関すること。

（10）　他課の所管に属しないこと。

議事課

（1）　本会議、委員会、公聴会その他会議に関すること。

（2）　議案、請願、陳情及び意見書等の取扱いに関すること。

（3）　議会において行う選挙に関すること。

（4）　条例、規則、規程等の制定、改廃に関すること。

（5）　会議録、委員会記録に関すること。

（6）　議会先例に関すること。

（7）　事務局内の各種研究会に関すること。

調査課

（1）　市政一般及び諸法規の調査、研究に関すること。

（2）　議会及び委員会等の特命調査に関すること。

（3） 調査資料の収集、整理、作成及び保管に関すること。
（4） 各種の照会に対する調査及び回答に関すること。
（5） 行政視察の受け入れに関すること。
（6） 議会の広報に関すること。
（7） 議会図書室に関すること。

2 局長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、特定の事務について臨時に分掌させ、又は、特に命じてその事務を処理させることができる。

3 各課において、別途、業務分担表及び事業計画表を毎年度作成する。

（局長専決事項）

第7条 局長専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属すると認める事項は、この限りでない。

（1） 所属職員の身分調査に関すること。
（2） 所属職員の配置及び事務分掌に関すること。
（3） 次長の休暇等に関すること。
（4） 次長の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
（5） 次長の国内出張命令に関すること。
（6） 所属職員の国外出張命令に関すること。
（7） 次長の職務専念義務の免除に関すること。
（8） 議会刊行物の発行に関すること。
（9） 500万円以上1000万円未満の委託契約に関すること。
（10） 5万円以上の交際費に関すること。
（11） 100万円未満の予算の流用及び予備費の充用に関すること。
（12） 50万円以上150万円未満の物品請求に関すること。

（次長専決事項）

第8条 次長専決事項は、次のとおりとする。

（1） 課長の休暇等に関すること。
（2） 課長の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
（3） 課長の国内出張に関すること。
（4） 課長の職務専念義務の免除に関すること。
（5） 3万円以上の食糧費に関すること。
（6） 100万円以上500万円未満の委託契約に関すること。

（課長専決事項）

第9条 課長専決事項は、次のとおりとする。

（1） 所属職員の休暇等に関すること。
（2） 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
（3） 所属職員の国内出張命令に関すること。
（4） 所掌事務の実施に関すること。
（5） 文書の収受、発送及び編集簿冊の保存に関すること。
（6） 保存文書の廃棄処分に関すること。
（7） 公文書の公開又は非公開に関すること。

（8） 公文書の公開に係る決定期間の延長に関すること。
（9） 議会関係室の使用許可に関すること。
（10） 市外通話及び車両借上げに関すること。
（11） 軽易な報告、照会及び回答に関すること。
（12） 所掌事務に係る諸証明及び閲覧に関すること。
（13） 歳入歳出現金の収支命令に関すること。
（14） 3万円未満の食糧費に関すること。
（15） 支出負担行為及び支出命令に関すること。
（16） 100万円未満の委託契約に関すること。
（17） 5万円未満の交際費に関すること。
（18） 50万円未満の物品請求に関すること。
（19） その他軽易な所掌事務の処理に関すること。

（文書取扱い）

第10条 到達した文書物件は、庶務課において収受し、次の各号により処理しなければならない。

（1） 普通文書は開封し、その文書の余白に収受年月日及び番号を記入し、文書収発簿に登録して主管課長に配布すること。ただし、定期刊行物その他庶務課長が必要ないと認めた文書は文書件名簿への登録を省略することができる。
（2） 親展文書は、その封皮に収受年月日及び番号を記入し、親展文書件名簿に登録した上、名あて人に交付する。
（3） 電報は、すべてその余白に収受年月日及び時刻を記入し直ちに前各号の手続をしなければならない。
（4） 現金、金券又は有価証券その他貴重物件の送付を受けたときは、重要物件名簿等に登録し、庶務課長に引き継ぎ、受領印を受けなければならない。
（5） 他課に関連する文書物件は、その関係が最も深い課に配布するものとし、主管課を定め難いときは、上司の指揮を受けなければならない。
（6） 電話又は口頭をもって照会、回答、報告等のあったときは、重要な事項については、その要領を摘記し、前各号の規定に準じ処理する。

（決裁区分）

第11条 起案文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

甲 議長の決裁を受けるもの
乙 委員長の決裁を受けるもの
丙 局長又は次長の決裁を受けるもの
丁 課長の決裁を受けるもの

2 専決により議長の決裁を要しない起案は議長決裁欄に「専決」と表示し、その専決の内容により、不要の欄を斜線（左上から右下へ）でまっ消すること。

（回議の順序）

第12条 起案文書は、当該文書の決裁区分に従い係長を経て上司の決裁を受けるものとする。ただし、急を要するもの、秘密にわたるものは起案者又は係長が自らこれを持ち回り、回議しなければならない。

（合議）

第13条　起案文書の内容が、他の主管に関係があるものは、合議を経た後上司に提出しなければならない。

2　前項の合議事項に異議があるときは、主管課長と協議し、なお意見が合致しないときは上司の指揮を受けるものとする。

（決裁文書の取扱い）

第14条　決裁を受けた文書は、次の各号により取り扱わなければならない。

（1）　浄書は主管課においてすること。ただし特に重要と認められるものは庶務課ですることができる。

（2）　浄書した文書は厳重に校合して、誤字又は脱字若しくは不明確なものがないようにすること。

（3）　文書の日付は浄書した日を用いること。ただし、特に指定したものはこの限りでない。

（文書の発送）

第15条　発送する文書は、次の各号により処理しなければならない。

（1）　新しい番号を設ける必要のある文書は、文書収発簿に記号、番号及び発送年月日を登録した後、使送する所管文書以外は庶務課で発送する。

（2）　電信によるものは電信発送簿に登録して庶務課で発送する。

（3）　文書収発簿に登録した文書で使送する文書は文書送付簿に記入し、受領印を徴さなければならない。

（完結文書）

第16条　完結文書は、主管課において適当な簿冊に編集、保存しなければならない。

（保存期間）

第17条　文書の保存は、次の分類基準により保存しなければならない。

第1種　永久保存

（1）　条例、規則、その他例規の原議文書

（2）　議決書、会議録、常任、特別委員会記録その他重要な記録

（3）　委員会審査（調査）報告書

（4）　議事日程

（5）　儀式表彰及び交際に関する書類

（6）　議員の身分に関する書類

（7）　職員の人事に関する書類

（8）　議会事務局日誌

（9）　図書原簿、寄贈図書受入簿

（10）　その他重要で永久保存の必要があると認める書類

第2種　10年保存

（1）　文書収発簿

（2）　経理に関する書類

（3）　請願、陳情に関する書類

（4）　その他10年保存の必要があると認める書類

第3種　5年保存

（1）　出張命令簿、復命書

（2）　議員の出席簿欠席届
（3）　職員の出勤簿
（4）　物品、自動車購入に関する書類
（5）　調査、照会、回答に関する書類
（6）　その他５年保存の必要があると認める書類
第４種　１年保存
（1）　一時限りの処理に属する願、伺、届、報告文書
（2）　送付簿、議会関係室使用簿
（3）　図書閲覧簿図書貸出簿
（4）　その他１年保存の必要があると認める書類
2　前項の保存期間は完結した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算する。
（準用）
第18条　職員の任免、能率、分限、懲戒、保障、服務、福利厚生その他身分取扱いについては、この規程によるほか、市長事務部局の職員の例による。
2　職員の給与、旅費、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件については、別に定めるもののほか、市長事務部局の職員の例による。
3　事務局の処務に関し、この規程及び別に定めるもののほか、必要な事項は市長事務部局の例による。

付則
この規程は、昭和49年５月15日から施行する。
〔一部省略〕
付則（平成14年８月１日議会訓令第３号）
この訓令は、平成14年８月１日から施行する。

那覇市議会公印規程〔1974（昭和49）年５月15日　議会訓令第４号〕

那覇市議会公印規程（1962年６月30日議会訓令第３号）の全部を改正する。
（通則）
第１条　本市議会の公印は、この規程の定めるところによる。
（定義）
第２条　この規程で公印とは、公文書に使用する議会印及び職印をいう。
（公印の名称等）
第３条　公印の名称、様式、寸法、書体、使用区分、管守者及び個数は別表のとおりとする。
（公印の管守）
第４条　公印の管守責任者は庶務課長とする。
（公印台帳）
第５条　公印を登録し、これを整理するため、庶務課に公印台帳（第１号様式）を備える。
（公印の調整及び改廃）

第6条　公印の調整、改刻又は廃棄は、庶務課長が議長の決裁を受けて行う。

（公印の使用）

第7条　公印を使用するときは、決裁済みの原議を管守者に提示し、その承認を受けなければならない。

付則

この規程は、昭和49年5月15日から施行する。

付則（昭和52年8月1日議会訓令第2号）

この訓令は、昭和52年8月1日から施行する。

別表第1

名称	様式別掲	寸法	書体	使用区分	管守者	個数
那覇市議会印	い	方30ミリメートル	れい書	議会名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会議長印	ろ	方30ミリメートル	れい書	議長名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会副議長印	は	方30ミリメートル	れい書	副議長名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会常任委員長印	に	方25ミリメートル	れい書	常任委員会委員長名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会特別委員長印	ほ	方25ミリメートル	れい書	特別委員会委員長名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会運営委員長印	へ	方25ミリメートル	れい書	議会運営委員会委員長名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会事務局印	と	方30ミリメートル	れい書	議会事務局名をもってする文書	庶務課長	1
那覇市議会事務局長印	ち	方24ミリメートル	れい書	局長名をもってする文書	庶務課長	1
庶務課長印	り	方20ミリメートル	れい書	庶務課長名をもってする文書	庶務課長	1
議事課長印	ぬ	方20ミリメートル	れい書	議事課長名をもってする文書	庶務課長	1
調査課長印	る	方20ミリメートル	れい書	調査課長名をもってする文書	庶務課長	1

別表第 2

い

ろ

は

に

ほ

へ

と

ち

り

ぬ

る

様式(省略)

那覇市議会政務調査費の交付に関する規程

〔2001（平成 13）年 4 月 1 日　議会訓令第 1 号〕

（趣旨）

第 1 条　この規程は、那覇市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年那覇市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 11 条に基づき政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第 2 条　政務調査費の交付を受けようとする交付会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付申請書（第 1 号様式及び第 2 号様式）を提出しなければならない。また申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して政務調査費交付変更申請書（第 3 号様式及び第 4 号様式）を提出しなければならない。

2　交付会派が、政務調査費の交付申請後交付前に解散したときは、当該交付会派による申請は、

交付議員による申請とみなす。

3　政務調査費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付申請書（第 5 号様式）を提出しなければならない。

4　交付会派が解散したときは、当該交付会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して交付会派解散届（第 6 号様式）を提出しなければならない。

（交付決定）

第 3 条　市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった交付会派及び議員について交付すべき当該年度分の政務調査費の額を決定し、当該交付会派の代表者及び議員に政務調査費交付決定通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。交付会派より変更申請があった場合についても、同様とする。

（交付請求）

第 4 条　交付会派の代表者及び交付議員は、次の各号に掲げる日までに、市長に対し政務調査費交付請求書（交付会派にあっては第 8 号様式、交付議員にあっては第 9 号様式）を提出するものとする。

（1）　4 月 5 日に交付される政務調査費に係る請求の場合　交付決定のあった日の翌日

（2）　その他の場合　政務調査費の交付日の 14 日前

（使途基準等）

第 5 条　条例第 6 条に規定する政務調査費の使途基準は、交付会派に係るものについては別表第 1、議員に係るものについては別表第 2 に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとする。

2　交付会派における所属議員の異動があった場合において当該交付会派が異動時において交付会派が既に支出し、又は支出すべき政務調査費の中に、当該議員相当分として支出し、又は支出すべき政務調査費があるときは、当該議員相当分の政務調査費は、異動後の交付会派又は議員の政務調査費とみなすことができる。

3　交付会派における所属議員の異動があった場合において当該交付会派に交付された政務調査費の中に当該議員相当分として支出すべき政務調査費があるときは、当該交付会派が異動後において議員へ当該議員相当分として支出した政務調査費は、当該交付会派の政務調査費とみなすことができる。

（収支報告書の添付書類及び写しの送付）

第 6 条　条例第 8 条第 1 項の規定による収支報告書（交付会派にあっては第 10 号様式及び第 11 号様式、交付議員にあっては第 12 号様式及び第 13 号様式）の提出にあたっては、当該支出に係る領収書等証拠書類を添付しなければならない。

2　議長は、条例第 8 条第 1 項の規定による収支報告書及び前項の規定により提出された領収書等証拠書類の写しを添えて市長に送付するものとする。

（会計帳簿の整理保管）

第 7 条　交付会派の経理責任者及び交付議員は、政務調査費の支出について会計帳簿を調整するとともに、当該帳簿を当該政務調査費に係る収支報告の対象期間の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。

付則

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

別表第１　　会派に係る政務調査費使途基準

項　目	内　　容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、ＰＲするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器購入若しくはリース代等）
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

別表第２　　議員に係る政務調査費使途基準

項　目	内　　容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PR するために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器購入若しくはリース代等）
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

〔以下（様式）省略〕

那覇市議会事務局職員名札はい用規程〔1966（昭和 41）年 8 月 10 日　議会訓令第 3 号〕

（目的）

第 1 条　この規程は、職員であることを表示するために職員名札（以下「名札」という。）の制式、はい用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（制式）

第 2 条　名札の制式は、別に定めのあるもののほか第 1 号様式のとおりとする。

（職員の定義）

第 3 条　この規程において職員とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 3 項の事務局長及び書記及びその他の職員をいう。

（はい用）

第 4 条　名札は、勤務時間中洋服（これに類似する服装を含む。）の胸部の見やすいか所にはい用しなければならない。ただし、職員が出張等により名札のはい用を要しないと認めたときは、この限りでない。

（貸与）

第 5 条　名札は、職員となったときこれを貸与する。

2　名札の状態を明らかにするため名札貸与簿（第 2 号様式）を備えなければならない。

（損傷および紛失）

第 6 条　名札を損傷しまたは紛失したときは、すみやかに再貸与願（第 3 号様式）を議長に提出して再貸与を受けなければならない。

2　名札を損傷しまたは紛失したときは実費を弁償しなければならない。ただし、損傷等の理由が特にやむを得ないものと認めたときは、この限りでない。

（返納）

第 7 条　名札は、職員でなくなったときは、すみやかにこれを返納しなければならない。

2　勤務替え等により名札の変更をしなければならないときは、すみやかに名札を返納するとともに前条の再貸与願を議長に提出して再貸与を受けなければならない。

（取り扱い）

第 8 条　名札の取り扱いに関しては、庶務課において行なうものとする。

付則

この訓令は、1966 年 8 月 10 日から施行する。

付則（昭和 49 年 5 月 15 日議会訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 49 年 5 月 15 日から施行する。

〔様式省略〕

那覇市情報公開条例施行規程〔1988（昭和 63）年 3 月 1 日　議会訓令第 2 号〕

（趣旨）

第 1 条　この規程は、議会の管理する公文書の公開等について、那覇市情報公開条例（昭和 63 年

那覇市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（条例の施行）

第2条　条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、那覇市情報公開条例施行規則（昭和63年那覇市規則第1号）の規定の例による。

（事務の補助執行）

第3条　議長は、市長事務部局の総務部総務課情報公開担当職員を議会事務局職員に充て、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを補助執行させるものとする。

（1）　公文書の公開に係る請求の受付及び受理に関すること。

（2）　条例第11条第1項の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。

付則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

那覇市個人情報保護条例施行規程〔1991（平成3）年12月24日　議会訓令第1号〕

（趣旨）

第1条　この規程は、那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例の施行）

第2条　条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか那覇市個人情報保護条例施行規則（平成3年那覇市規則第34号）の規定の例による。

（事務の補助執行）

第3条　議長は、市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員を議会事務局職員に充て、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、議会事務局に属し、事務局長の指揮監督を受けるものとする。

（1）　条例第12条第1項の規定による開示請求、条例第13条の規定による訂正請求、条例第14 条の規定による削除請求及び条例第15条の規定による中止請求の受付及び受理に関すること。

（2）　条例第20条の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。

付則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

なは市議会だより発行規程〔1977（昭和52）年8月1日　議会訓令第3号〕

那覇市議会だより発行規程（昭和47年5月15日議会訓令第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　市議会の活動を市民に報道し、市議会と市民の意思の疎通をはかるため、なは市議会だより（以下「市議会だより」という。）を発行するものとする。

（掲載事項）

第2条　市議会だよりに掲載する事項は次のとおりとする。

(1)　議会及び議会の諸会議に関すること。

(2)　議会の構成及び議員の異動に関すること。

(3)　議会の諸行事に関すること。

(4)　その他必要と認めたこと。

（発行時期）

第3条　市議会だよりは、定例会ごとに発行する。ただし、必要により臨時に発行し、又は休刊することができる。

（所管）

第4条　市議会だよりの発行は調査課が行う。

2　各課は市議会だよりに関する資料を調査課に提供するものとする。

（配布）

第5条　市議会だよりは議長が必要と認める者に無料で配布する。

付則

この訓令は、昭和52年8月1日から施行する。

付則（平成13年6月15日議会訓令第2号）

この訓令は、平成13年6月15日から施行する。

那覇市議会図書室規程〔1974（昭和49）年5月15日　議会訓令第2号〕

那覇市議会図書室規程（1967年8月1日議会告示第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条　那覇市議会に地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第100条第17項の規定により那覇市議会図書室（以下「図書室」という。）を設ける。

（目的）

第2条　図書室は、次の刊行物等を収集保管し、議員の調査研究に資することをもって目的とする。

（1）　法第100条第15項の規定により送付を受けた官報その他政府刊行物

（2）　法第100条第16項の規定により送付を受けた県公報その他県の刊行物

（3）　那覇市の刊行物その他市政資料

（4）　地方自治に関する図書、各種の資料及び刊行物

（5）　前各号のほか必要と認められる図書、新聞諸資料及び刊行物

（利用者の範囲）

第3条　図書室は､本市議会議員のほか本市議会関係者及び本市職員に利用させることができる。

（閲覧時間）

第4条　図書の閲覧時間は、議会事務局の執務時間による。

（管理）

第5条　図書室は、議長が管理する。

（閲覧）

第6条　図書を閲覧しようとする者は係員に申し出なければならない。

（貸出）

第7条　図書は貸出しを行なわない。ただし、議長が特に必要あると認めた場合は、次に掲げるものを除くほか貸出しを行なうことができる。

（1）　第2条第1号から第3号までの刊行物

（2）　辞書、年鑑及び新聞

（3）　前各号のほか貸出しを行なうことが不適当と認めるもの

2　図書の貸出しを受けようとするものは、所定の図書貸出簿に必要事項を記入押印のうえ係員に提出しなければならない。

3　図書の貸出しは1人につき2冊を限度とし、貸出期間は7日以内とする。

4　図書の整理上必要があるときは、貸出期間にかかわらず、図書を返納させることができる。

（転貸禁止）

第8条　借用図書は転貸してはならない。

（図書の補修）

第9条　図書を汚損又はき損したときは補修して返納しなければならない。

（紛失図書の届出及び弁償）

第10条　図書借用者が紛失その他の事由により貸出期限後7日を経過しても返納しないときは、その旨を届け出て指定する図書又は相当の代価をもって弁償するものとする。

（図書の整理）

第11条　図書の整理は、次の各号による。

（1）　図書は、受入の年月日順にこれを図書原簿に登録しなければならない。

（2）　図書は、日本十進分類法の例によって分類整理する。

（3）　図書表紙所定の箇所に図書箋をはりつけ、標題紙に「那覇市議会図書室蔵書印」及び奥付に受入印を書中適当なページに隠し印を押す。

（4）　図書箋には分類番号及び図書原簿の登録番号を、受入印には図書原簿の登録番号を記入する。

（5）　寄贈図書は、寄贈図書受入簿に受入れ寄贈印を押し、このうち必要なものは図書原簿に登録して前各号によりこれを整理する。

（在庫の確認）

第12条　年1回定期的に図書の整理を行ない、在庫の確認を行なう。

付則

この規程は、公布の日から施行する。

〔一部省略〕

付則（平成14年6月24日議会訓令第1号）

この訓令は、平成14年6月24日から施行する。

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程〔1993（平成5）年4月1日　選挙管理委員会告示第5号〕

（選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出）

第1条　那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年那覇市条例第5号。以下「自動車条例」という。）第2条又は那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスターの作成の公営に関する条例（平成5年那覇市条例第4号。以下「ポスター条例」という。）第2条の規定の適用を受けようとする者は、自動車条例第3条又はポスター条例第3条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、自動車条例第3条又はポスター条例第3条の規定による届出をしなければならない。

2　前項の規定による届出書は、第1号様式のとおりとする。

（選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等）

第2条　那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における候補者(前条第1項の届出をした者に限る。以下「候補者」という。）は、自動車条例第4条第2号イ又はポスター条例第4条の規定による確認を受けようとする場合には、那覇市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に第2号様式の確認申請書を提出しなければならない。

2　委員会は、前項の確認申請書の内容等を審査し、適正であると認めたときは、第3号様式の確認書を交付する。

（燃料供給業者等への確認書の提出）

第3条　候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、自動車条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）又はポスター条例第3条の規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

（契約業者への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）

第4条　候補者は、選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書を、自動車条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者その他の者又はポスター作成業者（以下「契約業者」という。）に提出しなければならない。

2　前項に規定する選挙運動用自動車使用証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ第4号様式及び第5号様式に準じて作成しなければならない。

（請求書の提出）

第5条　契約業者は、自動車条例第4条又はポスター条例第4条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書（燃料供給業者又はポスター作成業者にあっては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書）を添えて、当該選挙の期日後30日以内に、これを那覇市長に提出しなければならない。

2　前項に規定する請求書は、第6号様式に準じて作成しなければならない。

付則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

〔一部省略〕

付則（平成15年4月1日選管告示第2号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

〔様式省略〕

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程

〔1975（昭和50）年10月14日　選挙管理委員会告示第23号〕

（証票）

第1条　公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条第17項の表示は、那覇市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の交付する第1号様式の証票を用いてしなければならない。

2　証票の有効期限は、交付した日の属する年から起算して4年とする。

（証票の申請等）

第2条　市長及び市議会議員の選挙の候補者若しくは当該選挙の候補者となろうとする者（現にこれらの職にある者を含む。以下「候補者等」という。）又は当該候補者等に係る法第199条の5第1項に規定する後援団体（以下「後援団体」という。）が証票の交付を受けようとする場合においては、候補者等にあっては第2号様式の証票交付申請書を、後援団体にあっては第3号様式の証票交付申請書を委員会に提出しなければならない。

2　委員会は、前項の証票交付申請書の内容等を審査し、適正であると認めたときは、速やかに申請者に証票を交付する。

（証票再交付の手続）

第3条　証票の紛失又は破損のため、その再交付を受けようとする場合においては、委員会に対して理由書を添えて文書で申請しなければならない。

2　再交付をした証票の有効期限は、前証票の有効期限とする。

付則

この規程は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和50年法律第63号）の施行の日から施行する。

〔一部省略〕

付則（平成15年4月1日選管告示第1号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

〔様式省略〕

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程

〔1993（平成5）年4月1日　選挙管理委員会告示第4号〕

（趣旨）

第1条　この規程は、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関す

る条例（平成5年那覇市条例第3号）第4条の規定に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における掲示場（以下「掲示場」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（掲示場の様式等）

第2条　掲示場は、様式のとおり設置するものとする。

2　掲示場の区画の数は、選挙の都度、那覇市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定める。

（掲示の方法）

第3条　那覇市議会議員及び那覇市長選挙の候補者（以下「候補者」という。）が掲示場にポスターを掲示する場合においては、立候補の届出順位の番号と同一の番号を表示した区画に掲示しなければならない。

（掲示場の管理）

第4条　委員会は、ポスターが前条に規定する区画以外の箇所に掲示されていることを知ったときは、その旨を当該候補者に通知して、掲示の訂正を求めるものとする。

2　前項の場合において、当該候補者が掲示の訂正に応じないときは、委員会は、当該ポスターを撤去するものとする。

3　委員会は、候補者が死亡し、又は候補者であることを辞退し、若しくは立候補の届出を却下された場合においては、当該候補者が掲示したポスターを速やかに撤去するものとする。

4　委員会は、掲示場の破損等を発見したときは、速やかに補修するとともに、新たにポスターを掲示する必要があると認めたときは、直ちに関係候補者にその旨を通知するものとする。

（掲示場を設置しない場合）

第5条　委員会は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の3の規定に基づき掲示場を設置しない場合は、直ちにその旨を告示するものとする。

付則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付則（平成15年4月1日選管告示第3号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

〔様式省略〕

那覇市議会ファクシミリ貸与に関する要綱

（目的）

第1条　那覇市議会議員・事務局間の効率的かつ円滑なる情報伝達と、広範で迅速な議会活動に資するため、市議会議員にファクシミリを貸与する。

（貸与期間）

第2条　ファクシミリの貸与期間は、議員の任期中とし、議員資格を喪失したときは、速やかに返納するものとする。

（対象文書）

第3条　ファクシミリにより送受信できる文書は、議会事務局及び市長事務部局等と議員間の通

知、連絡、依頼、回答等に関するもの、その他議会活動に必要なものとする。

（使用上の責務）

第４条　議員は、指定場所に設置したファクシミリを的確な管理のもとに使用する責務を有し、第三者へ譲渡、貸与し、又は担保に供してはならない。

（経費の支出区分）

第５条　ファクシミリの設置に要する経費のうち、架設料及びリース料は市負担とし、その他の経費については議員負担とする。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

那覇市議会ファクシミリ貸与に関する運用基準

第１条　この基準は、那覇市議会ファクシミリ貸与に関する要綱（以下「要綱」という。）第３条の「対象文書」の運用について必要な事項を定める。

第２条　要綱第３条に規定する「ファクシミリにより送受信できる文書」とは、次の文書等をいう。

(1)　公印省略ができる軽易な文書

(2)　本会議及び議会運営、常任、特別の各委員会招集通知書

(3)　議会史編さん委員会の招集通知書

2　前項第２号、第３号に規定する文書については、発行者が原本を保管するものとする。

第３条　次の文書等については、原則として送受信しないものとする。

(1)　公印が必要な文書。ただし、前条第１項第２号、第３号に規定する文書は除くものとする。

(2)　プライバシー保護の必要な文書

(3)　その他、議長においてファクシミリによる送受信が不適当と認める文書

付則

この基準は、平成５年６月18日から適用する。

那覇市議会史編さん要綱〔1993（平成５）年３月23日　議会運営委員会決定〕

（趣旨）

第１条　この要綱は、那覇市議会史（以下「議会史」という。）の編さん及び刊行に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の設置）

第2条　議会史編さん及び刊行に関する基本的事項を審議するため、那覇市議会に那覇市議会史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織）

第3条　委員会は、議長、副議長及び各会派をそれぞれ代表する議員1人で構成する。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2　委員長には議長、副委員長には副議長を充てる。

3　委員長は、会務を総理する。

4　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条　各会派を代表する委員の任期は2年とする。ただし、当該委員が任期中途で交代したときは、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会議）

第6条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

（議会史編さん室）

第7条　議会史編さん事務を所掌させるため、議会事務局に議会史編さん室を置く。

2　議会史編さん室に、室長、主査、参与及びその他必要な職員を置く。

3　室長は、調査課長が兼ねるものとする。

4　議会史編さん室の事務の処理にあたっては、那覇市議会事務局処務規程（昭和49年那覇市議会訓令第1号）の規定を準用する。

（委任）

第8条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

〔一部省略〕

付則　（平成16年3月25日議長決裁）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

那覇市議会史編集委員会設置要綱〔1993（平成5）年5月25日　議会史編さん委員会決定〕

（設置）

第1条　那覇市議会史の編さん及び刊行事業を円滑かつ効果的に執行するため、那覇市議会史編さん委員会の下に、那覇市議会史編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条　委員会は、那覇市議会史の編さん及び刊行に関する重要事項の審議及び資料等の調査を行う。

（組織）

第3条　委員会は、学識経験者のうちから、議長が委嘱する委員若干人をもって組織する。

2　前項の規定により委員を委嘱するときは、那覇市議会史編さん委員会に諮るものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3　委員長は、会務を総理する。

4　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会議）

第6条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　委員会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

付則

この要綱は、平成5年5月25日から施行する。

〔一部省略〕

付則（平成12年3月16日議会史編さん委員会決定）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

議会運営先例

議会の呼称

議会の呼称は、「平成○年（西暦）○月那覇市議会定例会（臨時会）」とする。

（平成 4 年（1992 年）1 月 31 日 議会運営委員会決定）

≪補足説明≫

議会の呼称は、それまで「第○回那覇市議会定例会（臨時会）」となっていたが、この通し番号方式は、復帰直後の昭和 47 年（1972 年）6 月定例会を第 1 回として、平成 3 年（1991 年）12 月定例会までに 185 回を数えた。

元号・西暦併記式の新呼称は、平成 4 年（1992 年）2 月臨時会から適用されている。

会議での服装

夏場に開催される会議では、かりゆし（トロピカル）ウエアを着用することもできる。

（平成 11 年（1999 年）9 月 10 日 本会議「議長報告」）

≪補足説明≫

夏場（6 月から 9 月）に開催される会議（本会議・委員会）では「トロピカルウエア」を着用することができるとの確認が、平成 11 年 9 月 10 日の各派交渉会で行われた。その趣旨は、市民に開かれた議会として、これまで以上に「議会の品位」を保つことを改めて確認しつつ、①地場産業育成の立場から「トロピカルウエア」を着用し、「観光都市・那覇」をＰＲする。②冷房費用の節減を図ることであった。

その後、この申し合わせは、平成 13 年 5 月 18 日に開催された議会運営委員会において、名称を「トロピカルウエア」から「かりゆしウエア」に変更し、着用期間も 5 月から 10 月までとすることになった。

本会議開始合図の号鈴

会議開始合図の号鈴（ブザー）は、定刻に会議が開けるよう、その 5 分前に報ずる。

（平成 12 年（2000 年）2 月 16 日 議会運営委員会決定）

≪補足説明≫

会議開始合図の号鈴（ブザー）は、慣行として午前 10 時に行われてきたが、平成 12 年（2000 年）2 月定例会からは、定刻午前 10 時に開会できるようにするため、その 5 分前に行うことになった。なお、平成 12 年 2 月 24 日の本会議で議長報告がなされた。

議場への国旗「日の丸」掲揚

議場に、国旗「日の丸」が議決により掲揚されたのは、昭和 60 年 9 月 30 日の本会議で賛成多数により可決された、「決議案第 6 号 国旗掲揚・国歌斉唱を励行する決議」に伴うものである。

（昭和 60 年（1985 年）12 月 9 日 掲揚）

≪補足説明≫

同決議案の可決に伴い、昭和 60 年 12 月 9 日（定例会初日）に、議長職権で議場に国旗「日の丸」が掲揚された。同日の散会直前に、与党議員から、「議長の職権乱用である」等の理由により議長不信任決議案の動議が提出されたが、賛成少数で否決された。以来、議場で国旗「日の丸」が掲揚されている。

ちなみに、昭和 43 年（1968 年）頃、議場内に国旗「日の丸」が、戦後初めて掲揚されたが、いつのまにか掲揚されなくなった経緯がある。

敬称の改正

議場における敬称の「君」は、廃止する。

（平成 12 年（2000 年）8 月 31 日 議会運営委員会決定）

≪補足説明≫

議場における敬称を下記のように改正し、平成 12 年（2000 年）9 月定例会から適用された。

なお、平成 12 年 9 月 6 日の本会議で議長報告がなされた。

（1）呼び方

市 長	委員長	議 員	三 役	部長等	議員→議員	議員→市長	議員→当局
○○○○市長 (○○市長)	□□委員長 ○○○○議員	○○○○議員 (○○議員)	○○○○助役 (○○助役)	○○○○□□部長 (○○□□部長)	○○○○議員 (○○議員)	○○○○市長 (○○市長)	○○○○□□部長 (○○□□部長)

※○○○○は姓・名、○○は姓、□□は委員会名又は部局名。

（2）会議録上の表記

市 長	委員長	議 員	三 役	部長等	議員→議員	議員→市長	議員→当局
○○○○市長	□□委員長 ○○○○議員	○○○○議員	○○○○助役	○○○○□□ 部長	○○○○議員	○○○○市長	○○○○□□ 部長

※○○○○は姓・名、○○は姓、□□は委員会名又は部局名。

議会での携帯電話の取り扱い

会議への携帯電話の持ち込みを禁止する。

（平成 11 年（1999 年）11 月 30 日 議会運営委員会決定）

≪補足説明≫

会議中に携帯電話のベルが鳴り出し、会議運営に支障を来しているところから、議会が行うすべての会議への携帯電話の持ち込みが禁止された。（説明員、傍聴者、参考人等も含まれる。）

なお、平成 11 年 12 月 1 日の本会議で議長報告がなされた。

一般質問等に関する申し合わせ事項

名　称		代表質問		個人質問	議案等に対する質疑
区　分		2月定例会(予算議会)	6月・9月・12月定例会	各定例会	各定例会 ※1
質問・質疑	対　象	施政方針及び市政一般	市政一般	市政一般	議案及び専決処分の報告
	形　態	会派代表制		個人制	個人制
	方　法	総括質問制(1回目)		総括質問制(1回目)	総括質疑制(1回目)
	人員制限の有無	無		無	無
発言場所	1回目	演　壇		演　壇	議　席
	再質問・再質疑	議　席		議　席	議　席
発言回数制限の有無		無		無	有（3回）
発言時間	制限の有無	有		有	無
	算定根拠	5分×会派員数＋10分(答弁時間は除く)	5分×会派員数(答弁時間は除く)	1人当たり15分間(答弁時間は除く)	―
順位の決定方法	順　位	大会派順		抽選順 ※2	通告順
	同数会派の順位	会派届の早い方を先にし、輪番	会派届の早い方を先にし、後は2月を除く定例会ごとに輪番	―	―
通告制の有無		有		有	有
通告書の提出期限 ※3		質問日の2日前 午後2時まで		質問日の2日前 午後2時まで	質疑日の前日 午後2時まで
通告なしの発言順位		―		―	挙手順
通告	方　法	事務局に備え付けの通告用紙に記載し提出			
	内　容	発言事項・要旨			

○緊急質問（発言回数制限は3回）は議席、討論は演壇で行う。

※1 通告期限後の追加議案又は臨時会の「議案等に対する質疑」は、通告制なしの挙手順である。

※2 個人質問の抽選は、初日の本会議終了後に実施。

※3 期限日の算出にあたっては、休日（土日祝祭日）を含まない。

議案等に含まれる個人情報の保護

保護すべき個人情報等は、議案の中でも伏せ字で表記される。

（那覇市個人情報保護条例第１条（目的）、同３条（実施機関の責務）の適用）

≪補足説明≫

従前から、保護すべき個人情報等が議案に含まれている場合、その氏名及び住所等の一部は○○○○、××××等と伏せ字で表記し、提案されてきた。

このような提案の場合、氏名及び住所等が伏せられていない「議案の原義」を提出させ、会議録原本に掲載することが、平成 12 年 8 月 31 日開催の議会運営委員会で決定された。

なお、平成 14 年（2002 年）2 月定例会の会議録から、市長提出の議案等は会議録に掲載していない。

発言の取消し

発言の取消しは、その会期中に限り、発言者が自ら申し出て、議会の許可を得ている。

≪補足説明≫

取り消された発言は、会議録原本にはそのまま掲載されるが、配付用の会議録には掲載されない（××××で表記）。また、同部分を他の議員、説明員が引用したときの取り扱いも同様である。

発言の訂正

発言の訂正は、その会期中に限り、発言者が自ら申し出て、議長の許可を得ている。

≪補足説明≫

発言訂正の許可は、議場で報告されている。訂正が許可された発言部分は配付用の会議録に訂正して掲載される。また、同部分を他の議員、説明員が引用したときの取り扱いも同様である。ちなみに、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

方言（ウチナーグチ）又は外国語での発言

方言（ウチナーグチ）又は外国語での発言は、格言の引用等、限られた範囲内で認められている。

≪補足説明≫

平成 6 年 3 月 10 日の議会運営委員会で、方言の取り扱いについて決定した。また、平成 9 年 6 月 9 日の本会議で、外国語等の取り扱いについて議長報告がなされた。

表決前の退場表明

討論終結後、採決宣告の前までの間に、会派又は議員から退場表明の申し出があるときは、議長において、開会中に議席からの発言を許可している。

≪補足説明≫

退場表明の発言は、簡明に行うものとされている。なお、委員会における退場表明の場合に準用されている。

議会運営委員会の申し合わせ事項

（平成３年（1991 年）12 月 18 日 議会運営委員会決定）

改正　平成５年８月９日　各派交渉会にて一部改正
平成６年５月 19 日　議会運営委員会にて一部改正
平成 15 年 12 月３日　議会運営委員会にて確認

（1）議事運営の基本姿勢

委員会の議事は、できるかぎり全会一致になるよう協議する。

（2）交渉団体としての会派

交渉団体として議会運営委員会に委員を出せる会派は、2 人以上の所属議員を有するものとする。

（3）委員の構成

① 委員の構成については、各会派から次の算出方法により推薦する。ただし、委員定数にその推薦された数が符合しないとき又は会派の分離合併があったときは、議会運営委員会において協議する。

なお、当該委員会が組織されてないときは、各派交渉会において協議する。

$$\frac{\text{会派員数}}{\text{議員定数}} \times \text{議会運営委員会の定数} = \text{委員の数（小数点第１位で四捨五入）}$$

② 交渉団体としての会派の要件を満たさなくなったとき、又は委員が推薦を受けた会派を離脱したときは、当該委員は直ちに辞任するものとする。

（4）委員外議員の出席

① 副議長を委員外議員として出席させることとする。

② 委員が出席できないときは、所属会派から委員会の許可を得て委員外議員として出席させることができる。

（5）費用弁償の支給

正副議長及び委員外議員が委員会に出席したときは、費用弁償を支給する。但し、委員外議員への支給は１人までとする。

（6）決定事項の遵守

委員会で決定された事項については、各会派の責任において遵守しなければならない。

議会運営委員会委員の会派推薦の算出方法

$$\frac{\text{会派員数}}{\text{議員定数}} \times \text{議会運営委員会の定数} = \text{委員の数（小数点第１位で四捨五入）}$$

※「議員定数」を欠いた場合は、「議員現員数」に置き換えて算出する。

算　出　方　法	委員数
$\frac{2}{44}\times13=0.590$ $\frac{3}{44}\times13=0.886$ $\frac{4}{44}\times13=1.181$ $\frac{5}{44}\times13=1.477$	1
$\frac{6}{44}\times13=1.772$ $\frac{7}{44}\times13=2.068$ $\frac{8}{44}\times13=2.363$	2
$\frac{9}{44}\times13=2.659$ $\frac{10}{44}\times13=2.954$ $\frac{11}{44}\times13=3.250$	3
$\frac{12}{44}\times13=3.545$ $\frac{13}{44}\times13=3.840$ $\frac{14}{44}\times13=4.136$ $\frac{15}{44}\times13=4.431$	4

算　出　方　法	委員数
$\frac{16}{44}\times13=4.727$ $\frac{17}{44}\times13=5.022$ $\frac{18}{44}\times13=5.318$	5
$\frac{19}{44}\times13=5.613$ $\frac{20}{44}\times13=5.909$ $\frac{21}{44}\times13=6.204$	6
$\frac{22}{44}\times13=6.500$ $\frac{23}{44}\times13=6.795$ $\frac{24}{44}\times13=7.090$ $\frac{25}{44}\times13=7.386$	7

≪補足説明≫

議会運営委員会の申し合わせ事項の改正経過

○平成 3 年 12 月 18 日決定

地方自治法の改正を受けて、議会運営委員会の条例化（平成 3 年 7 月 24 日可決）に伴い、

「議会運営委員会の申し合わせ事項」を同委員会にて決定。

○平成 5 年 8 月 9 日改正

議員の改選に伴い、議会運営委員会が組織されていないため、各派交渉会にて、申し合わせ事項の（3）委員の構成､算出方法等の改正を行った。それを受けて、平成 5 年 8 月 11 日の本会議において、議会運営委員会の委員定数「12 人」を「13 人」に改める委員会条例の一部改正が行われた。

○平成 6 年 5 月 19 日改正

（5）費用弁償の支給に「但し､委員外議員への支給は 1 人までとする。」が追加された。

○平成 15 年 12 月 3 日確認

(3）①の分母「議員定数」を欠いた場合は､「議員現員数」に置き換えて算出することが確認された。

資料の提出要求等に関する先例

（1）議員個々人からの資料の提出要求に対する運用方針

（昭和 52 年 12 月定例会で総務部より提案）

（昭和 53 年 3 月 7 日の議会運営委員会で了承）

地方自治法上議員個々人には、資料提出の要求をすることは認められていないけれども、議員の活動をより効率的にし、さらに議会の運営をスムーズに運ぶため、次の基本的方針で運用する。

① 各主管部課において、提出しても差し支えのないものは、部長の判断で提出する。

② 各主管部課において、判断したものは、総務部総務課に報告するものとする。

③ 2 部以上、又は総務部総務課と調整がつかない場合は、助役の決裁を受けるものとする。

④ 提出できないものの例

ア 市の基本政策立案等に関する文書

イ 内部の意志決定過程における文書（起案文書等）

ウ 職員個々人の身分等に関する書類

エ 各課において作成する予算要求書等

オ 市民のプライバシーに関するもの

（2）資料の提出要求に対する対応について

那覇市議会議長〔平成 6 年 10 月 11 日〕

議会からの資料の提出要求につきましては、これまで議会と執行機関の間における申し合わせ（昭和 53 年 3 月 7 日の議会運営委員会で了承された運用方針）により運用されてきたところである。

しかしながら、議員として資料提出要求を行う場合と、議員が個人として情報公開条例に基づいて資料請求を行う場合を比較すると、その対応に不均衡な現象が見受けられる。資料提出の範囲及び期限を厳守することに差異があることは、問題が残るので、速やかに改善する必要がある。

よって、議員の資料の提出要求に対しては、効率的な議会運営のためにも、執行当局の従来以上の協力を要請する。

（3）資料の提出問題で会議が紛糾したことによる申し合わせ

平成 11 年 12 月 8 日の本会議が、資料の提出問題を巡って紛糾したため、議会運営委員会で次のとおり確認された。

議員個人からの資料要求については、昭和 53 年 3 月 7 日の議会運営委員会において、議会と執行当局間で交わした「議員個々人からの資料の提出要求に対する運用方針」に基づいて運用されてきたところであるが、議員に提出された資料に誤りがあることが判明し、議会紛糾の要因となったことから、再度、次のことについて確認がなされた。

① 執行当局は、議員からの資料要求に対して、誠意をもって正確な資料を提出すること。

② 会議中の資料要求は、文献上（野村稔著「議員・職員のための議会運営の実際 2」）できないことになっており、今後、議会もその認識に立っていただきたいこと。

≪補足説明≫

平成 12 年 6 月 19 日・平成 11 年 12 月 8 日・平成 7 年 9 月 21 日の本会議において、議長から、資料の提出要求等に関する報告がなされた。

秘密会議事の部分公開

秘密会議事の秘密性の解除を、議決で行った例がある。

（平成 7 年（1995 年）9 月 26 日 可決）

〔決議文〕

那覇市救急診療所における管理運営の疑惑究明に関する
調査特別委員会の秘密会議事の秘密性を一部解除する決議

秘密性を解除する部分は、次のとおりとする。

(1) 参考人の氏名及び参考人を特定できる部分

(2) 個人（ただし委員を除く）に不利益を与えるおそれが明らかに認められる部分

(3) 個人（ただし委員を除く）が著しく不快感を感じ、かつ名誉を害するおそれが明らかな部分

以上、3 つの部分を除く秘密会議事のすべて。

≪補足説明≫

○秘密会会議録の部分公開の経緯

本市議会において、正規の手続きを経て実施された 100 条調査特別委員会の秘密会の議事録を対象に、本市の情報公開条例に基づく公開請求が平成 6 年 3 月 11 日になされた。

このような事例は、全国的にも異例なことであり、その影響も懸念されたことから、各関係機関（県地方課、自治省、全国市議会議長会、全国都道府県議会議長会）に疑義照会を行うなど、1 年半にわたって慎重に検討が重ねられた。

秘密会の会議録を対象とする公開請求については、会議規則第 106 条第 1 項で「秘密会の議事の記録は、公表しない」と規定され、第 2 項では、「秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない」と明記されている。また、個人に関する情報も含まれているところから、公表は認められないとして、議会は非公開の処分を行った。

これに対し、請求人は、「秘密性の継続」はすでに認められないとして、不服申立てを行ったため、議会は情報公開条例に基づいて設置されている「情報公開審査会」に審査を依頼した。同審査会では、1 年余にわたって双方の意見聴取と審査が行われ、平成 7 年 5 月 26 日、本件に対する答申を発表した。その主旨は「本市の情報公開条例は、知る権利を具体的な権

利として保障し、議会も含めて実施機関としており、その責務として、必要最小限度秘密とすることを要する部分とそれ以外の部分とを区別し、後者については公開することが妥当だと判断する。」となっている。

同答申を受けて、議会の対応を決定するため、再三、議会運営委員会が開催されたものの、本件に対する各会派の見解が一致しないまま、平成 7 年 6 月定例会と 8 月臨時会が過ぎ、9 月定例会の最終日を迎えたため、意見調整のための相当の期間はすでに経過したとの判断から、平成 7 年 9 月 26 日、議長発議を受けて、当該秘密会議事について秘密性を一部解除する議決が行われた。

議決内容は、「（1）参考人が特定できる部分、（2）個人に不利益を与える部分、（3）個人の名誉を害する恐れがある部分の 3 項目を除き、公開する。」となっている。

同議決を受けて、秘密会会議録の公開に向けた検討委員会（議会運営委員会の正副委員長及び会派代表 7 人で構成）が設置され、秘密会会議録の内、「秘密性を一部解除する決議」に該当する具体的な部分について、検討が行われた。

検討委員会における検討結果を議会運営委員会の承認を経て、平成 7 年 12 月 27 日、請求人に対し当該会議録の部分公開を行った。

議会の情報公開

議会における情報公開制度の運用状況

（1）本会議会議録の公開

本会議での論戦模様等は、会議録として、その都度印刷製本し、議員及び関係者に配付されている。しかしながら、発言取消しの部分や秘密会の議事等も記録されている会議録原本は、非公開文書として取り扱われている。議員は議員活動の一環として、必要がある場合は会議録原本の閲覧ができる。

（2）委員会記録の公開

委員会記録の作成は、本会議録とは異なり、会議の概要となっている。作成された委員会記録は、公文書として公開される。なお、委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

（3）条例施行前の文書の公開

那覇市情報公開条例は、昭和 63 年 4 月１日に施行された。同条例は、実施機関が保有するすべての公文書を対象としているところから、条例施行前の文書も、当初から公開の対象として運用している。

附属機関等の委員への就任制限

議員が、行政の執行に係る附属機関等の委員に就任することは、制限されている。

（平成 11 年（1999 年）9 月 3 日 可決）

〔決議文〕

那覇市議会議員の附属機関等の委員への就任制限に関する決議

地方自治制度は、地方公共団体の意思決定機関である議会と、その意思の執行者である執行機関とが相互に牽制しながら、均衡のとれた円滑な行政運営を確保しようとする制度である。

地方分権の時代を迎えた今日、議会と執行機関はそれぞれの権限を尊重し、市政の発展に寄与することがますます重要となっている。よって、那覇市議会は、議員が行政の執行に係る附属機関等の委員に就任することを、下記のとおり制限する。

記

1　本決議における附属機関等は別表１のとおりとする。

2　議員は、本決議の目的に従って、行政の附属機関等の委員に就任しないものとする。ただし、法律等に定めがある場合、その他特別な事情があると認めるとき（別表 2）は、この限りでない。

3　各執行機関の長は、附属機関等から答申又は報告を受けたときは、諮問に関する資料を添えて議長に速やかに通知されたい。

4　決議後、法律等が改正された場合及び附属機関等の委員への就任について疑義が生じた場合の措置については、議会運営委員会において協議するものとする。

以上、決議する。

別表１

1　市政功労者表彰審査委員会
2　個人情報保護運営審議会
3　情報公開制度運営審議会
4　女性問題会議
5　那覇女性史編集委員会
6　総合計画審議会
7　財産評価委員会
8　国民健康保険運営協議会
9　公害対策審議会
10　環境基本計画審議会
11　一般廃棄物対策推進審議会
12　伝統工芸館運営審議会
13　水産業振興整備対策協議会
14　文化行政審議会
15　市民会館及びパレット市民劇場運営委員会
16　市史編集委員会
17　民生委員推薦会
18　都市計画審議会
19　都市景観審議会
20　軍用地跡地利用審議会
21　町界町名整理審議会
22　地方港湾審議会
23　生涯学習推進協議会
24　青少年問題協議会
25　スポーツ振興審議会
26　青少年センター運営協議会
27　学校給食センター運営委員会
28　新庁舎位置選定審議会
29　献血推進協議会
30　教育史編さん委員会
31　監査委員
32　農業委員会
33　土地開発公社

別表 2

1　議員が委員に就任することにつき法律等に規定がある附属機関等

（1）民生委員推薦会　　（2）青少年問題協議会

（3）都市計画審議会　　（4）地方港湾審議会

（5）監査委員

2　その他特別な事情があると認められるもの

農業委員会

議会の広報

(1) なは市議会だよりの発行

（昭和 47 年（1972 年）7 月 5 日 第 1 号発行）

≪補足説明≫

議会の活動を市民に伝えるための広報紙「なは市議会だより」を、定例会終了後の 4 月、7 月、10 月、1 月に発行（改選の年は 8 月にも発行）し、市内全世帯へ配布している。

全 8 ページ（タブロイド版）の紙面には、定例会・臨時会の概要をはじめ、代表質問・個人質問の内容を要約した記事、その他議会の活動状況がわかる資料とともに、記事に関連する写真等を可能な限り多く掲載している。

さらに、平成 15 年度からは、これまでの 2 色刷りをオールカラー化とするなど、市民により分かりやすく親しまれる紙面づくりに向け取り組んでいる。

ちなみに、昭和 31 年 2 月の創刊当時は「那覇市議会報」という名称であったが（全 99 号を発行）、復帰後の昭和 47 年 7 月に現在の名称に変更し、平成 17 年 12 月 31 日までに 166 号を発行している。

(2) ケーブルテレビの導入

（平成 5 年（1993 年）3 月定例会から中継）

≪補足説明≫

昭和 63 年 7 月 21 日に設立された、沖縄ケーブルネットワーク株式会社（ＯＣＮ）から、平成元年 10 月 18 日及び平成 4 年 4 月 30 日に、議場の中継放送を行いたいとの申し出があり、議会運営委員会で継続的に検討が続けられ、平成 5 年 2 月 18 日の同委員会において、全会一致で、平成 5 年 3 月定例会から中継放送することを許可した。

(3) 会議録検索システムの稼動

（平成 13 年（2001 年）6 月 12 日 本会議「議長報告」）

≪補足説明≫

平成 7 年 8 月、議会運営委員会での論議を踏まえ、「市民サービスの向上と議会事務の効率化及び議員活動の活性化に向けて」、事務局にＯＡ化推進委員会が設置された。独自方式を模索しつつ、継続的に調査・検討が進められ、平成 11 年 9 月に会議録検索システムを稼動させることができた。

当初は、検索範囲が 2 ヵ年分（平成 7 年度・8 年度）という限られた状況であったが、議

員・職員から同システムの拡張及び本格的な展開を望む声が大きく、平成 12 年 5 月には、データを 5 年分（平成 7 年 5 月臨時会以降）へと拡張し、イントラネットとの接続と事務局内ＬＡＮを構築した。

平成 13 年 6 月には、インターネットで本会議会議録が検索できる状態が実現した。

(4) 市議会ホームページの開設

（平成 15 年（2003 年）3 月 7 日 開設）

≪補足説明≫

平成 15 年 3 月、那覇市議会ホームページを開設した。

同ホームページには、会議録検索、市議会の役割としくみ、議会傍聴・ＣＡＴＶ生中継・陳情の記載方法のお知らせ、議員名簿、会期日程等議会開催に関するお知らせ、議案等の議決結果、なは市議会だより等を掲載している。

子ども議会（第 1 回模擬議会）の開催

（平成 3 年（1991 年）5 月 16 日 開催）

≪補足説明≫

市制施行 70 周年記念事業として、21 世紀を担う市内の中学生に市政や市議会についての関心と理解を深めてもらうために開催された。

市内の 19 校から推薦された 44 人の中学生が、模擬議員、臨時議長、議長、副議長、立会人等の役割をそれぞれ分担し、一般質問、宣言決議等を行った。

なお、当日は傍聴席がすべて埋まり、立ち見であふれた。

市民議会（第 2 回模擬議会）の開催

（平成 14 年（2002 年）2 月 16 日 開催）

≪補足説明≫

市制施行 80 周年記念事業として、市民に、実際に市議会を体験してもらい、市政及び市議会活動に対する関心と理解を深めてもらうとともに、貴重な意見を市政の発展と都市づくりに活かしていくことを目的に開催された。

小中高生及び一般（大学生を含む）の全世代から選ばれた 43 人が、模擬議員、臨時議長、議長、副議長、立会人等の役割をそれぞれ分担し、選挙、個人質問（41 人の模擬議員が行い、答弁を含まず 1 人 3 分以内）、宣言決議等を行った。

議場への「サミット参加国の国旗」掲揚

議場に、「サミット参加 8 ヶ国の国旗及び欧州連合の旗」が平成 12 年 6 月定例会の会期中に掲揚された。

（平成 12 年（2000 年）6 月 12 日 掲揚）

≪補足説明≫

平成 12 年 6 月定例会初日（12 日）の本会議冒頭「諸般の報告」において、議長から、本日より議場に同旗を掲揚する旨の報告がなされた。なお、市役所本庁舎の前庭においても、平成 12 年 3 月 24 日の午後、市長や議員その他関係者出席のもと、サミット参加国の国旗掲揚式が行われた。

「九州・沖縄サミット」は、平成 12 年（2000 年）7 月 21 日から 23 日までの 3 日間、名護市内の万国津梁館を主会場に行われ、那覇市内においては、22 日夕方から、市内ホテルで「歓迎レセプション」（本市議長も出席）が行われ、その後、首里城公園内で「政府主催首脳夕食会」等が開催された。

第２部　議会の組織

用語の説明

議員の辞職 ……	議員が自らの意思で議員の職を辞すこと。議員の辞職には、議会開会中の場合は議会の許可、閉会中の場合は議長の許可を得ることが必要とされる。
議員の失格 ……	戦前に使用された用語で、戦後の議員の失職と同じ意味を含む。それに加えて、直接国税 2 円未満になったとき、応召されたとき、父子兄弟が区長に就任したとき、区制から市制へ制度が変わったとき議員の職を失った時期がある。
議員の失職 ……	議員の意思いかんにかかわらず議員の職を失うこと。例えば、議員が被選挙権を有しなくなったとき、兼業禁止の規定に該当したとき、議員の解職請求が成立したとき、議会の解散請求が成立したとき、長が議会を解散したとき、公務員の立候補制限の規定に抵触したとき、議員の死亡等で議員の職を失う。
辞　　任 ……	正副委員長又は委員等の役職・任務を自らの意思で辞すこと。

参考文献

名簿

・『首里市制十周年記念誌』　・『沖縄県官員録』　・『那覇市政史』(泉正重著)　・『日報の沖縄人事録』(昭和 12 年度版)　・「琉球新報」・「大阪朝日新聞」・「沖縄タイムス」・「沖縄日報」・「那覇市勢一班」(昭和 5 年版、9 年版、14 年版)　・「那覇市選挙の記録」(那覇市選挙管理委員会)　・「那覇市議会会議録」　・「首里市議会会議録」　・「小禄村議会会議録」　・「真和志市(村)議会会議録」

写真

・『沖縄大百科事典』(沖縄タイムス社)　・『昭和全鑑』(沖縄　那覇市・南部編)　・『沖縄県勢学校大観 41』　・『琉球人事録』(崎原久編)　・『沖縄商工名鑑』(十周年記念特集 沖縄興信所)　・『沖縄県議会史』(第 14 巻、第 16 巻)　・『沖縄県人事録』(楢原翠邦編)　・『沖縄県人事録』(高嶺朝光編)　・『沖縄縣人物風景写真帖』　・『沖縄名鑑』　・『真和志市誌』　・『小禄村誌』　・『沖縄県婦人連合会　50 年のあゆみ』　・『大嶺の今昔』(大嶺自治会，大嶺向上会)　・『識名誌』(識名自治会)　・『国場誌』(国場自治会)　・『那覇市史』(通史篇 第 2 巻)　・『那覇市水道誌』(昭和 10 年発行)

写真提供者(敬称略)

阿嘉政子　新垣孫一　稲雅子　宇久美智子　奥浜毅　城間信　新城榮徳　知念政慧
當間清喜　渡嘉敷宗正　長嶺善勇　町田宗浩　宮城孝子　宮城初枝　宮里泰永

那覇

那覇市議会歴代議長・副議長

市制施行1921(大正10)年～2005(平成17)年12月現在

議　長	副議長
初代 黒木一二 （大正10.8～大正13.3） 	初代 与那原良眞 （大正10.8～大正14.4）
2代 3代 金城紀光 （大正13.6～大正14.4） （大正14.7～昭4.6） 	2代 伊藤雅二 （大正14.7～昭和4.6）
4代 花城永渡 （昭和4.7～昭和8.6） 	3代 4代 長野時之助 （昭和4.7～昭和8.6） （昭和8.7～昭和12.6）
5代 麓純義 （昭和8.7～昭和10.2） 	
6代 安慶名徳潤 （昭和10.2～昭和12.6） 	
7代 長野時之助 （昭和12.7～昭和17.6） 	5代 仲本政春 （昭和12.7～昭和17.6）

議　長	副議長
8代 富山徳潤 （昭和17.6～昭和19.6） 	6代 宮里良永 （昭和17.6～昭和19.6）
9代 宮里良永 （昭和19.6～昭和20終戦） 	7代 宇良宗樽 （昭和19.6～昭和20終戦）
10代 具志頭得助 （昭和23.9～昭和25.9） 	8代 仲井真元楷 （昭和23.9～昭和25.9）
11代 真栄田世勲 （昭和25.9～昭和29.9） 	9代 城間康昌 （昭和25.9～昭和29.9）
12代 13代 泉正重 （昭和29.10～昭和30.8） （昭和30.11～昭和32.6） 	10代 11代 長嶺将真 （昭和29.10～昭和30.8） （昭和30.11～昭和32.6）
14代 15代 16代 高良一 （昭和32.9～昭和36.8） （昭和36.8～昭和40.8） （昭和40.8～昭和44.8） 	12代 渡口麗秀 （昭和32.9～昭和36.8） 13代 大山盛幸 （昭和36.8～昭和40.8） 14代 辺野喜英興 （昭和40.8～昭和44.8）

議　長	副議長
17代 辺野喜英興 （昭和44.8～昭和47.6） 	15代 仲本安一 （昭和44.8～昭和48.8）
18代 19代 比嘉佑直 （昭和47.6～昭和48.8） （昭和48.8～昭和52.8） 	16代 17代 大浜長弘 （昭和48.8～昭和52.8） （昭和52.8～昭和56.8）
20代 金城重正 （昭和52.8～昭和56.8） 	
21代 島袋宗康 （昭和56.8～昭和57.3） 	18代 友利玄雄 （昭和56.8～昭和57.2）
22代 金城重正 （昭和57.3～昭和58.11） 	19代 大浜長弘 （昭和57.3～昭和58.11）
23代 大浜長弘 （昭和58.11～昭和60.8） 	20代 屋宜宗一 （昭和58.12～昭和60.8）
24代 屋宜宗一 （昭和60.8～昭和62.8） 	21代 森田重男 （昭和60.8～平成元.8）
25代 友利玄雄 （昭和62.8～平成元.8） 	

議　長	副議長
26代 唐真弘安 （平成元.8～平成5.8） 	22代 中村昌信 （平成元.8～平成5.8）
27代 安里安明 （平成5.8～平成9.8） 	23代 大城勝夫 （平成5.8～平成9.8）
28代 上原清 （平成9.8～平成11.8） 	24代 仲本嘉公 （平成9.8～平成11.8）
29代 亀島賢優 （平成11.8～平成13.8） 	25代 瀬良垣武安 （平成11.8～平成13.8）
30代 我那覇生隆 （平成13.8～平成17.8） 	26代 高里鈴代 （平成13.8～平成16.10） 27代 久高友弘 （平成16.12～平成17.8）
31代 久高将光 （平成17.8～） 	28代 松田義之 （平成17.8～）

※　明治29年～大正10年5月の区制時期は、区長が議長を兼務
　　昭和21年7月～昭和23年2月は市政委員(市長が任命)
　　昭和23年3月～昭和23年9月議長選任まで市長(仲本為美)が議長を兼務

戦前

第１回選挙（区会議員）　〔1896(明治29)年6月14日執行、定数24人、投票者数314人、任期6年(3年後に半数改選)〕

※ 選挙が3級制での執行ができなかったため、任期2年未満で終了

議員名簿(24人)

任期〔1896(明治29)年6月14日～1898(明治31)年3月31日〕

第1選挙区	新嘉喜倫順	大灣政平	嘉數詠顯	兼島景祿
	照屋興行	比嘉賀徳	普久里宗業	山里永錫
	山城正樂			
第2選挙区	新崎寛達	大田實太	小渡鴻翥	志多泊棟
	楚南能任	與儀元麟		
第3選挙区	糸數昌慶	國吉眞喜	國吉眞輔	小橋川紹裕
	崎山朝叙	島袋和忠	屋嘉宗禮	饒平名紀能
	饒平名知高			

※ 第1選挙区（泉崎、東、西）
第2選挙区（久茂地、久米）
第3選挙区（若狭町、泊）

第２回選挙（区会議員）　〔1898(明治31)年4月1日執行、定数24人、当日有権者数950人、投票者数156人、投票率16.4%、任期6年(3年後に半数改選)〕

※ 3選挙区制に加え3級制を採用

議員名簿(24人)

任期〔1898(明治31)年4月1日～1904(明治37)年3月31日〕

第1区1級議員	當銘加那	山口惠知	山里永錫
2級議員	大灣政儀	比嘉賀慶	宮里喜眞
3級議員	宇良宗輝	嘉數詠顯	鉢嶺清才
第2区1級議員	小渡鴻翥	龜島明良	
2級議員	新崎寛達	古波藏宗書	
3級議員	安次嶺文照	東恩納寛正	
第3区1級議員	安次嶺榮長	國吉眞喜	國吉眞輔
2級議員	島袋和忠	知念嘉運	饒平名知高
3級議員	伊波興廷	崎山朝叙	備瀬知助

変遷　明治34.3.31　改選のため抽籤にて半数の議員が退職（各級4人）
1級議員（小渡鴻翥、龜島明良、國吉眞輔、當銘加那）
2級議員（大灣政儀、島袋和忠、比嘉賀慶、宮里喜眞）
3級議員（安次嶺文照、宇良宗輝、嘉數詠顯、東恩納寛正）

第３回選挙（区会議員）(改選)

〔1901(明治34)年4月1日執行、定数24人(改選12人)、当日有権者数974人、任期6年(3年後に半数改選)〕

議員名簿(24人)

改選議員(12人)　任期〔1901(明治34)年4月1日～1907(明治40)年3月31日〕

第1区1級議員	中馬辰次郎		
2級議員	渡久地政昜	比嘉賀慶	山城正擇
3級議員	小嶺幸之	屋慶名政方	
第2区1級議員	大田徳明	比嘉賀但	
3級議員	池宮城承恩	名嘉眞大興	
第3区1級議員	古謝將賢		
2級議員	金城順盛		

留任議員(12人)　任期〔1898(明治31)年4月1日～1904(明治37)年3月31日〕

第1区1級議員	山口惠知	山里永錫	
3級議員	鉢嶺清才		
第2区2級議員	新崎寛達	古波藏宗書	
第3区1級議員	安次嶺榮長	國吉眞喜	
2級議員	知念嘉運	饒平名知高	
3級議員	伊波興廷	崎山朝叙	備瀬知助

変遷　年月日不明　大田徳明．金城順盛．渡久地政昜辞職

第４回選挙（区会議員）(改選・補欠選)

〔1904(明治37)年4月1日執行、定数27人(改選15人、補欠3人)、任期6年(3年後に半数改選)〕

議員名簿(27人)

改選議員(15人)　任期〔1904(明治37)年4月1日～1910(明治43)年3月31日〕

第1区1級議員	大峯柳吉	藤井平兵衛	
3級議員	伊差川英文		
第2区1級議員	又吉昌祥		
2級議員	安慶名汝翼	石川正延	大田實太
3級議員	仲地唯隆		
第3区1級議員	知念嘉榮		
2級議員	安次嶺榮輝		
3級議員	國吉眞喜	崎山朝叙	
第4区1級議員	渡邊佳助		
2級議員	當山昌重		
3級議員	金城牛		

補欠議員(3人)　任期〔1904(明治37)年4月1日～1907(明治40)年3月31日〕

第1区2級議員	玉城克全

第2区1級議員　　國吉國基
第3区2級議員　　饒平名知高

留任議員(9人)　任期〔1901(明治34)年4月1日～1907(明治40)年3月31日〕
第1区1級議員　　中馬辰次郎
2級議員　　比嘉賀慶　　山城正擇
3級議員　　小嶺幸之　　屋慶名政方
第2区1級議員　　比嘉賀但
3級議員　　池宮城承恩　　名嘉眞大興
第3区1級議員　　古謝將賢

変遷　第3選挙区に牧志を加え、垣花を第4選挙区(定数3人)とする
又吉昌祥、伊差川英文が明治40年3月までに辞職

第５回選挙（区会議員）
(改選・補欠選)

〔1907(明治40)年4月1日執行、定数27人(改選14人、補欠2人)、当日有権者数1,313人、任期6年(3年後に半数改選)〕
※ 議員の任期が区制の改正により任期3年で終了

議員名簿(27人)

改選議員(14人)　任期〔1907(明治40)年4月1日～1910(明治43)年3月31日〕
第1区1級議員　　當間重慎
2級議員　　柴田政太郎　　玉城克全　　前田英次郎
3級議員　　大坪岩次郎　　永田長恭
第2区1級議員　　小渡鴻翥　　勢理客知恒
3級議員　　仲尾次政昆　　名嘉眞大興
第3区1級議員　　親泊英功
2級議員　　饒平名知高
第4区1級議員　　宮里新
2級議員　　國吉眞忠

補欠議員(2人)　任期〔1907(明治40)年4月1日～1910(明治43)年3月31日〕
第1区3級議員　　比嘉賀慶
第2区1級議員　　屋慶名政方

留任議員(11人)　任期〔1904(明治37)年4月1日～1910(明治43)年3月31日〕
第1区1級議員　　大峯柳吉　　藤井平兵衛
2級議員　　安慶名汝翼　　石川正延　　大田實太
3級議員　　仲地唯隆
第3区1級議員　　知念嘉榮
2級議員　　安次嶺榮輝

3級議員	國吉眞喜	崎山朝叙
第4区3級議員	金城牛	

変遷 選挙区変更　第1選挙区の泉崎が第2選挙区に変更
第4区1級選挙は無効となり、5月2日に再選挙実施。宮里新が当選

第６回選挙（区会議員）〔1910(明治43)年4月1日執行、定数27人、当日有権者数1,050人、候補者数42人、任期4年〕

※ 区制の改正により区会議員の任期が4年となる

議員名簿(27人)

任期〔1910(明治43)年4月1日～1914(大正3)年3月31日〕

第1区1級議員	小嶺幸之	高嶺朝申	渡久地政瑚
2級議員	柴田政太郎	麓純義	前田英次郎
3級議員	大坪岩次郎	小嶺幸得	山城高興
第2区1級議員	小牧藤次郎	當間重愼	渡口政成
2級議員	大田徳明	照屋林顯	外間現敬
3級議員	安慶名汝翼	龜島明良	仲尾次政昆
第3区1級議員	崎濱常惠	饒平名紀順	
2級議員	親泊英功	國吉眞福	
3級議員	伊波興廷	國吉眞徳	
第4区1級議員	上原眞益		
2級議員	當間高得		
3級議員	宮里實		

※ 第3区3級選挙は無効となり4月13日に再選挙実施。伊波興廷、國吉眞徳が当選

変遷 明治43.9.21　國吉眞徳逝去
明治43.11.18 大坪岩次郎辞職
明治44.9.-　當間重愼辞職
明治45.6.-　高嶺朝申辞職

第７回選挙（区会議員）〔1914(大正3)年4月1日執行、定数27人、当日有権者数1,478人、投票者数1,169人、投票率79.1%、候補者数37人、任期4年〕

議員名簿(27人)

任期〔1914(大正3)年4月1日～1918(大正7)年3月31日〕

第1区1級議員	岸本賀昌	小嶺幸之	渡久地政瑚
2級議員	小牧藤次郎	柴田政太郎	前田英次郎
3級議員	黒木一二	崎濱秀主	永田長恭
第2区1級議員	小澤朝藏	當間重祿	山城正馴
2級議員	大田徳明	仲尾次政昆	山崎粂次郎
3級議員	古波藏必達	照屋林棟	仲地唯謙

第3区1級議員	安次嶺榮華	親泊英功
2級議員	大見謝恒亨	國吉眞喜
3級議員	伊波興廷	呈光良
第4区1級議員	上原仁徳	
2級議員	仲本政春	
3級議員	高良篤知	

変遷 大正4.4.29　渡久地政瑚辞職
大正6.8.-　山城正馴辞職

第８回選挙（区会議員）　〔1918(大正7)年4月21日執行、定数27人、当日有権者数1,667人、投票者数1,260人、投票率75.6%、候補者数41人、任期4年〕

※ 大正10年5月20日 市制施行により全議員失格。任期約3年で終了

議員名簿(27人)

任期〔1918(大正7)年4月21日～1921(大正10)年5月20日〕

第1区1級議員	小牧藤次郎	崎濱秀主	渡久地政瑚
2級議員	富永實忠	森龜次郎	矢野雄造
3級議員	久場景述	小嶺幸慶	山崎粂次郎
第2区1級議員	黒木一二	仲地唯謙	平尾喜三郎
2級議員	當間重祿	西平賀莊	濱崎藤次郎
3級議員	小渡有良	照屋林棟	友寄英偉
第3区1級議員	勝連盛常	國吉眞喜	
2級議員	崎山朝賢	謝花寛裕	
3級議員	伊波興廷	高良郎作	
第4区1級議員	上原仁徳		
2級議員	宮里實勝		
3級議員	高良篤知		

※ 選挙区改正
第1区　西新町、西本町、辻町、東町、上之蔵町、通堂町
第2区　久茂地町、松下町、天妃町、久米町、美栄橋町、上泉町、下泉町、壺屋町
第3区　若狭町、松山町、前島町、高橋町、崇元寺町、牧志町
第4区　山下町、住吉町、垣花町

区会時代（1896年～1921年）の議員顔写真（写真のあるもののみ掲載）五十音順

嘉數詠顯

岸本賀昌

黒木一二

小嶺幸慶

崎濱常惠

崎濱秀主

柴田政太郎

照屋林顯

當間高得

當間重慎

渡久地政瑚

富永實忠

仲地唯謙

仲地唯隆

仲本政春

平尾喜三郎

麓純義

外間現敬

宮里實勝

山崎粂次郎

山城高興

山城正馴

第１回選挙（市会議員）

1921(大正10)年8月1日(2級)・2日(1級)執行、
定数36人(1.2級各18人)、投票者数(1級901人、2級4,267人)、
候補者数(1級42人.2級42人)、任期4年

※ 従来の選挙区制は廃止され3級制から2級制になる
※ 大正14年4月10日 内務大臣の命令で市議会解散

議員名簿(36人)　◎議長　○副議長

任期〔1921(大正10)年8月1日～1925(大正14)年4月10日〕

1級議員

◎　黒木一二

○ 與那原良眞

伊藤雅二

写真なし
大峯柳吉

嘉數詠憲

岸本幸厚

金城紀光

桑江夢熊

崎山嗣朝

永井吉太郎

仲地唯謙

写真なし
並川龜次郎

写真なし
西平賀莊

濱田平畩

写真なし
比嘉賀學

写真なし
前田英次郎

写真なし
宮城龜壽

写真なし
山川朝棟

2級議員

新嘉喜倫篤

写真なし
新崎寛優

伊江朝睦

大城清英

写真なし
小渡有良

國吉眞喜

写真なし

國吉眞緝

写真なし

小橋川紹顯

勢理客知勇

写真なし

渡嘉敷眞英

仲本將佐

仲本政春

仲吉朝悦

写真なし

登川守正

写真なし

外間宏匡

牧志眞喜

山田有幹

写真なし

饒平名知新

変遷 大正10.5.20 市制施行
大正10.8.31 初代議長、副議長選任
大正13.3.15 議長黒木一二逝去
大正13.6.- 議長に金城紀光選任

市参事会員(6人)

〔大正10年8月16日選任、任期4年〕

伊江朝睦　伊藤雅二　大城清英　仲本政春　並川龜次郎
前田英次郎

第２回選挙（市会議員）

1925(大正14)年6月27日(2級)・29日(1級)執行、定数36人(1.2級各18人)、当日有権者数(1級1,009人、2級約6,000人)、投票者数(1級913人、2級4,774人)、投票率(1級90.5%、2級約79.6%)候補者数(1級28人.2級26人)、任期4年

議員名簿(36人)　◎議長　○副議長

任期〔1925(大正14)年6月27日～1929(昭和4)年6月26日〕

1級議員

◎　金城紀光

○　伊藤雅二

新嘉喜倫篤

上原克忠

浦崎永揚

尾花仲次

嘉數詠憲

川畑黙志

岸本幸厚

國吉眞文

兒玉利吉

高良四郎

仲地唯謙

長野時之助

花城永渡

濱田平畩

宮里辰雄

山田親徳

2級議員

安慶名徳潤

池宮城喜輝

石川逢篤

伊波興本

親泊康善

我喜屋則達

嘉手川重利

木内梅吉

小橋川朝明

崎山嗣朝

城間恒加

勢理客知勇

高安高俊

写真なし
渡嘉敷眞英

福山義雄

牧志眞喜

宮里良永

山田有幹

市参事会員(6人)　＊後任

〔大正14年7月7日選任、任期4年〕

尾花仲次　嘉數詠憲　川畑黙志　國吉眞文　仲地唯謙

長野時之助　＊ 池宮城喜輝　＊ 小橋川朝明　＊ 宮里良永

変遷 3議員(議員名不明）が辞任。後に池宮城喜輝、小橋川朝明、宮里良永選任

第３回選挙（市会議員）　〔1929(昭和4)年6月27日執行、定数36人、当日有権者数9,579人、投票者数8,212人、投票率85.7%、候補者数59人、任期4年〕

※ 普通選挙法になり、1級･2級制廃止

議員名簿(36人)　◎議長　○副議長

任期〔1929(昭和4)年6月27日～1933(昭和8)年6月26日〕

◎　花城永渡

○ 長野時之助

阿波連本堅

板橋叶

伊波興本

植木新太郎

宇良宗樽

尾花仲次

我喜屋則達

嘉手川重利

川津博

木内梅吉

喜屋武長隆

金城紀光

崎山嗣朝

城間康雄

高安高俊

高良四郎

當間惠治

写真なし

渡嘉敷眞英

友寄隆起

長嶺善裕

仲村英賢

仲本為美

仲本政春

仲本政篤

仲村渠盛慶

濱田良平

肥後茂良

古野進

眞榮城守康

牧志眞喜

宮里辰雄

宮里良永

山田親徳

山田有幹

変遷 昭和5.10.31　板橋叶議員失格

市参事会員(10人)

〔昭和4年7月15日選任、任期2年〕

板橋叶	尾花仲次	木内梅吉	友寄隆起	仲本政篤
仲村渠盛慶	濱田良平	肥後茂良	古野進	眞榮城守康

〔昭和6年7月20日選任、任期2年〕

伊波興本	宇良宗樽	尾花仲次	我喜屋則達	木内梅吉
仲村英賢	仲本政篤	肥後茂良	牧志眞喜	山田親徳

第４回選挙（市会議員）　〔1933(昭和8)年6月27日執行、定数36人、当日有権者数9,894人、投票者数8,587人、投票率86.8%、候補者数52人、任期4年〕

議員名簿(36人)　◎議長　○副議長

任期〔1933(昭和8)年6月27日～1937(昭和12)年6月26日〕

◎　麓純義

○ 長野時之助

安慶名徳潤

池宮城喜輝

糸嶺篤忠

伊波興本

宇良宗樽

大城彦五郎

翁長博徳

尾花仲次

嘉手川重利

川津博

川平朝傳

木内梅吉

國吉眞厚

小谷良助

崎間麗徳

佐久川長吉

島袋常教

城間康雄

高安高俊

高良四郎

長嶺將快

仲村英賢

仲本為美

仲本政春

仲村渠盛慶

比嘉明信

平尾喜一

外間政成

又吉世澤

宮城無々

宮里亀

宮里良永

山田親徳

山田有幹

＊　肥後茂良

変遷 昭和9.10.19　島袋常教選挙違反により議員失格
昭和9.10.19　選挙次点者の肥後茂良繰上げ当選
昭和10.2.8　議長麓純義逝去
昭和10.2.18　議長に安慶名徳潤選任
年月日不明　城間康雄議員失格
年月日不明　高良四郎議員失格

市参事会員(10人)

〔昭和8年7月8日選任、任期2年〕

宇良宗樽	大城彦五郎	尾花仲次	川津博	川平朝傳
木内梅吉	國吉眞厚	崎間麗徳	城間康雄	仲本政春

〔昭和10年選任、任期2年〕

宇良宗樽	川平朝傳	木内梅吉	國吉眞厚	仲本為美
仲本政春	宮城無々	宮里亀	宮里良永	山田親徳

第５回選挙（市会議員）　〔1937(昭和12)年6月27日執行、定数36人、当日有権者10,726人、投票者数8,946人、投票率83.4%、候補者数51人、任期4年〕

※ 昭和16年2月22日 法令により議員の任期が1年延期される

議員名簿(36人)　◎議長　○副議長

任期〔1937(昭和12)年6月27日～1942(昭和17)年6月4日〕

◎ 長野時之助

○ 仲本政春

糸嶺篤忠

伊波興本

宇良宗樽

写真なし
大城佑章

写真なし
小田義春

翁長博徳

尾花仲次

嘉手川重利

写真なし
我那覇生精

木内梅吉

写真なし
金城清栄

写真なし
■宮城邦儀

小谷良助

佐久川長吉

祖慶良輔

高安高俊

写真なし
高良三郎

写真なし
當銘喜保

友寄隆起

長嶺將快

写真なし
長嶺但保

仲村英賢

仲本為美

仲村渠盛慶

濱田良平

比嘉明信

平尾喜一

真栄田世勲

又吉世澤

宮里亀

宮里辰雄

宮里良永

山田親徳

山田有幹

写真なし

＊　仲里善榮

変遷 昭和13.8.20　濱田良平応召のため失格
昭和13.8.22　仲里善榮繰上げ当選
昭和14.5.8　繰上げ当選の手続不備により仲里善榮当選無効
昭和14.6.5　再び仲里善榮繰上げ当選
昭和14.8.7　仲里善榮粟国村収入役就任のため辞職
昭和16.9.18　仲村渠盛慶失格

市参事会員(10人)

〔昭和12年7月選任、任期2年〕

糸嶺篤忠	伊波興本	宇良宗樽	木内梅吉	■宮城邦儀
祖慶良輔	長嶺將快	仲村英賢	宮里亀	宮里辰雄

〔昭和14年7月26日選任、任期2年〕

糸嶺篤忠	伊波興本	木内梅吉	佐久川長吉	比嘉明信
真栄田世勲	宮里亀	宮里辰雄	宮里良永	山田有幹

第６回選挙（市会議員）　〔1942(昭和17)年6月5日執行、定数36人、当日有権者数9,975人、投票者数8,105人、投票率81.3%、候補者数65人、任期4年〕

議員名簿(36人)　◎議長　○副議長

任期〔1942(昭和17)年6月5日～1945(昭和20)年終戦〕

◎　富山徳潤

○　宮里良永

写真なし

石川清輝

糸嶺篤忠

上原仁慶

宇良宗樽

写真なし

大城佑章

写真なし

大湾喜忠

写真なし

我那覇生精

上運天賢良

嘉味田朝春

写真なし

金城清栄

具志頭得助

写真なし

■宮城邦儀

写真なし

河野之烏

小谷良助

佐久川長吉

佐藤好雄

島袋全發

城間康昌

写真なし

瀬名波良持

写真なし

高良三郎

写真なし

當間眞吉

写真なし

當銘直喜

中孝徳

写真なし

長田紀善

写真なし

長嶺但保

仲本為美

仲村渠盛慶

比嘉榮眞

写真なし			写真なし	写真なし
比嘉加栄	真栄田世勲	牧志眞喜	山口保仁	山里将貞

山田有幹

変遷 昭和19.6.- 富山徳潤(議長)が市長就任により辞職
昭和19.6.- 議長に宮里良永選任
昭和19.6.- 副議長に宇良宗樽選任

市参事会員(10人)

〔昭和17年6月26日選任、任期2年〕

大城佑章	大湾喜忠	上運天賢良	具志頭得助	佐藤好雄
當銘直喜	中孝徳	長嶺但保	牧志眞喜	山口保仁

戦後

那覇市政委員　〔 1946(昭和21)年7月1日(市長が認める者を知事に申請) 〕

市政委員名簿(20人)

任期〔1946(昭和21)年7月1日～1948(昭和23)年2月29日〕

写真なし	写真なし		写真なし	
阿波根直信	伊波興光	大城鎌吉	大城佑章	翁長博徳
写真なし	写真なし	写真なし		
川條常顯	金城英(ママ)惇	金城清栄	具志頭得助	佐久川長吉
	写真なし	写真なし		写真なし
城間康昌	城間康信	高良三郎	高良一	渡口精賀
	写真なし	写真なし	写真なし	
仲村英賢	比嘉廉	平敷慶久	平安座得馨	真栄田世勲

第１回選挙　〔1948(昭和23)年2月8日執行、定数26人、当日有権者数6,660人、投票者数5,717人、投票率85.8%、候補者数35人〕

※ 昭和23年7月21日 市町村制により次期選挙日が定められ、議員の任期が約2年6月で終了

議員名簿(26人)　◎議長　○副議長

任期〔1948(昭和23)年3月1日～1950(昭和25)年9月24日〕

◎ 具志頭得助

○ 仲井真元楷

阿波根直英

新垣松助

写真なし

池宮城秀厚

写真なし

浦崎政俊

大城鎌吉

写真なし

大城佑章

翁長博徳

写真なし

金城英淳(ママ)

写真なし

金城仁得

写真なし

久田友得

小橋川秀義

佐久川長吉

写真なし

島袋秀永

城間康昌

写真なし

高良三郎

高良一

写真なし

渡口精賀

写真なし

長嶺義忠

写真なし

仲村喜忠

写真なし

仲本斉政

写真なし

比嘉加栄

写真なし

普天間直健

真栄田世勲

写真なし

森山昌宜

変遷 昭和23.3～昭和23.9議長就任までは市長が議長を兼務
昭和23.9.2　議長・副議長選任
昭和24.5.12　比嘉加栄失職
昭和24.8.3　浦崎政俊逝去
昭和24.8.21　島袋秀永逝去
昭和24.9.8　高良一辞職
昭和24.12.30 金城仁得辞職

第２回選挙

1950(昭和25)年9月10日執行、定数12人、当日有権者数18,383人、
投票者数16,409人、投票率89.3%、候補者数67人、任期4年

議員名簿(12人)　◎議長　○副議長

任期〔1950(昭和25)年9月25日～1954(昭和29)年9月27日〕

◎ 真栄田世勲

○ 城間康昌

阿波根直英

新垣松助

上原仁慶

浦崎唯治

大城鎌吉

金城棟義

親里嘉英

比嘉朝四郎

備瀬知良

辺野喜英興

補充選挙

議員定数増に伴う選挙
1953(昭和28)年3月29日執行、定数16人、当日有権者数35,963人、
投票者数20,850人、投票率58%、候補者数19人

任期〔1953(昭和28)年3月31日～1954(昭和29)年9月27日〕

安里松藏

泉正重

糸数昌秀

大湾喜三郎

嘉数盛一

写真なし
嘉手納武

喜久山朝重

宜保為楷

儀間真喜

金城兼市

佐久川長吉

島袋嘉順

渡口政行

渡口麗秀

長嶺将真

山城思太郎

変遷 昭和28.4.15　嘉手納武逝去
昭和28.10.21 島袋嘉順辞職
昭和29.3.14　大湾喜三郎失職
昭和29.3.14　佐久川長吉失職
昭和29.5.22　金城棟義辞職

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

任期〔昭和28年4月18日～昭和29年9月27日〕

総務財政委員会（定数10人）

◎ 泉正重　○ 佐久川長吉　安里松藏　喜久山朝重　金城棟義
島袋嘉順　城間康昌　渡口政行　比嘉朝四郎　備瀬知良
＊ 渡口麗秀

変遷 昭和28.10.21 島袋嘉順辞職
昭和29.3.14　佐久川長吉失職
昭和29.5.22　金城棟義辞職
昭和29.6.22　渡口麗秀選任

建設委員会（定数10人）

◎ 大城鎌吉　○ 新垣松助　浦崎唯治　嘉数盛一　宜保為楷
儀間真喜　金城兼市　渡口麗秀　辺野喜英興　山城思太郎

文教厚生労務委員会（定数6人）

◎ 阿波根直英　○ 長嶺将真　糸数昌秀　上原仁慶　大湾喜三郎
親里嘉英

変遷 昭和29.3.14　大湾喜三郎失職

懲罰委員会（定数6人）

◎ 城間康昌　○ 大湾喜三郎　阿波根直英　泉正重　上原仁慶
長嶺将真

変遷 昭和29.3.14　大湾喜三郎失職

（牧志街道拡幅工事に伴う立退者の受入に要する市有地の売却処分について）特別委員会（定数10人）

任期〔昭和28年5月20日～昭和28年5月21日〕

◎ 泉正重	阿波根直英	浦崎唯治	大城鎌吉	喜久山朝重
宜保為楷	金城棟義	城間康昌	比嘉朝四郎	辺野喜英興

軍使用地問題の処理に関する特別委員会（定数11人）

任期〔昭和28年9月8日～昭和29年9月27日〕

◎ 新垣松助	○ 佐久川長吉	糸数昌秀	上原仁慶	浦崎唯治
大湾喜三郎	儀間真喜	島袋嘉順	長嶺将真	比嘉朝四郎
辺野喜英興				

変遷 昭和28.10.21 島袋嘉順辞職
昭和29.3.14 大湾喜三郎失職
昭和29.3.14 佐久川長吉失職
昭和29.4.19 副委員長に浦崎唯治選任

（諮問第2号 泊港臨港地区内(南岸)の地域及地区制定について、諮問第3号 泊埋立地受入について)特別委員会（定数10人）

任期〔昭和28年12月12日～昭和29年1月21日〕

◎ 泉正重	○ 新垣松助	上原仁慶	浦崎唯治	大湾喜三郎
儀間真喜	城間康昌	長嶺将真	比嘉朝四郎	辺野喜英興

第３回選挙　〔1954(昭和29)年9月12日執行、定数30人、当日有権者数53,812人、投票者数36,780人、投票率68.4%、候補者数44人、任期4年〕

※ 昭和30年8月30日　上訴裁で昭和29年9月12日投票の選挙は無効と決定。やり直し選挙となり、任期が1年未満で終了

議員名簿(30人)　◎議長　○副議長

任期〔1954(昭和29)年9月28日～1955(昭和30)年8月30日〕

◎　泉正重

○　長嶺将真

写真なし
赤嶺三郎

新垣松助

写真なし
石川清三郎

糸数昌秀

上原永盛

上原仁慶

上間長和

浦崎唯治

大山盛幸

喜久山朝重

儀武息睦

宜保為楷

具志嘉助

久高友敏

国吉有慶

崎山喜達

平良亀助

高良清二

高良一

玉那覇有義

照屋正徳

渡口麗秀

比嘉朝四郎

比嘉佑直

備瀬知良

辺野喜英興

真栄田義晃

宮里敏慶

変遷 昭和29.9.20　宮城清三郎当選無効により国吉有慶当選
昭和29.12.-　真栄田義晃失職

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

任期〔昭和29年10月1日～昭和30年8月30日〕

総務財政委員会（定数10人）

◎ 高良一　○ 上原永盛　赤嶺三郎　上原仁慶　上間長和
喜久山朝重　宜保為楷　国吉有慶　玉那覇有義　備瀬知良

建設委員会（定数10人）

◎ 新垣松助　○ 久高友敏　石川清三郎　浦崎唯治　平良亀助
高良清二　照屋正徳　比嘉朝四郎　比嘉佑直　辺野喜英興

文教厚生労務委員会（定数8人）

◎ 儀武息睦　○ 崎山喜達　糸数昌秀　大山盛幸　具志嘉助
渡口麗秀　真栄田義晃　宮里敏慶

変遷 昭和29.12.-　真栄田義晃失職

懲罰委員会（定数6人）

◎ 比嘉佑直　○ 平良亀助　上原永盛　具志嘉助　高良一
宮里敏慶

軍使用地問題の処理に関する特別委員会（定数14人）

任期〔昭和29年10月8日～昭和30年8月30日〕

◎ 上原永盛　○ 上原仁慶　赤嶺三郎　新垣松助　糸数昌秀
浦崎唯治　具志嘉助　国吉有慶　崎山喜達　平良亀助
玉那覇有義　照屋正徳　渡口麗秀　宮里敏慶

税制審議特別委員会（定数10人）

任期〔昭和30年3月22日～昭和30年8月30日〕

◎ 赤嶺三郎　○ 国吉有慶　上間長和　大山盛幸　喜久山朝重
宜保為楷　具志嘉助　比嘉朝四郎　備瀬知良　辺野喜英興

都市合併研究特別委員会（定数15人）

任期〔昭和30年5月23日～昭和30年8月30日〕

◎ 辺野喜英興	○ 久高友敏	赤嶺三郎	石川清三郎	泉正重
糸数昌秀	喜久山朝重	儀武息睦	宜保為楷	高良清二
照屋正徳	渡口麗秀	長嶺将真	比嘉朝四郎	比嘉佑直

第４回選挙　〔1955(昭和30)年10月16日執行、定数30人、当日有権者数58,003人、投票者数41,366人、投票率71.3%、候補者数47人、任期4年〕

※ 昭和32年6月18日　瀬長市長の不信任案可決を受け、市長が議会解散を告示。任期1年8月で終了

議員名簿(30人)　◎議長　○副議長

任期〔1955(昭和30)年10月16日～1957(昭和32)年6月18日〕

◎　泉正重

○　長嶺将真

赤嶺慎英

新垣善太郎

糸数昌剛

上原光男

上間長和

大山盛幸

写真なし
嘉数ツル

喜久山朝重

写真なし
喜瀬康一

儀武息睦

久高友敏

崎山喜達

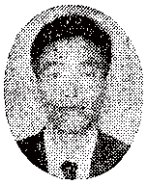
島袋嘉順

高良清二

高良一

玉那覇有義

照屋正徳

渡口政行

渡口麗秀

仲井真元楷

比嘉朝四郎

比嘉佑直

備瀬知良

写真なし

辺野喜英興　真栄田義晃　宮城清三郎　宮里敏慶　森田孟真

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

任期〔昭和30年11月2日～昭和32年6月18日〕

総務財政委員会（定数9人）

◎ 高良一　○ 赤嶺慎英　上原光男　喜久山朝重　久高友敏
島袋嘉順　玉那覇有義　渡口麗秀　仲井真元楷

建設委員会（定数11人）

◎ 儀武息睦　○ 照屋正徳　新垣善太郎　上間長和　崎山喜達
高良清二　渡口政行　比嘉朝四郎　比嘉佑直　備瀬知良
宮城清三郎

文教厚生労務委員会（定数8人）

◎ 大山盛幸　○ 嘉数ツル　糸数昌剛　喜瀬康一　辺野喜英興
真栄田義晃　宮里敏慶　森田孟真

懲罰委員会（定数6人）

◎ 比嘉佑直　○ 玉那覇有義　嘉数ツル　高良一　照屋正徳
宮里敏慶

税制審議特別委員会（定数15人）

任期〔昭和30年11月8日～昭和32年6月18日〕

◎ 仲井真元楷　○ 崎山喜達　赤嶺慎英　新垣善太郎　上原光男
上間長和　大山盛幸　嘉数ツル　喜久山朝重　喜瀬康一
島袋嘉順　照屋正徳　備瀬知良　宮城清三郎　森田孟真

都市合併研究特別委員会（定数15人）

任期〔昭和30年11月8日～昭和32年2月7日〕

◎ 辺野喜英興　○ 久高友敏　泉正重　糸数昌剛　儀武息睦
高良清二　高良一　玉那覇有義　渡口政行　渡口麗秀
長嶺将真　比嘉朝四郎　比嘉佑直　真栄田義晃　宮里敏慶

軍用地問題の処理に関する特別委員会（定数10人）

任期〔昭和30年12月13日～昭和32年6月18日〕

◎ 長嶺将真　○ 新垣善太郎　赤嶺慎英　糸数昌剛　上原光男
上間長和　崎山喜達　照屋正徳　宮城清三郎　宮里敏慶

第５回選挙　〔1957(昭和32)年8月4日執行、定数30人、当日有権者数62,941人、投票者数45,480人、投票率72.3%、候補者数46人、任期4年〕

議員名簿(30人)　◎議長　○副議長

任期〔1957(昭和32)年8月4日～1961(昭和36)年8月3日〕

◎　高良一

○　渡口麗秀

赤嶺一男

新垣松助

石原昌進

糸数昌剛

上原文吉

浦崎康華

大山盛幸

兼次佐一

喜久山朝重

儀武息睦

久高友敏

崎山喜達

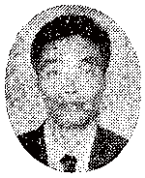
島袋嘉順

瀬名波栄

平良真次郎

高良清二

玉那覇有義

渡口政行

仲宗根梶雄

仲松庸全

比嘉朝四郎

比嘉佑直

備瀬知良

辺野喜英興

真栄田義晃

宮城清三郎

宮城実

宮里敏慶

増員選挙　（真和志合併に伴う特別選挙（真和志地区のみ）
1958(昭和33)年2月2日執行、定数15人、当日有権者数35,868人、
投票者数23,141人、投票率64.5%、候補者数31人）

任期〔1958(昭和33)年2月4日～1961(昭和36)年8月3日〕

大城清徳

儀間真祥

金城賢勇

金城幸信

写真なし
金城重宜

金城武一

具志清裕

久場景善

黒潮隆

玉井栄次

玉城正次

仲尾次盛夏

普久原朝光

森田孟松

屋慶名政永

＊　又吉久正

変遷 昭和32.12.17 兼次佐一辞職
昭和33.2.24　島袋嘉順辞職
昭和33.2.24　宮城清三郎辞職
昭和33.8.22　金城重宜当選無効により又吉久正当選
昭和35.10.24 久高友敏辞職
昭和35.10.24 仲宗根梶雄辞職
昭和36.5.8　仲尾次盛夏辞職

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔昭和32年9月10日～昭和34年9月28日〕

総務財政委員会（定数10人）

◎ 大山盛幸　○ 高良清二　兼次佐一　儀武息睦　玉那覇有義
渡口政行　渡口麗秀　仲宗根梶雄　真栄田義晃　宮城清三郎
＊ 大城清徳　＊ 儀間真祥　＊ 金城重宜　＊ 久場景善　＊ 黒潮隆
＊ 玉城正次　＊ 屋慶名政永　＊ 又吉久正

変遷 昭和32.12.17 兼次佐一辞職
昭和33.2.24 宮城清三郎辞職
昭和33.2.24 真和志合併により定数15人
昭和33.2.24 大城清徳選任
昭和33.2.24 儀間真祥選任
昭和33.2.24 金城重宜選任
昭和33.2.24 久場景善選任
昭和33.2.24 黒潮隆選任
昭和33.2.24 玉城正次選任
昭和33.2.24 屋慶名政永選任
昭和33.8.22 金城重宜当選無効により又吉久正選任

建設委員会（定数10人）

◎ 新垣松助　○ 赤嶺一男　石原昌進　上原文吉　喜久山朝重
久高友敏　崎山喜達　比嘉佑直　宮城実　宮里敏慶
＊ 金城賢勇　＊ 金城幸信　＊ 金城武一　＊ 具志清裕　＊ 玉井栄次

変遷 昭和33.2.24 真和志合併により定数15人
昭和33.2.24 金城賢勇選任
昭和33.2.24 金城幸信選任
昭和33.2.24 金城武一選任
昭和33.2.24 具志清裕選任
昭和33.2.24 玉井栄次選任

文教厚生労務委員会（定数9人）

◎ 平良真次郎　○ 浦崎康華　糸数昌剛　島袋嘉順　瀬名波栄
仲松庸全　比嘉朝四郎　備瀬知良　辺野喜英興　＊ 仲尾次盛夏
＊ 普久原朝光　＊ 森田孟松

変遷 昭和33.2.24 島袋嘉順辞職
昭和33.2.24 真和志合併により定数11人
昭和33.2.24 仲尾次盛夏選任
昭和33.2.24 普久原朝光選任
昭和33.2.24 森田孟松選任

懲罰委員会（定数6人）

◎ 比嘉佑直　○ 宮里敏慶　久高友敏　崎山喜達　玉那覇有義
宮城清三郎　＊ 金城幸信　＊ 金城武一　＊ 具志清裕　＊ 久場景善
＊ 玉城正次

変遷 昭和33.2.24 宮城清三郎辞職
昭和33.2.24 真和志合併により定数10人
昭和33.2.24 金城幸信選任
昭和33.2.24 金城武一選任
昭和33.2.24 具志清裕選任
昭和33.2.24 久場景善選任
昭和33.2.24 玉城正次選任

② 任期〔昭和34年9月29日～昭和36年8月3日〕

総務常任委員会（定数14人）

◎ 大山盛幸　○ 赤嶺一男　浦崎康華　儀武息睦　久高友敏
久場景善　黒潮隆　高良清二　渡口政行　渡口麗秀

比嘉佑直　真栄田義晃　又吉久正　宮里敏慶

変遷 昭和35.10.24 久高友敏辞職

建設常任委員会（定数14人）

◎ 新垣松助　○ 仲宗根梶雄　石原昌進　糸数昌剛　大城清徳
金城賢勇　具志清裕　崎山喜達　玉井栄次　仲尾次盛夏
備瀬知良　普久原朝光　宮城実　屋慶名政永

変遷 昭和35.10.24 仲宗根梶雄辞職
昭和36.4.5 副委員長に石原昌進選任
昭和36.5.8 仲尾次盛夏辞職

経済民生常任委員会（定数13人）

◎ 平良真次郎　○ 瀬名波栄　上原文吉　喜久山朝重　儀間真祥
金城幸信　金城武一　玉城正次　玉那覇有義　仲松庸全
比嘉朝四郎　辺野喜英興　森田孟松

軍用地土地特別委員会（定数8人）

任期〔昭和32年9月16日～昭和36年6月26日〕

◎ 新垣松助　○ 宮里敏慶　赤嶺一男　上原文吉　浦崎康華
平良真次郎　高良清二　比嘉朝四郎　＊ 大山盛幸　＊ 金城武一
＊ 玉那覇有義　＊ 森田孟松

変遷 昭和34.1.19 真和志合併により定数12人
昭和34.1.19 大山盛幸選任
昭和34.1.19 金城武一選任
昭和34.1.19 玉那覇有義選任
昭和34.1.19 森田孟松選任

都市合併特別委員会（定数10人）

任期〔昭和32年9月16日～昭和33年12月17日〕

◎ 辺野喜英興　○ 比嘉佑直　大山盛幸　喜久山朝重　儀武息睦
高良清二　玉那覇有義　渡口政行　仲宗根梶雄　宮城実

那覇市行政検査特別委員会（定数8人）

任期〔昭和32年10月5日～昭和34年3月31日〕

◎ 大山盛幸　○ 平良真次郎　赤嶺一男　高良清二　仲宗根梶雄
備瀬知良　辺野喜英興　宮城実

那覇市行政検査特別委員会（定数12人）

任期〔昭和34年3月31日～昭和36年6月28日〕

◎ 比嘉佑直　○ 瀬名波栄　新垣松助　浦崎康華　大城清徳
喜久山朝重　久高友敏　玉城正次　比嘉朝四郎　普久原朝光
真栄田義晃　又吉久正

変遷 昭和35.10.24 久高友敏辞職

災害対策特別委員会（定数12人）

任期〔昭和34年10月19日～昭和34年11月7日〕

◎ 高良一	○ 渡口麗秀	赤嶺一男	新垣松助	大山盛幸
黒潮隆	瀬名波栄	平良真次郎	玉城正次	仲宗根梶雄
備瀬知良	又吉久正			

水飢饉緊急対策特別委員会（定数14人）

任期〔昭和35年6月30日～昭和35年7月4日〕

◎ 新垣松助	○ 仲宗根梶雄	石原昌進	糸数昌剛	大城清徳
金城賢勇	具志清裕	崎山喜達	玉井栄次	仲尾次盛夏
備瀬知良	普久原朝光	宮城実	屋慶名政永	

水道対策特別委員会（定数18人）〔水飢饉緊急対策特別委員会が名称変更〕

任期〔昭和35年7月4日～昭和35年-月-日〕

◎ 新垣松助	赤嶺一男	石原昌進	糸数昌剛	大城清徳
大山盛幸	金城賢勇	具志清裕	崎山喜達	瀬名波栄
平良真次郎	玉井栄次	仲尾次盛夏	仲宗根梶雄	備瀬知良
普久原朝光	宮城実	屋慶名政永		

水道特別委員会（定数18人）

任期〔昭和36年4月26日～昭和36年5月1日〕

◎ 新垣松助	○ 渡口麗秀	赤嶺一男	石原昌進	糸数昌剛
大城清徳	大山盛幸	金城賢勇	具志清裕	崎山喜達
瀬名波栄	平良真次郎	玉井栄次	仲尾次盛夏	備瀬知良
普久原朝光	宮城実	屋慶名政永		

第６回選挙　〔1961(昭和36)年7月23日執行、定数30人、当日有権者数128,957人、投票者数82,990人、投票率64.4%、候補者数79人、任期4年〕

議員名簿(30人)　◎議長　○副議長

任期〔1961(昭和36)年8月4日～1965(昭和40)年8月3日〕

◎　高良一

○　大山盛幸

赤嶺一男

赤嶺慎英

赤嶺保三郎

上原隆正

喜久山朝重

儀間真祥

金城吾郎

金城武一

金城力夫

具志栄治

楠見長礼

久高友敏

久場景善

黒潮隆

平良亀助

平良真次郎

武村朝良

渡口麗秀

友利栄吉

名城嗣夫

比嘉朝四郎

比嘉佑直

辺野喜英興

真栄田義晃

又吉久正

宮里敏慶

森田孟松

安見福寿

変遷 昭和39.7.31 名城嗣夫辞職

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔昭和36年8月17日～昭和38年8月16日〕

総務常任委員会（定数10人）

◎ 赤嶺一男　○ 比嘉佑直　大山盛幸　金城力夫　具志栄治
久高友敏　黒潮隆　渡口麗秀　友利栄吉　又吉久正

建設常任委員会（定数10人）

◎ 平良真次郎　○ 平良亀助　赤嶺保三郎　金城吾郎　金城武一
武村朝良　比嘉朝四郎　真栄田義晃　宮里敏慶　安見福寿

経済民生常任委員会（定数9人）

◎ 久場景善　○ 名城嗣夫　赤嶺慎英　上原隆正　喜久山朝重
儀間真祥　楠見長礼　辺野喜英興　森田孟松　＊ 高良一

変遷 昭和37.9.19　定数10人に決定。高良一選任

② 任期〔昭和38年8月17日～昭和40年8月3日〕

総務常任委員会（定数10人）

◎ 赤嶺一男　○ 又吉久正　上原隆正　大山盛幸　金城吾郎
金城力夫　黒潮隆　渡口麗秀　辺野喜英興　宮里敏慶

建設常任委員会（定数10人）

◎ 平良真次郎　○ 比嘉佑直　赤嶺慎英　金城武一　具志栄治
武村朝良　友利栄吉　比嘉朝四郎　真栄田義晃　森田孟松

経済民生常任委員会（定数10人）

◎ 久場景善　○ 平良亀助　赤嶺保三郎　喜久山朝重　儀間真祥
楠見長礼　久高友敏　高良一　名城嗣夫　安見福寿

変遷 昭和39.7.31 名城嗣夫辞職

議会運営委員会

① 任期〔昭和38年1月30日～昭和40年1月31日〕

◎ 赤嶺慎英　○ 又吉久正　赤嶺一男　金城吾郎　楠見長礼
久場景善　平良真次郎　比嘉朝四郎　辺野喜英興　真栄田義晃
安見福寿

変遷 昭和38.1.1　1962年12月25日決定の議会運学委員会規程に基づき設置

② 任期〔昭和40年2月1日～昭和40年8月3日〕

◎ 赤嶺慎英　○ 又吉久正　赤嶺一男　金城吾郎　楠見長礼
久場景善　黒潮隆　平良真次郎　比嘉朝四郎　辺野喜英興
安見福寿

新庁舎建設特別委員会（定数11人）

任期〔昭和38年6月5日～昭和38年6月24日〕

◎ 平良真次郎　○ 久場景善　赤嶺一男　金城吾郎　黒潮隆
平良亀助　渡口麗秀　名城嗣夫　又吉久正　宮里敏慶
安見福寿

変遷 昭和39.7.31 名城嗣夫辞職

牧志公設市場建設促進特別委員会（定数10人）

任期〔昭和40年3月31日～昭和40年-月-日〕

◎ 平良真次郎　赤嶺慎英　上原隆正　久高友敏　友利栄吉
比嘉朝四郎　比嘉佑直　真栄田義晃　又吉久正　森田孟松

会派　昭和38年1月～昭和40年8月3日

昭和38.1.30　現在

十八日会（16人）

赤嶺一男　平良亀助
赤嶺慎英　平良真次郎
赤嶺保三郎　武村朝良
上原隆正　渡口麗秀
喜久山朝重　名城嗣夫
金城力夫　比嘉朝四郎
具志栄治　辺野喜英輿
楠見長礼　宮里敏慶

→

無所属クラブ（5人）

大山盛幸　比嘉佑直
金城武一　又吉久正
久場景善

→

沖縄人民党（3人）

儀間真祥　真栄田義晃
黒潮隆

→

社会大衆党（2人）

金城吾郎　森田孟松

→

公明政治連盟（2人）

友利栄吉　安見福寿

→

無所属（2人）

久高友敏　高良一

→

合計30人

・昭和39.7.31　名城嗣夫辞

第７回選挙　〔1965(昭和40)年7月18日執行、定数30人、当日有権者数132,198人、投票者数107,709人、投票率81.5%、候補者数51人、任期4年〕

議員名簿(30人)　◎議長　○副議長

任期〔1965(昭和40)年8月4日～1969(昭和44)年8月3日〕

◎　高良一

○　辺野喜英興

赤嶺慎英

赤嶺保三郎

大浜長弘

大山盛幸

喜久山朝重

喜舎場盛一

儀間真祥

金城吾郎

金城重正

金城庄瑞

久高友敏

黒潮隆

瀬長フミ

平良亀助

平良真次郎

椿秀義

渡口麗秀

友利栄吉

仲宗根昌弘

仲本安一

比嘉朝四郎

比嘉佑直

真栄城嘉園

又吉久正

宮良永昌

安見福寿

山川正平

吉浜朝一

変遷 昭和43.10.21 渡口麗秀辞職

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔昭和40年8月5日～昭和42年9月21日〕

総務常任委員会（定数10人）

◎ 赤嶺慎英　○ 又吉久正　大浜長弘　喜舎場盛一　金城重正
久高友敏　黒潮隆　仲本安一　辺野喜英興　山川正平

建設常任委員会（定数10人）

◎ 平良亀助　○ 比嘉佑直　赤嶺保三郎　儀間真祥　金城吾郎
金城庄瑞　平良真次郎　友利栄吉　比嘉朝四郎　真栄城嘉園

変遷 昭和41.6.28　平良亀助が委員長辞任
昭和41.6.28　委員長に比嘉佑直選任
昭和41.6.28　副委員長に金城庄瑞選任

経済民生常任委員会（定数10人）

◎ 安見福寿　○ 宮良永昌　大山盛幸　喜久山朝重　瀬長フミ
高良一　椿秀義　渡口麗秀　仲宗根昌弘　吉浜朝一

変遷 昭和41.8.1　委員会名を経済民生教育常任委員会に変更

② 任期〔昭和42年9月22日～昭和44年8月3日〕

総務常任委員会（定数10人）

◎ 平良真次郎　○ 金城重正　大浜長弘　喜舎場盛一　金城吾郎
黒潮隆　高良一　辺野喜英興　真栄城嘉園　山川正平

建設常任委員会（定数10人）

◎ 比嘉佑直　○ 金城庄瑞　赤嶺慎英　赤嶺保三郎　儀間真祥
友利栄吉　仲本安一　比嘉朝四郎　又吉久正　吉浜朝一

経済民生教育常任委員会（定数10人）

◎ 大山盛幸　○ 仲宗根昌弘　喜久山朝重　久高友敏　瀬長フミ
平良亀助　椿秀義　渡口麗秀　宮良永昌　安見福寿

変遷 昭和43.10.21 渡口麗秀辞職

議会運営委員会

① 任期〔昭和40年8月5日～昭和42年9月28日〕

◎ 平良真次郎　○ 喜舎場盛一　赤嶺慎英　金城吾郎　金城重正
黒潮隆　平良亀助　友利栄吉　仲宗根昌弘　真栄城嘉園
安見福寿　＊ 比嘉佑直

変遷 昭和41.6.28　平良亀助辞任
昭和41.6.28　比嘉佑直選任

② 任期〔昭和42年9月29日～昭和44年8月3日〕

◎ 喜舎場盛一　○ 宮良永昌　大浜長弘　大山盛幸　金城吾郎
金城重正　黒潮隆　平良真次郎　比嘉佑直　真栄城嘉園
又吉久正

上間発電所問題対策特別委員会（定数13人）

任期〔昭和42年9月30日～昭和43年3月18日〕

◎ 辺野喜英興　○ 比嘉佑直　大山盛幸　金城吾郎　金城重正
金城庄瑞　黒潮隆　平良亀助　平良真次郎　椿秀義
仲宗根昌弘　又吉久正　吉浜朝一

会派　昭和40年8月4日～昭和44年8月3日

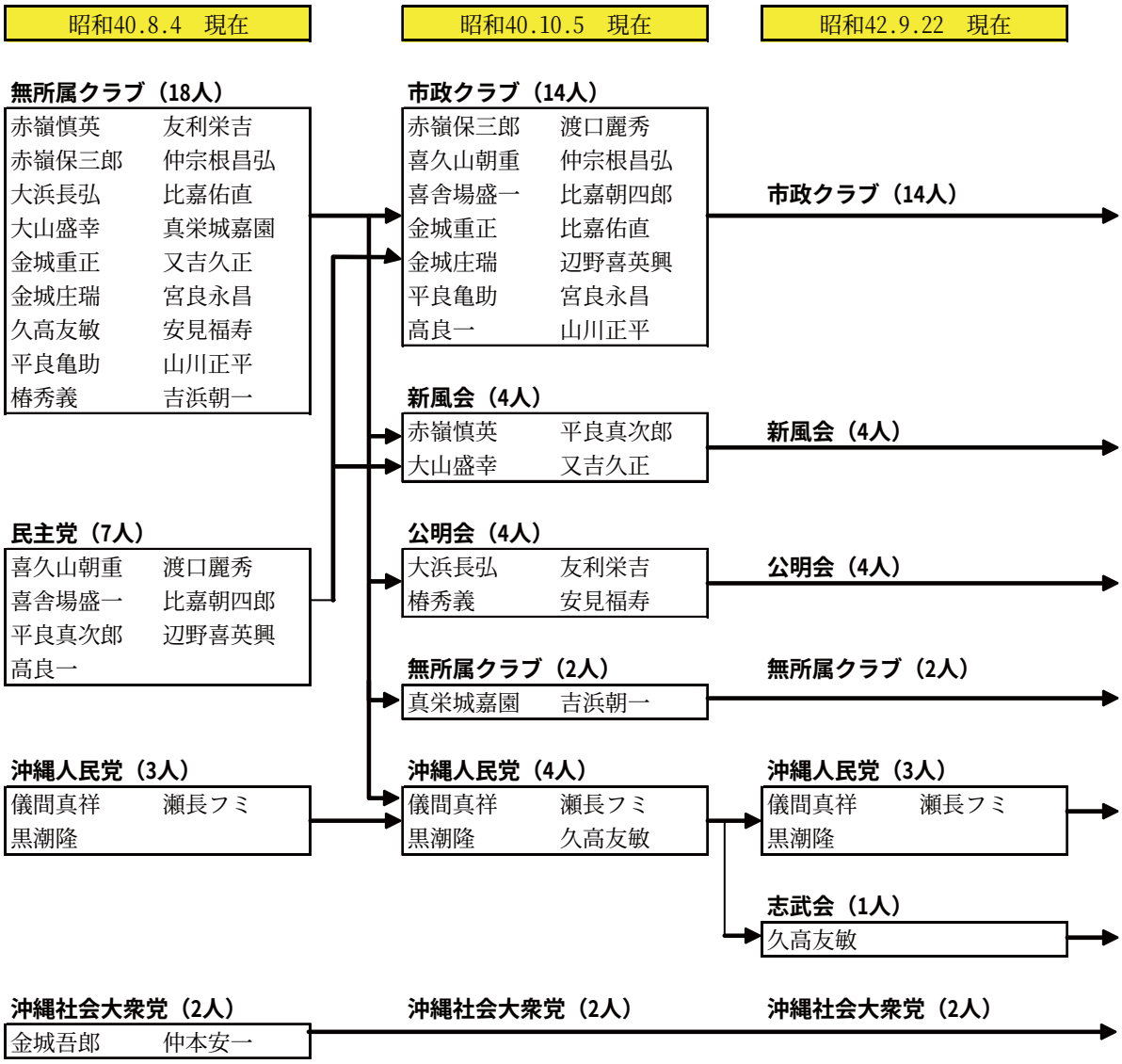

・昭和43.10.21 渡口麗秀辞職

第８回選挙　〔1969(昭和44)年7月20日執行、定数30人、当日有権者数150,622人、投票者数120,323人、投票率79.9%、候補者数69人、任期4年〕

議員名簿(30人)　◎議長　○副議長

任期〔1969(昭和44)年8月4日～1973(昭和48)年8月3日〕

◎ 辺野喜英興

○ 仲本安一

上原綱正

大浜長弘

喜久山朝重

喜舎場盛一

儀間真祥

金城吾郎

金城重正

金城甚松

久高友敏

国吉辰雄(社大)

国吉辰雄(人民)

黒潮隆

島袋宗康

瀬長フミ

平良玄昌

平良信一

高良文雄

玉城栄一

椿秀義

友利栄吉

中村昌信

仲村正治

比嘉佑直

真栄城嘉園

又吉久正

宮城武

宮里敏慶

安見福寿

補欠選挙　〔1972(昭和47)年11月19日執行、定数5人、当日有権者数189,003人、投票者数111,402人、投票率58.9%、候補者数6人〕

任期〔1972(昭和47)年11月21日～1973(昭和48)年8月3日〕

金城健一

玉那覇宏

渡慶次道信

野崎フミ

真喜屋武

変遷 昭和45.10.21 友利栄吉辞職
昭和46.5.22 儀間真祥逝去
昭和46.6.14 平良玄昌逝去
昭和47.6.12 喜舎場盛一辞職
昭和47.6.13 辺野喜英興辞職
昭和47.6.28 議長に比嘉佑直選任
昭和47.11.20 玉城栄一辞職
昭和48.6.2 久高友敏逝去

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔昭和44年8月7日～昭和46年9月17日〕

総務常任委員会（定数10人）

◎ 黒潮隆　○ 中村昌信　金城重正　国吉辰雄(人民)　平良玄昌
友利栄吉　仲本安一　真栄城嘉園　又吉久正　宮城武
＊ 玉城栄一

変遷 昭和45.10.21 友利栄吉辞職
昭和45.12.14 玉城栄一が建設常任委員会から所属変更
昭和46.6.14 平良玄昌逝去

建設常任委員会（定数10人）

◎ 比嘉佑直　○ 儀間真祥　上原綱正　喜久山朝重　金城吾郎
島袋宗康　玉城栄一　辺野喜英興　宮里敏慶　安見福寿
＊ 瀬長フミ

変遷 昭和45.12.14 玉城栄一が総務常任委員会へ所属変更
昭和46.5.22 儀間真祥逝去
昭和46.6.10 瀬長フミが経済民生教育常任委員会から所属変更
昭和46.6.12 副委員長に島袋宗康選任

経済民生教育常任委員会（定数10人）

◎ 椿秀義　○ 大浜長弘　喜舎場盛一　金城甚松　久高友敏
国吉辰雄(社大)　瀬長フミ　平良信一　高良文雄　仲村正治

変遷 昭和46.3.3 椿秀義が委員長辞任
昭和46.3.9 委員長に大浜長弘選任（前副委員長）
昭和46.3.9 副委員長に国吉辰雄(社大)選任

昭和46.6.10　瀬長フミが建設常任委員会へ所属変更

② 任期〔昭和46年9月18日～昭和48年8月3日〕

総務常任委員会（定数9人）

◎ 黒潮隆　○ 中村昌信　瀬長フミ　玉城栄一　仲村正治
仲本安一　又吉久正　宮城武　宮里敏慶　＊ 椿秀義
＊ 金城健一

変遷 昭和46.11.22 椿秀義が経済民生教育常任委員会から所属変更
昭和46.11.22 金城健一選任
昭和47.11.20 玉城栄一辞職

建設常任委員会（定数9人）

◎ 比嘉佑直　○ 島袋宗康　上原綱正　喜久山朝重　金城吾郎
国吉辰雄(人民)　辺野喜英興　真栄城嘉園　安見福寿　＊ 渡慶次道信

変遷 昭和47.6.13　辺野喜英興辞職
昭和47.6.28　比嘉佑直が議長就任により委員長辞任
昭和47.6.28　委員長に喜久山朝重選任
昭和47.11.22 渡慶次道信選任

経済民生教育常任委員会（定数9人）

◎ 大浜長弘　○ 国吉辰雄(社大)　喜舎場盛一　金城重正　金城甚松
久高友敏　平良信一　高良文雄　椿秀義　＊ 玉那覇宏
＊ 野崎フミ　＊ 真喜屋武

変遷 昭和47.6.12　喜舎場盛一辞職
昭和47.11.22 椿秀義が総務常任委員会へ所属変更
昭和47.11.22 玉那覇宏選任
昭和47.11.22 野崎フミ選任
昭和47.11.22 真喜屋武選任
昭和48.6.2　久高友敏逝去

議会運営委員会

① 任期〔昭和44年8月7日～昭和46年9月17日〕

◎ 金城吾郎　○ 島袋宗康　儀間真祥　黒潮隆　椿秀義
友利栄吉　比嘉佑直　真栄城嘉園　又吉久正　宮城武

変遷 昭和45.10.21 友利栄吉辞職
昭和46.5.22　儀間真祥逝去

② 任期〔昭和46年9月18日～昭和48年8月3日〕

◎ 金城吾郎　○ 国吉辰雄(人民)　大浜長弘　喜舎場盛一　黒潮隆
島袋宗康　玉城栄一　仲村正治　比嘉佑直　宮城武
＊ 高良文雄　＊ 椿秀義

変遷 昭和47.6.12　喜舎場盛一辞職
昭和47.6.28 比嘉佑直が議長就任により辞任
昭和47.6.30　高良文雄選任

昭和47.11.20 玉城栄一辞職
昭和47.11.22 椿秀義選任

沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会（定数11人）

任期〔昭和46年12月27日～昭和48年8月3日〕

◎ 宮城武	○ 玉城栄一	上原綱正	大浜長弘	金城吾郎
国吉辰雄(人民)	黒潮隆	島袋宗康	高良文雄	比嘉佑直
真栄城嘉園	＊ 喜久山朝重	＊ 玉那覇宏		

変遷 昭和47.10.2 比嘉佑直辞任
昭和47.10.2 喜久山朝重選任
昭和47.11.20 玉城栄一辞職
昭和47.12.16 玉那覇宏選任

渡慶次道信君の発言に関する調査特別委員会（定数10人）

任期〔昭和48年6月14日～昭和48年6月18日〕

◎ 金城吾郎	大浜長弘	喜久山朝重	金城重正	国吉辰雄(人民)
黒潮隆	玉那覇宏	中村昌信	仲村正治	宮城武

会派　昭和44年8月4日～昭和48年8月3日

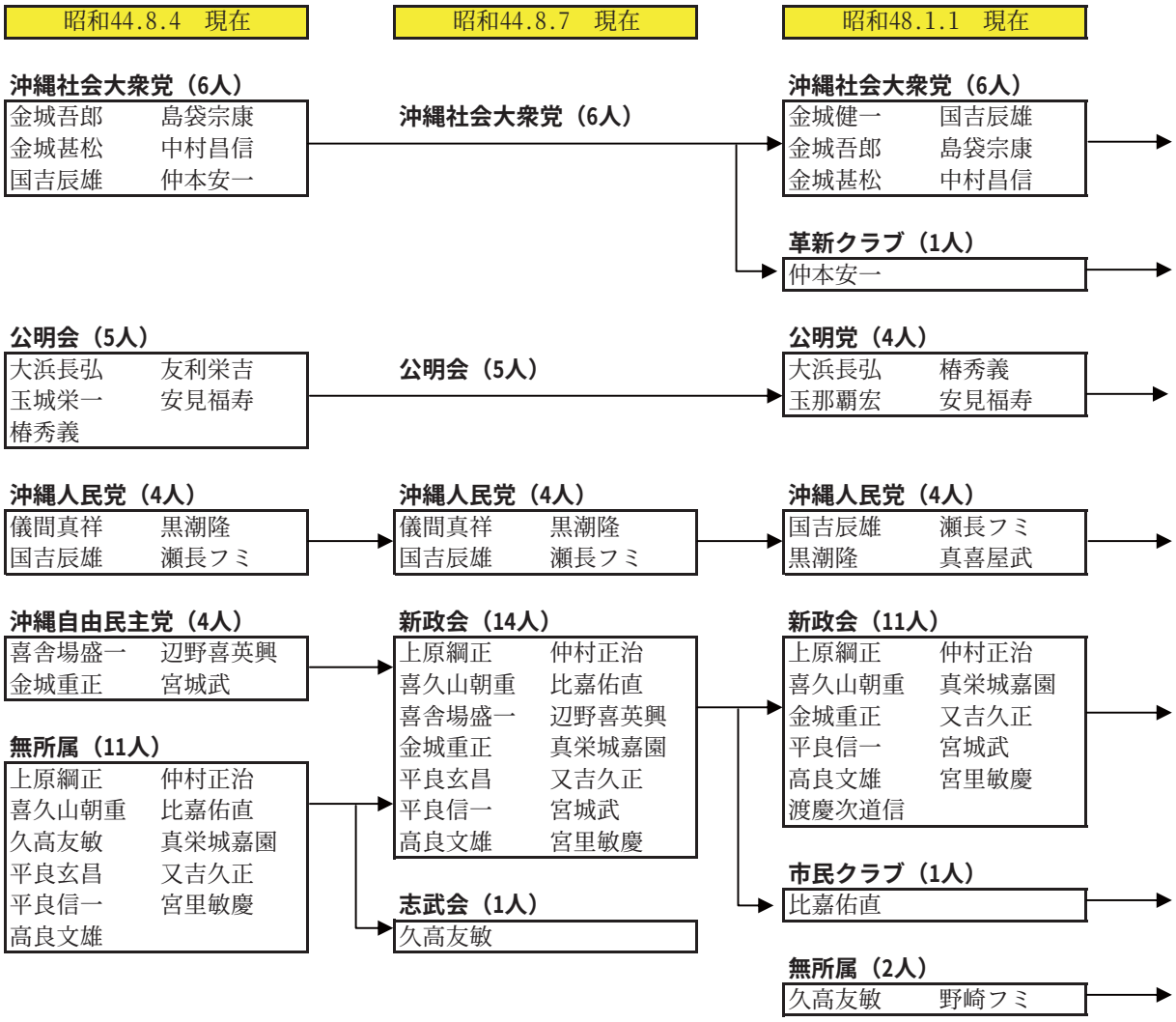

・昭和45.10.21　友利栄吉辞職
・昭和46.5.22　儀間真祥逝去
・昭和47.6.12　喜舎場盛一辞職
・昭和47.6.13　辺野喜英興辞職
・昭和46.6.14　平良玄昌逝去
・昭和47.11.19　補欠選挙による増員
　金城健一
　玉那覇宏
　渡慶次道信
　野崎フミ
　真喜屋武
・昭和47.11.20　玉城栄一辞職
・昭和48.6.2　久高友敏逝去

第９回選挙　〔1973(昭和48)年7月29日執行、定数44人、当日有権者数186,970人、投票者数130,764人、投票率69.9%、候補者数78人、任期4年〕

議員名簿(44人)　◎議長　○副議長

任期〔1973(昭和48)年8月4日～1977(昭和52)年8月3日〕

◎　比嘉佑直

○　大浜長弘

新垣正達

新垣弘

上原綱正

浦崎直有

大城栄徳

大城勝夫

奥浜玄俊

奥平順光

我那覇祥義

我如古盛仁

嘉味田朝盛

喜久山朝重

儀間真勝

金城重正

国吉辰雄(人民)

黒潮隆

幸地正博

古波蔵保吉

座覇政道

島袋宗康

瀬長フミ

高良盛喜

高良文雄

玉城定仁

玉那覇宏

当真嗣州

唐真弘安

友利玄雄

中島徳良

中村正一

中村昌信

仲村正治

仲本安一

野崎フミ

平仲善幸

真栄城嘉園

真喜屋武

松茂良興辰

宮里敏慶

森田重男

屋宜宗一

山川正平

補欠選挙　〔1976(昭和51)年11月14日執行、定数2人、当日有権者数186,516人、投票者数75,692人、投票率40.6%、候補者数3人〕

任期〔1976(昭和51)年11月16日～1977(昭和52)年8月3日〕

国吉辰雄(社大)

比嘉勝秀

変遷 昭和50.1.1　野崎フミが野崎文子へ改名
昭和51.5.31　仲村正治辞職
昭和51.5.31　仲本安一辞職

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔昭和48年8月10日～昭和50年8月9日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 真喜屋武　○ 浦崎直有　奥平順光　嘉味田朝盛　儀間真勝
金城重正　幸地正博　友利玄雄　仲村正治　松茂良興辰
屋宜宗一

建設常任委員会（定数11人）

◎ 島袋宗康　○ 高良盛喜　上原綱正　大城栄徳　我如古盛仁
喜久山朝重　国吉辰雄(人民)　座覇政道　中島徳良　中村正一
宮里敏慶

経済民生常任委員会（定数11人）

◎ 中村昌信　○ 玉那覇宏　新垣弘　奥浜玄俊　我那覇祥義
瀬長フミ　当真嗣州　唐真弘安　比嘉佑直　真栄城嘉園
森田重男

保健文教常任委員会（定数11人）

◎ 黒潮隆　○ 野崎フミ　新垣正達　大城勝夫　大浜長弘
古波蔵保吉　高良文雄　玉城定仁　仲本安一　平仲善幸
山川正平

② 任期〔昭和50年8月10日～昭和52年8月3日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 真喜屋武　○ 浦崎直有　新垣弘　奥平順光　儀間真勝
金城重正　幸地正博　友利玄雄　仲村正治　松茂良興辰
屋宜宗一　＊ 嘉味田朝盛

変遷 昭和51.5.31　仲村正治辞職
昭和51.11.22　嘉味田朝盛が保健文教常任委員会から所属変更

建設常任委員会（定数11人）

◎ 島袋宗康　○ 高良盛喜　上原綱正　奥浜玄俊　我那覇祥義
我如古盛仁　国吉辰雄(共産)　中島徳良　中村正一　真栄城嘉園
宮里敏慶

経済民生常任委員会（定数11人）

◎ 中村昌信　○ 玉那覇宏　大城栄徳　喜久山朝重　座覇政道
瀬長フミ　高良文雄　当真嗣州　唐真弘安　比嘉佑直
森田重雄

保健文教常任委員会（定数11人）

◎ 黒潮隆　○ 平仲善幸　新垣正達　大城勝夫　大浜長弘
嘉味田朝盛　古波蔵保吉　玉城定仁　仲本安一　野崎文子
山川正平　＊ 国吉辰雄(社大)＊ 比嘉勝秀

変遷 昭和51.5.31　仲本安一辞職
昭和51.11.22　嘉味田朝盛が総務常任委員会へ所属変更
昭和51.11.22　国吉辰雄選任
昭和51.11.22　比嘉勝秀選任

議会運営委員会

① 任期〔昭和48年8月10日～昭和50年8月9日〕

◎ 国吉辰雄(人民)○ 大城栄徳　喜久山朝重　黒潮隆　座覇政道
島袋宗康　玉那覇宏　当真嗣州　唐真弘安　中島徳良
中村正一　中村昌信　仲村正治　平仲善幸　真喜屋武

② 任期〔昭和50年8月10日～昭和52年8月3日〕

◎ 仲本安一	○ 幸地正博	浦崎直有	儀間真勝	国吉辰雄(共産)
黒潮隆	島袋宗康	玉那覇宏	友利玄雄	中村正一
中村昌信	仲村正治	真栄城嘉園	真喜屋武	屋宜宗一
＊ 金城重正	＊ 平仲善幸	＊ 嘉味田朝盛		

変遷 昭和51.3.27　仲本安一辞任
昭和51.4.1　仲村正治辞任
昭和51.4.8　金城重正選任
昭和51.4.8　平仲善幸選任
昭和51.4.9　委員長に浦崎直有選任
昭和51.12.13 嘉味田朝盛選任

決算特別委員会（定数21人）

任期〔昭和49年12月13日～昭和50年3月29日〕

◎ 仲本安一	○ 幸地正博	新垣弘	上原綱正	浦崎直有
奥浜玄俊	奥平順光	嘉味田朝盛	金城重正	国吉辰雄(人民)
黒潮隆	高良盛喜	玉城定仁	当真嗣州	友利玄雄
仲村正治	野崎フミ	真喜屋武	松茂良興辰	森田重男
屋宜宗一				

浸水対策調査特別委員会（定数11人）

任期〔昭和50年6月27日～昭和50年12月23日〕

◎ 島袋宗康	○ 中村正一	新垣正達	新垣弘	上原綱正
大城栄徳	我那覇祥義	国吉辰雄(共産)	高良盛喜	中島徳良
真喜屋武				

那覇市立病院建設調査特別委員会（定数11人）

任期〔昭和50年6月27日～昭和52年8月3日〕

◎ 真喜屋武	○ 大城勝夫	浦崎直有	我如古盛仁	嘉味田朝盛
高良文雄	玉那覇宏	仲村正治	平仲善幸	松茂良興辰
屋宜宗一	＊ 新垣弘			

変遷 昭和51.3.6　仲村正治辞任
昭和51.3.8　新垣弘選任

モノレール設置に関する調査特別委員会（定数11人）

任期〔昭和50年9月25日～昭和52年8月3日〕

◎ 中村正一	○ 奥浜玄俊	我那覇祥義	嘉味田朝盛	儀間真勝
金城重正	幸地正博	島袋宗康	当真嗣州	真栄城嘉園
森田重男				

懲罰特別委員会（定数10人）〔真喜屋武議員に対する懲罰特別委員会〕

任期〔昭和51年3月27日～昭和51年6月28日〕

◎ 屋宜宗一	○ 上原綱正	奥浜玄俊	奥平順光	金城重正
国吉辰雄(共産)	黒潮隆	真栄城嘉園	松茂良興辰	山川正平

会派　昭和48年8月4日～昭和52年8月3日

昭和48.8.10　現在	昭和48.11.1　現在	昭和51.12.13　現在
民主クラブ（14人） 新垣正達　玉城定仁 新垣弘　唐真弘安 上原綱正　友利玄雄 嘉味田朝盛　仲村正治 喜久山朝重　真栄城嘉園 金城重正　宮里敏慶 高良文雄　山川正平	**民主クラブ（14人）**	**新政会（14人）** 新垣正達　玉城定仁 新垣弘　唐真弘安 上原綱正　友利玄雄 嘉味田朝盛　比嘉勝秀 喜久山朝重　真栄城嘉園 金城重正　宮里敏慶 高良文雄　山川正平
沖縄人民党（8人） 我如古盛仁　古波蔵保吉 儀間真勝　瀬長フミ 国吉辰雄　当真嗣州 黒潮隆　真喜屋武	**日本共産党那覇市議会議員団（8人）** 我如古盛仁　古波蔵保吉 儀間真勝　瀬長フミ 国吉辰雄　当真嗣州 黒潮隆　真喜屋武	**日本共産党那覇市議会議員団(8人)**
革新クラブ（8人） 浦崎直有　島袋宗康 大城栄徳　中村昌信 奥浜玄俊　仲本安一 奥平順光　平仲善幸	**革新クラブ（8人）**	**革新クラブ（8人）** 浦崎直有　国吉辰雄 大城栄徳　島袋宗康 奥浜玄俊　中村昌信 奥平順光　平仲善幸
公明党（7人） 大城勝夫　玉那覇宏 大浜長弘　中島徳良 幸地正博　森田重男 高良盛喜	**公明党（7人）**	**公明党（7人）**
市民クラブ（5人） 我那覇祥義　比嘉佑直 座覇政道　屋宜宗一 野崎フミ	**市民クラブ（5人）**	**市民クラブ（4人）** 我那覇祥義　比嘉佑直 野崎文子　屋宜宗一
民社党（2人） 中村正一　松茂良興辰	**民社党（2人）**	**民社党（2人）**
		無所属（1人） 座覇政道
合計44人	合計44人	合計44人

・昭和50.1.1　野崎フミが文子へ改名
・昭和51.5.31　仲村正治辞職
・昭和51.5.31　仲本安一辞職
・昭和51.11.14 補欠選挙による増員
　比嘉勝秀
　国吉辰雄

第１０回選挙　〔1977(昭和52)年7月24日執行、定数44人、当日有権者数184,760人、投票者数133,203人、投票率72.1%、候補者数67人、任期4年〕

議員名簿(44人)　◎議長　○副議長

任期〔1977(昭和52)年8月4日～1981(昭和56)年8月3日〕

◎　金城重正

○　大浜長弘

赤嶺宗一

新垣正達

新垣弘

伊差川新吉

上原清

上原綱正

浦崎直有

大城栄徳

大城勝夫

大嶺政源

我那覇祥義

我如古盛仁

儀間真勝

金城健一

具志孝助

久高友弘

国吉辰雄

黒潮隆

幸地正博

古波蔵保吉

座覇政道

島袋宗康

瀬長フミ

高良盛喜

高良文雄

玉城定仁

玉那覇宏

当真嗣州

友利玄雄

仲井間一郎

中島徳良

中村正一

中村昌信

野崎文子

比嘉佑直

平仲善幸

真栄城嘉園

松茂良興辰

宮城武

森田重男

屋宜宗一

山川正平

補欠選挙　〔 1980(昭和55)年11月16日無投票当選、定数2人、当日有権者数189,670人 〕

任期〔1980(昭和55)年11月18日～1981(昭和56)年8月3日〕

安慶田光男

奥平順光

変遷 昭和55.5.26　我那覇祥義辞職
　　 昭和55.5.26　真栄城嘉園辞職

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔昭和52年8月9日～昭和54年8月3日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 島袋宗康　○ 具志孝助　赤嶺宗一　新垣弘　伊差川新吉
大城勝夫　儀間真勝　金城重正　国吉辰雄　野崎文子
宮城武　＊ 真栄城嘉園　＊ 屋宜宗一

変遷 昭和52.8.13　金城重正が経済民生常任委員会へ所属変更
　　 昭和52.8.13　真栄城嘉園が経済民生常任委員会から所属変更
　　 昭和53.8.15　新垣弘が保健文教常任委員会へ所属変更
　　 昭和53.8.15　野崎文子が経済民生常任委員会へ所属変更
　　 昭和53.8.15　屋宜宗一が保健文教常任委員会から所属変更

建設常任委員会（定数11人）

◎ 中村正一　○ 中島徳良　新垣正達　上原清　浦崎直有
我那覇祥義　我如古盛仁　玉城定仁　比嘉佑直　平仲善幸
森田重男

経済民生常任委員会（定数11人）

◎ 玉那覇宏　○ 大城栄徳　大嶺政源　金城健一　久高友弘
古波蔵保吉　瀬長フミ　高良盛喜　真栄城嘉園　松茂良興辰
山川正平　＊ 金城重正　＊ 野崎文子

変遷 昭和52.8.13　真栄城嘉園が総務常任委員会へ所属変更
昭和52.8.13　金城重正が総務常任委員会から所属変更
昭和53.8.15　金城重正が総務常任委員会へ所属変更
昭和53.8.15　野崎文子が総務常任委員会から所属変更

保健文教常任委員会（定数11人）

◎ 友利玄雄　○ 中村昌信　上原綱正　大浜長弘　黒潮隆
幸地正博　座覇政道　高良文雄　当真嗣州　仲井間一郎
屋宜宗一　＊ 新垣弘

変遷 昭和53.8.15　屋宜宗一が総務常任委員会へ所属変更
昭和53.8.15　新垣弘が総務常任委員会から所属変更

② 任期〔昭和54年8月4日～昭和56年8月3日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 島袋宗康　○ 具志孝助　赤嶺宗一　伊差川新吉　大城勝夫
久高友弘　黒潮隆　古波蔵保吉　松茂良興辰　宮城武
屋宜宗一

建設常任委員会（定数11人）

◎ 浦崎直有　○ 中島徳良　新垣正達　上原清　儀間真勝
玉城定仁　当真嗣州　中村正一　比嘉佑直　平仲善幸
森田重男

経済民生常任委員会（定数11人）

◎ 玉那覇宏　○ 大城栄徳　大嶺政源　金城健一　金城重正
国吉辰雄　瀬長フミ　高良盛喜　野崎文子　真栄城嘉園
山川正平　＊ 安慶田光男

変遷 昭和55.5.26　真栄城嘉園辞職
昭和55.12.13 安慶田光男選任

保健文教常任委員会（定数11人）

◎ 友利玄雄　○ 仲井間一郎　新垣弘　上原綱正　大浜長弘
我那覇祥義　我如古盛仁　幸地正博　座覇政道　高良文雄

中村昌信　＊ 奥平順光

変遷 昭和55.5.26　我那覇祥義辞職
昭和55.12.13 奥平順光選任

議会運営委員会

① 任期〔昭和52年8月9日～昭和54年8月3日〕

◎ 浦崎直有　○ 仲井間一郎　赤嶺宗一　上原清　上原綱正
儀間真勝　国吉辰雄　幸地正博　島袋宗康　玉那覇宏
友利玄雄　中島徳良　中村正一　松茂良興辰　屋宜宗一

② 任期〔昭和54年8月4日～昭和56年8月3日〕

◎ 中村昌信　○ 大嶺政源　浦崎直有　大城栄徳　大城勝夫
我那覇祥義　我如古盛仁　古波蔵保吉　島袋宗康　高良文雄
玉那覇宏　友利玄雄　中島徳良　松茂良興辰　宮城武
山川正平　＊ 久高友弘　＊ 儀間真勝

変遷 昭和54.12.27　我那覇祥義辞任
昭和54.12.27　宮城武辞任
昭和54.12.27　久高友弘選任
昭和56.2.12　我如古盛仁辞任
昭和56.2.12　儀間真勝選任

交通方法変更に関する対策特別委員会（定数11人）

任期〔昭和52年9月16日～昭和53年9月28日〕

◎ 宮城武　○ 金城健一　伊差川新吉　大城勝夫　我那覇祥義
我如古盛仁　具志孝助　久高友弘　古波蔵保吉　中島徳良
松茂良興辰

モノレール設置に関する調査特別委員会（定数11人）

任期〔昭和52年9月16日～昭和55年3月27日〕

◎ 平仲善幸　○ 大城栄徳　新垣弘　上原綱正　儀間真勝
幸地正博　当真嗣州　仲井間一郎　中村正一　真栄城嘉園
森田重男　＊ 屋宜宗一　＊ 玉城定仁

変遷 昭和53.8.15　仲井間一郎辞任
昭和53.8.15　屋宜宗一選任
昭和54.12.19　真栄城嘉園辞任
昭和54.12.19　玉城定仁選任

つぶれ地補償問題対策特別委員会（定数11人）

任期〔昭和52年12月23日～昭和56年6月25日〕

◎ 国吉辰雄　○ 上原清　赤嶺宗一　新垣正達　浦崎直有
黒潮隆　高良盛喜　高良文雄　玉那覇宏　野崎文子
松茂良興辰　＊ 仲井間一郎　＊ 山川正平

変遷 昭和53.8.14　高良文雄辞任
昭和53.8.14　野崎文子辞任
昭和53.8.15　仲井間一郎選任
昭和53.8.15　山川正平を選任

国民体育大会に関する対策特別委員会（定数11人）

任期〔昭和55年6月30日～昭和56年6月25日〕

◎ 中島徳良　○ 伊差川新吉　新垣弘　上原清　儀間真勝
幸地正博　古波蔵保吉　友利玄雄　中村正一　平仲善幸
山川正平

会派　昭和52年8月4日～昭和56年8月3日

昭和52.8.9　現在	昭和53.7.27　現在	昭和54.8.20　現在
民主クラブ（19人） 新垣正達　玉城定仁 新垣弘　友利玄雄 上原清　仲井間一郎 上原綱正　野崎文子 大嶺政源　比嘉佑直 我那覇祥義　真栄城嘉園 金城重正　宮城武 具志孝助　屋宜宗一 久高友弘　山川正平 高良文雄	**民主クラブ（14人）　（結成）** 新垣弘　久高友弘 上原清　玉城定仁 上原綱正　仲井間一郎 大嶺政源　比嘉佑直 我那覇祥義　真栄城嘉園 金城重正　宮城武 具志孝助　山川正平	**民主クラブ（12人）** 上原清　久高友弘 上原綱正　玉城定仁 大嶺政源　仲井間一郎 我那覇祥義　比嘉佑直 金城重正　真栄城嘉園 具志孝助　宮城武
	自由民主党（5人）　（結成） 新垣正達　野崎文子 高良文雄　屋宜宗一 友利玄雄	**自由民主党（7人）** 新垣正達　野崎文子 新垣弘　屋宜宗一 高良文雄　山川正平 友利玄雄
革新クラブ（8人） 赤嶺宗一　金城健一 伊差川新吉　島袋宗康 浦崎直有　中村昌信 大城栄徳　平仲善幸	**社大･社会クラブ（8人）（名称変更）** 赤嶺宗一　金城健一 伊差川新吉　島袋宗康 浦崎直有　中村昌信 大城栄徳　平仲善幸	**社大･社会クラブ（7人）** 赤嶺宗一　金城健一 伊差川新吉　島袋宗康 浦崎直有　中村昌信 大城栄徳
日本共産党那覇市議会議員団（7人） 我如古盛仁　古波蔵保吉 儀間真勝　瀬長フミ 国吉辰雄　当真嗣州 黒潮隆	**日本共産党那覇市議会議員団（7人）**	**日本共産党那覇市議会議員団（7人）**
公明党（7人） 大城勝夫　玉那覇宏 大浜長弘　中島徳良 幸地正博　森田重男 高良盛喜	**公明党（7人）** 大城勝夫　玉那覇宏 大浜長弘　中島徳良 幸地正博　森田重男 高良盛喜	**公明党（7人）**
民社党（2人） 中村正一　松茂良興辰	**民社党（2人）** 中村正一　松茂良興辰	**民社党（2人）**
無所属（1人） 座覇政道	**無所属（1人）**	**無所属（2人）** 座覇政道　平仲善幸
合計44人	合計44人	合計44人

昭和54.12.17　現在	昭和55.11.20　現在
自由民主党（18人）	**自由民主党（17人）**
新垣正達　玉城定仁	安慶田光男　玉城定仁
新垣弘　友利玄雄	新垣正達　友利玄雄
上原清　仲井間一郎	新垣弘　仲井間一郎
上原綱正　野崎文子	上原清　野崎文子
大嶺政源　比嘉佑直	上原綱正　比嘉佑直
我那覇祥義　真栄城嘉園	大嶺政源　宮城武
具志孝助　宮城武	具志孝助　屋宜宗一
久高友弘　屋宜宗一	久高友弘　山川正平
高良文雄　山川正平	高良文雄
社大･社会クラブ（8人）	**社大･社会クラブ（9人）**
赤嶺宗一　金城健一	赤嶺宗一　金城健一
伊差川新吉　島袋宗康	伊差川新吉　島袋宗康
浦崎直有　中村昌信	浦崎直有　中村昌信
大城栄徳　平仲善幸	大城栄徳　平仲善幸
	奥平順光
日本共産党那覇市議会議員団（7人）	**日本共産党那覇市議会議員団（7人）**
公明党（7人）	**公明党（7人）**
民社党（2人）	**民社党（2人）**
無所属（2人）	**無所属（2人）**
金城重正　座覇政道	
合計44人	合計44人

・昭和55.5.26　我那覇祥義辞職
・昭和55.5.26　真栄城嘉園辞職
・昭和55.11.16 補欠選挙による増員
　安慶田光男
　奥平順光

第１１回選挙　〔1981(昭和56)年7月19日執行、定数44人、当日有権者数190,708人、投票者数148,148人、投票率77.7%、候補者数72人、任期4年〕

議員名簿(44人)　◎議長　○副議長

任期〔1981(昭和56)年8月4日～1985(昭和60)年8月3日〕

◎　島袋宗康

○　友利玄雄

赤嶺宗一

安慶田光男

安里安明

安里仁愛

新垣正達

新崎真次郎

伊差川新吉

上原清

浦崎直有

大城栄徳

大城勝夫

大浜長弘

奥平順光

我那覇生隆

我如古盛仁

儀間真勝

金城健一

金城重正

具志孝助

久高友弘

国吉辰雄(共産)

黒潮隆

幸地正博

座覇政道

高良盛喜

高良忠清

高良文雄

玉那覇宏

当真嗣州

唐真弘安

中島徳良

仲宗根義

長嶺高兆

中村正一

中村昌信

比嘉勝秀

平仲善幸

真喜屋武

松茂良興辰

宮城武

森田重男

屋宜宗一

補欠選挙　〔1984(昭和59)年11月11日執行、定数4人、当日有権者数199,642人、投票者数143,528人、投票率71.9%、候補者数5人〕

任期〔1984(昭和59)年11月12日～1985(昭和60)年8月3日〕

上原善吉

久高将光

国吉辰雄(社大)

古波蔵保吉

変遷 昭和57.2.10　友利玄雄が副議長を辞職
昭和57.3.27　島袋宗康が議長を辞職
昭和57.3.29　議長に金城重正選任
昭和57.3.31　副議長に大浜長弘選任
昭和58.11.14　金城重正が議長を辞職
昭和58.11.14　議長に大浜長弘選任
昭和58.12.20　副議長に屋宜宗一選任
昭和59.5.31　金城重正辞職
昭和59.5.31　久高友弘辞職
昭和59.5.31　島袋宗康辞職
昭和59.5.31　宮城武辞職

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔昭和56年8月11日～昭和58年8月14日〕

※島袋宗康議長のもとでは正常な議会運営の責任がもてないとの理由で各正副委員長が辞任。その後議長辞任後に改選があった。

総務常任委員会（定数11人）

◎ 玉那覇宏　○ 上原清　安里仁愛　新崎真次郎　大城栄徳
奥平順光　金城健一　黒潮隆　唐真弘安　真喜屋武
松茂良興辰

変遷 昭和57.2.4　玉那覇宏が委員長辞任
昭和57.3.31　上原清が副委員長辞任
昭和57.3.31　委員長に玉那覇宏選任
昭和57.3.31　副委員長に上原清選任

建設常任委員会（定数11人）

◎ 中村昌信　○ 久高友弘　赤嶺宗一　大浜長弘　我那覇生隆
儀間真勝　幸地正博　座覇政道　高良忠清　友利玄雄
比嘉勝秀

変遷 昭和57.2.4　中村昌信が委員長辞任
昭和57.3.31　久高友弘が副委員長辞任
昭和57.3.31　委員長に中村昌信選任
昭和57.3.31　副委員長に久高友弘選任

経済民生常任委員会（定数11人）

◎ 屋宜宗一　○ 仲宗根義　新垣正達　浦崎直有　金城重正
島袋宗康　高良文雄　当真嗣州　中島徳良　平仲善幸
森田重男

変遷 昭和57.2.4　屋宜宗一が委員長辞任
昭和57.3.31　仲宗根義が副委員長辞任
昭和57.3.31　委員長に高良文雄選任
昭和57.3.31　副委員長に仲宗根義選任

保健文教常任委員会（定数11人）

◎ 宮城武　○ 具志孝助　安慶田光男　安里安明　伊差川新吉
大城勝夫　我如古盛仁　国吉辰雄(共産)　高良盛喜　中村正一
長嶺高兆

変遷 昭和57.2.4　宮城武が委員長辞任
昭和57.3.31　委員長に具志孝助選任
昭和57.3.31　副委員長に大城勝夫選任

② 任期〔昭和58年8月15日～昭和60年8月3日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 松茂良興辰　○ 安里仁愛　伊差川新吉　奥平順光　具志孝助
国吉辰雄(共産)　玉那覇宏　当真嗣州　友利玄雄　仲宗根義
長嶺高兆

建設常任委員会（定数11人）

◎ 久高友弘　○ 新崎真次郎　大浜長弘　我那覇生隆　金城健一

黒潮隆　幸地正博　座覇政道　高良文雄　唐真弘安
中村昌信　＊ 上原善吉

変遷 昭和59.5.31　久高友弘辞職
昭和59.7.2　委員長に我那覇生隆選任
昭和59.11.26 上原善吉選任

経済民生常任委員会（定数11人）

◎ 中島徳良　○ 安里安明　赤嶺宗一　新垣正達　浦崎直有
我如古盛仁　金城重正　比嘉勝秀　平仲善幸　森田重男
屋宜宗一　＊ 古波蔵保吉

変遷 昭和59.5.31　金城重正辞職
昭和59.9.10　安里安明が副委員長辞任
昭和59.9.17　副委員長に赤嶺宗一選任
昭和59.11.26 古波蔵保吉選任

保健文教常任委員会（定数11人）

◎ 上原清　○ 高良盛喜　安慶田光男　大城栄徳　大城勝夫
儀間真勝　島袋宗康　高良忠清　中村正一　真喜屋武
宮城武　＊ 久高将光　＊ 国吉辰雄(社大)

変遷 昭和59.5.31　島袋宗康辞職
昭和59.5.31　宮城武辞職
昭和59.11.26 久高将光選任
昭和59.11.26 国吉辰雄(社大)選任

議会運営委員会

① 任期〔昭和56年8月11日～昭和58年8月14日〕

◎ 伊差川新吉　○ 安慶田光男　安里仁愛　上原清　大城栄徳
奥平順光　儀間真勝　具志孝助　幸地正博　玉那覇宏
中島徳良　中村昌信　真喜屋武　松茂良興辰　宮城武
屋宜宗一　＊ 我那覇生隆　＊ 高良忠清　＊ 高良文雄　＊ 比嘉勝秀
＊ 長嶺高兆

変遷 昭和57.2.4　伊差川新吉が委員長辞任
昭和57.2.4　宮城武辞任
昭和57.2.4　屋宜宗一辞任
昭和57.3.30　上原清辞任
昭和57.3.31　我那覇生隆選任
昭和57.3.31　高良忠清選任
昭和57.3.31　高良文雄選任
昭和57.3.31　比嘉勝秀選任
昭和57.4.6　委員長に奥平順光選任
昭和57.4.16　我那覇生隆辞任
昭和57.5.24　長嶺高兆選任
昭和57.10.1　奥平順光が委員長辞任
昭和57.11.19 委員長に伊差川新吉選任

② 任期〔昭和58年8月15日～昭和60年8月3日〕

◎ 平仲善幸　○ 長嶺高兆　赤嶺宗一　安慶田光男　新崎真次郎
上原清　浦崎直有　我那覇生隆　儀間真勝　久高友弘
幸地正博　玉那覇宏　中島徳良　仲宗根義　中村正一
真喜屋武　松茂良興辰　＊ 大城勝夫　＊ 座覇政道　＊ 安里仁愛
＊ 比嘉勝秀

変遷 昭和58.10.14 玉那覇宏辞任
昭和58.10.14 大城勝夫選任
昭和59.1.31 座覇政道選任
昭和59.2.13 安里仁愛選任
昭和59.5.31 久高友弘辞職
昭和59.6.15 新崎真次郎辞任
昭和59.6.23 座覇政道辞任
昭和59.7.24 比嘉勝秀選任

学校用地買上げ、つぶれ地補償等に関する対策特別委員会（定数13人）

任期〔昭和57年3月31日～昭和60年8月3日〕

◎ 中村正一　○ 高良忠清　安慶田光男　安里安明　伊差川新吉
上原清　大城勝夫　我如古盛仁　金城健一　座覇政道
高良盛喜　仲宗根義　真喜屋武

変遷 昭和59.7.4 中村正一が委員長辞任
昭和59.7.31 委員長に安里安明選任

軍用地跡地利用等に関する対策特別委員会（定数13人）

任期〔昭和57年3月31日～昭和60年8月3日〕

◎ 比嘉勝秀　○ 我那覇生隆　赤嶺宗一　安里仁愛　新崎真次郎
浦崎直有　儀間真勝　具志孝助　国吉辰雄(共産)　幸地正博
玉那覇宏　平仲善幸　松茂良興辰

変遷 昭和59.7.4 我那覇生隆が副委員長辞任
昭和59.11.26 副委員長に幸地正博選任

国民体育大会に関する対策特別委員会（定数13人）

任期〔昭和57年3月31日～昭和60年8月3日〕

◎ 唐真弘安　○ 大城栄徳　新垣正達　奥平順光　久高友弘
黒潮隆　高良文雄　当真嗣州　中島徳良　長嶺高兆
中村昌信　森田重男　屋宜宗一

変遷 昭和59.5.31 久高友弘辞職

市街地再開発事業に関する対策特別委員会（定数13人）

任期〔昭和59年9月27日～昭和60年8月3日〕

◎ 森田重男　○ 仲宗根義　安慶田光男　安里仁愛　大城栄徳
儀間真勝　金城健一　玉那覇宏　長嶺高兆　中村正一
比嘉勝秀　平仲善幸　真喜屋武

会派　昭和56年8月4日～昭和60年8月3日

昭和56.8.24　現在	昭和57.5.24　現在	昭和59.11.19　現在
民主クラブ（19人） 安慶田光男　高良忠清 安里安明　高良文雄 安里仁愛　唐真弘安 新垣正達　友利玄雄 新崎真次郎　仲宗根義 上原清　長嶺高兆 我那覇生隆　比嘉勝秀 金城重正　宮城武 具志孝助　屋宜宗一 久高友弘	**民主クラブ（9人）** 安慶田光男　久高友弘 安里安明　唐真弘安 安里仁愛　宮城武 我那覇生隆　屋宜宗一 具志孝助	**民主クラブ（5人）** 安慶田光男　唐真弘安 安里安明　屋宜宗一 安里仁愛
	自由民主党（8人）　（結成） 新垣正達　高良文雄 新崎真次郎　友利玄雄 上原清　仲宗根義 高良忠清　比嘉勝秀	**自由民主党（10人）** 新垣正達　高良文雄 新崎真次郎　友利玄雄 上原清　仲宗根義 上原善吉　長嶺高兆 具志孝助　久高将光
	無所属クラブ（2人）（結成） 金城重正　長嶺高兆	
		市民クラブ（4人）　（結成） 伊差川新吉　高良忠清 我那覇生隆　比嘉勝秀
公明党（7人） 大城勝夫　玉那覇宏 大浜長弘　中島徳良 幸地正博　森田重男 高良盛喜	**公明党（7人）**	**公明党（7人）**
日本共産党那覇市議会議員団（6人） 我如古盛仁　黒潮隆 儀間真勝　当真嗣州 国吉辰雄　真喜屋武	**日本共産党那覇市議会議員団（6人）**	**日本共産党那覇市議会議員団（7人）** 我如古盛仁　古波蔵保吉 儀間真勝　当真嗣州 国吉辰雄　真喜屋武 黒潮隆
沖縄社会大衆党（4人） 赤嶺宗一　金城健一 奥平順光　島袋宗康	**沖縄社会大衆党（4人）**	**沖縄社会大衆党（4人）** 赤嶺宗一　金城健一 奥平順光　国吉辰雄
革新クラブ（3人） 伊差川新吉　平仲善幸 中村昌信	**革新クラブ（3人）**	**革新クラブ（2人）** 中村昌信　平仲善幸
日本社会党（2人） 浦崎直有　大城栄徳	**日本社会党（2人）**	**日本社会党（2人）**
民社党（2人） 中村正一　松茂良興辰	**民社党（2人）**	**民社党（2人）**
無所属（1人） 座覇政道	**無所属（1人）**	**無所属（1人）**
合計44人	合計44人	合計44人

・昭和59.5.31　金城重正辞職
・昭和59.5.31　久高友弘辞職
・昭和59.5.31　島袋宗康辞職
・昭和59.5.31　宮城武辞職
・昭和59.11.11　補欠選挙による増員
　上原善吉
　久高将光
　国吉辰雄
　古波蔵保吉

第１２回選挙　〔1985(昭和60)年7月14日執行、定数44人、当日有権者数200,798人、投票者数153,176人、投票率76.3%、候補者数59人、任期4年〕

議員名簿(44人)　◎議長　○副議長

任期〔1985(昭和60)年8月4日～1989(平成元)年8月3日〕

◎　屋宜宗一

○　森田重男

赤嶺政賢

安慶田光男

安里安明

安里仁愛

新崎真次郎

糸洲朝則

上原清

上原善吉

浦崎唯昭

浦崎直有

大城栄徳

大城勝夫

大田朝美

奥平順光

翁長雄志

翁長政俊

嘉数進

亀島賢優

儀間真勝

金城健一

具志孝助

久高友弘

久高将光

幸地正博

古波蔵保吉

平良長政

高良政彦

玉那覇宏

当真嗣州

唐真弘安

友利玄雄

中島徳良

仲宗根義

長嶺高兆

中村昌信

仲村善信

仲本嘉公

比嘉勝秀

外間久子

真栄城守晨

真喜屋武

松茂良興辰

補欠選挙　〔 1988(昭和63)年11月20日無投票当選、定数7人、当日有権者数208,801人 〕

任期〔1988(昭和63)年11月21日～1989(平成元)年8月3日〕

我那覇生隆

金城勉

高里良樹

仲松邦雄

平仲善幸

前田政明

山城和保

変遷 昭和61.11.6　松茂良興辰辞職
昭和62.8.11　屋宜宗一が議長を辞職
昭和62.8.11　議長に友利玄雄選任
昭和63.2.24　奥平順光逝去
昭和63.6.2　安慶田光男辞職
昭和63.6.2　大城栄徳辞職
昭和63.6.2　高良政彦辞職
昭和63.6.2　比嘉勝秀辞職
昭和63.6.2　外間久子辞職

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔昭和60年8月12日～昭和62年8月11日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 安里仁愛　○ 真栄城守晨　赤嶺政賢　浦崎直有　大城勝夫
翁長雄志　翁長政俊　当真嗣州　友利玄雄　仲本嘉公
比嘉勝秀

建設常任委員会（定数11人）

◎ 安慶田光男　○ 糸洲朝則　上原善吉　浦崎唯昭　大城栄徳
奥平順光　亀島賢優　儀間真勝　玉那覇宏　唐真弘安
中村昌信

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 幸地正博　○ 久高将光　新崎真次郎　上原清　金城健一
古波蔵保吉　平良長政　中島徳良　長嶺高兆　仲村善信
外間久子

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 松茂良興辰　○ 大田朝美　安里安明　嘉数進　具志孝助
久高友弘　高良政彦　仲宗根義　真喜屋武　森田重男
屋宜宗一

変遷 昭和61.11.6　松茂良興辰辞職
昭和61.11.25 委員長に安里安明選任

② 任期〔昭和62年8月12日～平成元年8月3日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 安里安明　○ 仲村善信　赤嶺政賢　浦崎唯昭　金城健一
久高友弘　平良長政　高良政彦　当真嗣州　唐真弘安
友利玄雄　＊ 中島徳良

変遷 昭和63.6.2　高良政彦辞職
昭和63.9.1　中島徳良が厚生経済常任委員会から所属変更

建設常任委員会（定数11人）

◎ 新崎真次郎　○ 翁長政俊　安里仁愛　糸洲朝則　浦崎直有
奥平順光　儀間真勝　具志孝助　仲宗根義　長嶺高兆
森田重男　＊ 上原善吉　＊ 仲松邦雄

変遷 昭和62.9.4　具志孝助が教育福祉常任委員会へ所属変更
昭和62.9.4　上原善吉が教育福祉常任委員会から所属変更
昭和63.2.24　奥平順光逝去
昭和63.12.5　仲松邦雄選任

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 大城勝夫　○ 真栄城守晨　安慶田光男　上原善吉　大城栄徳
亀島賢優　古波蔵保吉　玉那覇宏　中村昌信　仲本嘉公
外間久子　＊ 具志孝助　＊ 我那覇生隆　＊ 金城勉　＊ 山城和保

変遷 昭和62.9.4　上原善吉が建設常任委員会へ所属変更
昭和62.9.4　具志孝助が建設常任委員会から所属変更
昭和63.6.2　安慶田光男辞職
昭和63.6.2　大城栄徳辞職
昭和63.6.2　外間久子辞職
昭和63.12.5　我那覇生隆選任
昭和63.12.5　金城勉選任
昭和63.12.5　山城和保選任

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 久高将光　○ 翁長雄志　上原清　大田朝美　嘉数進
幸地正博　中島徳良　比嘉勝秀　真喜屋武　屋宜宗一
＊ 高里良樹　＊ 平仲善幸　＊ 前田政明

変遷 昭和63.6.2　比嘉勝秀辞職
昭和63.9.1　中島徳良が総務常任委員会へ所属変更
昭和63.12.5　高里良樹選任
昭和63.12.5　平仲善幸選任
昭和63.12.5　前田政明選任

議会運営委員会

① 任期〔昭和60年8月12日～昭和62年8月11日〕

◎ 比嘉勝秀　○ 高良政彦　赤嶺政賢　上原清　大城栄徳
翁長政俊　儀間真勝　金城健一　久高友弘　玉那覇宏
＊ 松茂良興辰　＊ 平良長政　＊ 真栄城守晨　＊ 浦崎直有

変遷 昭和61.7.3　松茂良興辰選任
昭和61.11.6　松茂良興辰辞職
昭和61.11.25　大城栄徳辞任
昭和61.11.25　平良長政選任
昭和61.12.1　真栄城守晨選任
昭和62.1.5　浦崎直有選任

② 任期〔昭和62年8月12日～平成元年8月3日〕

◎ 上原清　○ 平良長政　赤嶺政賢　糸洲朝則　浦崎直有
亀島賢優　儀間真勝　金城健一　具志孝助　中島徳良
比嘉勝秀　真栄城守晨　＊ 安里安明　＊ 安里仁愛　＊ 我那覇生隆
＊ 仲村善信

変遷 昭和62.10.25　比嘉勝秀辞任
昭和62.10.26　安里安明選任
昭和63.5.31　金城健一辞任
昭和63.12.2　安里仁愛選任
昭和63.12.2　我那覇生隆選任
昭和63.12.12　安里安明辞任
平成元.1.10　仲村善信選任

学校用地買上げ、つぶれ地補償等に関する対策特別委員会（定数11人）

任期〔昭和60年9月24日～平成元年8月3日〕

◎ 大城栄徳　○ 亀島賢優　上原清　久高友弘　幸地正博
古波蔵保吉　当真嗣州　友利玄雄　仲本嘉公　森田重男
屋宜宗一　＊ 金城勉

変遷 昭和63.6.2　大城栄徳辞職
昭和63.6.30　委員長に亀島賢優選任
昭和63.6.30　副委員長に仲本嘉公選任
昭和63.12.5　金城勉選任

軍用地跡地利用等に関する対策特別委員会（定数11人）

任期〔昭和60年9月24日～平成元年8月3日〕

◎ 中島徳良　○ 浦崎唯昭　赤嶺政賢　安里仁愛　新崎真次郎
奥平順光　翁長雄志　平良長政　高良政彦　比嘉勝秀
真栄城守晨　＊ 金城健一　＊ 浦崎直有　＊ 我那覇生隆　＊ 儀間真勝
＊ 仲松邦雄

変遷 昭和63.2.24　奥平順光逝去
昭和63.3.25　金城健一選任
昭和63.6.2　高良政彦辞職
昭和63.6.2　比嘉勝秀辞職
昭和63.12.2　赤嶺政賢辞任
昭和63.12.2　金城健一辞任
昭和63.12.5　浦崎直有選任
昭和63.12.5　我那覇生隆選任
昭和63.12.5　儀間真勝選任
昭和63.12.5　仲松邦雄選任

国民体育大会に関する対策特別委員会（定数11人）

任期〔昭和60年9月24日～昭和62年12月21日〕

◎ 長嶺高兆　○ 仲村善信　安里安明　大城勝夫　大田朝美
翁長政俊　金城健一　玉那覇宏　唐真弘安　外間久子
真喜屋武

変遷 昭和61.12.6　大田朝美辞任

市街地再開発事業に関する対策特別委員会（定数11人）

任期〔昭和60年9月24日～平成元年8月3日〕

◎ 仲宗根義　○ 上原善吉　安慶田光男　糸洲朝則　浦崎直有
嘉数進　儀間真勝　具志孝助　久高将光　中村昌信
松茂良興辰　＊ 大田朝美　＊ 高里良樹　＊ 平仲善幸　＊ 前田政明

変遷 昭和61.11.6　松茂良興辰辞職
昭和61.12.8　大田朝美選任
昭和63.6.2　安慶田光男辞職

昭和63.12.2　浦崎直有辞任
昭和63.12.2　儀間真勝辞任
昭和63.12.5　高里良樹選任
昭和63.12.5　平仲善幸選任
昭和63.12.5　前田政明選任

懲罰特別委員会〔赤嶺政賢議員に対する懲罰特別委員会〕（定数10人）

任期〔昭和60年10月1日～昭和60年12月12日〕

◎ 唐真弘安	○ 玉那覇宏	上原清	大城栄徳	翁長政俊
儀間真勝	金城健一	久高友弘	仲本嘉公	真栄城守晨

議員定数に関する調査特別委員会（定数11人）

任期〔昭和61年10月6日～平成元年3月17日〕

◎ 唐真弘安	○ 糸洲朝則	赤嶺政賢	安里仁愛	大城栄徳
大城勝夫	奥平順光	翁長雄志	具志孝助	古波蔵保吉
松茂良興辰	＊ 大田朝美	＊ 中村昌信	＊ 仲本嘉公	＊ 我那覇生隆
＊ 亀島賢優	＊ 平良長政			

変遷 昭和61.11.6　松茂良興辰辞職
昭和61.12.8　大田朝美選任
昭和62.3.24　奥平順光辞任
昭和62.3.26　中村昌信選任
昭和62.3.26　仲本嘉公選任
昭和63.6.2　大城栄徳辞職
昭和63.12.5　我那覇生隆選任
平成元.2.21　安里仁愛辞任
平成元.2.22　亀島賢優選任
平成元.2.22　平良長政選任

牧志第一地区住宅地区改良事業に関する調査特別委員会（定数11人）

任期〔昭和62年3月17日～平成元年8月3日〕

◎ 友利玄雄	○ 金城健一	安慶田光男	安里仁愛	上原清
久高友弘	平良長政	高良政彦	中村昌信	比嘉勝秀
真喜屋武	＊ 具志孝助	＊ 金城勉	＊ 当真嗣州	＊ 山城和保

変遷 昭和62.8.11　友利玄雄辞任
昭和62.8.12　具志孝助選任
昭和62.8.12　委員長に具志孝助選任
昭和63.6.2　安慶田光男辞職
昭和63.6.2　高良政彦辞職
昭和63.6.2　比嘉勝秀辞職
昭和63.12.5　金城勉選任
昭和63.12.5　当真嗣州選任
昭和63.12.5　山城和保選任

広域都市圏問題に関する対策特別委員会（定数11人）

任期〔昭和63年1月8日～平成元年8月3日〕

◎ 長嶺高兆	○ 仲村善信	安里安明	大城勝夫	翁長政俊
亀島賢優	金城健一	玉那覇宏	当真嗣州	唐真弘安
真喜屋武	＊ 赤嶺政賢	＊ 山城和保		

変遷 昭和63.12.2　亀島賢優辞任
昭和63.12.2　当真嗣州辞任
昭和63.12.5　赤嶺政賢選任
昭和63.12.5　山城和保選任

公共工事の発注に係る業者指名の問題に関する調査特別委員会（定数11人）

任期〔昭和63年9月12日～平成元年8月3日〕

◎ 久高友弘	○ 儀間真勝	安里仁愛	浦崎唯昭	大田朝美
翁長雄志	翁長政俊	嘉数進	平良長政	中島徳良
中村昌信	＊ 安里安明	＊ 亀島賢優	＊ 唐真弘安	＊ 真栄城守晨
＊ 前田政明				

変遷 昭和63.12.2　安里仁愛辞任
昭和63.12.2　浦崎唯昭辞任
昭和63.12.2　大田朝美辞任
昭和63.12.2　翁長政俊辞任
昭和63.12.2　嘉数進辞任
昭和63.12.5　安里安明選任
昭和63.12.5　亀島賢優選任
昭和63.12.5　唐真弘安選任
昭和63.12.5　真栄城守晨選任
昭和63.12.5　前田政明選任

会派　昭和60年8月4日～平成元年8月3日

昭和60.8.12　現在	昭和62.1.5　現在	昭和63.6.30　現在
新政会（20人） 安慶田光男　具志孝助 安里安明　久高友弘 安里仁愛　久高将光 新崎真次郎　唐真弘安 上原清　友利玄雄 上原善吉　仲宗根義 浦崎唯昭　長嶺高兆 翁長雄志　仲村善信 翁長政俊　比嘉勝秀 亀島賢優　屋宜宗一	**新政会（20人）**	**新政会（17人）** 安里安明　具志孝助 安里仁愛　久高友弘 新崎真次郎　久高将光 上原清　唐真弘安 上原善吉　友利玄雄 浦崎唯昭　仲宗根義 翁長雄志　長嶺高兆 翁長政俊　仲村善信 亀島賢優
公明党那覇市議団（7人） 糸洲朝則　玉那覇宏 大城勝夫　中島徳良 幸地正博　森田重男 高良政彦	**公明党那覇市議団（7人）**	**公明党那覇市議団（6人）** 糸洲朝則　玉那覇宏 大城勝夫　中島徳良 幸地正博　森田重男
日本共産党（7人） 赤嶺政賢　当真嗣州 嘉数進　外間久子 儀間真勝　真喜屋武 古波蔵保吉	**日本共産党（7人）**	**日本共産党（6人）** 赤嶺政賢　古波蔵保吉 嘉数進　当真嗣州 儀間真勝　真喜屋武
社大党（3人） 奥平順光　仲本嘉公 金城健一	**社大党（3人）**	**社大・社会クラブ（3人）（結成）** 金城健一　仲本嘉公 平良長政
日本社会党（3人） 浦崎直有　平良長政 大城栄徳	**日本社会党（2人）** 大城栄徳　平良長政	
民社党（2人） 真栄城守晨　松茂良興辰	**市民クラブ（2人）　（結成）** 大田朝美　真栄城守晨	**市民クラブ（2人）**
	市政クラブ（2人）　（結成） 浦崎直有　中村昌信	**市政クラブ（2人）**
無所属（2人） 大田朝美　中村昌信		**無所属（1人）** 屋宜宗一
合計44人	合計43人	合計37人

・昭和61.11.6　松茂良興辰辞職

・昭和63.2.24　奥平順光逝去
・昭和63.6.2　安慶田光男辞職
・昭和63.6.2　大城栄徳辞職
・昭和63.6.2　高良政彦辞職
・昭和63.6.2　比嘉勝秀辞職
・昭和63.6.2　外間久子辞職

・昭和63.11.20 補欠選挙による増員
　我那覇生隆
　金城勉
　高里良樹
　仲松邦雄
　平仲善幸
　前田政明
　山城和保

第１３回選挙　〔1989(平成元)年7月9日執行、定数44人、当日有権者数208,924人、投票者数152,697人、投票率73.1%、候補者数55人、任期4年〕

議員名簿(44人)　◎議長　○副議長

任期〔1989(平成元)年8月4日～1993(平成5)年8月3日〕

◎　唐真弘安

○　中村昌信

赤嶺政賢

赤嶺宗一

安慶田光男

安里安明

安里仁愛

新崎真次郎

糸洲朝則

上原清

上原善吉

浦崎唯昭

大城勝夫

大田朝美

大浜慶子

翁長雄志

翁長政俊

嘉数進

我那覇生隆

亀島賢優

儀間真勝

具志孝助

久高友弘

久高将光

国吉真徳

久保田淑子

幸地正博

古波蔵保吉

座覇政為

瀬良垣武安

平良長政

高里鈴代

高良幸勇

当真嗣州

渡久地健

友利玄雄

中島徳良

仲村善信

仲本嘉公

平仲善幸

真栄城守晨

前田政明

松田義之

宮城宜子

補欠選挙〔1992(平成4)年6月28日執行、定数8人、当日有権者数211,259人、投票者数76,523人、投票率36.2%、候補者数13人〕

任期〔1992(平成4)年6月29日～1993(平成5)年8月3日〕

東江芳隆

大城朝助

大城春吉

金城徹

崎山嗣幸

島田正博

高里良樹

山田義宜

変遷 平成4.5.25　安慶田光男辞職
平成4.5.25　上原清辞職
平成4.5.25　翁長雄志辞職
平成4.5.25　翁長政俊辞職
平成4.5.25　具志孝助辞職
平成4.5.25　久高友弘辞職
平成4.5.25　平良長政辞職
平成4.5.25　平仲善幸辞職
平成5.4.--　山田義宜が山田義嵩に改名

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔平成元年8月11日～平成3年9月2日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 仲村善信　○ 座覇政為　安慶田光男　糸洲朝則　亀島賢優
儀間真勝　久高友弘　古波蔵保吉　高里鈴代　渡久地健
平仲善幸

建設常任委員会（定数11人）

◎ 翁長政俊　○ 松田義之　安里安明　上原善吉　大城勝夫
具志孝助　久高将光　平良長政　中村昌信　真栄城守晨
前田政明

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 中島徳良　○ 高良幸勇　赤嶺政賢　安里仁愛　上原清
浦崎唯昭　国吉真徳　久保田淑子　瀬良垣武安　友利玄雄
宮城宜子

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 仲本嘉公　○ 大浜慶子　赤嶺宗一　新崎真次郎　大田朝美
翁長雄志　嘉数進　我那覇生隆　幸地正博　当真嗣州
唐真弘安

② 任期〔平成3年9月3日～平成5年8月3日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 糸洲朝則　○ 瀬良垣武安　安里仁愛　上原清　上原善吉
大浜慶子　儀間真勝　国吉真徳　古波蔵保吉　高良幸勇
唐真弘安　＊ 崎山嗣幸

変遷 平成4.5.25　上原清辞職
平成4.6.30　崎山嗣幸選任

建設常任委員会（定数11人）

◎ 浦崎唯昭　○ 前田政明　赤嶺宗一　安里安明　新崎真次郎
大城勝夫　大田朝美　久高友弘　仲村善信　仲本嘉公
松田義之　＊ 大城朝助

変遷 平成4.5.25　久高友弘辞職
平成4.6.30　大城朝助選任

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 亀島賢優　○ 久保田淑子　赤嶺政賢　翁長雄志　具志孝助
久高将光　幸地正博　友利玄雄　中村昌信　平仲善幸
宮城宜子　＊ 大城春吉　＊ 金城徹　＊ 島田正博

変遷 平成4.5.25　翁長雄志辞職
平成4.5.25　具志孝助辞職
平成4.5.25　平仲善幸辞職
平成4.6.30　大城春吉選任
平成4.6.30　金城徹選任
平成4.6.30　島田正博選任

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 中島徳良	○ 渡久地健	安慶田光男	翁長政俊	嘉数進
我那覇生隆	座覇政為	平良長政	高里鈴代	当真嗣州
真栄城守晨	＊ 東江芳隆	＊ 高里良樹	＊ 山田義宜	

変遷 平成4.5.25　安慶田光男辞職
平成4.5.25　翁長政俊辞職
平成4.5.25　平良長政辞職
平成4.6.30　東江芳隆選任
平成4.6.30　高里良樹選任
平成4.6.30　山田義宜選任

議会運営委員会

① 任期〔平成元年8月11日～平成3年8月12日〕

◎ 平良長政	○ 糸洲朝則	赤嶺政賢	安慶田光男	上原善吉
我那覇生隆	亀島賢優	久高友弘	瀬良垣武安	前田政明
松田義之	＊ 安里仁愛	＊ 真栄城守晨	＊ 渡久地健	＊ 座覇政為
＊ 浦崎唯昭	＊ 翁長雄志	＊ 新崎真次郎		

変遷 平成元.11.7　安里仁愛選任
平成元.11.7　真栄城守晨選任
平成2.1.16　安里仁愛辞任
平成2.1.16　久高友弘辞任
平成2.1.17　渡久地健選任
平成2.5.－　座覇政為選任
平成2.5.25　真栄城守晨辞任
平成2.5.25　浦崎唯昭選任
平成2.5.25　翁長雄志選任
平成2.5.28　安慶田光男辞任
平成2.5.28　我那覇生隆辞任
平成2.5.28　渡久地健辞任
平成2.5.29　新崎真次郎選任

※平成3年8月12日、議会運営委員会の設置が那覇市議会委員会条例の中で規定され、これまでの議会運営委員会規程を廃止。

② 任期〔平成3年12月11日～平成5年8月3日〕

◎ 仲本嘉公	○ 上原善吉	糸洲朝則	大田朝美	亀島賢優
座覇政為	瀬良垣武安	当真嗣州	渡久地健	真栄城守晨
前田政明	松田義之	＊ 高里良樹	＊ 大城朝助	＊ 幸地正博

変遷 平成4.9.2　大田朝美辞任
平成4.9.7　高里良樹選任
平成4.12.21 糸洲朝則辞任
平成4.12.21 当真嗣州辞任
平成4.12.21 大城朝助選任
平成4.12.21 幸地正博選任

那覇市議会史編さん委員会（委員は正副議長と各会派の代表1人で構成）

任期〔平成5年4月1日～平成5年8月3日〕

◎ 友利玄雄　○ 当真嗣州　赤嶺宗一　大田朝美　亀島賢優
唐真弘安　中島徳良　中村昌信　山田義宜

新庁舎建設問題対策特別委員会（定数11人）

任期〔平成元年9月21日～平成5年8月3日〕

◎ 翁長雄志　○ 高良幸勇　赤嶺政賢　安慶田光男　糸洲朝則
大浜慶子　翁長政俊　亀島賢優　中村昌信　平仲善幸
真栄城守晨　＊ 東江芳隆　＊ 大城朝助　＊ 島田正博　＊ 高里良樹

変遷 平成4.5.25　安慶田光男辞職
平成4.5.25　翁長雄志辞職
平成4.5.25　翁長政俊辞職
平成4.5.25　平仲善幸辞職
平成4.6.30　東江芳隆選任
平成4.6.30　大城朝助選任
平成4.6.30　島田正博選任
平成4.6.30　高里良樹選任
平成4.6.30　委員長に真栄城守晨選任

都市交通問題対策特別委員会（定数11人）

任期〔平成元年9月21日～平成5年6月21日〕

◎ 大田朝美　○ 渡久地健　新崎真次郎　上原清　上原善吉
具志孝助　幸地正博　古波蔵保吉　瀬良垣武安　仲本嘉公
前田政明　＊ 大城春吉　＊ 山田義宜

変遷 平成4.5.25　上原清辞職
平成4.5.25　具志孝助辞職
平成4.6.30　大城春吉選任
平成4.6.30　山田義宜選任

都市再開発問題対策特別委員会（定数11人）

任期〔平成元年9月21日～平成5年6月21日〕

◎ 赤嶺宗一　○ 国吉真徳　安里仁愛　浦崎唯昭　嘉数進
儀間真勝　久高将光　友利玄雄　中島徳良　仲村善信
松田義之

広域都市圏問題対策特別委員会（定数11人）

任期〔平成元年9月21日～平成5年6月21日〕

◎ 高里鈴代　○ 座覇政為　安里安明　大城勝夫　我那覇生隆
久高友弘　久保田淑子　平良長政　当真嗣州　唐真弘安
宮城宜子　＊ 金城徹　＊ 崎山嗣幸

変遷 平成4.5.25　久高友弘辞職
平成4.5.25　平良長政辞職
平成4.6.30　金城徹選任
平成4.6.30　崎山嗣幸選任

暴力団対策特別委員会（定数12人）

任期〔平成2年11月29日～平成5年6月21日〕

◎ 儀間真勝	○ 国吉真徳	新崎真次郎	上原善吉	浦崎唯昭
翁長雄志	古波蔵保吉	座覇政為	高里鈴代	渡久地健
中島徳良	松田義之	＊ 前田政明	＊ 安里安明	

変遷 平成2.12.5　古波蔵保吉辞任
平成2.12.6　前田政明選任
平成4.5.25　翁長雄志辞職
平成4.6.30　安里安明選任

会派　平成元年8月4日～平成5年8月3日

平成元.8.7　現在	平成元.8.11　現在	平成元.9.5　現在
政友会（22人） 安慶田光男　亀島賢優 安里安明　具志孝助 安里仁愛　久高友弘 新崎真次郎　久高将光 上原清　座覇政為 上原善吉　高良幸勇 浦崎唯昭　唐真弘安 大田朝美　渡久地健 翁長雄志　友利玄雄 翁長政俊　仲村善信 我那覇生隆　真栄城守晨	**温知会（2人）　(結成)** 安里仁愛　上原善吉 **真世会（2人）　(結成)** 久高将光　真栄城守晨 **新世会（2人）　(結成)** 翁長雄志　翁長政俊 **沐世会（2人）　(結成)** 安慶田光男　座覇政為 **清新会（2人）　(結成)** 上原清　我那覇生隆 **新風会（2人）　(結成)** 新崎真次郎　大田朝美 **緑風会（2人）　(結成)** 安里安明　亀島賢優 **市政会（2人）　(結成)** 浦崎唯昭　久高友弘 **市民クラブ（2人）　(結成)** 具志孝助　高良幸勇 **刷新クラブ（2人）　(結成)** 渡久地健　仲村善信	**政友会（20人）　(結成)** 安慶田光男　亀島賢優 安里安明　具志孝助 安里仁愛　久高友弘 新崎真次郎　久高将光 上原清　座覇政為 浦崎唯昭　高良幸勇 大田朝美　唐真弘安 翁長雄志　渡久地健 翁長政俊　仲村善信 我那覇生隆　真栄城守晨
市民社社クラブ（8人） 赤嶺宗一　高里鈴代 国吉真徳　中村昌信 瀬良垣武安　仲本嘉公 平良長政　平仲善幸	**市民社社クラブ（8人）**	**市民社社クラブ（8人）**
日本共産党（7人） 赤嶺政賢　当真嗣州 嘉数進　前田政明 儀間真勝　宮城宜子 古波蔵保吉	**日本共産党（7人）**	**日本共産党（7人）**
公明党那覇市議団（7人） 糸洲朝則　幸地正博 大城勝夫　中島徳良 大浜慶子　松田義之 久保田淑子	**公明党那覇市議団（7人）**	**公明党那覇市議団（7人）**
	無所属（2人） 唐真弘安　友利玄雄	**無所属（2人）** 上原善吉　友利玄雄
合計44人	合計44人	合計44人

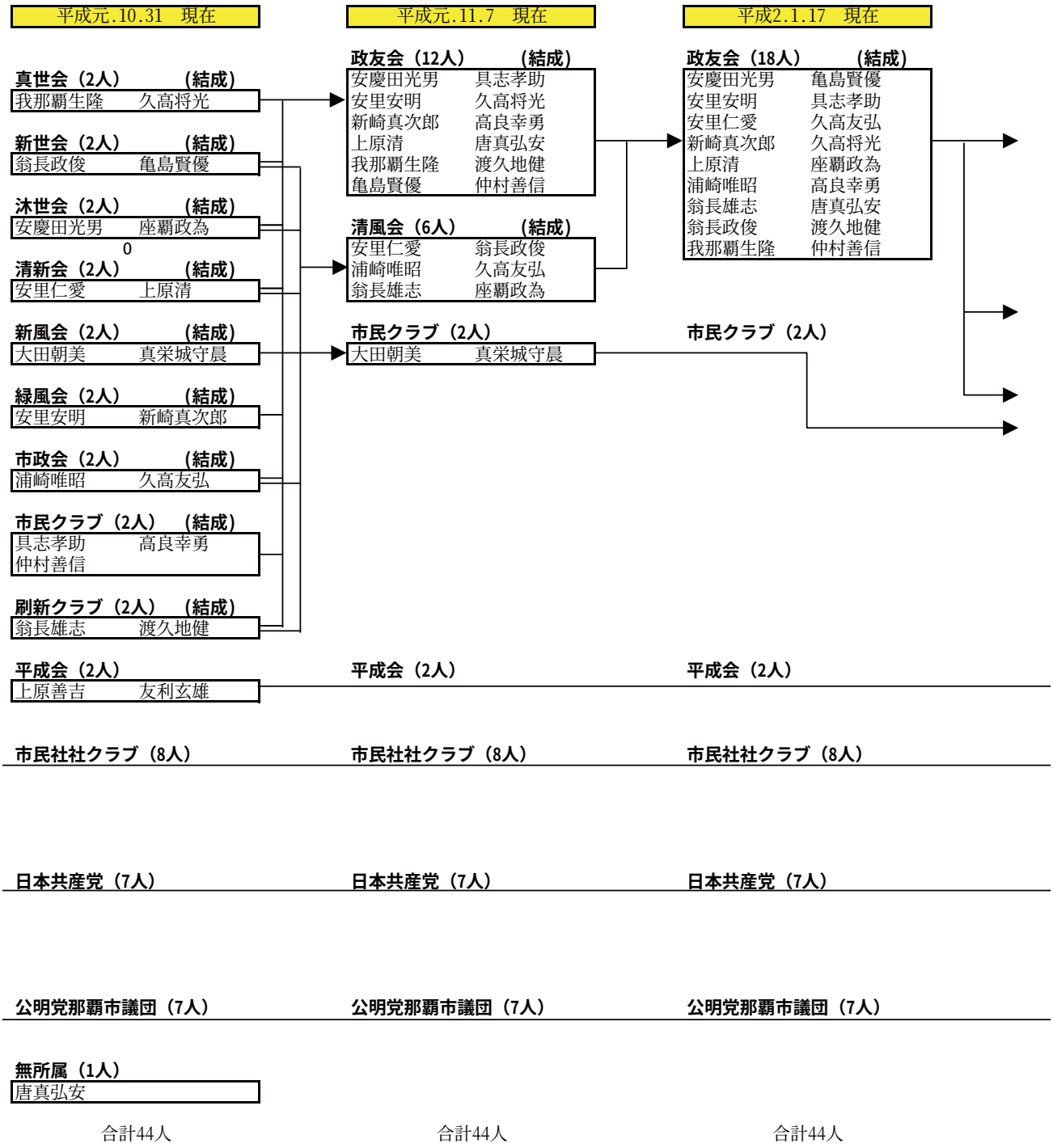
平成元.10.31　現在
平成元.11.7　現在
平成2.1.17　現在
真世会（2人）　(結成)
我那覇生隆　久高将光
新世会（2人）　(結成)
翁長政俊　亀島賢優
沐世会（2人）　(結成)
安慶田光男　座覇政為
0
清新会（2人）　(結成)
安里仁愛　上原清
新風会（2人）　(結成)
大田朝美　真栄城守晨
緑風会（2人）　(結成)
安里安明　新崎真次郎
市政会（2人）　(結成)
浦崎唯昭　久高友弘
市民クラブ（2人）　(結成)
具志孝助　高良幸勇
仲村善信
刷新クラブ（2人）　(結成)
翁長雄志　渡久地健
平成会（2人）
上原善吉　友利玄雄
市民社社クラブ（8人）
日本共産党（7人）
公明党那覇市議団（7人）
無所属（1人）
唐真弘安
合計44人
政友会（12人）　(結成)
安慶田光男　具志孝助
安里安明　久高将光
新崎真次郎　高良幸勇
上原清　唐真弘安
我那覇生隆　渡久地健
亀島賢優　仲村善信
清風会（6人）　(結成)
安里仁愛　翁長政俊
浦崎唯昭　久高友弘
翁長雄志　座覇政為
市民クラブ（2人）
大田朝美　真栄城守晨
平成会（2人）
市民社社クラブ（8人）
日本共産党（7人）
公明党那覇市議団（7人）
合計44人
政友会（18人）　(結成)
安慶田光男　亀島賢優
安里安明　具志孝助
安里仁愛　久高友弘
新崎真次郎　久高将光
上原清　座覇政為
浦崎唯昭　高良幸勇
翁長雄志　唐真弘安
翁長政俊　渡久地健
我那覇生隆　仲村善信
市民クラブ（2人）
平成会（2人）
市民社社クラブ（8人）
日本共産党（7人）
公明党那覇市議団（7人）
合計44人

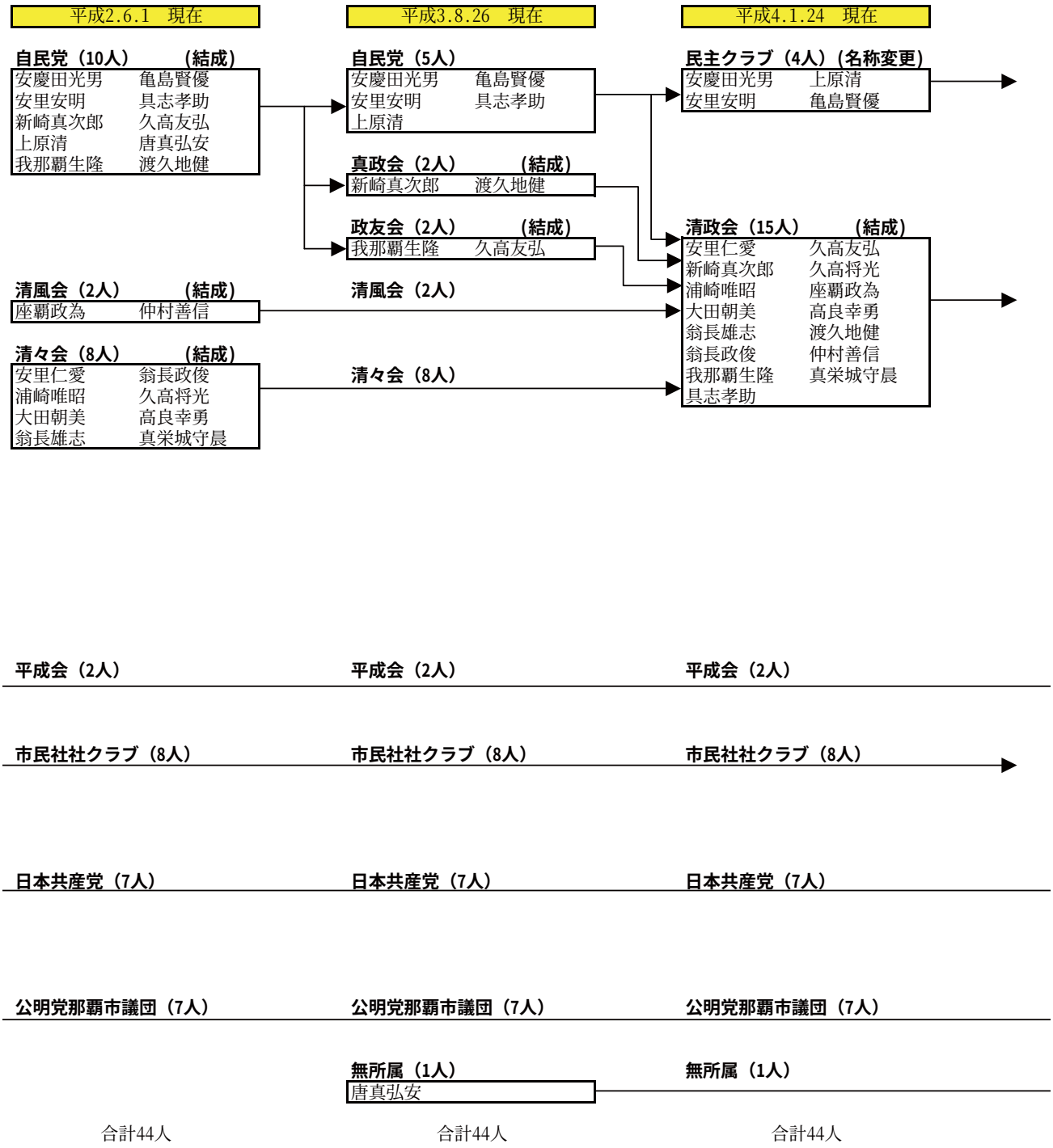
平成2.6.1　現在
平成3.8.26　現在
平成4.1.24　現在
自民党（10人）　(結成)
安慶田光男　亀島賢優
安里安明　具志孝助
新崎真次郎　久高友弘
上原清　唐真弘安
我那覇生隆　渡久地健
自民党（5人）
安慶田光男　亀島賢優
安里安明　具志孝助
上原清
民主クラブ（4人）(名称変更)
安慶田光男　上原清
安里安明　亀島賢優
真政会（2人）　(結成)
新崎真次郎　渡久地健
政友会（2人）　(結成)
我那覇生隆　久高友弘
清政会（15人）　(結成)
安里仁愛　久高友弘
新崎真次郎　久高将光
浦崎唯昭　座覇政為
大田朝美　高良幸勇
翁長雄志　渡久地健
翁長政俊　仲村善信
我那覇生隆　真栄城守晨
具志孝助
清風会（2人）　(結成)
座覇政為　仲村善信
清風会（2人）
清々会（8人）　(結成)
安里仁愛　翁長政俊
浦崎唯昭　久高将光
大田朝美　高良幸勇
翁長雄志　真栄城守晨
清々会（8人）
平成会（2人）
平成会（2人）
平成会（2人）
市民社社クラブ（8人）
市民社社クラブ（8人）
市民社社クラブ（8人）
日本共産党（7人）
日本共産党（7人）
日本共産党（7人）
公明党那覇市議団（7人）
公明党那覇市議団（7人）
公明党那覇市議団（7人）
無所属（1人）
唐真弘安
無所属（1人）
合計44人
合計44人
合計44人

平成4.5.26　現在	平成4.7.7　現在
民主クラブ（2人） 安里安明　亀島賢優	**民主クラブ（2人）**
清政会（11人） 安里仁愛　座覇政為 新崎真次郎　高良幸勇 浦崎唯昭　渡久地健 大田朝美　仲村善信 我那覇生隆　真栄城守晨 久高将光	**清政会（11人）**
	民政会（4人）　（結成） 大城春吉　高里良樹 金城徹　山田義宜
平成会（2人）	**平成会（2人）**
市民社社クラブ（6人） 赤嶺宗一　高里鈴代 国吉真徳　中村昌信 瀬良垣武安　仲本嘉公	**市民社社クラブ（9人）** 赤嶺宗一　瀬良垣武安 東江芳隆　高里鈴代 国吉真徳　中村昌信 崎山嗣幸　仲本嘉公 島田正博
日本共産党（7人）	**日本共産党（8人）** 赤嶺政賢　古波蔵保吉 大城朝助　当真嗣州 嘉数進　前田政明 儀間真勝　宮城宜子
公明党那覇市議団（7人）	**公明党那覇市議団（7人）**
無所属（1人）	**無所属（1人）**
合計36人	合計44人

・平成4.5.25　安慶田光男辞職
・平成4.5.25　上原清辞職
・平成4.5.25　翁長雄志辞職
・平成4.5.25　翁長政俊辞職
・平成4.5.25　具志孝助辞職
・平成4.5.25　久高友弘辞職
・平成4.5.25　平良長政辞職
・平成4.5.25　平仲善幸辞職

・平成4.6.28　補欠選挙による増員
　東江芳隆
　大城朝助
　大城春吉
　金城徹
　崎山嗣幸
　島田正博
　高里良樹
　山田義宜

第１４回選挙　〔1993(平成5)年7月18日執行、定数44人、当日有権者数214,482人、投票者数158,467人、投票率73.9%、候補者数52人、任期4年〕

議員名簿(44人)　◎議長　○副議長

任期〔1993(平成5)年8月4日～1997(平成9)年8月3日〕

◎　安里安明

○　大城勝夫

赤嶺政賢

東江芳隆

安慶田光男

安里仁愛

新崎眞次郎

糸洲朝則

上原清

上原善吉

浦崎唯昭

大城春吉

大田朝美

大浜慶子

大浜安史

嘉数進

我那覇生隆

亀島賢優

金城徹

久高将光

国吉真徳

久保田淑子

幸地正博

古波蔵保吉

崎山嗣幸

座覇政為

洲鎌忠

瀬良垣武安

高里鈴代

高里良樹

高良幸勇

玉城仁章

当真嗣州

唐真弘安

渡久地健

渡口初美

友利玄雄

中村昌信

仲村善信

仲本嘉公

真栄城守晨

前田政明

松田義之

宮城宜子

補欠選挙〔1996(平成8)年7月14日執行、定数8人、当日有権者数217,650人、投票者数55,193人、投票率25.4%、候補者数13人〕

任期〔1996(平成8)年7月15日～1997(平成9)年8月3日〕

井上正邦

島田正博

知念克征

唐真弘安

中村昌樹

永山盛廣

屋良栄作

湧川朝渉

変遷 平成8.2.29　渡久地健辞職
平成8.5.9　古波蔵保吉辞職
平成8.5.31　安慶田光男辞職
平成8.5.31　糸洲朝則辞職
平成8.5.31　上原清辞職
平成8.5.31　浦崎唯昭辞職
平成8.5.31　金城徹辞職
平成8.5.31　唐真弘安辞職

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔平成5年8月11日～平成7年8月13日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 瀬良垣武安　○ 玉城仁章　安里安明　安里仁愛　上原清
上原善吉　大城勝夫　大浜慶子　金城徹　仲本嘉公
前田政明

建設常任委員会（定数11人）

◎ 渡久地健　○ 洲鎌忠　安慶田光男　大城春吉　嘉数進
亀島賢優　久高将光　幸地正博　古波蔵保吉　崎山嗣幸
中村昌信

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 高里良樹　○ 渡口初美　新崎真次郎　糸洲朝則　大田朝美
大浜安史　高里鈴代　当真嗣州　友利玄雄　真栄城守晨
宮城宜子　＊ 赤嶺政賢

変遷 平成6.12.7　当真嗣州が厚生経済常任委員会へ所属変更
平成6.12.7　赤嶺政賢が厚生経済常任委員会から所属変更

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 高良幸勇　○ 久保田淑子　赤嶺政賢　東江芳隆　浦崎唯昭
我那覇生隆　国吉真徳　座覇政為　唐真弘安　仲村善信
松田義之　＊ 当真嗣州

変遷 平成6.12.7　赤嶺政賢が教育福祉常任委員会へ所属変更
平成6.12.7　当真嗣州が教育福祉常任委員会から所属変更

② 任期〔平成7年8月14日～平成9年8月3日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 大城春吉　○ 大浜安史　安里安明　安里仁愛　上原清
大城勝夫　亀島賢優　崎山嗣幸　高里鈴代　中村昌信
前田政明　＊ 大田朝美

変遷 平成8.5.31　上原清辞職
平成8.7.24　大田朝美が教育福祉常任委員会から所属変更

建設常任委員会（定数11人）

◎ 金城徹　○ 国吉真徳　新崎真次郎　浦崎唯昭　嘉数進
我那覇生隆　幸地正博　古波蔵保吉　瀬良垣武安　高里良樹
高良幸勇　＊ 永山盛廣　＊ 松田義之　＊ 湧川朝渉

変遷 平成8.5.9　古波蔵保吉辞職
平成8.5.31　浦崎唯昭辞職

平成8.5.31　金城徹辞職
平成8.7.24　永山盛廣選任
平成8.7.24　松田義之が厚生経済常任委員会から所属変更(同日委員長に選任)
平成8.7.24　湧川朝渉選任

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 大浜慶子　○ 宮城宜子　赤嶺政賢　糸洲朝則　大田朝美
久高将光　座覇政為　渡久地健　渡口初美　仲村善信
仲本嘉公　＊ 井上正邦　＊ 島田正博　＊ 屋良栄作

変遷 平成8.2.29　渡久地健辞職
平成8.5.31　糸洲朝則辞職
平成8.7.24　大田朝美が総務常任委員会へ所属変更
平成8.7.24　井上正邦選任
平成8.7.24　島田正博選任
平成8.7.24　屋良栄作選任

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 洲鎌忠　○ 玉城仁章　東江芳隆　安慶田光男　上原善吉
久保田淑子　当真嗣州　唐真弘安　友利玄雄　真栄城守晨
松田義之　＊ 知念克征　＊ 中村昌樹

変遷 平成8.5.31　安慶田光男辞職
平成8.5.31　唐真弘安辞職
平成8.7.24　松田義之が建設常任委員会へ所属変更
平成8.7.24　知念克征選任
平成8.7.24　唐真弘安選任
平成8.7.24　中村昌樹選任

議会運営委員会（定数13人）

① 任期〔平成5年8月11日～平成7年8月13日〕

◎ 浦崎唯昭　○ 高里鈴代　安慶田光男　安里仁愛　糸洲朝則
大城春吉　亀島賢優　金城徹　国吉真徳　古波蔵保吉
真栄城守晨　前田政明　松田義之　＊ 座覇政為　＊ 中村昌信

変遷 平成6.2.18　金城徹辞任
平成6.2.21　座覇政為選任
平成6.7.11　大城春吉辞任
平成6.9.7　大城春吉選任
平成6.12.27　座覇政為辞任
平成7.1.13　中村昌信選任

② 任期〔平成7年8月14日～平成9年8月3日〕

◎ 亀島賢優　○ 崎山嗣幸　東江芳隆　大城春吉　幸地正博
古波蔵保吉　座覇政為　高里良樹　玉城仁章　渡久地健
真栄城守晨　前田政明　松田義之　＊ 安慶田光男　＊ 中村昌信
＊ 仲本嘉公　＊ 安里仁愛　＊ 友利玄雄　＊ 久高将光　＊ 中村昌樹
＊ 湧川朝渉

変遷 平成7.8.21　大城春吉辞任
平成7.9.1　東江芳隆辞任
平成7.9.1　真栄城守晨辞任
平成7.9.6　安慶田光男選任
平成7.9.6　中村昌信選任
平成7.9.6　仲本嘉公選任
平成7.11.29 高里良樹辞任
平成7.11.30 渡久地健辞任
平成7.12.1　安里仁愛選任
平成7.12.1　真栄城守晨選任
平成7.12.18 中村昌信辞任
平成7.12.19 友利玄雄選任
平成8.2.29　渡久地健辞職
平成8.3.19　安慶田光男辞任
平成8.3.21　久高将光選任
平成8.5.9　古波蔵保吉辞職
平成8.5.13　大城春吉選任
平成8.6.11　玉城仁章辞任
平成8.6.11　真栄城守晨辞任
平成8.7.22　座覇政為辞任
平成8.7.24　中村昌樹選任
平成8.7.24　真栄城守晨選任
平成8.7.24　湧川朝渉選任
平成8.12.12 友利玄雄辞任
平成8.12.12 高里良樹選任

那覇市議会史編さん委員会

① 任期〔平成5年8月11日～平成7年8月10日〕

◎ 友利玄雄　○ 当真嗣州　安里安明　大城勝夫　幸地正博
唐真弘安　中村昌信　＊ 上原善吉　＊ 東江芳隆　＊ 高良幸勇

変遷 平成6.7.21　友利玄雄辞任
平成6.7.25　上原善吉選出
平成6.8.25　東江芳隆選出
平成6.9.7　委員長に安里安明選任
平成6.12.19 高良幸勇選出

② 任期〔平成7年8月11日～平成9年8月3日〕

◎ 安里安明　○ 大城勝夫　上原善吉　久保田淑子　高里鈴代
高良幸勇　当真嗣州　唐真弘安　中村昌信　＊ 我那覇生隆
＊ 永山盛廣

変遷 平成8.5.31　唐真弘安辞職
平成8.6.1　我那覇生隆選出
平成8.7.24　永山盛廣選出

新庁舎建設対策特別委員会（定数11人）

任期〔平成5年9月20日～平成9年6月20日〕

◎ 座覇政為　○ 東江芳隆　安慶田光男　上原善吉　大城勝夫
大浜安史　亀島賢優　洲鎌忠　高里鈴代　高里良樹
前田政明　＊ 屋良栄作　＊ 湧川朝渉

変遷 平成8.5.31　安慶田光男辞職

平成8.7.23　大浜安史辞任
平成8.7.24　屋良栄作選任
平成8.7.24　湧川朝渉選任

都市交通対策特別委員会（定数11人）

任期〔平成5年9月20日～平成9年6月20日〕

◎ 安里仁愛	○ 崎山嗣幸	赤嶺政賢	安里安明	糸洲朝則
上原清	大城春吉	大田朝美	久高将光	中村昌信
宮城宜子	＊ 大浜安史	＊ 知念克征	＊ 中村昌樹	

変遷 平成8.5.31　糸洲朝則辞職
平成8.5.31　上原清辞職
平成8.7.23　中村昌信辞任
平成8.7.24　大浜安史選任
平成8.7.24　知念克征選任
平成8.7.24　中村昌樹選任

市街地再開発対策特別委員会（定数11人）

任期〔平成5年9月20日～平成9年6月20日〕

◎ 国吉真徳	○ 玉城仁章	新崎真次郎	大浜慶子	嘉数進
金城徹	古波蔵保吉	高良幸勇	友利玄雄	仲村善信
松田義之	＊ 島田正博	＊ 唐真弘安		

変遷 平成8.5.9　古波蔵保吉辞職
平成8.5.31　金城徹辞職
平成8.7.24　島田正博選任
平成8.7.24　唐真弘安選任

葬斎場建設対策特別委員会（定数11人）

任期〔平成5年9月20日～平成9年6月20日〕

◎ 久保田淑子	○ 渡口初美	浦崎唯昭	我那覇生隆	幸地正博
瀬良垣武安	当真嗣州	唐真弘安	渡久地健	仲本嘉公
真栄城守晨	＊ 井上正邦	＊ 中村昌信	＊ 永山盛廣	

変遷 平成8.2.29　渡久地健辞職
平成8.5.31　浦崎唯昭辞職
平成8.5.31　唐真弘安辞職
平成8.7.24　井上正邦選任
平成8.7.24　中村昌信選任
平成8.7.24　永山盛廣選任

那覇市救急診療所における管理運営の疑惑究明に関する調査特別委員会（定数13人）

任期〔平成5年12月9日～平成6年3月3日〕

◎ 亀島賢優	○ 大浜慶子	安慶田光男	安里仁愛	上原善吉
金城徹	古波蔵保吉	瀬良垣武安	高里鈴代	高良幸勇
真栄城守晨	前田政明	松田義之	＊ 座覇政為	

変遷 平成6.2.17　金城徹辞任
平成6.2.21　座覇政為選任

会派　平成5年8月4日～平成9年8月3日

平成5.8.5　現在	平成6.2.16　現在	平成6.8.25　現在
清政会（21人） 安慶田光男　座覇政為 安里安明　洲鎌忠 安里仁愛　高里良樹 新崎真次郎　高良幸勇 上原清　玉城仁章 浦崎唯昭　唐真弘安 大田朝美　渡久地健 我那覇生隆　渡口初美 亀島賢優　仲村善信 金城徹　真栄城守晨 久高将光	**清政会（20人）** 安慶田光男　座覇政為 安里安明　洲鎌忠 安里仁愛　高里良樹 新崎真次郎　高良幸勇 上原清　玉城仁章 浦崎唯昭　唐真弘安 大田朝美　渡久地健 我那覇生隆　渡口初美 亀島賢優　仲村善信 久高将光　真栄城守晨	**清政会（21人）** 安慶田光男　座覇政為 安里安明　洲鎌忠 安里仁愛　高里良樹 新崎真次郎　高良幸勇 上原清　玉城仁章 浦崎唯昭　唐真弘安 大田朝美　渡久地健 我那覇生隆　渡口初美 亀島賢優　仲村善信 金城徹　真栄城守晨 久高将光
公明党那覇市議団（7人） 糸洲朝則　久保田淑子 大城勝夫　幸地正博 大浜慶子　松田義之 大浜安史	**公明党那覇市議団（7人）**	**公明党那覇市議団（7人）**
市民クラブ（7人） 東江芳隆　高里鈴代 国吉真徳　中村昌信 崎山嗣幸　仲本嘉公 瀬良垣武安	**市民クラブ（7人）**	**市民クラブ（6人）** 東江芳隆　瀬良垣武安 国吉真徳　高里鈴代 崎山嗣幸　仲本嘉公
		福祉クラブ（2人）　（結成） 友利玄雄　中村昌信
日本共産党（6人） 赤嶺政賢　当真嗣州 嘉数進　前田政明 古波蔵保吉　宮城宜子	**日本共産党（6人）**	**日本共産党（6人）**
平成会（3人） 上原善吉　友利玄雄 大城春吉	**平成会（3人）**	**民政会（2人）　（結成）** 上原善吉　大城春吉
	無所属（1人） 金城徹	
合計44人	合計44人	合計44人

平成6.12.26　現在	平成7.8.18　現在	平成7.9.1　現在
清政会（18人） 安慶田光男　金城徹 安里安明　久高将光 安里仁愛　洲鎌忠 新崎真次郎　高里良樹 上原清　玉城仁章 浦崎唯昭　唐真弘安 大田朝美　渡久地健 我那覇生隆　渡口初美 亀島賢優　真栄城守晨	**清政会（18人）**	**清政会（16人）** 安慶田光男　金城徹 安里安明　久高将光 安里仁愛　洲鎌忠 新崎真次郎　高里良樹 上原清　玉城仁章 大田朝美　唐真弘安 我那覇生隆　渡久地健 亀島賢優　渡口初美
民主クラブ（2人）　（結成） 座覇政為　高良幸勇	**民主クラブ（2人）**	**民主クラブ（2人）**
公明那覇市議団（7人）（結成） 糸洲朝則　久保田淑子 大城勝夫　幸地正博 大浜慶子　松田義之 大浜安史	**公明那覇市議団（7人）**	**公明那覇市議団（7人）**
市民クラブ（6人）	**市民クラブ（6人）**	**市民クラブ（6人）**
福祉クラブ（2人）	**福祉クラブ（2人）**	**福祉クラブ（2人）**
日本共産党（6人）	**日本共産党（6人）**	**日本共産党（6人）**
平成会（3人）　（結成） 上原善吉　仲村善信 大城春吉	**民政会（2人）　（結成）** 上原善吉　大城春吉	**平成会（2人）　（名称変更）** 上原善吉　大城春吉
	無所属（1人） 仲村善信	**無所属（3人）** 浦崎唯昭　真栄城守晨 仲村善信
合計44人	合計44人	合計44人

平成7.11.9　現在	平成7.11.27　現在	平成8.6.1　現在
清政会（15人） 安慶田光男　久高将光 安里安明　洲鎌忠 安里仁愛　高里良樹 新崎真次郎　玉城仁章 上原清　唐真弘安 大田朝美　渡久地健 我那覇生隆　渡口初美 亀島賢優	**清政会（14人）** 安慶田光男　久高将光 安里安明　洲鎌忠 安里仁愛　高里良樹 新崎真次郎　玉城仁章 上原清　唐真弘安 我那覇生隆　渡久地健 亀島賢優　渡口初美	**清政会（10人）** 安里安明　久高将光 安里仁愛　洲鎌忠 新崎真次郎　高里良樹 我那覇生隆　玉城仁章 亀島賢優　渡口初美
民主クラブ（2人）	**民主クラブ（6人）** 浦崎唯昭　座覇政為 大田朝美　高良幸勇 金城徹　真栄城守晨	**民主クラブ（4人）** 大田朝美　高良幸勇 座覇政為　真栄城守晨
公明那覇市議団（7人）	**公明那覇市議団（7人）**	**公明那覇市議団（6人）** 大城勝夫　久保田淑子 大浜慶子　幸地正博 大浜安史　松田義之
市民クラブ（6人）	**市民クラブ（6人）**	**市民クラブ（6人）**
福祉クラブ（2人）	**福祉クラブ（2人）**	**福祉クラブ（2人）**
日本共産党（6人）	**日本共産党（6人）**	**日本共産党（5人）** 赤嶺政賢　前田政明 嘉数進　宮城宜子 当真嗣州
平成会（2人）	**平成会（2人）**	**平成会（2人）**
無所属（4人） 浦崎唯昭　仲村善信 金城徹　真栄城守晨	**無所属（1人）** 仲村善信	**無所属（1人）**
合計44人	合計44人	合計36人

・平成8.2.29　渡久地健辞職
・平成8.5.9　古波蔵保吉辞職
・平成8.5.31　安慶田光男辞職
・平成8.5.31　糸洲朝則辞職
・平成8.5.31　上原清辞職
・平成8.5.31　浦崎唯昭辞職
・平成8.5.31　金城徹辞職
・平成8.5.31　唐真弘安辞職

平成8.7.24　現在	平成8.9.12　現在	平成8.12.13　現在
清政会（11人） 安里安明　洲鎌忠 安里仁愛　高里良樹 新崎真次郎　玉城仁章 井上正邦　唐真弘安 亀島賢優　渡口初美 久高将光	**清政会（12人）** 安里安明　久高将光 安里仁愛　洲鎌忠 新崎真次郎　高里良樹 井上正邦　玉城仁章 我那覇生隆　唐真弘安 亀島賢優　渡口初美	**新政会（7人）　(結成)** 我那覇生隆　玉城仁章 亀島賢優　渡口初美 洲鎌忠　仲村善信 高里良樹
		改革２１（7人）　(結成) 安里仁愛　唐真弘安 新崎真次郎　友利玄雄 井上正邦　中村昌信 久高将光
民主クラブ（4人）	**民主クラブ（4人）**	**民主クラブ（4人）**
公明那覇市議団（6人）	**公明那覇市議団（6人）**	**公明那覇市議団（6人）**
市民クラブ（8人） 東江芳隆　瀬良垣武安 国吉真徳　高里鈴代 崎山嗣幸　知念克征 島田正博　仲本嘉公	**市民クラブ（8人）**	**市民クラブ（8人）**
福祉クラブ（2人）	**福祉クラブ（2人）**	
日本共産党（6人） 赤嶺政賢　前田政明 嘉数進　宮城宜子 当真嗣州　湧川朝渉	**日本共産党（6人）**	**日本共産党（6人）**
平成会（2人）	**平成会（2人）**	**平成会（2人）**
さわやか市民の会（3人）(結成) 中村昌樹　屋良栄作 永山盛廣	**さわやか市民の会（3人）**	**さわやか市民の会（3人）**
無所属（2人） 我那覇生隆　仲村善信	**無所属（1人）** 仲村善信	**無所属（1人）** 安里安明
合計44人	合計44人	合計44人

・平成8.7.14　補欠選挙による増員
　井上正邦　　中村昌樹
　島田正博　　永山盛廣
　知念克征　　屋良栄作
　唐真弘安　　湧川朝渉

第１５回選挙　〔1997(平成9)年7月13日執行、定数44人、当日有権者数218,413人、投票者数122,359人、投票率56%、候補者数57人、任期4年〕

議員名簿(44人)　◎議長　○副議長

任期〔1997(平成9)年8月4日～2001(平成13)年8月3日〕

◎　上原清

○　仲本嘉公

赤嶺一郎

東江芳隆

安慶田光男

安里仁愛

大城朝助

大城春吉

大田朝美

大浜慶子

大浜安史

翁長俊英

嘉数進

我那覇生隆

亀島賢優

久高将光

国吉真徳

久保田淑子

幸地正博

崎山嗣幸

座覇政為

洲鎌忠

瀬良垣武安

高里鈴代

高里良樹

高良幸勇

玉城仁章

知念克征

知念博

当真嗣州

唐真弘安

渡久地修

仲村善信

中村昌樹

永山盛廣

真栄城守晨

前田政明

松田義之

宮城宜子

宮國恵徳

山川典二

屋良栄作

与儀清春

湧川朝渉

補欠選挙　〔2000(平成12)年11月12日執行、定数2人、当日有権者数222,348人、投票者数139,128人、投票率62.6%、候補者数4人〕

任期〔2000(平成12)年11月13日～2001(平成13)年8月3日〕

比嘉京子

山内盛三

変遷 平成11.8.16　上原清が議長を辞職
平成11.8.16　仲本嘉公が副議長を辞職
平成11.8.16　議長に亀島賢優選任
平成11.8.16　副議長に瀬良垣武安選任
平成12.6.2　上原清失職
平成12.6.2　中村昌樹失職
平成13.1.6　知念克征逝去

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔平成9年8月11日～平成11年8月15日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 前田政明　○ 山川典二　赤嶺一郎　上原清　翁長俊英
嘉数進　亀島賢優　国吉真徳　幸地正博　真栄城守晨
与儀清春　＊ 湧川朝渉

変遷 平成9.11.4　嘉数進が厚生経済常任委員会へ所属変更
平成9.11.4　湧川朝渉が厚生経済常任委員会から所属変更

建設常任委員会（定数11人）

◎ 玉城仁章　○ 知念博　東江芳隆　大浜安史　久高将光
座覇政為　高里鈴代　高里良樹　当真嗣州　松田義之
屋良栄作

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 永山盛廣　○ 宮國恵徳　安里仁愛　大浜慶子　我那覇生隆
崎山嗣幸　洲鎌忠　高良幸勇　渡久地修　仲本嘉公
宮城宜子

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 久保田淑子　○ 知念克征　安慶田光男　大城朝助　大城春吉
大田朝美　瀬良垣武安　唐真弘安　仲村善信　中村昌樹
湧川朝渉　＊ 嘉数進

変遷 平成9.11.4　湧川朝渉が総務常任委員会へ所属変更
平成9.11.4　嘉数進が総務常任委員会から所属変更

② 任期〔平成11年8月16日～平成13年8月3日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 当真嗣州　○ 知念博　赤嶺一郎　安慶田光男　翁長俊英
亀島賢優　久高将光　幸地正博　瀬良垣武安　高良幸勇
渡久地修　＊ 山川典二　＊ 玉城仁章

変遷 平成11.12.1　亀島賢優が建設常任委員会へ所属変更
平成11.12.1　山川典二が建設常任委員会から所属変更
平成12.6.12　久高将光が厚生経済常任委員会へ所属変更
平成12.6.12　玉城仁章が厚生経済常任委員会から所属変更

建設常任委員会（定数11人）

◎ 高里良樹　○ 大浜安史　東江芳隆　大城朝助　我那覇生隆
久保田淑子　崎山嗣幸　座覇政為　唐真弘安　永山盛廣
山川典二　＊ 亀島賢優

変遷 平成11.12.1　山川典二が総務常任委員会へ所属変更
平成11.12.1　亀島賢優が総務常任委員会から所属変更

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 知念克征　○ 屋良栄作　上原清　大城春吉　大田朝美
大浜慶子　国吉真徳　洲鎌忠　仲村善信　宮城宜子
湧川朝渉

変遷 平成12.6.2　上原清失職
平成13.1.6　知念克征逝去
平成13.3.19　委員長に国吉真徳選任

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 中村昌樹　○ 与儀清春　安里仁愛　嘉数進　高里鈴代
玉城仁章　仲本嘉公　真栄城守晨　前田政明　松田義之
宮國恵徳　＊ 久高将光

変遷 平成12.6.2　中村昌樹失職
平成12.6.12　玉城仁章が総務常任委員会へ所属変更
平成12.6.12　久高将光が総務常任委員会から所属変更
平成12.6.27　委員長に与儀清春選任
平成12.6.27　副委員長に宮國恵徳選任

議会運営委員会（定数13人）

① 任期〔平成9年8月11日～平成11年8月15日〕

◎ 高里良樹　○ 国吉真徳　安慶田光男　翁長俊英　洲鎌忠
知念克征　知念博　中村昌樹　真栄城守晨　前田政明
松田義之　山川典二　湧川朝渉　＊ 安里仁愛　＊ 玉城仁章
＊ 大城朝助　＊ 高良幸勇

変遷 平成10.5.12　安慶田光男辞任
平成10.5.12　洲鎌忠辞任
平成10.5.12　高里良樹辞任
平成10.5.12　山川典二辞任
平成10.5.19　安里仁愛選任
平成10.5.19　洲鎌忠選任
平成10.5.19　高里良樹選任(委員長に再選任)
平成10.5.19　玉城仁章選任
平成10.6.5　湧川朝渉辞任
平成10.6.8　大城朝助選任
平成11.6.25　真栄城守晨辞任
平成11.6.29　高良幸勇選任

② 任期〔平成11年8月16日～平成13年8月3日〕

◎ 大城春吉　○ 翁長俊英　安里仁愛　大城朝助　崎山嗣幸
座覇政為　玉城仁章　知念克征　知念博　永山盛廣
前田政明　松田義之　宮國恵徳　＊ 久高将光　＊ 安慶田光男
＊ 高良幸勇　＊ 真栄城守晨　＊ 国吉真徳

変遷 平成12.4.29　安里仁愛辞任
平成12.4.29　大城春吉辞任
平成12.4.29　玉城仁章辞任
平成12.5.8　大城春吉選任(同日委員長に再選任)
平成12.5.8　久高将光選任
平成12.5.8　玉城仁章選任
平成12.7.31　宮國恵徳辞任
平成12.9.6　安慶田光男選任
平成12.11.30　安慶田光男辞任
平成12.11.30　久高将光辞任
平成12.11.30　座覇政為辞任
平成12.11.30　永山盛廣辞任
平成12.12.7　安慶田光男選任
平成12.12.7　高良幸勇選任
平成12.12.7　永山盛廣選任
平成12.12.7　真栄城守晨選任

平成13.1.6　知念克征逝去
平成13.1.19　国吉真徳選任

那覇市議会史編さん委員会

① 任期〔平成9年8月11日～平成11年8月15日〕

◎ 上原清　○ 仲本嘉公　大浜安史　高里鈴代　高良幸勇
当真嗣州　唐真弘安　永山盛廣　与儀清春

② 任期〔平成11年8月16日～平成13年8月3日〕

◎ 亀島賢優　○ 瀬良垣武安　大浜慶子　座覇政為　高里鈴代
知念博　唐真弘安　渡久地修　永山盛廣　＊ 安里仁愛
＊ 大田朝美

変遷 平成12.5.15　安里仁愛選出
平成12.11.30 唐真弘安辞任
平成12.11.30 永山盛廣辞任
平成12.11.30 座覇政為辞任
平成12.12.5　唐真弘安選出
平成12.12.5　大田朝美選出

懲罰特別委員会〔前田政明君に対する懲罰特別委員会〕（定数10人）

任期〔平成9年12月10日～平成9年12月18日〕

◎ 我那覇生隆　○ 真栄城守晨　安慶田光男　大城朝助　翁長俊英
国吉真徳　洲鎌忠　知念克征　当真嗣州　永山盛廣

行財政改革対策特別委員会（定数13人）

任期〔平成9年12月18日～平成13年8月3日〕

◎ 久高将光　○ 中村昌樹　安慶田光男　安里仁愛　亀島賢優
国吉真徳　久保田淑子　瀬良垣武安　知念博　渡久地修
真栄城守晨　前田政明　松田義之　＊ 大城朝助　＊ 高里鈴代
＊ 高良幸勇　＊ 東江芳隆　＊ 洲鎌忠　＊ 屋良栄作　＊ 玉城仁章
＊ 赤嶺一郎

変遷 平成10.3.13　渡久地修辞任
平成10.3.16　大城朝助選任
平成11.2.23　国吉真徳辞任
平成11.2.24　高里鈴代選任
平成11.6.25　真栄城守晨辞任
平成11.6.29　高良幸勇選任
平成11.8.16　亀島賢優辞任
平成11.8.16　瀬良垣武安辞任
平成11.8.17　東江芳隆選任
平成11.8.17　洲鎌忠選任
平成12.4.25　中村昌樹辞任
平成12.5.8　屋良栄作選任
平成12.5.8　副委員長に知念博選任
平成12.6.8　洲鎌忠辞任
平成12.6.12　玉城仁章選任
平成12.11.30 久高将光辞任
平成12.12.7　赤嶺一郎選任
平成12.12.22 委員長に高良幸勇選任

会派　平成9年8月4日～平成13年8月3日

平成9.8.11　現在	平成10.6.11　現在	平成10.11.17　現在
政和会（14人） 安慶田光男　洲鎌忠 安里仁愛　高里良樹 上原清　玉城仁章 大城春吉　唐真弘安 我那覇生隆　仲村善信 亀島賢優　宮國恵徳 久高将光　山川典二	**自由民主党（13人）（結成）** 安慶田光男　洲鎌忠 安里仁愛　高里良樹 上原清　玉城仁章 大城春吉　唐真弘安 我那覇生隆　仲村善信 亀島賢優　宮國恵徳 久高将光	**自由民主党（13人）**
市民クラブ（7人） 東江芳隆　高里鈴代 国吉真徳　知念克征 崎山嗣幸　仲本嘉公 瀬良垣武安	**市民クラブ（7人）**	**市民クラブ（7人）**
日本共産党（7人） 大城朝助　前田政明 嘉数進　宮城宜子 当真嗣州　湧川朝渉 渡久地修	**日本共産党（7人）**	**日本共産党（7人）**
公明那覇市議団（6人） 大浜慶子　久保田淑子 大浜安史　幸地正博 翁長俊英　松田義之	**公明那覇市議団（6人）**	**公明党那覇市議団(6人)(名称変更)** 大浜慶子　久保田淑子 大浜安史　幸地正博 翁長俊英　松田義之
民主クラブ（4人） 大田朝美　高良幸勇 座覇政為　真栄城守晨	**民主クラブ（4人）**	**民主クラブ（4人）**
さわやか市民の会（3人） 中村昌樹　屋良栄作 永山盛廣	**さわやか市民の会（3人）**	**さわやか市民の会（3人）**
ビジョン・ユイ（2人） 知念博　与儀清春	**ビジョン・ユイ（2人）**	**ビジョン・ユイ（2人）**
無所属（1人） 赤嶺一郎	**無所属（2人）** 赤嶺一郎　山川典二	**無所属（2人）**
合計44人	合計44人	合計44人

平成11.6.25　現在	平成11.6.30　現在	平成11.9.1　現在
自由民主党（13人）	**自由民主党（13人）**	**自由民主党（14人）** 安慶田光男　洲鎌忠 安里仁愛　高里良樹 上原清　玉城仁章 大城春吉　唐真弘安 我那覇生隆　仲村善信 亀島賢優　宮國恵徳 久高将光　山川典二
市民クラブ（7人）	**市民クラブ（7人）**	**市民クラブ（7人）**
日本共産党（7人）	**日本共産党（7人）**	**日本共産党（7人）**
公明党那覇市議団（6人）	**公明党那覇市議団（6人）**	**公明党那覇市議団（6人）**
民主クラブ（2人） 大田朝美　高良幸勇	**民主クラブ（2人）** 座覇政為　高良幸勇	**民主クラブ（2人）**
さわやか市民の会（3人）	**さわやか市民の会（3人）**	**さわやか市民の会（3人）**
ビジョン・ユイ（2人）	**ビジョン・ユイ（2人）**	**ビジョン・ユイ（2人）**
無所属（4人） 赤嶺一郎　真栄城守晨 座覇政為　山川典二	**無所属（4人）** 赤嶺一郎　真栄城守晨 大田朝美　山川典二	**無所属（3人）** 赤嶺一郎　真栄城守晨 大田朝美
合計44人	合計44人	合計44人

平成12.4.28　現在	平成12.9.1　現在	平成12.11.14　現在
自由民主党（8人） 安慶田光男　唐真弘安 亀島賢優　仲村善信 久高将光　宮國恵徳 洲鎌忠　山川典二	**自由民主党（6人）** 安慶田光男　唐真弘安 亀島賢優　仲村善信 久高将光　山川典二	**自由民主党（6人）**
市民フォーラム２１(7人)(結成) 安里仁愛　高里良樹 上原清　玉城仁章 大城春吉　中村昌樹 我那覇生隆	**自民フォーラム２１(7人)(名称変更)** 安里仁愛　高里良樹 大城春吉　玉城仁章 我那覇生隆　宮國恵徳 洲鎌忠	**自民フォーラム２１（7人）**
市民クラブ（7人）	**市民クラブ（7人）**	**市民クラブ（8人）** 東江芳隆　高里鈴代 国吉真徳　知念克征 崎山嗣幸　仲本嘉公 瀬良垣武安　比嘉京子
日本共産党（7人）	**日本共産党（7人）**	**日本共産党（7人）**
公明党那覇市議団（6人）	**公明党那覇市議団（6人）**	**公明党那覇市議団（6人）**
民主クラブ（2人）	**民主クラブ（2人）**	**民主クラブ（2人）**
さわやか市民の会（2人） 永山盛廣　屋良栄作	**さわやか市民の会（2人）**	**さわやか市民の会（2人）**
ビジョン・ユイ（2人）	**ビジョン・ユイ（2人）**	**ビジョン・ユイ（2人）**
無所属（3人）	**無所属（3人）**	**無所属（4人）** 赤嶺一郎　真栄城守晨 大田朝美　山内盛三
合計44人	合計42人	合計44人
	・平成12.6.2　中村昌樹失職 ・平成12.6.2　上原清失職	・平成12.11.12 補欠選挙による増員 比嘉京子 山内盛三

平成12.11.30　現在	平成12.12.1　現在	平成13.1.19　現在
市民の会（10人）　（結成） 安慶田光男　仲村善信 亀島賢優　永山盛廣 座覇政為　山内盛三 高良幸勇　山川典二 唐真弘安　屋良栄作	**市民の会（10人）**	**市民の会（10人）**
自民フォーラム２１（7人）	**自由民主党（8人）** 安里仁愛　洲鎌忠 大城春吉　高里良樹 我那覇生隆　玉城仁章 久高将光　宮國恵徳	**自由民主党（8人）**
市民クラブ（8人）	**市民クラブ（8人）**	**市民クラブ（7人）** 東江芳隆　高里鈴代 国吉真徳　仲本嘉公 崎山嗣幸　比嘉京子 瀬良垣武安
日本共産党（7人）	**日本共産党（7人）**	**日本共産党（7人）**
公明党那覇市議団（6人）	**公明党那覇市議団（6人）**	**公明党那覇市議団（6人）**
ビジョン・ユイ（2人）	**ビジョン・ユイ（2人）**	**ビジョン・ユイ（2人）**
無所属倶楽部「志」(3人)(結成) 赤嶺一郎　真栄城守晨 大田朝美	**無所属倶楽部「志」（3人）**	**無所属倶楽部「志」（3人）**
無所属（１人） 久高将光		
合計44人	合計44人	合計43人

・平13.1.6　知念克征逝去

第１６回選挙　〔2001(平成13)年7月8日執行、定数44人、当日有権者数222,179人、投票者数130,721人、投票率58.8%、候補者数54人、任期4年〕

議員名簿(44人)　◎議長　○副議長

任期〔2001(平成13)年8月4日～2005(平成17)年8月3日〕

◎ 我那覇生隆

○ 高里鈴代

安慶田光男

糸数昌洋

上原章

大城春吉

大浜美早江

大浜安史

翁長俊英

我如古一郎

亀島賢優

狩俣信子

喜舎場盛三

金城徹

久高友弘

久高将光

国吉真徳

崎山嗣幸

座覇政為

島田正博

洲鎌忠

高里良樹

高良幸勇

玉城彰

玉城仁章

知念博

当真嗣州

唐真弘安

當間盛夫

渡久地修

仲村善信

中村昌樹

仲本嘉公

永山盛廣

比嘉京子

前田政明

松田義之

宮城宜子

宮國恵徳

宮里光雄

山川典二

屋良栄作

与儀清春

湧川朝渉

補欠選挙〔2004(平成16)年11月14日執行、定数8人、当日有権者数234,543人、投票者数131,507人、投票率56.1%、候補者数13人〕

任期〔2004(平成16)年11月15日～2005(平成17)年8月3日〕

上里直司

大城朝助

喜納信也

島尻安伊子

瀬長清

平良正邦

高里良樹

比嘉憲次郎

変遷 平成15.12.2　安慶田光男辞職
平成15.12.2　狩俣信子辞職
平成15.12.2　前田政明辞職
平成16.5.28　上原章失職
平成16.5.28　高里良樹失職
平成16.5.28　當間盛夫失職
平成16.5.28　比嘉京子失職
平成16.10.20　高里鈴代辞職
平成16.12.1　副議長に久高友弘選任
平成16.12.22　中村昌樹辞職

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔平成13年8月9日～平成15年8月12日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 中村昌樹　○ 宮里光雄　安慶田光男　糸数昌洋　狩俣信子
崎山嗣幸　洲鎌忠　高里良樹　渡久地修　松田義之
屋良栄作

建設常任委員会（定数11人）

◎ 宮國恵徳　○ 湧川朝渉　上原章　大城春吉　翁長俊英
金城徹　久高友弘　国吉真徳　唐真弘安　仲本嘉公
与儀清春

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 大浜安史　○ 比嘉京子　我那覇生隆　喜舎場盛三　島田正博
高良幸勇　玉城仁章　知念博　永山盛廣　前田政明
宮城宜子

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 山川典二　○ 當間盛夫　大浜美早江　我如古一郎　亀島賢優
久高将光　座覇政為　高里鈴代　玉城彰　当真嗣州
仲村善信

② 任期〔平成15年8月13日～平成17年8月3日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 翁長俊英　○ 渡久地修　安慶田光男　糸数昌洋　久高友弘
国吉真徳　高里鈴代　高良幸勇　當間盛夫　比嘉京子
宮國恵徳　＊ 唐真弘安　＊ 上里直司　＊ 喜納信也　＊ 高里良樹
＊ 比嘉憲次郎

変遷 平成15.12.2　安慶田光男辞職
平成15.12.8　比嘉京子が教育福祉常任委員会へ所属変更
平成16.5.28　當間盛夫失職
平成16.6.17　唐真弘安が厚生経済常任委員会から所属変更
平成16.10.20　高里鈴代辞職
平成16.12.1　唐真弘安が厚生経済常任委員会へ所属変更
平成16.12.1　上里直司選任
平成16.12.1　喜納信也選任
平成16.12.1　高里良樹選任
平成16.12.1　比嘉憲次郎選任

建設常任委員会（定数11人）

◎ 与儀清春　○ 上原章　大城春吉　我那覇生隆　亀島賢優
喜舎場盛三　久高将光　玉城彰　当真嗣州　仲本嘉公
山川典二　＊ 崎山嗣幸

変遷 平成16.5.28　上原章失職
平成16.6.24　副委員長に喜舎場盛三選任
平成16.12.1　崎山嗣幸が厚生経済常任委員会から所属変更

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 島田正博　○ 宮里光雄　大浜美早江　狩俣信子　座覇政為
洲鎌忠　玉城仁章　仲村善信　前田政明　松田義之
湧川朝渉　＊ 比嘉京子　＊ 中村昌樹　＊ 大城朝助　＊ 瀬長清

変遷 平成15.12.2　狩俣信子辞職
平成15.12.2　前田政明辞職
平成15.12.8　比嘉京子が総務常任委員会から所属変更
平成16.5.28　比嘉京子失職
平成16.6.17　玉城仁章が厚生経済常任委員会へ所属変更
平成16.6.17　中村昌樹が厚生経済常任委員会から所属変更
平成16.12.1　大城朝助選任
平成16.12.1　瀬長清選任
平成16.12.22 中村昌樹辞職

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 屋良栄作　○ 我如古一郎　大浜安史　金城徹　崎山嗣幸
高里良樹　知念博　唐真弘安　中村昌樹　永山盛廣
宮城宜子　＊ 玉城仁章　＊ 島尻安伊子　＊ 平良正邦

変遷 平成16.5.28　高里良樹失職
平成16.6.17　唐真弘安が総務常任委員会へ所属変更
平成16.6.17　中村昌樹が教育福祉常任委員会へ所属変更
平成16.6.17　玉城仁章が教育福祉常任委員会から所属変更
平成16.12.1　崎山嗣幸が建設常任委員会へ所属変更
平成16.12.1　唐真弘安が総務常任委員会から所属変更
平成16.12.1　島尻安伊子選任
平成16.12.1　平良正邦選任

議会運営委員会（定数13人）

① 任期〔平成13年8月9日～平成15年8月12日〕

◎ 玉城仁章　○ 島田正博　上原章　翁長俊英　久高将光
崎山嗣幸　洲鎌忠　高良幸勇　渡久地修　中村昌樹
永山盛廣　前田政明　屋良栄作　＊ 与儀清春　＊ 玉城彰

変遷 平成14.5.10　洲鎌忠辞任
平成14.5.24　与儀清春選任
平成14.9.9　中村昌樹辞任
平成14.9.12　玉城彰選任
平成15.7.28　高良幸勇選任
平成15.7.28　与儀清春辞任

② 任期〔平成15年8月13日～平成17年8月3日〕

◎ 宮國恵徳　○ 比嘉京子　安慶田光男　上原章　翁長俊英
金城徹　崎山嗣幸　島田正博　玉城仁章　渡久地修
永山盛廣　山川典二　湧川朝渉　＊ 知念博　＊ 宮里光雄

＊ 屋良栄作　＊ 糸数昌洋　＊ 玉城彰　＊ 比嘉憲次郎

変遷 平成15.12.2　安慶田光男辞職
平成15.12.3　崎山嗣幸辞任
平成15.12.3　山川典二辞任
平成15.12.8　知念博選任
平成15.12.8　宮里光雄選任
平成15.12.8　屋良栄作選任
平成16.3.2　上原章辞任
平成16.3.3　比嘉京子辞任
平成16.3.4　糸数昌洋選任
平成16.3.4　玉城彰選任
平成16.3.8　副委員長に玉城彰選任
平成16.11.22 玉城彰辞任
平成16.11.24 玉城仁章辞任
平成16.12.1　玉城彰選任
平成16.12.1　比嘉憲次郎選任
平成16.12.9　副委員長に糸数昌洋選任

那覇市議会史編さん委員会

① 任期〔平成13年8月10日～平成15年8月12日〕

◎ 我那覇生隆　○ 高里鈴代　亀島賢優　喜舎場盛三　洲鎌忠
玉城彰　渡久地修　＊ 座覇政為

変遷 平成14.5.10　洲鎌忠辞任
平成14.5.10　座覇政為選出

② 任期〔平成15年8月13日～平成17年8月3日〕

◎ 我那覇生隆　○ 高里鈴代　亀島賢優　喜舎場盛三　金城徹
座覇政為　玉城彰　渡久地修　＊ 崎山嗣幸　＊ 久高友弘

変遷 平成16.10.20 高里鈴代辞職
平成16.11.22 玉城彰辞任
平成16.11.29 崎山嗣幸選出
平成16.11.29 玉城彰選出
平成16.12.1　久高友弘が副議長就任により、副委員長となる

議員定数条例に関する特別委員会（定数13人）

任期〔平成14年9月17日～平成14年12月26日〕

◎ 高良幸勇　○ 前田政明　糸数昌洋　翁長俊英　久高将光
崎山嗣幸　知念博　當間盛夫　渡久地修　中村昌樹
仲本嘉公　宮里光雄　与儀清春

行財政改革対策特別委員会（定数13人）

任期〔平成16年12月20日～平成17年3月23日〕

◎ 永山盛廣　○ 知念博　上里直司　大城朝助　大城春吉
翁長俊英　喜舎場盛三　崎山嗣幸　瀬長清　平良正邦
玉城仁章　唐真弘安　湧川朝渉

会派　平成13年8月4日～平成17年8月3日

平成13.8.9　現在	平成15.7.22　現在	平成15.7.31　現在
市民の会（12人） 安慶田光男　唐真弘安 亀島賢優　仲村善信 金城徹　永山盛廣 久高友弘　宮里光雄 高良幸勇　山川典二 知念博　屋良栄作	**市民の会（10人）** 安慶田光男　仲村善信 亀島賢優　永山盛廣 久高友弘　宮里光雄 知念博　山川典二 唐真弘安　屋良栄作	**市民の会（9人）** 安慶田光男　永山盛廣 亀島賢優　宮里光雄 久高友弘　山川典二 唐真弘安　屋良栄作 仲村善信
	清々会（3人）　(結成) 金城徹　高良幸勇 洲鎌忠	**清々会（3人）**
		ビジョン・ユイ（2人）(結成) 知念博　与儀清春
自民クラブ（9人） 大城春吉　玉城仁章 我那覇生隆　當間盛夫 久高将光　宮國恵徳 洲鎌忠　与儀清春 高里良樹	**自民クラブ（8人）** 我那覇生隆　玉城仁章 久高将光　當間盛夫 座覇政為　宮國恵徳 高里良樹　与儀清春	**自民クラブ（7人）** 我那覇生隆　玉城仁章 久高将光　當間盛夫 座覇政為　宮國恵徳 高里良樹
市民・社社ネット（9人） 狩俣信子　玉城彰 国吉真徳　中村昌樹 崎山嗣幸　仲本嘉公 島田正博　比嘉京子 高里鈴代	**市民・社社ネット（9人）**	**市民・社社ネット（9人）**
公明党那覇市議団（7人） 糸数昌洋　翁長俊英 上原章　喜舎場盛三 大浜美早江　松田義之 大浜安史	**公明党那覇市議団（7人）**	**公明党那覇市議団（7人）**
日本共産党（6人） 我如古一郎　前田政明 当真嗣州　宮城宜子 渡久地修　湧川朝渉	**日本共産党（6人）**	**日本共産党（6人）**
無所属（1人） 座覇政為	**無所属（1人）** 大城春吉	**無所属（1人）**
合計44人	合計44人	合計44人

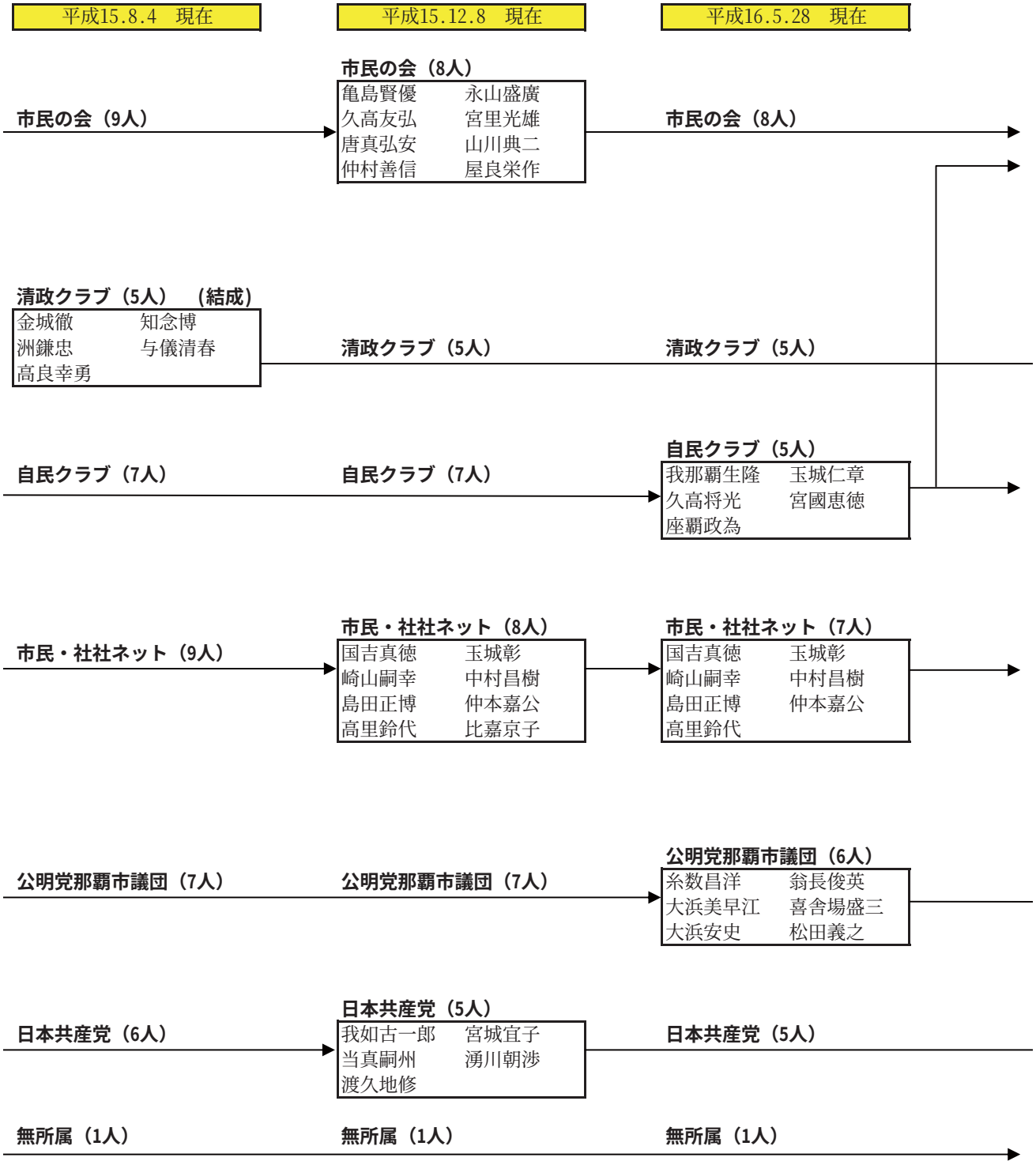

・平成15.12.2　安慶田光男辞職
・平成15.12.2　狩俣信子辞職
・平成15.12.2　前田政明辞職

・平成16.5.28　上原章失職
・平成16.5.28　高里良樹失職
・平成16.5.28　當間盛夫失職
・平成16.5.28　比嘉京子失職

平成16.9.13　現在	平成16.11.24　現在	平成16.12.22　現在
市民の会（9人） 亀島賢優　永山盛廣 久高友弘　宮里光雄 久高将光　山川典二 唐真弘安　屋良栄作 仲村善信	**市民の会（11人）** 亀島賢優　仲村善信 久高友弘　永山盛廣 久高将光　宮里光雄 瀬長清　山川典二 高里良樹　屋良栄作 唐真弘安	**市民の会（11人）**
清政クラブ（5人）	**清政クラブ（7人）** 大城春吉　高良幸勇 喜納信也　知念博 金城徹　与儀清春 洲鎌忠	**清政クラブ（7人）**
自民クラブ（4人） 我那覇生隆　玉城仁章 座覇政為　宮國恵徳	**自民クラブ（4人）**	**自民クラブ（4人）**
市民・社社ネット（6人） 国吉真徳　高里鈴代 崎山嗣幸　玉城彰 島田正博　中村昌樹	**市民・社社ネット（6人）** 国吉真徳　平良正邦 崎山嗣幸　中村昌樹 島田正博　比嘉憲次郎	**社社クラブ（5人）（名称変更）** 国吉真徳　平良正邦 崎山嗣幸　比嘉憲次郎 島田正博
	民主クラブ（3人）　（結成） 上里直司　玉城彰 島尻安伊子	**民主クラブ（3人）**
公明党那覇市議団（6人）	**公明党那覇市議団（6人）**	**公明党那覇市議団（6人）**
日本共産党（5人）	**日本共産党（6人）** 大城朝助　渡久地修 我如古一郎　宮城宜子 当真嗣州　湧川朝渉	**日本共産党（6人）**
無所属（2人） 大城春吉　仲本嘉公	**無所属　（1人）** 仲本嘉公	**無所属　（1人）**
合計37人	合計44人	合計43人

・平成16.10.20　高里鈴代辞職
・平成16.11.14　補欠選挙による増員
　上里直司　瀬長清
　大城朝助　平良正邦
　喜納信也　高里良樹
　島尻安伊子　比嘉憲次郎

・平16.12.22　中村昌樹辞職

第１７回選挙　〔2005(平成17)年7月10日執行、定数44人、当日有権者数235,526人、投票者数126,417人、投票率53.7%、候補者数55人、任期4年〕

議員名簿(44人)　◎議長　○副議長

任期〔2005(平成17)年8月4日～2009(平成21)年8月3日〕

◎　久高将光

○　松田義之

安慶田光男

糸数昌洋

上里直司

大城朝助

大城春吉

大浜美早江

大浜安史

翁長俊英

我如古一郎

亀島賢優

喜舎場盛三

金城徹

久高友弘

桑江豊

崎山嗣幸

座覇政為

島尻安伊子

洲鎌忠

瀬長清

平良識子

高良正幸

玉城彰

玉城仁章

多和田栄子

知念博

唐真弘安

渡久地修

渡久地政作

仲村家治

永山盛廣

比嘉憲次郎

比嘉瑞己

古堅茂治

松川靖

宮國恵徳

宮里光雄

山内盛三

山川典二

屋良栄作

与儀清春

與儀實司

湧川朝渉

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔平成17年8月10日～平成19年8月9日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 屋良栄作　○ 大浜美早江　大城春吉　金城徹　島尻安伊子
洲鎌忠　多和田栄子　渡久地修　仲村家治　松田義之
与儀清春

建設常任委員会（定数11人）

◎ 宮里光雄　○ 山内盛三　大城朝助　大浜安史　亀島賢優
久高友弘　桑江豊　崎山嗣幸　玉城彰　松川靖
宮國恵徳

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 喜舎場盛三　○ 與儀實司　安慶田光男　上里直司　翁長俊英
座覇政為　瀬長清　平良識子　高良正幸　比嘉瑞己
湧川朝渉

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 知念博　○ 渡久地政作　糸数昌洋　我如古一郎　久高将光
玉城仁章　唐真弘安　永山盛廣　比嘉憲次郎　古堅茂治
山川典二

議会運営委員会（定数13人）

① 任期〔平成17年8月10日～平成19年8月9日〕

◎ 永山盛廣	○ 瀬長清	安慶田光男	翁長俊英	喜舎場盛三
金城徹	久高友弘	崎山嗣幸	玉城彰	玉城仁章
渡久地修	与儀清春	湧川朝渉	＊ 島尻安伊子	

変遷 平成17.11.14　玉城彰辞任
平成17.11.22　島尻安伊子選任

那覇市議会史編さん委員会

① 任期〔平成17年8月10日～平成19年8月9日〕

◎ 久高将光	○ 松田義之	安慶田光男	上里直司	桑江豊
座覇政為	平良識子	知念博	唐真弘安	渡久地修

議員定数に関する調査特別委員会（定数14人）

任期〔平成17年12月13日～平成18年5月29日〕

◎ 金城徹	○ 大城朝助	安慶田光男	糸数昌洋	上里直司
桑江豊	多和田栄子	知念博	唐真弘安	渡久地政作
永山盛廣	宮國恵徳	屋良栄作	湧川朝渉	

会派　平成17年8月4日～

平成17.8.4　現在	平成17.8.9　現在	平成17.12.20　現在
自民・無所属連合（18人） 安慶田光男　渡久地政作 大城春吉　仲村家治 亀島賢優　永山盛廣 金城徹　松川靖 久高将光　宮里光雄 洲鎌忠　山内盛三 瀬長清　山川典二 高良正幸　屋良栄作 唐真弘安　與儀實司	**自民・無所属連合（15人）** 安慶田光男　永山盛廣 大城春吉　松川靖 亀島賢優　宮里光雄 金城徹　山内盛三 久高将光　山川典二 瀬長清　屋良栄作 渡久地政作　與儀實司 仲村家治	**自民・無所属連合（15人）**
	大志の会（4人）　（結成） 久高友弘　高良正幸 洲鎌忠　唐真弘安	**大志の会（4人）**
公明党那覇市議団（7人） 糸数昌洋　喜舎場盛三 大浜美早江　桑江豊 大浜安史　松田義之 翁長俊英	**公明党那覇市議団（7人）**	**公明党那覇市議団（7人）**
日本共産党（6人） 大城朝助　比嘉瑞己 我如古一郎　古堅茂治 渡久地修　湧川朝渉	**日本共産党（6人）**	**日本共産党（6人）**
民主クラブ（3人） 上里直司　玉城彰 島尻安伊子	**民主クラブ（3人）**	**民主クラブ（3人）**
自民クラブ（3人） 座覇政為　宮國恵徳 玉城仁章	**自民クラブ（3人）**	**そうぞう（3人）　（結成）** 座覇政為　宮國恵徳 玉城仁章
社民クラブ（2人） 崎山嗣幸　多和田栄子	社社連合（4人）　（結成） 崎山嗣幸　多和田栄子 平良識子　比嘉憲次郎	社社連合（4人）
社大クラブ（2人） 平良識子　比嘉憲次郎		
市民の会（2人） 知念博　与儀清春	**市民の会（2人）**	**市民の会（2人）**
無所属（1人） 久高友弘		
合計44人	合計44人	合計44人

議会の組織図

1953(昭和28)年6月現在

議員定数 28人
事務局定数 6人

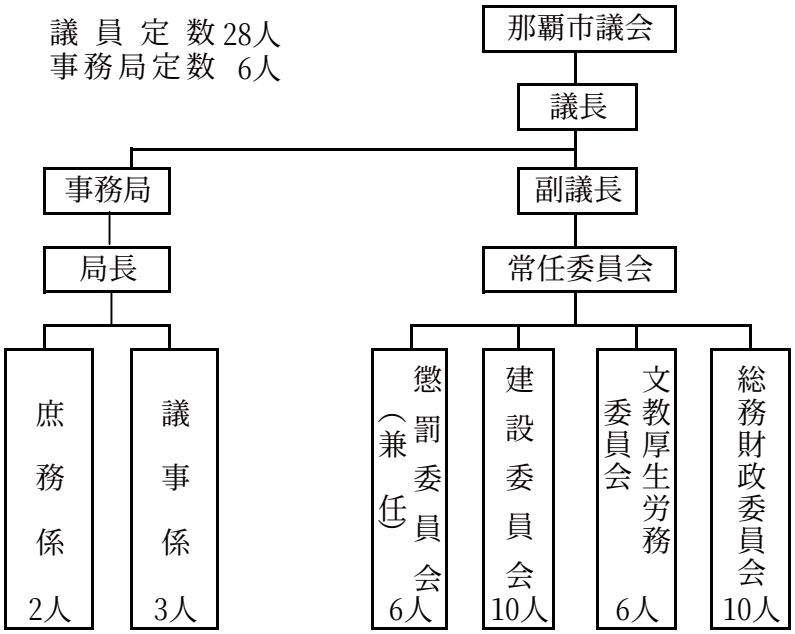

※議長は常任委員会に所属せず

（1953年6月「那覇市議会会議録」より作成）

1956(昭和31)年2月現在

議員定数 30人
事務局定数 10人

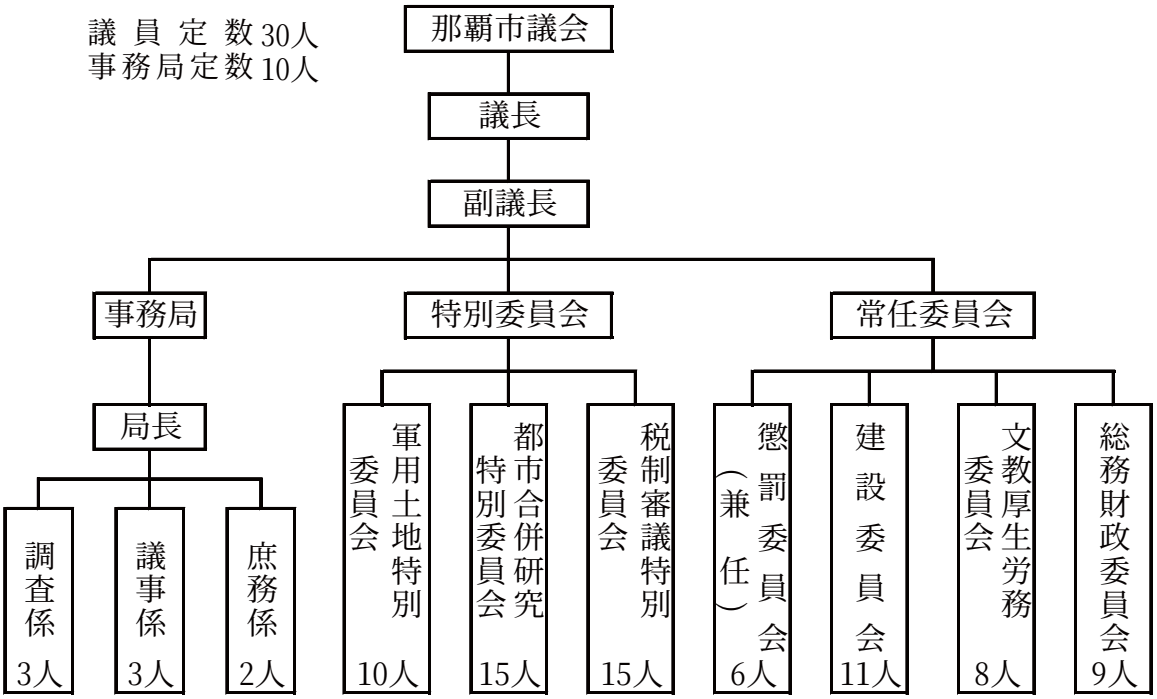

※正副議長は常任委員会に所属せず

（1956年2月「那覇市議会々報」より作成）

1964(昭和39)年12月現在

議 員 定 数 30人
事務局定数 21人

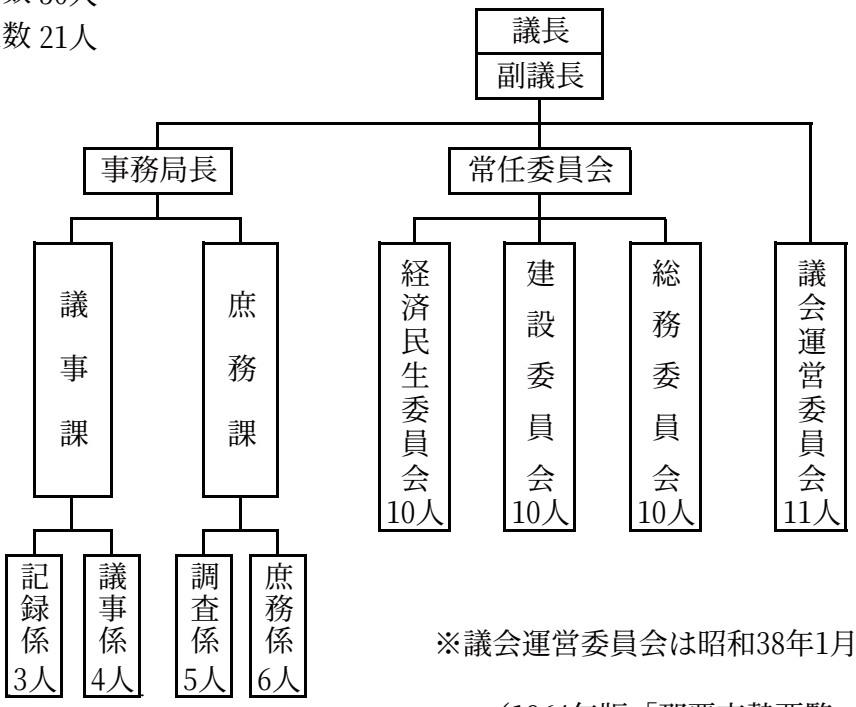

※議会運営委員会は昭和38年1月に規程で設置

（1964年版「那覇市勢要覧」より作成）

1976(昭和51)年12月現在

議員定数44人

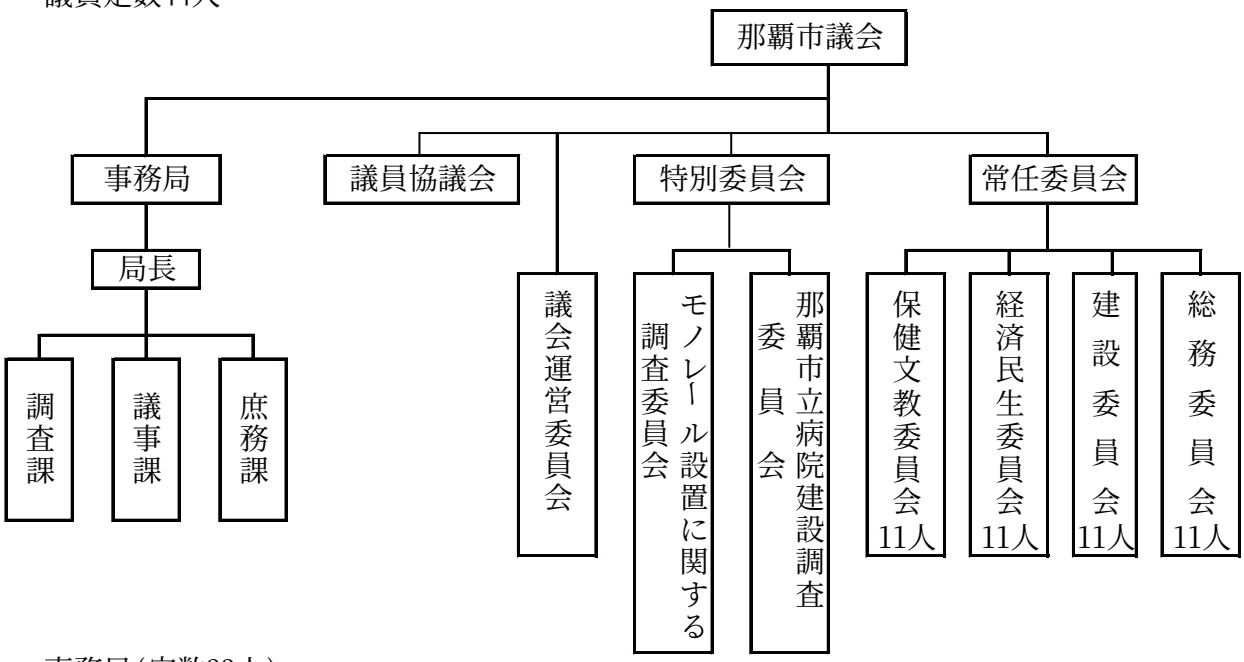

事務局(定数23人)

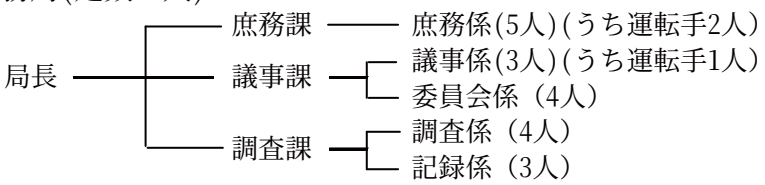

（昭和51年度「那覇市政概要」より作成）

2005(平成17)年12月現在

議員定数44人

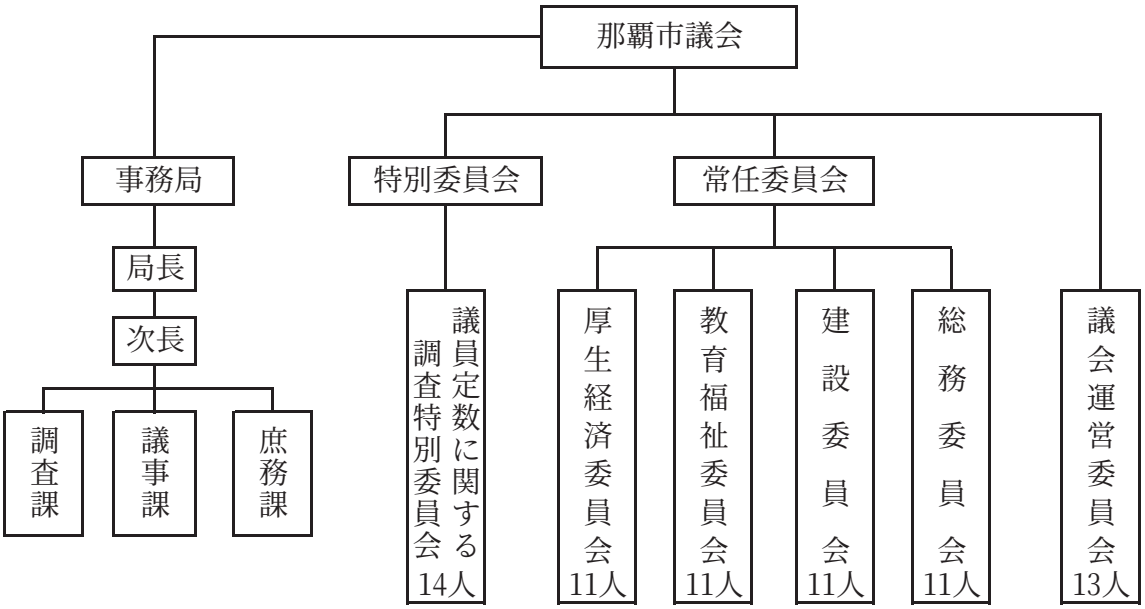

※議会運営委員会は平成3年4月制定の「地方自治法の一部を改正する法律」により条例で設置

事務局(定数21人)

局長―次長
- 庶務課…庶務係(7人)
  ※庶務課長は次長が兼務
- 議事課…議事係(6人)
- 調査課…調査係(4人)

(議会史編さん室作成)

議席配置図

1960（昭和35）年1月現在

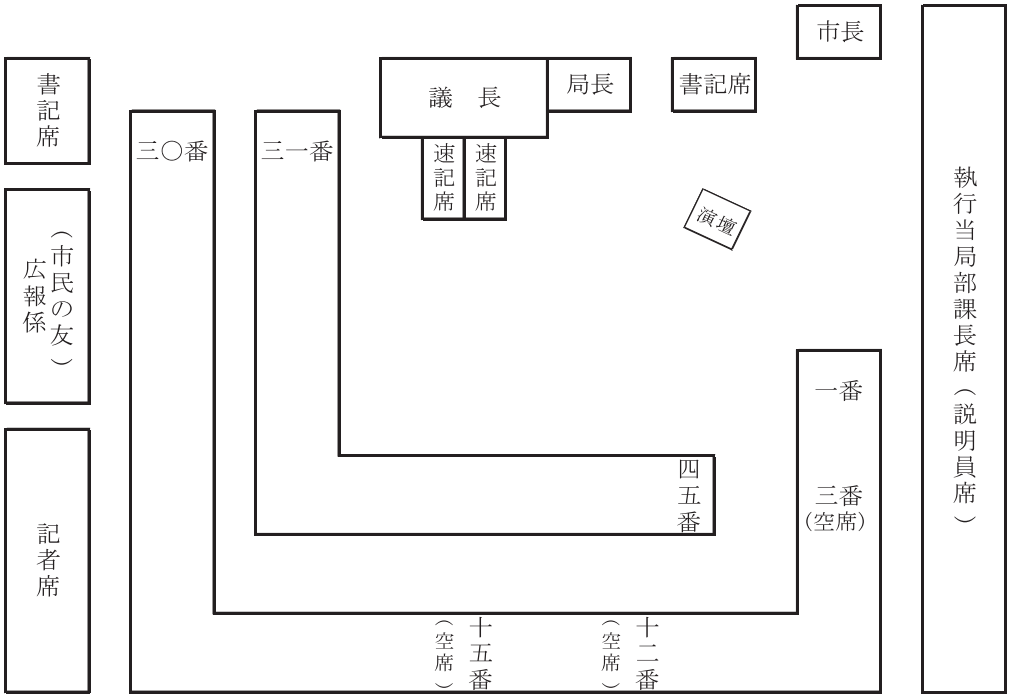

（1960年版「那覇市議会の概要」より作成）

2005（平成17）年12月現在

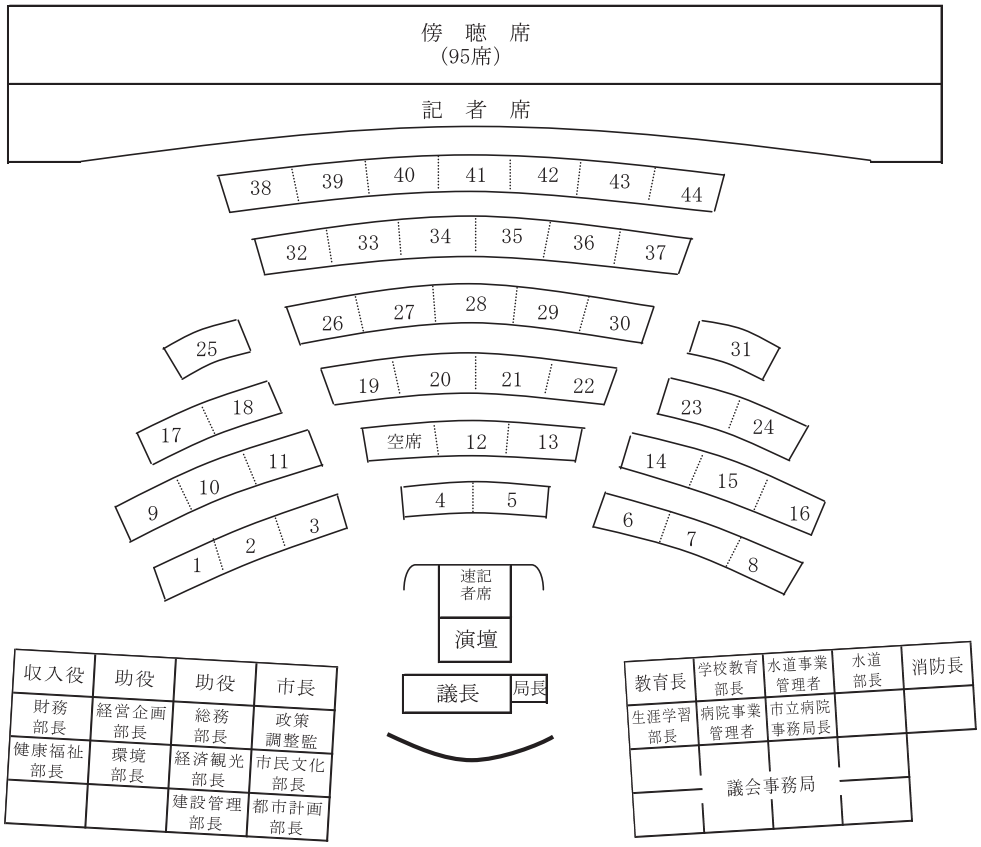

（議会史編さん室作成）

首里

首里市議会歴代議長・副議長

市制施行1921(大正10)年～1954(昭和29)年8月

議　長	副議長
初代 當眞嗣合 （大正10.8～大正14.7） 	初代 尚琳 （大正10.8～大正14.7）
2代 久高友輔 （大正14.8～大正15.9） 	2代 3代 玉城尚秀 （大正14.8～昭和4.7） （昭和4.8～昭和8.7）
3代 4代 粟國永傳 （大正15.9～昭和4.7） （昭和4.8～昭和8.7） 	
5代 玉城尚秀 （昭和8.8～昭和12.7） 	4代 山口房良 （昭和8.8～昭和12.7）
6代 城間理王 （昭和12.8～昭和17.6） 	5代 宮城康太郎 （昭和12.8～昭和15.5）
7代 伊豆見元永 （昭和17.6～昭和20終戦） 	6代 7代 徳村政輝 （昭和15.6～昭和17.6） （昭和17.6～昭和20終戦）

議　長	副議長
8代 儀武息睦 （昭和23.8～昭和24.9） 	8代 渡嘉敷宗賀 （昭和23.8～昭和24.9）
9代 松本完可 （昭和24.10～昭和25.9） 	9代 玉那覇有喜 （昭和24.10～昭和25.9）
10代 久高友敏 （昭和25.9～昭和29.8） 	10代 大山盛幸 （昭和25.9～昭和29.8）

※　明治29年～大正10年5月の区制時期は、区長が議長を兼務
　　昭和21年7月～昭和23年2月は市政委員(市長が任命)
　　昭和23年3月～昭和23年8月議長選任まで市長(兼島由明)が議長を兼務
　　昭和29年9月1日、那覇市に合併

戦前

第１回選挙（区会議員）　〔1896(明治29)年6月14日執行、定数24人、当日有権者数1,139人、任期6年(3年後に半数改選)〕

※ 選挙が3級制での執行ができなかったため、任期2年未満で終了

議員名簿(24人)

任期〔1896(明治29)年6月14日～1898(明治31)年3月31日〕

伊是名朝睦	奥島憲始	奥原宗貞	喜舎場清忠	久高友長
幸地朝瑞	座喜味盛範	佐久本喜章	新里蒲	玉城加眞
照屋寛完	豊見城盛和	仲里朝茂	仲田朝株	花城清宜
比嘉盛約	譜久山朝宜	外間完董	牧港朝佐	眞境名安宏
松島朝董	本村朝昭	屋良朝主	與古田良長	

※ 第1選挙区（真和志、町端、大中、桃原、山川、寒水川、金城）
第2選挙区（赤田、崎山、当蔵、鳥小堀）
第3選挙区（汀志良次、久場川、赤平、儀保）

第２回選挙（区会議員）　〔1898(明治31)年4月1日執行、定数24人、当日有権者数988人、任期6年(3年後に半数改選)〕

※ 3選挙区制に加え3級制を採用

議員名簿(24人)

任期〔1898(明治31)年4月1日～1904(明治37)年3月31日〕

第1区1級議員	伊是名朝睦	豊見城盛和	譜久山朝宜	
2級議員	高嶺朝清	宮城啓脉	本村朝昭	
3級議員	佐久本喜章	外間完董	眞境名安宏	
第2区1級議員	津嘉山珍章	仲里朝茂	仲田朝株	
2級議員	久高友長	新里蒲	花城清宜	
3級議員	太田朝助	比嘉盛約	與古田良長	＊ 賀根村嘉庸
第3区1級議員	幸地朝瑞	座喜味盛範		
2級議員	安良城盛能	小橋川朝眞		
3級議員	久場里芳	知念績昌		

変遷　第2区3級太田朝助当選したが同氏が郵便局長のため、所属長官の許可なき為辞退
明治31.4.14　第2区3級、再選挙にて賀根村嘉庸当選
明治34.3.-　賀根村嘉庸辞職
年月日不明　新里蒲辞職
明治34.3.31　改選のため抽籤にて半数の議員が退職（各級4人）
1級議員（伊是名朝睦、幸地朝瑞、豊見城盛和、譜久山朝宜）
2級議員（安良城盛能、小橋川朝眞、高嶺朝清、花城清宜）
3級議員（佐久本喜章、比嘉盛約、外間完董、眞境名安宏）

第３回選挙（区会議員）
(改選・補欠選)

〔1901(明治34)年4月1日執行、定数24人（改選12人、補欠2人)、当日有権者数981人、任期6年(3年後に半数改選)〕

議員名簿(24人)

改選議員(12人)　任期〔1901(明治34)年4月1日～1907(明治40)年3月31日〕

第1区1級議員	伊是名朝睦	譜久山朝宜	外間完董
2級議員	亀山朝奉		
3級議員	佐久本喜章	豊見城盛和	東恩納盛贇
第2区2級議員	新崎盛信		
3級議員	與儀喜柱		
第3区1級議員	幸地朝瑞		
2級議員	我那覇朝功	屋嘉比政兄	

補欠議員(2人)　任期〔1901(明治34)年4月1日～1904(明治37)年3月31日〕

第2区2級議員	照屋寛完
第2区3級議員	新里康昌

留任議員(10人)　任期〔1898(明治31)年4月1日～1904(明治37)年3月31日〕

第1区2級議員	宮城啓脉	本村朝昭	
第2区1級議員	津嘉山珍章	仲里朝茂	仲田朝株
2級議員	久高友長		
3級議員	與古田良長		
第3区1級議員	座喜味盛範		
3級議員	久場里芳	知念績昌	

変遷 年月日不明　佐久本喜章議員失格

第４回選挙（区会議員）
(改選・補欠選)

〔1904(明治37)年4月1日執行、定数24人（改選12人、補欠1人)、当日有権者数904人、任期6年(3年後に半数改選)〕

議員名簿(24人)

改選議員(12人)　任期〔1904(明治37)年4月1日～1910(明治43)年3月31日〕

第1区2級議員	賀根村嘉庸	新里康昌	
第2区1級議員	浦添朝宣	知花朝章	仲里朝茂
2級議員	仲田朝株	與古田良長	
3級議員	安良城盛能	桑江良正	
第3区1級議員	宮平良應		
3級議員	知念績昌	津嘉山朝興	

補欠議員(1人)　任期〔1904(明治37)年4月1日～1907(明治40)年3月31日〕

第1区3級議員	久高友長

留任議員(11人)　任期〔1901(明治34)年4月1日～1907(明治40)年3月31日〕

第1区1級議員	伊是名朝睦	譜久山朝宜	外間完董
2級議員	亀山朝奉		
3級議員	豊見城盛和	東恩納盛贇	
第2区2級議員	新崎盛信		
3級議員	與儀喜柱		
第3区1級議員	幸地朝瑞		
2級議員	我那覇朝功	屋嘉比政兄	

変遷 明治38.-.-　宮平良應直接国税2円未満となり議員失格
明治39.-.-　賀根村嘉庸直接国税2円未満となり議員失格

第５回選挙（区会議員）
(改選・補欠選)

〔1907(明治40)年4月1日執行、定数27人（改選15人、補欠2人)、当日有権者数1,010人、任期6年(3年後に半数改選)〕

※ 議員の任期が区制の改正により任期3年で終了

議員名簿(27人)

改選議員(15人)　任期〔1907(明治40)年4月1日～1910(明治43)年3月31日〕

第1区1級議員	高嶺朝申	渡嘉敷通昆	譜久山朝宜
2級議員	亀山朝奉		
3級議員	久高友長	東恩納盛贇	外間完董
第2区2級議員	新崎盛信		
3級議員	神谷厚安		
第3区1級議員	讀谷山朝慶		
2級議員	比嘉武太	比屋根安榮	
第4区1級議員	宮城安正		
2級議員	安里昌行		
3級議員	久場里仁		

補欠議員(2人)　任期〔1907(明治40)年4月1日～1910(明治43)年3月31日〕

第1区2級議員	喜屋武幸永
第3区1級議員	名護朝助

留任議員(10人)　任期〔1904(明治37)年4月1日～1910(明治43)年3月31日〕

第1区2級議員	新里康昌		
第2区1級議員	浦添朝宣	知花朝章	仲里朝茂
2級議員	仲田朝株	與古田良長	
3級議員	安良城盛能	桑江良正	
第3区3級議員	知念績昌	津嘉山朝興	

変遷 第2選挙区に新川を加える
第4選挙区を新設、平良、石嶺を加える（3人増員）

第６回選挙（区会議員）　〔1910(明治43)年4月1日執行、定数27人、当日有権者数1,046人、投票者数508人、投票率48.6%、候補者数42人、任期4年〕

※ 区制の改正により区会議員の任期が4年となる

議員名簿(27人)

任期〔1910(明治43)年4月1日～1914(大正3)年3月31日〕

第1区1級議員	伊是名朝睦	仲吉朝助	譜久山朝宜
2級議員	渡嘉敷通昆	豊見城盛和	外間完董
3級議員	高宮城朝三	當眞嗣守	渡嘉敷直志
第2区1級議員	柏常碩	高嶺朝教	仲里朝茂
2級議員	翁長良欽	喜屋武幸永	金城良行
3級議員	大城朝謨	具志堅政治	湊川孟貞
第3区1級議員	比屋根安榮	宮城安正	讀谷山朝慶
2級議員	安良城盛能	浦添朝宣	與那原良奎
3級議員	久場里仁	志堅原良暢	比嘉武太

※ 第2区3級選挙は有効得票数に達せず4月12日に再選挙実施。大城朝謨が当選

変遷 選挙区を4区から3区に変更
第1選挙区(金城、寒水川、真和志、町端、山川、桃原、大中)
第2選挙区(当蔵、鳥小堀、赤田、崎山、新川)
第3選挙区(儀保、赤平、汀志良次、久場川、平良、石嶺)

第７回選挙（区会議員）　〔1914(大正3)年4月1日執行、定数27人、当日有権者数1,075人、投票者数805人、投票率74.9%、候補者数31人、任期4年〕

議員名簿(27人)

任期〔1914(大正3)年4月1日～1918(大正7)年3月31日〕

第1区1級議員	伊是名朝睦	仲吉朝助	譜久山朝宜
2級議員	粟國永傳	渡嘉敷通昆	豊見城盛和
3級議員	佐久本喜永	渡嘉敷直志	外間完董
第2区1級議員	伊江朝助	高嶺朝教	與儀喜恒
2級議員	翁長良欽	田名眞亮	眞壁朝昭
3級議員	喜屋武幸永	金城良行	具志堅政治
第3区1級議員	浦添朝宣	志堅原良暢	讀谷山朝慶
2級議員	知名定孝	與那原良儀	與那原良奎
3級議員	大宜味朝隆	渡慶次朝宣	宮城安正

変遷 大正3.6.-　伊是名朝睦辞職
大正5.7.-　高嶺朝教辞職

第８回選挙（区会議員）〔1918(大正7)年4月1日執行、定数27人、当日有権者数985人、投票者数797人、投票率80.9%、候補者数38人、任期4年〕

※ 大正10年5月20日 市制施行により全議員失格。任期約3年で終了

議員名簿(27人)

任期〔1918(大正7)年4月1日～1921(大正10)年5月20日〕

第1区1級議員	久高友輔	比屋根良任	譜久山朝宜	
2級議員	粟國永傳	豊見城盛和	外間完董	
3級議員	久志助克	佐久川寛義	平田嗣順	
第2区1級議員	伊江朝助	尚琳	嵩原安佐	＊ 尚球
2級議員	翁長良欽	喜屋武元持	田名眞亮	
3級議員	石川逢喜	國吉眞聰	山城範益	
第3区1級議員	志堅原良暢	宮城安正	讀谷山朝慶	
2級議員	浦添朝宣	知名定孝	與那原良奎	
3級議員	兼城賢通	渡慶次朝宣	與那原良儀	

変遷 町名改正により選挙区地域名変更
第1選挙区(金城町、寒川町、山川町、真和志町、池端町、大中町、桃原町)
第2選挙区(当蔵町、赤田町、崎山町、鳥堀町)
第3選挙区(儀保町、赤平町、汀良町、久場川町、平良町)
大正7.4.9　尚琳辞職により次点者の尚球当選

第１回選挙（市会議員）〔1921(大正10)年8月1日執行、定数30人(1.2級各15人)、任期4年〕

※ 従来の選挙区は廃止され3級制から2級制になる

議員名簿(30人)　◎議長　○副議長

任期〔1921(大正10)年8月1日～1925(大正14)年7月31日〕

1級議員

◎ 當眞嗣合	○ 尚琳	粟國永傳	新垣政慎	浦添朝宣
喜屋武元持	具志堅政富	久高友輔	久場守延	玉城亀
富原守昭	長元朝悦	比嘉盛昇	比屋根良任	宮城能宏

2級議員

安次富寛容	石川逢喜	糸洲朝明	金城康敦	護得久朝章
佐久川寛義	城間理王	嵩原安佐	玉城尚秀	知念榮信
西平守貞	平田嗣順	宮城安榮	山口榮規	山城範益

変遷 大正10年5月20日市制施行
従来の選挙区制は廃止され、3級制から2級制になる
大正10.8.-　初代議長、副議長選任

第２回選挙（市会議員）〔 1925(大正14)年8月1日執行、定数30人(1.2級各15人)、任期4年〕

議員名簿(36人)　◎議長　○副議長

任期〔1925(大正14)年8月1日～1929(昭和4)年7月31日〕

1級議員

◎ 久高友輔	○ 玉城尚秀	粟國永傳	伊佐眞榮	伊野波盛應
喜屋武元持	久場守延	佐久本政良	玉那覇有宏	知念清規
照屋寛忠	當眞嗣合	徳村政輝	野崎眞叙	宮城安得

2級議員

糸洲朝明	我那覇朝重	桑江良和	佐久川寛義	知念宏茂
當間文清	比嘉加野	比嘉昌源	百名朝眞	平田嗣順
眞壁朝昭	宮城永吉	宮城能宏	山城範益	吉田嗣浩

変遷 大正15.9.-　久高友輔が市長就任により辞職
大正15.9.-　議長に粟國永傳選任

第３回選挙（市会議員）〔 1929(昭和4)年8月1日執行、定数30人、当日有権者数3,924人、投票者数3,446人、投票率87.8%、候補者数37人、任期4年
※ 普通選挙法により、1級・2級制廃止〕

議員名簿(30人)　◎議長　○副議長

任期〔1929(昭和4)年8月1日～1933(昭和8)年7月31日〕

◎ 粟國永傳	○ 玉城尚秀	新垣恒敬	新城安序	伊佐眞榮
伊豆味元睦	伊野波盛應	奥原宗専	我那覇朝重	儀武息睦
金城盛亮	桑江良和	城間雄蔵	嵩原安佐	嵩元盛昌
知念清規	津嘉山珍璘	當眞嗣守	當間文清	渡嘉敷宗賀
徳村政輝	豊里友三郎	比嘉加野	比嘉昌源	眞榮城玄明
眞志喜朝睦	宮城安信	宮城嘉那	宮城能宏	山口房良

＊ 知念榮信

変遷 年月日不明　比嘉昌源辞職、知念榮信繰上げ当選

市参事会員(10人)

〔昭和4年8月12日選任、任期2年〕

新垣恒敬	伊差眞榮	伊豆味元睦	儀武息睦	當間文清
渡嘉敷宗賀	徳村政輝	豊里友三郎	眞榮城玄明	眞志喜朝睦

〔昭和6年選任、任期2年〕

新城安序	伊野波盛應	奥原宗専	桑江良和	知念榮信
津嘉山珍璘	渡嘉敷宗賀	徳村政輝	眞榮城玄明	眞志喜朝睦

第４回選挙（市会議員）

〔1933(昭和8)年8月1日執行、定数30人、当日有権者数3,801人、投票者数3,174人、投票率83.5%、候補者数34人、任期4年〕

議員名簿(36人)　◎議長　○副議長

任期〔1933(昭和8)年8月1日～1937(昭和12)年7月31日〕

◎ 玉城尚秀	○ 山口房良	新垣恒敬	新垣太良	新城安序
儀武息睦	喜屋武元持	金城次良	金城盛春	金城盛亮
金城良欣	佐久本政良	城間雄蔵	嵩原安佐	嵩元盛昌
知念榮信	知念清規	知念武雄	津嘉山珍璘	當間元英
渡嘉敷宗賀	渡嘉敷直清	徳村政輝	徳村政能	仲村渠誠輝
比嘉安心	眞榮城玄明	眞志喜朝睦	宮城能宏	宮平良常

変遷 昭和9.-.-　新城安序辞職
年月日不明　嵩元盛昌辞職
昭和11.-.-　眞榮城玄明辞職
昭和12.3.-　宮平良常収入役就任により辞職

市参事会員(10人)

〔昭和8年選任、任期2年〕

新垣恒敬	新城安序	金城良欣	城間雄蔵	知念榮信
當間(ママ)史一	徳村政輝	比嘉安心	眞榮城玄明	宮平良常

＊ 渡嘉敷宗賀

変遷 昭和9.-.-　新城安序辞職
年月日不明　渡嘉敷宗賀選任

〔昭和10年選任、任期2年〕

新垣恒敬	金城盛春	金城良欣	城間雄蔵	知念榮信
知念清規	知念武雄	當間(ママ)史一	仲村渠誠輝	宮城能宏

第５回選挙（市会議員）

〔1937(昭和12)年8月1日執行、定数30人、当日有権者数3,696人、投票者数3,184人、投票率86.2%、候補者数50人、任期4年〕

※ 昭和16年2月22日 法令により議員の任期が1年延期される

議員名簿(36人)　◎議長　○副議長

任期〔1937(昭和12)年8月1日～1942(昭和17)年6月4日〕

◎ 城間理王	○ 宮城康太郎	新垣尚紀	宇良宗寛	儀武息睦
金城榮徳	金城盛春	久高友喜	城間雄蔵	末吉永元
嵩原安佐	田場盛功	田場典弘	田場典詮	玉城尚秀
玉那覇有喜	知念清規	知念朝榮	津嘉山珍璘	照屋參多
當間史一	渡嘉敷宗賀	徳村政輝	名嘉原安教	比嘉俊一
眞境名元仁	松島良恭	松堂厚章	宮城能宏	與那嶺清義

＊ 伊豆味元睦

補欠選挙　〔 1941(昭和16)年8月10日無投票当選、定数7人 〕

任期〔1941(昭和16)年8月10日～1942(昭和17)年6月4日〕

古波蔵安静	佐久本政敦	志堅原良恵	尚信	照屋寛宜
花城清用	與儀清秀			

変遷 昭和13.-.-　玉城尚秀辞職
昭和13.-.-　伊豆味元睦繰上げ当選
昭和14.5.10　渡嘉敷宗賀辞職
昭和15.5.-　宮城康太郎が副議長を辞任
昭和15.6.14　副議長に徳村政輝選任

市参事会員(10人)

〔昭和14年9月3日選任、任期2年〕

宇良宗寛	久高友喜	儀武息睦	末吉永元	田場典弘
玉那覇有喜	照屋参多	當間史一	松島良恭	與那嶺清義

第６回選挙（市会議員）　〔 1942(昭和17)年6月5日執行、定数30人、当日有権者数3,235人、投票者数2,563人、投票率79.2%、候補者数38人、任期4年 〕

議員名簿(30人)　◎議長　○副議長

任期〔1942(昭和17)年6月5日～1945(昭和20)年終戦〕

◎ 伊豆見元永	○ 徳村政輝	新垣尚紀	新垣淑信	泉川寛文
上里忠良	翁長良昌	嘉数政男	儀武息睦	久高友喜
古波蔵安静	古波蔵均秋	志堅原良恵	島村方明	城間雄蔵
田場盛功	田場典弘	玉城尚秀	玉那覇有喜	玉那覇有宏
津嘉山珍璘	照屋寛宜	渡嘉敷宗賀	野原朝直	花城清用
眞榮城玄明	松堂厚章	宮城永蔵	與座盛喜	與那嶺清義

戦後

首里市政委員　〔 1946(昭和21)年7月1日(市長が認める者を知事に申請) 〕

市政委員名簿(18人)

任期〔1946(昭和21)年7月1日～1948(昭和23)年2月29日〕

新垣尚紀	翁長良昌	儀武息睦	城間雄蔵	玉城良欣
田場典弘	玉那覇有宏	當間史一	渡名喜守明	名嘉原安教
仲村誠輝	仲村渠新英	比嘉良実	眞榮城玄明	眞境名元仁
宮城永蔵	宮城康太郎	諸見里朝彰		

第１回選挙　〔1948(昭和23)年2月8日無投票当選、定数26人、当日有権者数9,104人、候補者数26人〕

※ 昭和23年7月21日 市町村制により次期選挙日が定められ、議員の任期が2年6月で終了

議員名簿(26人)　◎議長　○副議長

任期〔1948(昭和23)年3月1日～1950(昭和25)年9月24日〕

◎ 儀武息睦	○ 渡嘉敷宗賀	新垣尚紀	石川逢常	上間長和
喜納屋真	金城幸祥	金城松助	久高友敏	佐久本政敦
識名盛恒	武富セツ	田場典弘	玉那覇有喜	知花包吉
当間嗣種	渡名喜聡	豊平良顯	仲松庸幸	比嘉良実
福地友章	古堅厚亮	松本完可	宮城崇徳	屋嘉比柴建
山城範英	＊ 眞境名元仁			

変遷 昭和23.3～昭和23.8議長選任までは市長が議長を兼務
昭和23.8.16　議長・副議長選任
昭和24.1.15　豊平良顯辞職
昭和24.1.27　眞境名元仁繰上げ当選
昭和24.9.18　儀武息睦議員除名
昭和24.9.18　渡嘉敷宗賀議員除名
昭和24.10.31 議長に松本完可選任
昭和24.10.31 副議長に玉那覇有喜選任

第２回選挙　〔1950(昭和25)年9月10日執行、定数10人、当日有権者数10,154人、候補者数12人、任期4年〕

※ 昭和29年9月1日　那覇市に合併

議員名簿(10人)　◎議長　○副議長

任期〔1950(昭和25)年9月25日～1954(昭和29)年8月31日〕

◎ 久高友敏	○ 大山盛幸	石川苗興	石川逢禄	上間長和
金城幸祥	城間富睦	玉那覇有義	友寄賢一	山城範英

補充選挙　〔議員定数増に伴う選挙
1953(昭和28)年3月29日執行、定数10人、当日有権者数11,564人、投票者数7,862人、投票率68%、候補者数12人〕

任期〔1953(昭和28)年3月31日～1954(昭和29)年8月31日〕

嘉数つる	儀武息睦	佐久川寛貞	城間雄蔵	知花包吉
渡嘉敷宗賀	野原繁雄	浜元盛斉	眞境名元仁	屋嘉比柴俊

変遷 昭和29.4.12　眞境名元仁逝去

委員会名簿

常任委員会　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

任期〔昭和28年9月22日～昭和29年8月31日〕

総務委員会（定数8人）

◎ 大山盛幸　○ 渡嘉敷宗賀　石川苗興　石川逢禄　上間長和
城間雄蔵　浜元盛斉　山城範英

財務委員会（定数8人）

◎ 屋嘉比柴俊　○ 友寄賢一　儀武息睦　金城幸祥　佐久川寛貞
城間富睦　玉那覇有義　野原繁雄

産業委員会（定数8人）

◎ 玉那覇有義　○ 儀武息睦　上間長和　嘉数つる　知花包吉
浜元盛斉　眞境名元仁　屋嘉比柴俊

変遷 昭和29.4.12　眞境名元仁逝去

土木委員会（定数8人）

◎ 佐久川寛貞　○ 山城範英　石川苗興　石川逢禄　大山盛幸
城間雄蔵　知花包吉　眞境名元仁

変遷 昭和29.4.12　眞境名元仁逝去

厚生委員会（定数6人）

◎ 金城幸祥　○ 野原繁雄　嘉数つる　城間富睦　渡嘉敷宗賀
友寄賢一

首里バスの市営移管促進特別委員会（定数20人）

任期〔昭和28年10月9日～〕

◎ 城間雄蔵　○ 佐久川寛貞　石川苗興　石川逢禄　上間長和
大山盛幸　嘉数つる　儀武息睦　金城幸祥　久高友敏
城間富睦　玉那覇有義　知花包吉　渡嘉敷宗賀　友寄賢一
野原繁雄　浜元盛斉　眞境名元仁　屋嘉比柴俊　山城範英

変遷 昭和29.4.12　眞境名元仁逝去

区会時代(1896年)～合併(1954年)までの議員顔写真（写真のあるもののみ掲載）五十音順

粟國永傳

新城安序

伊江朝助

伊豆見元永

伊是名朝睦

大山盛幸

儀武息睦

喜屋武元持

金城幸祥

久高友輔

久高友敏

護得久朝章

佐久川寛貞

佐久本政敦

佐久本政良

尚琳

城間理王

新里康昌

嵩原安佐

高嶺朝教

武富セツ

玉城尚秀

玉那覇有喜

玉那覇有義

玉那覇有宏

知念武雄

知花朝章

當眞嗣合

當眞嗣全

渡嘉敷宗賀

徳村政輝

豊平良顯

仲里朝茂

仲吉朝助

野崎眞叙

花城清用

比嘉盛昇

比嘉昌源

比屋根良任

眞壁朝昭

松本完可

宮城安榮

宮城安正

宮城安得

宮城康太郎

宮城能宏

宮平良常

山口房良

與儀清秀

小禄

小禄村議会歴代議長・副議長

1948(昭和23)年～1954(昭和29)年8月

議　長	副議長
初代 上原良源 （昭和23.9～昭和25.5） 	初代 平良雄一 （昭和23.9～昭和25.5）
2代 平良雄一 （昭和25.5～昭和25.9） 	2代 新垣次郎 （昭和25.5～昭和25.9）
3代 照屋林 （昭和25.10～昭和28.2） 	3代 赤嶺慎英 （昭和25.10～昭和28.2）
赤嶺慎英 （昭和28.2～昭和29.8） 	4代 照屋正徳 （昭和28.2～昭和29.8）

※　明治41年～昭和20年終戦までは、村長が議長を兼務
　　昭和21年5月～昭和23年2月は村政委員(村長が任命)
　　昭和23年3月～9月議長選任まで村長(長嶺秋夫)が議長を兼務
　　昭和29年9月1日、那覇市に合併

戦前

第１回選挙　〔 1908(明治41)年6月14日執行、定数18人、任期4年 〕

議員名簿(18人)

任期〔1908(明治41)年6月14日～1912(明治45)年6月13日〕

赤嶺龜	赤嶺龜	安次嶺晨光	上原加那	上原龜
上原親助	大城兼義	金城牛	金城樽	具志加那
具志三郎	國吉加那	小橋川徳	平良牛	高良愼吾
照屋徳三	長嶺顯昌	□地牛		

第２回選挙　〔 1912(明治45)年6月14日執行、定数18人、当選議員名不明 〕

第３回選挙　〔 1916(大正5)年6月14日執行、定数18人、任期4年 〕

議員名簿(18人)

任期〔1916(大正5)年6月14日～1920(大正9)年6月-日〕

赤嶺蒲	赤嶺仁和	安次嶺晨之	新垣武太	上江田永良
上原牛	上原亀	上原興永	上原正得	大城兼義
喜屋武義正	金城幸次郎	金城樽	金城弘	高良真吉
高良隣徳	当間亀	與儀牛		

第４回選挙　〔 1920(大正9)年執行、定数24人、当選議員名不明 〕

第５回選挙　〔 1924(大正13)年執行、定数24人、当選議員名不明 〕

第６回選挙　〔 1928(昭和3)年7月1日執行、定数24人、当選議員名不明 〕

第７回選挙　〔 1932(昭和7)年7月1日執行、定数24人、任期4年 〕

議員名簿(24人)

任期〔1932(昭和7)年7月1日～1936(昭和11)年6月30日〕

赤嶺壯一	新垣龜	新崎五郎	上地利一	上原蒲
上原綱一	上原幸榮	上原信雄	金城賀信	金城樽
金城弘	瀬長樽	高良敬一	高良太郎	高良利雄
高良與一	照屋博	當間三郎	長嶺清盛	長嶺弘
仲村渠清一	仲村渠善三	波平謙一	與儀永龜	

第８回選挙　〔 1936(昭和11)年7月1日執行、定数24人、任期4年 〕

議員名簿(24人)

任期〔1936(昭和11)年7月1日～1940(昭和15)年6月30日〕

赤嶺賢信	赤嶺三郎	赤嶺真益	赤嶺壯一	赤嶺樽
赤嶺松	新垣錫	新垣松	上江洲次郎	上地利一
上原幸榮	上原幸清	上原善徳	上原信雄	上原良源
大嶺信得	金城加那	國吉忠雄	高良利雄	高良與一
當間樽	長嶺宗栄	長嶺長盛	與儀清福	

第９回選挙　〔 1940(昭和15)年7月1日執行、定数24人、当日有権者2,528人、投票者数1,672人、投票率66.1%、候補者数26人、任期4年 〕

※ 昭和19年3月25日　法令により議員の任期が1年延長される

議員名簿(24人)

任期〔1940(昭和15)年7月1日～1945(昭和20)年終戦〕

赤嶺賢信	赤嶺松	上江田清助	上江田善永	上地利一
上原勇	上原榮治	上原亀英	上原幸榮	上原正得
上原善徳	上原良源	大城政昌	大嶺眞英	金城三郎
金城弘	國吉忠雄	平良亀	平良亀助	高良加□
高良弘吉	當間樽	長嶺照雄	長嶺樽	

変遷 昭和19.6.-　平良亀助応召のため失格

戦後

小禄村政委員　〔 1946(昭和21)年5月-日（村長が委員として認める者を知事に申請） 〕

村政委員名簿(17人)

任期〔1946(昭和21)年5月-日～1948(昭和23)年2月29日〕

赤嶺康祐	新垣次郎	新崎武三	上江田幸次郎	上原政春
上原光男	上原米蔵	上原良源	大嶺眞英	平良亀
平良金寿郎	平良仁宝	平良雄一	照屋正徳	照屋林
長嶺亀千	長嶺清盛			

第１回選挙　〔1948(昭和23)年2月8日無投票当選、定数26人、当日有権者5,356人、候補者数26人〕

※ 昭和23年7月21日　市町村制により次期選挙日が定められ議員の任期が2年6月で終了

議員名簿(26人)　◎議長　○副議長

任期〔1948(昭和23)年3月1日～1950(昭和25)年9月24日〕

◎ 上原良源	○ 平良雄一	赤嶺康祐	赤嶺保三郎	新垣次郎
新崎武三	上江田幸次郎	上原亀英	上原孝三郎	上原政春
上原忠勇	上原松雄	上原光男	上原米蔵	大城弘賢
具志三郎	具志敏一	平良栄太郎	平良仁宝	高良弘吉
照屋正徳	照屋忠蔵	照屋林	當間樽	吉武進
(１不明)				

変遷 年月日不明　具志三郎辞職
昭和25.5.25　上原良源辞職
昭和25.5.25　議長に平良雄一選任
昭和25.5.25　副議長に新垣次郎選任

第２回選挙　〔1950(昭和25)年9月10日執行、定数10人、当日有権者5,871人、候補者数11人、任期4年〕

※ 昭和29年9月1日　那覇市に合併

議員名簿(10人)　◎議長　○副議長

任期〔1950(昭和25)年9月25日～1954(昭和29)年8月31日〕

◎ 照屋林	○ 赤嶺慎英	赤嶺一男	赤嶺三郎	新垣善太郎
上原光男	上原義廣	具志彦次	平良亀助	照屋正徳

補充選挙　〔議員定数増に伴う選挙　1953(昭和28)年3月29日執行、定数11人、当日有権者6,435人、投票者数5,982人、投票率93%、候補者数12人〕

任期〔1953(昭和28)年3月31日～1954(昭和29)年8月31日〕

赤嶺保三郎	上原政春	上原隆正	大嶺善吉	金城亀榮
瀬底清喜	平良善助	高良惠三	照屋幸智	當間三郎
宮城清三郎				

変遷 昭和28.2.--　照屋林逝去
昭和28.2.27　議長に赤嶺慎英選任
昭和28.2.27　副議長に照屋正徳選任

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

任期〔昭和28年5月3日～昭和29年8月31日〕

総務財政委員会（定数8人）

◎ 赤嶺三郎　○ 上原政春　赤嶺一男　赤嶺慎英　上原光男
上原義廣　具志彦次　平良亀助

建設委員会（定数7人）

◎ 赤嶺保三郎　○ 新垣善太郎　金城亀榮　瀬底清喜　高良惠三
照屋幸智　宮城清三郎

文教厚生委員会（定数5人）

◎ 上原隆正　○ 平良善助　大嶺善吉　當間三郎　照屋正徳

強制立退土地取上に対する特別委員会（定数10人）

任期〔昭和28年5月5日～昭和28年-月-日〕

◎ 赤嶺慎英　○ 赤嶺三郎　赤嶺保三郎　上原政春　上原光男
大嶺善吉　具志彦次　瀬底清喜　照屋正徳　宮城清三郎

戦前～合併(1954年)までの議員顔写真（写真のあるもののみ掲載）五十音順

赤嶺慎英

赤嶺一男

赤嶺三郎

赤嶺保三郎

新垣次郎

新垣善太郎

上江田幸次郎

上地利一

上原永盛

上原興永

上原信雄

上原政春

上原光男

上原義廣

上原隆正

上原良源

大城兼義

大嶺眞英

金城三郎

金城弘

平良亀

平良亀助

平良金寿郎

平良仁宝

平良雄一

高良惠三

高良隣徳

照屋正徳

照屋林

當間樽

長嶺清盛

長嶺長盛

仲村渠清一

波平謙一

真和志

真和志市（村）議会歴代議長・副議長

1948(昭和23)年～1957(昭和32)年12月16日

議　長	副議長
初代 大城三郎 （昭和23.8～昭和25.9） 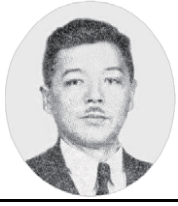	初代 宮里栄輝 （昭和23.8～昭和25.9）
2代 新垣正栄 （昭和25.10～昭和29.9） 	2代 山田英盛 （昭和25.10～昭和29.9）
3代 森田孟松 （昭和29.9～昭和32.12） 	3代 奥浜清吉 （昭和29.9～昭和31.2）
	4代 金城貞秀 （昭和31.3～昭和32.12）

※　明治41年～昭和20年終戦までは、村長が議長を兼務
　　昭和21年6月～昭和23年2月は村政委員(村長が任命)
　　昭和23年3月～昭和23年8月議長選任まで村長(翁長助静)が議長を兼務
　　昭和32年12月17日、那覇市に合併

戦前

第１回選挙　〔 1908(明治41)年6月14日執行、定数16人、任期4年 〕

議員名簿(16人)

任期〔1908(明治41)年6月14日～1912(明治45)年6月13日〕

新垣蒲	新垣仁羽	安和朝茂	大田朝敷	嘉数三吉良
嘉数仁和	嘉数松助	兼城常次郎	神村盛仁	神谷次良
古波蔵仁和	島袋嘉那	城間加那	玉城龜八	仲村渠松
宮里喜定				

第２回選挙　〔 1912(明治45)年6月14日執行、定数16人、当選議員名不明 〕

第３回選挙　〔 1916(大正5)年6月14日執行、定数16人、任期4年 〕

議員名簿(16人)

任期〔1916(大正5)年6月14日～1920(大正9)年6月-日〕

新垣次郎	新垣次郎	嘉数松助	兼城常次郎	金城樽
東風平朝良	古波蔵樽吉	崎間松態	城間清利	城間次郎
玉城龜	玉城三郎	仲村渠松	比嘉龜小	普久原朝賞
宮里加眞				

第４回選挙　〔 1920(大正9)年執行、当選議員名不明 〕

第５回選挙　〔 1924(大正13)年執行、当選議員名不明 〕

第６回選挙　〔 1928(昭和3)年7月1日執行、当選議員名不明 〕

第７回選挙　〔 1932(昭和7)年7月1日執行、定数--人、任期4年 〕

議員名簿(22人)

任期〔1932(昭和7)年7月1日～1936(昭和11)年6月30日〕

大城喜相	嘉数弘義	嘉数正助	嘉数昇	兼城常次郎
嘉納兼元	漢那安好	金城幸眞	東風平朝用	城間亀助
城間岩太	知念近康	比嘉憲興	比屋定理榮	普久原朝信
眞榮城玄吉	眞榮城守行	宮城龜千代	宮城春烈	宮里榮亮
宮平仁和	屋比久牛蔵			

第８回選挙　〔1936(昭和11)年7月1日執行、定数24人、当日有権者3,255人、任期4年〕

議員名簿(24人)

任期〔1936(昭和11)年7月1日～1940(昭和15)年6月30日〕

新垣亀	新垣喜永	泉水朝久	上地直瑾	大城喜相
嘉数昇	嘉数松雄	漢那安好	喜名朝幹	金城光順
久田友昌	謝花舒寛	城間亀助	城間岩太	高良盛幸
仲程實長	仲嶺盛義	比屋定理榮	眞榮城玄吉	眞榮城守行
眞榮城盛守	宮里榮亮	屋比久牛蔵	與儀松助	

第９回選挙　〔1940(昭和15)年7月1日執行、定数24人、当日有権者3,314人、投票者数2,498人、投票率75.4%、候補者数37人、任期4年〕

※ 昭和19年3月25日　法令により議員の任期が1年延長される

議員名簿(24人)

任期〔1940(昭和15)年7月1日～1945(昭和20)年終戦〕

新垣宗徳	伊佐鶴千代	石橋好真	大城喜相	嘉数昇
嘉数松雄	漢那安好	喜名朝幹	金城光須	金城眞榮
久田友昌	城間次郎	城間推好	勢理客宗永	玉城樽助
仲嶺盛成	仲村渠加那	仲村渠清吉	比嘉憲光	比嘉俊雄
比屋定理榮	眞榮城玄吉	眞榮城守行	山城正太郎	

戦後

真和志村政委員　〔1946(昭和21)年6月-日（村長が認める者を知事に申請）〕

村政委員名簿(18人)

任期〔1946(昭和21)年6月-日～1948(昭和23)年2月29日〕

石橋好真	泉水朝久	大城喜相	嘉数正助	嘉数昇
金城光順	金城真光	金城盛徳	城間亀助	祖慶次郎
高良盛幸	仲嶺盛義	仲本光輝	比嘉健亀	比屋定理榮
普久原朝信	眞榮城玄吉	山内武夫		

第１回選挙　〔1948(昭和23)年2月8日無投票当選、定数26人、当日有権者5,886人、候補者26人〕

※ 昭和23年7月21日　市町村制により次期選挙日が定められ、議員の任期が2年6月で終了

議員名簿(26人)　◎議長　○副議長

任期〔1948(昭和23)年3月1日～1950(昭和25)年9月24日〕

◎ 大城三郎	○ 宮里栄輝	伊差川徳明	浦崎清太郎	大城宗一
嘉数昇	金城貞秀	国吉真一	潮平集徳	城間亀助
城間誠安	平良良松	高良正文	知念清吉	仲宗根朝盛
比屋定理榮	真栄田義長	真境名元正	松田賢善	宮城善正
宮里義太郎	森田孟松	森山紹盛	山城盛昌	屋良朝順
與儀仁清				

変遷 昭和25.5.6　高良正文辞職

委員名簿　◎委員長

任期〔昭和23年12月8日～ 〕

経済部（定数6人）

◎平良良松	浦崎清太郎	高良正文	比屋定理榮	真境名元正
森山紹盛				

土地部（定数6人）

◎嘉数昇	金城貞秀	城間誠安	真栄田義長	宮里義太郎
與儀仁清				

工務部（定数6人）

◎宮城善正	伊差川徳明	国吉真一	城間亀助	仲宗根朝盛
屋良朝順				

教育部（定数6人）

◎潮平集徳	大城宗一	知念清吉	松田賢善	森田孟松
山城盛昌				

第２回選挙

〔1950(昭和25)年9月10日執行、定数10人、当日有権者10,794人、投票者数9,716人、投票率90%、候補者数29人、任期4年〕

議員名簿(10人)　◎議長　○副議長

任期〔1950(昭和25)年9月25日～1954(昭和29)年9月27日〕

◎新垣正栄	○ 山田英盛	浦崎清太郎	大城三郎	奥浜清吉
我那覇宗徳	金城貞秀	平良良松	高良正文	比屋定理榮

補充選挙

議員定数増に伴う選挙
1953(昭和28)年3月29日執行、定数15人、当日有権者25,266人、
投票者数15,973人、投票率63.2%、候補者数16人

任期〔1953(昭和28)年3月31日～1954(昭和29)年9月27日〕

翁長良雄	金城武一	具志清裕	久場景善	幸地改徳
潮平寛智	島袋盛文	城間吉次郎	高良盛幸	大工廻盛山
比嘉憲昌	又吉久正	町田宗永	宮城久光	屋慶名政永
＊島福盛市				

変遷 昭和29.1.17　浦崎清太郎辞職
昭和29.4.13　島袋盛文当選無効で失格
昭和29.4.21　島福盛市繰上げ当選

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

任期〔昭和27年11月13日～昭和28年4月19日〕

総務部委員会（定数3人）

浦崎清太郎　平良良松　高良正文

建設部委員会（定数3人）

金城貞秀　比屋定理榮　山田英盛

社会部委員会（定数3人）

大城三郎　奥浜清吉　我那覇宗徳

常任委員会

任期〔昭和28年4月20日～昭和29年9月27日〕

第一部委員会（定数6人）

◎高良正文　○ 潮平寛智　奥浜清吉　幸地改徳　城間吉次郎
屋慶名政永

第二部委員会（定数6人）

◎山田英盛　○ 高良盛幸　浦崎清太郎　翁長良雄　町田宗永
宮城久光

第三部委員会（定数6人）

◎大城三郎　○ 久場景善　我那覇宗徳　金城武一　比嘉憲昌
比屋定理榮

第四部委員会（定数6人）

◎金城貞秀　○ 大工廻盛山　具志清裕　島袋盛文　平良良松
又吉久正

特別委員会（銘苅安謝立退問題）（定数10人）

任期〔昭和28年4月20日～昭和28年4月23日〕

◎島袋盛文	○ 奥浜清吉	浦崎清太郎	大城三郎	平良良松
比嘉憲昌	町田宗永	宮城久光	屋慶名政永	山田英盛

特別委員会（不動産処分）（定数12人）

任期〔昭和28年8月31日～昭和28年11月19日〕

◎山田英盛	○ 町田宗永	大城三郎	金城武一	金城貞秀
潮平寛智	高良盛幸	高良正文	大工廻盛山	比屋定理榮
又吉久正	屋慶名政永			

特別委員会（沖縄諸島の即時完全祖国復帰決議案）（定数10人）

任期〔昭和28年9月18日～昭和28年10月2日〕

◎平良良松	奥浜清吉	金城武一	金城貞秀	久場景善
大工廻盛山	比嘉憲昌	町田宗永	屋慶名政永	山田英盛

第３回選挙　〔1954(昭和29)年9月12日執行、定数26人、当日有権者25,767人、投票者数15,946人、投票率61.9%、候補者数34人、任期4年〕

※ 昭和32年12月17日 那覇市に合併

議員名簿(26人)　◎議長　○副議長

任期〔1954(昭和29)年9月28日～1957(昭和32)年12月16日〕

◎ 森田孟松	○ 奥浜清吉	新垣正達	伊佐真福	大嶺良英
嘉数仁和	垣花惠綱	許田世輝	金城賢勇	金城貞秀
国吉真政	久場景善	新里義雄	高良正文	大工廻盛山
知念清吉	渡嘉敷浩三	新田宗政	野村朝賢	比嘉憲昌
古堅宗秀	又吉久正	町田宗永	屋慶名政永	山内武夫
山城盛善				

変遷 昭和31.2.18　奥浜清吉辞職
昭和31.3.29　副議長に金城貞秀選任
昭和32.7.31　新里義雄辞職

委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

任期〔昭和29年9月30日～昭和31年3月29日〕

第一部委員会（定数6人）

◎ 久場景善	○ 伊佐真福	高良正文	知念清吉	野村朝賢
屋慶名政永				

第二部委員会（定数6人）

◎ 町田宗永	○ 新里義雄	大嶺良英	垣花惠綱	許田世輝
山内武夫				

第三部委員会（定数6人）

◎ 奥浜清吉　○ 国吉真政　嘉数仁和　渡嘉敷浩三　新田宗政
比嘉憲昌

変遷 昭和31.2.18　奥浜清吉辞職

第四部委員会（定数7人）

◎ 金城貞秀　○ 大工廻盛山　新垣正達　金城賢勇　古堅宗秀
又吉久正　山城盛善

任期〔昭和31年3月30日～昭和32年2月21日〕

第一部委員会（定数6人）

◎ 高良正文　○ 久場景善　伊佐真福　許田世輝　知念清吉
野村朝賢

第二部委員会（定数6人）

◎ 町田宗永　○ 垣花惠綱　大嶺良英　大工廻盛山　比嘉憲昌
山城盛善

第三部委員会（定数6人）

◎ 金城貞秀　○ 国吉真政　嘉数仁和　渡嘉敷浩三　新田宗政
山内武夫

第四部委員会（定数6人）

◎ 新里義雄　○ 又吉久正　新垣正達　金城賢勇　古堅宗秀
屋慶名政永

任期〔昭和32年2月22日～昭和32年12月16日〕

総務委員会（定数8人）

◎ 町田宗永　○ 比嘉憲昌　大嶺良英　久場景善　大工廻盛山
渡嘉敷浩三　野村朝賢　山城盛善

産業財政委員会（定数8人）

◎ 伊佐真福　○ 知念清吉　新垣正達　国吉真政　高良正文
古堅宗秀　又吉久正　屋慶名政永

建設委員会（定数8人）

◎ 新里義雄　○ 許田世輝　嘉数仁和　垣花惠綱　金城賢勇
金城貞秀　新田宗政　山内武夫

変遷 昭和32.7.31　新里義雄辞職
昭和32.10.7　委員長に金城賢勇選任

議会運営委員会（定数5人）

任期〔昭和32年2月22日～昭和32年12月16日〕

◎ 町田宗永　○ 比嘉憲昌　金城貞秀　新里義雄　大工廻盛山
＊ 高良正文

変遷 昭和32.7.31　新里義雄辞職
昭和32.8.7　高良正文選任

都市合併促進特別委員会（定数10人）

任期〔昭和29年12月17日～昭和31年3月30日〕

◎ 新里義雄　○ 古堅宗秀　許田世輝　金城貞秀　久場景善
高良正文　大工廻盛山　知念清吉　又吉久正　町田宗永

任期〔昭和31年3月30日～昭和32年2月22日〕（定数15人）

◎ 新里義雄　○ 古堅宗秀　新垣正達　許田世輝　金城貞秀
久場景善　高良正文　大工廻盛山　知念清吉　渡嘉敷浩三
野村朝賢　比嘉憲昌　又吉久正　町田宗永　森田孟松

変遷 昭和31.3.30　委員会の定数が15人となる

特別委員会（1956年度真和志市上水道事業特別会計予算）（定数8人）

任期〔昭和30年6月28日～昭和30年6月30日〕

◎ 金城貞秀　○ 新垣正達　伊佐真福　垣花惠綱　新里義雄
野村朝賢　古堅宗秀　屋慶名政永

特別委員会（1956年度真和志市歳入歳出予算）（定数10人）

任期〔昭和30年6月28日～昭和30年6月30日〕

◎ 高良正文　○ 町田宗永　大嶺良英　許田世輝　国吉真政
久場景善　大工廻盛山　知念清吉　比嘉憲昌　又吉久正

特別委員会（真地区配電工事補助の陳情処理）（定数6人）

任期〔昭和30年12月22日～昭和31年4月4日〕

◎ 高良正文　○ 比嘉憲昌　嘉数仁和　垣花惠綱　久場景善
屋慶名政永

特別委員会（蔡温橋又吉道路間舗装工事による潰地補償の陳情処理）（定数6人）

任期〔昭和30年12月22日～昭和31年6月18日〕

◎ 金城貞秀　○ 町田宗永　許田世輝　新里義雄　大工廻盛山
又吉久正

特別委員会（議会事務局設置条例の一部を改正する条例、真和志市議会の委員会が調査等を行う場合の委員の調査雑費に関する条例制定）（定数10人）

任期〔昭和31年10月9日～昭和31年10月13日〕

◎ 高良正文　大嶺良英　垣花惠綱　許田世輝　金城貞秀
国吉真政　新里義雄　新田宗政　古堅宗秀　森田孟松

固定資産税実態調査特別委員会（定数23人）

任期〔昭和31年10月13日～昭和31年12月27日〕

◎ 町田宗永

（第一部小委員会）

◎ 高良正文　伊佐真福　大嶺良英　国吉真政　知念清吉
新田宗政　古堅宗秀　又吉久正　屋慶名政永　山内武夫
山城盛善

（第二部小委員会）

◎ 大工廻盛山　○ 久場景善　新垣正達　嘉数仁和　垣花惠綱
許田世輝　金城賢勇　新里義雄　渡嘉敷浩三　野村朝賢
比嘉憲昌

変遷 昭和31.12.27 委員会定数が10人となる

任期〔昭和31年12月27日～昭和32年5月30日〕（定数10人）

◎ 町田宗永　○ 知念清吉　金城賢勇　高良正文　大工廻盛山
新田宗政　野村朝賢　屋慶名政永　山内武夫　山城盛善

旧真和志市行政区域実態調査特別委員会（定数10人）

任期〔昭和32年10月28日～昭和32年12月6日〕

◎ 町田宗永　○ 伊佐真福　嘉数仁和　許田世輝　高良正文
野村朝賢　森田孟松　屋慶名政永　山内武夫　山城盛善

戦前～合併(1957年)までの議員顔写真（写真のあるもののみ掲載）五十音順

新垣正栄

新垣正達

伊佐真福

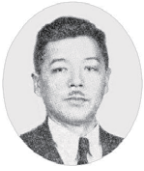
大城三郎

大田朝敷

大嶺良英

奥浜清吉

嘉数仁和

嘉数正助

嘉数昇

嘉数松助

金城武一

金城貞秀

具志清裕

久場景善

潮平集徳

城間岩太

城間吉次郎

城間誠安

大工廻盛山

平良良松

高良正文

玉城三郎

渡嘉敷浩三

古堅宗秀

眞榮城守行

又吉久正

町田宗永

宮里栄輝

森田孟松

山内武夫

山田英盛

屋良朝順

議会の組織図

1956(昭和31)年2月現在

議員定数 26人
事務局定 3人

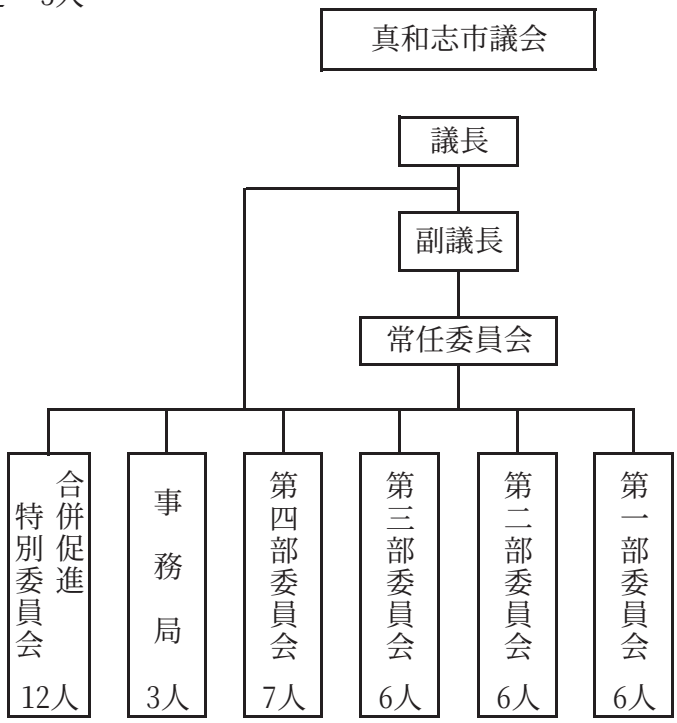

※議長は委員会に所属せず

(『真和志市誌』より作成)

みなと

みなと村議長・副議長

1947(昭和22)年～1950(昭和25)年7月

議　長	副議長
初代 友寄隆保 （昭和23.9～昭和25.7） 	初代 宇久真成 （昭和23.9～昭和25.7）

※　昭和22年5月1日、特別行政区みなと村設置
　　昭和22年5月～昭和23年2月までは村政委員
　　昭和23年3月～9月議長選任まで村長(国場幸太郎)が議長を兼ねる
　　昭和25年8月1日、那覇市に合併

みなと村政委員　〔1947(昭和22)年5月-日（村長が委員として認める者を知事に申請）〕

村政委員名簿(12人)

任期〔1947(昭和22)年5月-日～1948(昭和23)年2月29日〕

上原太郎	宇久真成	大城安宅	儀間真喜	儀間真光
田仲康榮	玉城尚	渡嘉敷邦光	友寄隆保	中村良才
比嘉真三郎	(1人不明)			

第１回選挙　〔1948(昭和23)年2月8日無投票当選、定数22人、当日有権者2,897人、候補者数20人、任期2年5月
※ 昭和25年8月1日 那覇市に合併〕

議員名簿(20人)　◎議長　○副議長

任期〔1948(昭和23)年3月1日～1950(昭和25)年7月31日〕

◎ 友寄隆保	○ 宇久真成	伊波興清	上原栄一	上原太郎
大城安宅	我那覇生喜	儀間真喜	儀間真光	金城宏和
久高兼福	高良昭一	田仲康榮	玉城尚	渡嘉敷邦光
中村良才	比嘉真三郎	又吉昌順	宮城朝敏	宮里小三郎
(2人欠員)				

戦後(1947年)～合併(1950年)までの議員顔写真（写真のあるもののみ掲載）五十音順

宇久真成

儀間真喜

友寄隆保

宮城朝敏

付　録

選挙執行一覧

那覇

戦前

回	執行年月日	選挙区	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	備考
区会1	1896(明治29)年6月14日	第1区		104		9		
		第2区		112		6		
		第3区		98		9		
2	1898(明治31)年4月1日	第1区第1級	15	4	26.7	3		
		第2級	48	19	39.6	3		
		第3級	216	42	19.4	3		
		第2区第1級	10	2	20.0	2		
		第2級	31	8	25.8	2		
		第3級	223	22	9.9	2		
		第3区第1級	24	8	33.3	3		
		第2級	68	14	20.6	3		
		第3級	315	37	11.7	3		
3	1901(明治34)年4月1日	第1区第1級	24			1		半数改選選挙
		第2級	60			3		
		第3級	279			2		
		第2区第1級	5			2		
		第2級	26	0	0	0	0	
		第3級	223			2		
		第3区第1級	19			1		
		第2級	59			1		
		第3級	279	0	0	0	0	
4	1904(明治37)年4月1日					18(補3)		半数改選・補欠選挙
5	1907(明治40)年4月1日		1,313			16(補2)		半数改選・補欠選挙
	1907(明治40)年5月2日	第4区第1級				1		選挙無効による再選挙
6	1910(明治43)年4月1日	第1区第1級		3		3	3	
		第2級		19		3	3	
		第3級		169		3	5	
		第2区第1級		10		3	3	
		第2級		41		3	4	
		第3級		121		3	3	
回	執行年月日	選挙区	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	備考

		第3区第1級		12		2	2	
		第2級		25		2	2	
		第3級	375	51	13.6	2	3	選挙無効
		第4区第1級		10		1	1	
		第2級		48		1	3	
		第3級		166		1	3	
	1910(明治43)年4月12日	第3区第3級	375	220	58.7	2	3	再選挙
7	1914(大正3)年4月1日	第1区第1級	6	5	83.3	3	3	
		第2級	12	7	58.3	3	3	
		第3級	296	245	82.8	3	4	
		第2区第1級	14	14	100	3	4	
		第2級	59	52	88.1	3	4	
		第3級	339	300	88.5	3	4	
		第3区第1級	16	14	87.5	2	3	
		第2級	49	41	83.7	2	3	
		第3級	386	296	76.7	2	3	
		第4区第1級	15	11	73.3	1	2	
		第2級	42	37	88.1	1	2	
		第3級	244	147	60.3	1	2	
8	1918(大正7)年4月21日	第1区第1級	10	9	90.0	3	4	
		第2級	31	21	67.7	3	6	
		第3級	290	238	82.1	3	6	
		第2区第1級	6	6	100	3	3	
		第2級	50	43	86.0	3	5	
		第3級	419	329	78.5	3	4	
		第3区第1級	8	6	75.0	2	4	
		第2級	55	51	92.7	2	3	
		第3級	427	360	84.3	2	3	
		第4区第1級	21	15	71.4	1	1	
回	執行年月日	選挙区	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	備考

		第2級	61	54	88.5	1	2	
		第3級	289	119	41.2	1	1	
市会1	1921(大正10)年8月1日	第2級		4,267		18	42	
	1921(大正10)年8月2日	第1級		901		18	42	
2	1925(大正14)年6月27日	第2級	約6,000	4,774	79.6	18	26	
	1925(大正14)年6月29日	第1級	1,009	913	90.5	18	28	
3	1929(昭和4)年6月27日		9,579	8,212	85.7	36	59	
4	1933(昭和8)年6月27日		9,894	8,586	86.8	36	52	
5	1937(昭和12)年6月27日		10,726	8,946	83.4	36	51	
6	1942(昭和17)年6月5日		9,975	8,105	81.3	36	65	

戦後

回	執行年月日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	備考
	1946(昭和21)年7月1日	市政委員			20		市長が任命
1	1948(昭和23)年2月8日	6,660	5,717	85.8	26	35	
2	1950(昭和25)年9月10日	18,383	16,409	89.3	12	67	
	1953(昭和28)年3月29日	35,963	20,850	58.0	16	19	議員定数増に伴う補充選挙
3	1954(昭和29)年9月12日	53,812	36,780	68.4	30	44	
4	1955(昭和30)年10月16日	58,003	41,366	71.3	30	47	選挙無効による再選挙
5	1957(昭和32)年8月4日	62,941	45,480	72.3	30	46	議会解散による選挙
	1958(昭和33)年2月2日	35,868	23,141	64.5	15	31	真和志合併に伴う特別選挙(真和志地区のみ)
6	1961(昭和36)年7月23日	128,957	82,990	64.4	30	79	
7	1965(昭和40)年7月18日	132,198	107,709	81.5	30	51	
8	1969(昭和44)年7月20日	150,622	120,323	79.9	30	69	
	1972(昭和47)年11月19日	189,003	111,402	58.9	5	6	補欠選挙
9	1973(昭和48)年7月29日	186,970	130,764	69.9	44	78	
	1976(昭和51)年11月14日	186,516	75,692	40.6	2	3	補欠選挙
10	1977(昭和52)年7月24日	184,760	133,203	72.1	44	67	
	1980(昭和55)年11月16日	189,670	無投票当選		2	2	補欠選挙
回	執行年月日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	備考
11	1981(昭和56)年7月19日	190,708	148,148	77.7	44	72	

	1984(昭和59)年11月11日	199,642	143,528	71.9	4	5	補欠選挙
12	1985(昭和60)年7月14日	200,798	153,176	76.3	44	59	
	1988(昭和63)年11月20日	208,801	無投票当選		7	7	補欠選挙
13	1989(平成1)年7月9日	208,924	152,697	73.1	44	55	
	1992(平成4)年6月28日	211,259	76,523	36.2	8	13	補欠選挙
14	1993(平成５)年7月18日	214,482	158,467	73.9	44	52	
	1996(平成8)年7月14日	217,650	55,193	25.4	8	13	補欠選挙
15	1997(平成9)年7月13日	218,413	122,359	56.0	44	57	
	2000(平成12)年11月12日	222,348	139,128	62.6	2	4	補欠選挙
16	2001(平成13)年7月8日	222,179	130,721	58.8	44	54	
	2004(平成16)年11月14日	234,543	131,507	56.1	8	13	補欠選挙
17	2005(平成17)年7月10日	235,526	126,417	53.7	44	55	

首里

戦前

1954(昭和29)年9月1日那覇市に合併

回	執行年月日	選挙区	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	備考
区会1	1896(明治29)年6月14日	第1区	416			8		
		第2区	410			8		
		第3区	313			8		
2	1898(明治31)年4月1日	第1区第1級	20	4	20.0	3		
		第2級		9		3		
		第3級	296	36	12.5	3		
		第2区第1級	7	2	28.6	3		
		第2級	70	6	8.6	3		
		第3級	302	16	5.3	3		1人選挙無効
		第3区第1級	13	1	7.7	2		
		第2級	41	7	17.1	2		
		第3級	239	37	15.5	2		
	1898(明治31)年4月12日	第2区第3級				1		再選挙
3	1901(明治34)年4月1日	第1区第1級	15			3		半数改選・補欠選挙
		第2級	51			1		
		第3級	286			3		
回	執行年月日	選挙区	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	備考
		第2区第1級	12			0		
		第2級	57			2(補1)		

		第3級	303			2(補1)		
		第3区第1級	9			1		
		第2級	32			2		
		第3級	216			0		
4	1904(明治37)年4月1日		904			13(補1)		半数改選・補欠選挙
5	1907(明治40)年4月1日		1,010			15(補2)		半数改選・補欠選挙
6	1910(明治43)年4月1日	第1区第1級	3	2	66.7	3	3	
		第2級	11	10	90.9	3	4	
		第3級	344	218	69.4	3	6	
		第2区第1級	7	4	57.1	3	3	
		第2級	35	17	48.6	3	5	
		第3級	315	107	34.0	3	9	1人当選無効
		第3区第1級	5	3	60.0	3	3	
		第2級	27	18	66.7	3	3	
		第3級	299	129	43.1	3	6	
	1910(明治43)年4月12日	第2区第3級	315	171	54.3	1	3	再選挙
7	1914(大正3)年4月1日	第1区第1級	3	1	33.3	3	3	
		第2級	26	16	61.5	3	3	
		第3級	328	256	78.0	3	4	
		第2区第1級	5	4	80.0	3	3	
		第2級	32	27	84.4	3	4	
		第3級	334	239	71.6	3	3	
		第3区第1級	9	7	77.8	3	3	
		第2級	47	34	72.3	3	4	
		第3級	291	220	75.6	3	4	
8	1918(大正7)年4月1日	第1区第1級	3	2	66.7	3	3	
		第2級	32	27	84.4	3	4	
		第3級	282	247	87.6	3	4	
回	執行年月日	選挙区	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	備考
		第2区第1級	3	2	66.7	3	4	
		第2級	46	39	84.8	3	3	

		第3級	291	193	66.3	3	6	
		第3区第1級	6	6	100.0	3	4	
		第2級	51	48	94.1	3	5	
		第3級	271	233	86.0	3	5	
市会1	1921(大正10)年8月1日	第1級	約2,600			15		
		第2級	約500			15		
2	1925(大正14)年8月1日					30		
3	1929(昭和4)年8月1日		3,924	3,446	87.8	30	37	
4	1933(昭和8)年8月1日		3,801	3,174	83.5	30	34	
5	1937(昭和12)年8月1日		3,696	3,184	86.2	30	50	
	1941(昭和16)年8月10日		無投票当選			7	7	補欠選挙
6	1942(昭和17)年6月5日		3,235	2,563	79.2	30	38	

戦後

回	執行年月日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	備考
	1946(昭和21)年7月1日	市政委員			18		市長が任命
1	1948(昭和23)年2月8日	9,104	無投票当選		26	26	
2	1950(昭和25)年9月10日	10,154			10	12	
	1953(昭和28)年3月29日	11,564	7,862	68.0	10	12	議員定数増員に伴う補充選挙

小禄

戦後　　1954(昭和24)年9月1日 那覇市に合併

回	執行年月日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	備考
	1946(昭和21)年5月 日	村政委員			17		村長が任命
1	1948(昭和23)年2月8日	5,356	無投票当選		26	26	
2	1950(昭和25)年9月10日	5,871			10	11	
	1953(昭和28)年3月29日	6,435	5,982	93	11	12	議員定数増に伴う補充選挙

＊ 戦前は資料不明のため、戦後のみを掲載

真和志

戦後　　1957(昭和32)年12月17日 那覇市に合併

回	執行年月日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	備考
	1946(昭和21)年6月 日	村政委員			18		村長が任命
村会1	1948(昭和23)年2月8日	5,886	無投票当選		26	26	
2	1950(昭和25)年9月10日	10,794	9,716	90	10	29	
	1953(昭和28)年3月29日	25,266	15,973	63.2	15	16	議員定数増に伴う補充選挙
市会1	1954(昭和29)年9月12日	25,767	15,946	61.9	26	34	

＊ 戦前は資料不明のため、戦後のみを掲載

みなと

1947(昭和22)年5月1日 みなと村設置
1950(昭和50)年8月1日 那覇市に合併

回	執行年月日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	備考
	1947(昭和27)年5月 日	村政委員			12		村長が任命
1	1948(昭和23)年2月8日	2,897	無投票当選		22	20	

参考文献

戦前　・「琉球新報」・「沖縄毎日新聞」・「大阪朝日新聞」
・『那覇市政史』(泉正重編)・『首里市十周年記念誌』
・「日本都市年鑑」(東京市政調査会)
戦後　・「選挙の記録」(那覇市選挙管理委員会)
・「沖縄戦後選挙史」第2巻 (沖縄県町村会)

議員表彰(那覇市議会関係議員のみ掲載)

那覇市政功労者表彰

表彰年度	氏名				
1961(昭和36)年	赤嶺賢信	上原幸榮	上原政春	宇良宗樽	嘉数昇
	儀武息睦	金城紀光	崎濱秀主	佐久川長吉	城間雄蔵
	渡嘉敷宗賀	長野時之助	仲本為美	比屋定理榮	眞榮城玄吉
	眞榮城守行	真栄田世勲	宮里栄輝	山田有幹	
1965(昭和40)年	新垣松助	久高友敏			
1971(昭和46)年	大山盛幸	喜久山朝重	平良亀助	高良一	武村朝良
	渡口政行	渡口麗秀	比嘉朝四郎	比嘉佑直	辺野喜英興
	又吉久正				
1981(昭和56)年	黒潮隆	宮里敏慶			
1982(昭和57)年	赤嶺一男	赤嶺慎英	赤嶺保三郎	新垣正達	上原綱正
	大浜長弘	久場景善	瀬長フミ	森田孟松	安見福寿
	山川正平				
1985(昭和60)年	平良良松				
1986(昭和61)年	我如古盛仁	高良盛喜	高良文雄	屋宜宗一	
1987(昭和62)年	金城吾郎	國吉辰雄	島袋宗康		
1988(昭和63)年	森田重男				
1989(平成元)年	中村正一	真喜屋武			
1990(平成2)年	大城鎌吉	兼次佐一	金城幸祥	高良正文	友利玄雄
1991(平成3)年	大城清徳	金城重正	中村昌信		
1992(平成4)年	上原義廣	玉那覇宏			
1994(平成6)年	赤嶺宗一	安里安明	長嶺将真	真栄城嘉園	
1995(平成7)年	佐久本政敦	中島徳良			
1996(平成8)年	新崎真次郎	儀間真勝	座覇政道		
1997(平成9)年	上原善吉	浦崎直有	当真嗣州	友利栄吉	平仲善幸
1998(平成10)年	大城榮徳	古波蔵保吉	屋良朝順		
1999(平成11)年	小橋川秀義				
2001(平成13)年	上原清				
2002(平成14)年	久保田淑子	幸地正博	真栄城守晨		
2003(平成15)年	東江芳隆	大城勝夫	大田朝美	嘉数進	我那覇生隆
	国吉真徳	座覇政為	瀬良垣武安	唐真弘安	仲村善信
2004(平成16)年	亀島賢優	仲村正治	松茂良興辰		
2005(平成17)年	高里鈴代	高良幸勇	宮城宜子		

全国市議会議長会表彰

表彰年度	表彰名	氏名			
1962(昭和37)年	議員在職27年(特別)	儀武息睦			
	議長在職4年	高良一			
	副議長在職4年	渡口麗秀			
	議員在職10年以上	新垣松助	比嘉朝四郎	備瀬知良	辺野喜英興
1963(昭和38)年	副議長在職5年	大山盛幸			
	議員在職12年以上	大山盛幸	久高友敏		
	議員在職10年以上	喜久山朝重	久場景善	又吉久正	森田孟松
1964(昭和39)年	議員在職12年以上	高良一			
	議員在職10年以上	渡口麗秀			
1965(昭和40)年	議員在職17年	久高友敏			
	議員在職10年	比嘉佑直	真栄田義晃	宮里敏慶	
1966(昭和41)年	議長在職8年以上(特別)	高良一			
	副議長在職4年以上	久高友敏			
	議員在職15年以上	大山盛幸	比嘉朝四郎	辺野喜英興	
1968(昭和43)年	議員在職20年以上	久高友敏			
	議員在職15年以上	喜久山朝重	高良一	渡口麗秀	
	議員在職10年以上	儀間真祥	黒潮隆	平良真次郎	
1969(昭和44)年	議員在職15年以上	又吉久正			
	議員在職10年以上	赤嶺慎英	平良亀助		
1970(昭和45)年	議長在職12年以上	高良一			
	副議長在職4年以上	辺野喜英興			
	議員在職15年以上	比嘉佑直			
	議員在職10年以上	宮里敏慶			
1971(昭和46)年	議員在職20年以上	辺野喜英興			
1972(昭和47)年	議員在職10年以上	金城吾郎	安見福寿		
1973(昭和48)年	議員在職25年以上	久高友敏			
	議員在職15年以上	黒潮隆			
1974(昭和49)年	議員在職21年	喜久山朝重			
	議員在職15年	宮里敏慶			
1975(昭和50)年	議員在職20年	比嘉佑直			
1976(昭和51)年	議員在職10年以上	大浜長弘	金城重正	仲本安一	真栄城嘉園
1978(昭和53)年	議員在職20年	黒潮隆			
1979(昭和54)年	議長在職5年	比嘉佑直			
	副議長在職5年	大浜長弘			
1980(昭和55)年	議員在職10年以上	新垣正達	上原綱正	国吉辰雄	島袋宗康
		高良文雄	中村昌信	山川正平	
1981(昭和56)年	議員在職25年以上	比嘉佑直			
	議員在職15年以上	大浜長弘	金城重正	瀬長フミ	

表彰年度	表彰名	氏名			
1982(昭和57)年	議長在職12年以上	高良一			
	副議長在職8年以上	大浜長弘			
	議長在職4年以上	金城重正			
1983(昭和58)年	議員在職25年以上	黒潮隆			
	議員在職10年以上	玉那覇宏			
1984(昭和59)年	議員在職10年以上	浦崎直有	大城栄徳	大城勝夫	我如古盛仁
		儀間真勝	幸地正博	座覇政道	高良盛喜
		当真嗣州	友利玄雄	中島徳良	中村正一
		平仲善幸	松茂良興辰	宮城武	森田重男
		屋宜宗一			
1985(昭和60)年	議員在職15年以上	新垣正達	国吉辰雄（共産党）	高良文雄	中村昌信
1986(昭和61)年	議員在職20年	大浜長弘			
1987(昭和62)年	議員在職10年以上	奥平順光	金城健一	古波蔵保吉	真喜屋武
1988(昭和63)年	議員在職15年以上	玉那覇宏			
	議員在職10年以上	上原清	具志孝助	唐真弘安	
1989(平成1)年	議員在職15年以上	浦崎直有	大城勝夫	儀間真勝	幸地正博
		当真嗣州	友利玄雄	中島徳良	森田重男
		屋宜宗一			
	議員在職10年以上	久高友弘			
1990(平成2)年	議員在職20年	中村昌信			
1992(平成4)年	議員在職15年以上	古波蔵保吉	平仲善幸		
	議員在職10年以上	赤嶺宗一	安慶田光男	安里安明	安里仁愛
		新崎真次郎			
1993(平成5)年	議員在職15年	唐真弘安			
1994(平成6)年	議長在職4年以上	唐真弘安			
	副議長在職4年以上	中村昌信			
	議員在職20年以上	大城勝夫	儀間真勝（前議員）	幸地正博	当真嗣州
		友利玄雄	中島徳良（前議員）		
	議員在職15年以上	上原清			
1995(平成7)年	議員在職25年以上	中村昌信			
	議員在職10年以上	上原善吉	我那覇生隆	久高将光	
1996(平成8)年	議員在職10年以上	赤嶺政賢	糸洲朝則	浦崎唯昭	大田朝美
		嘉数進	亀島賢優	仲村善信	仲本嘉公
		真栄城守晨			
1997(平成9)年	議員在職15年以上	安里安明	安里仁愛	新崎真次郎	
1998(平成10)年	議長在職4年以上	安里安明			
	副議長在職4年以上	大城勝夫			

表彰年度	表彰名	氏名			
1999(平成11)年	議員在職25年以上	幸地正博	当真嗣州		
	議員在職21年以上	唐真弘安			
	議員在職15年以上	安慶田光男			
	議員在職10年以上	前田政明			
2000(平成12)年	議員在職20年以上	上原清			
	議員在職15年以上	我那覇生隆	久高将光		
	議員在職10年以上	大浜慶子	国吉真徳	久保田淑子	座覇政為
		瀬良垣武安	高里鈴代	高良幸勇	宮城宜子
2001(平成13)年	議員在職15年以上	大田朝美	嘉数進	亀島賢優	仲村善信
		仲本嘉公	真栄城守晨		
2002(平成14)年	議員在職20年以上	赤嶺一郎（前議員）	安里仁愛（前議員）		
	議員在職10年以上	高里良樹			
2003(平成15)年	議員在職25年以上	唐真弘安			
	議員在職15年以上	久高友弘			
	議員在職10年以上	大城春吉	崎山嗣幸		
2004(平成16)年	議員在職30年以上	当真嗣州			
	議員在職15年以上	前田政明			
	議員在職10年以上	洲鎌忠	玉城仁章		
2005(平成17)年	議員在職20年以上	我那覇生隆	久高将光		
	議員在職15年以上	国吉真徳	座覇政為	高里鈴代	高良幸勇
		宮城宜子			

沖縄県市議会議長会表彰

表彰年	表彰名	氏名			
1974(昭和49)年	議長12年以上(特別)	高良　一			
	議員20年以上(特別)	辺野喜英興			
	議員8年以上	赤嶺一男	赤嶺慎英	赤嶺保三郎	新垣松助
		上間長和	大山盛幸	儀武息睦	金城吾郎
		金城武一	久場景善	平良亀助	高良一
		玉那覇有義	椿秀義	渡口麗秀	友利栄吉
		比嘉朝四郎	備瀬知良	真栄田義晃	又吉久正
		森田孟松	安見福寿		
1975(昭和50)年	議員20年以上(特別)	喜久山朝重	比嘉佑直		
	議員8年以上	大浜長弘	金城重正	黒潮隆	瀬長フミ
		仲本安一	真栄城嘉園	宮里敏慶	
1977(昭和52)年	議長4年以上	比嘉佑直			

表彰年	表彰名	氏名			
1978(昭和53)年	議員20年以上(特別)	黒潮隆			
	議員8年以上	新垣正達	上原綱正	国吉辰雄	島袋宗康
		高良文雄	玉城定仁	中村昌信	山川正平
1980(昭和55)年	議員25年以上(特別)	比嘉佑直			
1981(昭和56)年	議員8年以上	玉那覇宏	野崎文子		
1982(昭和57)年	議員8年以上	浦崎直有	大城栄徳	大城勝夫	我如古盛仁
		儀間真勝	幸地正博	座覇政道	高良盛喜
		当真嗣州	友利玄雄	中島徳良	中村正一
		平仲善幸	松茂良興辰	宮城武	森田重男
		屋宜宗一			
1983(昭和58)年	議員16年以上(特別)	大浜長弘	金城重正		
	議員12年以上	新垣正達	国吉辰雄	島袋宗康	高良文雄
		中村昌信			
1984(昭和59)年	議員24年以上(特別)	黒潮隆			
1985(昭和60)年	議員12年以上	玉那覇宏			
	議員8年以上	奥平順光	金城健一	真喜屋武	
1986(昭和61)年	議員20年以上(特別)	大浜長弘			
	議員16年以上(特別)	国吉辰雄 (共産党)	高良文雄	中村昌信	
1986(昭和61)年	議員12年以上	浦崎直有	大城栄徳	大城勝夫	我如古盛仁
		儀間真勝	幸地正博	座覇政道	高良盛喜
		当真嗣州	友利玄雄	中島徳良	中村正一
		平仲善幸	松茂良興辰	森田重男	屋宜宗一
	議員8年以上	赤嶺宗一	伊差川新吉	上原清	具志孝助
		古波蔵保吉	唐真弘安		
1987(昭和62)年	議員8年以上	久高友弘			
1989(平成元)年	議員12年以上	金城健一	古波蔵保吉		
1994(平成6)年	議長4年以上	唐真弘安			
	議員24年以上(特別)	中村昌信			
	議員20年以上(特別)	大城勝夫	儀間真勝	幸地正博	当真嗣州
		友利玄雄	中島徳良		
	議員16年以上(特別)	浦崎直有	古波蔵保吉	玉那覇宏	唐真弘安
		森田重男	屋宜宗一		
	議員12年以上	赤嶺宗一	安里安明	安里仁愛	新崎真次郎
		上原清	具志孝助	久高友弘	真喜屋武
	議員8年以上	赤嶺政賢	安慶田光男	糸洲朝則	上原善吉
		浦崎唯昭	大田朝美	嘉数進	我那覇生隆
		亀島賢優	久高将光	仲宗根義	長嶺高兆
		仲村善信	仲本嘉公	真栄城守晨	

表彰年	表彰名	氏名			
1995(平成7)年	議員16年以上(特別)	上原清			
	議員12年以上	安慶田光男			
1997(平成9)年	議員12年以上	上原善吉	我那覇生隆	久高将光	
	議員8年以上	前田政明			
1998(平成10)年	議長4年以上	安里安明			
	議員28年以上(特別)	中村昌信			
	議員24年以上(特別)	大城勝夫	幸地正博	当真嗣州	友利玄雄
	議員16年以上(特別)	安里安明	安里仁愛	新崎真次郎	
	議員12年以上	赤嶺政賢	大田朝美	嘉数進	亀島賢優
		仲村善信	仲本嘉公	真栄城守晨	
	議員8年以上	大浜慶子	国吉真徳	久保田淑子	座覇政為
		瀬良垣武安	高里鈴代	高良幸勇	松田義之
		宮城宜子			
1999(平成11)年	議員20年以上(特別)	唐真弘安			
2000(平成12)年	議員20年以上(特別)	上原清			
	議員16年以上(特別)	安慶田光男			
	議員8年以上	高里良樹			
2001(平成13)年	議員16年以上(特別)	我那覇生隆	久高将光		
	議員12年以上	前田政明			
	議員8年以上	東江芳隆	大城春吉	崎山嗣幸	
2002(平成14)年	議員28年以上(特別)	当真嗣州			
	議員24年以上(特別)	唐真弘安			
	議員16年以上(特別)	亀島賢優	仲村善信	仲本嘉公	
	議員12年以上	国吉真徳	座覇政為	高里鈴代	高良幸勇
		宮城宜子			
	議員8年以上	洲鎌忠	玉城仁章		
2004(平成16)年	議員16年以上(特別)	久高友弘			
	議員12年以上	高里良樹			
2005(平成17)年	議員20年以上(特別)	我那覇生隆	久高将光		
	議員12年以上	大城春吉	崎山嗣幸		
	議員8年以上	永山盛廣	屋良栄作	湧川朝渉	

沖縄市町村議会議長会表彰

表彰年	表彰名	氏名			
1963(昭和38)年	議員在職11年以上	大山盛幸	久高友敏	比嘉朝四郎	辺野喜英興
1964(昭和39)年	議長在任６年以上	高良一			
	議員在職11年以上	喜久山朝重	平良亀助	渡口麗秀	又吉久正
		森田孟松			

表彰年	表彰名	氏名			
1966(昭和41)年	議長在任7年以上	高良一			
	議員在職15年以上	大山盛幸	久高友敏	比嘉朝四郎	辺野喜英興
1967(昭和42)年	議員在職11年以上	比嘉佑直			
1968(昭和43)年	議員在職15年以上	高良一			
1968(昭和43)年	議員在職11年以上	赤嶺慎英			
1969(昭和44)年	議員在職15年以上	喜久山朝重	渡口麗秀	又吉久正	
1970(昭和45)年	議員在職15年以上	比嘉佑直			
	議員在職11年以上	儀間真祥	黒潮隆		
1971(昭和46)年	議員在職11年以上	宮里敏慶			

姉妹都市名誉市民の称号

ブラジル・サンビセンテ市より名誉市民の称号授与

1993(平成5)年11月　安里安明議長
1998(平成10)年8月　上原清議長、唐真弘安議員
2003(平成15)年8月　我那覇生隆議長

沖縄県功労者表彰

表彰年度	部門	氏名
1977(昭和52)年	産業経済功労	大城鎌吉
1978(昭和53)年	体育・スポーツ功労	石川逢篤
	社会福祉功労	上原信雄
1979(昭和54)年	体育・スポーツ功労	長嶺将真
1980(昭和55)年	文化功労	豊平良顯
	社会福祉功労	久場景善
1981(昭和56)年	地方自治功労	高良一
	産業経済功労	真栄城玄明
1982(昭和57)年	文化功労	宮里栄輝
	産業経済功労	佐久本政敦
1983(昭和58)年	産業経済功労	佐久本政良
1985(昭和60)年	産業経済功労	金城幸祥
	産業経済功労	渡嘉敷浩三
1986(昭和61)年	地方自治功労	平良良松
1990(平成2)年	体育・スポーツ功労	比嘉佑直
	産業経済功労	又吉久正
1993(平成5)年	地方自治功労	兼次佐一
	社会福祉功労	赤嶺一男
1997(平成9)年	地方自治功労	森田孟松

叙勲・褒章

春秋叙勲

受賞年	表彰名	氏名	功労名
1968(昭和43)年春	勲三等旭日章	伊江朝睦	行刑業務
1968(昭和43)年秋	勲三等瑞宝章	大城鎌吉	産業振興
	勲五等瑞宝章	大城清英	金融業務
1969(昭和44)年秋	勲四等瑞宝章	仲本為美	地方自治
1970(昭和45)年春	勲五等旭日章	儀武息睦	都市交通基盤整備
1971(昭和46)年春	勲五等旭日章	眞榮城玄明	産業経済発展
	勲五等旭日章	山田有幹	社会福祉
	勲五等瑞宝章	佐久本政良	産業経済発展
1972(昭和47)年春	勲三等瑞宝章	嘉数昇	私学振興
1973(昭和48)年春	勲五等旭日章	阿波根直英	教育
〃　　秋	勲六等旭日章	比屋定理榮	地方自治
1975(昭和50)年春	勲五等瑞宝章	石川逢篤	社会人野球振興
1976(昭和51)年春	勲五等旭日章	平良亀助	中央企業振興
1977(昭和52)年春	勲五等旭日章	久場景善	社会福祉
1978(昭和53)年秋	勲五等旭日章	平良雄一	文化保存
1979(昭和54)年秋	勲五等旭日章	佐久本政敦	酒類業振興
	勲五等瑞宝章	宮里敏慶	地方自治
1980(昭和55)年春	勲五等瑞宝章	與儀清秀	保健衛生・地方自治
〃　　秋	勲五等旭日章	仲井真元楷	調停委員
1982(昭和57)年春	勲四等瑞宝章	兼次佐一	地方自治
	勲四等瑞宝章	比嘉佑直	地方自治
	勲五等旭日章	長嶺将真	地方自治・スポーツ振興
	勲五等瑞宝章	阿波根直信	更生保護
	勲五等瑞宝章	具志栄治	環境衛生
	勲五等宝冠章	野崎文子	地方自治・育英事業
〃　　秋	勲四等旭日章	高良一	地方自治・観光
1983(昭和58)年秋	勲四等瑞宝章	森田孟松	地方自治
1984(昭和59)年春	勲六等旭日章	備瀬知良	地方自治
〃　　秋	勲四等瑞宝章	新里義雄	地方自治
1985(昭和60)年春	勲五等旭日章	大山盛幸	地方自治
	勲五等旭日章	又吉久正	地方自治
〃　　秋	勲四等瑞宝章	新垣善太郎	建設業
	勲五等瑞宝章	比嘉朝四郎	地方自治
1986(昭和61)年春	勲四等旭日章	赤嶺保三郎	航空関連事業
	勲六等旭日章	金城貞秀	地方自治
1986(昭和61)年秋	勲五等瑞宝章	金城幸祥	農業振興

受賞年	表彰名	氏名	功労名
1987(昭和62)年春	勲五等旭日章	屋嘉比柴建	地方自治
	勲五等瑞宝章	玉城定仁	地方自治
〃　　秋	勲四等瑞宝章	喜久山朝重	地方自治
1988(昭和63)年秋	勲五等旭日章	赤嶺一男	交通安全
1990(平成2)年秋	勲六等旭日章	安見福寿	地方自治
1991(平成3)年春	勲四等瑞宝章	大浜長弘	地方自治
〃　　秋	勲五等瑞宝章	大城清徳	農業振興
	勲五等瑞宝章	仲宗根梶雄	スポーツ振興
1992(平成4)年春	勲六等旭日章	山川正平	地方自治
〃　　秋	勲五等旭日章	上原綱正	自動車運送事業振興
1993(平成5)年秋	勲四等瑞宝章	友利栄吉	地方自治
1994(平成6)年春	勲五等旭日章	赤嶺慎英	地方自治
	勲五等瑞宝章	屋宜宗一	地方自治
〃　　秋	勲六等旭日章	田仲康榮	社会福祉
1997(平成9)年秋	勲五等瑞宝章	高良文雄	地方自治
1998(平成10)年春	勲五等瑞宝章	森田重男	地方自治
2000(平成12)年春	勲六等旭日章	宮城善正	技能検定
〃　　秋	勲四等瑞宝章	中村昌信	地方自治
2001(平成13)年春	勲四等旭日章	金城重正	地方自治
2002(平成14)年秋	勲五等瑞宝章	大田朝美	地方自治
2003(平成15)年秋	旭日双光章	安里安明	地方自治
2004(平成16)年秋	旭日重光章	玉城栄一	地方自治
2005(平成17)年春	旭日中綬章	島袋宗康	議案審議
〃　　秋	旭日双光章	中島徳良	地方自治

死亡叙勲

受賞年	表彰名	氏名
1967(昭和42)年	勲三等瑞宝章	金城紀光
1984(昭和59)年	勲五等瑞宝章	渡口麗秀
1986(昭和61)年	勲四等瑞宝章	辺野喜英興
1999(平成11)年	勲六等旭日章	上原善吉
2004(平成16)年	旭日単光章	座覇政道

褒章

受賞年	表彰名	氏名	主な功績
1982(昭和57)年秋	藍綬褒章	赤嶺一男	交通安全功績
1990(平成2)年秋	藍綬褒章	金城重正	地方自治功績
1995(平成7)年春	藍綬褒章	中村昌信	地方自治功績
1999(平成11)年秋	藍綬褒章	幸地正博	地方自治功績
2002(平成14)年秋	藍綬褒章	唐真弘安	地方自治功績
2004(平成16)年秋	藍綬褒章	具志孝助	地方自治功績

附属機関・一部事務組合の委員（議員）に選出された議員名簿

那覇

戦前

水道調査委員

明治40.10.16選任	小渡鴻翥	玉城克全	當間重慎	屋慶名政方

上水道調査委員

昭和2.12.19選任(第1回委員)	伊藤雅二	我喜屋則達	金城紀光	兒玉利吉
	高安高俊	花城永渡	宮里辰雄	
昭和4.7.15選任(第2回委員)	植木新太郎	我喜屋則達	川津博	高安高俊
	當間惠治	仲本政春	牧志眞喜	

那覇区瓦斯事業調査委員

明治45.5選任	渡久地政瑚	外間現敬	山城高興	
大正3年選任	大見謝恒亨	小澤朝蔵	黒木一二	崎濱秀主
	柴田政太郎			

那覇区市区改正委員

大正2.2.16選任	小牧藤次郎	小嶺幸之	照屋林顯	渡久地政瑚
	外間現敬	前田英次郎	山城高興	

学務委員

昭和4.7.15選任(市参事会員)	仲村渠盛慶	濱田良平	
(市会議員)	阿波連本堅	伊波興本	宮里良永
昭和14.7.26選任(市参事会員)	宮里辰雄	宮里良永	
(市会議員)	仲村英賢	長嶺但保	友寄隆起

土木委員

昭和4.7.15選任	喜屋武長隆	城間康雄	渡嘉敷眞英	長嶺善裕
	仲村英賢			
昭和14.7.26選任	大城佑章	翁長博徳	我那覇生精	金城清栄
	小谷良助	高良三郎	當銘喜保	

都市計画委員

昭和14年現在	尾花仲次	高安高俊	山田親徳

臨時財政調査委員

昭和14.7.26選任	■宮城邦儀	嘉手川重利	仲村英賢	仲本為美
	比嘉明信	平尾喜一	又吉世澤	

衛生委員

昭和14.7.26選任	宇良宗樽	小田義春	祖慶良輔	長嶺将快
	山田有幹			

青年学校学務委員

昭和15.3.10選任(市参事会員)	比嘉明信	山田有幹	
(市会議員)	大城佑章	翁長博徳	當銘喜保

戦後

那覇市監査委員

昭和24.3.1選任	森山昌宜			
昭和25.3.27選任	仲本斉政			
昭和25.9.30～昭和27.9.8	上原仁慶			
昭和27.9.9～昭和29.9.11	辺野喜英興			
昭和29.10.4～昭和30.10.15	浦崎唯治			
昭和30.12.21～昭和32.8.3	儀武息睦			
昭和32.9.28～昭和36.8.3	渡口政行			
昭和36.8.22～昭和40.8.3	喜久山朝重	具志栄治 (昭和36.9.30～)		
昭和40.8.6～昭和44.8.3	喜久山朝重	金城重正		
昭和44.8.7～昭和48.8.3	大浜長弘	中村昌信		
昭和48.8.10～昭和52.8.3	大浜長弘	中村昌信		
昭和52.9.20～昭和56.8.3	赤嶺宗一	玉城定仁		
昭和56.8.17～昭和60.8.3	高良盛喜 (～昭和59.12.28)	屋宜宗一 (～昭和59.6.30)	具志孝助 (昭和59.8.1～)	幸地正博 (昭和60.1.4～)
昭和60.8.14～平成1.8.3	金城健一	具志孝助 (～昭和62.8.31)	安里仁愛 (昭和62.9.11～)	
平成1.8.18～平成5.8.3	安里仁愛	大城勝夫		
平成5.8.17～平成9.8.3	幸地正博	久高将光		
平成9.8.14～平成13.8.3	安慶田光男 (～平成11.9.20)	崎山嗣幸 (～平成11.9.20)	大浜慶子 (平成11.10.4～)	唐真弘安 (平成11.10.4～)
平成13.8.10～平成17.8.3	当真嗣州	仲村善信 (～平成14.12.31)	高良幸勇 (平成15.2.5～)	
平成17.8.11～現在	玉城彰	山川典二		

那覇市都市計画審議会

昭和29.11.13～昭和30.11.13	大山盛幸	国吉有慶	平良亀助	長嶺将真
	比嘉朝四郎			
昭和0.12.21～昭和32.6.18	新垣善太郎	上間長和	久高友敏	長嶺将真
	宮里敏慶			
昭和32.10.20～昭和34.9.26	糸数昌剛	渡口麗秀	仲宗根梶雄	比嘉朝四郎
	備瀬知良	金城賢勇 (昭和33.3.24～)	森田孟松 (昭和33.3.24～)	
昭和36.8.21～昭和40.8.3	赤嶺保三郎	大山盛幸	平良真次郎	渡口麗秀
	森田孟松			

昭和40.9.30～昭和42.10.25	赤嶺保三郎	大山盛幸	金城吾郎	平良真次郎
	渡口麗秀			
昭和42.10.26～昭和44.8.3	赤嶺慎英	平良亀助	比嘉朝四郎	辺野喜英興
	安見福寿			
昭和44.8.7～昭和46.9.17	上原綱正	金城吾郎	久高友敏	高良文雄
	安見福寿			
昭和47.12.1～昭和49.11.30	大浜長弘	喜久山朝重	金城吾郎	黒潮隆
	宮城武	島袋宗康 (～昭和48.12.5)	松茂良興辰 (～昭和48.12.5)	
昭和49.12.26～昭和51.12.25	大浜長弘	喜久山朝重	黒潮隆	島袋宗康
	松茂良興辰			
昭和52.3.1～昭和54.2.28	上原清	大浜長弘	黒潮隆	島袋宗康
	松茂良興辰			
昭和54.12.12～昭和56.12.11	上原清	浦崎直有	儀間真勝	中島徳良
	中村正一			
昭和57.3.30～昭和59.3.29	赤嶺宗一	儀間真勝	幸地正博	友利玄雄
	比嘉勝秀			
昭和59.4.1～昭和61.3.31	赤嶺宗一	儀間真勝	幸地正博	友利玄雄
	比嘉勝秀			
昭和61.4.25～昭和63.3.31	安慶田光男	浦崎直有	奥平順光	儀間真勝
	玉那覇宏			
昭和63.6.29～平成2.6.28	浦崎直有 (～平成1.12.3)	翁長政俊 (～平成1.12.3)	儀間真勝	玉那覇宏 (～平成1.12.3)
	仲本嘉公 (～平成1.12.3)	赤嶺宗一 (平成1.12.4～)	浦崎唯昭 (平成1.12.4～)	平仲善幸 (平成1.12.4～)
	松田義之 (平成1.12.4～)			
平成2.8.10～平成4.8.9	赤嶺宗一	安里仁愛	浦崎唯昭	儀間真勝
	松田義之			
平成4.8.24～平成6.8.23	赤嶺宗一 (～平成6.2.17)	安里仁愛 (～平成6.2.17)	浦崎唯昭	儀間真勝 (～平成6.2.17)
	松田義之	東江芳隆 (平成6.2.18～)	大田朝美 (平成6.2.18～)	我那覇生隆 (平成6.2.18～)
平成6.11.18～平成8.11.17	東江芳隆	浦崎唯昭 (～平成8.5.31)	大田朝美	我那覇生隆
	松田義之			
平成9.2.3～平成11.2.2	東江芳隆	大田朝美 (～平成10.7.2)	松田義之 (～平成10.3.31)	唐真弘安 (～平成10.1.21)
	永山盛廣	大浜慶子 (平成11.2.1～)	亀島賢優 (平成10.1.22～)	与儀　清春 (平成11.2.1～)
平成11.3.30～平成13.3.29	東江芳隆	大浜慶子	亀島賢優	永山盛廣
	与儀清春			
平成14.2.21～平成16.2.20	上原章	久高将光	玉城彰	當間盛夫
	宮里光雄			
平成16.10.18～平成17.10.18	大浜美早江	久高将光	崎山嗣幸	知念博
	宮里光雄	糸数昌洋	多和田栄子	仲村家治

平成17.11.11～現在	糸数昌洋	多和田栄子	仲村家治	松川靖
	湧川朝渉			

那覇市財産評価委員会

昭和33.6.3～	儀武息睦	金城賢勇	平良真次郎	
昭和37.3.22～昭和39.3.21	久高友敏	久場景善	平良真次郎	
昭和40.1.25～昭和42.1.24	大浜長弘	久高友敏	平良亀助	平良真次郎
昭和42.2.1～昭和44.1.31	大浜長弘	久高友敏	平良亀助	平良真次郎
昭和44.3.17～昭和46.3.16	大浜長弘	久高友敏	平良亀助 (～昭和44.8.3)	平良真次郎 (～昭和44.8.3)
	島袋宗康 (昭和44.8.14～)	平良玄昌 (昭和44.8.14～)		
昭和46.3.17～昭和48.3.13	大浜長弘	久高友敏	島袋宗康	平良玄昌 (～昭和46.6.14)
	宮里敏慶 (昭和46.6.15～)			
昭和48.3.17～昭和50.3.13	大浜長弘	久高友敏 (～昭和48.8.3)	島袋宗康	宮里敏慶
	古波蔵保吉 (昭和48.8.3～)			
昭和50.3.17～昭和52.3.31	大浜長弘	古波蔵保吉	島袋宗康	宮里敏慶
昭和52.4.1～昭和54.3.15	大浜長弘	古波蔵保吉	島袋宗康	宮里敏慶 (～昭和52.8.3)
	宮城武 (昭和52.10.1～)			
昭和54.3.30～昭和56.3.10	大浜長弘	古波蔵保吉	島袋宗康	山川正平
昭和56.3.26～昭和58.3.25	大浜長弘	古波蔵保吉 (～昭和56.8.3)	島袋宗康 (～昭和56.9.23)	山川正平 (～昭和56.8.3)
	新崎真次郎 (昭和56.9.24～)	国吉辰雄 (昭和56.9.24～)	奥平順光 (昭和56.9.24～)	
昭和58.4.12～昭和60.4.11	新崎真次郎	大浜長弘 (～昭和59.1.25)	奥平順光	国吉辰雄
	幸地正博 (昭和59.1.25～)			
昭和60.5.28～昭和62.5.27	新崎真次郎 (～昭和61.9.5)	奥平順光	国吉辰雄 (～昭和60.8.3)	幸地正博 (～昭和61.9.5)
	友利玄雄 (昭和61.9.5～)	高良政彦 (昭和61.9.5～)	安里安明 (昭和61.9.5～)	
昭和62.6.1～平成1.5.31	安里安明	高良政彦 (～昭和63.7.25)	友利玄雄 (～昭和63.1.21)	仲本嘉公
	久高友弘 (昭和63.1.21～)	幸地正博 (昭和63.7.25～)		
平成1.10.23～平成3.10.22	安慶田光男	安里安明	幸地正博	仲本嘉公
平成4.2.18～平成6.2.17	安慶田光男 (～平成4.5.25)	安里安明 (～平成5.8)	幸地正博	仲本嘉公
	安里仁愛 (平成5.10.4～)	新崎真次郎 (平成5.10.4～)		
平成6.2.22～平成8.2.21	安里仁愛	新崎真次郎	幸地正博	仲本嘉公
平成8.2.26～平成10.2.25.	安里仁愛 (退任不明)	新崎真次郎 (～平成9.8.3)	幸地正博	仲本嘉公
	亀島賢優 (就退任不明)	高里良樹 (平成9.11.21～)	大城春吉 (平成9.11.21～)	
平成10.11.24～平成11.9.3	大城春吉	大浜安史	高里良樹	仲本嘉公

那覇市町界町名整理審議会

昭和43.9.27～昭和44.4.22	赤嶺慎英	大山盛幸	金城吾郎	平良真次郎
	比嘉朝四郎			
昭和44.4.23～昭和46.1.31	儀間真祥	金城吾郎	国吉辰雄	高良文雄
	友利栄吉			
昭和46.2.1～昭和47.5.31	儀間真祥	金城吾郎	国吉辰雄	高良文雄
	安見福寿			
昭和47.6.30～昭和49.1.31	金城吾郎	国吉辰雄	黒潮隆	高良文雄
	安見福寿			
昭和49.2.1～昭和51.4.30	黒潮隆	島袋宗康	玉那覇宏	松茂良興辰
	宮里敏慶			
昭和51.5.1～昭和53.10.31	黒潮隆	島袋宗康	玉那覇宏	松茂良興辰
	宮里敏慶 (～昭和52.8.3)	新垣正達 (昭和53.2.24～)		
昭和53.11.1～昭和55.10.31	新垣正達	黒潮隆	島袋宗康	玉那覇宏
	松茂良興辰			
昭和55.11.1～昭和57.10.31	新垣正達	黒潮隆	島袋宗康 (～昭和56.9.30)	玉那覇宏
	松茂良興辰	赤嶺宗一 (昭和56.10.1～)		
昭和57.11.1～昭和59.10.31	赤嶺宗一	新垣正達	黒潮隆	玉那覇宏
	松茂良興辰			
昭和60.1.24～昭和62.1.23	赤嶺宗一 (～昭和61.2.16)	新垣正達 (～昭和61.2.16)	黒潮隆 (～昭和61.2.16)	玉那覇宏 (～昭和61.2.16)
	松茂良興辰 (～昭和61.2.16)	糸洲朝則 (昭和61.2.17～)	浦崎唯昭 (昭和61.2.17～)	当真嗣州 (昭和61.2.17～)
	唐真弘安 (昭和61.2.17～)	中村昌信 (昭和61.2.17～)		
昭和62.2.17～平成1.2.16	糸洲朝則	浦崎唯昭	当真嗣州	唐真弘安
	中村昌信			
平成2.5.22～平成4.5.21	我那覇生隆	国吉真徳	座覇政為	高里鈴代
	中島徳良			
平成5.6.25～平成7.6.24	我那覇生隆 (～平成6.3.7)	国吉真徳	座覇政為 (～平成6.3.7)	高里鈴代
	中島徳良 (～平成5.8.3)	新崎真次郎 (平成6.3.7～)	上原清 (平成6.3.7～)	大浜安史 (平成6.3.7～)
平成7.12.27～平成9.12.26	新崎真次郎	上原清	大浜安史	国吉真徳
	高里鈴代			
平成10.5.29～平成12.5.28	大浜安史	国吉真徳	永山盛廣	真栄城守晨
	与儀清春			

那覇市史編集委員会

昭和41.～昭和44.	赤嶺慎英	大山盛幸	喜久山朝重	比嘉佑直
	安見福寿			
昭和44.9.1～	喜久山朝重	久高友敏	島袋宗康	比嘉佑直
	安見福寿			

昭和48.6.15～昭和50.-	喜久山朝重	島袋宗康	比嘉佑直 (～昭和48.8.3)	安見福寿 (～昭和48.8.3)
	瀬長フミ (昭和49.3.28～)	高良盛喜 (昭和49.3.28～)	野崎フミ (昭和49.3.28～)	
昭和51.3.10～昭和53.11.30	島袋宗康 (～昭和52.-)	瀬長フミ	高良盛喜	野崎文子
	宮里敏慶 (～昭和52.8.3)	金城健一 (昭和53.8.1～)	松茂良興辰 (昭和53.8.1～)	
昭和53.12.1～昭和55.11.30	金城健一 (～昭和55.7.31)	瀬長フミ	高良盛喜	野崎文子
	松茂良興辰 (～昭和55.7.31)			
昭和55.12.22～昭和56.9.30	金城健一	大城勝夫	古波蔵保吉 (～昭和56.8.3)	屋宜宗一
昭和56.10.1～昭和58.2.17	大城勝夫	金城健一	真喜屋武	屋宜宗一
昭和58.2.18～昭和60.3.31	大城勝夫	喜屋武武	金城健一	屋宜宗一
昭和60.10.29～昭和62.10.28	安里仁愛	玉那覇宏	比嘉勝秀	松茂良興辰 (～昭和61.11.6)
昭和63.1.21～平成2.1.20	浦崎唯昭	翁長雄志	玉那覇宏 (～平成1.10.24)	真栄城守晨 (～平成1.10.24)
	翁長政俊 (平成1.10.25～)	古波蔵保吉 (平成1.10.25～)		
平成2.2.8～平成4.3.25	浦崎唯昭	翁長雄志	翁長政俊	古波蔵保吉
平成4.3.30～平成6.3.29	浦崎唯昭	古波蔵保吉	東江芳隆 (平成5.3.24～)	大城春吉 (平成5.3.24～)
平成6.3.31～平成8.3.30	東江芳隆	大城春吉	金城徹	古波蔵保吉
平成8.3.31～平成10.2.25	東江芳隆	大城春吉	嘉数進 (平成9.2.19～)	屋良栄作 (平成9.2.19～)
平成10.2.26～平成11.9.3	東江芳隆 (～平成11.2.18)	嘉数進	唐真弘安 (～平成11.2.18)	屋良栄作

那覇市民生委員推薦会

昭和46.10.6～昭和49.10.3	大浜長弘	
昭和49.10.4～昭和52.10.3	大浜長弘	
昭和52.10.4～昭和55.10.3	玉那覇宏	
昭和55.10.13～昭和58.10.12	玉那覇宏 (～昭和56.12.10)	仲宗根義 (昭和56.12.11～)
昭和58.10.13～昭和61.10.12	中島徳良	
昭和61.10.13～平成1.10.12	幸地正博 (～昭和63.2.28)	大城勝夫 (平成63.2.29～)
平成1.10.13～平成4.10.12	中島徳良	
平成4.12.25～平成7.10.12	亀島賢優 (～平成5.10.12)	真栄城守晨 (平成5.10.12～)
平成7.10.12～平成10.10.11	真栄城守晨	
平成11.3.29～平成14.3.28	不明	
平成14.7.25～平成17.7.24	喜舎場盛三	
平成17.11.15～現在	大浜美早江	

那覇市公害対策審議会

昭和47.4.28～昭和48.11.13	大浜長弘	金城甚松	黒潮隆	宮城武
昭和48.11.1～昭和49.5.1	新垣正達	浦崎直有	幸地正博	真喜屋武
昭和49.5.8～昭和51.4.1	新垣正達	浦崎直有	幸地正博	真喜屋武
昭和51.5.31～昭和53.5.30	新垣正達	浦崎直有	幸地正博	真喜屋武
昭和53.5.31～昭和55.4.30	伊差川新吉	幸地正博	当真嗣州	屋宜宗一
昭和55.5.31～昭和57.4.30	我如古盛仁	幸地正博	仲井間一郎	中村昌信
昭和57.7.1～昭和59.6.30	安里安明	伊差川新吉	高良盛喜	中村正一
昭和59.9.1～昭和61.8.31	安里安明	伊差川新吉	高良盛喜 (～昭和60.8.3)	中村正一
昭和61.11.1～昭和63.10.30	新崎真次郎	浦崎直有	嘉数進	亀島賢優
昭和63.11.1～平成2.10.31	新崎真次郎	浦崎直有 (～平成1.8.3)	嘉数進	亀島賢優
平成2.11.1～平成4.10.31	嘉数進	亀島賢優	瀬良垣武安	友利玄雄
平成4.11.1～平成6.10.31	嘉数進	亀島賢優	瀬良垣武安	友利玄雄
平成7.9.4～平成9.9.3	瀬良垣武安	友利玄雄		
平成9.9.4～平成11.9.3	亀島賢優	瀬良垣武安		

那覇市国民健康保険運営協議会

昭和47.11.20～	大浜長弘	
昭和48.1.21～昭和50.1.22	大浜長弘	
昭和50.1.23～昭和51.3.16	中村昌信	
昭和51.3.17～昭和52.2.26	屋宜宗一	
昭和52.2.27～昭和54.1.22	具志孝助	
昭和54.1.23～昭和56.1.22	具志孝助	
昭和56.1.23～昭和58.1.22	具志孝助	
昭和58.1.23～昭和60.1.22	唐真　弘安 (～昭和58.10.19)	安里　仁愛 (昭和58.10.20～)
昭和60.1.23～昭和62.1.22	安里仁愛 (～昭和60.9.18)	上原清 (昭和60.9.19～)
昭和62.1.23～平成1.1.22	上原清	
平成1.1.23～平成3.1.22	上原清	
平成3.3.5.～平成5.3.4	上原清 (～平成4.5.15)	座覇政為 (平成4.5.16～)
平成5.11.19～平成7.11.18	安里仁愛 (～平成7.5.13)	
平成7.11.19～平成9.10.13	安里仁愛 (～平成9.8.3)	
平成9.10.14～平成11.9.19	亀島賢優	

那覇市土地開発公社理事会

昭和48.4.21～昭和50.4.20	大浜長弘	喜久山朝重	黒潮隆	島袋宗康
昭和50.4.21～昭和52.4.20	大浜長弘	喜久山朝重	黒潮隆	島袋宗康
昭和52.4.21～昭和54.4.20	大浜長弘	喜久山朝重	黒潮隆	島袋宗康
昭和54.4.21～昭和56.4.20	大浜長弘	黒潮隆	島袋宗康	山川正平

昭和56.4.21～昭和58.4.20	大浜長弘	黒潮隆	島袋宗康 (～昭和56.8.31)	山川正平 (～昭和56.8.31)
	座覇政道 (昭和56.9.1～)	新垣正達 (昭和56.9.1～)		
昭和58.4.21～昭和60.4.20	新垣正達	大浜長弘 (～昭和58.12.31)	黒潮隆	座覇政道
	玉那覇宏 (昭和59.1.30～)			
昭和60.4.21～昭和62.4.20	新垣正達 (～昭和60.8.3)	黒潮隆 (～昭和60.8.3)	座覇政道 (～昭和60.8.3)	玉那覇宏 (～昭和60.8.3)
	安里仁愛 (昭和60.9.11～)	儀間真勝 (昭和60.9.11～)	中島徳良 (昭和60.9.11～)	比嘉勝秀 (昭和60.9.11～)
昭和62.4.21～平成1.4.20	安里仁愛	儀間真勝	中島徳良	比嘉勝秀 (～昭和63.6.2)
	唐真弘安 (昭和63.7.1～)			
平成1.4.21～平成3.4.20	安里仁愛	儀間真勝	唐真弘安 (～平成2.2.28)	中島徳良
	我那覇生隆 (平成2.3.1～)			
平成3.4.22～平成5.4.21	新崎真次郎	我那覇生隆 (平成3.6.3～)	幸地正博	当真嗣州
	仲村善信			
平成5.4.22～平成7.4.21	新崎真次郎 (～平成5.10.31)	我那覇生隆 (～平成5.10.31)	幸地正博	当真嗣州
	安慶田光男 (平成5.11.1～)	唐真弘安 (平成5.11.1～)		
平成7.4.22～平成9.4.21	唐真弘安 (～平成7.5.31)	3人不明		
平成9.4.22～平成11.4.21	幸地正博	唐真弘安	仲村善信	前田政明

那覇市水産業振興整備対策協議会

昭和48.9.10～	玉那覇宏	
昭和49.9.10～昭和51.9.9	玉那覇宏	中村昌信
昭和51.9.20～昭和53.9.19	玉那覇宏	中村昌信
昭和61.9.12～昭和62.3.31	久高友弘	高良政彦
平成10.4.～平成11.9.3	我那覇生隆	

那覇市総合計画審議会

昭和48.12.21～	新垣弘	黒潮隆	座覇政道	玉那覇宏
	仲本安一			
昭和53.6.9～昭和53.8.2	新垣弘	浦崎直有	黒潮隆	座覇政道
	玉那覇宏	中村正一		
昭和63.2.4～昭和63.8.31	赤嶺政賢	安里仁愛	糸洲朝則	金城健一
	唐真弘安	長嶺高兆		
平成10.7.18～平成10.12.1	安慶田光男	崎山嗣幸	洲鎌忠	前田政明
	松田義之	中村昌樹		

那覇市学校給食センター運営委員会

昭和49.7.1～昭和51.6.30	大浜長弘	国吉辰雄 (～昭50.6.30)	高良文雄	仲村正治
	古波蔵保吉 (昭50.7.1～)	仲本安一 (昭50.7.1～)	野崎文子 (昭50.7.1～)	
昭和51.7.1～昭和53.6.30	新垣弘	大浜長弘	国吉辰雄	古波蔵保吉
	高良文雄	野崎文子		
昭和53.7.1～昭和55.6.30	新垣弘	国吉辰雄	幸地正博	高良文雄
	当真嗣州	友利玄雄	中村昌信	屋宜宗一
昭和55.7.1～昭和57.6.30	新垣弘	上原綱正	我如古盛仁	国吉辰雄
	幸地正博	高良文雄	仲井間一郎	中村昌信
昭和57.7.1～昭和59.6.30	安里安明	我如古盛仁	国吉辰雄	幸地正博
	高良文雄	唐真弘安	中村昌信	長嶺高兆
昭和59.7.1～昭和61.6.30	安里安明	我如古盛仁	国吉辰雄	幸地正博
	高良文雄	唐真弘安	中村昌信	長嶺高兆
昭和61.7.1～昭和63.6.30	安慶田光男	上原清	大城勝夫	翁長雄志
	金城健一	久高将光	仲宗根義	真喜屋武
昭和63.7.1～平成1.8.3	上原清	大城勝夫	翁長雄志	金城健一
	久高将光	具志孝助	仲宗根義	真喜屋武
平成1.11.1～平成2.6.30	新崎真次郎	翁長雄志	儀間真勝	久保田淑子
	具志孝助	瀬良垣武安	高里鈴代	友利玄雄
平成2.7.1～平成4.6.30	新崎真次郎	翁長雄志	儀間真勝	久保田淑子
	具志孝助	瀬良垣武安	高里鈴代	友利玄雄
平成4.7.1～平成5.8.3	新崎眞次郎	大城朝助	儀間真勝	久保田淑子
	瀬良垣武安	高里鈴代	友利玄雄	山田義宜
平成5.11.4～平成6.6.30	安慶田光男	久保田淑子	座覇政為	瀬良垣武安
	高里鈴代	渡口初美	友利玄雄	宮城宜子
平成6.7.1～平成8.6.30	安慶田光男 (～平成8.5.31)	久保田淑子	座覇政為	瀬良垣武安
	高里鈴代	渡口初美	友利玄雄	宮城宜子
平成8.7.1～平成9.6	井上正邦 (就任年月日不明)	大浜慶子	座覇政為	瀬良垣武安
	高里鈴代	玉城仁章	知念博	宮城宜子
平成9.- ～平成11.-	大城春吉	大浜慶子	座覇政為	瀬良垣武安
	高里鈴代	玉城仁章	知念博	宮城宜子

那覇市地方港湾審議会

昭和49.11.22～昭和51.11.21	奥浜玄俊	我那覇祥義	瀬長フミ	玉那覇宏
	真栄城嘉園			
昭和52.11.9～昭和54.11.8	大嶺政源	金城健一	古波蔵保吉	玉那覇宏
	松茂良興辰			
昭和54.11.9～昭和56.8.3	大嶺政源	金城健一	古波蔵保吉	玉那覇宏
	松茂良興辰			

昭和56.- ～昭和58.-	金城健一	古波蔵保吉	玉那覇宏	松茂良興辰
	1人不明			
昭和59.3.29～昭和61.3.28	上原清	金城健一	我那覇生隆	我如古盛仁 (～昭和60.8.3)
	中島徳良			
昭和61.4.25～昭和62.12.1	安慶田光男	浦崎直有	奥平順光	儀間真勝
	玉那覇宏			
昭和62.12.2～平成1.12.1	安里安明	大城栄徳 (～昭和63.5.31)	大城勝夫	翁長政俊
	真喜屋武 (～平成1.8.3)			
平成2.1.20～平成5.8.3	赤嶺宗一	糸洲朝則	久高将光	真栄城守晨
	前田政明			
平成5.6.22～平成9.8.3	大城春吉	古波蔵保吉 (～平成8.5.9)	洲鎌忠	唐真弘安 (～平成8.5.31)
	松田義之	湧川朝渉 (平成8.7.15～)		
平成9.5.26～平成13.8.3	大城春吉	洲鎌忠	唐真弘安	松田義之
	湧川朝渉			
平成13.5.31～平成15.5.30	大城朝助	崎山嗣幸	洲鎌忠	唐真弘安
	宮國恵徳			

那覇市農業委員会

昭和50.10.1～昭和53.9.30	喜久山朝重	我如古盛仁	宮里敏慶	
昭和53.10.1～昭和56.9.30	新垣弘	伊差川新吉	我如古盛仁	久高友弘
昭和56.10.1～昭和59.9.30	我如古盛仁	金城重正	久高友弘	
昭和59.10.1～昭和62.9.30	当真嗣州	唐真弘安	友利玄雄	中村昌信
昭和62.10.1～平成2.9.30	具志孝助	久高友弘	当真嗣州	唐真弘安
平成2.10.1～平成5.9.30	新崎真次郎	久高将光	当真嗣州	平仲善幸 (～平成4.5.25)
	赤嶺宗一 (平成4.9.7～)			
平成5.10.1～平成8.9.30	上原清	当真嗣州	仲村善信	仲本嘉公
平成8.10.1～平成11.9.30	安里仁愛	上原善吉 (～平成11.6.14)	仲本嘉公	真栄城守晨
平成11.10.1～平成14.9.30	大田朝美	国吉真徳	当真嗣州	仲村善信
平成14.10.1～平成17.9.30	大城春吉	当真嗣州	唐真弘安	比嘉京子 (～平成16.5.28)
	中村昌樹 (平成16.6.29～17.1.21)	崎山嗣幸 (平成17.3.23～)		
平成17.10.1～現在	渡久地修	唐真弘安		

那覇市軍用地跡地利用審議会

昭和51.3.9～昭和53.3.8	新垣弘	奥浜玄俊	国吉辰雄	高良盛喜
昭和53.3.9～昭和55.3.8	赤嶺宗一	新垣正達	国吉辰雄	高良盛喜
昭和56.3.3～昭和58.3.2	新垣弘 (～昭和56.8.3)	国吉辰雄	平仲善幸	森田重男
	高良忠清 (昭和56.12.10～)			

昭和58.3.3～昭和60.3.2	新垣正達	高良忠清	平仲善幸	森田重男
昭和60.3.29～昭和62.3.28	赤嶺政賢	上原善吉	久高将光	幸地正博
昭和63.3.30～平成2.3.29	赤嶺政賢	上原善吉	久高将光	幸地正博
平成2.3.30～平成4.3.29	不明			
平成4.3.30～平成6.3.29	赤嶺政賢	糸洲朝則 (～平成8.5.31)	上原善吉	渡久地健 (～平成5.10.5)
	金城徹 (平成5.10.5～)			
平成7.3.3～平成9.3.2	赤嶺誠賢	糸洲朝則	上原善吉	金城徹 (～平成8.5.31)
平成9.3.29～平成11.3.28	大城朝助	我那覇生隆	国吉真徳	知念博

那覇市スポーツ振興審議会

昭和51.10.1～昭和53.9.30	黒潮隆	山川正平	
昭和53.11.1～昭和55.10.31	仲井間一郎	中村昌信	
昭和56.1.1～昭和57.12.31	奥平順光	仲井間一郎 (～昭和56.9.30)	仲宗根義 (昭和56.10.1～)
昭和58.1.1～昭和59.12.31	奥平順光	仲宗根義	
昭和60.1.1～昭和61.12.31	奥平順光	仲宗根義	
昭和62.2.6～平成1.2.5	大城栄徳 (～昭和63.6.2)	長嶺高兆	中村昌信 (昭和63.8.1～)
平成1.5.1～平成3.4.30	長嶺高兆 (～平成1.2.5)	中村昌信	翁長政俊 (平成1.9.22～)
平成3.5.1～平成5.4.30	翁長政俊 (～平成4.5.25)	中村昌信	
平成5.11.5～平成7.5.31	中村昌信	高里良樹	
平成7.10.31～平成9.11.1	高里良樹	中村昌信	
平成10.3.19～平成12.3.18	渡久地修	宮國恵徳	

那覇市青少年センター運営協議会

昭和52.6.1～昭和54.5.31	黒潮隆	玉城定仁	
昭和54.6.1～昭和56.5.31	座覇政道	高良文雄	
昭和56.6.1～昭和58.5.31	伊差川新吉	比嘉勝秀	
昭和58.6.1～昭和60.5.31	伊差川新吉	仲宗根義	
昭和60.8.4～昭和62.8.3	平良長政	仲村善信	
昭和62.8.4～平成1.8.4	平良長政	仲村善信	
平成1.9.1～平成3.8.31	平良長政	仲村善信	
平成3.12.21～平成5.12.20	平良長政 (～平成4.5.24)	仲村善信	崎山嗣幸 (平成4.5.25～)
平成6.2.25～平成8.2.24	崎山嗣幸	座覇政為	
平成9.2.2 ～平成11.2.20	崎山嗣幸 (～平成9.12.1)	座覇政為	知念克征 (平成9.12.2～)

那覇市献血推進協議会

昭和53.8.14～昭和55.3.31	大嶺政源		
昭和55.4.1～昭和57.3.31	大嶺政源		
昭和57.4.1～昭和59.3.31	安里安明	伊差川新吉	
昭和59.4.1～昭和61.3.31	安里安明	伊差川新吉	
昭和61.4.1～昭和63.3.31	久高友弘	森田重男	
昭和63.4.1～平成2.3.31	久高友弘	森田重男	
平成2.4.1～平成4.3.31	大田朝美	大浜慶子	
平成4.4.1～平成6.3.31	大田朝美 (～平成5.10.31)	大浜慶子 (平成4.7.8～)	久高将光 (平成5.11.1～)
平成6.4.1～平成8.3.31	不明		
平成8.4.1～平成10.3.31	松田義之	宮國恵徳	
平成10.4.1～平成12.3.31	久保田淑子	宮國恵徳	

那覇市政功労者表彰審査委員会

昭和56.4.27選任	古波蔵保吉	中島徳良	中村昌信	山川正平
昭和57.5.4選任	上原清	玉那覇宏	唐真弘安	真喜屋武
昭和58.4.22選任	安里仁愛	奥平順光	高良文雄	玉那覇宏
昭和59.5.1選任	安里仁愛	奥平順光	玉那覇宏	友利玄雄
昭和60.4.30選任	安里仁愛	奥平順光	玉那覇宏	友利玄雄
昭和61.4.30選任	奥平順光	亀島賢優	当真嗣州	仲村善信
昭和62.4.22選任	金城健一	久高友弘	当真嗣州	唐真弘安
昭和63.4.25選任	金城健一	久高友弘	当真嗣州	唐真弘安
平成1.4.20選任	安里安明	大城勝夫	平良長政	唐真弘安
平成2.4.19選任	上原清	平良長政	当真嗣州	渡久地健
平成5.4.6選任	赤嶺宗一	浦崎唯昭	久保田淑子	山田義宜
平成6.4.8選任	安慶田光男	大城春吉	瀬良垣武安	前田政明
平成7.4.10選任	上原清	唐真弘安	前田政明	松田義之
平成8.4.5選任	安里仁愛	大田朝美	崎山嗣幸	松田義之
平成9.4.7選任	久高将光	崎山嗣幸	玉城仁章	前田政明
平成10.4.9選任	大浜慶子	我那覇生隆	高良幸勇	当真嗣州
平成11.4.13選任	大浜安史	玉城仁章	知念克征	永山盛廣

那覇市青少年問題協議会

昭和56.11.1～昭和60.8.3	友利玄雄	幸地正博	
昭和60.～平成1.8.3	長嶺高兆	外間久子 (～昭和63.6.2)	赤嶺政賢 (昭和63.12.5～)
平成1.10.17～平成5.8.3	宮城宜子	高良幸勇	
平成5.12.1～平成9.8.3	嘉数進	玉城仁章	
平成9.11.25～平成13.8.3	渡久地修	仲村善信	
平成14.1.22～平成17.8.3	我如古一郎	比嘉京子 (～平成16.5.28)	平良正邦 (平成17.2.1～)
平成17.11.24～現在	久高友弘	島尻安伊子	

那覇市個人情報保護運営審議会

平成4.4.1～平成6.3.31	大城勝夫	真栄城守晨	前田政明	高里良樹 (平成4.9.21～5.12.2)
	高良幸勇 (平成5.12.2～)			
平成6.4.25～平成8.4.24	大城勝夫	高良幸勇	真栄城守晨	前田政明
平成8.4.25～平成10.4.24	大城勝夫 (～平成9.8.12)	洲鎌忠 (～平成9.10.9)	高良幸勇	前田政明 (～平成9.10.9)
	翁長俊英 (平成9.8.12～)			
平成10.6.24～平成11.9.3	翁長俊英	高良幸勇 (～平成11.1.21)	宮國恵徳	湧川朝渉

那覇市都市景観審議会

昭和63.2.10～平成2.2.9	大田朝美	亀島賢優	
平成2.2.10～平成4.2.15	大田朝美	平仲善幸	
平成4.5.20～平成6.5.19	大城朝助 (平成4.7.15～5.8.3)	大田朝美	大浜慶子 (平成6.2.1～)
平成6.6.6～平成8.6.5	大田朝美	大浜慶子	
平成8.12.17～平成10.12.16	久保田淑子	唐真弘安	
平成10.12.17～平成12.12.16	久保田淑子	唐真弘安	

那覇市情報公開制度運営審議会

平成1.5.30～平成3.5.29	赤嶺政賢	安里安明	平良長政	仲村善信
平成3.7.1～平成5.6.30	赤嶺政賢	安里安明	平良長政 (～平成4.5.25)	仲村善信
	崎山嗣幸 (平成4.8.20～)			
平成5.7.1～平成7.6.30	赤嶺政賢	崎山嗣幸	仲村善信	亀島賢優 (平成6.3.31～)
平成7. 10.8～平成9.10.9	赤嶺政賢 (～平成8.3.30)	亀島賢優	崎山嗣幸	仲村善信
	前田政明 (平成8.5.31～)			
平成10.7.3～平成11.9.3	大城朝助	崎山嗣幸	玉城仁章	山川典二

那覇市新庁舎位置選定審議会

平成2.10.3～平成4.10.2	翁長雄志	平仲善幸
平成4.9.7～平成5.4.28	中村昌信	真栄城守晨

那覇市女性問題会議

平成3.2.13～平成5.2.12	高里鈴代	宮城宜子	大浜慶子
平成5.7.13～平成7.7.12	高里鈴代	宮城宜子	久保田淑子
平成7.8.1～平成9.7.31	高里鈴代	宮城宜子	久保田淑子
平成9.8.20～平成11.8.19	高里鈴代	宮城宜子	久保田淑子

那覇市民会館及びパレット市民劇場運営委員会

平成4.2.21～平成6.2.20	渡久地健	仲本嘉公
平成6.2.28～平成8.2.27	渡久地健	仲本嘉公
平成8.2.28～平成10.2.27	知念克征	仲村善信
平成10.3.29～平成11.9.3	高里良樹	知念克征

那覇市文化行政審議会

平成4.3.30～平成6.3.29	不明	
平成6.8.22～平成8.8.21	高里良樹	前田政明
平成8.8.22～平成10.8.21	大城春吉	当真嗣州

那覇市女性史編集委員会

平成4.6.16～平成6.6.15	高里鈴代	高良幸勇
平成6.7.27～平成8.7.26	高里鈴代	高良幸勇
平成8.6.16～平成10.6.15	高里鈴代	高良幸勇
平成10.6.16～平成13.3.31	高里鈴代	

那覇市伝統工芸館運営審議会

平成5.～	不明
平成6.8.18～平成8.8.17	我那覇生隆
平成9.～平成11.9.3	安里仁愛

那覇市一般廃棄物推進対策審議会

平成5.9.27～平成7.9.26	糸洲朝則	高良幸勇
平成7.9.29～平成9.9.28	糸洲朝則	高良幸勇
平成10.11.20～平成11.9.3	高良幸勇 (～平成11.1.20)	中村昌樹

那覇市生涯学習推進協議会

平成6.7.12～平成8.7.11	大浜安史	渡久地健 (～平成8.2.29)
平成8.9.3～平成10.9.2	大浜安史	屋良栄作
平成11.3.29～平成13.3.28	幸地正博	屋良栄作

那覇市環境基本計画審議会

平成10.4.1～平成11.9.3	久高将光	当真嗣州

那覇市教育史編さん委員会

平成10年度～平成11.9.3	大城春吉	永山盛廣

一部事務組合

南部広域市町村圏事務組合

平成4.11.11～平成5.8.3	赤嶺宗一	大田朝美	唐真弘安	
平成5.8.12～平成9.8.3	安里安明	上原善吉	我那覇生隆 (～平成8.9.12)	久高将光 (平成8.9.26～)
平成9.8.12～平成13.8.3	上原清 (～平成11.8.13)	我那覇生隆 (～平成11.7.30)	当真嗣州	亀島賢優 (平成11.8.17～)
	久高将光 (平成11.8.17～11.12.10)	玉城仁章 (平成11.12.13～)		
平成13.8.10～平成17.8.3	狩俣信子 (～平成15.12.2)	我那覇生隆	永山盛廣	崎山嗣幸 (平成15.12.15～)
平成17.8.11～平成21.8.3	大城朝助	翁長俊英	久高将光	

那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合

平成11.12.13～平成13.8.3	安里仁愛	我那覇生隆	久高将光	幸地正博
	高里鈴代	中村昌樹 (～平成12.2.29)	仲本嘉公	真栄城守晨
	前田政明	与儀清春 (平成12.3.9～)		
平成13.8.10～平成17.8.3	大浜安史	金城徹 (～平成14.3.5)	久高友弘	座覇政為
	高里良樹 (～平成16.5.28)	中村昌樹 (～平成16.12.22)	仲本嘉公 (～平成17.3.1)	前田政明 (～平成15.12.2)
	与儀清春	屋良栄作 (平成14.3.14～)	渡久地修 (平成15.12.15～)	玉城仁章 (平成16.6.29～)
	比嘉憲次郎 (平成17.2.22～)	喜舎場盛三 (平成17.3.23～)		
平成17.8.11～平成21.8.3	安慶田光男	大城春吉	我如古一郎	高良正幸
	渡久地政作	比嘉憲次郎	松田義之	宮國恵徳
	山内盛三			

那覇港管理組合

平成14.5.8～平成17.8.3	安慶田光男 (平成15.12.2～)	国吉真徳	洲鎌忠	亀島賢優 (平成15.12.15～)
平成17.8.11～平成21.8.3	亀島賢優 (平成17.12.9～)	金城徹	崎山嗣幸	翁長俊英 (平成17.12.20～)

首里

戦前

伝染病予防委員

明治32.8.8選任	賀根村嘉庸 (～明治34.3.31)	知念績昌	我那覇朝功 (明治35.10.8～)
明治36.9.23選任	我那覇朝功	知念積昌	

出納検査立会人

明治43.5.2選任	伊是名朝睦	仲里朝茂	外間完董
大正6.2.23選任	粟國永傳	浦添朝宣	讀谷山朝慶
大正7.2.27選任	粟國永傳	與儀喜恒	

臨時建築委員

明治44.2.8選任	當眞嗣守

首里市制施行問題調査委員

大正7.5.15選任	粟國永傳	伊江朝助	尚球	嵩原安佐
	豊見城盛和	與那原良奎	讀谷山朝慶	

学務委員

昭和4.8.12選任	金城盛亨	桑江良和	嵩元盛昌	知念清規
	山口房良			
昭和11年現在	儀武息睦	佐久本政良	嵩原安佐	渡嘉敷直清
	眞志喜朝睦			

自動車委員

昭和8.10.29選任(市参事会員)	新城安序 (～昭和9)	眞榮城玄明	宮平良常 (昭和9～)	
(議　　員)	喜屋武元持	儀武息睦	嵩原安佐	玉城尚秀
	山口房良			

土木委員

昭和11年現在	金城次良	金城良欣	佐久本政良	城間雄蔵
	仲村渠誠輝			

新垣バス買収交渉委員

昭和11.3.3選任	儀武息睦	佐久本政良	嵩原安佐	玉城尚秀
	宮城能宏	山口房良		

戦後

首里市臨時委員

昭和23.6選任（文化委員）	武富セツ	渡名喜聰	古堅厚亮	宮城崇徳
	豊平良顯 (～昭24.1.15)			
（産業委員）	上間長和	田場典弘	玉那覇有喜	山城範英
	2人不明			
（財政委員）	新垣尚紀	金城幸祥	仲松庸幸	福地友章
	屋嘉比柴建			
（復興委員）	石川逢常	喜納屋真	金城松助	佐久本政敦
	松本完可			
（社会事業委員）	久高友敏	識名盛恒	知花包吉	當眞嗣種
	比嘉良実			

監査委員

昭和24.1.27選任	山城範英
昭和25.3.15選任	屋嘉比柴建
昭和25.9.28選任	金城幸祥
昭和27.9.15選任	山城範英

出納臨時検査立会人

昭和23.9.29選任	新垣尚紀	金城幸祥	仲松庸幸	福地友章
	屋嘉比柴建			

バス委員会

昭和25.5選任	久高友敏	佐久本政敦	玉那覇有喜	松本完可
	屋嘉比柴建	山田良実(比嘉)		

都市合併研究委員会(二市二村合併研究委員会)

昭和27.8選任	久高友敏

首里バス公営移管研究委員会

昭和28.7選任	儀武息睦	久高友敏	城間雄蔵	佐久川寛貞
	山城範英			

合併促進委員会

昭和28.9.22選任	大山盛幸	儀武息睦	久高友敏	佐久川寛貞
	玉那覇有義	屋嘉比柴俊		

小禄

戦後

監査委員

昭和23.12.16～昭和25.9.24	上原政春
昭和25.11.9～昭和27.11.8	上原義廣
昭和27.11.9～昭和29.8.31	赤嶺三郎

道路委員

昭和23.4選任	不明		
昭和24.5選任	不明		
昭和27.10.9選任	赤嶺一男	上原光男	具志彦次

地方税賦課調査委員

昭和24.12.26選任	赤嶺保三郎	新垣次郎	上原幸三郎	上原松雄
	上原政春	上原忠勇	上原光男	具志敏一
	照屋林	當間樽	吉武進	

小禄中等学校候補地選定委員

昭和25.1.24選任	新垣次郎	上原亀榮	上原幸三郎	上原忠勇
	上原松雄	上原良源	大城弘賢	具志敏一
	平良仁保	平良雄一	當間樽	照屋林
	吉武進			

家屋調査員

昭和25.11.25選任	上原義廣	照屋林	具志彦次(補欠)

小禄村合併研究委員

昭和27.8.25選任	赤嶺三郎	赤嶺慎英	上原光男

村民税調査委員

昭和27.10.9選任	赤嶺一男	赤嶺三郎	赤嶺慎英	平良亀助
	照屋林			

屠場敷地賃貸料調定及契約委員

昭和27.10.9選任	赤嶺慎英	新垣善太郎	上原光男	具志彦次
	照屋林			

諸税調査委員

昭和27.10.9選任	新垣善太郎	上原義廣	照屋正徳

真和志

戦後

監査委員

昭和23.12.18選任	浦崎清太郎	
昭和25.10.2選任	浦崎清太郎	
昭和28.4.20選任	町田宗永	
昭和30.3.31選任	垣花惠綱	
昭和32.6.29選任	知念清吉	屋慶名政永

真和志都市計画委員会

昭和25.4.30選任	大城三郎	嘉数昇	平良良松	高良正文 (～昭和25.5.6)
	宮里栄輝	金城貞秀 (昭和25.5.6～)	比屋定理榮 (昭和25.5.6～)	

土地評価委員会

昭和28.6選任	大城三郎	我那覇宗徳	金城武一	久場景善
	比嘉憲昌	比屋定理榮		

臨時出納検査立会人

昭和29.6.25選任	金城貞秀	大工廻盛山

会計監査立会人

昭和30.5.7選任	金城賢勇	比嘉憲昌

合併促進協議会準備委員会

昭和32.2.22選任	新里義雄	森田孟松

都市計画審議会

選任日不明	新里義雄 (～昭和32.7.31)	金城賢勇 (昭和32.9.18～)	1人不明

合併促進協議会

昭和32.11.29選任	許田世輝	高良正文	比嘉憲昌	町田宗永
	森田孟松			

参考文献

・「琉球新報」・「大阪朝日新聞」・『那覇市政史』(泉正重著)
・『首里市十周年記念誌』・「那覇市勢一班」(昭和5年版、9年版、14年版)
・「那覇市議会会議録」・「首里市議会会議録」・「小禄村議会会議録」
・「真和志市(村)議会会議録」

歴代三役

那覇

1908(明治41)年～2005(平成17)年12月31日

歴代	市(区)　長	助　　役	収 入 役
区長 1	喜入休 (明治41.5～明治44.8)	仲本政世 (明治41.4～明治42.6) 山城正馴 (明治42.7～大正2.7)	城間恒登 (明治41.4～明治45.4) (明治45.4～大正5.4) (大正5.4～大正9.4)
2 3	當間重愼 (明治44.10～大正4.10) (大正4.11～大正8.11)	仲濱政敷 (大正2.8～大正6.8) 山城正馴 (大正6.9～大正8.11)	
4	山城正馴 (大正8.11～大正10.5)	大嶺 詮松 (大正9.6～大正10.2)	高良盛慶 (大正9.4～大正10.5)
市長 代理	山城正馴 (大正10.5～大正10.8)		高良盛慶(臨時代理) (大正10.5～)
市長職 務管掌	小西善次郎 (大正10.9～大正10.9)		
市長 1	當間重愼 (大正10.9～大正12.9)	比嘉賀學 (大正10.10～大正14.4)	高良盛慶 (大正10.10～大正14.7)
2	麓純義 (大正12.12～大正14.7)		
市長職 務管掌	鶴田豊 (大正14.7～大正14.10)		
3	岸本賀昌 (大正14.10～昭和3.2)	小嶺幸慶 (大正14.11～昭和3.3)	仲地唯謙 (大正14.11～昭和4.11) (昭和4.11～昭和6.6)
4	小嶺幸慶 (昭和3.3～昭和6.7)	平良加 (昭和3.9～昭和7.9)	
5	照屋宏 (昭和6.8～昭和10.8)	当間重剛 (昭和8.12～昭和12.12) (昭和12.12～昭和14.8)	與那原良知 (昭和6.9～昭和10.9) (昭和10.9～昭和14.9)
6	金城紀光 (昭和10.8～昭和14.8)		
市長職 務管掌	平良 辰雄 (昭和14.8～昭和14.8)		
7	当間重剛 (昭和14.9～昭和17.12)	兼島景義 (昭和14.9～昭和18.9) (昭和18.9～昭和20.-)	島袋全徳 (昭和15.1～昭和20.7)
8	崎山嗣朝 (昭和18.3～昭和19.5)		
9	富山徳潤 (昭和19.7～昭和20年) (本土疎開先で音信不通)		
臨時 市長	兼島景義 (昭和20.4～昭和20.7)		

歴代	市　長	助　役		収 入 役
10	当間重剛 (昭和21.4～昭和21.6)	照屋知廣 (昭和21.4～昭和23.3)		高良亀五郎 (昭和21.～)
11	東恩納寛仁 (昭和21.7～昭和23.2)			大湾政順 (昭和22.12～昭和23.3)
12	仲本為美 (昭和23.3～昭和24.11)	又吉嘉栄 (昭和23.3～昭和24.11)		高良亀五郎 (昭和23.3～昭和24.11)
代理 市長	賀数世隆 (昭和24.11～昭和24.12)			
13	当間重民 (昭和24.12～昭和27.2)	嵩原久光 (昭和24.12～昭和28.3)		大湾政順 (昭和24.12～昭和28.12) (昭和28.12～昭和32.12)
14	又吉康和 (昭和27.4～昭和28.9)	嘉手納並水 (昭和28.3～昭和32.1)		
15	当間重剛 (昭和28.11～昭和31.11)			
16	瀬長亀次郎 (昭和32.1～昭和32.11)			
臨時 市長	東江誠忠 (昭和32.11～昭和33.1)			屋富祖太郎(副収入役) (昭和32.12～昭和33.6)
17	兼次佐一 (昭和33.1～昭和37.1)	仲原英通 (昭和34.7～昭和37.1)	義永栄善 (昭和34.7～昭和37.1)	屋富祖太郎 (昭和33.7～昭和37.7)
18 19	西銘順治 (昭和37.1～昭和41.1) (昭和41.1～昭和43.10)	古堅宗徳 (昭和37.2～昭和41.1) (昭和41.2～昭和43.11)	新垣義徳 (昭和37.2～昭和41.1) (昭和41.2～昭和43.10)	渡口政行 (昭和37.7～昭和41.7) (昭和41.7～昭和45.7)
20 21 22 23	平良良松 (昭和43.12～昭和47.11) (昭和47.12～昭和51.11) (昭和51.12～昭和55.11) (昭和55.12～昭和59.11)	稲嶺成珍 (昭和43.12～昭和47.12) (昭和47.12～昭和51.12) 親泊康晴 (昭和51.12～昭和55.12) (昭和55.12～昭和59.9)	前田武行 (昭和43.12～昭和47.12) (昭和47.12～昭和51.12) (昭和51.12～昭和55.4) 平良清安 (昭和55.12～昭和59.5) 伊波静男 (昭和59.8～昭和63.7)	呉屋永得 (昭和45.7～昭和49.7) (昭和49.7～昭和53.7) (昭和53.7～昭和57.7) (昭和57.7～昭和61.7)
24 25 26 27	親泊康晴 (昭和59.12～昭和63.11) (昭和63.12～平成4.11) (平成4.12～平成8.11) (平成8.12～平成12.11)	稲福英男 (昭和60.2～昭和63.12) 備瀬政太郎 (平成元.2～平成5.2) 山里守謙 (平成5.2～平成9.2) 高山朝光 (平成9.2～平成12.11)	大城盛三 (平成元.2～平成5.2) 当真嗣夫 (平成5.2～平成9.2) 玉城正一 (平成9.2～平成12.11)	備瀬政太郎 (昭和61.7～平成元.2) 宮平洋 (平成元.2～平成2.12) 新垣景布 (平成3.1～平成7.1) 玉城正一 (平成7.1～平成9.2) 長堂嘉夫 (平成9.2～平成12.11)

歴代	市　長	助　　役		収 入 役
28 29	翁長雄志 (平成12.12～平成16.11) (平成16.12～現在)	山川一郎 (平成12.12～平成16.3)	伊藝美智子 (平成13.4～平成17.3) (平成17.4～現在)	上間長恒 (平成12.12～平成15.3)
				當銘芳二 (平成15.3～平成16.6)
		當銘芳二 (平成16.6～現在)		名嘉元甚勝 (平成16.6～平成17.6)
				翁長正俊 (平成17.9～現在)

※ 明治29年4月～明治41年3月まで島尻郡長が区長を兼任

首里

1908(明治41)年～1954(昭和29)年8月

歴代	市(区)　長	助　　役	収 入 役
区長 1 2 3	知花朝章 (明治41.4～明治45.4) (明治45.4～大正5.4) (大正5.5～大正9.) (大正9.5～大正10.5)	上野吉澄 (明治41.4～明治45.3) (明治45.4～大正４.9)	東恩納盛贇 (明治41.4～明治45.4) (明治45.4～大正2.8)
			仲吉朝周 (大正2.9～大正6.9) (大正6.9～大正10.5)
		喜屋武盛正 (大正4.6～大正8.6) (大正8.6～大正10.5)	
市長 代理	知花朝章 (大正10.5～大正10.9)		仲吉朝周(臨時代理) (大正10.5～)
市長 1	高嶺朝教 (大正10.9～大正14.9)	比嘉盛章 (大正10.10～大正14.10)	渡名喜守貞 (大正10.11～大正14.11)
2	仲吉朝助 (大正14.9～大正15.9)	高安玉兎 (大正14.12～昭和4.12) (昭和4.12～昭和8.12) (昭和8.12～昭和9.2)	伊地柴本 (大正14.11～昭和4.11)
3	久高友輔 (大正15.9～昭和4.6)		
4	大田朝敷 (昭和4.6～昭和8.6) (昭和8.6～昭和9.3)		野崎眞叙 (昭和4.12～昭和8.11) (昭和8.12～昭和9.)
5	高安玉兎 (昭和9.3～昭和13.3)	西平守由 (昭和9.3～昭和13.3)	新城安序 (昭和9～昭和12.2)
			屋嘉比柴次 (昭和12.3～) 宮平良常 (副収入役) (昭和12.3～)
6	伊豆見元永 (昭和13.3～昭和17.3)	勝連盛英 (昭和13.9～昭和17.9) (昭和17.9～昭和20.終戦)	新城安序 (～昭和15.5)
7 8	仲吉良光 (昭和17.4～昭和20.終戦) (昭和21.1～昭和21.4)		

歴代	市　長	助　役	収 入 役
9	小湾喜長 (昭和21.4～昭和23.2)	花城清用 (昭和21.8～昭和23.3)	名城嗣頼 (昭和21.8～昭和23.3)
10 11	兼島由明 (昭和23.3～昭和25.9) (昭和25.9～昭和29.8)	稲嶺成珍 (昭和23.3～昭和25.10)	桑江良芳 (昭和23.3～昭和25.10)
		大宜見達 (昭和25.11～昭和27.5)	上地安昭 (昭和25.11～昭和27.6)
		上地安昭 (昭和27.6～昭和29.8)	勝連朝建 (昭和27.6～昭和29.2)
			外間朝清 (昭和29.3～昭和29.)

※ 明治29年4月～明治41年3月まで中頭郡長が区長を兼任
※ 昭和29年9月1日、那覇市に合併

小禄

1908(明治41)年～1954(昭和29)年8月

歴代	村　長	助　役	収 入 役
村長 (官選) 1	上原正得 (明治41.4～明治43.3)		
2	上原義弘 (明治43.4～大正9.3)		
村長 1	上原義弘 (大正9.4～大正13.7)		
2 3	上原興永 (大正13.7～昭和3.3) (昭和3.4～昭和7.3)	安次嶺晟之 (大正13.4～昭和3.3) (昭和3.4～昭和7.3)	赤嶺仁一 (大正13.4～昭和3.3) (昭和3.4～昭和7.3)
4 5 6	上原義弘 (昭和7.4～昭和11.3) (昭和11.4～昭和15.3) (昭和15.4～昭和16.5)	上原良源 (昭和7.4～昭和11.3)	上原政春 (昭和7.4～昭和11.3) (昭和11.4～昭和15.3) (昭和15.4～昭和16.5)
		金城弘 (昭和11.4～昭和14.12)	
		金城□榮 (昭和14.12～昭和16.5)	
7	金城善栄 (昭和16.6～昭和20.終戦)	上原政春 (昭和16.6～昭和20.終戦) (昭和21.2～昭和23.2)	長嶺壽亀 (昭和16.6～昭和20.終戦) (昭和21.2～昭和23.2)
8	上原三郎 (昭和21.2～昭和21.4)		
9	上原義弘 (昭和21.4～昭和23.2)		
10 11	長嶺秋夫 (昭和23.3～昭和25.9) (昭和25.9～昭和29.2)	長嶺良松 (昭和23.3～昭和27.2) (昭和27.3～昭和29.4)	長嶺盛良 (昭和23.3～昭和27.2) (昭和27.3～昭和29.4)
12	長嶺良松 (昭和29.5～昭和29.8)	赤嶺一男 (昭和29.5～昭和29.8)	長嶺律太郎 (昭和29.5～昭和29.8)

※ 明治41年4月施行の町村制では、村長は島司郡長の具申に依り知事が任免し、その任期は無期限である。(大正9年4月から任期が4年となる)
※ 明治41年4月施行の町村制では、町村に助役は置かれていない。(大正9年4月から助役を置く)
※ 昭和29年9月1日、那覇市に合併

真和志

1908(明治41)年～1957(昭和32)年12月

<table>
<tr><th>歴代</th><th>市(村)　長</th><th>助　　役</th><th colspan="2">収 入 役</th></tr>
<tr><td>村長
(官選)
1</td><td>新垣元教
(明治41.4～明治44.)</td><td rowspan="3"></td><td colspan="2">屋比久牛蔵
(明治41.4～明治44.)</td></tr>
<tr><td>2</td><td>屋比久牛蔵
(明治44.4～大正8.8)</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>3</td><td>花城長茂
(大正8.9～大正9.6)</td></tr>
<tr><td>村長
1</td><td>城間岩太
(大正9.7～大正13.6)</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2
3
4
5
6</td><td rowspan="3">眞榮城守行
(大正13.7～昭和3.6)
(昭和3.7～昭和7.6)
(昭和7.7～昭和11.6)
(昭和11.7～昭和15.6)
(昭和15.7～昭和17.10)</td><td>玉城徳成
(大正13.7～昭和3.6)
(昭和3.7～昭和7.6)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>譜久原朝信
(昭和7.7～昭和11.6)</td><td colspan="2">伊佐鶴千代
(昭和7.7～昭和11.6)</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>7</td><td>玉城常和
(昭和17.12～昭和20.5)</td><td rowspan="2">辺野喜英長
(昭和-.-～昭和20.終戦)
(昭和21.2～昭和22.6)</td><td colspan="2">喜納兼吉
(昭和-.-～昭和20.終戦)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td rowspan="2">金城和信
(昭和21.1～昭和23.2)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>翁長助静
(昭和22.8～昭和23.2)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>9</td><td>翁長助静
(昭和23.3～昭和25.9)</td><td>金城幸暉
(昭和23.3～昭和25.9)</td><td rowspan="5">屋富祖太郎
(昭和23.3～昭和27.2)
(昭和27.3～昭和31.3)
(昭和31.4～昭和32.12)</td><td rowspan="3">仲里朝智
(副収入役)
(昭和26.12～昭和28.)</td></tr>
<tr><td>10</td><td>(昭和25.9～昭和26.4)</td><td rowspan="3">義永栄善
(昭和25.10～昭和29.9)</td></tr>
<tr><td>11</td><td>宮里栄輝
(昭和26.4～昭和28.9)</td></tr>
<tr><td>市長
1</td><td>(昭和28.10～昭和29.9)</td><td>大嶺良英・
(副収入役)
(昭和28.12～昭和32.)</td></tr>
<tr><td>2</td><td>翁長助静
(昭和29.9～昭和32.12)</td><td>護得久朝俊
(昭和29.12～昭和32.12)</td><td>宜野座朝恭
(副収入役)
(昭和32.10～昭和32.12)</td></tr>
</table>

※ 明治41年4月施行の町村制では、村長は島司郡長の具申に依り知事が任免し、その任期は無期限である。(大正9年4月から任期が4年となる)
※ 明治41年4月施行の町村制では、町村に助役を置いていない。(大正9年4月から助役を置く)
※ 昭和28年10月1日、市制施行
※ 昭和32年12月17日、那覇市に合併

みなと

1947(昭和22)年～1950(昭和25)7月

歴代	村　　長	助　　役	収 入 役
1 2	国場幸太郎 (昭和22.5～昭和23.2) (昭和23.3～昭和25.7)	呉屋春信 (昭和22.5～昭和22.7)	嘉陽安貞 (昭和22.5～昭和23.2) (昭和23.3～)
		渡口麗秀 (昭和22.8～昭和23.2) (昭和23.3～昭和25.7)	山里将宝 (～昭和25.7)

※ 昭和22年5月1日、特別行政区「みなと村」設置
※ 昭和25年8月1日、那覇市に合併

参考文献　「市政概要」(平成18年度)
『真和志市誌』
『小禄村誌』

市域・人口

市域

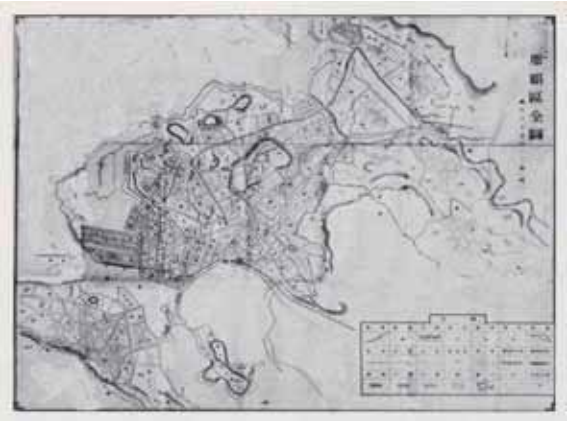

1914(大正13)年の那覇区　『那覇市史　第2巻』

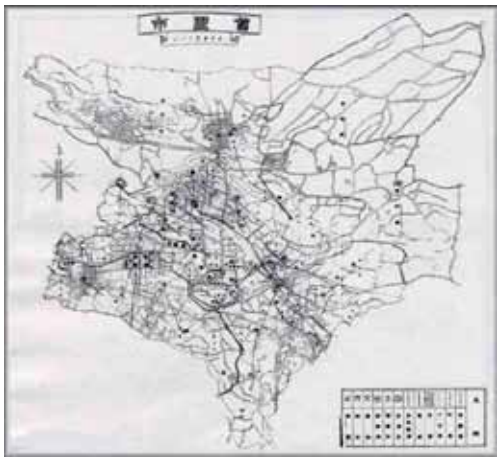

1915(大正14)年の首里市
「首里市地図」(小澤書店出版)
(沖縄県立図書館所蔵)

戦前の小禄村　『小禄村誌』

戦前の真和志村　『真和志市誌』

1947(昭和22)年5月に誕生した
みなと村『みなと村のあゆみ』

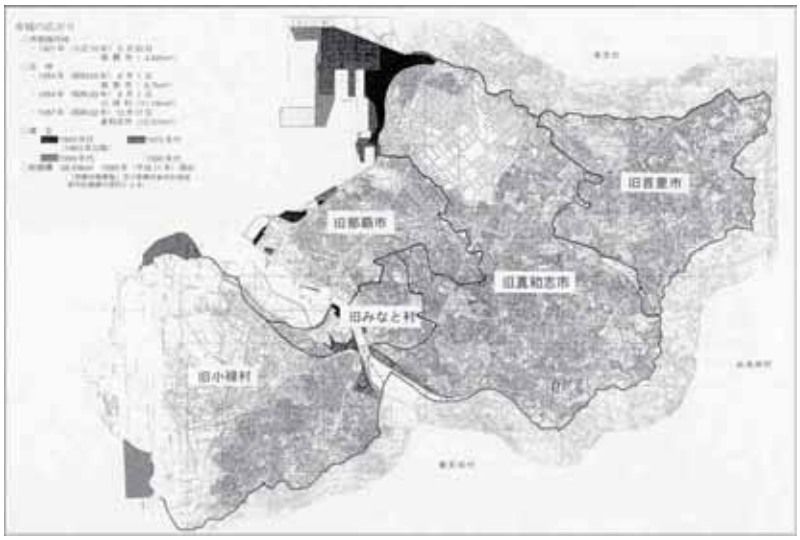

1999(平成11)年の那覇市(色の箇所は1960年以降の埋立地)
(那覇市議会史編さん室作成)

那覇

年　次	市域面積(km²)	異動面積(m²)	編入月日	異　動　場　所
1902(明治35)年		約3,049	9月	大門前の公有水面埋立地
1903(明治36)年			10月1日	小禄間切から儀間村編入
			12月	小禄間切から垣花編入
				真和志間切から牧志編入
1914(大正3)年			6月	真和志村から壺屋編入
				小禄村から湖城編入
1918(大正7)年		約40,626	4月	那覇港内の埋立地
1921(大正10)年	4.82			
1949(昭和24)年			10月27日	真和志村の西原、宮城原、神里原、船増原、樋川原、真地原、楚辺原、石川後原、松島原の一部を編入
1950(昭和25)年			8月1日	みなと村合併
1953(昭和28)年		60,519	3月30日	西新町3丁目地先公有水面埋立地
1954(昭和29)年		6,710,000	9月1日	首里市合併
		11,100,000	〃	小禄村合併
1956(昭和31)年		11,637	8月10日	那覇商港地区公有水面埋立地
1957(昭和32)年		12,310,000	12月17日	真和志村合併
		6,877	12月31日	前島町1丁目地先公有水面埋立地
		7,907	〃	前島町2丁目地先公有水面埋立地
1958(昭和33)年		18,195	3月14日	高橋町2丁目地先公有水面埋立地
		20,354	〃	前島町2丁目地先公有水面埋立地
		55,501	〃	若狭町2丁目地先公有水面埋立地
		119,577	〃	重民町地先公有水面埋立地
1959(昭和34)年		11,409	3月24日	安里川北岸公有水面埋立地
		88,354	3月24日	字小禄後原地先公有水面埋立地
		7,571	3月24日	字安謝山後原664番地地先公有水面埋立地
1960(昭和35)年		4,758	4月22日	辻町3丁目地先公有水面埋立地
		8,265	〃	字鏡水崎原306番地地先公有水面埋立地
1961(昭和36)年		992	4月11日	字安謝261番地地先公有水面埋立地
		1,983	3月22日	字天久樋川原120番地地先公有水面埋立地
		2,142	〃	字安謝地先公有水面埋立地
		96,635	4月11日	国場川下流古波蔵地先公有水面埋立地
		32,725	7月14日	西新町3丁目地先公有水面埋立地
1962(昭和37)年		9,572	6月19日	若狭町1丁目地先公有水面埋立地
		3,684	〃	若狭町2丁目地先公有水面埋立地
		12,772	6月21日	旭町地先公有水面埋立地
		82,183	7月6日	字古波蔵兼久原地先公有水面埋立地
1963(昭和38)年		3,751	7月23日	若狭町1丁目地先公有水面埋立地
		53,846	〃	辻町3丁目地先公有水面埋立地
		42,490	〃	旭町地先公有水面埋立地
		32,244	8月7日	西新町3丁目地先公有水面埋立地

年　次	市域面積(km²)	異動面積(m²)	編入月日	異　動　場　所
1964(昭和39)年		67,078	8月1日	鏡原町3丁目地先公有水面埋立地
		211,544	8月1日	字天久地先公有水面埋立地
		7,611	〃	西新町3丁目地先公有水面埋立地
1965(昭和40)年		2,268	2月26日	字古島真嘉比川原400番地先公有水面埋立地
		1,086	〃	牧志町2丁目、安里473番地、崇元寺町1丁目地先公有水面埋立地
		881	2月26日	字松川二又原291の3番地地先公有水面埋立地
		78,624	7月16日	字安謝義理地原地先公有水面埋立地
1967(昭和41)年	35.94			
1967(昭和42)年		102,421	8月18日	字安謝義理地原地先公有水面埋立地
1969(昭和44)年		33,121	8月19日	通堂町3丁目地先公有水面埋立地
		8,647	〃	西新町3丁目地先公有水面埋立地
1970(昭和45)年		5,137	4月24日	鏡原町1丁目地先公有水面埋立地
1971(昭和46)年		561,648	9月17日	字安謝義理地原地先公有水面埋立地
1972(昭和47)年	10月　37.15			
1973(昭和48)年		6,981	11月5日	通堂町3丁目44番地地先公有水面埋立地
1975(昭和50)年		8,501	3月27日	港町1丁目1番地地先公有水面埋立地
		324	〃	西3丁目10番地の5、120地先公有水面埋立地
		13,098	4月1日	西原村から石嶺ハイツ(幸地)を編入
		613	12月25日	西3丁目10番地の41地先公有水面埋立地
		84,673	〃	港町1丁目2番地地先公有水面埋立地
1976(昭和51)年	10月　37.41	243,015	6月14日	字鏡水崎原306番地の1地先公有水面埋立地
1977(昭和52)年		14,138	1月10日	西3丁目10番地の99地先公有水面埋立地
		45,314	7月4日	曙1丁目1番地地先公有水面埋立地
		44,297	10月13日	奥武山町44番地地先公有水面埋立地
1978(昭和53)年	10月　37.65	39,785	1月30日	曙1丁目7番地地先公有水面埋立地
		14,727	5月18日	曙1丁目7番地地先公有水面埋立地
1979(昭和54)年		1,042	10月4日	字壺川52番地の5地先公有水面埋立地
1980(昭和55)年	10月　37.82	57,815	2月14日	港町1丁目2番地地先公有水面埋立地
		8,994	〃	港町1丁目2番地地先公有水面埋立地(港町4丁目新設)
		21,552	3月31日	若狭1丁目25番地地先公有水面埋立地
		80,381	7月17日	港町3丁目8番地地先公有水面埋立地
1981(昭和56)年	10月　37.81	△10,000		昭和48年11月5日重複誤り訂正
		7,269	10月8日	字上間長崎原557番地、仲井真伊地当原153番地地先廃川敷地
1983(昭和58)年	10月　37.98	70,401	8月8日	鏡原町10番地の1、100番地の14、29、小禄1丁目100番地の2地先廃川敷地
		99,819	〃	字古波蔵340番地の79、121番地地先廃川敷地
		1,255	9月16日	通堂町25、26、29、36、41、47、77、80番地地先公有水面埋立地

年　次	市域面積(㎢)	異動面積(㎡)	編入月日	異　動　場　所
1986(昭和61)年	10月　38.08	18,015	2月21日	若狭1丁目28番地先公有水面埋立地
		80,275	〃	港町1丁目1番の18、2番地地先公有水面埋立地
1987(昭和62)年		308,805	11月27日	字具志大嶺潟原1176、1181、1182、1203、1295番、字宮城武南喜原597、603、625、660、661、677、678、680、685、686番地先公有水面埋立地
1988(昭和63)年		1,829	12月6日	港町3丁目1番1200番3地先公有水面埋立地
1990(平成2)年		1,615	12月11日	山下町103番10地先公有水面埋立地
1995(平成7)年		1,500	7月28日	字仲井真西オフリー原273番地1地先廃川敷地
1996(平成8)年		878	3月19日	前島3丁目25番14、15、16、29地先公有水面埋立地
		75,862	9月20日	西3丁目10番32、33、35、36、41、44、45、71、121、134、145、辻3丁目10番4、8地先公有水面埋立地
		956	12月20日	港町1丁目3番地先公有水面埋立地
1997(平成9)年	38.44	2,635	6月24日	字国場前原335番1地先廃川敷地
		1,391	9月30日	首里崎山町4丁目212番1、字真地竹下原136番地先廃川敷地
		1,705	11月28日	辻3丁目10番4、8、西3丁目10番32、33、35、36、41、44、45、71、134、137、145、177、178に介する国有海岸保全施設護岸敷
1998(平成10)年		122,631	7月17日	港町1丁目205番地先公有水面埋立地
		33,456	〃	港町1丁目205番地先公有水面埋立地
1999(平成11)年		722	9月3日	字銘苅、字久贈原181番3～183番3地先廃川敷地
2001(平成13)年		12,587	6月26日	西3丁目10番177地先公有水面埋立地
2002(平成14)年		1,072	9月3日	字国場前原334番地2地先廃川敷地
		32	〃	字仲井真東オフリー原365番5に接する無番地の地先廃川敷地
2003(平成15)年	38.69			
2004(平成16)年		50,570	2月13日	辻3丁目9番4、10番4、7、8、9、10、西3丁目10番177、184、197の地先公有水面埋立地
2005(平成17)年	38.88	254	7月1日	字上間長崎原550番地先廃川敷地
		192,957	10月28日	港町1丁目5番、205番～207番地先公有水面埋立地

※ 豊見城市と按分した推計面積は、平成17年8月現在38.99㎢である。

※ 市域面積については、昭和41年から昭和61年までは国土地理院、平成9年から平成17年までは那覇市の公表した面積である。

参考文献　・「那覇市統計書」(昭和51年版、平成17年版)
・「市政概要」(平成17年度、平成18年度 那覇市議会事務局)
・「沖縄タイムス」・「琉球新報」　・『小禄村誌』　・『真和志市誌』

人口

年次	行政区画名	人口	男	女	世帯数	備考
1888(明治21)年	那覇	(本籍) 23,474			6,877	県統計書
	首里	(本籍) 26,031			5,254	〃
	小禄間切					
	真和志間切					
1890(明治23)年	那覇	(本籍) 26,455	12,441	14,014	7,523	県統計書
	首里	(本籍) 25,720	12,127	13,592	5,081	〃
	小禄間切	(本籍) 13,002	6,555	6,447	2,365	〃
	真和志間切	(本籍) 8,497	4,133	4,364	1,804	〃
1891(明治24)年	那覇	(本籍) 26,896	12,669	14,227		県統計書
		(現住) 30,463			7,726	〃
	首里	(本籍) 25,880	12,267	13,613		〃
		(現住) 25,519			5,206	〃
	小禄間切	(本籍) 13,173	6,626	6,547		〃
		(現住) 13,092			2,398	〃
	真和志間切	(本籍) 8,527	4,149	4,378		〃
		(現住) 8,468			1,826	〃
1896(明治29)年	那覇区	(本籍) 29,338	13,929	15,409		県統計書
		(現住) 34,117			8,603	〃
	首里区	(本籍) 25,545	12,199	13,346		〃
		(現住) 24,922			4,986	〃
	小禄間切	(本籍) 14,130	7,087	7,043		〃
		(現住) 14,116			2,573	〃
	真和志間切	(本籍) 9,056	4,408	4,648		〃
		(現住) 9,017			1,982	〃
1901(明治34)年	那覇区	(本籍) 31,155	14,980	16,175	6,198	県統計書
		(現住) 36,476	16,546	19,930	7,618	〃
	首里区	(本籍) 25,502	12,392	14,110	5,422	〃
		(現住) 14,874	12,119	12,755	5,657	〃
	小禄間切	(本籍) 14,330	7,163	7,167	2,512	〃
		(現住) 14,199	7,175	7,024	2,561	〃
	真和志間切	(本籍) 9,536	4,613	4,923	2,128	〃
		(現住) 9,222	4,461	4,761	2,167	〃
1906(明治39)年	那覇区	(本籍) 38,585	18,663	19,922	7,193	県統計書
		(現住) 45,209	21,441	23,768	9,041	〃
	首里区	(本籍) 27,001	13,261	13,740	5,246	〃
		(現住) 25,253	12,197	13,056	5,398	〃

年次	行政区画名	人口	男	女	世帯数	備考
	小禄間切	(本籍) 10,592	5,340	5,251	2,107	〃
		(現住) 10,173	5,048	5,125	2,132	〃
	真和志間切	(本籍) 9,038	4,401	4,637	1,994	〃
		(現住) 8,520	4,130	4,390	2,034	〃
1911(明治44)年	那覇区	(本籍) 43,989	21,013	22,976	7,187	県統計書
		(現住) 53,159	25,020	28,139	10,623	〃
	首里区	(本籍) 28,474	13,849	14,625	5,002	〃
		(現住) 23,518	11,439	12,079	5,222	〃
	小禄村	(本籍) 11,387	5,748	5,639	2,109	〃
		(現住) 10,509	5,197	5,312	2,128	〃
	真和志村	(本籍) 10,040	4,937	5,103	2,018	〃
		(現住) 9,635	4,733	4,902	2,080	〃
1915(大正4)年	那覇区	(本籍) 46,458	22,225	24,233	9,774	県統計書
		(現住) 56,422	26,984	29,438	12,557	〃
	首里区	(本籍) 28,898	13,924	14,974	5,414	〃
		(現住) 26,235	12,564	13,671	5,615	〃
	小禄村	(本籍) 11,919	6,008	5,911	2,025	〃
		(現住) 10,531	6,276	4,256	2,064	〃
	真和志村	(本籍) 10,719	5,248	5,471	1,623	〃
		(現住) 8,550	4,298	4,252	1,710	〃
1920(大正9)年	那覇区	53,882	24,559	29,323	13,049	国勢調査
	首里区	22,838	10,583	12,255	5,384	〃
	小禄村	10,605	5,033	5,572	2,098	〃
	真和志村	12,787	5,995	6,792	2,869	〃
1925(大正14)年	那覇市	54,643	24,731	29,912	13,304	国勢調査
	首里市	20,582	9,678	10,904	4,858	〃
	小禄村	10,242	4,983	5,259	2,013	〃
	真和志村	12,838	6,009	6,829	3,000	〃
1930(昭和5)年	那覇市	60,535	27,323	33,212	14,302	国勢調査
	首里市	20,119	9,466	10,653	4,746	〃
	小禄村	10,401	4,911	5,490	1,983	〃
	真和志村	14,276	6,964	7,312	3,206	〃
1935(昭和10)年	那覇市	65,208	29,527	35,681	15,241	国勢調査
	首里市	19,305	9,087	10,218	4,571	〃
	小禄村	10,850	5,255	5,595	2,007	〃
	真和志村	15,966	7,647	8,319	3,625	〃
1940(昭和15)年	那覇市	65,765	29,636	36,129	14,992	国勢調査
	首里市	17,537	8,404	9,133	4,159	〃
	小禄村	9,723	4,691	5,032	1,913	〃
	真和志村	16,884	8,104	8,780	3,855	〃

年次	行政区画名	人口	男	女	世帯数	備考
1947(昭和22)年	那覇市	13,953	6,668	7,285		公簿調査
	首里市					
	小禄村					
	真和志村	12,641			3,232	『真和志市誌』
	みなと村	6,469				『みなと村要覧』
1950(昭和25)年	那覇市	44,790	21,247	23,543	10,394	国勢調査
	首里市	20,014	9,606	10,408	2,622	〃
	小禄村	12,923	6,014	6,909	2,656	〃
	真和志村	30,935	15,321	15,614	7,295	〃
1955(昭和30)年	那覇市	110,740	52,609	58,131	23,407	〃
	真和志市	60,942	29,604	31,338	13,162	〃
1960(昭和35)年	那覇市	223,047	106,371	116,676	57,897	国勢調査
1965(昭和40)年	那覇市	257,177	122,521	134,656	62,687	国勢調査
1970(昭和45)年	那覇市	276,394	131,472	144,922	70,217	国勢調査
1975(昭和50)年	那覇市	295,006	143,598	151,408	79,150	国勢調査
1980(昭和55)年	那覇市	295,778	143,796	151,982	86,891	国勢調査
1985(昭和60)年	那覇市	303,674	147,124	156,550	93,199	国勢調査
1990(平成2)年	那覇市	304,836	146,942	157,894	99,846	国勢調査
1995(平成7)年	那覇市	301,890	145,301	156,589	104,530	国勢調査
2000(平成12)年	那覇市	301,032	144,943	156,089	111,788	国勢調査
2005(平成17)年	那覇市	312,393	150,463	161,930	122,613	国勢調査

※ 1950(昭和25)年8月1日、みなと村が那覇市に合併
1954(昭和29)年9月1日、首里市・小禄村が那覇市に合併
1957(昭和32)年12月17日、真和志市が那覇市に合併

議員名一覧（五十音順）

※小禄村・真和志村の1912年、1920年、1924年、1928年の当選議員は資料がないため未掲載

議員名	当選時期
赤嶺一郎	…(那覇)1997年
赤嶺一男	…(小禄)1950年、(那覇)1957年、1961年
赤嶺蒲	…(小禄)1916年
赤嶺龜	…(小禄)1908年
赤嶺龜	…(小禄)1908年
赤嶺賢信	…(小禄)1936年、1940年
赤嶺康祐	…(小禄)1946年村政委員、1948年
赤嶺三郎	…(小禄)1950年、(那覇)1954年
赤嶺三郎	…(小禄)1936年
赤嶺慎英	…(小禄)1950年、(那覇)1955年、1961年、1965年
赤嶺真益	…(小禄)1936年
赤嶺仁和	…(小禄)1916年
赤嶺政賢	…(那覇)1985年、1989年、1993年
赤嶺宗一	…(那覇)1977年、1981年、1989年
赤嶺壮一	…(小禄)1928年、 1932年、1936年
赤嶺樽	…(小禄)1936年
赤嶺保三郎	…(小禄)1948年、1953年補充、(那覇)1961年、1965年
赤嶺松	…(小禄)1936年、1940年
東江芳隆	…(那覇)1992年補欠、1993年、1997年
粟國永傳	…(首里)1914年、1918年、1921年、1925年、1929年
安慶田光男	…(那覇)1980年補欠、1981年、1985年、1989年、1993年、1997年、2001年、2005年
安慶名汝翼	…(那覇)1904年、1910年
安慶名徳潤(富山)	…(那覇)1925年、1933年、 1942年
安里安明	…(那覇)1981年、1985年、1989年、1993年
安里昌行	…(首里)1907年
安里仁愛	…(那覇)1981年、1985年、1989年、1993年、1997年
安里松藏	…(那覇)1953年補充
安次富寛容	…(首里)1921年
安次嶺榮華	…(那覇)1914年
安次嶺榮輝	…(那覇)1904年
安次嶺榮長	…(那覇)1898年
安次嶺晨光	…(小禄)1908年
安次嶺晨之	…(小禄)1916年
安次嶺文照	…(那覇)1898年
阿波根直英	…(那覇)1948年、1950年
阿波根直信	…(那覇)1946年市政委員
阿波連本堅	…(那覇)1929年
新垣蒲	…(真和志)1908年
新垣蒲	…(真和志)1908年
新垣龜	…(小禄)1932年
新垣亀	…(真和志)1936年
新垣喜永	…(真和志)1936年
新垣恒敬	…(首里)1929年、1933年
新垣尚紀	…(首里)1937年、1942年、1946年市政委員、1948年
新垣次郎	…(小禄)1946年村政委員、1948年
新垣次郎	…(真和志)1916年
新垣次郎	…(真和志)1916年
新垣仁羽	…(真和志)1908年
新垣錫	…(小禄)1936年
新垣正栄	…(真和志)1950年
新垣政慎	…(首里)1921年
新垣正達	…(真和志)1954年、(那覇)1973年、1977年、1981年
新垣善太郎	…(小禄)1950年、(那覇)1955年
新垣宗徳	…(真和志)1940年
新垣太良	…(首里)1933年
新垣弘	…(那覇)1973年、1977年
新垣武太	…(小禄)1916年
新垣松	…(小禄)1936年
新垣松助	…(那覇)1948年、1950年、1954年、1957年
新垣淑信	…(首里)1942年
新嘉喜倫順	…(那覇)1896年
新嘉喜倫篤	…(那覇)1921年、1925年
新崎寛達	…(那覇)1896年、1898年
新崎寛優	…(那覇)1921年
新崎五郎	…(小禄)1932年
新崎真次郎	…(那覇)1981年、1985年、1989年、1993年
新崎盛信	…(首里)1901年、1907年
新崎武三	…(小禄)1946年村政委員、1948年
新城安序	…(首里)1929年、1933年
安良城盛能	…(首里)1898年、1904年、1910年
安和朝茂	…(真和志)1908年
伊江朝助	…(首里)1914年、1918年
伊江朝睦	…(那覇)1921年
池宮城喜輝	…(那覇)1925年、1933年
池宮城秀厚	…(那覇)1948年
池宮城承恩	…(那覇)1901年

議員名	当選時期
伊佐眞榮	…(首里)1925年、1929年
伊佐真福	…(真和志)1954年
伊佐鶴千代	…(真和志)1940年
伊差川英文	…(那覇)1904年
伊差川新吉	…(那覇)1977年、1981年
伊差川徳明	…(真和志)1948年
石川清輝	…(那覇)1942年
石川清三郎	…(那覇)1954年
石川正延	…(那覇)1904年
石川苗興	…(首里)1950年
石川逢喜	…(首里)1918年、1921年
石川逢常	…(首里)1948年
石川逢篤	…(那覇)1925年
石川逢禄	…(首里)1950年
石橋好真	…(真和志)1940年、1946年村政委員
石原昌進	…(那覇)1957年
伊豆見元永	…(首里)1942年
伊豆味元睦	…(首里)1929年、1937年
泉正重	…(那覇)1953年補充、1954年、1955年
泉水朝久	…(真和志)1936年,1946年村政委員
泉川寛文	…(首里)1942年、
伊是名朝睦	…(首里)1896年、1898年、1901年、1910年、1914年
板橋叶	…(那覇)1929年
伊藤雅二	…(那覇)1921年、1925年
糸數昌慶	…(那覇)1896年
糸数昌剛	…(那覇)1955年、1957年
糸数昌秀	…(那覇)1953年補充、1954年
糸数昌洋	…(那覇)2001年、2005年
糸洲朝明	…(首里)1921年、1925年
糸洲朝則	…(那覇)1985年、1989年、1993年
糸嶺篤忠	…(那覇)1933年、1937年、1942年
井上正邦	…(那覇)1996年補欠
伊野波盛應	…(首里)1925年、1929年
伊波興光	…(那覇)1946年市政委員
伊波興清	…(みなと)1948年
伊波興廷	…(那覇)1898年、1910年、1914年、1918年
伊波興本	…(那覇)1925年、1929年、1933年、1937年
植木新太郎	…(那覇)1929年
上里直司	…(那覇)2004年補欠、2005年
上里忠良	…(首里)1942年
上江洲次郎	…(小禄)1936年
上江田永良	…(小禄)1916年
上江田幸次郎	…(小禄)1946年村政委員、1948年
上江田清助	…(小禄)1940年

議員名	当選時期
上江田善永	…(小禄)1940年
上地直瑾	…(真和志)1936年
上地利一	…(小禄)1932年、1936年、1940年
上原章	…(那覇)2001年
上原勇	…(小禄)1940年
上原牛	…(小禄)1916年
上原栄一	…(みなと)1948年
上原榮治	…(小禄)1940年
上原永盛	…(那覇)1954年
上原克忠	…(那覇)1925年
上原加那	…(小禄)1908年
上原蒲	…(小禄)1932年
上原龜	…(小禄)1908年
上原亀	…(小禄)1916年
上原亀英	…(小禄)1940年、1948年
上原亀榮	…(小禄)1953年
上原清	…(那覇)1977年、1981年、1985年、1989年、1993年、1997年
上原綱一	…(小禄)1932年
上原興永	…(小禄)1916年
上原幸榮	…(小禄)1932年、1936年、1940年
上原孝三郎	…(小禄)1948年
上原綱正	…(那覇)1969年、1973年、1977年
上原幸清	…(小禄)1936年
上原眞益	…(那覇)1910年
上原親助	…(小禄)1908年
上原仁慶	…(那覇)1942年、1950年、1954年
上原仁徳	…(那覇)1914年、1918年
上原正得	…(小禄)1916年、1940年
上原政春	…(小禄)1946年村政委員、1948年、1953年補充
上原善吉	…(那覇)1984年補欠、1985年、1989年、1993年
上原善徳	…(小禄)1936年、1940年
上原太郎	…(みなと)1947年村政委員、1948年
上原忠勇	…(小禄)1948年
上原信雄	…(小禄)1932年、1936年
上原文吉	…(那覇)1957年
上原松雄	…(小禄)1948年
上原光男	…(小禄)1946年村政委員、1948年、1950年、(那覇)1955年
上原義廣	…(小禄)1950年
上原米蔵	…(小禄)1946年村政委員、1948年
上原隆正	…(小禄)1953年補充、(那覇)1961年

議員名	当選時期
上原良源	…(小禄)1936年、1940年、1946年村政委員、1948年
上間長和	…(首里)1948年、1950年、(那覇)1954年、1955年
宇久真成	…(みなと)1947年村政委員、1948年
宇良宗寛	…(首里)1937年
宇良宗輝	…(那覇)1898年
宇良宗樽	…(那覇)1929年、1933年、1937年、1942年
浦崎唯昭	…(那覇)1985年、1989年、1993年
浦崎永揚	…(那覇)1925年
浦崎康華	…(那覇)1957年
浦崎清太郎	…(真和志)1948年、1950年
浦崎政俊	…(那覇)1948年
浦崎唯治	…(那覇)1950年、1954年
浦添朝宣	…(首里)1904年、1910年、1914年、1918年、1921年
浦崎直有	…(那覇)1973年、1977年、1981年、1985年、
大宜味朝隆	…(首里)1914年
大城安宅	…(みなと)1947年村政委員、1948年
大城栄徳	…(那覇)1973年、1977年、1981年、1985年
大城勝夫	…(那覇)1973年、1977年、1981年、1985年、1989年、1993年
大城鎌吉	…(那覇)1946年市政委員、1948年、1950年
大城喜相	…(真和志)1932年、1936年、1940年、1946年村政委員
大城兼義	…(小禄)1908年、1916年
大城弘賢	…(小禄)1948年
大城三郎	…(真和志)1948年、1950年
大城清英	…(那覇)1921年
大城政昌	…(小禄)1940年
大城清徳	…(那覇)1958年増員
大城宗一	…(真和志)1948年
大城朝助	…(那覇)1992年補欠、1997年、2004年補欠、2005年
大城朝謨	…(首里)1910年
大城春吉	…(那覇)1992年補欠、1993年、1997年、2001年、2005年
大城彦五郎	…(那覇)1933年
大城佑章	…(那覇)1937年、1942年、1946年市政委員、1948年
大田實太	…(那覇)1896年、1904年
太田朝助	…(首里)1898年
大田朝美	…(那覇)1985年、1989年、1993年、1997年
大田朝敷	…(真和志)1908年
大田徳明	…(那覇)1901年、1910年、1914年
大坪岩次郎	…(那覇)1907年、1910年
大浜慶子	…(那覇)1989年、1993年、1997年
大浜長弘	…(那覇)1965年、1969年、1973年、1977年、1981年
大浜美早江	…(那覇)2001年、2005年
大浜安史	…(那覇)1993年、1997年、2001年、2005年
大見謝恒亨	…(那覇)1914年
大峯柳吉	…(那覇)1904年、1921年
大嶺眞英	…(小禄)1940年、1946年村政委員
大嶺信得	…(小禄)1936年
大嶺政源	…(那覇)1977年
大嶺善吉	…(小禄)1953年補充
大嶺良英	…(真和志)1954年
大山盛幸	…(首里)1950年、(那覇)1954年、1955年、1957年、1961年、1965年
大湾喜三郎	…(那覇)1953年補充
大湾喜忠	…(那覇)1942年
大灣政儀	…(那覇)1898年
大灣政平	…(那覇)1896年
奥島憲始	…(首里)1896年
奥浜玄俊	…(那覇)1973年
奥浜清吉	…(真和志)1950年、1954年
奥原宗専	…(首里)1929年
奥原宗貞	…(首里)1896年
奥平順光	…(那覇)1973年、1980年補欠、1981年、1985年
小澤朝藏	…(那覇)1914年
小田義春	…(那覇)1937年
小渡鴻翥	…(那覇)1896年、1898年、1907年
小渡有良	…(那覇)1918年、1921年
翁長俊英	…(那覇)1997年、2001年、2005年
翁長雄志	…(那覇)1985年、1989年
翁長博徳	…(那覇)1933年、1937年、1946年市政委員、1948年
翁長政俊	…(那覇)1985年、1989年
翁長良雄	…(真和志)1953年補充
翁長良欽	…(首里)1910年、1914年、1918年
翁長良昌	…(首里)1942年、1946年市政委員
尾花仲次	…(那覇)1925年、1929年、1933年、1937年
親泊英功	…(那覇)1907年、1910年、1914年
親泊康善	…(那覇)1925年
嘉數詠顯	…(那覇)1896年、1898年
嘉數詠憲	…(那覇)1921年、1925年
嘉数弘義	…(真和志)1932年
嘉数仁和	…(真和志)1908年

議員名	当選時期
嘉数仁和	…(真和志)1954年
嘉数三吉良	…(真和志)1908年
嘉数進	…(那覇)1985年、1989年、1993年、1997年
嘉数盛一	…(那覇)1953年補充
嘉数正助	…(真和志)1932年、1946年村政委員
嘉数つる（ツル）	…(首里)1953年補充、(那覇)1955年
嘉数昇	…(真和志)1932年、1936年、1940年、1946年村政委員、1948年
嘉数政男	…(首里)1942年
嘉数松雄	…(真和志)1936年、1940年
嘉数松助	…(真和志)1908年、1916年
我喜屋則達	…(那覇)1925年、1929年
垣花惠綱	…(真和志)1954年
柏常碩	…(首里)1910年
勝連盛常	…(那覇)1918年
嘉手川重利	…(那覇)1925年、1929年、1933年、1937年
嘉手納武	…(那覇)1953年補充
我那覇祥義	…(那覇)1973年、1977年
我那覇生喜	…(みなと)1948年
我那覇生精	…(那覇)1937年、1942年
我那覇生隆	…(那覇)1981年、1988年補欠、1989年、1993年、1997年、2001年
我那覇宗徳	…(真和志)1950年
我那覇朝功	…(首里)1901年
我那覇朝重	…(首里)1925年、1929年
我如古一郎	…(那覇)2001年、2005年
我如古盛仁	…(那覇)1973年、1977年、1981年
兼次佐一	…(那覇)1957年
兼島景祿	…(那覇)1896年
兼城賢通	…(首里)1918年
兼城常次郎	…(真和志)1908年、1916年、1932年
賀根村嘉庸	…(首里)1898年、1904年
嘉納兼元	…(真和志)1932年
上運天賢良	…(那覇)1942年
嘉味田朝春	…(那覇)1942年
嘉味田朝盛	…(那覇)1973年
神村盛仁	…(真和志)1908年
神谷厚安	…(首里)1907年
神谷次良	…(真和志)1908年
亀島賢優	…(那覇)1985年、1989年、1993年、1997年、2001年、2005年
龜島明良	…(那覇)1898年、1910年
亀山朝奉	…(首里)1901年、1907年
狩俣信子	…(那覇)2001年

議員名	当選時期
川條常顯	…(那覇)1946年市政委員
川津博	…(那覇)1929年、1933年
川畑黙志	…(那覇)1925年
川平朝傳	…(那覇)1933年
漢那安好	…(真和志)1932年、1936年、1940年
木内梅吉	…(那覇)1925年、1929年、1933年、1937年
喜久山朝重	…(那覇)1953年補充、1954年、1955年、1957年、1961年、1965年、1969年、1973年
岸本賀昌	…(那覇)1914年
岸本幸厚	…(那覇)1921年、1925年
喜舎場盛一	…(那覇)1965年、1969年
喜舎場清忠	…(首里)1896年
喜舎場盛三	…(那覇)2001年、2005年
喜瀬康一	…(那覇)1955年
喜納信也	…(那覇)2004年補欠
喜名朝幹	…(真和志)1936年、1940年
喜納屋真	…(首里)1948年
儀武息睦	…(首里)1929年、1933年、1937年、1942年、1946年市政委員、1948年、1953年補充、・(那覇)1954年、1955年、1957年
宜保為楷	…(那覇)1953年補充、1954年
儀間真喜	…(みなと)1947年村政委員、1948年、(那覇)1953年補充
儀間真光	…(みなと)1947年村政委員、1948年
儀間真祥	…(那覇)1958年増員、1961年、1965年、1969年
儀間真勝	…(那覇)1973年、1977年、1981年、1985年、1989年
喜屋武義正	…(小禄)1916年
喜屋武元持	…(首里)1918年、1921年、1925年、1933年
喜屋武幸永	…(首里)1907年補欠、1910年、1914年
喜屋武長隆	…(那覇)1929年
許田世輝	…(真和志)1954年
金城牛	…(那覇)1904年
金城牛	…(小禄)1908年
金城英惇	…(那覇)1946年市政委員
金城英淳	…(那覇)1948年
金城榮徳	…(首里)1937年
金城賀信	…(小禄)1932年
金城加那	…(小禄)1936年
金城亀栄	…(小禄)1953年補充
金城紀光	…(那覇)1921年、1925年、1929年
金城健一	…(那覇)1972年補欠、1977年、1981年、1985年
金城兼市	…(那覇)1953年補充
金城賢勇	…(真和志)1954年、(那覇)1958年増員

議員名	当選時期
金城康敦	…(首里)1921年
金城幸祥	…(首里)1948年、1950年
金城光順	…(真和志)1936年、1946年村政委員
金城幸次郎	…(小禄)1916年、1920年
金城幸信	…(那覇)1958年増員
金城幸眞	…(真和志)1932年
金城光須	…(真和志)1940年
金城宏和	…(みなと)1948年
金城吾郎	…(那覇)1961年、1965年、1969年
金城三郎	…(小禄)1940年
金城重宜	…(那覇)1958年増員
金城重正	…(那覇)1965年、1969年、1973年、1977年、1981年
金城庄瑞	…(那覇)1965年
金城順盛	…(那覇)1901年
金城次良	…(首里)1933年
金城眞榮	…(真和志)1940年
金城真光	…(真和志)1946年村政委員
金城甚松	…(那覇)1969年
金城仁得	…(那覇)1948年
金城清栄	…(那覇)1937年、1942年、1946年市政委員
金城盛春	…(首里)1933年、1937年
金城盛徳	…(真和志)1946年村政委員
金城盛亮	…(首里)1929年、1933年
金城武一	…(真和志)1953年補充、(那覇)1958年増員、1961年
金城樽	…(小禄)1908年、1916年、1928年、1932年
金城樽	…(真和志)1916年
金城勉	…(那覇)1988年補欠
金城貞秀	…(真和志)1948年、1950年、1954年
金城棟義	…(那覇)1950年
金城徹	…(那覇)1992年補欠、1993年、2001年、2005年
金城弘	…(小禄)1916年、 1932年、1940年
金城松助	…(首里)1948年
金城力夫	…(那覇)1961年
金城良欣	…(首里)1933年
金城良行	…(首里)1910年、1914年
久志助克	…(首里)1918年
具志栄治	…(那覇)1961年
具志嘉助	…(那覇)1954年
具志加那	…(小禄)1908年
具志孝助	…(那覇)1977年、1981年、1985年、1989年
具志三郎	…(小禄)1908年
具志三郎	…(小禄)1948年
具志清裕	…(真和志)1953年補充、(那覇)1958年増員
具志敏一	…(小禄)1948年
具志彦次	…(小禄)1950年
具志頭得助	…(那覇)1942年、1946年市政委員、1948年
具志堅政治	…(首里)1910年、1914年
具志堅政富	…(首里)1921年
■宮城邦儀	…(那覇)1937年、1942年
楠見長礼	…(那覇)1961年
久田友昌	…(真和志)1936年、1940年
久田友得	…(那覇)1948年
久高兼福	…(みなと)1948年
久高友弘	…(那覇)1977年、1981年、1985年、1989年、2001年、2005年
久高将光	…(那覇)1984年補欠、1985年、1989年、1993年、1997年、2001年、2005年
久高友喜	…(首里)1937年、1942年
久高友輔	…(首里)1918年、1921年、1925年
久高友長	…(首里)1896年、1898年、1904年補欠、1907年
久高友敏	…(首里)1948年、1950年、(那覇)1954年、1955年、1957年、1961年、1965年、1969年
國吉加那	…(小禄)1908年
國吉國基	…(那覇)1904年補欠
国吉真一	…(真和志)1948年
國吉眞喜	…(那覇)1896年、1898年、1904年、1914年、1918年、1921年
國吉眞厚	…(那覇)1933年
國吉眞緝	…(那覇)1921年
國吉眞輔	…(那覇)1896年、1898年
国吉真政	…(真和志)1954年
國吉眞聰	…(首里)1918年
國吉眞忠	…(那覇)1907年
國吉眞徳	…(那覇)1910年
国吉真徳	…(那覇)1989年、1993年、1997年、2001年
國吉眞福	…(那覇)1910年
國吉眞文	…(那覇)1925年
國吉忠雄	…(小禄)1936年、1940年
国吉辰雄(社大)	…(那覇)1969年、1976年補欠、1984年補欠
国吉辰雄	…(那覇)1969年、1973年、1977年、1981年
国吉有慶	…(那覇)1954年
久場景述	…(那覇)1918年
久場景善	…(真和志)1953年補充、1954年、(那覇)1958年増員、1961年
久場守延	…(首里)1921年、1925年

議員名	当選時期
久場里芳	…(首里)1898年
久場里仁	…(首里)1907年、1910年
久保田淑子	…(那覇)1989年、1993年、1997年
黒木一二	…(那覇)1914年、1918年、1921年
黒潮隆	…(那覇)1958年増員、1961年、1965年、1969年、1973年、1977年、1981年
桑江豊	…(那覇)2005年
桑江夢熊	…(那覇)1921年
桑江良正	…(首里)1904年
桑江良和	…(首里)1925年、1929年
幸地改徳	…(真和志)1953年補充
幸地朝瑞	…(首里)1896年、1898年、1901年
幸地正博	…(那覇)1973年、1977年、1981年、1985年、1989年、1993年、1997年
河野之烏	…(那覇)1942年
護得久朝章	…(首里)1921年
古謝將賢	…(那覇)1901年
小谷良助	…(那覇)1933年、1937年、1942年
兒玉利吉	…(那覇)1925年
東風平朝用	…(真和志)1932年
東風平朝良	…(真和志)1916年
古波蔵安静	…(首里)1941年補欠、1942年
古波蔵均秋	…(首里)1942年
古波蔵仁和	…(真和志)1908年
古波藏宗書	…(那覇)1898年
古波藏樽吉	…(真和志)1916年
古波藏必達	…(那覇)1914年
古波蔵保吉	…(那覇)1973年、1977年、1984年補欠、1985年、1989年、1993年
小橋川秀義	…(那覇)1948年
小橋川紹顯	…(那覇)1921年
小橋川紹裕	…(那覇)1896年
小橋川朝眞	…(首里)1898年
小橋川朝明	…(那覇)1925年
小橋川徳	…(小禄)1908年
小牧藤次郎	…(那覇)1910年、1914年、1918年
小嶺幸慶	…(那覇)1918年
小嶺幸之	…(那覇)1901年、1910年、1914年
小嶺幸得	…(那覇)1910年
崎濱秀主	…(那覇)1914年、1918年
崎濱常惠	…(那覇)1910年
崎間松態	…(真和志)1916年
崎間麗徳	…(那覇)1933年
座喜味盛範	…(首里)1896年、1898年
崎山喜達	…(那覇)1954年、1955年、1957年

議員名	当選時期
崎山嗣幸	…(那覇)1992年補欠、1993年、1997年、2001年、2005年
崎山嗣朝	…(那覇)1921年、1925年、1929年
崎山朝賢	…(那覇)1918年
崎山朝叙	…(那覇)1896年、1898年、1904年
佐久川寛義	…(首里)1918年、1921年、1925年
佐久川寛貞	…(首里)1953年補充
佐久川長吉	…(那覇)1933年、1937年、1942年、1946年市政委員、1948年、1953年補充
佐久本喜永	…(首里)1914年
佐久本喜章	…(首里)1896年、1898年、1901年
佐久本政敦	…(首里)1941年補欠、1948年
佐久本政良	…(首里)1925年、1933年
佐藤好雄	…(那覇)1942年
座覇政為	…(那覇)1989年、1993年、1997年、2001年、2005年
座覇政道	…(那覇)1973年、1977年、1981年
潮平寛智	…(真和志)1953年補充
潮平集徳	…(真和志)1948年
識名盛恒	…(首里)1948年
志堅原良恵	…(首里)1941年補欠、1942年
志堅原良暢	…(首里)1910年、1914年、1918年
志多泊棟	…(那覇)1896年
柴田政太郎	…(那覇)1907年、1910年、1914年
島尻安伊子	…(那覇)2004年補欠、2005年
島田正博	…(那覇)1992年補欠、1996年補欠、2001年
島福盛市	…(真和志)1953年補充
島袋嘉順	…(那覇)1953年補充、1955年、1957年
島袋和忠	…(那覇)1896年、1898年
島袋嘉那	…(真和志)1908年
島袋秀永	…(那覇)1948年
島袋常教	…(那覇)1933年
島袋盛文	…(真和志)1953年補充
島袋全發	…(那覇)1942年
島袋宗康	…(那覇)1969年、1973年、1977年、1981年
島村方明	…(首里)1942年
謝花寛裕	…(那覇)1918年
謝花舒寛	…(真和志)1936年
尚球	…(首里)1918年
尚信	…(首里)1941年補欠
尚琳	…(首里)1918年、1921年
城間岩太	…(真和志)1932年、1936年
城間加那	…(真和志)1908年
城間亀助	…(真和志)1932年、1936年、1946年村政委員、1948年

議員名	当選時期
城間吉次郎	…(真和志)1953年補充
城間清利	…(真和志)1916年
城間恒加	…(那覇)1925年
城間康昌	…(那覇)1942年、1946年市政委員、1948年、1950年
城間康信	…(那覇)1946年市政委員
城間康雄	…(那覇)1929年、1933年
城間次郎	…(真和志)1916年
城間次郎	…(真和志)1940年
城間推好	…(真和志)1940年
城間誠安	…(真和志)1948年
城間富睦	…(首里)1950年
城間雄蔵	…(首里)1929年、1933年、1937年、1942年、1946年市政委員、1953年補充
城間理王	…(首里)1921年、1937年
親里嘉英	…(那覇)1950年
新里蒲	…(首里)1896年、1898年
新里康昌	…(首里)1901年補欠、1904年
新里義雄	…(真和志)1954年
末吉永元	…(首里)1937年
洲鎌忠	…(那覇)1993年、1997年、2001年、2005年
瀬底清喜	…(小禄)1953年補充
瀬長清	…(那覇)2004年補欠、2005年
瀬長樽	…(小禄)1932年
瀬長フミ	…(那覇)1965年、1969年、1973年、1977年
瀬名波栄	…(那覇)1957年
瀬名波良持	…(那覇)1942年
瀬良垣武安	…(那覇)1989年、1993年、1997年
勢理客宗永	…(真和志)1940年
勢理客知恒	…(那覇)1907年
勢理客知勇	…(那覇)1921年、1925年
祖慶次郎	…(真和志)1946年村政委員
祖慶良輔	…(那覇)1937年
楚南能任	…(那覇)1896年
平良牛	…(小禄)1908年
平良栄一	…(小禄)1920年
平良栄太郎	…(小禄)1948年
平良亀	…(小禄)1940年、1946年村政委員
平良亀助	…(小禄)1940年、1950年、(那覇)1954年、1961年、1965年
平良加□	…(小禄)1940年
平良金寿郎	…(小禄)1946年村政委員
平良玄昌	…(那覇)1969年
平良識子	…(那覇)2005年
平良信一	…(那覇)1969年
平良真次郎	…(那覇)1957年、1961年、1965年
平良仁宝	…(小禄)1946年村政委員、1948年
平良善助	…(小禄)1953年補充
平良長政	…(那覇)1985年、1989年
平良正邦	…(那覇)2004年補欠
平良雄一	…(小禄)1946年村政委員、1948年
平良良松	…(真和志)1948年、1950年
高里鈴代	…(那覇)1989年、1993年、1997年、2001年
高里良樹	…(那覇)1988年補欠、1992年補欠、1993年、1997年、2001年、2004年補欠
高嶺朝教	…(首里)1910年、1914年
高嶺朝申	…(首里)1907年、(那覇)1910年
高嶺朝清	…(首里)1898年
高宮城朝三	…(首里)1910年
高安高俊	…(那覇)1925年、1929年、1933年、1937年
高良敬一	…(小禄)1932年
高良惠三	…(小禄)1953年補充
高良弘吉	…(小禄)1940年、1948年
高良幸勇	…(那覇)1989年、1993年、1997年、2001年
高良三郎	…(那覇)1937年、1942年、1946年市政委員、1948年
高良昭一	…(みなと)1948年
高良四郎	…(那覇)1925年、1929年、1933年
高良真吉	…(小禄)1916年
高良愼吾	…(小禄)1908年
高良盛喜	…(那覇)1973年、1977年、1981年
高良盛幸	…(真和志)1936年、1946年村政委員、1953年補充
高良正幸	…(那覇)2005年
高良清二	…(那覇)1954年、1955年、1957年
高良正文	…(真和志)1948年、1950年、1954年
高良太郎	…(小禄)1932年
高良忠清	…(那覇)1981年
高良篤知	…(那覇)1914年、1918年
高良利雄	…(小禄)1932年、1936年
高良一	…(那覇)1946年市政委員、1948年、1954年、1955年、1957年、1961年、1965年
高良文雄	…(那覇)1969年、1973年、1977年、1981年
高良政彦	…(那覇)1985年
高良與一	…(小禄)1932年、1936年
高良隣徳	…(小禄)1916年
高良郎作	…(那覇)1918年
大工廻盛山	…(真和志)1953年補充、1954年
武富セツ	…(首里)1948年

議員名	当選時期
嵩原安佐	…(首里)1918年、1921年、1929年、1933年、1937年
武村朝良	…(那覇)1961年
嵩元盛昌	…(首里)1929年、1933年
田名眞亮	…(首里)1914年、1918年
田仲康榮	…(みなと)1947年村政委員、1948年
田場盛功	…(首里)1937年、1942年
田場典弘	…(首里)1937年、1942年、1946年市政委員、1948年
田場典詮	…(首里)1937年
玉井栄次	…(那覇)1958年増員
玉城彰	…(那覇)2001年、2005年
玉城栄一	…(那覇)1969年
玉城克全	…(那覇)1904年補欠、1907年
玉城加眞	…(首里)1896年
玉城亀	…(首里)1921年
玉城龜	…(真和志)1916年
玉城龜八	…(真和志)1908年
玉城三郎	…(真和志)1916年
玉城尚	…(みなと)1947年村政委員、1948年
玉城尚秀	…(首里)1921年、1925年、1929年、1933年、1937年、1942年
玉城仁章	…(那覇)1993年、1997年、2001年、2005年
玉城樽助	…(真和志)1940年
玉城定仁	…(那覇)1973年、1977年
玉城正次	…(那覇)1958年増員
玉城良欣	…(首里)1946年市政委員
玉那覇宏	…(那覇)1972年補欠、1973年、1977年、1981年、1985年
玉那覇有喜	…(首里)1937年、1942年、1948年
玉那覇有義	…(首里)1950年、(那覇)1954年、1955年、1957年
玉那覇有宏	…(首里)1925年、1942年、1946年市政委員
多和田栄子	…(那覇)2005年
知名定孝	…(首里)1914年、1918年
知念榮信	…(首里)1921年、1929年、 1933年
知念嘉運	…(那覇)1898年
知念嘉榮	…(那覇)1904年
知念克征	…(那覇)1996年補欠、1997年
知念近康	…(真和志)1932年
知念宏茂	…(首里)1925年
知念清規	…(首里)1925年、1929年、1933年、1937年
知念清吉	…(真和志)1948年、1954年
知念績昌	…(首里)1898年、1904年

議員名	当選時期
知念武雄	…(首里)1933年
知念朝榮	…(首里)1937年
知念博	…(那覇)1997年、2001年、2005年
知花朝章	…(首里)1904年
知花包吉	…(首里)1948年、1953年補充
中馬辰次郎	…(那覇)1901年
津嘉山朝興	…(首里)1904年
津嘉山珍章	…(首里)1898年
津嘉山珍璘	…(首里)1929年、1933年、1937年、1942年
椿秀義	…(那覇)1965年、1969年
呈光良	…(那覇)1914年
照屋寛完	…(首里)1896年、1901年補欠
照屋寛宜	…(首里)1941年補欠、1942年
照屋寛忠	…(首里)1925年
照屋興行	…(那覇)1896年
照屋幸智	…(小禄)1953年補充
照屋参多	…(首里)1937年
照屋正徳	…(小禄)1946年村政委員、1948年、1950年、(那覇)1954年、1955年
照屋忠蔵	…(小禄)1948年
照屋徳三	…(小禄)1908年
照屋博	…(小禄)1932年
照屋林	…(小禄)1946年村政委員、1948年、1950年
照屋林顯	…(那覇)1910年
照屋林棟	…(那覇)1914年、1918年
当間亀	…(小禄)1916年
當間惠治	…(那覇)1929年
當間元英	…(首里)1933年
當間高得	…(那覇)1910年
當眞嗣合	…(首里)1921年、1925年
当間嗣種	…(首里)1948年
當眞嗣守	…(首里)1910年、 1929年
当真嗣州	…(那覇)1973年、1977年、1981年、1985年、1989年、1993年、1997年、2001年
當眞嗣全	…(首里)1950年
當間三郎	…(小禄)1932年
當間三郎	…(小禄)1953年補充
當間重愼	…(那覇)1907年、1910年
當間重祿	…(那覇)1914年、1918年
當間眞吉	…(那覇)1942年
當間樽	…(小禄)1936年、1940年、1948年
當間史一	…(首里)1933年、 1937年、1946年市政委員
當間文清	…(首里)1925年、1929年
當間盛夫	…(那覇)2001年

議員名	当選時期
唐真弘安	…(那覇)1973年、1981年、1985年、1989年、1993年、1996年補欠、1997年、2001年、・2005年
當銘加那	…(那覇)1898年
當銘喜保	…(那覇)1937年
當銘直喜	…(那覇)1942年
當山昌重	…(那覇)1904年
渡嘉敷邦光	…(みなと)1947年村政委員、1948年
渡嘉敷浩三	…(真和志)1954年
渡嘉敷眞英	…(那覇)1921年、1925年、1929年
渡嘉敷宗賀	…(首里)1929年、1933年、1937年、1942年、1948年、1953年補充
渡嘉敷直志	…(首里)1910年、1914年
渡嘉敷直清	…(首里)1933年
渡嘉敷通昆	…(首里)1907年、1910年、1914年
渡久地修	…(那覇)1997年、2001年、2005年
渡久地健	…(那覇)1989年、1993年
渡口精賀	…(那覇)1946年市政委員、1948年
渡久地政瑚	…(那覇)1910年、1914年、1918年
渡久地政昜	…(那覇)1901年
渡口政行	…(那覇)1953年補充、1955年、1957年
渡久地政作	…(那覇)2005年
渡口政成	…(那覇)1910年
渡口初美	…(那覇)1993年
渡口麗秀	…(那覇)1953年補充、1954年、1955年、1957年、1961年、1965年
徳村政輝	…(首里)1925年、1929年、1933年、1937年、1942年
徳村政能	…(首里)1933年
渡慶次朝宣	…(首里)1914年、1918年
渡慶次道信	…(那覇)1972年補欠
渡名喜聡	…(首里)1948年
渡名喜守明	…(首里)1946年市政委員
豊見城盛和	…(首里)1896年、1898年、1901年、1910年、1914年、1918年
富永實忠	…(那覇)1918年
富原守昭	…(首里)1921年
富山徳潤（安慶名）	…(那覇) 1925年、1933年、1942年
友寄英偉	…(那覇)1918年
友寄賢一	…(首里)1950年
友寄隆起	…(那覇)1929年、1937年
友寄隆保	…(みなと)1947年村政委員、1948年
友利栄吉	…(那覇)1961年、1965年、1969年

議員名	当選時期
友利玄雄	…(那覇)1973年、1977年、1981年、1985年、1989年、1993年
豊里友三郎	…(首里)1929年
豊平良顯	…(首里)1948年
中孝徳	…(那覇)1942年
永井吉太郎	…(那覇)1921年
仲井間一郎	…(那覇)1977年
仲井真元楷	…(那覇)1948年、1955年
仲尾次盛夏	…(那覇)1958年増員
仲尾次政昆	…(那覇)1907年、1910年、1914年
仲里善榮	…(那覇)1937年
仲里朝茂	…(首里)1896年、1898年、1904年、1910年
中島徳良	…(那覇)1973年、1977年、1981年、1985年、1989年
仲宗根梶雄	…(那覇)1957年
仲宗根義	…(那覇)1981年、1985年
仲宗根朝盛	…(真和志)1948年
仲宗根昌弘	…(那覇)1965年
仲田朝株	…(首里)1896年、1898年、1904年
長田紀善	…(那覇)1942年
永田長恭	…(那覇)1907年、1914年
仲地唯謙	…(那覇)1914年、1918年、1921年、1925年
仲地唯隆	…(那覇)1904年
長野時之助	…(那覇)1925年、1929年、1933年、1937年
名嘉原安教	…(首里)1937年、1946年市政委員
仲程實長	…(真和志)1936年
名嘉眞大興	…(那覇)1901年、1907年
仲松邦雄	…(那覇)1988年補欠
仲松庸幸	…(首里)1948年
仲松庸全	…(那覇)1957年
仲嶺盛義	…(真和志)1936年、1946年村政委員
仲嶺盛成	…(真和志)1940年
長嶺亀千	…(小禄)1946年村政委員
長嶺顯昌	…(小禄)1908年
長嶺高兆	…(那覇)1981年、1985年
長嶺將快	…(那覇)1933年、1937年
長嶺将真	…(那覇)1953年補充、1954年、1955年
長嶺清盛	…(小禄)1932年、1946年村政委員
長嶺善裕	…(那覇)1929年
長嶺宗栄	…(小禄)1936年
長嶺樽	…(小禄)1940年
長嶺但保	…(那覇)1937年、1942年
長嶺長盛	…(小禄)1936年
長嶺照雄	…(小禄)1940年
長嶺弘	…(小禄)1932年

議員名	当選時期
長嶺義忠	…(那覇)1948年
仲村家治	…(那覇)2005年
仲村英賢	…(那覇)1929年、1933年、1937年、1946年市政委員
仲村喜忠	…(那覇)1948年、
中村正一	…(那覇)1973年、1977年、1981年
中村昌信	…(那覇)1969年、1973年、1977年、1981年、1985年、1989年、1993年
仲村誠輝	…(首里)1946年市政委員、
仲村正治	…(那覇)1969年、1973年、
仲村善信	…(那覇)1985年、1989年、1993年、1997年、2001年
中村昌樹	…(那覇)1996年補欠、1997年、2001年
中村良才	…(みなと)1947年村政委員、1948年
仲本安一	…(那覇)1965年、1969年、1973年
仲本為美	…(那覇)1929年、1933年、1937年、1942年
仲本光輝	…(真和志)1946年村政委員
仲本將佐	…(那覇)1921年
仲本政春	…(那覇)1914年、1921年、1929年、1933年、1937年
仲本斉政	…(那覇)1948年
仲本政篤	…(那覇)1929年
仲本嘉公	…(那覇)1985年、1989年、1993年、1997年、2001年
長元朝悦	…(首里)1921年
永山盛廣	…(那覇)1996年補欠、1997年、2001年、2005年
仲吉朝悦	…(那覇)1921年
仲吉朝助	…(首里)1910年、1914年
仲村渠加那	…(真和志)1940年
仲村渠新英	…(首里)1946年市政委員
仲村渠清一	…(小禄)1932年
仲村渠誠輝	…(首里)1933年
仲村渠清吉	…(真和志)1940年
仲村渠盛慶	…(那覇)1929年、1933年、1937年、1942年
仲村渠善三	…(小禄)1932年
仲村渠松	…(真和志)1908年、1916年
名護朝助	…(首里)1907年補欠
名城嗣夫	…(那覇)1961年
並川龜次郎	…(那覇)1921年
波平謙一	…(小禄)1932年
西平賀荘	…(那覇)1918年、1921年
西平守貞	…(首里)1921年
新田宗政	…(真和志)1954年
野崎眞叙	…(首里)1925年
野崎フミ(文子)	…(那覇)1972年補欠、1973年、1977年
野原繁雄	…(首里)1953年補充
野原朝直	…(首里)1942年
登川守正	…(那覇)1921年
野村朝賢	…(真和志)1954年
鉢嶺清才	…(那覇)1898年
花城永渡	…(那覇)1925年、1929年
花城清宜	…(首里)1896年、1898年
花城清用	…(首里)1941年補欠、1942年
濱崎藤次郎	…(那覇)1918年
濱田平畝	…(那覇)1921年、1925年
濱田良平	…(那覇)1929年、1937年
浜元盛斉	…(首里)1953年補充
比嘉安心	…(首里)1933年
比嘉榮眞	…(那覇)1942年
比嘉加栄	…(那覇)1942年、1948年
比嘉賀學	…(那覇)1921年
比嘉賀慶	…(那覇)1898年、1901年、1907年補欠
比嘉賀但	…(那覇)1901年
比嘉勝秀	…(那覇)1976年補欠、1981年、1985年
比嘉賀徳	…(那覇)1896年
比嘉加野	…(首里)1925年、1929年
比嘉龜小	…(真和志)1916年
比嘉京子	…(那覇)2000年補欠、2001年
比嘉健亀	…(真和志)1946年村政委員
比嘉憲興	…(真和志)1932年
比嘉憲光	…(真和志)1940年
比嘉憲昌	…(真和志)1953年補充、1954年
比嘉憲次郎	…(那覇)2004年補欠、2005年
比嘉俊一	…(首里)1937年
比嘉昌源	…(首里)1925年、1929年
比嘉真三郎	…(みなと)1947年村政委員、1948年
比嘉盛昇	…(首里)1921年
比嘉盛約	…(首里)1896年、1898年
比嘉朝四郎	…(那覇)1950年、1954年、1955年、1957年、1961年、1965年
比嘉俊雄	…(真和志)1940年
比嘉武太	…(首里)1907年、1910年
比嘉瑞己	…(那覇)2005年
比嘉明信	…(那覇)1933年、1937年
比嘉佑直	…(那覇)1954年、1955年、1957年、1961年、1965年、1969年、1973年、1977年
比嘉良実	…(首里)1946年市政委員、1948年
比嘉廉	…(那覇)1946年市政委員

議員名	当選時期
東恩納寛正	…(那覇)1898年
東恩納盛贇	…(首里)1901年、1907年
肥後茂良	…(那覇)1929年、1933年
備瀬知助	…(那覇)1898年
備瀬知良	…(那覇)1950年、1954年、1955年、1957年
百名朝眞	…(首里)1925年
比屋定理榮	…(真和志)1932年、1936年、1940年、1946年村政委員、1948年、1950年
比屋根安榮	…(首里)1907年、1910年
比屋根良任	…(首里)1918年、1921年
平尾喜一	…(那覇)1933年、1937年
平尾喜三郎	…(那覇)1918年
平田嗣順	…(首里)1918年、1921年、1925年
平仲善幸	…(那覇)1973年、1977年、1981年、1988年補欠、1989年
普久里宗業	…(那覇)1896年
福地友章	…(首里)1948年
普久原朝光	…(那覇)1958年増員
普久原朝賞	…(真和志)1916年
普久原朝信	…(真和志)1932年、1946年村政委員
譜久山朝宜	…(首里)1896年、1898年、1901年、1907年、1910年、1914年、1918年
福山義雄	…(那覇)1925年
藤井平兵衛	…(那覇)1904年
普天間直健	…(那覇)1948年
麓純義	…(那覇)1910年、1933年
古堅厚亮	…(首里)1948年
古堅茂治	…(那覇)2005年
古堅宗秀	…(真和志)1954年
古野進	…(那覇)1929年
平敷慶久	…(那覇)1946年市政委員
辺野喜英興	…(那覇)1950年、1954年、1955年、1957年、1961年、1965年、1969年
平安座得馨	…(那覇)1946年市政委員
外間完董	…(首里)1896年、1898年、1901年、1907年、1910年、1914年、1918年
外間現敬	…(那覇)1910年
外間政成	…(那覇)1933年
外間久子	…(那覇)1985年
外間宏匡	…(那覇)1921年
真栄城嘉園	…(那覇)1965年、1969年、1973年、1977年
眞榮城玄吉	…(真和志)1932年、1936年、1940年、1946年村政委員
眞榮城玄明	…(首里)1929年、1933年、1942年、1946年市政委員
眞榮城守行	…(真和志)1932年、1936年、1940年
眞榮城守康	…(那覇)1929年
眞榮城盛守	…(真和志)1936年
真栄城守晨	…(那覇)1985年、1989年、1993年、1997年
前田英次郎	…(那覇)1907年、1910年、1914年、1921年
真栄田義晃	…(那覇)1954年、1955年、1957年、1961年
真栄田義長	…(真和志)1948年
真栄田世勲	…(那覇)1937年、1942年、1946年市政委員、1948年、1950年
前田政明	…(那覇)1988年補欠、1989年、1993年、1997年、2001年
眞壁朝昭	…(首里)1914年、1925年
牧志眞喜	…(那覇)1921年、1925年、1929年、1942年
牧港朝佐	…(首里)1896年
真喜屋武	…(那覇)1972年補欠、1973年、1981年、1985年
眞志喜朝睦	…(首里)1929年、1933年
眞境名安宏	…(首里)1896年、1898年
眞境名元仁	…(首里)1937年、1946年市政委員、1948年、1953年補充
真境名元正	…(真和志)1948年
又吉久正	…(真和志)1953年補充、1954年、(那覇)1958年増員、1961年、1965年、1969年
又吉昌順	…(みなと)1948年
又吉昌祥	…(那覇)1904年
又吉世澤	…(那覇)1933年、1937年
町田宗永	…(真和志)1953年補充、1954年
松川靖	…(那覇)2005年
松島朝董	…(首里)1896年
松島良恭	…(首里)1937年
松田賢善	…(真和志)1948年
松田義之	…(那覇)1989年、1993年、1997年、2001年、2005年
松堂厚章	…(首里)1937年、1942年
松本完可	…(首里)1948年
松茂良興辰	…(那覇)1973年、1977年、1981年、1985年
湊川孟貞	…(首里)1910年
宮城安榮	…(首里)1921年
宮城安信	…(首里)1929年
宮城安正	…(首里)1907年、1910年、1914年、1918年
宮城安得	…(首里)1925年
宮城永吉	…(首里)1925年
宮城永蔵	…(首里)1942年、1946年市政委員
宮城嘉那	…(首里)1929年

議員名	当選時期
宮城龜千代	…(真和志)1932年
宮城龜壽	…(那覇)1921年
宮城啓脉	…(首里)1898年
宮城康太郎	…(首里)1937年、1946年市政委員
宮城春烈	…(真和志)1932年
宮城清三郎	…(小禄)1953年補充、(那覇)1955年、1957年
宮城善正	…(真和志)1948年
宮城崇徳	…(首里)1948年
宮城武	…(那覇)1969年、1977年、1981年
宮城朝敏	…(みなと)1948年
宮城能宏	…(首里)1921年、1925年、1929年、1933年、1937年
宮城宜子	…(那覇)1989年、1993年、1997年、2001年
宮城久光	…(真和志)1953年補充
宮城実	…(那覇)1957年
宮城無々	…(那覇)1933年
宮國恵徳	…(那覇)1997年、2001年、2005年
宮里栄輝	…(真和志)1948年
宮里榮亮	…(真和志)1932年、1936年
宮里加眞	…(真和志)1916年
宮里亀	…(那覇)1933年、1937年
宮里喜眞	…(那覇)1898年
宮里喜定	…(真和志)1908年
宮里小三郎	…(みなと)1948年
宮里實勝	…(那覇)1918年
宮里新	…(那覇)1907年
宮里辰雄	…(那覇)1925年、1929年、1937年
宮里敏慶	…(那覇)1954年、1955年、1957年、1961年、1969年、1973年
宮里光雄	…(那覇)2001年、2005年
宮里實	…(那覇)1910年
宮里義太郎	…(真和志)1948年
宮里良永	…(那覇)1925年、1929年、1933年、1937年、1942年
宮平仁和	…(真和志)1932年
宮平良應	…(首里)1904年
宮平良常	…(首里)1933年
宮良永昌	…(那覇)1965年
本村朝昭	…(首里)1896年、1898年
森龜次郎	…(那覇)1918年
森田重男	…(那覇)1973年、1977年、1981年、1985年
森田孟松	…(真和志)1948年、1954年、(那覇)1958年増員、1961年
森田孟真	…(那覇)1955年

議員名	当選時期
森山紹盛	…(真和志)1948年
森山昌宜	…(那覇)1948年
諸見里朝彰	…(首里)1946年市政委員
屋嘉宗禮	…(那覇)1896年
屋嘉比柴建	…(首里)1948年
屋嘉比柴俊	…(首里)1953年補充
屋嘉比政兄	…(首里)1901年
屋宜宗一	…(那覇)1973年、1977年、1981年、1985年
屋慶名政永	…(真和志)1953年補充、1954年(那覇)1958年増員
屋慶名政方	…(那覇)1901年、1907年補欠
安見福寿	…(那覇)1961年、1965年、1969年
矢野雄造	…(那覇)1918年
屋比久牛蔵	…(真和志)1932年、1936年
山内盛三	…(那覇)2000年補欠、2005年
山内武夫	…(真和志)1946年村政委員、1954年
山川正平	…(那覇)1965年、1973年、1977年
山川朝棟	…(那覇)1921年
山川典二	…(那覇)1997年、2001年、2005年
山口榮規	…(首里)1921年
山口惠知	…(那覇)1898年
山口房良	…(首里)1929年、1933年
山口保仁	…(那覇)1942年
山崎粂次郎	…(那覇)1914年、1918年
山里永錫	…(那覇)1896年、1898年
山里将貞	…(那覇)1942年
山城思太郎	…(那覇)1953年補充
山城和保	…(那覇)1988年補欠
山城高興	…(那覇)1910年
山城正馴	…(那覇)1914年
山城盛昌	…(真和志)1948年
山城正擇	…(那覇)1901年
山城盛善	…(真和志)1954年
山城正太郎	…(真和志)1940年
山城正樂	…(那覇)1896年
山城範英	…(首里)1948年、1950年
山城範益	…(首里)1918年、1921年、1925年
山田英盛	…(真和志)1950年
山田親徳	…(那覇)1925年、1929年、1933年、1937年
山田有幹	…(那覇)1921年、1925年、1929年、1933年、1937年、1942年
山田義宜	…(那覇)1992年補欠
屋良栄作	…(那覇)1996年補欠、1997年、2001年、2005年
屋良朝主	…(首里)1896年

議員名	当選時期
屋良朝順	…(真和志)1948年
與儀牛	…(小禄)1916年
與儀永龜	…(小禄)1932年
與儀喜恒	…(首里)1914年
與儀喜柱	…(首里)1901年
与儀清春	…(那覇)1997年、2001年、2005年
與儀元麟	…(那覇)1896年
與儀實司	…(那覇)2005年
與儀仁清	…(真和志)1948年
與儀清秀	…(首里)1941年補欠
與儀清福	…(小禄)1936年
與儀松助	…(真和志)1936年
與古田良長	…(首里)1896年、1898年、1904年
與座盛喜	…(首里)1942年
吉田嗣浩	…(首里)1925年

議員名	当選時期
吉武進	…(小禄)1948年
吉浜朝一	…(那覇)1965年
與那原良儀	…(首里)1914年、1918年
與那原良奎	…(首里)1910年、1914年、1918年
與那原良眞	…(那覇)1921年
與那嶺清義	…(首里)1937年、1942年
饒平名紀順	…(那覇)1910年
饒平名紀能	…(那覇)1896年
饒平名知高	…(那覇)1896年、1898年、1904年補欠、1907年
饒平名知新	…(那覇)1921年
讀谷山朝慶	…(首里)1907年、1910年、1914年、1918年
湧川朝渉	…(那覇)1996年補欠、1997年、2001年、2005年
渡邊佳助	…(那覇)1904年

収録外の関係法令一覧

戦前期

間切内法
琉球国王尚泰ヲ藩王トナシ華族ニ陞列スル詔(詔勅)(1872年9月14日)
沖縄県設置(太政官布告第14号)(1879年4月4日)
大日本帝国憲法(1889年2月11日)
沖縄県ノ郡編制ニ関スル件(勅令第13号)(1896年3月7日)
沖縄県郡区職員及島庁職員ニ関スル件(勅令第14号)(1896年3月7日)
間切島巡視規程(沖縄県訓令第90号)(1900年9月17日)
区役所処務規程(沖縄県訓令乙第38号)(1902年4月22日)
沖縄県間切島並伊豆小笠原名称区域変更スル詔(勅令第45号)(1907年3月15日)
沖縄県ニ関スル府県制特例(勅令第20号)(1909年3月12日)
衆議院議員選挙法(勅令第58号)(1912年3月29日)
治安維持法(法律第46号)(1925年4月22日)
普通選挙法(衆議院議員選挙法改正)(1925年5月5日)
沖縄県市町村粛正委員会設置規程(沖縄県告示第176号)(1935年9月27日)
衆議院議員総選挙対策翼賛選挙貫徹運動基本要綱(閣議決定)(1942年2月18日)
部落会町内会等整備要項(内務省訓令第17号)(1940年9月30日)
市町村監査規程(沖縄県訓令第7号)(1941年3月27日)

アメリカ統治期

米国占領下の南西諸島及其近海居住民に告ぐ(権限の停止)(米海軍政府布告第1号)(1945年3月)
沖縄中央政府の創設(米軍政府指令第156号)(1946年4月22日)
部長・市町村長任命に関する件(米海軍軍政本部)(1946年5月7日)
北部南西諸島住民に告ぐ(選挙について)(北部南西諸島軍政本部命令第4号)(1946年6月4日)
沖縄議会暫定措置要綱(沖縄民政府告示第4号)(1946年5月22日)
部長・市町村長任命に関する件(米海軍軍政本部)(1946年5月7日)
知事任命に関する布告(南西諸島米海軍軍政本部軍政府布告並指令)(1946年4月24日)
郡会の機能と空席補充の件(琉球軍政府命令)(1946年12月18日)
先島群島行政に関する件(海軍軍政府指令第6号)(1946年5月11日)
沖縄地方の選挙対策及び要求事項に関する件(1947年5月9日)
政党について(米軍政府特別布告第23号)(1947年10月15日)
八重山・宮古列島の市町村長及び議員の選挙(米軍指令第7号)(1948年1月19日)
南部琉球市町村制(作戦命令第40号)(1949年1月3日)
臨時民政府の議会(米軍政府指令第20号)(1949年10月1日)
沖縄民政府議会議員代表区、議員及びその任期(沖縄民政府政令第1号)(1949年10月19日)
民政議会(米軍政府布令第2号)(1949年12月21日)
臨時琉球諮詢委員会(米軍政府布令第1号)(1950年1月3日)
臨時琉球諮詢委員会機構及び議事規則の設定(米軍政本部指令第5号)(1950年6月13日)
群島政府知事及び議会議員選挙(米軍政府特別布告第37号)(1950年6月30日)

群島政府知事及び議会議員選挙法(米軍政府布令第19号)(1950年7月10日)
群島政府組織法(米軍政府布令第22号)(1950年8月4日)
群島政府知事及び議会議員選挙法細則(沖縄民政府告示第12号)(1950年8月19日)
群島政府の名称について(米軍政府指令第12号)(1950年10月27日)
沖縄民政府を沖縄群島政府と改称(沖縄民政府告示第31号)(1950年10月27日)
沖縄知事の名称を沖縄群島知事と改称(沖縄民政府訓令甲第5号)(1950年10月27日)
琉球列島米国民政府に関する指令(極東軍総司令部)(1950年12月5日)
琉球列島米国民政府の設立(米国民政府布告第1号)(1950年12月15日)
臨時中央政府の設立(米国民政府布告第3号)(1951年4月1日)
臨時中央政府行政主席及び行政副主席に関する補充規程(米国民政府指令第6号)(1951年5月22日)
立法院の手続(米国民政府指令第5号)(1951年5月22日)
真和志村選挙人名簿(米国民政府布令51号)(1951年9月15日)
琉球政府立法院議員選挙法(米国民政府布令第57号)(1951年12月18日)
琉球政府の設立(米国民政府布告第13号)(1952年2月29日)
琉球政府章典(米国民政府布令第68号)(1952年2月29日)
群島政府職能の終止(米国民政府布令第69号)(1952年3月15日)
琉球列島米国民政府に関する指令(極東軍総司令部)(1952年4月30日)
琉球政府行政主席選挙法(米国民政府布令第95号)(1953年1月9日)
琉球政府行政主席選挙法(琉球政府立法第3号)(1953年1月19日)
公選による公職(琉球政府人事委員会規則第1号)(1953年3月9日)
立法院議員選挙法(琉球政府立法第1号)(1956年1月31日)
立法院議員選挙運動費用規則(琉球政府規則第19号)(1956年2月11日)
市町村合併促進法(立法第84号)(1956年10月20日)
行政主席の任期(米国民政府布告第35号)(1956年11月20日)
琉球列島の管理に関する行政命令(行政命令第10713号)(1957年6月5日)
政治犯への恩赦(米国民政府布告第10号)(1958年8月22日)
行政主席選挙法(琉球政府立法第75号)(1968年7月15日)
沖縄住民の国政参加特別措置法(法律第49号)(1970年5月7日)
日本本土と沖縄の一本化に関する基本方針について(閣議決定)(1968年11月5日)

復帰後

日本国憲法(1972年5月15日沖縄県に適用)

あ　と　が　き

このたび、『那覇市議会史　第2巻　資料編1　議会の法規・組織』を発刊する運びとなりました。議会史として7冊目の発刊となります。

本巻は1888年（明治21年）の予算協議会から2005年（平成17年）12月までの100年余にわたる歴史を背景に、現在の那覇市を構成する旧那覇市、旧首里市、旧小禄村、旧真和志市(村)、旧みなと村を含めた議会の資料を収録しており、第1部「議会関係法規」、第2部「議会の組織」で構成されております。

「議会関係法規」では、国・県・米軍政府関係も含めた膨大な議会関係法令とその改正分も収録しており、時代とともに変化する法制度の変遷がわかります。その中で、特に市制・町村制等が遅れて沖縄県に適用されたため、法令の条文整理に苦慮しました。

「議会の組織」では那覇市の議員名簿を顔写真付きで紹介していますが、収集した写真の中には傷みの激しいものが数多くあり、修正加工にかなりの時間を要しました。さらに戦前・戦後間もない時期の写真を収集するため、県内二紙や市議会だより等、市の広報紙で資料提供を呼びかけました。そのような中、歴代の正副議長に関しては、関係者を直接訪ねるなど、合併前の首里市、小禄村、真和志市(村)、みなと村も含めて、全員の顔写真を収録することができました。

また、先の大戦や戦後の大雨による浸水で、戦前、戦後間もない頃の会議録・関係資料の大部分が消失、散逸したため、当時の刊行物、新聞記事、字誌等がその期間を補う重要な資料となりました。

結びに、資料収集に際して貴重な文献や写真等を提供して頂いた皆様、並びに議会史編集委員会及び議会史編さん委員会の委員の方々に対し、心から感謝とお礼を申し上げるとともに、本巻が、これまでの市議会の足跡をたどる貴重な記録として、また今後の豊かなまちづくりの展望の一助として、多くの皆様に活用されることを念願しまして、ごあいさつといたします。

平成19年（2007年）10月

那覇市議会事務局

那覇市議会史編さん委員会委員名簿

任期　平成 15 年 8 月 13 日～平成 17 年 8 月 3 日

委 員 長	我那覇　生　隆	(議　長)
副委員長	高　里　鈴　代	(副議長) (～平成 16 年 10 月 20 日)
〃	久　高　友　弘	(　〃　) (平成 16 年 12 月 1 日～)
	亀　島　賢　優	(市民の会)
	喜舎場　盛　三	(公明党)
	金　城　　徹	(清成クラブ)
	崎　山　嗣　幸	(社社クラブ) (平成 16 年 11 月 24 日～)
	座　覇　政　為	(自民クラブ)
	玉　城　　彰	(民主クラブ)
	渡久地　　修	(日本共産党)

※「社社クラブ」は、平成 16 年 12 月 9 日、「市民・社社ネット」から会派名称変更
※「民主クラブ」は、平成 16 年 11 月 22 日、「市民・社社ネット」から分離、新会派として結成

任期　平成 17 年 8 月 10 日～平成 19 年 8 月 9 日

委 員 長	久　高　将　光	(議　長)
副委員長	松　田　義　之	(副議長)
	安慶田　光　男	(自民・無所属連合)
	上　里　直　司	(民主クラブ)
	桑　江　　豊	(公明党)
	座　覇　政　為	(そうぞう)
	平　良　識　子	(社社連合)
	知　念　　博	(市民の会)
	唐　真　弘　安	(自由民主党)
	渡久地　　修	(日本共産党)

※「そうぞう」は、平成 17 年 12 月 20 日、「自民クラブ」から会派名称変更
※「自由民主党」は、平成 19 年 6 月 1 日、「大志の会」から会派名称変更

任期　平成 19 年 8 月 10～平成 21 年 8 月 3 日

委員長	久高将光	(議　長)(～平成 19 年 8 月 15 日)
〃	安慶田光男	(　〃　)(平成 19 年 8 月 15 日～)
副委員長	松田義之	(副議長)(～平成 19 年 8 月 15 日)
〃	崎山嗣幸	(　〃　)(平成 19 年 8 月 15 日～)
	安慶田光男	(自民・無所属連合)(～平成 19 年 8 月 15 日)
	久高将光	(　〃　)(平成 19 年 8 月 16 日～)
	上里直司	(民主クラブ)
	大城朝助	(日本共産党)
	桑江　豊	(公明党)
	座覇政為	(そうぞう)
	平良識子	(社社連合)
	唐真弘安	(自由民主党・市民の会)

※「自由民主党・市民の会」は、平成 19 年 8 月 23 日、「自由民主党」から会派名称変更

那覇市議会史編集委員会委員名簿

任期　平成 18 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

委員長		金城　功	元沖縄大学教授
副委員長	＊	来間泰男	沖縄国際大学経済学部教授
		大城将保	沖縄国際大学非常勤講師
	＊	久部良和子	沖縄県文化振興会公文書専門員
	＊	田里　修	沖縄大学法経学部教授
	＊	田名真之	沖縄国際大学総合文化学部教授
	＊	徳田博人	琉球大学大学院法務研究科教授
	＊	前津榮健	沖縄国際大学法学部教授
	＊	宮城剛助	元沖縄県公文書館副参事
		宮里武邦	元琉球新報社取締役製作担当、制作局長
		本村　繁	那覇市文化協会文芸部会長
		由井晶子	元沖縄タイムス社編集局長

(＊は「第 2 巻」小委員会委員)

那覇市議会史編さん室

室長	照屋清光	(調査課長)
主査	島袋真左樹	(調査課主査)
編さん員	山城洋子	
編さん員	眞榮田聡子	

那覇市議会史　第２巻　資料編１　議会の法規・組織

発行年日　平成19年(2007年)10月
編　　集　那覇市議会事務局　議会史編さん室
〒900-8585　沖縄県那覇市泉崎１丁目１番１号
電話　（098）862－8194
ＦＡＸ　（098）862－8296
発　　行　那覇市議会
印　　刷　(有)南風原印刷
〒902-0073　沖縄県那覇市上間571-1
電話　（098）834－1616
ＦＡＸ　（098）855－1968